

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和2年11月25日 開会 }
令和2年12月21日 閉会 } 27日間

沖 縄 県 議 会

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録目次

1.	会期日程	9
1.	開会日に応招した議員	11
1.	12月1日に応招した議員	11

○第1号（11月25日）

1.	開会年月日時	13
1.	議事日程	13
1.	本日の会議に付した事件	13
1.	出席議員	15
1.	欠席議員	15
1.	説明のため出席した者の職、氏名	15
1.	職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	16
1.	開 会	16
1.	黙 禱（元議長外間盛善氏逝去）	16
1.	諸般の報告	16
1.	日程第1 会議録署名議員の指名	16
1.	日程第2 会期の決定	16
1.	一括議題 { 日程第3 令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案 }	16
	{ 日程第4 令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号まで }	
1.	委員長報告（決算特別委員長）	17
1.	採 決	20
1.	日程第5 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙30号議案まで及び諮問第1号 ..	21
1.	知事（玉城デニー君）の提案理由説明	21
1.	人事委員会（島袋秀勝君）の意見	22
1.	委員会付託	22
1.	日程第6 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件	22
1.	日程第7 陳情第184号、第188号の5及び第190号の付託の件	22
1.	委員会付託	22
1.	休会の議決	23
1.	散 会	23

○第2号（12月2日）

1.	開議年月日時	25
1.	議事日程	25
1.	本日の会議に付した事件	25
1.	出席議員	25
1.	欠席議員	26
1.	説明のため出席した者の職、氏名	26
1.	職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	26
1.	開 議	26
1.	諸般の報告	26

1. 副知事（富川盛武君）の発言の申出	26
1. 日程第1 乙第30号議案	27
1. 委員長報告（総務企画委員長）	27
1. 採 決	27
1. 日程第2 甲第1号議案	27
1. 委員長報告（総務企画委員長）	27
1. 採 決	28
1. 日程第3 甲第5号議案	29
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	29
1. 採 決	29
1. 日程第4 代表質問	30
末松 文信君	30
仲里 全孝君	43
崎山 嗣幸君	57
当山 勝利君	62
1. 散 会	69

○第3号（12月3日）

1. 開議年月日時	71
1. 議事日程	71
1. 本日の会議に付した事件	71
1. 出席議員	71
1. 欠席議員	71
1. 説明のため出席した者の職、氏名	71
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	72
1. 開 議	72
1. 日程第1 代表質問	72
比嘉 瑞己君	72
島袋 恵祐君	79
玉城健一郎君	87
喜友名智子さん	93
新垣 光栄君	100
1. 環境部長（松田 了君）の釈明発言の申出	110
金城 勉君	110
當間 盛夫君	119
1. 散 会	126

○第4号（12月4日）

1. 開議年月日時	129
1. 議事日程	129
1. 本日の会議に付した事件	129
1. 出席議員	130
1. 欠席議員	130
1. 説明のため出席した者の職、氏名	130

1. 本日の会議に付した事件	257
1. 出席議員	258
1. 欠席議員	258
1. 説明のため出席した者の職、氏名	258
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	259
1. 開 議	259
1. 諸般の報告	259
1. 一括議題	} 259
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から 乙第29号議案まで及び諮問第1号	
1. 一般質問・質疑	259
上原 章君	259
大城 憲幸君	267
比嘉 京子さん	275
玉城ノブ子さん	281
照屋 大河君	287
翁長 雄治君	293
仲宗根 悟君	300
1. 散 会	305

○第7号 (12月9日)

1. 開議年月日時	307
1. 議事日程	307
1. 本日の会議に付した事件	307
1. 出席議員	308
1. 欠席議員	308
1. 説明のため出席した者の職、氏名	308
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	309
1. 開 議	309
1. 諸般の報告	309
1. 一括議題	} 309
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から 乙第29号議案まで及び諮問第1号	
1. 一般質問・質疑	309
瀬長美佐雄君	309
瑞慶覧 功君	316
山里 将雄君	323
西銘 純恵さん	329
山内 末子さん	337
渡久地 修君	345
次呂久成崇君	353
仲村 未央さん	360
1. 委員会付託	366
1. 日程第3 甲第6号議案	366
1. 副知事(富川盛武君)の提案理由説明	366

1. 質 疑	366
照屋 守之君	366
1. 委員会付託	370
1. 日程第4 議員提出議案第1号 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の 一部を改正する条例	370
1. 大城 憲幸君の提案理由説明	370
1. 質 疑	371
照屋 守之君	371
比嘉 瑞己君	374
喜友名智子さん	376
比嘉 京子さん	379
1. 委員会付託	382
1. 日程第5 陳情第205号及び第208号から第210号までの付託の件	382
1. 委員会付託	382
1. 休会の議決	382
1. 散 会	382

○第8号 (12月11日)

1. 開議年月日時	385
1. 議事日程	385
1. 本日の会議に付した事件	385
1. 出席議員	385
1. 欠席議員	385
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	385
1. 開 議	386
1. 日程第1 甲第6号議案	386
1. 委員長報告 (総務企画委員長)	386
1. 採 決	386
1. 休会の議決	386
1. 散 会	387

○第9号 (12月16日)

1. 開議年月日時	389
1. 議事日程	389
1. 本日の会議に付した事件	389
1. 出席議員	389
1. 説明のため出席した者の職、氏名	389
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	390
1. 開 議	390
1. 諸般の報告	390
1. 日程第1 甲第7号議案	390
1. 知事 (玉城デニー君) の提案理由説明	390
1. 委員会付託	390
1. 散 会	390

○第10号 (12月21日)

1. 開議年月日時	393
1. 議事日程	393
1. 本日の会議に付した事件	394
1. 出席議員	396
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	396
1. 開 議	396
1. 諸般の報告	396
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案	396
1. 委員長報告(総務企画委員長)	397
1. 採 決	398
1. 日程第2 乙第5号議案から乙第7号議案まで	398
1. 委員長報告(経済労働委員長)	398
1. 採 決	399
1. 日程第3 乙第4号議案及び議員提出議案第1号	399
1. 委員長報告(文教厚生委員長)	399
1. 討 論	400
平良 昭一君	400
新垣 光荣君	401
大城 憲幸君	403
1. 採 決	404
1. 日程第4 乙第8号議案	404
1. 委員長報告(土木環境委員長)	404
1. 採 決	405
1. 日程第5 乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議案及び乙第29号議案	405
1. 委員長報告(総務企画委員長)	405
1. 採 決	406
1. 日程第6 乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで	407
1. 委員長報告(経済労働委員長)	407
1. 採 決	408
1. 日程第7 乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案	408
1. 委員長報告(土木環境委員長)	408
1. 採 決	410
1. 日程第8 諮問第1号	410
1. 委員長報告(新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長)	410
1. 採 決	411
1. 日程第9 甲第7号議案	411
1. 委員長報告(総務企画委員長)	411
1. 採 決	412
1. 日程第10 甲第2号議案	412
1. 委員長報告(経済労働委員長)	412
1. 採 決	413
1. 日程第11 甲第3号議案及び甲第4号議案	413
1. 委員長報告(土木環境委員長)	413
1. 採 決	413

1. 一括議題	{ 日程第12 議員提出議案第2号 王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の 発言に対する意見書 日程第13 議員提出議案第3号 王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の 発言に対する抗議決議 } 414
1. 又吉 清義君の提案理由説明	 414
1. 採 決	 414
1. 日程第14 議員提出議案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合 を2分の1に復元することを求める意見書	 414
1. 末松 文信君の提案理由説明	 414
1. 採 決	 415
1. 一括議題	{ 日程第15 議員提出議案第5号 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める意見 書 日程第16 議員提出議案第6号 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める抗議 決議 } 415
1. 照屋 守之君の提案理由説明	 415
1. 採 決	 415
1. 日程第17 請願第3号及び陳情第148号	 415
1. 委員長報告（経済労働委員長）	 415
1. 採 決	 416
1. 日程第18 請願第5号及び陳情第61号	 416
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	 416
1. 採 決	 416
1. 日程第19 陳情第67号、第102号及び第130号	 416
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	 416
1. 採 決	 416
1. 日程第20 陳情第190号	 416
1. 委員長報告（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長）	 417
1. 採 決	 417
1. 日程第21 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）	 417
1. 採 決	 417
1. 日程第22 閉会中の継続審査の件	 417
1. 採 決	 417
1. 閉 会	 418

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案 421
1. 議員提出議案 475
1. 諸般の報告 483
1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について 487
1. 議案付託表 489
1. 委員会審査報告書 491
1. 閉会中継続審査及び調査申出書 505
1. 議員派遣の件 517
1. 請願・陳情文書表 519
1. 議案等処理一覧表 561

1. 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件 565

令和2年第7回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期27日間 自 令和2年11月25日
至 令和2年12月21日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月25日	水	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (決算特別委員長報告、採決) (知事提出議案の説明) 委 員 会 (先議案件審査)	先議案件付託 請願・陳情付託
2	26日	木	議案研究	
3	27日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	28日	⊕	休 会	
5	29日	⊕	休 会	
6	30日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	12月1日	火	委 員 会 (議会運営委員会)	請願・陳情提出期限
8	2日	水	本 会 議 (先議案件委員長報告、採決) (代表質問)	
9	3日	木	本 会 議 (代表質問)	
10	4日	金	本 会 議 (一般質問)	
11	5日	⊕	休 会	
12	6日	⊕	休 会	
13	7日	月	本 会 議 (一般質問)	
14	8日	火	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情付託（常任委）
15	9日	水	本 会 議 (一般質問) (知事提出議案の説明) (議員提出議案の説明) 委 員 会 (常任委員会、特別委員会)	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	10日	木	委 員 会 (常任委員会、議会運営委員会)	
17	11日	金	本 会 議 (先議案件委員長報告、採決) 委 員 会 (常任委員会)	
18	12日	⊕	休 会	
19	13日	⊕	休 会	
20	14日	月	委 員 会 (常任委員会)	
21	15日	火	委 員 会 (常任委員会)	
22	16日	水	本 会 議 (知事提出議案の説明) 委 員 会 (特別委員会)	議案付託
23	17日	木	委 員 会 (常任委員会)	
24	18日	金	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
25	19日	⊕	休 会	
26	20日	⊕	休 会	
27	21日	月	本 会 議 (委員長報告、採決)	

(注) 新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算が2度にわたり追加提出されたことから、開会日には予定していなかった12月11日及び16日にそれぞれ会議を開いた。

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	山 里 将 雄 君
仲 田 弘 毅 君	玉 城 武 光 君
新 垣 光 栄 君	比 嘉 瑞 己 君
翁 長 雄 治 君	仲 村 未 央 さん
玉 城 健一郎 君	照 屋 大 河 君
島 袋 恵 祐 君	仲宗根 悟 君
上 里 善 清 君	西 銘 啓史郎 君
大 城 憲 幸 君	座 波 一 君
上 原 章 君	大 浜 一 郎 君
小 渡 良太郎 君	呉 屋 宏 君
新 垣 淑 豊 君	花 城 大 輔 君
島 尻 忠 明 君	又 吉 清 義 君
仲 里 全 孝 君	山 内 末 子 さん
平 良 昭 一 君	瑞慶覧 功 君
喜友名 智 子 さん	玉 城 ノブ子 さん
國 仲 昌 二 君	西 銘 純 恵 さん
瀬 長 美佐雄 君	渡久地 修 君
次呂久 成 崇 君	崎 山 嗣 幸 君
当 山 勝 利 君	比 嘉 京 子 さん
當 間 盛 夫 君	末 松 文 信 君
金 城 勉 君	島 袋 大 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君
仲 村 家 治 君	

12月1日に応招した議員

新 垣 新 君

令和2年11月25日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和2年11月25日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案（決算特別委員長報告）
- 第4 令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号まで（決算特別委員長報告）
- 第5 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第30号議案まで及び諮問第1号（知事説明）
- 第6 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件
- 第7 陳情第184号、第188号の5及び第190号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案
- 乙第15号議案 令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 乙第16号議案 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第4 令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号まで
- 認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について
 - 認定第2号 令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
 - 認定第3号 令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
 - 認定第4号 令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
 - 認定第5号 令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 - 認定第6号 令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 - 認定第7号 令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 - 認定第8号 令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 - 認定第9号 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 - 認定第10号 令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 - 認定第11号 令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
 - 認定第12号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 認定第13号 令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 - 認定第14号 令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
 - 認定第15号 令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 - 認定第16号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 - 認定第17号 令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 - 認定第18号 令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 - 認定第19号 令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

- 認定第20号 令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 認定第21号 令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認定第22号 令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第23号 令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第24号 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

- 日程第5 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第30号議案まで及び諮問第1号
- 甲第1号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
 - 甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 甲第5号議案 令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）
 - 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
 - 乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例
 - 乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
 - 乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 - 乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例
 - 乙第10号議案 工事請負契約について
 - 乙第11号議案 工事請負契約について
 - 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第16号議案 訴えの提起について
 - 乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について
 - 乙第18号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第19号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第20号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第21号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第22号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第24号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第25号議案 当せん金付証券の発売について
 - 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 - 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 - 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
 - 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 - 乙第30号議案 専決処分の承認について
 - 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

日程第6 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
5番	上里善清君	31番	西銘啓史郎君
6番	大城憲幸君	32番	座波一君
7番	上原章君	33番	大浜一郎君
8番	小渡良太郎君	34番	呉屋宏君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	山内末子さん
12番	平良昭一君	38番	瑞慶覧功君
13番	喜友名智子さん	39番	玉城ノブ子さん
14番	國仲昌二君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	次呂久成崇君	42番	崎山嗣幸君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員(1名)

20番	新垣新君
-----	------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光	渡久地一浩君
副知事	富川盛武君	スポーツ部長	
副知事	謝花喜一郎君	土木建築部長	上原国定君
政策調整監	島袋芳敬君	企業局長	棚原憲実君
知事公室長	金城賢君	病院事業局長	我那覇仁君
総務部長	池田竹州君	会計管理者	伊川秀樹君
企画部長	宮城力君	知事公室	
環境部長	松田了君	秘書防災統括監	平敷達也君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	総務部	
保健医療部長	大城玲子さん	財政統括監	平田正志君
農林水産部長	長嶺豊君	教育長	金城弘昌君
商工労働部長	嘉数登君	公安委員会	知念公男君
		委員長	
		警察本部長	宮沢忠孝君

労働委員会
公益委員 田島啓己君

代表監査委員 安慶名 均 君

人事委員会
委員長 島袋秀勝君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	勝連盛博君	主 査	宮城 亮君
次 長	知念弘光君	主 査	親富祖 満君
議事課 長	平良 潤君	政務調査課長	上原 貴志君
副参事 兼 課長 補佐	佐久田 隆君	副 参 事	中村 守君
		主 幹	下地 広道君

○議長（赤嶺 昇君） ただいまより令和2年第7回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

長山城貴子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

[諸般の報告 巻末に掲載]

日程に入ります前に申し上げます。

去る11月3日、元議長外間盛善氏が逝去されました。

つきましては、外間氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

[全員起立 黙禱]

○議長（赤嶺 昇君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

4番 島袋 恵 祐 君 及び

9番 新垣 淑 豊 君

を指名いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの27日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの27日間と決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第3 令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案及び日程第4 令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までを一括議題といたします。

各議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長座波 一君。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案36件並びに今期定例会提出補正予算説明書、令和2年10月末現在の令和2年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情22件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、12月2日から4日まで及び7日から9日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員田島啓己君、12月2日から4日まで及び7日から9日までの会議に労働委員会事務局

[委員会審査報告書（議決事件及び決算） 巻末に掲載]

〔決算特別委員長 座波 一君登壇〕

○決算特別委員長（座波 一君） おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過及び結果に係る御報告の前に、決算特別委員長として一言申し上げます。

今回の決算特別委員会においては、委員長である私自身が新型コロナウイルスに感染することにより、委員会の運営に混乱を生じさせる結果となり、関係各位の皆様にご迷惑をおかけしたことに対しましては、深くおわび申し上げたいと思っております。

決算特別委員長として、審査の経過及び結果について報告する義務がありますので、これより御報告を申し上げます。

ただいま議題となりました令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案並びに、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までについて、決算特別委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案等は、令和2年第6回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、所管の常任委員会に調査を依頼し、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、令和2年第6回議会乙第15号議案「令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金9億1106万4390円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、令和2年第6回議会乙第16号議案「令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金3903万1356円について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

以上が土木環境委員会における説明の概要であります。調査報告を受けた決算特別委員会における採決の結果、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果の概要等について御報告申し上げます。

これらの決算は、令和2年第6回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、各常任委員会に対し、所管の決算事項について調査を依頼し、令和元年度会計予算が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、辺野古新基地建設問題対策事業に関し、知事のトークキャラバンの提案者は誰か、また、具体的な実施状況と、どのように国民的な機運を醸成し、どのように解決に導こうとしているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和元年度当初は、辺野古新基地建設問題に関する米国でのシンポジウムを計画していたが、訪米活動を効果的に行うにはまず国内に向けて機運を醸成する必要があるということで、知事公室内において知事とも調整した結果、トークキャラバンに振り替えて実施したものである。

具体的には、令和元年6月の東京でのキックオフシンポジウムに始まり、各地で知事の講演会やパネルディスカッション等を行い、東京で165名、名古屋で780名、大阪で300名、札幌で1100名の参加があった。また、各地での地元メディアの取材対応により、テレビ、ラジオ、全国紙、地元紙で報道されるなど、広く発信し国民的議論の契機とすることができたと考えている。本事業を通じて、普天間飛行場や沖縄の過重な基地負担の軽減について、まずは全国の皆様にご共有し考えていただく中で、何らかの形で解決の糸口を探りたいということから、機運醸成を求めてトークキャラバンを実施しているところであるとの答弁がありました。

次に、米軍関係の自動車税の減免に係る経緯と内容はどのようなものか、また、改善に向けて県としてどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、米軍構成員等の私有自動車に対する自動車税は、日米地位協定の規定に基づき日米合同委員会で合意された税率により、昭和47年の復帰当時から課税されている。令和元年度における当該調定額は2万4367件、3億8万9000円で、地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額で算出すると9億6645万円でその差額は6億6636万円となり、現在

までの48年間の差額累計総額は約291億5670万円となっている。

これらについては、いわゆる国内と同一の税率で課税するように涉外知事会とも連携しながら取り組んでおり、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などでもそのような要請を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、過疎地域自立促進特別措置法が果たしてきた役割をどう認識しているか、また、新たな過疎法の適用条件等が厳しくなることも想定されるが、これに対して今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

これに対し、現行の過疎法に基づく過疎債は極めて有利な財政上の制度として、本県の過疎地域における小中学校や市町村道の整備等のハード事業、診療所の運営や地場産業振興の補助等のソフト事業まで様々な事業に活用されてきたところであり、引き続き必要なものであると認識している。

これまでの取組として、昨年度は過疎市町村も含めた様々な勉強会を開催しながら要請活動も行ってきた。また、今年7月末に知事そして過疎市町村で構成される過疎振興協議会と連携し国政与党に要請活動を行ったところである。その中で、過疎法の適用が本土に比べて10年遅れた点や財政基盤が非常に脆弱な小規模の離島や町村が多いなどの沖縄の特殊事情を説明し、一定の理解を得られたと考えてはいるが、過疎法は全国制度であるため他の地域にもある程度説明し得る理屈が必要との指摘も受けているところである。厳しい状況ではあるが、新たな要件が固まる前に改めて要請することを計画しており、可能な限り知事に対して対応したいと考えているとの答弁がありました。

次に、サイバーセキュリティ対策に関し、実際のサイバー犯罪の発生及び摘発状況等はどうか、また、対応に当たる組織体制や人材育成等についてどう対応しているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和2年7月末現在の県内のサイバー犯罪の検挙件数は暫定値で65件、前年同時期比で14件、27.5%の増加となっている。罪種別の内訳は、沖縄県青少年保護育成条例違反が23件、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が19件、詐欺が6件などとなっている。

県警の体制としては、平成29年に警察本部の生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置し、22名体制でサイバー犯罪の被害防止及び検挙対策を推進しており、専属の課等はないが各警察署でも事案の内容に応じて対応している。また、サイバー犯罪に関し、変化

の著しいIT技術に対応した捜査や防犯対策を推進するために、最新・高度なIT技術を習得することを目的に、平成30年度から最先端技術を有する企業等へ県警の職員を毎年1名派遣し、3か月間程度の研修を行っているとの答弁がありました。

次に、豚熱発生に伴い移動制限を受けた10キロ圏内の68農家に対する支援について、国が補助対象外と判断した農家に対する県の対応はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、移動制限区域内の68農家に対する支援は、国・県の2分の1の補助事業のため、その要件に沿った形での算定にはなるが、やはり防疫対策の一環として捉えたものについては、例えば全てということではなく、個別、個別にしっかり確認した上で、妥当なものについては評価し、何らかの検討をしなければいけないと思っているとの答弁がありました。

次に、沖縄県庁全体の障害者の雇用状況について、法定雇用率を上回っているのかとの質疑がありました。

これに対し、障害者の法定雇用率は、民間企業の場合は2.2%、自治体は2.5%となっており、自治体は民間企業よりも高めに設定されている。

令和2年6月1日時点での任命状況は、知事部局は対象となる職員が5402人、障害者の人数が119人で実雇用率が2.2%となっており、法定雇用率の達成には16人不足している状況であるとの答弁がありました。

次に、観光振興財源確保検討事業いわゆる観光目的税について、業界からはコロナの時期で厳しいのではないかといった声もある中で、この税金の用途目的及び税収見込みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、現在検討されている内容としては、2万円以上の宿泊については500円、2万円未満については200円、また宿泊数に応じて課税をしていくという仕組みにしており、40億円の税収を見込んでいく。

税金の用途については、沖縄観光の振興施策に必要な財源として観光客へのサービスとして提供していくということで、例えばインバウンド客であれば、観光案内サインのさらなる充実等に充てていくことを想定しているとの答弁がありました。

次に、母子父子寡婦福祉資金の貸付金の利用状況はどうなっているのか、また、この貸付金には、ほかにどのような用途があるのかとの質疑がありました。

これに対し、母子福祉資金の令和元年度貸付実績は、貸付件数は268件、貸付金額は約1億5800万円となっ

ており、対前年度比では貸付件数が55件、17%の減であり、貸付金額は3700万円、19.3%の減となっている。

減少した主な要因は、給付型奨学金や授業料等の減免のある高等教育の就学支援制度が令和2年度から開始しており、貸付事業の約9割を占める子供たちの修学資金や修学支度資金の利用が減少したことによるものと考えている。

また、この貸付金の用途は技能習得を目的とした資金、生活資金や結婚資金、住宅転居に必要な貸付金など12種類の貸付金が用意されているとの答弁がありました。

次に、特定不妊治療費助成事業について、実績や利用状況、また適用条件はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業は、平成17年度から不妊治療の経費負担の軽減を図ることを目的として、高額な医療費のかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精について、年齢、所得、助成回数の制限を設けて治療に要した経費の一部を助成するものであり、令和元年度の実績は、夫婦798組に1336件の助成を行っている。

また、適用要件としては、法律上の婚姻関係にある夫婦であること、夫婦の双方または一方が沖縄県に住所を有していること、夫婦の合計所得が730万円未満であること、指定医療機関で治療を終えていること及び治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること、以上の5つの要件を全て満たしていることが必要であるとの答弁がありました。

次に、県立病院では、新型コロナウイルス対策の対応に係る影響で、入院収益及び外来収益が4月から7月までの間に23億5400万円の減収と確認しているが、8月以降の状況と、これらに対しどのような対応を行うのか聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、令和2年8月分の収益については、前年同月比で入院収益が約2億8400万円の減収、外来収益については8100万円の減収になっており、合計で3億6500万円の減収となっている。令和2年度の累積値、4月から8月までの5か月の累積は前年度と比較して入院、外来収益で合計27億2000万円の減収、割合にして13.1%のマイナスになっている。このような状況の中、県では、空床確保の補助や協力金なども含め、120億円を超える予算を確保しているが、執行率はゼロである。現在4月から6月分の実績に対する補助金交付手続を行っており、申請書が提出され次第、順次交付の手続を進めている。7月以降の分についても国の交付金を活用し、早急に作業を進めていく

考えであるとの答弁がありました。

次に、県外大学への進学を支援する給付型奨学金制度の実施件数、金額、その成果及び今後の課題はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの実績として、平成29年度進学者が25名で約2700万円、平成30年度が25名で約4800万円、令和元年度が25名で約6600万円となっており、さらなる大学等の進学率の向上にもつながっていると考えている。

また、今後の課題としては、国の就学支援新制度が始まり、その内容が低所得層への手厚い支援となっていることから、本事業についてもいろいろ検討する必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、県が正式な手続に沿って進めてきたはずの辺野古埋立事業に万国津梁会議が提唱するSDGsが大きく影響してきていると考えるが、今後の土木行政が変わっていくのか、また、那覇港の整備についてもSDGsの観点を反映させるとして、意識調査を呼びかけたとされているが、これまでの行政方針をSDGsが変えることができるのかとの質疑がありました。

これに対し、SDGsの考え方というのは持続可能な開発ということで、これは尊重されるべきものだろうと考える。公有水面埋立法に基づいて埋立ての計画というのは審査をし、許可または承認されるべきものである。また、那覇港管理組合が実施している港湾計画の改訂に係る浦添埠頭地区の検討についても策定中であるが、それも港湾計画策定後に公有水面埋立法に基づく手続が行われることであり、必要な埋立てというのは今後とも必要性があれば行われるものだろうということで、SDGsの考え方とは相反するものではないと考えるとの答弁がありました。

次に、おきなわ型省エネ設備等普及事業の概要及び効果はどのようなものか、また、アジェンダ21に記載されている二酸化炭素の削減目標を達成できる対策になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、おきなわ型省エネ設備等普及事業は、本県のリーディング産業である観光業に対して、県内の二酸化炭素の削減を図るために、観光関連施設における省エネ設備等の導入に要する費用の一部を補助するもので、令和元年度は4件のホテルに対して補助を行っており、高効率空調の設備や給湯設備などを設置して、年間約310トンの二酸化炭素の排出量を削減している。

また、沖縄県で二酸化炭素の排出量は、温室効果ガスでいうと約1%ずつぐらいの割合で下がっている状況で、2030年とか2050年に向けていくと非常に厳し

い状況であるが、低燃費な車も造られ、家電製品も非常に低電力化が進んでいるので、こういったところを併せて、さらにまた革新的な技術や新しい再エネの技術を取り入れながら達成していきたいとの答弁がありました。

次に、座間味浄水場建設候補地は本来企業局長が判断すべきであり、それを座間味村に判断を委ねたにもかかわらず、その後、知事が記者会見で建設候補地を発表して決断した格好になったが、その経緯が見えない。そのような判断をした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、座間味浄水場建設地については、約3年間ほどかけて議会でもいろいろ議論されてきた。企業局としては、高台と阿真キャンプ場内の2案まで絞って決めた中で、それまでの本会議での議論や土木環境委員会での委員の意見、そして最終的には高台に建設を求める陳情2件が全会一致で採択されたということについて非常に重く受け止めたところである。そういう状況の中で、地元でもいろいろな意見があり、社会的影響もあることから、知事、副知事にも相談し、早急に方針だけは出さないといけないということで決定したとの答弁がありました。

そのほか、不発弾処理に伴う避難等による経済的損失の試算及び国の全額負担の可能性、職員定数及び障害者雇用率の現状と今後の取組、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の内容や実績内訳及び離島出身者の帰省等への補助の可能性、警察使用料や警察手数料及び過料の内容、県事業に係る精算及び返納手続の在り方、人事委員会で扱う相談内容及び処理件数、県内の農業所得の平均額と全国との比較、情報通信産業関連の企業立地数や雇用者数の推移、観光客1人当たりの消費額を引き上げるための取組状況、ひとり親家庭生活支援モデル事業のこれまでの成果、北部基幹病院整備推進事業の現状と今後のスケジュール、病院経営計画の目標値に対する達成度、那覇A特別支援学校建設の進捗状況、公営住宅整備事業における入札の不調・不落の現状とその対策、世界自然遺産登録の現状及び今後の計画などについて質疑がありました。

なお、各常任委員会の調査の過程で提起された要調査事項は、22項目の報告がありましたが、協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

以上が各常任委員会及び決算特別委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、無所属の会所属委員から、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までについては、採決に加わるこ

とができないため退席する旨の表明がありました。

採決の結果、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの24件は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、同認定第1号に対し、経済労働委員会から特記事項として報告のあった附帯決議案について採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより令和2年第6回議会乙第15号議案、同乙第16号議案及び令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの採決に入ります。

議題のうち、まず、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、令和2年第6回議会認定第2号から同認定第24号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回議会認定第2号から同認定第24号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○島袋 大君 議長。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

次に、令和2年第6回議会認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回議会認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

日程第5 甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第30号議案まで及び諮問第1号を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和2年第7回沖縄県議会(定例会)の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案5件、条例議案9件、議決議案19件、同意議案1件、承認議案1件、諮問議案1件の合計36件であります。

まず初めに、甲第1号議案から甲第5号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第8号)」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策等の実施に要する経費として、総額147億893万1000円を計上するものであります。

甲第2号議案から甲第4号議案までは、国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計、中城湾港マリン・

タウン特別会計及び中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

甲第5号議案「令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算(第3号)」は、新型コロナウイルス感染症等に対応するため所要の補正を行うものであります。このうち、甲第1号議案及び甲第5号議案の2件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第1号議案から乙第9号議案までの条例議案9件のうち、その主なものについて御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例」は、県税の賦課徴収に関する事務を効率的かつ効果的に行うため、自動車税種別割の定期賦課に関する事務の一部を自動車税事務所から各県税事務所に移管し、法人県民税等の賦課徴収に関する事務の一部を那覇県税事務所に集約し、県税に係る徴収金を知事が収納事務を委託した者に納付することができることとする等の必要があるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法施行令の一部が改正されたことにより、飲食店営業等の営業施設の基準、営業許可の申請に係る手数料等を改める必要があるため条例を改正するものであります。

乙第5号議案から乙第7号議案までの条例議案3件は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定めるとともに、業務を円滑に移行するため、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定め、また、関係条例の規定を整備する等の必要があることから、新規に条例を定めるものであります。

次に、乙第10号議案から乙第28号議案までの議決議案19件は、工事請負契約や、公の施設の指定管理者の指定、負担金の徴収、公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることなどについて議会の議決を求めるものであります。

乙第29号議案の同意議案は、沖縄県教育委員会委員5人中1人の任期満了に伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

乙第30号議案の承認議案は、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるため、専決処分をしたため承認を求めるものであります。

乙第30号議案につきましては、先議案件として御

審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、諮問第1号「軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について」は、沖縄都市モノレール株式会社から軌道敷設の線路及び工事方法書記載事項変更認可申請があったため、軌道法施行令の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君） 皆様、おはようございます。

人事委員会の委員長を務めております島袋と申します。

よろしくお願いいたします。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき、人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し述べます。

乙第7号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、「沖縄県職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」、「沖縄県職員の退職手当に関する条例」、「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」及び「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正につきましては、一般地方独立行政法人である「公立大学法人沖縄県立芸術大学」の設立に伴い、関係条例の規定を整備するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第1号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）」、甲第5号議案「令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）」及び乙第30号議案「専決処分の承認について」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第1号議案、甲第5号議案及び乙第30号議案については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案及び乙第30号議案については総務企画委員会に、甲第5号議案については文教厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

◆・・・◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件を議題といたします。

〔立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 本件につきましては、去る11月13日に開催されました各派代表者会において、お手元に配付の案文のとおり天皇陛下及び皇嗣殿下に賀詞を奉呈することで意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付の案文のとおり天皇陛下及び皇嗣殿下に賀詞を奉呈することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・・◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 陳情第184号、第188号の5及び第190号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件は、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明11月26日から12月1日までの
6日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、明11月26日から12月1日までの6日間休

会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、12月2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月2日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和2年12月2日（水曜日）午前10時1分開議

議事日程第2号

令和2年12月2日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第30号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 甲第1号議案（総務企画委員長報告）
- 第3 甲第5号議案（文教厚生委員長報告）
- 第4 代表質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第30号議案
乙第30号議案 専決処分の承認について
- 日程第2 甲第1号議案
甲第1号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
- 日程第3 甲第5号議案
甲第5号議案 令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 代表質問

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	21番	下地康教君
副議長	仲田弘毅君	22番	石原朝子さん
1番	新垣光荣君	23番	仲村家治君
2番	翁長雄治君	25番	山里将雄君
3番	玉城健一郎君	26番	玉城武光君
4番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
6番	大城憲幸君	28番	仲村未央さん
7番	上原章君	29番	照屋大河君
8番	小渡良太郎君	30番	仲宗根悟君
9番	新垣淑豊君	31番	西銘啓史郎君
10番	島尻忠明君	32番	座波一君
11番	仲里全孝君	33番	大浜一郎君
12番	平良昭一君	34番	呉屋宏君
13番	喜友名智子さん	35番	花城大輔君
14番	國仲昌二君	36番	又吉清義君
15番	瀬長美佐雄君	37番	山内末子さん
16番	次呂久成崇君	38番	瑞慶覧功君
17番	当山勝利君	39番	玉城ノブ子さん
18番	當間盛夫君	40番	西銘純恵さん
19番	金城勉君	41番	渡久地修君
20番	新垣新君	42番	崎山嗣幸君

43 番 比 嘉 京 子 さん
44 番 末 松 文 信 君
45 番 島 袋 大 君

46 番 中 川 京 貴 君
47 番 照 屋 守 之 君

欠 席 議 員 (1名)

5 番 上 里 善 清 君

説明のため出席した者の職、氏名

副 知 事	富 川 盛 武 君	企 業 局 長	棚 原 憲 実 君
副 知 事	謝 花 喜 一 郎 君	病 院 事 業 局 長	我 那 覇 仁 君
政 策 調 整 監	島 袋 芳 敬 君	会 計 管 理 者	伊 川 秀 樹 君
知 事 公 室 長	金 城 賢 君	知 事 公 室	平 敷 達 也 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	秘 書 防 災 統 括 監	
企 画 部 長	宮 城 力 君	総 務 部	平 田 正 志 君
環 境 部 長	松 田 了 君	財 政 統 括 監	
子 ども 生 活 長	名 渡 山 晶 子 さん	教 育 長	金 城 弘 昌 君
福 祉 部 長		警 察 本 部 長	宮 沢 忠 孝 君
保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん	労 働 委 員 会	山 城 貴 子 さん
農 林 水 産 部 長	長 嶺 豊 君	事 務 局 長	
商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君	人 事 委 員 会	大 城 直 人 君
文 化 観 光	渡 久 地 一 浩 君	事 務 局 長	
ス ポー ツ 部 長		代 表 監 査 委 員	安 慶 名 均 君
土 木 建 築 部 長	上 原 国 定 君		

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	勝 連 盛 博 君	主 査	親 富 祖 満 君
次 長	知 念 弘 光 君	政 務 調 査 課 長	上 原 貴 志 君
議 事 課 長	平 良 潤 君	副 参 事	中 村 守 君
副 参 事 兼 課 長 補 佐	佐 久 田 隆 君	主 幹	下 地 広 道 君
主 査	宮 城 亮 君	主 幹	比 嘉 猛 君

○議長 (赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた知事玉城デニー君は、病
気療養のため本日から4日まで及び7日から9日まで
の会議に出席できない旨の届出がありました。

また、説明員として出席を求めた人事委員会委員長
島袋秀勝君は、所用のため本日から4日まで及び7日
から9日までの会議に出席できない旨の届出がありま
したので、その代理として、人事委員会事務局長大城
直人君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長 (赤嶺 昇君) この際、申し上げます。

副知事から発言を求められておりますので、これを
許可します。

富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事 (富川盛武君) おはようございます。

代表質問に入ります前に発言の機会をいただきまし
て、誠にありがとうございます。

玉城知事が本会議を欠席するに至りましたことにつ
きまして、御説明を申し上げます。

玉城知事においては、11月27日に細菌性肺炎と診
断され、同日に沖縄県立南部医療センターに入院しま

した。医師からは、入院加療を12月5日まで継続し、退院後自宅安静を数日間要する見込みとの診断があったため、本日から12月9日までの本会議を欠席せざるを得なくなりました。

多くの重要な議案の審議をお願いしている県議会を欠席することにつきましては、知事に代わり議員の皆様には深くおわびを申し上げます。

議員各位におかれましては、このような事情を御賢察の上、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 乙第30号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

[委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載]

[総務企画委員長 又吉清義君登壇]

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第30号議案の承認議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第30号議案「専決処分承認について」は、新型コロナウイルス感染症対応のため、早急に予算を補正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めたものである。補正予算の内容は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付に要する経費であり、総額は86億1000万円であるとの説明がありました。

本案に関し、専決処分するに至った具体的な理由は何か、また、当該特例貸付の実績及び今後の見込みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、専決処分の理由は、本特例貸付の受付期限が9月から12月末までに延長されたことに伴い、11月議会前には貸付原資が枯渇する見込みとなったため、早急に対応する必要があったためである。また、11月20日までの貸付決定実績として、緊急小口資金が3万4088件で64億5291万円、貸付決定率は99.98%、総合支援資金が2万8724件で152億268万円、貸付決定率は99.89%となっている。12月末までに合計で約7万件、256億円を見込んでおり、今後も原資が枯渇しないよう国に予算要求していくが、仮に

枯渇した場合でも、社会福祉協議会には今回の特例とは別に通常貸付に係る原資があるため、これらを活用しながら乗り切りたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、今後の返済に係る事務の在り方、特例貸付の借入条件、現時点における貸付可能残高及び今後の申請見込み件数などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第30号議案は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第30号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

[委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載]

[総務企画委員長 又吉清義君登壇]

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）」は、新型コロナウイルス感染症に係る対策の実施に要する経費及び当初予算成立後の事情変

更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成するものである。補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ147億893万1000円で、補正後の改予算額は、8924億3480万6000円となる。

歳入の主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、同対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金、令和元年度決算剰余金の繰越金、緊急浚渫推進事業等の県債などである。

歳出の主な内容は、議員報酬の減額及び議員派遣、会議の中止等に伴う減額補正、介護施設及び医療施設の職員に対するPCR検査に要する経費、新型コロナウイルス感染症の相談・検査体制等の拡充に要する経費、医療機関等の職員に対する慰労金に要する経費、新型コロナウイルス感染患者の病床確保・医療設備整備に要する経費、新型コロナウイルス感染患者等を受け入れた医療機関に対する協力金に要する経費、豚熱発生に伴う移動制限等により発生したかかり増し経費に対する農家支援に要する経費、需要喚起を促すため地域共通クーポンを発行する経費、修学旅行の受入体制強化に要する経費、沖縄観光の各種プロモーション及びブランディングに要する経費、首里城公園内の施設の利便性向上及び復興イベントの実施に要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保し契約を早期に締結するため、沖縄振興特別推進交付金（市町村）などを計上するものである。

債務負担行為補正は、公園等の施設を指定管理者制度により管理するための経費、オリンピック聖火リレーに要する経費、次年度に予定している那覇北中城線の整備などの公共事業等の早期着手等に関し、債務負担行為を設定するものである。

地方債補正は、当初予算で計上した地方債について、それぞれ所要の追加及び変更を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの補正予算の総額、内訳、執行率等はどうか、また、今後の見通しや年度内に執行できなかった場合はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正も含めた8次にわたる補正予算の総額は約1400億円余りで、そのうち、感染症拡大防止対策としては約743億円で全体の52.6%、経済対策としては約652億円で全体の46.2%であり、第7次補正までの予算執行率は、県単融資や予備費等を除き、10月末時点で約64%となっている。

今後の見通しとしては、必要に応じて減額補正によ

る予算の組替え等を行いながら可能な限り速やかに執行していきたいが、既に配分された交付金の繰越しの可否についてはまだ国の方針が示されていないため、引き続き情報を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症医療体制等構築事業に係る空床確保の補助金の現状はどうか、また、早期の執行に向けた課題と対応策をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、空床確保の補助金については、今回の補正を含めて約166億3300万円の予算規模となっており、6月補正までの約86億円の予算については約27億2400万円が交付決定を完了しており、31.7%の執行率となっている。

課題等として、本事業は国の緊急包括支援交付金を活用しているが、交付手続における重点医療機関としての指定について、現場で混乱している実態と国のスキームが合致しない部分があり、執行率が低い状況にある。この点については、県のコーディネーターチームと厚労省担当者との意見交換や、全国的な会議の場でも関係者から国に対し意見を述べるなど調整を続けながら、まずは執行できそうなところからでも先に実施できるよう医療機関と話し合っている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、地域消費活性化支援事業の概要及び県が当該事業を行う意義、保健所施設整備事業費の内容とトイレ改修の必要性に係る周知の在り方、PCR検査強化事業の対象及び期待する成果、宿泊療養施設の借上げ及び市町村保健師の応援体制の状況、豚熱発生に伴い移動制限を受けた68農家への対応状況、コロナ感染患者受入医療機関への協力金交付の現状と改善の方策などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 甲第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第5号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第5号議案「令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）」は、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各県立病院において生じた医療資器材等の追加の需要への対応及び令和3年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用に伴う関係システムを改修する必要があるため補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算の補正について、収益的収入に医業外収益を1971万7000円増額補正し、総額647億6975万5000円とし、収益的支出に医業費用を1966万6000円増額補正し、総額679億8455万7000円とする。また、資本的収支予算の補正について、資本的収入に企業債、他会計補助金及び国庫補助金を合わせて4億9563万3000円増額補正し、総額69億4391万7000円とし、資本的支出に建設改良費を4億9654万6000円増額補正し、総額77億5154万円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、新型コロナウイルスの県内での発生状況の変化と今回の資器材の必要性とはどのような関係があるのかとの質疑がありました。

これに対し、新型コロナウイルスの県内発生状況は、11月24日時点で、県立病院への入院患者数は全体で33名、県全体では169名の入院患者がおり、県立病

院の占める割合は19.5%となっている。また、入院患者に占める重症者の割合は県立病院で6%となっている。

また、医療資器材については、その時点で必要なものを各病院の要望に基づいて予算の範囲内で購入しており、今回の補正予算も同様の理由で各病院の要望を踏まえて措置するものであるとの答弁がありました。

次に、収益的収支予算の補正後の収支差額の不足分はどのように対応するのかとの質疑がありました。

これに対し、公営企業の予算を立てる際にあらゆる医師、看護師等の医療資源を投入して、その年度の経営成績がどうなるか、あらかじめ見積もった上で予算編成をしている関係で、今年度末の決算見込みが32億円余りの赤字を想定しており、前年度末の累積欠損金の約89億円に上乘せる形で欠損金が増えることになるとの答弁がありました。

そのほか、システム改修における県内業者への発注の有無、マイナンバーカード保険証利用のメリット及びデメリット、今回の補正で購入する一番高額な医療機器の品目及び金額、マイナンバーカード導入と健康保険証、薬の情報及び未収金問題との関連性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第5号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第5号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） この際、念のため申し上げます。

本日から4日まで及び7日から9日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案

に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信、会派を代表いたしまして質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてであります。

去る10月7日、玉城知事は菅義偉総理大臣と就任後初めて会談し、辺野古移設問題について対話による解決を求めたと地元マスコミは報じております。会談の結果について知事は、会談では腹を割った話ができたと述べておりますが、知事が求めた政府と県による協議の場の設置に関し、何らの回答もなく成果のない会談で終わったようであります。その後、辺野古移設問題に関わる閣僚が相次いで来県し、知事と会談しております。去る11月12日に来県した加藤勝信官房長官は、辺野古移設断念を求める知事に辺野古が唯一の解決策と述べ、また同21日に来県した岸信夫防衛大臣は、日米両政府に沖縄県を加えたSACWOの設置について考えていないと一蹴されたようであります。この結果について、県幹部は、今は会話が續かない、お互いの主張で終わっていると振り返っておりますが、なぜ会話が成り立たないのか、成り立たない会話を求めること自体が問題ではないのか。会話が續かないお互いの主張に終始しているこの状況は、今に始まったことではなく、翁長前知事のときからこの6年余続いているものであります。

知事は、このような状況を知りながら対話による解決を図りたいというのであれば、知事の言う対話とは何か、何を話し合うのか、具体的内容を国に提示すべきではありませんか。しかし現状の知事の言う対話は、辺野古移設の断念が前提であることが透けて見える以上、国が話合いに応ずるはずもなく、そのことが分かっているながら対話を強調するのは県民向けのパフォーマンスそのものであります。なぜそのような見方をされるのかは、知事自身の姿勢の曖昧さや言葉の使い分けにあると思います。

最高裁の判決が出ればその判断に従うと明言しながら、別の裁判で争い、司法無視の行為を平然と行っている。法令に基づき適正になされた許可申請を意図的

に遅らせる。また那覇軍港の移設問題では、移設場所が一致すると突然民港優先を言い出し、先島への自衛隊の配備問題では自衛隊を認めると明言しながら工事を中止し地元で説明すべきなど一貫性のない優柔不断な姿勢での言い訳に終始しているのであります。

このように知事の支持者や支持団体が絡む問題となると、その答弁に無理が生じ、言い訳、使い分けが目立つのであります。そのように知事の政治姿勢やこれまでの言動から、国に対話の場に戻すのは大変難しいものと考えております。

知事は、軟弱地盤の存在で埋立完了まで12年もかかり、もはや辺野古唯一は破綻していると言っている。話合いによる解決を求めるのであれば、県として話合いの前提をなす代替案を提示し、知事の覚悟を示すべきではないかと考えております。

以上、所見を述べ、質問をいたします。

(1)、知事は菅総理や関係閣僚と会談されました。本県は、沖縄振興特別措置法及び次期振興計画の策定と辺野古移設問題など、国に関わる重要問題を抱えております。知事は今後会談で何を重点に要請し理解を得るつもりですか。話合いを重要視する知事の認識を伺います。

(2)、翁長前知事及び玉城知事が辺野古移設阻止を掲げ6年余が経過いたしました。辺野古移設に係る埋立工事が着々と進んでいる中、普天間飛行場は現状のままです。これまでの経緯からして、知事は、今でも辺野古移設は阻止できると考えておられるのか。また、問題の解決には国との話合い以外に方策は見いだせないのかお考えを伺います。

(3)、立憲民主党の枝野代表は、辺野古工事を中止し、別の道を米国と協議すべきと述べておられます。かつての民主党は最低でも県外と言いながら結果辺野古に回帰し県民を裏切ったが、知事は、実現可能な主張と考えておられるのか伺います。

(4)、首里城火災から1年が経過いたしました。出火原因は特定できていない。原因調査はこれで終了されるのか。これまでの調査結果と今後への反省・教訓等について伺います。

(5)、復元・再建に向けて国の作業は着々と進んでおりますけれども、一方、県内からは県の主体性を含め、様々な要求があります。国と県との復元・再建についての考え方や方針の整合は図られているのか伺います。

(6)、知事は、宮古島や石垣島で計画されている陸上自衛隊配備について、自衛隊西部總監に対し、工事を止めて住民と合意形成を図るべきと述べたようです

が、自衛隊は認めるが離島防衛には反対ということですか、伺います。

(7)、与那国町は、国境を越えた新時代における地域交流として、与那国と台湾の花蓮を結ぶ、高速船活用国境交流事業に取り組んでいるようですが、同事業に対する県の支援と与那国と台湾とを結ぶ歴史的な経緯について、県の認識を伺います。

2、米軍基地問題について。

(1)、普天間飛行場の早期返還問題について。

辺野古移設阻止を公約に掲げた翁長前県政及び玉城県政の6年間は、裁判闘争や行政手続を恣意的に遅延するなど、国との対立を続けてまいりました。現状は思いどおりには進まず、今や工事の進展をいかに遅らせるかに腐心しているのが実態のようであります。国土交通大臣が埋立承認撤回処分を取り消した裁判の取消しを求めた抗告訴訟について、報道では、知事が訴えた判決の違法性は審理されず、わずか2回の口頭弁論で結審し、去る11月27日の裁判で却下、門前払いとなったところであります。しかも、この国土交通大臣の判決の取消しを求める別の訴訟は、去る3月に最高裁判所で県の敗訴が確定しております。また、サンゴ移植をめぐる訴訟は、去る11月20日に福岡高裁那覇支部で第1回の弁論が開かれましたけれども、即日結審し、来年の2月3日に判決日が指定され、県の敗訴が濃厚な状況となっております。この状況はまさに県民の血税の無駄遣いそのものであり、県民無視の職権濫用と言わざるを得ません。県が提起した裁判において、県の主張はことごとく退けられており、反対し続ける理由は見られないのであります。

辺野古移設問題の始まりとも言える、SACO合意の撤去可能なヘリポート案について、県は県議会における答弁等で国が一方的に破棄したと言っております。その主張が現在の辺野古移設問題への反対する理由としております。確かに平成11年当時の稲嶺知事や岸本名護市長の同意の下、代替施設の移設を辺野古とすることが閣議決定され、その要望を踏まえ、軍民共用や使用期限が盛り込まれたのであります。その後、地元と移設場所や工法について議論が進められ、平成17年10月の日米2プラス2で軍民共用・沖合案がなくなり、平成18年4月に名護市長及び宜野座村長と防衛庁長官との間で現行のV字案を前提に、普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書が締結されました。同5月の日米2プラス2でV字案が承認され、当時の額賀防衛庁長官と稲嶺知事との間で在沖米軍再編に係る基本確認書が結ばれたのであります。その後、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会におい

て、政府と関係自治体との間で代替施設の建設計画や環境影響評価手続など、協議が重ねられてきたのであります。

このような経緯を見れば、国が一方的にSACO合意の撤去可能なヘリポート案を破棄したとの県の主張は当たらないと考えております。辺野古移設問題に何が何でも反対との姿勢を貫くために反対理由を後づけするのは、もうやめたほうが良いと考えております。

以上を述べ、質問いたします。

ア、知事は、最高裁判所の判断を尊重して、各種申請等について関係法令や審査基準等に基づいて対応しているとしながら、小型サンゴの移設特別採捕申請や設計変更承認申請について、審査の引き延ばしを続けており矛盾していると思いますが、知事の言う司法判断とはそのようなものですか伺います。

イ、知事は、全国50の地方議会で国民的議論を求める陳情書等が可決または採択されたことを、普天間飛行場の運用停止を含む危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還の実現につながるとしております。具体的に国民的議論はどのように行われるのか、50の地方議会やほかの地方議会が議論を主導するのか、主体はどこなのか伺います。

ウ、知事は、万国津梁会議の提言を辺野古移設問題や普天間飛行場の早期返還等の論拠にしております。その提言はどのようなものですか。提言に対する日米両政府の反応はどうか。また、どのように日米両政府と交渉されるのか、具体的な方策を伺います。

エ、2013年に日米で合意された統合計画において、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善を求めると明記されているとして、万国津梁会議の提言では、辺野古代替施設は有事の所要を満たし得ないとしているが、有事の際は、辺野古代替施設に限らず、在日米軍基地全てに関わることはないのか見解を伺います。

オ、本部港での岩ズリの積出し作業で、一部の抗議者がダンプトラックの通行を妨害するなど危険な行為が行われていると聞いております。沖縄県港湾管理条例第3条に定める港湾施設の機能を妨げる行為に該当しないのか。港湾施設の安全管理は港湾管理責任者の責任ではないのか伺います。

カ、知事は、次期米国・バイデン政権に対し、話し合いによる解決や沖縄を加えた日米の協議の場を求めるとしてしております。オバマ大統領、トランプ大統領にも同様な要望をしながら実現はしておりません。言葉だけでなく具体的に実現可能な方策を示すべきではない

のか伺います。

キ、普天間飛行場におけるMVオスプレイの離着陸回数（タッチ・アンド・ゴーなど）が深夜、早朝を含め増加していると言われております。配備されてから8年が経過した中、これまでの訓練の推移と騒音防止協定違反の割合について伺います。

3、県内社会資本の整備について。

(1)、21世紀ビジョン及び建設産業ビジョンにおいて、建設産業の人材育成・担い手確保を図るとしている。特に技能者の高齢化対策と若年入職者確保に向けた取組について、県の取組と目標達成の見通しについて伺います。

(2)、名護東道路の本部半島方面への延伸について報道がありましたけれども、実現の可能性と県はどのように対応されるのか伺います。

(3)、中城湾港の長期構想計画について、その概要と次期沖縄振興計画との整合性、那覇港湾との物流・産業拠点、アジア国際交流拠点構想の位置づけについて伺います。

(4)、泡瀬干潟の鳥獣保護区指定計画について、地元との合意形成や東部海浜開発事業への影響が懸念されておりますけれども、指定による開発事業に影響はないとする理由、市側との協議や事業者との合意形成等について伺います。

(5)、国の発注する公共工事について、県外企業が受注した割合が約45%を占め県外への還流が指摘されております。その理由として、全国一律の仕様書のため大型事業は県内企業が参入できないと言われております。その実態と県の見解を伺います。

(6)、米軍基地から出る航空機騒音に対する住宅防音工事助成措置について拡充が求められております。現在の状況と県の対応について伺います。

4、観光振興について。

(1)、新型コロナウイルス感染拡大で大きな痛手を受けたが、Go Toトラベル利用で観光客は戻りつつあり、回復に期待が高まっております。現状と先行きについてどのように見通しておりますか、伺います。

(2)、バス事業者は、団体客を扱うことが多いことから、運転手やバスガイドの自宅待機を余儀なくされていたが現状はどうか。また、県の支援、対応や対策を伺います。

(3)、Go ToトラベルやGo Toイートなど、観光客は戻りつつある中、感染者増で一時停止の地域も出ている。本県のリゾートホテルや中小ホテルなど、観光への影響を伺います。

(4)、2019年の本県への修学旅行は、3年連続で減

少している。今年は、新型コロナ禍の中で、さらなる減少が懸念されている。現状と回復へ向けての対策を伺います。

(5)、全国知事会は、入国制限緩和についてはPCR検査を強化し、宿泊療養施設を確保するよう求めています。本県における海外からの観光客受入れに際しての感染予防対策について伺います。

(6)、我が会派は、これまで本県観光の量から質への転換の必要性について県の考え方をただしてまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、特に観光客数の増を目指す観光は限界を示しており、質的転換が求められていると思います。政府の新たな沖縄観光サービス創出支援事業を生かした県の取組を伺います。

(7)、本県は、観光地や公共施設等におけるタクシー専用の乗降場や待機場の整備が遅れていると言われております。特に、国際通りや首里城における乗降場の確保は観光客の安心・安全な交通手段を確保する観点からも重要であると考えますが、県の取組を伺います。

(8)、ツーリズムEXPOジャパンin沖縄が初めて沖縄で開催され、各国の駐日大使等が参加したフォーラムや国内外からの商談展示会など、コロナ禍の中で世界に向けた沖縄観光を発信し、得た意味は大変大きいと思います。県は、今回の国際的なイベントを沖縄観光の質への転換を目指す上でどのように生かしていかれるのか伺います。

5、北部・離島地域の振興について。

(1)、21世紀ビジョン基本計画に基づく、北部振興策について、残り2年を切った中、農業振興や産業の振興、雇用機会の創出など、地域経済の活性化に向けてどのように取り組み、成果を上げたか伺います。

(2)、沖縄県過疎自立促進計画及び市町村計画に基づく、若者が定着する地域社会の実現について、計画どおり施策や事業は実施できたのか、その達成度と課題等について伺います。

(3)、北部地域における農林水産業の振興について、新たなブランド品目の育成や生産施設の整備、販売体制・市場の開拓等、取組状況と今後の展開を伺います。

(4)、経済金融活性化特別地区の税制優遇措置等制度を活用した、金融関連産業の集積、国内外からの企業誘致など、現状と今後の取組について伺います。

(5)、北部周辺離島における、振興策の具体的な展開と住みよい地域づくりの取組の現状と課題について伺います。

(6)、北部圏域における新たな基幹病院の整備について、北部12市町村との協議の状況、労働組合との

職員の身分引継ぎについて、協議や整備に向けてのスケジュール等について伺います。

(7)、北部地域の離島・過疎地域における交通手段の確保、交通コストの低減としてバス運賃の鉄道並みの実施・実現について、県の考え方を伺います。

(8)、名護市を起点に国道58号や国道331号等における自転車道の整備について、県の対応と取組について伺います。

(9)、2021年3月で切れる過疎地域自立促進特別措置法の延長について、県は、県内18市町村のうち半数以上が指定から外れるとの試算をしているようですが、自民党本部等への要請の経緯、過疎地域指定の継続の見通しについて伺います。

6、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、新型コロナウイルス感染症で3密を避ける社会環境の中、今後の学校教育において、さらなる少人数学級が求められると考えられるが、県教育委員会の考え方を伺います。

(2)、オンライン学習は生徒側の受信環境の整備と教員の能力向上など、リモート授業環境の整備に課題があると思いますが、今後のリモート授業はますます拡大するものと思われ、本県における準備を急ぐ必要があるのではないかと思います。そのことについて伺います。

(3)、障害のある子供が通う特別支援学校について、策定すべき必要最低限の設置基準と学級増加に伴う教員の特別支援免許取得について伺います。

(4)、県内の公立小・中・高校と特別支援学校で適正に配置すべき教員が不足しているようですが、臨時教員配置を含め現状と欠員が生じた理由、その影響、また、休職中の教員増の背景等、県教育委員会の認識について伺います。

(5)、不登校や中退への対応が求められている中、新型コロナウイルス感染症で休校が続いていることで不登校や中退が増えたと言われておりますけれども、現状はどうか。また、新型コロナウイルス感染を懸念し登校しない例はないのか伺います。

(6)、2019年度の県内の小・中・高・特別支援学校でのいじめや暴力行為件数が過去最高となったようがあります。小・中・高別の内容と特徴、学校現場が根本的な解消策を持ち合わせていないのか伺います。

(7)、過密化する特別支援学校の解消を図るため、次期県立特別支援学校編成整備計画で増設を計画しているが、その概要と普通校への新たな併設計画について伺います。

(8)、新型コロナウイルス感染症の影響で県内伝統芸能や工

芸関係等文化芸術団体は深刻な経済的損失で厳しい実態にある。県は、側面的な支援を実施しているが、損失額等を補填するような経済的支援について伺います。

(9)、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの日程が決まったようですが、本県におけるルートの概要、コロナ感染防止対策、イベントの実施等について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

4、観光振興についての(8)、ツーリズムEXPOジャパンの開催についてお答えいたします。

このたびのツーリズムEXPOジャパン旅の祭典in沖縄の開催により、新しい生活様式でのイベントの在り方を示し、国内外へ安全・安心な観光地沖縄を発信できたことは、沖縄県にとって大きな成果であると考えております。今後は、本イベントにおける安全・安心の取組をモデルとして、MICE等の付加価値の高いビジネスツーリズムを推進し、1人当たりの観光消費額の増加や平均滞在日数の延伸など沖縄観光の質的転換を目指してまいります。

次に5、北部・離島地域の振興についての御質問の(9)、新たな過疎対策法に係る要請と見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、新たな過疎法において、過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに、今年度2度目の要請を行いました。要請先からは、全国法であるため本県の特殊事情を理由とする制度化は困難である旨の発言があった一方、全国的に財政力が弱い団体においては配慮を検討したいとの見解をいただいております。今後、年内には新法に係る指定要件等が示される予定であるため、引き続きその動向を注視してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、今後の国への要請についてお答えいたします。

沖縄県が抱える課題は、沖縄振興、辺野古新基地建設問題のほか、新型コロナウイルス対策や子供の貧困、首里城の復旧・復興など、国と緊密な連携の下、解決

すべきものと考えております。

沖縄県といたしましては、解決に向けた方策に関し、国と認識を同じくする課題について、連携してスピード感を持って取り組んでまいります。一方、認識が異なる課題につきましても、意見や立場の違いを超えて対話による協議を行う過程を大切にし、意見の一致やコンセンサスを得るということが民主主義の基本であると考えており、引き続き真摯に、丁寧に国との対話を重ね、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

〔政策調整監 島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 1、知事の政治姿勢についての質問のうち(5)、首里城復元・再建に係る県の方針についてお答えいたします。

国は、首里城正殿を令和8年までに復元するとしております。県は、関係部局長が国の技術検討委員会に参画し、県産木材の調達や赤瓦の調査研究、防火設備・施設管理体制の強化など、国と連携して取り組んでおります。県では、中城御殿等文化財の復元整備等を行い、首里城公園全体の魅力の向上、首里城を中心とした歴史・文化の再評価、これを基層とした文化の発展・復興による沖縄振興につなげていくため、今年度中に首里城復興基本計画を取りまとめてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、辺野古移設阻止の方策についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの一連の選挙や県民投票で揺るぎない形で繰り返し示されてきました。また、県はかねてから、政府に対して対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べております。

県としましては、県民投票等で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向け、今後とも対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいります。

同じく1の(3)、立憲民主党が提案する米国との協議についてお答えいたします。

辺野古新基地建設について、去る6月、米連邦議会下院の小委員会において軟弱地盤等を理由に懸念が示され、先月には、米国の大手シンクタンクの報告書で、完成する可能性が低そうだと指摘されるなど、米国に

においても状況に変化が生じているものと受け止めております。立憲民主党の枝野代表は、米国と粘り強く交渉すれば新基地建設なくして普天間の返還は可能だと述べており、県としましては、このような状況も踏まえ、国政政党とも連携し、米国政府に対し、普天間飛行場の県外・国外移設について再検討していただくよう求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(6)、自衛隊と離島防衛に対する認識についてお答えいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、不発弾処理、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。なお、去る11月10日に西部方面総監に対しては、このような趣旨で発言したものであります。

2、米軍基地問題についての(1)のア、最高裁の司法判断と各種申請についてお答えいたします。

令和2年3月の最高裁判決により、国の機関である沖縄防衛局長の審査請求は、行政不服審査法上、適法であるとの判断が示されたことから、県が令和元年7月に定めた、関与取消訴訟の係争中は、沖縄防衛局長からの各申請等について処分等を行わないとする方針を、令和2年3月26日付で廃止したところです。サンゴ特別採捕許可申請や変更承認申請などの各種申請については、関係法令や審査基準等に基づき、所管部局において必要な審査が行われていると承知しております。

同じく2の(1)のイ、国民的議論についてお答えいたします。

県は、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地負担の在り方についても日本全体で議論し、負担も全国で担うべきであると考えております。辺野古新基地建設問題についても、国民が主体となり、自分事として考えていただくことが重要であります。昨年2月の県民投票では、県民が主体となって考え行動したことで、県内だけでなく全国に同問題を考えていただく契機になったものと認識しております。

県としましては、このような状況を踏まえ、政府に対して、普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還を求めてまいります。

同じく2の(1)のウ、万国津梁会議の提言についてお答えいたします。

万国津梁会議の提言では、沖縄への米軍基地の集中は、中国などのミサイル能力の向上によって脆弱になっており、米軍自身も部隊の分散化を進めていると指摘しており、県としては、同提言を論拠の一つとして活用し、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るよう政府に働きかけていきたいと考えております。

県としましては、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念し、普天間飛行場の県外・国外移設を実現することが、沖縄の基地負担軽減と日米安全保障体制の安定的運用という観点からも有益であることを日米両政府に対し、粘り強く訴えてまいります。

同じく2の(1)のエ、普天間飛行場の返還条件についてお答えいたします。

万国津梁会議の提言では、統合計画において「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」が返還条件とされたのは、辺野古新基地の滑走路がオーバーランを含め1800メートルであり、「それでは有事の所要を満たすことができない」との認識が日米両政府にあったからではないかとの考えを示したものと理解しております。また、米政府会計監査院が、辺野古新基地の滑走路は有事の際には十分な長さがなく、その代わりとなる民間空港が決まっていなかったことを引用し、返還条件の実現可能性を指摘しております。

同じく2の(1)のカ、米国に対する具体的な方策についてお答えをいたします。

国は、米国政府等に対し、沖縄の基地負担軽減策の検討のために日米両政府に沖縄県を加えた協議の場を設置することや、軟弱地盤等の問題を説明し辺野古新基地の再検証を求めてきたところですが。去る6月、米連邦議会下院の小委員会において、辺野古新基地建設に対し懸念が示されたことは、これまでの県の取組の成果であると考えております。

県としましては、米国次期政権に対しても、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、県との対話に応じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

同じく2の(1)のキ、普天間飛行場における訓練についてお答えをいたします。

政府が実施している普天間飛行場の離着陸等状況調査によると、MV22オスプレイの離着陸回数は、平成24年10月の配備以降、平成25年度は1663回でしたが、平成26年度以降、毎年度2300回以上記録し、

令和2年度は10月末までに2458回となっております。そのうち、航空機騒音規制措置で制限されている22時から6時までの離着陸回数は令和2年10月末までの合計で1085回となっており、全体の離着陸回数に占める割合は約5.3%となっております。

3、県内社会資本の整備についての(6)、住宅防音工事の状況と県の対応についてお答えいたします。

住宅防音工事について、国は令和元年10月1日から建具復旧工事の対象を防音工事を実施後10年以上経過した全ての住宅に拡大しております。しかしながら、対象とならない住宅、事務所、店舗等も多く存在することから、県としてはこれまでも軍転協と連携し、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を要請してきたところであり、去る10月22日にも岸防衛大臣に対して要請を行っております。

以上でございます。

先ほどの2、米軍基地問題についての(1)のカの、米国に対する具体的な方策についての冒頭のところ、県は、米国政府等に対し、沖縄の基地負担軽減策の検討のためにという文言の中で、冒頭のところの県はと言うべきところを、国はというふうに通じって発言をしてしまいましたので、修正をしておわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、首里城火災に係る教訓等についてお答えいたします。

首里城火災に係る再発防止検討委員会の中間報告においては、法令上の義務はないものの、スプリンクラー等が設置されていなかったことや夜間を想定した教育訓練が不足していたこと等が報告されており、同委員会では想定される出火原因等も含め、今年度末に最終報告をまとめる予定としております。

県としては、同委員会における指摘については、火災に対する教訓として重く受け止めており、今後、このようなことが二度と起こらないよう、国等とも連携しながら再発防止を進めてまいります。

次に2、米軍基地問題についての御質問のうち(1)のオ、抗議活動に対する港湾管理者の責任についてお答えいたします。

港湾管理者としては、港湾内の安全確保のための対策は必要と認識しております。本部港旧塩川地区においては、事業者に対して、本部町との連名で必要な安全対策を講じるよう求めております。また、その他の

利用者に対して、安全確保の面から、作業中の立入りについて遠慮するよう入場ゲート付近に看板を掲示し、注意喚起を行っているところであり、港湾内では安全確保を第一に行動することが重要と考えております。

次に3、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、建設産業の人材育成・担い手確保についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を最重要課題と位置づけ、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県は、週休2日工事やICT活用工事の実施等による建設業の働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーやおきなわ建設フェスタへの出展など建設業の魅力発信に取り組んでいるところであります。

次に3の(2)、名護東道路の本部半島への延伸についてお答えいたします。

名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4キロメートルの地域高規格道路であります。伊差川から先の延伸については、国において北部地域全体の振興に資する道路網の在り方を検討しているとのことであります。今後は、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望していきたいと考えております。

次に3の(3)、中城湾港長期構想の概要と次期振興計画との整合性、那覇港との関連についてお答えいたします。

中城湾港長期構想については、沖縄らしい新たな価値を創造する臨港都市・東海岸サンライズポートを基本理念に掲げ、物流・産業、交流・にぎわい、安全・安心、持続可能な地域の観点から4つの将来像を設定し、主要施策の検討を行っております。

今後、年度内に長期構想を策定し、那覇港との機能分担や有機的連携等の取組については、新たな振興計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に3の(5)、国発注工事への県内企業受注拡大についてお答えいたします。

令和元年度における国発注の公共工事契約について、沖縄総合事務局と沖縄防衛局を合わせた契約金額においては、約892億円のうち県外業者は約378億円で受注率は42.4%となっております。県では、国の関係機関に対して県内建設業者への受注機会の拡大等を要請しており、これまで、分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しが行われております。

引き続き県内企業のさらなる受注拡大について要請してまいります。

次に4、観光振興についての御質問のうち(7)、国際通りや首里城公園におけるタクシー乗降場の整備についてお答えいたします。

国際通りについては、現況の道路幅員、歩行者数、店舗の状況等を踏まえる必要があり、タクシー乗降場の整備には様々な課題があることから、関係団体等と意見交換を行いながら必要性を含めて検討していきたいと考えております。また、首里城公園については、平成13年に公園管理センター内駐車場にタクシー乗降場を設置しておりましたが、客引き行為や一部のタクシーによる独占使用が確認されたため、平成14年に廃止しております。

県は、タクシー乗降場の再整備に当たり、指導員の配置や管理運営についてタクシー協会に意見を求めているところであり、今後、対応を検討してまいります。

次に5、北部・離島地域の振興についての御質問のうち(8)、自転車通行空間の整備についてお答えいたします。

自転車通行空間の整備については、各市町村が地域の実情に応じて策定する自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画に基づき、計画的・効果的に実施することとしております。国道58号では、名護市が策定した計画に基づき、国において整備を実施しており、国道331号については、今後、大宜味村や東村が策定する計画に基づき、両村と連携しながら県において整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(7)、与那国町の高速船活用国境交流事業に係る県の支援等についてお答えいたします。

与那国町は台湾と長い交易の歴史があり、戦前から戦後混乱期にかけて国境交易が活発に行われており、昭和57年には花蓮市と姉妹都市協定が締結されております。

県としましては、国境に位置する地理的優位性及び歴史的特性を踏まえ、高速船を活用した国境交流事業が離島圏域の発展につながるよう、関係部局と連携し必要な助言等を行ってまいります。

次に5、北部・離島地域の振興についての(1)、北部振興の取組と成果についてお答えいたします。

北部振興については、県土の均衡ある発展を図る観点から、地域経済の活性化や社会資本整備等の取組が

北部振興事業などにより進められております。農業分野では、シークワサー加工施設の整備など6次産業化に向けた取組が進められております。観光や情報通信分野では、観光交流施設や情報関連産業集積施設などの整備が進められております。

これらの取組を通じ、令和2年3月時点で約2500人の雇用が創出され、地域経済の活性化に寄与しております。

同じく5の(2)、過疎対策事業の実績と課題についてお答えいたします。

県及び過疎市町村では、県過疎計画及び市町村過疎計画に基づき、過疎地域の振興を図るための諸施策を実施しており、これまでに道路、港湾等の社会インフラや情報通信基盤などの整備、教育の振興、医療の確保などが図られております。一方、多くの過疎地域が小規模な離島や本島北部の山間地にあるため、雇用の受皿となる産業振興の遅れや若年層の流出、高齢化の進行による地域活力の低下などに課題があるものと認識しております。

同じく5の(4)、経済金融活性化特別地区の成果等についてお答えいたします。

経済金融活性化特別地区においては、令和元年度までに、金融及び情報通信関連企業47社が立地し、1170名の雇用が創出されるなど、名護市の経済振興に一定の成果を上げております。また、立地企業が納付した平成30年度における法人市民税額は、約1.7億円となっており、名護市における法人市民税収納額全体の約27%を占め、市の重要な税源となっております。

県としましては、引き続き名護市と連携し、特区制度を活用した企業誘致や雇用創出に努めてまいります。

同じく5の(5)、北部周辺離島における振興策の現状と課題についてお答えいたします。

北部周辺離島における振興策の実績としては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や超高速ブロードバンド環境整備等を実施するとともに、県民が離島の魅力を体験し、受入体制の強化を図る離島観光・交流促進事業が実施され、定住条件の整備や産業振興等を行っているところです。課題としては、人口減少対策や離島を支える人材の確保・育成などが挙げられていることから、引き続き離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、さらなる振興に取り組んでまいります。

同じく5の(7)、北部地域における交通手段の確保等についてお答えいたします。

路線バスの運賃は、国が認可を行った上限額の範囲内で定められており、本県の路線バスは他県と同程度の金額設定となっております。地域住民の交通手段として不可欠な路線については、引き続き国及び市町村との協調により運行費補助を行い、路線の維持確保を図るとともに、関係機関と連携して路線バスの利便性向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 3、県内社会資本の整備についての御質問の(4)、泡瀬鳥獣保護区指定による事業への影響と沖縄市等との協議についてお答えします。

令和2年11月4日付で沖縄市から将来的な開発の可能性が排除できないことから、指定については時期尚早であり反対する旨の回答がありました。鳥獣保護区では、狩猟のみが禁止され施設の建設等に関する規制はありません。また、特別保護地区で一定の開発行為を行う場合は許可を得る必要がありますが、鳥獣やその生息地の保護に重大な影響を及ぼすおそれがない限り許可しなければならないことから、事業に影響はないものと考えております。

県としましては、今後、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録に向けた地域説明会を開催し、市及び地元に対し登録することの意義について丁寧に説明し理解が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 4、観光振興についての(1)、G o T oトラベルによる入域観光客数の現状と見通しについてお答えいたします。

G o T oトラベル事業の効果については、同事業利用による沖縄旅行の件数、金額等について、公表されていないことから把握は困難ですが、入域観光客数は9月の連休や10月から東京都が対象地域に追加されたことなどにより徐々に回復していると認識しております。

県としましては、テレビCMや航空会社等の広告媒体を活用したプロモーションを実施し、感染予防と観光の両立を図る安全・安心の沖縄観光を促進しつつG o T oトラベル事業による旅行需要の取り込みを図ってまいります。

同じく(2)、バス運転手やバスガイドの現状と県の支援策等についてお答えいたします。

沖縄県バス協会への聞き取りによりますと、同会員の令和2年11月の収入見込額は、前年度比74.5%減の2億4847万円と厳しい状況となっております。また、バス運転手及びバスガイドについては、事業者ごとに対応は異なりますが、休業している場合が多いと聞いております。県では、県内事業者を支援するため、貸切りバス等を活用したバスツアー等の代金の一部を補助するおきなわ彩発見バスツアー促進事業等を実施し、貸切りバスの需要回復に努めているところです。

同じく(3)、GoToキャンペーン等によるホテルなどの観光への影響について。

GoToトラベル事業の効果については、同事業利用による沖縄旅行の件数、金額等について公表されていないことから把握は困難ですが、入域観光客数は9月の連休や10月から東京都が対象地域に追加されたことなどにより徐々に回復していると認識しております。また、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合が組合員向けに実施している調査によりますと、入域観光客数の回復と同様に、8月の稼働率22.0%と比較して9月は26.8%、10月は40.0%と改善傾向にあると聞いております。

同じく(4)、修学旅行の現状と対策についてお答えいたします。

今年度の県外からの修学旅行について複数の旅行会社に照会したところ、11月10日時点で10月までの実施は17校、3091人となっており、11月以降の見込みは907校、17万125人となっております。

県としては、安全対策動画やガイドラインの周知に加え、旅行中に感染疑いになった場合の生徒に係る費用を支援し、学校や保護者等の不安を払拭することで実施予定校の維持確保に努めるとともに、県外他地域や海外から行き先を変更する学校の誘致を図ってまいります。

同じく(6)、沖縄観光の質的転換についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、滞在日数の延伸や観光消費額の増加など、質的転換を図ることが必要だと考えております。

県としましては、新たな沖縄観光サービス創出支援事業が事業化された際には、沖縄の自然や歴史、文化などを生かし、新しい生活様式に即した長期滞在型・高付加価値の観光コンテンツを活用したプロモーションを実施し、滞在日数の延伸及び観光消費額の増加を図ってまいります。

6、教育・文化・スポーツの振興についての(8)、

新型コロナウイルス感染症の影響による文化芸術団体への支援についてお答えいたします。

県では、文化芸術関係者向けの各種支援策に係る案内窓口の設置や感染症対策を含めたコンテンツ配信等による新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じたところであり、実施直後から多くの問合せをいただくなどニーズを捉えた事業が展開できたものと考えております。また、現在これら事業の継続支援や、配信等を広く県内外へ発信するためのまとめサイトについて準備を行っております。

今後関係団体等と意見交換を行いながら必要な施策について検討してまいります。

同じく(9)、聖火リレーのルート概要、コロナ感染防止対策、イベントの実施等についてお答えいたします。

聖火リレーのルートについては、正式には来年2月以降に東京2020組織委員会から公表される予定となっておりますが、情報によると従前の走行ルートが維持されるものと聞いております。コロナ感染防止対策については、同組織委員会が12月末までにその内容を取りまとめることとなっております。イベントについては出発式、最終聖火ランナー到着地でのセレブレーション、市町村におけるミニセレブレーション等を予定しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 4、観光振興についての御質問の中の(5)、海外観光客の感染予防対策についてお答えいたします。

海外からの入国制限の緩和については、全国知事会において、今後の入国制限緩和の見通しに応じた検査体制の抜本的強化と空港等でのPCR検査待機・検査場所の確保、検査結果が判明するまでの間入国者等の留め置き、十分な入院先や宿泊療養施設の確保など国の責任において確保することを求めているところです。海外からの観光客を含む外国人の対応については、新型コロナコールセンターや保健所及び医療機関において、県が設置しているインバウンド医療対応多言語コールセンターを活用して対応しているところでございます。

次に5、北部・離島地域の振興についての御質問の中の(6)、北部基幹病院の協議状況、整備スケジュールについてお答えいたします。

公立北部医療センターの整備については、現在、医療関係者や関係市町村で構成する医療機能部会を設置

し、新たな病院の病床数、診療科目等、提供する医療機能について活発に協議を行っております。また、労働組合の皆様には、11月中旬に、合意に至った経緯と現在の取組状況について御説明したところです。

一般的な病院整備のスケジュールとしては、基本構想及び基本計画の策定等、合計で6年ほど要するものと考えており、令和8年度の開院を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 5、北部・離島地域の振興についての(3)、北部地域の農林水産業の振興についてお答えします。

北部地域は、本県の農業産出額の約3割を占めるなど農林水産業を支える重要な地域であり、災害に強い栽培施設の整備、高度衛生管理型食鳥処理施設の整備、含蜜糖工場の建て替え支援、シークワサーの機能性成分の研究、モズクやヤイトハタ等の拠点産地の育成などに取り組んできたところであります。

県としましては、引き続き各種施策に取り組むとともに、観光産業等との連携やグリーンツーリズムの推進など、北部地域の特性を生かした農林水産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(1)、少人数学級についてお答えします。

県教育委員会では、これまで小学校1年生から中学校1年生で少人数学級を実施しており、現在、中学校2年生及び3年生の35人学級実現に向けて検討しているところです。一方、文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、来年度予算の概算要求に、少人数学級の実現に向けた体制整備を盛り込んでおります。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しつつ少人数学級の実現に取り組んでまいります。

同じく6の(2)、オンライン学習の状況についてお答えします。

県立学校における生徒側の受信環境は、通信機器を整備する等オンライン学習を行える環境となっております。市町村立小中学校では、全市町村で一人一台端末の整備等オンライン学習環境の整備に取り組んでおります。家庭でオンライン学習が受けられない児童生徒については、感染予防対策を行った上で学校に登校

させる等、個別に対応することとしております。教員の能力向上については、授業動画作成等の校内研修を行い、指導力向上を図り、オンライン学習の準備を整えております。

県教育委員会としましては、引き続きオンライン学習実施のための環境整備に努めてまいります。

同じく6の(3)、特別支援学校の設置基準と免許取得についてお答えします。

特別支援学校においては、これまで校舎等の設置基準が定められておらず、学校規模の明確な決まりは示されておりませんでした。今後、国において設置基準を定めると聞いており、国の動向等を踏まえ特別支援学校の適正規模に努めてまいります。また、特別支援学校教諭免許取得については、令和元年度の調査によると、特別支援学校における免許保有状況は77.0%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き特別支援学校教諭のみならず小・中・高校教諭を対象に免許法認定講習を実施し、特別支援教育の専門性の向上に努めてまいります。

同じく6の(4)、教員の未配置の実態及び休職の背景等についてお答えします。

令和2年11月1日時点の教員の休職等による未配置は、公立小中学校30人、県立高校7人、特別支援学校4人の計41人で、その内訳は、病休26人、妊娠・出産等7人、授業改善リーダー等の加配教員の欠員8人となっております。年度途中の欠員については、臨時的任用教員候補者の多くが既に別の職に就いており配置に時間を要する場合がありますが、校内の他の教諭の配置換え等により授業や学級運営に影響が生じないよう努めております。休職した教職員については精神疾患によるものの割合が高く、多様な人間関係や業務等の複合的な問題が背景にあると考えております。

県教育委員会では、学校における働き方改革を進め、職場環境の改善に努めてまいります。

同じく6の(5)、新型コロナウイルス感染症に係る不登校、中途退学等についてお答えします。

4月から8月までの学校の状況を調査したところ、30日以上欠席者は小学校684人、中学校1113人、高校286人となっております。また、新型コロナウイルス感染への不安による保護者の意向を踏まえた出席停止については、30日以上が小学校36人、中学校42人となっております。高等学校における中途退学者は、昨年度の9月末時点の235人に対し今年度末は155人と減少しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に退学した者は1名となっております。

県教育委員会としましては、今後の推移を注視するとともに必要な支援を継続してまいります。

同じく6の(6)、いじめ、暴力行為についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査におけるいじめの認知件数は、小学校1万3116件、中学校1546件、高校205件、特別支援学校28件、合計1万4895件となっております。暴力行為の件数は、小学校1812件、中学校793件、高校82件、合計2687件となっております。暴力行為の件数及びいじめの認知件数が高い状況につきましては、本人が不快に感じる軽微な暴力や言葉によるいじめ等も見逃さず積極的に認知し、早期発見に努めた結果であると考えております。

各学校においては、教員及び保護者、心理や福祉の専門家等と連携協力し、丁寧に時間をかけ対応しております。

同じく6の(7)、県立特別支援学校編成整備計画の概要等についてお答えします。

特別支援学校編成整備計画は令和3年度までとなっており、現在、次期編成整備計画の策定に取り組んでいるところであります。次期編成整備計画案においては、中部地区における過密化解消等への対応として、新たな知的障害特別支援学校及び県立高等学校への併設型特別支援学校の設置について方向性を示したところです。現在、有識者等による懇話会を開催したところであり、その意見等も踏まえ、今後、具体的な計画を策定していく予定であります。

以上でございます。

失礼いたしました。6の(5)の新型コロナウイルス感染症に係る不登校、中途退学等についての答弁のほうで、高校の中途退学者の数なんです、9月末235人に対し今年度末と答弁いたしました。正しくは、今年度9月末は155人と減少しているということです。おわびして訂正いたします。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 6、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(8)、工芸関係への経済的支援についてお答えいたします。

県では、工芸産地組合に対し、国や県が実施する給付金等の支援策について情報提供を行い活用を促すとともに、店舗や体験工房を有する対象事業者には、申請に基づきうちなーんちゅ応援プロジェクト支援金を支給しました。また、Eコマースサイト開設にかかる費用を9月補正予算で措置し、コロナ禍における販路

を確保するほか銀座わしたショップでの展示販売を予定しております。

県としましては、引き続き工芸産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○末松 文信君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 それでは再質問を行います。

時間もありませんので、まず県内社会資本の整備のところの(4)、泡瀬干潟の鳥獣保護区指定についての関連で、部長から建築工作物については関係ないというような答弁がありましたけれども、それはそのとおりなのかもう一度伺いたいと思います。

次に2番、米軍基地、普天間飛行場に関係してでありますけれども、渉外知事会がアンケートをしております沖縄の基地負担への国民的議論を2知事だけ——基地を抱えている15知事からアンケートを取ったということでもありますけれども、これは今公室長がおっしゃるような認識と大分違っているのではないかとというふうに思いますけれども、もう一度伺います。

それから同じく米軍基地、普天間飛行場関連で、サンゴ採捕申請と設計変更承認申請についてでありますけれども、まずこの小型サンゴの採捕申請については、環境監視等委員会の助言を受けております。また、設計変更承認申請については、技術検討会の助言を受けてそれぞれ専門家の知見を受けながら対応しているのが実態だと私は思っておりますけれども、それに勝る県の知見があって、どういう知見を持って審査しているのか伺いたいというふうに思います。

次に、同じく普天間関係で、万国津梁会議が提言していることについては、読んでみると全て憶測の話であります。こうした憶測に基づいた提言について県はうのみにするのか、これを精査してなぜ提言に対して反論をしないのか。私はこんな大事なことを単なる憶測に基づいた提言として受け止めるということについてはちょっと承服しかねるので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 末松文信議員の泡瀬干潟の鳥獣保護区指定に関する特別保護地区内での工作物の設置の再質問にお答えします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条の中で、「環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。」と定められております。まず第1項としまして、「当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき」、第2としまして、「当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき」。この件につきまして、逐条解説では、環境大臣または都道府県知事は鳥獣保護区の特別保護地区内の工作物の設置等の許可申請があった場合、その行為が鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に重大な影響を及ぼすと認めるべき相当の理由がなければ不許可とすることができないこととされているというふうな解説がございます。

以上のことから、先ほどの答弁をしたものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 末松文信議員の再質問の中で、渉外知事会のアンケートの中で2の県知事からしか返答がなかったという趣旨の御質問でございますけれども、米軍基地を抱える15都道府県でつくる渉外知事会のアンケートにおいて、2県が沖縄の基地の移転先について国民的議論を通して決めると回答したことについては、報道等により承知をしているところでございます。一方で沖縄県においては、渉外知事会と連携を図り基地の整理縮小及び早期返還の促進などについて政府へ要望を行っており、また全国知事会においては、平成30年7月に日米地位協定の抜本の見直し基地の整理縮小・返還の促進などについて提言がなされており、これにつきましては今年度11月にも同様の提言が行われているところでございます。

県としましては、今後とも国民的議論を喚起するとともに政府に対し、基地の整理縮小、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、同飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を実現す

るよう粘り強く訴えてまいりたいと考えております。

さらに、万国津梁会議に関しまして全て憶測に基づいたものを根拠としているというふうな趣旨の質問でございましたけれども、万国津梁会議におきましては現在6名の委員がおられます。柳澤委員長におきましては安全保障に関して経験があり、非常に造詣が深いというふうにご考えておりますし、その他委員につきましても学識経験者としてその知見を生かした形で御提言をいただいているというふうにご考えておきまして、憶測という形では県としては認識をしてないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） サンゴの特別採捕許可申請の審査についての再質問についてお答えいたします。

県では、漁業法、水産資源保護法、沖縄県漁業調整規則の観点から審査基準第3項及び第4項に定める必要性、妥当性及び水産資源の保護培養上問題が生じるおそれがないかについて審査を行っているところであります。審査書類及びその後沖縄防衛局から提出された資料からは審査基準を満たしているとの判断ができないことから、沖縄防衛局に対しこれまで5件の説明要求を行っておりますが、十分な回答が得られていないことから審査を継続しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の変更承認申請書についての審査についてでございますが、計画変更に係る審査はあくまでも提出された申請書について県が法令に基づいて行うものでございます。公有水面埋立法の要件を満たしているのかということにつきまして、公有水面埋立法第4条第1項及び第2項の適用状況についてしっかり確認をしていきたいと考えております。今後、沖縄防衛局に対して質疑等質問を投げかけまして、その状況に応じてしっかり審査を行っていききたいということでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 今日知事が出席されてないのなかなか元気が出ないんですが、先ほど質問いたしましたけれども、再々質問をさせていただきたいと思

ます。

公室長、全国渉外知事会で2自治体しかアンケートに答えてないという状況の中で、皆さんが言われる、全国渉外知事会と連携してこの沖縄の基地問題を解決していくというのは本当にできるのでしょうか。もう一遍答えてください。

それから、泡瀬干潟の件ですけれども、部長はそういう逐条があるとおっしゃいますけれども、現実的にそうなっているのか。例えば羽地内海、鳥獣保護区、自然公園、いろいろ網がかぶられています。我々が今まで何度も一部の埋立てとか、工作物を造りたいというけれどもそれに許可は下りない。こういう現実があることについて認識しているのか。今後どう対応されていくのか答えてください。

それから、このサンゴの採捕というのは、自然保護の立場からサンゴを保護する立場から環境影響評価書の中で位置づけられていると思うけれども、これを許可するのにちゅうちょしている理由は何なのか、私は理解できない。

それともう一つは、これ土建部長もそうですけれども、設計審査においてもそのサンゴの採捕についても、自らの知見はなくて、法律・条例は当たり前の話であって、申請してきたものに対して知見もなくその申請者に対してこれこれしかじか出してくれというようなことでやり取りをして長引かせている。本来はそういうことじゃないでしょう。しっかり検証して審査して審査期間もあるわけだから、法定期間も。その中で回答すべきことではないでしょうか。もう一度、二人とも答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 渉外知事会と連携して基地問題の解決が現実的に可能なのかという趣旨の御質問にお答えをしたいと思います。

渉外知事会につきましては、米軍基地が所在する15都道府県相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して基地問題の適切な措置について要望を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的として設置しております。

渉外知事会におきましては、基地の整理縮小及び早期返還の促進でありますとか、日米地位協定の改定といった形で基地が所在する都道府県における基地問題

の解決について連携をして取り組んでいるところであり、沖縄県としましては、引き続き渉外知事会、他都道府県とも連携して基地問題の解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 末松文信議員の再々質問にお答えします。

国指定屋我地鳥獣保護区のこれまでの状況については、現時点で詳細を把握してございませんので、改めて状況を調査した上で確認させていただきたいと思っております。

それから泡瀬の件につきましては、先日、沖縄市議会の議員の要請等を受けた際に、例えば県のほうで特別保護地区を予定している海域に人道橋でありますとか、あるいは傾斜式の護岸、そういったものを今後つくることについて、鳥獣保護区になると非常に懸念があるといったようなお話がございました。この人道橋等につきましては、当然設置した際にこの鳥獣の保護に重大な影響を及ぼすおそれがあると、そういったことには該当しないというふうに考えておりますので、そういったことを踏まえて今回の答弁をした状況でございます。

いずれにしても、逐条解説のほうで相当の理由がなければ不許可にすることができないというふうに解説されてございますので、不許可にする際の理由につきましては、県がこれを証明するというようなこととなります。ですから、基本的には重大な影響を及ぼすというようなことがない限り許可をするということが前提になっているということで答弁をしたわけでありまして、引き続き法律の適正な運用について改めて部内で検討して適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） それでは、サンゴの特別採捕許可申請に係る審査についての再々質問にお答えしたいと思います。

県ではこれまで申請書類、それからその後に防衛局から提出された資料から審査基準を満たしていると判断できないことから、説明要求を行ったところがございます。説明要求につきましても一つの例としましては、例えば妥当性につきましても移設先の選定について、個別のサンゴ類それぞれについての具体的な移設

場所についての説明を求めています。そして、事後調査についても移植成功の定義、それから判断の時期についても説明を求めているところでありまして、そういった説明要求もしながら現在審査を続けているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再々質問にお答えいたします。

普天間代替施設建設事業の変更承認申請については、先ほど法令に基づいて審査を行うと申しましたけれども、県では平成6年の行政手続法の施行に伴いまして公有水面埋立法に基づく免許の審査基準も定めております。当該審査基準に基づきまして審査を行っていくということでございます。

また、こういった技術的知見でというお話もございましたけれども、県は県としての技術的な知見もございますし、また特に地盤条件等について県のほうで専門家からのアドバイスも得ながら質問等を行っていきたく。今後、沖縄防衛局との間で必要な資料要求や疑問点等について事業者を確認を行った上で公有水面埋立法に基づき厳正に審査をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の仲里全孝でございます。

通告に基づく質問を行う前に、宮崎で発生した鳥インフルエンザについて追加質問を行います。

本件につきましては、質問通告後に報道がなされた看過できない問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませておりますので、先例を踏まえて質問を行います。

宮崎で発生した鳥インフルエンザについて。

12月1日、宮崎県は日向市の養鶏場で致死率の高い高病原性と思われる鳥インフルエンザが発生したと発表し、4万羽を殺処分するとの報道があった。今年の1月に県内で発生した豚熱も県外で発生した後に県内に発生したことから、宮崎県での発生に強い危機感

を持たなければなりません。

そこで、以下質問をします。

(1)、沖縄県内の養鶏農家数、飼育している鳥の総数について伺う。

(2)、県内における鳥インフルエンザ水際防止対策の取組について伺います。

それでは、沖縄・自民党を代表して通告に従い、所見を述べながら質問いたします。

まず1、沖縄振興策の推進について。

世界で大きなパニックを招いた新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染拡大で経済への影響が深刻な中、さらに第2波、第3波が襲い、いまだに国民生活や経済活動は正常な状態に戻れていないのが現状であります。本県においても、県民生活や県内経済への影響は深刻で、今後の社会活動の在り方にも影響することは間違いないものと考えます。これからのコロナウイルスとの共生、ウイズコロナの社会に県民がいかに対応し得るかが重要になってくると思われま。現状のコロナ禍で、これからのウイズコロナの社会に沿った県経済の再構築が重要となってまいります。

今、県においては、令和4年—2022年3月で終期となる沖縄21世紀ビジョン基本計画に代わる次期沖縄振興計画の継続及びその根本法である沖縄振興特別措置法の延長に向け取組を進める中で、沖縄21世紀ビジョン基本計画のほか、これまでの沖縄振興計画を含め総点検の報告をまとめております。その中で、沖縄振興特別措置法が最終目標に掲げていた沖縄の自立的発展と沖縄の豊かな住民生活の実現は、これまでの5次・50年の振興計画では達成されていないと総括しております。そのため、次期沖縄振興計画で目標を実現するため、現21世紀ビジョン基本計画10年をさらに継続させ、後期10年計画として引き続き21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図るものとしております。これまで5次・50年の振興計画を振り返ると、国主導の3次にわたる本土との格差是正を主目標とする振興計画から、4次振興計画、そして5次の21世紀ビジョン基本計画と民間主導の自立型経済の構築を最終目標に掲げる振興計画が策定されてきたのであります。しかし、今回の総点検では、県独自の計画による施策が展開されながら目標が実現できなかったのはなぜかなど、具体的な理由は明確に示されておられません。

富川副知事はさきの県議会で、振興計画における製造業の取扱いについて、県が目指した製造業は後追いであり、既に低賃金のアジアに全部行っている。「沖

縄県で目指す製造業の方向というのは、スポット的に先端のもの、バイオとか半導体」など付加価値の高いもので新発展沖縄戦略としております。

これらの県が目指すとされる製造業は、これまでの振興計画の中で位置づけられ、戦略的に取組が進められてきたものであり、いまだに観光をしのぐ産業に成長しているとは思えず、新たな10年で自立型経済の柱となり得るか疑問であります。たとえ後追いであっても、アジアに行った雇用効果が高く県内産業への波及効果が見込める製造業を本県に呼び込む努力をすべきではないでしょうか。これまでの振興計画が目指す自立型経済の構築と、豊かな住民生活の実現という目標を実現し得なかった最大の要因は、観光に見られる外的要因に左右されない核となる産業、いわゆる大型製造業の誘致・立地が実現していないことにあると考えるのであります。

以上、所見を述べ、伺います。

(1)、2021年、令和3年度沖縄振興予算について。

ア、内閣府は、2021年、令和3年度沖縄振興予算の概算要求と税制要望を財務省に提出したが、県の要望とどのような開きがあるか。知事はどのように評価しているか伺います。

イ、一括交付金について、前年度当初予算より増額となっているが、県の要求に比べ大幅減である。内閣府は、一括交付金の性質上、積上げにはなじまないとの説明があったようだが、折衝の内容を伺いたい。

ウ、概算要求には、新型コロナウイルス感染症で観光が打撃を受けたことで沖縄観光の課題解決に資するため新規事業が盛り込まれたが、事業内容と予算額、県の対応について伺いたい。

エ、沖縄関係税制の延長について、県の要求どおり1年間の延長要求となったが、沖縄振興特別措置法の継続を見据えての1年延長であると内閣府と調整はされているか伺いたい。

オ、2021年、令和3年度沖縄振興予算概算要求について、知事は一定の評価を示し容認した。知事の想定内の要求であったか。また、今後は要求額の満額確保が重要となるが、知事の決意を伺いたい。

(2)、次期沖縄振興計画等の策定について。

ア、次期沖縄振興計画の策定に向け、21世紀ビジョン基本計画の総点検をまとめた。その中で、今後の沖縄振興においても現行計画を継承し、5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図るとしている。これまでの振興計画で克服できなかった要因と成果の程度について伺いたい。

イ、総点検で、沖振法が最終目的とする沖縄の自立

的發展と沖縄の豊かな住民生活の実現は十分とは言えないとし、次期振興計画が必要としている。自立型経済の構築と住民生活の実現のため計画の策定が県に移行されたが、実現できなかった要因は何か伺いたい。

ウ、第1次から第5次までの振興計画について、その計画の目標、基本方向、それぞれの成果についてどのような分析・総括し、次期振興計画に生かそうとしているか伺いたい。

エ、次期振興計画の策定に向け沖縄振興の成果と課題の総括が必要であるが、主な施策で、社会資本の整備、県内総生産や就業者数、観光、IT等について、5次・50年における成果と今後に残された課題について伺いたい。

オ、県は、沖振法の根拠、目的である4つの特殊事情について、次期振興計画の策定理由となり得るとしている。国も同様な理解と解しているか。また、県として新たな事情など修正や追加事項等についての考えはないか伺いたい。

カ、富川副知事は、振興計画における製造業の取扱いについて、製造業は既に低賃金のアジアに全部行っている。沖縄が目指す製造業の方向は、スポット的、先端なものやバイオや半導体の付加価値の高いもので新沖縄発展戦略とするとしている。これで自立型経済の構築が可能であるか伺いたい。

キ、河野沖縄担当大臣は、2021年度で期限が切れる沖縄振興計画について、これまでの政策を見直す。分析には地域経済分析システムを活用するとしている。県が国に提出する中間報告書との整合と次期振興計画策定への影響について伺いたい。

ク、平成24年度から計上された一括交付金について、次期振興計画においても確実に認められるか。制度の存続は現振興計画の点検の内容により影響されないか伺いたい。

2、那覇軍港の浦添移設問題について。

那覇港湾施設（那覇軍港）の浦添埠頭への移設について、浦添市長が北側案を容認したことで県及び那覇市と3者の間で認識が一致したのであります。しかし、その北側案が決定的となった瞬間から、これまで県議会などで那覇軍港移設を明確に容認していた玉城知事の姿勢、言動は迷走を続けているのであります。報道によれば、さきの那覇港管理組合議会で、管理者の知事と那覇市、浦添市との間で、那覇軍港の位置や国を含めた移設協議会の開催時期について話がまとまらなかったようであります。組合の副管理者も民港が先との認識のようではありますが、管理者は知事であり、知事が3者合意を前提に移設協議会を開くと言えれば決着

する問題であります。管理者である知事の姿勢が組合への圧力となっているのではないかと懸念されるのであります。

そもそも民港優先とはどこから出てきたのか。これまで知事は北側案が容認される以前には民港優先と述べてはいないのであり、那覇港管理組合議会においても民港優先との答弁や決定がなされてはいないのであります。県は、平成29年11月県議会で、「那覇港管理組合は、浦添市が示した南側案では、港湾の適正な管理運営のために民港が分断され、経済的一体の港湾として民港を管理する上で支障がある」、「南側案では、開発空間が制限されるため、民港の発展に支障がある」等々、当時の土建部長は明確に答弁しております。この答弁は、民港は北側案が前提と言っていることは明白であり、そこで伺います。

(1)、那覇軍港の浦添移設問題は、北側案で一致した途端に県の迷走が始まった。軍港の位置をめぐる、那覇市及び浦添市との間で食い違いが出ている。県は、これまで那覇軍港の浦添移設についてどのような見解、答弁をしてきたか伺いたい。

(2)、知事は、那覇軍港の浦添移設は沖縄の経済発展につながるため普天間飛行場の移設とは異なるとして容認しているが、そうすると普天間飛行場の返還による跡地利用は、沖縄の経済発展にはつながらないとの考えが都合のいい恣意的な対応ではないか伺いたい。

(3)、平成29年11月県議会で、「那覇港管理組合は、浦添市が示した南側案では、港湾の適正な管理運営のために民港が分断され、経済的一体の港湾として民港を管理する上で支障がある」、「南側案では、開発空間が制限されるため、民港の発展に支障がある」等々と当時の土建部長は答弁している。民港は北側案が前提と言っているが、今になって、なぜ知事は姿勢を曖昧にするのか。

(4)、国は、昨年11月の移設協議会で、「民港の港湾計画との整合を図りつつ、これと並行して、代替施設の配備に係る技術的な検討を防衛省及び国交省で実施」することが確認されているとし、民港計画と並行して軍港の検討を進めるべきとしている。民港優先とは県、那覇市、浦添市3者の一致した見解なのか伺いたい。

(5)、知事は、民港優先を強調しているが、北側案容認以前の県議会の答弁や那覇港管理組合議会においても、民港優先との答弁や決定がなされていたか、伺いたい。

(6)、知事は、基地の整理縮小や嘉手納以南の基地

返還の前倒しを国に求めながら、那覇軍港の浦添埠頭への移設についての協議の進展を遅らせている。言動は矛盾しないか伺いたい。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、県は、コロナ感染症の政策を協議、決定する対策本部会議の議事録を作成せず、概要で十分としている。その理由は何か。また、公文書管理指針に反するのではないかと伺いたい。

(2)、新型コロナウイルス感染拡大が収まらず、重症者も増大し病床占有率は限界に近づいている。インフルエンザ感染者への対応も含め、コロナ受入病院の現状と感染拡大防止をどのように図っているか、伺いたい。

(3)、宮古・八重山の離島での感染が増大し、病床の確保や医療関係者の負担が懸念される。患者の本島への搬送やその他の離島への感染拡大防止について、対策、取組を伺いたい。

(4)、ウイズコロナの新しい生活様式が求められる中、県民が安心できるワクチンの確保が必要であるが、国におけるワクチン確保の状況と本県における必要量、接種の費用無料化等、国との調整について伺いたい。

(5)、新型コロナウイルス感染症の影響で、今年はインフルエンザのワクチン不足が懸念されている。例年よりインフルエンザワクチンの接種希望者が多いと予想されており、県内における対応は万全であるか伺いたい。

(6)、国は、介護施設や病院におけるクラスター発生に対応するため、医療機関や高齢者施設などに対し検査実施や基準設定を求めているが、県独自の検査基準の設定と、一斉・定期的な検査の実施について伺いたい。

(7)、新型コロナウイルス感染拡大を受け総合支援資金の対象を特例で拡大したことで生活支援費の申請が増大したようであるが、貸付支援の対象、種別、申請件数等、本県の状況について伺いたい。

(8)、新型コロナウイルス感染症対策で個人事業者に最大100万円を支給する持続化給付金について、不正申請での受給が問題となっている。中には、返還申出もあるようだが、本県における実態と対応について伺いたい。

(9)、我が会派は、PCR検査の拡充やそのための助成金及び給付金等財政支援を国や自民党本部に要請している。県民が安心して生活ができる社会環境の整備には全県的なPCR検査の実施が必要である。県の考え方を伺いたい。

(10)、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にあって長期的なPCR検査実施体制を整備する必要が

あり、そのため検査技師の人材育成が求められている。県の取組を伺いたい。

4、雇用失業問題について。

(1)、新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めについて、本県の状況と経済が動き出した中で、回復や改善に向けた企業の動向はどうか伺いたい。

(2)、県内の高校、大学生の就職状況について、就職後3年以内に離職する早期退職率が全国平均を大幅に上回っている。県はミスマッチ対策を講じているが、今のところ効果は出ていない。教育機関における就職相談の現状と県の関与の必要性について伺いたい。

(3)、障害者雇用に係る法定雇用率について、県及び市町村の状況と民間企業における達成率について伺いたい。

(4)、非正規雇用と正規雇用の不合理な待遇格差を改善するため4月から大企業に同一労働・同一賃金が義務づけられ、2021年4月には中小企業にも拡大される。対象となる県内の企業数と県の説明、指導について伺いたい。

(5)、70歳就業社会を目指し希望者は70歳まで就業できる法改正が成立したが、企業の受け止めは様々である。本県における状況と企業の認識はどうか伺いたい。

5、農林水産業の振興について。

(1)、新型コロナの影響による県産農水産物の県外輸送の低迷回復を図るため、航空輸送体制の確保に向けた県の取組について伺いたい。

(2)、新型コロナ感染拡大で深刻な影響を受けた県内農水産農家に対する国や県による支援策と実施状況について伺いたい。

(3)、県産和牛子牛の血統不一致問題については、久米島だけでなく今帰仁でも発覚した。県の原因究明調査の結果と全県的な調査に向けた取組について伺いたい。

(4)、本県の基幹作物であるサトウキビの収穫面積が減少し続けている。要因は担い手不足で農地の遊休地が増加していることにあるが、県の若手農業従事者の育成に向けた取組を伺いたい。

(5)、豚熱で影響を受けた養豚農家に対する経営補填や支援金の交付について、全ての農家への交付は完了したか。また、シークワサー農家の状況と支援策について伺いたい。

(6)、大宜味村のエビ養殖場でエビが壊死する伝染病が発生したようだが、発生原因、他の養殖場への広がり防止、今後の水際防止対策について伺いたい。

(7)、農林水産物流通条件不利性解消事業は、遠隔

地にある本県が本土市場での市場競争力の向上を図る上で重要な事業であるが、対象品目が限られている。県外で認知度が高いモロヘイヤ、キャベツ、ハーブ類などを対象品目に加えていただきたいが、県の考え方を伺いたい。

6、子ども・子育て支援について。

(1)、国は、2021年度から24年度の4年間で新たに14万人余の保育の受皿確保を計画しているが、本県の状況と女性の就業率向上に伴う保育利用増や保育士不足等の課題解決との整合性をどのように図るか伺いたい。

(2)、県は、保育士不足の解消に向け潜在保育士の復帰促進に努めているが、依然県内保育園の保育士不足は解消されていない。職業としての保育士の魅力が失せているのか、職務に見合う待遇がなされていないのか、県の認識を伺いたい。

(3)、認可外保育園に対する市町村等の子育て支援サービスについて、雑所得として課税の対象となる場合があり、国において非課税措置導入を検討しているようだが、本県における状況と県の対応について伺いたい。

(4)、第二期黄金っ子応援プランについて、第一期計画で残された課題及び未実施施策は、新たな計画にどのように反映されたか。また、新計画の方向性と特色について伺いたい。

(5)、新型コロナウイルス感染拡大は保育の在り方にも影響を及ぼしたが、待機児童や学童保育待機の解消は目標どおり達成可能であるか、取組について伺いたい。

(6)、児童虐待が一向に改善されていないがその要因は何か。また、児童虐待とDVとの関連についての分析、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携について伺いたい。

(7)、国は、児童虐待による死亡とその母親へのDVの有無に関する分析結果を公表したが、本県における事例と特徴について伺いたい。

(8)、子供の貧困率について本県は全国的に高い状況にあるが、新型コロナウイルス感染拡大により、経済の停滞、雇用の後退など、現状は悪化の状況にあるが、県の対策や取組について伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 仲里全孝議員の御質問にお答えをいたします。

1、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(2)、本県が目指す製造業と自立型経済の構築についてお答

えいたします。

沖縄県では、アジア経済戦略構想や新沖縄発展戦略に基づき、県内企業の付加価値の高い製品開発や生産性向上に向けた取組への支援に加え、半導体や医療機器等の高付加価値型製造業の集積を進めるとともに、バイオ産業の支援など新たな産業の創出に取り組んでおります。

さらに、国内外企業とのビジネスマッチングによる県内企業の生産性と付加価値の向上を図るリゾテックを展開し、製造業を含む各産業分野における競争力強化に取り組むほか、サプライチェーンを支えるインフラの整備や生産の高度化を図るテクノロジーの活用などを推進してまいります。

これらの取組に加え、新型コロナウイルス感染症からの出口戦略としてアフターコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組への支援など、企業の稼ぐ力を強化し、総合的な施策の展開により自立型経済を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)ア及びオ、令和3年度沖縄振興予算の概算要求及び税制改正要望の評価、満額確保に向けた決意についての御質問にお答えします。(1)アと(1)オは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

令和3年度沖縄振興予算の要請に当たっては、財務省から示された「要求額は、基本的に、対前年度同額」との概算要求基準を踏まえ、3000億円台の沖縄振興予算の確保、一括交付金の増額等について要望いたしました。9月末の内閣府の概算要求は、総額3106億円に加え、自然災害への対応等に必要な経費等が事項要求されております。具体的には、離島活性化や子供の貧困対策に係る経費等が増額要求されるとともに、新たに沖縄観光サービスの創出支援事業が盛り込まれたほか、一括交付金は今年度予算を71億円上回る1085億円が要求されております。また、税制改正についても、措置期限を迎える7制度の1年間延長が要望され、県の要望に御配慮いただいた内容となっております。

沖縄県といたしましては、去る11月に、概算要求の満額確保と税制改正要望の実現が図られるよう関係要路へ要請し、河野沖縄担当大臣からは、財務当局としっかり話をして、満額を取れるように頑張ってもら

りたいとの御発言をいただきました。今後もあらゆる機会を捉え、満額確保等に向けて取り組んでまいります。

次に3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(3)、沖縄本島への搬送や離島の感染防止対策についてお答えいたします。

入院医療施設のない離島において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、島内での感染拡大を防ぐため、感染症指定医療機関のある沖縄本島、宮古島または石垣島へ搬送する方針としております。また、県立宮古病院や八重山病院で入院する患者が重症化し、より高度な医療を提供する必要がある場合は、自衛隊及び海上保安庁等の関係機関の協力を得て沖縄本島への搬送体制を整備しております。

沖縄県としましては、離島の医療提供体制の整備を重要課題として位置づけ、各離島ごとの搬送方法を整理したマニュアルを策定し、訓練を実施するとともに離島診療所への検査キットの配備や病床確保、軽症者向け宿泊療養施設の確保を通じて離島住民の生命を守り、不安の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)のイ、一括交付金の折衝内容についてお答えします。

令和3年度の一括交付金については、前年度を上回る需要額が積み上がっておりました。5月以降、内閣府とは3回にわたり意見交換を重ねてまいりましたが、その過程において積み上がった需要額を示しながら、県と市町村の切実な要望として一括交付金の増額の必要性について説明し理解を求めたところです。その結果、9月末の内閣府の概算要求では今年度予算を上回る1085億円が要求されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)のウ、新たな沖縄観光サービス創出支援事業についてお答えいたします。

国は、長期滞在型の新しい観光サービスの開発を支援するため、新たな沖縄観光サービス創出支援事業として5億円を次年度の概算要求に盛り込んでおります。

県としましては、事業化された際には沖縄の自然や歴史、文化などを生かし、新しい生活様式に即した長

期滞在型、高付加価値の観光コンテンツを活用したプロモーションを実施し、滞在日数の延伸及び観光消費額の増加を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)のエ、沖縄振興特別措置法の延長を見据えた内閣府との調整状況についてお答えいたします。

現行の沖縄振興特別措置法の期限が令和4年3月末であることから、内閣府は沖縄関係税制の1年延長を財務省に要望しております。また、知事は、国の沖縄振興審議会において、同法の延長とそれに基づく特例措置の拡充強化が必要であることを説明したところで、内閣府においては、沖縄関係税制をはじめとする令和4年度以降の沖縄振興の在り方について検証作業の結果等を踏まえるとともに、沖縄県など関係機関等の意見を取り入れながら検討を進める予定であると聞いております。

同じく1の(2)のアと(2)のイ、沖縄振興計画の評価について、1の(2)のアと(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県が本年3月に取りまとめた総点検報告書においては、社会基盤の整備や産業振興など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さ、子供の貧困率や非正規雇用者割合の高さなど沖縄振興特別措置法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現が十分とは言えない現状が明らかとなりました。本県は、本土市場からの遠隔性や離島が散在する地理的特性により高コスト構造を抱えており、観光産業をはじめとした労働集約型の産業構造となっております。

県としましては、新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けた県経済の回復に全力で取り組むとともに、比較優位のある付加価値の高い産業の振興、労働生産性や地域内の経済循環を高めていく施策を展開することにより強い経済構造を構築してまいります。

同じく1の(2)のウと(2)のエ、第1次から5次までの振興計画の評価と新たな振興計画について、1の(2)のウと(2)のエは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の平成30年度には入域観光客数1000万人、情報通信関連産業は累計で470社を誘致し、就業者数は平成30年に展望値を超える70万7000人と着実に発展してまいりまし

た。また、平成29年度の県内総生産は、4兆4141億円で、復帰時から9.6倍の規模となるなど成果を上げてまいりました。その一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性を増した課題もあります。新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。

同じく1の(2)のオ、沖縄の抱える特殊事情についてお答えいたします。

4つの特殊事情から生じる政策課題はいまだ解消されておらず、引き続き沖縄振興特別措置法に基づく各種の特例措置が必要と考えております。新たな沖縄振興を展望するに当たっては、東アジアの中心に位置することや出生率が全国一高いことなど優位性を有しており、その潜在力を引き出すことが我が国の経済活性化の牽引役としての期待に応えることにつながると考えております。

同じく1の(2)のキ、国への制度提言と地域経済分析システムの活用についてお答えいたします。

県が取りまとめた新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）については、県民、市町村、県関係団体から幅広く意見を募っており、これらの意見を踏まえ制度の内容を精査するとともに関係する省庁との調整を図り、来年4月に国へ制度提言する予定であります。新たな振興計画においても、各種施策の効果的な推進を図るため成果指標を導入するとともに、地域経済分析システムRESAS（リーサス）を活用した施策立案などに取り組んでまいります。

同じく1の(2)のク、一括交付金の継続についてお答えいたします。

県が実施した総点検作業において、令和4年度以降も沖縄振興一括交付金の戦略的な活用が必要であると示されております。また、市町村長との意見交換会では、同交付金の延長について41市町村長の総意であることを確認しており、知事も国の関係要路や沖縄振興審議会において継続が必要であることを説明しております。

県としては、来年4月に予定している制度提言の際に、沖縄振興一括交付金の継続も国へ要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 2、那覇軍港の浦添移設問題についての(1)、これまでの移設に係る見解や答弁についてお答えいたします。

県は、平成29年の那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港管理組合から報告された代替施設の民港に与える影響・支障の評価結果は、北側案が小さいとする評価結果に異存はない旨発言しており、県議会においても同様に答弁をしております。当該評価結果は、当時の民港の形状案を踏まえて検討されたものです。現在、浦添ふ頭地区調整検討会議においては改めて民港の形状案の検討を進めているところであり、代替施設の配置を検討するためにも、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えております。

同じく2の(2)、普天間飛行場の跡地利用についてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、住民生活に著しい影響を及ぼしており、同飛行場の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。そのため、機会あるごとに日米両政府に対し同飛行場の早期返還を求めています。

同じく2の(4)、民港優先に関する県、那覇市、浦添市の見解についてお答えいたします。

昨年11月の移設協議会においては、浦添ふ頭地区調整検討会議において、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことが確認されております。また、浦添ふ頭地区調整検討会議においては、これまでの北側案、南側案にこだわらずに検討を行うことが確認されていることから、那覇市及び浦添市においても、まずは同計画の方向性を優先する必要性を認識しているものと理解をしております。

同じく2の(5)、民港優先との答弁や決定についてお答えいたします。

移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところです。また、県議会においても同様の答弁を行ってきたところです。

県としては、那覇港湾施設の円滑な移設のためにはまずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えており、浦添ふ頭地区調整検討会議においてしっかりと議論を行う必要があると考えておりま

す。

同じく2の(6)、移設協議会の進展についてお答えいたします。

那覇港湾施設の移設については、浦添埠頭地区における民港の港湾計画の方向性を導き出した後に移設協議会において民港の形状案が示されるものと考えており、これに対し代替施設の配置案が示され、民港との整合性が確認されることとなると承知しております。

このため県としましては、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えており、浦添ふ頭地区調整検討会議において、しっかりと議論を行うことが移設協議会の進展につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長（上原国定君） 2、那覇軍港の浦添移設問題についての御質問のうち(3)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設の配置については、移設協議会で報告のあった那覇港管理組合と浦添市の評価結果が異なっていたことから、浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を導き出すことが確認されております。

県としては、那覇港湾施設の代替施設の位置、形状については、民港の形状案を作成後、移設協議会において検討がなされるものと考えております。

次に2の(5)、那覇港湾施設の移設に関する那覇港管理組合議会での答弁についてお答えいたします。

那覇港管理組合議会の令和元年11月定例会において、「浦添ふ頭地区の技術的な検討に当たりましては、民港部分の浦添ふ頭地区施設配置案を複数作成し、その後、代替施設の配置を防衛省において検討がなされるものと考えております。」との答弁がなされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、対策本部会議の記録についてお答えいたします。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録については、知事または副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針に基づき、議事概要を作成し、配付資料と併せて県のホームページにて公表しているところです。対策本部会議の決定事

項は県民生活に影響する重要な事項であるため、知事からコメントとして発出しています。さらに、会議終了後にマスコミブリーフィングを実施して説明しているほかLINE等で配信を行い、県民への周知を図っているところであります。引き続き県民に分かりやすい内容となるよう改善に取り組んでまいります。

同じく3の(2)、受入病院の現状と感染拡大防止についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等22病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、新型コロナ患者の入院を受け入れておりますが、長期にわたる感染の継続により受入病院においては、スタッフの疲弊や休業など厳しい状況があると伺っております。さらに、冬季にコロナ以外の患者の増加が見込まれることから、宿泊療養施設を追加して設置する等、医療機関の負担軽減を図っております。また、感染拡大防止については、検査体制を拡充するとともに、沖縄コロナ警報の下、集中実施期間を示し、職場、家庭及び会食等において感染を防ぐ具体的行動を県民に求めているところであります。

同じく3の(4)、ワクチン確保の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンについては、国において令和3年前半までに国民に提供できる数量を確保し、接種費用は全額国費とすることが検討されております。また、今後分科会等で決定される接種順位を踏まえ、県として必要量を算出し国へ供給を依頼することとしております。引き続き国の動向を注視し適切な情報の収集を行い、ワクチン接種の実施主体である市町村と密な連携を取り情報提供や必要な支援を行ってまいります。

同じく3の(5)、インフルエンザワクチンの対応についてお答えいたします。

県では、11月より県医薬品卸業協会の協力の下、インフルエンザワクチンの在庫数の把握を行っているところです。今季は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念され、必要数が増えることが想定されるため、11月20日付で厚生労働省へワクチン供給の追加を求める要望書の提出を行うとともに、全国知事会を通して必要量の確保について要望しております。

同じく3の(6)、介護施設等での一斉検査の実施についてお答えいたします。

国からの通知では、特に大きな流行が見られる地域において高齢者施設等での陽性者が発生した際には、施設の関係者に対して一斉の検査を徹底することが求められており、県においても本通知に基づき検査の徹

底に取り組んでまいります。なお、本通知とは別に、県独自の取組として、クラスターの発生を未然に防止するため、介護施設及び医療機関の職員を対象に定期的な検査を実施することとしております。

同じく3の(9)、全県的なPCR検査の実施についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行が持続している状況においても、社会経済活動を維持・継続していくためには、全県的な検査の拡充は必要だと考えております。そのため、本日、議決いただいた補正予算に、先行的なモデル事業として新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業の予算を計上したところです。本事業では、県内の介護施設及び医療機関職員を対象として、1月から3月の3か月間で、職員1人当たり月1回を目安として定期的な検査を実施することとしております。

同じく3の(10)、PCR検査の実施に係る臨床検査技師の育成についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の診断を目的に検体採取やPCR検査ができる臨床検査技師を育成するため、県臨床検査技師会と連携し実地研修を行っており、これまでに32名の方が修了しております。また、県衛生環境研究所においては、これまでに7施設から22名の研修や見学を受け入れております。

県としましては、引き続き実地研修の実施を通してPCR検査に必要な人材の確保に努め、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(7)、特例貸付の状況についてお答えいたします。

生活福祉資金における特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に実施しております。一時的な資金需要には緊急小口資金、生活に困窮し日常生活の維持が困難となる状況が続く場合には総合支援資金の生活支援費により対応しています。11月20日時点での貸付決定実績は緊急小口資金3万4088件、64億5291万円、総合支援資金2万8724件、152億268万円、合計6万2812件、216億5559万円となっております。

次に6、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、国の保育整備計画との整合性についてお答えいたします。

県では、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の向上などを加味した保育の提供体制を構築するため、令和6年度末までを計画期間とする黄金っ子応援プランを策定し、保育所整備と保育士確保等に取り組んでいるところです。

国においては、来年度以降の保育の受皿確保について新たな計画を策定することとしており、県としましては、同計画も踏まえて地域の実情に応じた市町村の取組を支援してまいります。

同じく(2)、保育士不足への対応についてお答えいたします。

保育士の確保に当たっては、給与や労働環境の改善を図り職場としての魅力を高めることが重要であると考えております。

このため、県では、独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援に取り組むとともに、公定価格における賃金改善要件分が確実に保育士賃金に反映されていることを確認するなど、引き続き保育士の処遇改善に努めてまいります。

同じく(3)、子育て支援サービスの税制措置についてお答えいたします。

県内市町村において、認可外保育施設を利用する保護者に対し、保育料の一部を助成する事業を8市町村が実施しております。

県としましては、これらの助成が非課税措置されることにより、子育て世代の負担を軽減し子供を産み育てやすい社会の実現につながるものと考えており、税制改正に係る国の動向を注視してまいります。

同じく(4)、第二期黄金っ子応援プランについてお答えいたします。

第一期黄金っ子応援プランでは、待機児童の解消のほか、児童虐待の深刻化や幼児教育・保育の質の向上などの新たな課題も生じていたことから、第二期プランにおいては、誰一人取り残さないというSDGsの理念の下、幼児教育・保育の無償化の影響等を加味した提供体制の確保や児童虐待防止対策の強化、母子健康包括支援センターの設置促進、教育委員会内への幼児教育班の設置など、新たな施策を含む子育て支援の拡充に取り組むこととしております。

同じく6の(5)、コロナ禍における待機児童解消の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、前期保育士試験が中止となったほか、保育の質の向上のための研修会をオンライン研修に変更するなど、影響が及んでいるところです。待機児童の解消については、市町村が実施する保育所や放課後児童クラブの整備、保育士確

保等の取組を支援することにより、第二期黄金っ子応援プランの着実な実施に取り組んでまいります。

同じく6の(6)、児童虐待の増加要因とDVとの関連等についてお答えいたします。

児童虐待の相談対応件数が増加している要因としては、面前DVの通告が増加していることや全国で死亡事案が相次いだことにより、虐待に対する認識が高まったことなどが挙げられます。DVは、児童への心理的虐待にとどまらず、児童が暴力に巻き込まれるなど深刻な事態につながりやすいため、早期の対応が求められます。

県では、令和2年度から女性相談所に児童コーディネーターを配置したほか、連絡会議や合同研修会を開催する等、連携強化を進めているところです。

同じく6の(7)、国の虐待死亡事例の分析結果と本県の特徴についてお答えいたします。

国の分析調査の期間内で、沖縄県の死亡事案は6件となっております。そのうち、DVがあったのが3件、10代での妊娠・出産経験が4件、地域社会や親族との接触が薄いものが2件などとなっております。

本県の特徴としては、実母がDVを受けた経験があった割合や若年妊娠の割合が高くなっております。

県としましては、引き続き関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止やDV対策にお一層取り組んでまいります。

同じく6の(8)、コロナ禍における貧困対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う厳しい経済雇用情勢や学校の休校等により、生活困窮家庭の子供の学びや育ちへの影響が懸念されております。このため、県では、低所得世帯の小中学生を対象にした無料塾において、学習支援が途切れないようオンラインでの学習環境を整えました。また、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、地域の飲食店による食支援活動のほか、日本郵便株式会社沖縄支社等と協働し、県内全域の子供の居場所等へ食品を届ける取組を実施しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(8)、持続化給付金の不正受給の実態と対応についてお答えいたします。

経済産業省の直近の発表によると、これまでに全国で8630件の返還申出があり、うち3798件、40億

6200万円が返還されたとのこと。持続化給付金の都道府県別返還件数等は公表されていないため、県として不正受給の詳細については把握しておりません。

同給付金をはじめ県が実施する各種給付金事業等においても不正受給が確認された場合は、捜査に積極的に協力するとともに、関係機関と連携して厳正に対処してまいります。

次に4、雇用失業問題についての御質問の中の(1)、解雇等の状況と企業の動向についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、新型コロナウイルス感染症に係る解雇、雇い止め等見込労働者数は、11月27日現在で1514人となっております。企業の動向については、日銀短観によると、直近の9月調査の業況判断指数はマイナス32となっており、6月調査と比べ3ポイント改善しているものの依然として厳しい状況にあります。

県としては、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、雇用の維持と事業継続に全力で取り組んでまいります。

同じく4の(2)、大学における就職相談の現状と県の関与の必要性についてお答えいたします。

各大学においては、大学設置基準等に基づき独自にキャリア教育や就職支援を行っておりますが、本県の内定率や定着率が全国を下回っていることから、県としても支援が必要であると考えております。そのため、各大学に専任コーディネーターを配置して個別の就職相談を実施するほか、企業理解を促すためのセミナーや合同企業説明会、インターンシップなど、様々な支援策を実施しております。

引き続き大学等と連携し新規学卒者等の離職率の改善に向け取り組んでまいります。

同じく4の(3)、県や市町村等における障害者雇用の状況についてお答えいたします。

令和2年6月1日時点における県の知事部局、病院事業局、企業局、警察本部、議会事務局の実雇用率は5機関合計で1.99%、県教育委員会は1.7%となっており、そのうち知事部局、病院事業局、県教育委員会の3機関については未達成となっております。市町村については、令和元年6月1日時点で実雇用率は2.24%となっており、雇用義務のある72機関のうち、22機関が未達成となっております。また、民間企業については、令和元年6月1日時点で、実雇用率は2.66%、法定雇用率の達成率は59.3%となっております。

同じく4の(4)、同一労働同一賃金の対象となる県内企業数と県の説明、指導についてお答えいたします。

対象となる県内企業数は、大企業が63、中小企業が4万7105、合計で4万7168事業者となっております。

県では、非正規労働者の処遇改善を図るため、同一労働同一賃金をテーマとした事業主向けセミナーの開催や県内中小企業を対象に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則や賃金規程の見直し等の支援を行っているところであります。

同じく4の(5)、改正高年齢者雇用安定法に関する本県の状況等についてお答えいたします。

令和3年4月施行の同改正法は、働く意欲のある高年齢者が活躍できる環境を整備するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務としております。沖縄労働局によると、令和元年6月1日現在、70歳までの定年引上げ等のある県内企業の割合は24.6%であり、また同改正法に関する企業の受止めについては、現時点では把握していないとのこと。県としては、沖縄労働局等と連携し、企業の受止め等の把握に努め、高年齢者の雇用環境の整備を促進してまいります。

県としては、沖縄労働局等と連携し、企業の受止め等の把握に努め、高年齢者の雇用環境の整備を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 4、雇用失業問題についての御質問の中の(2)、高校における就職相談の現状等についてお答えします。

県教育委員会では、早期離職等の対策として、就職希望者の多い高等学校43校に50名の就職支援員を配置し、個別就職相談の支援を行っております。また、各学校においては、応募前企業見学や就職先の企業訪問を行い、定着率の向上を図っております。

県教育委員会としましては、早期離職率の改善に向けて今後とも関係機関との連携を強化し、ミスマッチ解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 5、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、新型コロナの影響に伴う県産農林水産物の航空輸送体制の確保についてお答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響による航空便の減便に対処するため、航空会社に対し貨物輸送の確保について要請するとともに、臨時便の就航を図

るため、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の特例を設け、航空輸送体制を確保しました。現在のところ、航空便は復便基調であります。今後の情勢に注視するとともに、6月補正予算で計上した航空物流機能回復事業により、臨時便就航を支援し、県産生鮮品の円滑な航空輸送体制の確保を図ってまいります。

次に(2)、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生産農家に対する支援状況についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生産農家への支援策としては、農林水産物の輸送手段の確保対策、肉用牛農家に対する負担軽減対策、花卉農家の次期作に向けた支援等を実施しているところであります。そのほかにも、消費喚起対策として学校給食への食材提供や公共施設等での花の装飾展示、量販店等と連携した販売促進のほか、経営継続支援として、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げや価格安定制度等による支援が講じられているところであります。

次に(3)、和牛血統不一致問題への対応についてお答えします。

久米島町における血統不一致事案は、同一家畜人工授精師による多数の事例が判明していたことから、県では家畜改良増殖法に基づき5回の立入検査を行い、授精業務における帳簿の記録や凍結精液が適正に管理されていなかったことを確認しております。

また県では、実働する全家畜人工授精師294名を対象に立入検査を実施し、おおむね適正な人工授精業務が行われていることを確認したところであり、その他の地域においては、久米島町と同様な事案は確認されておられません。

次に(4)、農業の担い手育成・確保についてお答えします。

県では、農業の担い手育成・確保対策の主な取組として、沖縄県新規就農一貫支援事業による就農相談体制の強化や農業施設等の整備支援及び農業次世代人材投資事業による資金の交付等を実施しております。また、農地中間管理事業では、遊休農地等を市町村から推薦のある新規就農者等に対し、優先的に集積対象とする取組を行っているところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、農業の担い手育成・確保に取り組んでまいります。

次に(5)、豚熱で影響を受けた農家への支援状況についてお答えします。

今回の豚熱発生により防疫措置を行った10農場につきましては、12月2日現在、8農場が交付決定済みで、そのうち7農場については支払いまで完了して

おります。残り2農場については、交付申請に向け、国から要求のあった帳票等を提出したところであります。また、移動・搬出制限を受けた農場においては、国との調整がおおむね終了した2農場について11月補正予算を計上したところであります。残りの農場につきましても、算定が整い次第、随時、予算を確保してまいります。

同じく(5)、シークワサー立ち枯れ被害の状況と対策についてお答えします。

シークワサーの立ち枯れ対策については、カンキツ立ち枯れ症状対策チームを設置し、原因究明に向けた調査等を実施しております。現在、農家へのアンケート調査結果に基づき、立ち枯れ症状が多く見られる圃場から優先的に現地調査等を実施しているところであります。

県としましては、生産農家等に対して原因究明調査結果の説明会や効果的な対策についての講習会等を行うなど、市町村、関係団体等と連携して対策に取り組んでまいります。

次に(6)、バナメイエビの特定疾病の発生についてお答えします。

去る10月18日、大宜味村のバナメイエビ養殖場において、特定疾病である急性肝臓壊死症の発生が確認されました。県では、本疾病の蔓延を防止するため、当該養殖場に対しエビの処分や施設の消毒等を命令するとともに周辺海域における調査等を実施し、当該養殖場以外では、本疾病が発生していないことを確認しております。また、国の専門家会議において、本疾病はタイから導入した稚エビが原因と推定されたことから、国は検疫体制を強化したところであります。

次に(7)、農林水産物流通条件不利性解消事業の対象品目の拡大についてお答えします。

本事業は、本県が大都市市場から遠隔地に位置する不利性を解消し、県外出荷量の増加や出荷時期の拡大を図るため、一括交付金を活用して実施しております。本事業では、国等との調整を経て、生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる農林水産戦略品目を補助対象としております。品目の拡大につきましては、関係機関と意見交換を行いながら県外出荷実績などを勘案の上、戦略品目への位置づけ等を総合的に判断していきたいと考えております。

7、宮崎で発生した鳥インフルエンザについての御質問の中の(1)、県内養鶏の農家戸数及び飼養羽数についてお答えします。

令和元年12月末、家畜・家禽等の飼養状況調査結果によりますと、県内の養鶏農家数は、採卵鶏301戸、

ブロイラー21戸で合計322戸となっております。また、飼養羽数は、採卵鶏約138万3000羽、ブロイラー約60万2000羽で、合計約199万羽となっております。

次に(2)、高病原性鳥インフルエンザ水際防止対策の取組についてお答えします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ養鶏農家を対象に立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また、11月27日には、養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など注意喚起を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 2的那覇軍港の浦添移設問題について再質問します。

軍港の配置について、管理組合議会でリセットしたと答弁している。リセットとはいつ、どの場で決定されたのか。

国は、玉城デニー知事へ一日も早い移設協議会の開催を依頼している。応じない理由は、2月の浦添市長選挙に共産党候補者の出馬が予定されているため、時間稼ぎのために協議会へ応じていないとも取られるが知事の考え方を伺う。

以上。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

那覇港管理組合議会においてリセットという表現がなされたというのを承知しておりますけれども、そもそも那覇港港湾施設の配置につきましては移設協議会で検討がなされてきておりまして、那覇港管理組合と浦添市の評価結果が異なっていたことから、浦添ふ頭地区調整検討会議において事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を導き出すことが確認されているという経緯がございます。そういった経緯をそのまま引き続きやっていくということで浦添市長の北・南の議論等がありますけれども、そういった一度移設協

議会で決まった事務的、技術的な検討をまず行って、港湾計画の方向性を導き出すということが確認された時点で改めて港湾計画を立案していくものだという意味での御発言だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 移設協議会の開催についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の代替施設につきましては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう移設協議会の枠組みの中で調整を行うことが繰り返し確認をされてきたところでございます。

この辺の経緯を申し上げますと、平成31年4月の第25回移設協議会において浦添市と那覇港管理組合の評価結果等に相違が生じたことを踏まえ、那覇港管理組合と沖縄県、那覇市、浦添市のそれぞれの観点から事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、港湾計画の方向性を導き出すことが確認されております。また令和元年11月の第26回移設協議会では、「浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的、技術的な検討を」を行い、「港湾計画の方向性を速やかに導き出すこと」が確認されたほか、「国としては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、これと並行して、代替施設の配置に係る技術的な検討を防衛省及び国交省で実施し、早期に港湾計画の結論が得られるよう地元の関係機関を支援をしていく」ということが確認されております。これを受け、現在まさに浦添ふ頭地区調整検討会議において那覇市、浦添市などの構成団体とともに、浦添埠頭地区における民港の形状案の取りまとめが令和2年度中を目途に進められているというふうに考えております。

こうした経緯も踏まえ、県としては国から提案のある代替施設の北側配置確認のための移設協議会の開催は、浦添ふ頭地区調整検討会議における進捗状況等を踏まえ調整すべきである旨をお伝えをしているところでございます。

なお、議員からありました移設協議会の開催に関しましては、浦添市長選挙と関係するものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、こんにちは。

沖縄・平和、代表質問を行いたいと思います。

崎山嗣幸です。

まず、第1点目であります。知事の政治姿勢についてであります。菅首相の所信表明への見解について知事の見解を伺います。

(2)点目、核兵器禁止条約について。

知事の見解をお願いします。

(3)点目、日本学術会議の任命拒否について。

知事の見解を伺います。

(4)点目、宮古、石垣への自衛隊配備について。

県は、沖縄の歴史的、文化的、地理的特殊性や国際交流を通して平和の緩衝地帯を目指すとしており、強行してくる防衛省の配備計画に反対する意思を示すべきではないか伺いたいと思います。

(5)、気候非常事態宣言について。

県は、非常事態宣言と同時に対策実行計画の策定が求められておりますが、対策状況を伺います。

(6)番、過疎法について。

県は、適用延長と現行法の拡充を求めるべきではないのか、知事の見解を伺います。

2番、辺野古の埋立工事について。

(1)、埋立申請取消訴訟について。

県は、承認撤回を取り消した国土交通相の裁決は違法だとし抗告訴訟を起こしてきました。その判決が11月27日言い渡されました。県の判決への対応を伺います。

(2)、変更承認申請について。

辺野古海域で大規模な軟弱地盤が広がり、活断層の疑いも明らかになっております。その中で沖縄防衛局は、県に変更申請を提出しております。地盤の液状化や沈下による建物崩壊の危険性があり、今後12年、9300億の巨額を投入する変更申請は到底認められません。県の審査状況と県民からの意見書の内容を伺います。

(3)、辺野古サンゴ採捕関与取消訴訟について。

辺野古海域には、約7万8460群体の移植対象サンゴ類が生息し、今回、訴訟対象は約4万群体の移植をめぐる国の違法関与が問題となっております。去る11月20日福岡高裁那覇支部の口頭弁論では、玉城デニー知事が、農水省の許可せよの是正指示は、知事権限を奪うものであり違法だと主張しました。例のない大規模なサンゴ移植は、漁業法、水産資源法の観点から慎重審査する裁量権はもちろん地方自治体の長である県知事にあります。裁判は即日結審となり、判決は来年2月3日予定となっておりますが、県は、書面での主張は詳しく、十分意を尽くしたと考えているか伺います。

3番、首里城の復興再建計画について。

首里城火災から1年が過ぎた。火災の原因は特定できず、防火管理体制に課題を残しております。県民の再建への願いも日々高まり、県内外からの寄附金も50億を超えております。同時に、再建への作業は国主導ではなく、県民主体の再建策が求められております。

以下、伺います。

(1)、県の復興基本計画ではどのような県民主体の事業内容となっているのか伺います。

(2)、県が国へ支払う国有財産使用料は全額免除を求めたらどうか伺います。

(3)、首里城の指定管理団体の美ら島財団がコロナ禍と火災を理由に経営不振に陥り、県へ財政支援を求めています。県は、管理責任と財団の財務状況も検証するのか伺います。

4番、第32軍司令部壕の保存公開について。

首里城の地下に司令部壕が構築され、沖縄を捨て石とする悲劇を招いた命令はこの壕から発せられました。沖縄戦の悲惨な実相を次世代に伝えるためにも平和学習の場として活用する意義があると思います。

以下、伺います。

(1)、県は保存公開に向けて検討会議を設置していると考えだが、今後の取組内容を伺います。

(2)、首里城再建と一体的に進めるべきと考えるかどうか伺います。

(3)、2012年調査が行われておりますが、安全性など保存等への総括はどうなっているか伺います。

(4)、壕の中の遺骨収集の実施はどうなっているか伺います。

5番、国際的なクルーズ拠点について。

県は、クルーズ船が空路より消費金額が30%程度であり、平均滞在時間も7時間と短く、低単価のクルーズ観光は実入りの少ない消耗戦に陥ると検証しております。では、この世界のコロナ禍の状況下で、高付加価値を目指すクルーズ観光の戦略と展望を聞きたいと思っております。

6番、那覇市都市圏の交通対策について。

特に那覇市内の交通渋滞は異常であります。公共交通機関の都市モノレールやバスとの連携や徒歩等の推進が求められております。長寿県沖縄は、男女とも肥満率が高く、生活習慣病が増加し、ウォーキングやジョギング、自転車利用が推奨されております。また、近年は自転車の通勤・通学、サイクリング、観光客の利用も増加傾向であるようであります。県の交通対策として那覇都市圏の幹線道路整備計画と自転車道の整備、歩道空間の整備の実績と今後の対策を伺います。

7番、コロナ禍における雇用対策について。

これまで失業率2.7%、有効求人倍率1を推移してきた傾向が令和2年9月からは失業率3.7%、有効求人倍率0.64倍となっており、確実にコロナ禍の影響を受けております。また、新卒者の就職も厳しい事態が予測されております。県の雇用継続助成事業、若年者正規雇用対策、非正規労働者の待遇改善、新卒者就職対策等の取組を伺います。

8番、漁港の衛生管理型体制について。

近年水産物も大手スーパー等は衛生管理体制が十分でない取引を控えたりするなど食の安心・安全を高める環境が大きく変化し、消費者のニーズに添えていくためにも高度安全衛生管理型荷さばき施設の整備が求められております。それは水産物への付加価値も高まり、漁業者の所得向上や水産振興に寄与します。

(1)、今回糸満市に新たに建設する高度安全衛生管理型施設の概要と進捗状況を伺います。

(2)、県内の漁港の荷さばき施設の老朽化等の実態と改築、新設の計画はあるか伺います。

(3)、荷さばき施設の国の補助率を高める取組をしたらどうか伺います。

9番、豚熱被害農家への補償と鳥インフルエンザについて。

(1)、手当金等評価の状況、補償実績と見直しについて伺います。

(2)、68もある制限農家の補償は全国的にも例がなく、全額が国の負担とならないことから、県独自の対応が必要であります。知事の対応を伺います。

(3)、被害農家の事業が再開し、軌道に乗るまでにはなお時間がかかり、資金面の課題も大きい。持続可能な養豚業を支える支援の在り方について伺います。

(4)、鳥インフルエンザの発生が相次いでおります。本県農家への影響と県の対応を伺います。

10番、久米島海洋深層水施設の新設について。

久米島町は海洋深層水の供給によってサトウキビ生産、クルマエビ養殖、海ブドウ養殖等が大きな経済効果をもたらしており、これを契機に、現行の取水量1万3000トンから10万トン級の大規模取水管導入を計画しております。県の支援を求めているのですが、これまでの実績と今後の事業展開の課題と問題点を伺います。

11番、離島航空路線について。

離島住民にとって不可欠なインフラの役割を果たしてきた航空路が止まっており、早急な路線の再開が求められております。那覇―粟国路線、石垣―波照間、

石垣―多良間路線の再開の課題と問題点を伺います。

12番、離島における遠隔医療体制について。

離島医療は県立診療所の公的医療機関が役割を担っておりますが、専門性の高い症例は本島の医療機関へ通院せざるを得ず、離島住民にとって身体的にも経済的にも大きな負担となっております。本島と同等の医療体制構築の観点からも遠隔医療体制の推進は重要であり、県の対応を伺います。

13番、県立那覇みらい特別支援学校の建設について。

県は、那覇南部地区特別支援学校の過密化解消と那覇市在住児童生徒の通学負担軽減のため、那覇市古波蔵に新たな支援学校の設置を進めております。児童生徒の実態と建設工事の進捗を伺います。

14番、県蝶制定（オオゴマダラ）の意義について。

県の蝶オオゴマダラが制定されました。県は自然環境を守る観点から普及啓発に努めるとしておりますが、愛好者が、ホウライカガミの苗を提供し摩文仁平和祈念公園に植栽して、県蝶が飛び交う平和祈念公園にと提言があります。制定した意義からして取り組んだらどうか伺いたいと思います。

以上ですが、答弁よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 崎山嗣幸議員の御質問、8、漁港の衛生管理型体制についての御質問の中の(1)、糸満漁港に新築する高度衛生管理型荷さばき施設の概要と進捗状況についてお答えをいたします。

高度衛生管理型荷さばき施設は、総事業費約36億円を予定し、鉄骨造2階建て、延床面積約7000平方メートルで敷地全体を衛生管理エリアとしております。現在、建築工事2件の仮契約を締結しており、本議会での議決を求めているところであります。また、電気設備と機械設備の工事は、令和3年1月の契約締結を予定しております。

沖縄県としましては、令和2年から3年にかけて建築工事を行い、令和4年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。

9、豚熱被害農家の補償と鳥インフルエンザについて(2)、豚熱に係る沖縄県独自の対応についてお答えいたします。

移動・搬出制限を受けた農場については、制限に起因する豚の売上げの減少額及び飼料費の増加額が国の助成の対象となります。助成の対象とならない事項につきましては、豚熱に係る手当金等評価チームのヒアリングに基づき、沖縄県独自の支援策を検討し対応し

てまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、菅首相の所信表明への見解についてお答えいたします。

菅首相は、所信表明演説において、工事を着実に進めると表明しましたが、辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの一連の選挙や県民投票で揺るぎない形で繰り返して示されております。また、辺野古新基地建設は、軟弱地盤等を理由に米連邦議会下院の小委員会から懸念が示されたほか、集中から分散という米軍の戦略の変化にもそぐわないものと考えております。

沖縄県としましては、今後とも県民投票で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

〔政策調整監 島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 3、首里城の復興再建計画についての質問のうち(1)、県民主体による首里城復興の取組についてお答えいたします。

首里城復興に向けては、シンポジウムやワークショップなど地域や学術関係者の方々による取組が積極的に進められております。

県といたしましては、このような各種イベント等への県民の参画を促すため、後援や情報発信など各主催者に協力して取り組んでいるところであります。また、首里城火災の破損瓦等を利活用したイベントなどを通して、多くの県民が主体的に参画できるよう取り組み、首里城復興への思いを共有していく機会を継続的に確保してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、核兵器禁止条約について……

○新垣 新君 休憩。

読み上げてないのを答えるっておかしいですか。前の議長のとときに、亀濱玲子さんですね、読み上げてないのは……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後5時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会の協議結果について、議会運営委員長から報告がありましたので申し上げます。

崎山嗣幸君の代表質問中、大項目1の(2)及び(3)については、改めて発言していただくことで意見の一致を見ております。

よって、この際、崎山嗣幸君の当該箇所について、改めて発言を求めます。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 こんにちは。

改めて発言します。

(2)番、核兵器禁止条約について。

核兵器禁止条約が来年1月22日発効します。アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国など核保有国は署名しておらず、日本政府も米国の核の傘に頼り、署名を拒否しております。日本は唯一戦争の被爆国として被爆者や核廃絶を求める声を真摯に受け止めるべきであります。知事の見解を求めます。

(3)番、日本学術会議の任命拒否について。

日本学術会議の会員候補6人が任命を拒否されました。安全保障関連法や特定秘密保護法など政府の重要法案に反対したと言われております。学術会議のメンバーからも思想や政治的立場で排除されたことはなく憲法で保障された基本的人権の侵害だと声が出ております。菅首相は、多様性が大事だと述べるだけで、説明責任を果たしていません。知事の見解を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、核兵器禁止条約についてお答えいたします。

さきの大戦により多くの貴い命と貴重な文化遺産が失われ、戦争の不条理と残酷さを身をもって体験した沖縄県としましては、平和の尊さを肌身で感じていることから、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けた議論は重要であると考えております。県では、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しており、こうした取組による世論の広がりが核兵器禁止条約締結に向けた大きな力につながるものと考えております。

次に4、第32軍司令部壕の保存公開についての御質問の中の(1)、第32軍司令部壕に関する今後の取組

についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢施設であり、戦争の不条理さ、残酷さとともに平和の尊さを次世代に伝える上で重要な歴史的価値を有する戦争遺跡であります。

県としましては、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的価値を次世代に継承するため、今年度中に専門家で構成する検討委員会を設置し、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について検討してまいりたいと考えております。

同じく4の(2)、首里城再建との一体的な取組についてお答えいたします。

昨年10月の首里城焼失後、第32軍司令部壕の歴史的価値が再認識され、壕の保存・公開を求める様々な県民の思いが寄せられています。県では、首里城復興基本方針において、第32軍司令部壕の歴史的価値の継承や平和発信に向けた環境整備に取り組むこととしております。第32軍司令部壕については、新たに設置する保存・公開検討委員会で深く議論をする予定であり、首里城復興に向けた委員会と引き続き連携してまいります。

同じく4の(3)、第32軍司令部壕対策事業の総括についてお答えいたします。

2012年度に実施した調査においては、専門家から、現状のままでの一般公開は困難であるが、緊急的な埋め戻しによる対策が必要な状態ではない等の提言がなされたところです。現在、壕内においては岩塊の崩落、酸素の欠乏などが発生しており、また、酸化による劣化を防止するため、内部に入る頻度を極力減らし、壕の適切な保存に努めてきたところですが、今後設置する保存・公開検討委員会において、多角的な視点から様々な議論が進むものと考えております。

同じく4の(4)、壕内の遺骨収集についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集は、国の責任の下で実施されており、県は国からの委託を受けて事業の一部を実施しております。第32軍司令部壕については、国により、昭和62年と平成23年に立入可能な範囲で調査が行われておりますが、遺骨は見つからなかったとのことであります。

現在、県では壕を史実面から解明するため、県内外の公文書館等から資料等を収集しており、その中で新たに未収容の戦没者遺骨の情報が得られた場合は、国と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、日本学術会議の任命拒否についてお答えいたします。

日本学術会議の会員の候補者として、日本学術会議から推薦された方の一部が任命されなかったことについて、国会や学識者、また広く国民の間でも様々な議論があるものと認識しております。同会議の会員については、日本学術会議法第7条第2項の規定により内閣総理大臣が任命することとされており、任命拒否の理由については、菅内閣総理大臣において丁寧に説明がなされるものと考えております。

同じく1の(4)、自衛隊の配備計画についてお答えをいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、不発弾処理、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

同じく2の辺野古の埋立工事についての(1)、抗告訴訟の判決への対応についてお答えをいたします。

去る11月27日、抗告訴訟の判決が言い渡され、那覇地方裁判所は、本件訴訟が裁判所の審理対象ではないとして、実体審理を行うことなく県の訴えを却下しました。今回、裁判所は口頭弁論を2回開いただけで早期に結審したものであり、県としては十分な審理が行われなかったものと考えております。

県としては、今回の判決は納得できるものではありませんが、今後の対応については、判決文を十分に精査した上で決定することとしております。

2の辺野古の埋立工事についての(3)、関与取消訴訟における県の主張等についてお答えをいたします。

去る11月20日、農林水産大臣を被告とする関与取消訴訟の第1回口頭弁論が行われ、知事が意見陳述を行いました。陳述では、造礁サンゴ類が水産資源保護に果たしている役割、沖縄県漁業調整規則の趣旨、辺野古・大浦湾海域の特徴、サンゴ類の特別採捕許可申請に係る審査の内容等を述べ、農林水産大臣の許可を求める是正の指示が地方自治法の関与制度の趣旨を逸脱した違法なものであり、取り消されなければならない

いものであると強く主張したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、気候非常事態宣言と対策実行計画の策定状況についてお答えいたします。

気候変動への具体的な対策に取り組むことはSDGsの17の目標の一つに掲げられており、重要と考えております。そのため、具体的な取組内容とその必要性を分かりやすく県民に働きかけることを目的に気候非常事態宣言を行うこととし、今年度末の宣言に向けて作業を進めているところです。また、県全体の温室効果ガスの削減対策及び気候変動による被害を回避・低減するための適応策を包括的に盛り込んだ第二次沖縄県地球温暖化対策実行計画についても策定作業を進めており、同宣言及び実行計画を基に地球温暖化対策を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(6)、新たな過疎対策法に係る見解についてお答えいたします。

県では、新たな過疎法において、本県の過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに今年度2度目の要請を行いました。要請先からは、全国法であるため本県の特事情を理由とする制度化は困難である旨の発言があった一方、全国的に財政力が弱い団体には配慮を検討したいとの見解をいただいております。今後、年内には新法に係る指定要件等が示される予定であるため、引き続きその動向を注視してまいります。

次に10、久米島海洋深層水施設の新設についての御質問のうち、海洋深層水取水施設の新設に係る課題等についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として計画している海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興の観点から重要であると認識しております。しかしながら、取水規模が現在の10倍以上で、総事業費160億円規模の財源調達方法や施設の運営主体等を明らかにする必要があると考えております。

県としましては、引き続き様々な観点から意見交換を行うなど技術的な助言を行ってまいります。

次に11、離島航空路線の那覇—粟国路線等の再開に向けた課題等についてお答えいたします。

現在、県では、那覇—粟国路線の運航再開に向け、国と連携して就航の意向を示している第一航空株式会社の事業計画等の確認を行っているところであります。また、石垣から波照間、多良間への路線についても、国と連携して同社と就航に向けた課題の整理を行っているところであります。

県としては、運航の安全性確保や地元の理解を得ることが重要であると考えており、引き続き国、地元町村、第一航空と連携して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、辺野古の埋立工事についての御質問のうち(2)、変更承認申請書の審査状況及び意見書の内容についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出され、その集計が終了したことから、県では11月27日付で名護市長に意見照会を行ったところであります。意見書の内容については、現在確認中ではありますが、軟弱地盤やジュゴン等環境への影響に係る意見等が提出されております。今後、内容審査に当たっては、疑問点等について沖縄防衛局に質問を行った上で、厳正に審査を行うこととしております。

次に3、首里城の復興再建計画についての御質問のうち(2)、国有財産使用料の減免についてお答えいたします。

国と県が交わした首里城正殿等の管理に関する実施協定書において、不可抗力の発生等により県が運営維持管理者に対して指定管理料を支払うべき事態が生じる場合など、国に対して使用料の減額を求める必要が生じた場合には減額を申し出ることができると規定されております。

県としては、今後、同規定に基づき適切に対応していきたいと考えております。

次に3の(3)、美ら島財団に対する財政支援等についてお答えいたします。

県と美ら島財団が交わした首里城の管理運営に関する基本協定書において、地震、火災、疫病等の不可抗力に対する費用負担については、双方で協議を行う旨規定されております。今後、同規定に基づき財団と協議を行っていきたいと考えております。

次に6、那覇都市圏の交通対策についての(1)、那覇都市圏の交通対策についてお答えいたします。

那覇市内の平日混雑時の平均旅行速度は約16キロメートルと全国最低の水準であり、交通渋滞が慢性化

している状況であります。このようなことから、体系的な道路網の整備として2環状7放射道路やハシゴ道路ネットワークの整備を国と連携して推進しております。自転車通行空間の整備については、市町村の策定した自転車ネットワーク計画に基づき取り組んでまいります。歩道空間については、道路改築事業等で整備を行っており、引き続き歩道の未整備箇所や狭隘な箇所の整備に取り組んでまいります。

次に14、県蝶制定オオゴマダラの意義についての(1)、ホウライカガミを平和祈念公園に植栽することについてお答えいたします。

オオゴマダラの食草であるホウライカガミを平和祈念公園に植栽することについては、現在、公園指定管理者と愛好者との間で生育手法や維持管理について情報交換を行っているところであります。今後、苗の植栽や維持管理について環境保全の立場から環境部局と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 5、国際的なクルーズ拠点についての(1)、コロナ禍での高付加価値なクルーズ観光に向けた戦略と今後の展望についてお答えいたします。

県では、クルーズ船による経済効果をさらに高めるため東洋のカリブ構想に掲げたラグジュアリークラスのクルーズ船誘致やフライ&クルーズ、南西諸島周遊クルーズを推進することとしております。現在、外国船社から沖縄でのフライ&クルーズ実施について打診があるほか、小型船による周遊クルーズの需要が増加し、沖縄の離島への関心が高まりつつあります。

県としては、これらの需要を踏まえ引き続きアフターコロナを見据えた誘致活動や受入体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 7、コロナ禍における雇用対策についての御質問の中の(1)、雇用継続助成金事業等の取組についてお答えいたします。

県では、雇用調整助成金の活用を促進するとともに、事業主のさらなる負担軽減のための上乗せ助成を行うなど、雇用の維持を図るための施策を重点的に実施しております。また、若年者の正規雇用対策として、正社員雇用や定着への助成等を実施するほか、非正規労働者の処遇改善を図るため事業主向けセミナーの開催や中小企業への専門家派遣の支援を行っております。新規学卒者の就職支援については、相談員の増員や合同企業説明会の追加開催など取組の強化を図っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 8、漁港の衛生管理型体制についての御質問の中の(2)、荷さばき施設の老朽化等の実態と改築、新築の計画についてお答えします。

県内には、水産庁所管事業を活用した荷さばき施設が39か所整備されております。そのうち建設から耐用年数である38年が経過した施設が15か所となっておりますが、10か所については既に建て替えや改修が行われております。本年度、整備要望調査を行ったところ、2か所の漁協から荷さばき施設の改築についての要望がありました。

県としましては、市町村及び漁協の要望を踏まえ支援を検討してまいります。

次に(3)、荷さばき施設の補助率についてお答えします。

水産基盤整備事業における荷さばき施設の補助率については、全国一律の補助率2分の1となっておりますが、事業主体となる市町村及び漁協の財政負担が大きいため、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）において当該事業の補助率を3分の2まで引き上げる制度提言を行ったところであります。

次に9、豚熱被害農家の補償と鳥インフルエンザについての御質問の中の(1)、豚熱にかかる手当金等評価の状況と補償についてお答えします。

今回の豚熱発生により防疫措置を行った10農場につきましては、12月2日現在、8農場が交付決定済みで、そのうち7農場については支払いまで完了しております。残り2農場については、交付申請に向け国から要求のあった帳票等を提出したところであります。また、移動・搬出制限を受けた農場においては、国との調整がおおむね終了した2農場について11月補正予算を計上したところであります。残りの農場につきましても算定が整い次第、随時、予算を確保してまいります。

次に(3)、被害農家の経営再開支援についてお答えします。

豚熱被害農家の経営再開に当たっては、資金の調達、種豚の導入、生産性向上に向けた支援が必要でありま

す。このため県では、相談窓口を設置し、融資等の相談対応、農業制度資金の利子助成、またアグーブランド豚生産農家に対しては、アグー純粋種の無償譲渡などを実施したところであります。

県としましては、引き続き被害農家の円滑な経営再開に向け経営資金の確保、畜産クラスター事業などを活用した機械や優良種豚の導入について支援し、養豚業の振興に取り組んでまいります。

次に(4)、高病原性鳥インフルエンザの影響と県の対応についてお答えします。

県では他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養豚農家を対象に立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また、11月27日には、養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など注意喚起を行ったところであります。

10、久米島海洋深層水施設の新設についての御質問の中の(1)、海洋深層水を活用したこれまでの研究実績についてお答えします。

県では、これまで海洋深層水を活用した研究を実施してきたところであります。特にクルマエビについては、急性ウイルス血症による養殖クルマエビの大量へい死が大きな問題となったことを受け、研究に取り組み、ウイルスフリーのクルマエビ母エビの養殖技術を確立しました。その成果を平成15年に沖縄県車海老漁業協同組合に技術移転し、本県におけるクルマエビ養殖の振興に役立てているところであります。

以上でございます。

大変恐縮です。豚熱被害農家の補償と鶏インフルエンザの御質問の中の(4)の中で、養鶏農家とお答えするところを養豚農家とお答えしました。養鶏農家に訂正をしたいと思います。

どうも失礼いたしました。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 12、離島における遠隔医療体制についての御質問の中の(1)、遠隔医療への対応についてお答えいたします。

離島や僻地を含めて県内では、オンライン診療を実施している医療機関が93施設あります。また県としては、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金を活用し、コロナ患者と混在しない動線の確保や院内消毒に加え、情報通信機器を用いた診療体制の確保等、感染

拡大防止等へ取り組む医療機関への補助を行っているところです。離島や僻地の医療提供体制を確保することは重要であることから、デジタルトランスフォーメーション促進の下、遠隔医療の導入など離島住民の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 13、県立那覇みらい特別支援学校の建設についての御質問にお答えします。

那覇南部地区の特別支援学校においては、過密化への対応として教室の増改築等に取り組んできたところです。その後も児童生徒が増加している状況や那覇市内に知的障害特別支援学校がないことなどから、那覇南部地区の特別支援学校の過密解消と児童生徒の通学負担の軽減のため那覇市内に那覇みらい支援学校の設置を進めております。

現在、令和4年4月の開校に向けて建設を進めており、引き続き子供たちが安全・安心に学べる教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

[崎山嗣幸君登壇]

○崎山 嗣幸君 答弁ありがとうございます。

では、2の(1)の埋立承認取消訴訟について伺います。

先ほど当局からは、不当であるという話がありましたが、県は国土交通相の裁決の根拠をどう主張したのか示してください。また、判決を不当とする県の控訴の方針と、それからタイムリミット、これを伺いたいと思います。

それから、2の(2)の変更承認申請ですが、県民からの意見書が1万7000件寄せられているということでありましたが、県が疑問点を抽出した内容、どんな内容だったのか。それから最終的な回答の時期、これの答弁をお願いします。

それから、2の(3)、辺野古サンゴ採捕関与取消訴訟についてであります。県が裁判で主張した沖縄県漁業調整規則で造礁サンゴ採捕を規制した趣旨と目的を説明してください。日本に約400種、沖縄に340種の造礁サンゴが生息しております。これら貴重なサンゴ類は不適切な移植で消滅の危険性があります。県の移植マニュアルへの生存率の実態と基準をまずは説明をしてもらいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 抗告訴訟においてどんな主張をしたかということと併せまして、控訴期限についてという質問にお答えをいたします。

県は、埋立承認後に軟弱地盤や活断層等の問題が判明したことや、公有水面埋立法の要件を充足していないことなどを理由として埋立承認の取消しを行っております。県は抗告訴訟において、このような辺野古埋立工事の問題点を具体的に示した上で、県が行った承認取消しが適法に行われたものであり、これを取り消した国土交通大臣の裁決理由には誤りがあるとの主張を行ってまいりました。しかしながら、今回裁判所は実体審理を行うことなく県の訴えを却下したものであり、判決において県が主張した承認取消しの適法性等についての判断は一切示されておられません。このようなことから、県としては十分な審理が行われてないものと考えております。

控訴の期限は判決書が送達された日の翌日から起算して2週間以内とされておりますので、当該期間内に判決内容を精査した上で今後の対応を検討してまいります。今回は11月27日に判決書を受領しておりますので、2週間後の12月11日が控訴期限になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

まず、沖縄防衛局に対する疑問点等についての質問についてでございますが、今後審査をする上でそのやり取りを沖縄防衛局のほうとやっていきたいというふうに考えて審査をしている最中でありまして、質問事項が多岐にわたるものですから細かなことを今申し上げることはちょっと難しいのですが、主な点で言いますと、ボーリング調査の追加等についてのお話、あと護岸の安定性等について疑義がありますので、そういったことを確認していきたいというふうに考えているところでございます。

また、その最終の処分の時期でございますが、本件申請は大規模な地盤改良工事の追加だけではなく、施工計画の大幅な見直しやこれらに伴う環境影響の再検討を含む計画変更となっております。変更箇所が多岐

にわたります。また、疑義照会を行った場合の申請者からの回答も時間を要するのではないかというふうに考えておりますので、処分を行う時期を予測することは困難であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 再質問にお答えします。

埋立事業の実施に伴い、失われるサンゴ類を環境保全措置として移植するために特別採捕許可申請がなされたとしても、移植に伴ってサンゴ類の死滅が生じることから、移植に伴い死滅するサンゴ類を最小限にとどめる移植計画となっているか妥当性の観点から審査を行う必要があります。また、移植によって移植先に元々生殖しているサンゴ類や周辺の生態系に負の影響を与える可能性があることから、そのようなことがない適切な移植計画となっているか水産資源の保護培養の観点から審査を行う必要があります。

これらのことからサンゴ類の専門家の意見も聞いた上で沖縄防衛局にはこれまで説明要求を行っておりますが、十分な回答が得られず審査基準を満たしているかとの判断ができないことから審査を継続しているところでございます。

以上でございます。

○崎山 嗣幸君 答弁漏れ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えいたします。

移植によって高い割合でサンゴの死滅が生じていることから、移植に伴い死滅するサンゴ類を最小限にとどめる計画となっているか妥当性を審査する必要があるということでお答えしましたが、その生存率についても40%の水準を確保するということが求められているという認識でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 皆さん、こんばんは。

沖縄・平和の当山勝利です。

本日最後になりましたけれども、よろしく願いいたします。

また、知事におかれましては細菌性肺炎ということ

で入院されておりますが、昨年の10月末の首里城の火災焼失、また豚熱そして2月以来の新型コロナウイルスの対応でいろいろと精力的に動かれていたので、お疲れが出たものと思っております。一日も早い回復を願っております。

それでは会派を代表して質問させていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は冷え込み、企業の倒産、大量解雇などが起きています。また県は事業等の収入が減少した場合の納税の猶予措置などを講じており、県税及び自主財源の減少が予想され、次年度県予算に影響があると思われませんが、見込みと対応について伺います。

2020年度県予算において、新型コロナウイルス感染症のため、執行できる見込みのない事業から振り替えられた事業の数、その予算総額並びに効果について伺います。また経済対策の現状についても伺います。

新型コロナウイルスの感染状況と対応について伺います。また、これから繁忙期となる製糖工場の従事者が新型コロナウイルスに感染した場合、長期間製造が止まることが予想され、決められた期間での作業が滞り、工場に限らず農家への影響が大きいと考えます。そのようなエッセンシャルワーカーなどへの優先的なPCR検査などを含めた感染拡大を防ぐための対策が必要ですが伺います。

次期沖縄振興計画に向けた中間報告が取りまとめられました。ウイズコロナ、アフターコロナを含めた次期沖振計の目指す方向性と今後のスケジュールについて、また知事の決意を伺います。

知事は去る10月10日に官房長官と、22日には防衛大臣と会談されました。それらの会談において、那覇軍港の先行返還を求められましたが、両者とも否定的な見解を示しております。知事が那覇軍港の先行返還を求めた理由について伺います。また、官房長官、防衛大臣の発言に対する所見と対応についても伺います。

次期アメリカ合衆国大統領はバイデン氏が濃厚のようです。辺野古新基地建設の断念や普天間基地の早期閉鎖・返還など、米政府に対する知事の取組について伺います。

知事は11月に初めて石垣市を視察されましたが、所見を伺います。また、離島住民の急患ヘリ輸送のため、八重山病院敷地内に急患搬送用暫定ヘリポートを供用開始されました。知事はその場所において恒久ヘリポートの整備について言及されたようですが、恒久ヘリポート整備の進捗状況と設置時期について伺いま

す。

2、米軍基地対策等について。

10月24日から11月17日の間で米兵による強盗や傷害、器物損壊、酒気帯び運転など、少なくとも16件と事故が多発しています。その要因として基地外の飲酒の緩和や沖縄に着任した新兵が多いなどが挙げられていますが、異常事態であることに間違いはありません。県の対応について伺います。

嘉手納基地に海兵隊新施設が完成し、最新鋭機F35Bの配備が予想され、訓練や騒音の激化が懸念され、地域住民にとっては基地の過重な負担がさらに増します。また、米軍が沖縄防衛局に格納庫新設を知らせていなかったと報道にありますが、それは事実なのか。事実であるならば施設などを米軍は独断で日本政府に相談することなく基地内に建設し新たな軍事的な展開ができるということか、県の考えと対応について伺います。

キャンプ・キンザーの返還が遅れるようですが、なぜ遅れるのか現状について伺います。また、地元である浦添市は早期返還を求めており、その取組について伺います。

米軍の宇宙軍そして上陸支援大隊がキャンプ・キンザー内に配備されたと報道があります。これらの配備はさらなる基地負担の増加になると思いますし、同基地の返還に影響がないか心配です。県の認識と今後の取組について伺います。

平成25年度に策定された中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の見直しについて、普天間基地以外の返還跡地利用は市町村が主体的に行うことになっていますが、対応が違う理由について伺います。また、普天間基地同様に他の跡地利用についても、今後の沖縄県の経済発展に寄与し新沖縄経済発展等の政策にも大きく関わることから、県が積極的に関わるべきと思いますが、それについて伺います。

3、地位協定について。

これまで県は諸外国の地位協定調査を行われてきましたが、調査結果について伺います。また、韓国の調査が残っていますが、新型コロナの影響があることから、いつ調査できるか分かりません。そこで現時点で調査結果をまとめ、新たな展開に移ったほうがよいのではないかと伺います。

米軍基地あるがゆえの事件・事故、騒音、環境汚染などが絶えません。これらは米軍に日本の法律の適用除外する特権的地位を与えていることが原因となっています。県は、米軍に対する第17条米軍犯罪、第4条原状回復、第5条有料道路の免除、第11条米軍物

資の無税、第24条駐留軍経費の免除また先に質問した嘉手納基地内への新施設建設や今後予想されるF35Bの配備計画など米軍への特権、優遇、例外措置にどのように対応し、抜本的改定に向けてどのように取り組んできたか伺います。

4、沖縄県経済及びエネルギー政策について。

沖縄県の産業別売上高は1位が卸売・小売業、2位が医療・福祉、3位が建設業、4位が製造業と続いています。それに比べ、他都道府県の産業別売上高は1位または2位が製造業となっており、沖縄県は特定の経済構造となっています。また、沖縄県の主要産業である観光の経済波及効果により、県内総生産のうち13%以上を稼いでいます。

そこで県経済構造の要因による新型コロナウイルス感染症の県経済に与えている影響について伺います。また、沖縄県の産業構造の変革が求められると思いますが、その取組について伺います。

県は県民所得向上に向けた取組として、次の3点を挙げています。1点目は、比較優位性のある付加価値の高い産業振興、2点目は、企業の稼ぐ力や労働生産性の向上、そして3点目は、地域経済の循環を高めるです。

そこでそれぞれの課題を解決するための方向性並びに施策と有効性について伺います。

県民所得向上のために、アジア経済戦略構想の推進は重要であると思います。しかし、新型コロナウイルス感染症によるアジア経済の変化をどのように把握し、対応するかは喫緊の課題と言えます。同感染症のアジア経済への影響と今後の取組について伺います。また、アジア経済戦略構想と新沖縄発展戦略との整合性をどのように図られるのか伺います。

現政権は低炭素化社会に向け積極的に取り組むようですが、沖縄県においても観光の目玉となっている美ら島を守るために、エネルギーの低炭素化に向けた取組は重要な課題と言えます。特に電気エネルギーの低炭素化に向けた取組は、社会状況を踏まえると喫緊の課題と思われませんが、課題解決に向けた県の取組について伺います。

5、観光行政について。

沖縄を訪れる観光客数は激減し、最も観光客数が少なかった5月は前年同月比で94%の減、10月は回復したものの60%の減となっています。

そこで2020年度の入域観光客数及び県経済への影響について伺います。

新型コロナウイルスは沖縄県の主要産業である観光業において大きな打撃を与えているところです。ウイ

ズコロナ、アフターコロナを考えるとこれまでのような量を主眼とした観光から脱却し見直しが必要であると思いますが、沖縄県の観光の方向性について伺います。

県は、大型MICE実現に向けて官民連携による新たな事業手法の方向性を示しています。新型コロナウイルスによる大型MICEの施設規模や実現に向けたスケジュールなどへの影響について伺います。

6、教育、福祉行政について。

新型コロナウイルス感染症により県民生活に大きな影響を与えています。そこで、生活保護受給者の推移並びに住宅確保給付金の支給状況について伺います。

知事は、記者会見において新型コロナウイルス感染症の第3波に言及されました。今後、小・中・高等学校内で感染が拡大し、休校を余儀なくされることが考えられますが、リモート授業の環境整備状況について伺います。また、GIGAスクール構想への対応状況について伺います。

本年度は大学進学を推進するための事業が、新型コロナウイルスの影響により軒並み中止されました。今の時点で次年度の感染状況を予測することは難しいですが、大学進学率向上のためにどのように対応されるのか伺います。

7、沖縄県の公共交通について。

鉄軌道導入において、費用便益比が1を超えることや採算性を図るには、上下分離方式が前提となっていますが、進捗状況について伺います。また、鉄軌道より経費が抑えられるLRT等の方式について再検討をすべきではないか伺います。

沖縄都市モノレールにおいて3両化が決まりましたが、新型コロナウイルス感染症による導入時期などの影響について伺います。また、路線バスとの接続による公共交通網の整備を急ぐべきと思いますが伺います。民間が行った公共交通に関する意識調査で、モノレール延伸を求める回答が50%を超えましたが、所見を伺います。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 当山勝利議員の御質問にお答えをいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、新たな振興計画についてお答えをいたします。

新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通

す中で未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。新たな振興計画においてはSDGsの推進に当たり、環境・社会・経済の3分野を統合的に解決する必要があることから、環境・社会・経済の3つを各施策に通底する基軸として検討しております。

次に4、沖縄県経済及びエネルギー政策についての御質問の中の(1)、新型コロナウイルス感染症の県経済への影響と産業構造の変革への取組についてお答えいたします。

本県経済の産業構造は、労働集約的な傾向にある第3次産業が中心となっており、コロナ禍における観光需要の落ち込み等による経済への影響が顕著になっております。今後はEコマースやテレワーク、ウイズコロナの新しい生活様式に対応したビジネスモデルの促進や、各産業分野におけるデジタルトランスフォーメーションの加速化を進めるとともに、スタートアップ企業の創出等の取組によりイノベーションによる強靱な経済構造への転換を図ってまいります。

次に5、観光行政についての御質問の中の(2)、沖縄観光の方向性についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、安全・安心の島を目指すことが大事です。まず、防疫面や受入体制の強化を図り、沖縄の強みである自然、歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、選ばれる観光地になる必要があります。また、観光客と県民の満足度向上が住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光につながり、沖縄観光の構造を量から質へと転換させると考えております。

具体的な施策につきましては、観光関連団体の代表者等で構成されるアドバイザー会議の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、次年度予算の見込みと対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により県税等の収入は大幅に落ち込むことが予想され、現在どの程度の減額になるか慎重に作業を進めているところであります。また、次年度の当初予算編成においては、政策的経費や運営費等について8年ぶりにマイナスシーリングを設定して経費縮減を図りつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上を図るほか、沖縄振興予算の活用や国の経済対策の動向も注視しながら編成作

業を進めているところであります。

次に1の(2)、新型コロナウイルスへの対応に伴う振替事業についてお答えいたします。

コロナ対策関連予算については、主に包括支援交付金、臨時交付金等を活用して対応する一方、当初予算に計上した事業についても予定どおりの執行が困難な14事業、約23億円を減額補正し、より緊急性の高い事業に組み替えて対応しております。また、ソフト交付金についても感染症の影響等により執行が困難な経費を新たな課題に対応するための取組に活用するなど、事業全体の約4割となる91事業、約23億円で見直し等を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、経済対策の現状と効果についてお答えいたします。

県では新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、事業や雇用の維持に必要な対策を優先的に講じてきました。事業継続に当たっては、実質無利子・無担保の県融資制度による保証承諾実績が11月20日現在、7963件、約1182億円となっております。また、雇用の維持に当たっては、県独自の雇用継続助成金による支給決定が11月27日現在、1002件、約12億円となっております。これらの経済対策により県内事業者の事業継続と雇用の維持に寄与しているものと考えております。

次に4、沖縄県経済及びエネルギー政策についての御質問の中の(2)、県民所得向上に向けた取組に係る課題、解決の方向性等についてお答えいたします。

県では、県内企業等の課題解決や産業振興を図るため、中小企業等におけるデジタル化の促進による生産性の向上に加え、経済特区制度等の活用によるバイオ・医療、半導体製造業、情報通信関連産業等の高付加価値産業の誘致に取り組んでおります。また、農林水産、観光、商工分野など産業横断的なマーケティング力強化により、企業の稼ぐ力に資する取組を推進しております。これらの取組を県内全域に浸透させ、地域経済への循環を高めることで県民所得の向上につなげてまいります。

同じく4の(3)、新型コロナのアジア経済への影響と今後の取組、新沖縄発展戦略との整合性についてお答えいたします。

アジア経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にありますが、世界経済におけるアジ

アのダイナミズムは、そのポテンシャルを維持しており、終息後は段階的に成長軌道に戻るものと見込まれております。こうした状況の中、本県の経済発展のためには、コロナ禍の環境変化に対応したEコマースなどのデジタルトランスフォーメーションの推進が重要と考えております。

県としましては、アジア経済戦略構想を推進しつつ、アジアとの経済交流の重要性を掲げる新沖縄発展戦略を踏まえた、新たな振興計画の策定を進めてまいります。

同じく4の(4)、電気エネルギーの低炭素化に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、低炭素島しょ社会の実現に向けて、蓄電池とモーター発電機等を組み合わせたシステムの実証事業など、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおります。また、SDGsの理念等も踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向けて2030年時点の目標値を盛り込んだ沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）を今年度策定いたします。

県としましては、同ビジョンの施策を着実に実行することで脱炭素社会の実現に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、新型コロナウイルスの感染状況及びエッセンシャルワーカー等へのPCR検査についてお答えいたします。

沖縄県では、9月の下旬頃からじわじわと感染が拡大していることから、沖縄コロナ警報を発出し、さらに集中実施として県民や事業者の皆様にご注意喚起を行っているところです。新型コロナウイルス感染症の流行が持続している状況において、社会経済活動を維持・継続していくには検査の拡充は必要だと考えております。そのため、本日議決いただいた補正予算に先行的なモデル事業として新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業の予算を計上したところです。本事業では、県内の介護施設及び医療機関職員を対象として1月から3月の3か月間で、職員1人当たり月1回を目安として定期的な検査を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 1、知事の政治姿勢

についての御質問の中の(3)、製糖工場従事者への新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてお答えします。

県内15の離島の製糖工場では製糖期間中において、県外等から多くの島外季節労働者を雇用しております。

県としましては、十分な医療体制を有していない離島地域のサトウキビ、糖業に影響が生じないように製糖事業者と連携し、季節労働者の渡航前のPCR検査による水際対策及び次期製糖期の感染拡大防止について支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(5)、那覇港湾施設の先行返還の考え及び官房長官等の発言に対する所見についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果が高い地域であり、早期返還の要望が高い施設となっております。また、米軍は民間バスを利用しており、那覇港湾施設は利用が減少し、遊休化しているとの話があることや返還までに長い時間を要することが見込まれることを踏まえ、知事は早期返還を要請したものです。

政府においては、より早期の返還を検討していただきたいと考えており、引き続きその実現を求めてまいります。

同じく1、知事の政治姿勢についての(6)、米政府に対する取組についてお答えいたします。

去る6月、米連邦議会下院の小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設に対し懸念が示されたことは、これまでの県の取組の成果であると考えております。

県としましては、米国次期政権に対しても引き続きワシントン駐在員を活用した情報発信に取り組むとともに、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、本来の目的である普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のため、県との対話に応じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

同じく1の知事の政治姿勢についての(7)、知事の石垣市視察についてお答えいたします。

知事は、急患搬送用暫定ヘリポート供用開始式への出席に際し、整備中の県道石垣空港線、八重山平和祈念館、石垣海上保安部及び八重山病院を視察しました。石垣海上保安部においては、尖閣諸島周辺海域の

巡視や周辺離島の急患搬送などの重要任務を行う職員の方々に対し、また、八重山病院においては、新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員に対し、知事から敬意を表し激励させていただきました。

県としましては、今後も多くの離島を知事が直接訪問し、離島の声を直接施策に反映することが重要であると考えております。

同じく1の知事の政治姿勢についての(7)、八重山恒久ヘリポートの整備についてお答えをいたします。

沖縄県としましては、八重山圏域住民の安全・安心の確保は重要であると考え、八重山病院隣接地に暫定ヘリポートを整備し、去る11月11日に供用を開始したところです。恒久ヘリポートについては、現在、設置場所や整備の方法について調査を行っており、本年度中には調査結果を基に石垣市をはじめとする関係機関と協議を開始する予定としております。具体的な設置の時期については、石垣市の土地区画整理事業の工事のスケジュール等も踏まえ検討してまいります。

2、米軍基地対策等についての(1)、米軍の事件・事故への対応についてお答えいたします。

10月末から米軍人による事件・事故が相次いだことを受け、県では米軍及び日米両政府に対しより一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われているところであり、その際にも再発防止策等について求めたいと考えております。

今後ともあらゆる機会を通じて、米軍基地に起因する事件・事故の再発防止の徹底について求めてまいります。

同じく2の米軍基地対策等についての(2)、嘉手納飛行場の海兵隊施設の建設に係る県の考えと対応についてお答えをいたします。

米海兵隊がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについては承知しております。

県としては、同施設の運用によりこれ以上の基地負担の増加はあってはならないと考えており、三連協とも連携し、対応していきたいと考えております。なお、沖縄防衛局に確認したところ、米軍から事前の情報提供はなかったとのことですが、米軍が直接実施する工事であっても地元には大きな影響を与えるものについては、情報提供が行われるべきであると考えております。

同じく2の米軍基地対策等についての(3)、牧港補給地区の返還についてお答えをいたします。

牧港補給地区の返還時期については、統合計画において、2025年度またはその後となっておりますが、移設先である嘉手納弾薬庫知花地区の移設計画の見直しにより、返還が遅れる見込みであると聞いており、沖縄防衛局に詳細を確認しているところであります。

県としては、牧港補給地区の返還は沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであることから、去る10月に加藤官房長官や岸防衛大臣に対し早期の返還を要請したところであり、引き続き政府に強く求めてまいります。

同じく2の米軍基地対策等についての(4)、宇宙軍と上陸支援大隊の配備についてお答えをいたします。

米軍は宇宙部隊と上陸支援大隊を創設したとプレスリリースしており、宇宙部隊はインド太平洋地域の衛星通信を監視し、上陸支援大隊は海兵隊が船から陸へ移動する水陸両用作戦を支援するとしております。

県としては、部隊の配備により基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。そのため、これら部隊の任務内容や牧港補給地区の返還に影響が生じることがないか等について、沖縄防衛局に確認するとともに、同施設の返還が遅れることがないよう国に対し要請してまいります。

3、地位協定についての(1)、他国地位協定調査についてお答えいたします。

県が平成29年度と30年度に調査したドイツ等ヨーロッパ4か国では、各国が国内法を米軍にも適用し、空域を自国で管理するなど米軍の活動をコントロールしており、令和元年度に調査したオーストラリアとフィリピンにおいても同様の状況でした。一方、韓国調査について、新型コロナウイルスの影響により今年度の実施が見通せないことから、既に調査を終えたオーストラリア、フィリピンに関する調査結果を先に取りまとめることについて検討しているところであります。

同じく3の(2)、日米地位協定見直しに向けた取組についてお答えいたします。

県は、平成29年に日米両政府へ日米地位協定の見直しを求めたほか、機会あるごとに大臣等に対し要請を行っております。また、全国知事会に働きかけを行ったところ、去る11月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議されました。その他、同協定の見直しの必要性に対する理解を全国に広げるため他国地位協定調査を行うとともに、トークキャラバンにおいて国民的な議論の喚起を図っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、米軍基地対策等についての(5)、普天間飛行場以外の跡地利用についてお答えいたします。

普天間飛行場は、約480ヘクタールの広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、主要な交通ネットワークの構築など、沖縄の振興に大きな影響があるため、県は宜野湾市と共同で跡地利用の検討に取り組んでおります。

県では、普天間飛行場以外においても広域構想を踏まえた関係市町村の跡地利用計画の策定を支援しているところであり、引き続き、密接な連携を図りながら、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

次に7、沖縄県の公共交通についての(1)、鉄軌道導入に向けた取組の進捗状況及びLRT等の再検討についてお答えいたします。

沖縄県総合交通体系基本計画に基づき、広域交流拠点有する那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶには、最高速度時速100キロメートル以上の専用軌道を有するシステムが求められており、具体的なシステムについては今後検討を行っていくこととしております。また、鉄軌道の持続的運営には、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が必要であり、今後、国に求めていくこととしております。

同じく7の(2)のうち、モノレールと路線バスとの接続及び民間の調査結果についてお答えいたします。

民間における調査において、公共交通への利用転換に求められる条件として、モノレール延伸や路線バスの利用環境改善等が挙げられております。

県においては、公共交通への利用転換を図るためには公共交通の充実が重要と考えております。このため、路線バスとモノレールの結節強化に向けて、てだこ浦西駅から近隣の大学を結ぶバスの実証実験を行うとともに、沖縄本島の圏域ごとに最適な地域公共交通ネットワークの在り方を市町村と協働で検討することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 5、観光行政についての(1)、2020年度の入域観光客数などへの影響についてお答えいたします。

令和2年4月から10月までの入域観光客数は131万人となり、対前年同期比で489万人の減、率にして

79%の減少となっております。また、同期間における観光消費額の試算値は1115億円となり、対前年同期比で3759億円の減、率にして77%の減少となっております。年度を通じての入域観光客数の見込みにつきましては、現在、推計作業を行っておりますが、観光消費額の大幅減によって県経済に深刻な影響が生ずるものと考えております。

同じく(3)、新型コロナウイルスの大型MICE施設整備への影響についてお答えいたします。

MICE施設の整備を含む、マリンタウンMICEエリアの形成につきましては、現在、新たな基本計画の策定に向けて作業を進めているところです。その中で、施設規模を含むMICE施設の在り方やスケジュールについても新型コロナウイルス感染症の影響を加味した上で検討していくこととしており、アフターコロナを見据え、年度内には最終案を取りまとめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 6、教育、福祉行政についての御質問の中の(1)、生活保護受給者数の推移等についてお答えいたします。

本年10月の生活保護受給者数は、速報値となりますが過去最多の3万8223人となっております。昨年同月の3万7881人より0.9%増加しております。住居確保給付金の支給状況は、本年10月末現在で新規支給決定件数が2665件、支給決定額が約3億5985万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、教育、福祉行政についての御質問の中の(2)、オンライン学習の環境整備等についてお答えいたします。

県立学校では、通信機器を整備する等、オンライン学習を行える環境となっております。市町村立小中学校では、GIGAスクール構想の補助金等を活用し、全市町村で一人一台端末の整備等、オンライン学習環境の整備に取り組んでいるところです。家庭でオンライン学習が受けられない児童生徒については、感染予防対策を行った上で学校に登校させる等、個別に対応することとしております。

県教育委員会としましては、引き続きオンライン学習実施のための環境整備に努めてまいります。

同じく6(3)、大学進学のための事業中止に伴う対

応についてお答えします。

大学進学率の改善を図るため、進学力グレードアップ推進事業を実施し、県外大学へ生徒派遣等を行っていましたが、今年度は新型コロナの影響により中止しました。生徒が実際に大学を訪問することは、進学意欲を高める上で効果的であることから、次年度も実施する方向で進めております。しかしながら、感染状況によっては、オンラインなどを活用した研修の実施等を含め検討してまいります。

県教育委員会としましては、どのような状況下においても生徒が高い学習意欲を継続できる学びの機会を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 7、沖縄県の公共交通についての御質問のうち(2)、沖縄都市モノレールの3両化導入時期についてお答えいたします。

3両化については、9編成の3両化車両を導入する計画となっており、今年度から事業に着手しております。沖縄都市モノレール株式会社は、新型コロナウイルス感染症の終息後、県民生活や経済活動の正常化に伴う乗客数の回復、那覇空港第2滑走路供用開始による観光客の増加等でモノレールの輸送力が経済活動に支障を来すことがないように、令和4年度中に3両化車両の2編成を完成させる工程で取り組んでおり、残る7編成については、関係機関と調整を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月3日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和2年12月3日（木曜日）午前10時1分開議

議事日程第3号

令和2年12月3日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（46名）

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
23番	仲村家治君	47番	照屋守之君

欠席議員（2名）

5番	上里善清君	22番	石原朝子さん
----	-------	-----	--------

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	富川盛武君	政策調整監	島袋芳敬君
副知事	謝花喜一郎君	知事公室長	金城賢君

総務部長	池田竹州君	会計管理者	伊川秀樹君
企画部長	宮城力君	知事公室	平敷達也君
環境部長	松田了君	秘書防災統括監	
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	総務部	平田正志君
保健医療部長	大城玲子さん	財政統括監	
農林水産部長	長嶺豊君	教育長	金城弘昌君
商工労働部長	嘉数登君	警察本部長	宮沢忠孝君
文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君	労働委員会	山城貴子さん
土木建築部長	上原国定君	事務局	
企業局長	棚原憲実君	人事委員会	大城直人君
病院事業局長	我那覇仁君	事務局	
		代表監査委員	安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	勝連盛博君	主査	宮城亮君
次長	知念弘光君	主査	親富祖満君
議事課長	平良潤君		
副参事兼課長補佐	佐久田隆君		

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 日本共産党県議団の比嘉瑞己です。
会派を代表して質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について。

(1)、核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、史上初めて核兵器を違法化する国際条約が来年1月22日に発効されます。唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約に背を向け続ける日本政府の姿勢は許されません。沖縄県として、広島、長崎、全国知事会と連帯して、日本政府が従来態度を改め速やかに条約に署名し批准するように働きかけるべきです。見解を伺います。

(2)、アメリカ大統領選挙の結果は民主党のバイデン前副大統領の当選が確実となっています。トランプ政権がもたらした対立と分断を克服し、新自由主義の是正や国際協調に向けた努力が注目されています。一方で、日米関係については、バイデン氏が米国を中心とした軍事同盟網の再強化を掲げる下で、沖縄をはじめとした米軍基地負担増を求めてくるのが強く警戒されます。沖縄の正確な情報を伝え、基地問題解決

のために活動していくワシントン事務所の役割はますます重要であります。アメリカ大統領選挙結果を受けての知事の見解と、今後の取組について伺います。

(3)、菅政権による敵基地攻撃能力保有に向けた動きは、戦力の不保持や専守防衛などをうたう憲法の理念から大きく逸脱するものであり許されません。また、集団的自衛権の行使を認める安保法制が施行され、自衛隊の役割も大きく変質しています。軍事的緊張を高める、宮古、石垣への自衛隊配備・機能強化に反対すべきです。

(4)、尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも日本の領土であり、中国公船による領海侵入や漁船への威嚇行為は断じて許されません。一方で、日本政府は、領有権の問題はそもそも存在しないと主張し、本腰を入れた外交交渉が行われていません。今求められているのは、日本政府が尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張し、領土問題を平和的に解決することです。沖縄県として国に外交努力を求めるべきではありませんか。

2、続いて米軍基地問題について伺います。

(1)、那覇軍港の移設合意から46年が経過しても実現しないのは、普天間基地問題と同じように移設条件付の返還だからです。移設問題を取り巻く状況も環境も大きく変わりました。浦添西海岸に広がる貴重な自然環境を守りキャンプ・キンザー返還後のまちづくり

を展望するためにも、遊休化している那覇軍港は移設条件付ではない早期返還を求めるべきです。

(2)、続いて辺野古新基地建設について伺います。

ア、緑ヶ丘保育園や普天間第二小学校へのヘリ部品落下事故から3年が過ぎようとしております。普天間基地の危険性は除去されましたか。民間地上空の飛行訓練や、騒音被害の現状を問うものです。政府が約束した普天間基地の5年以内の運用停止の期限は過ぎています。危険な普天間基地は直ちに運用停止し、閉鎖・撤去を求めるべきです。

イ、菅義偉首相は就任後初の所信表明演説で「辺野古移設の工事を着実に進めてまいります。」と表明しました。沖縄県民の心に寄り添うというのであれば、県民投票で示された民意に従い、新基地建設を断念すべきです。所信表明への見解を問うものです。

ウ、沖縄防衛局が県に提出した設計変更申請に対し、県内外から速報値で1万8904件もの意見書が寄せられました。軟弱地盤の改良工事のために、政府計画でも完成までに12年、総工費は9300億円、県の試算では2兆5500億円もの国民の税金が使われます。県民投票で71.7%が反対した辺野古新基地建設は、政治的にも技術的にも不可能ではありませんか。政府の設計変更申請を承認するべきではありません。県の見解を伺います。

エ、防衛局は設計変更によって、埋立土砂の調達を県内だけでも可能としました。しかも、県内での調達可能量の7割は、沖縄戦激戦地である糸満市と八重瀬町から採取できるとしております。戦没者の血が染み込み骨が眠る沖縄の土を軍事基地を造るために使用することは、戦没者への冒瀆であり許されません。県の見解を伺います。

オ、安和鉱山での森林法違反の土砂採掘が明らかとなり、県は全県の調査を表明しました。他の鉱山でも違法開発はあったのでしょうか。調査の進捗状況と対応を伺います。

カ、鉱山からの土砂採掘による赤土被害の状況はどうでしょうか。赤土等流出防止条例による届出や実効性ある対策は取られていますか。

キ、新基地建設工事が続く大浦湾でジュゴンの鳴き声が確認されております。防衛局は工事を中止し、ジュゴンへの影響を再評価して保護対策を講じるべきです。県の見解と対応を伺います。

(3)、東村高江ヘリパッドの騒音被害や夜間訓練の実態はどうでしょうか。集落を取り囲むように造られた6つのヘリパッドの撤去を求めるべきではありませんか。

続いて学校教育について伺います。

(1)、コロナ禍で少人数学級の実現が強く求められています。残された中学2年、3年生の少人数学級の実現はいつでしょうか。

(2)、特別支援学校の過密化と、策定が検討されている設置基準への県の対応を伺います。

(3)、給付型奨学金制度の実績と拡充に向けた取組についてお聞かせください。

(4)、教職員の多忙化解消の取組について伺います。特に持ち帰り残業や部活動指導の実態と対応について伺います。

(5)、誰一人取り残さない社会のためにも、公立夜間中学の設置が求められています。市町村の設置検討委員会などの進捗状況を問うものです。

4、健康保健・医療政策について伺います。

(1)、生活習慣等実態調査や特定健診結果の特徴は何でしょうか。健康長寿復活に向けた取組を伺います。

(2)、国保税の引下げのために、前期高齢者交付金不足の解決や均等割・平等割の廃止が求められています。対応と見解を伺います。

(3)、不妊治療への助成制度や社会的支援の拡充について県の取組を伺います。

(4)、介護支援で重要な役割を果たすケアマネジャー不足の実態と待遇改善への取組を伺います。

(5)、特別養護老人ホームの待機者数と増設計画について伺います。

次に、第1次産業の振興について伺います。

(1)、農家の自家増殖を禁止する種苗法改定案の影響予測と農家を守るための県の取組を伺います。

(2)、沖縄県の農業産出額や農家所得の推移を伺います。沖縄の発展産業の柱として農業を位置づける支援の強化が必要ではありませんか。

(3)、コロナ危機によって第1次産業の重要性が改めて明らかになりました。食料自給率と地産地消計画の目標達成率はどうか。新型コロナで影響を受けた農業、漁業、畜産業などへの県の支援を問うものです。

(4)、久米島での和牛血統矛盾の影響で、地元の生産者はDNA検査や再登録費用等、負担や購買者からの賠償請求等の不安を抱えています。生産者への影響と県の対応を伺います。

最後に、離島振興について。

(1)、医師・看護師不足の現状と地域枠キャリア形成プログラムの成果について伺います。

(2)、ガソリン価格等の生活コスト低減事業による成果と課題をお聞かせください。

(3)、交通コスト負担軽減事業の成果と継続実施に向けた取組を伺います。

(4)、座間味浄水場建設に向けて、村との協議の状況、住民説明会の開催、災害拠点施設の検討について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事(富川盛武君) 比嘉瑞己議員の御質問にお答えをいたします。

6、離島振興についての中の(3)、交通コスト負担軽減事業の成果と継続についてお答えいたします。

交通コスト負担軽減事業の延べ利用者数については、平成24年度の83万4000人に対し、令和元年度には31万人増の114万5000人となっております。また、平成30年度に実施したアンケート調査において離島住民からの評価が高く、かつ今後重点的に取り組むべき項目として「島外に出る際の交通運賃」が上位に挙げられております。

これらのことから、沖縄県としましては同事業を安定的に継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

[副知事 謝花喜一郎君登壇]

○副知事(謝花喜一郎君) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、核兵器禁止条約についてお答えいたします。

さきの大戦により多くの貴い命と貴重な文化遺産が失われ、戦争の不条理と残酷さを身をもって体験した沖縄県としましては、平和の尊さを肌身で感じていることから、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けた議論は重要であると考えております。沖縄県では、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しており、こうした取組による世論の広がりが、核兵器禁止条約締結に向けた大きな力につながるものと考えております。

次に(2)、米大統領選挙の結果と今後の取組についてお答えいたします。

ジョー・バイデン氏には、新型コロナ対策や世界経済の早期回復、人権尊重、外交・安全保障など、各国が協調して取り組むべき諸課題にリーダーシップを発揮されることを期待しております。また、過重な基地負担を強いられている沖縄の声に耳を傾けていただきたいと思いますと考えております。新政権発足後は、ワシントン駐在を活用し新政権関係者との信頼関係の構築に取り

組むとともに、コロナウイルスの状況を見ながら知事訪米を行い、沖縄の米軍基地問題の解決を訴えたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、自衛隊の島嶼配備についてお答えをいたします。

防衛省は、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に初動を担任する警備部隊等を配置し、南西地域の防衛体制を強化することとしております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであるとと考えております。

同じく1、知事の政治姿勢についての(4)、尖閣諸島問題の平和的解決についてお答えいたします。

県としては、尖閣諸島をめぐる問題については、日中両政府において平和的な外交を通じて一日も早い解決に努めていただきたいと思いますと考えております。そのため、今年9月には河野沖繩及び北方対策担当大臣に対し、10月には加藤官房長官及び岸防衛大臣に対し、同諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、同諸島周辺海域の安全を確保すること等について要請を行ったところ です。

2、米軍基地問題についての(1)、那覇港湾施設の早期返還についてお答えをいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。このため、去る10月に官房長官及び防衛大臣に対し同施設の早期返還を求めたところです。また、移設協議会においては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであり、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要であると考えております。

同じく2、米軍基地問題についての(2)のア、普天間飛行場の現状と対応についてお答えいたします。

政府が実施している普天間飛行場の離着陸等状況調

査によると、令和元年度の全機種離発着回数は1万6848回となっております。また、県が実施している令和元年度の航空機騒音測定結果によると、15測定局中2局で環境基準を超過し、上大謝名局では昨年5月に同飛行場における最大の124.5デシベルを観測しました。

県としましては、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議等を通じ、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を政府に対し求めてまいります。

同じく2、米軍基地問題についての(2)のイ、菅首相の所信表明への見解についてお答えをいたします。

菅首相は、所信表明演説において、工事を着実に進めると表明しましたが、辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの一連の選挙や県民投票で揺るぎない形で繰り返し示されております。また、辺野古新基地建設は、軟弱地盤等を理由に米連邦議会下院の小委員会から懸念が示されたほか、集中から分散という米軍の戦略の変化にもそぐわないものと考えております。

県としましては、今後とも、県民投票で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

同じく2、米軍基地問題についての(3)、東村高江のヘリパッドに係る騒音等の実態と撤去を求めることについてお答えをいたします。

沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によると、平成27年2月のN4地区のヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降は騒音発生回数が増加し、令和元年度は平成26年度の約4.7倍、夜間の騒音発生回数は約7.8倍となっております。そのため、県としては、去る10月に加藤官房長官や岸防衛大臣に対し、住宅地に近接するN4地区の使用を中止するなど、住宅地上空の飛行を回避する対策を求めており、引き続き騒音被害の軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、米軍基地問題についての御質問のうち(2)のウ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出されその集計が終了したことから、県では、

11月27日付で名護市長に意見照会を行ったところがあります。今後、内容審査に当たっては、疑問点等について、沖縄防衛局に質問を行った上で厳正に審査を行うこととしております。

次に2の(2)のエ、糸満市及び八重瀬町から埋立土砂を採取することについてお答えいたします。

本年4月21日に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として7地区で、約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる約3160万立方メートルの土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

次に2の(2)のキ、普天間飛行場代替施設建設事業によるジュゴンへの影響についてお答えいたします。

沖縄防衛局の設置した環境監視等委員会資料によると、事業実施区域内でジュゴンの鳴音の可能性が高い録音が確認されております。県では、4月17日及び6月25日付文書で、工事を停止して事業による影響を再評価するとともに、ジュゴンの保護策について沖縄県等関係機関と協議するよう求めたところであります。

県としては、事業による影響を再評価することなく工事を継続することは、国際的にも信用を失墜することとなり、あってはならないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 2、米軍基地問題についての御質問の中の(2)のオ、安和鉾山以外の鉾山における森林法違反の調査の進捗状況についてお答えします。

名護市安和地区の他の鉾山について、森林法に基づく調査を行ったところ、2か所の鉾山が許可を受けていないことが判明したため、林地開発許可申請書の提出を求める指導を行っているところであります。また、安和地区以外の鉾山についても林地開発許可申請の手続漏れがないか確認するため、令和2年11月24日付で各鉾山に対して文書により通知したところであります。引き続き関係法令に基づき対応してまいります。

次に5、第1次産業の振興についての御質問の中の(1)、種苗法改正の影響と県の対応についてお答えします。

昨日成立した改正種苗法では、登録品種の自家増殖

については育成者権者の許諾が必要となりますが、地域で守り育てた在来種等の一般品種については、これまでどおり自家増殖が可能となっております。県の育成品種については生産振興、普及を目的として開発を行っており、自家増殖に係る許諾料徴収について検討しておりません。

県としましては、引き続き優良種苗の供給に取り組み、生産現場に支障が生じないように対応してまいります。

次に(2)、農業産出額及び農家所得の推移と振興対策についてお答えします。

本県の平成30年の農業産出額は、平成23年の800億円から188億円増加となる988億円となっております。一方で、販売農家1戸当たりの平均所得は220万円前後で推移しており、依然として全国水準に到達できていない状況にあります。

県としましては、引き続き1、災害に強い栽培施設の導入による園芸品目の安定生産、2、農林水産物の流通コストの低減、3、市場競争力の強化やスマート農業の推進などの各種施策に取り組み、本県農業のさらなる振興を図ってまいります。

次に(3)、食料自給率等の達成状況と新型コロナの影響を受けた生産者への支援策についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成29年度確定値で33%、地産地消計画の達成状況については、設定指標14項目のうち、学校給食における地域の伝統食の提供などの7項目で目標を達成しているところであります。また、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた生産者への支援策については、輸送手段の確保、肉用牛農家に対する負担軽減、花卉農家の次期作に向けた支援、学校給食への県産食材の提供など、生産者の経営安定に向けた支援策を講じているところであります。

次に(4)、和牛血統不一致の影響と対応についてお答えします。

久米島町における血統不一致は、肉用牛の産地としての信頼を損なう事案であり、血統不一致が判明した農家経営への影響が生じております。

県としましては、3月に設置した沖縄県家畜人工授精適正化会議において再発防止対策を講じるとともに、家畜市場の開設者であるJAおきなわと連携し、購買者に対してこれまで3回の意見交換を行うなど、県産和牛子牛の信頼回復の取組を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 2、米軍基地問題についての(2)の力、鉱山からの赤土被害の状況及び実効性ある対策についてお答えします。

鉱山については、昭和24年に制定された鉱山保安法に基づき、廃水規制等が行われているところです。一方、赤土等流出防止条例の対象事業でもあることから、条例に基づく届出が行われております。平成29年度以降、条例に基づき指導を行った事例は1件であります。今後も鉱山から赤土等の流出が確認された場合には、条例に基づき立入調査を行い、適切に指導等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

それでは3、学校教育についての御質問の中の(1)、少人数学級についてお答えします。

県教育委員会では、これまで小学校1年生から中学校1年生で少人数学級を実施しており、現在、中学校2年生及び3年生の35人学級実現に向けて検討しているところです。一方、文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、来年度予算の概算要求に、少人数学級の実現に向けた体制整備を盛り込んでおります。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しつつ、少人数学級の実現に取り組んでまいります。

同じく3(2)、特別支援学校の過密化と設置基準についてお答えします。

特別支援学校においては、知的障害のある児童生徒の増加により過密化していることから、これまではなき分校の設置や那覇みらい支援学校の設置を進め、教育環境の整備に努めているところです。また、特別支援学校においては、これまで校舎等の設置基準が定められておらず、学校規模の明確な決まりは示されておりませんでした。今後、国において設置基準を定めると聞いており、国の動向等を踏まえ特別支援学校の適正規模化に努めてまいります。

同じく3(3)、給付型奨学金についてお答えします。

県外進学大学生支援事業は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として実施しており、これまで94人の奨学生を採用し支援を行っております。令和2年度から開始された国の修学支援新制度で低所得世帯への

手厚い支援が実施されたことを受け、本事業では、所得要件を緩和し、国の制度の対象とならない中所得世帯の学生まで対象を拡充し実施しております。

同じく3(4)、教職員の多忙化解消の取組についてお答えします。

県教育委員会では、沖縄県教職員働き方改革推進プランを基に、学校業務の改善やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。持ち帰り業務については本来行わないことが原則であり、その実態は把握していませんが、持ち帰りが行われている場合は、適切な業務量の設定や校務分掌の分担等を図る必要があると考えております。部活動指導は、長時間勤務の主な要因の一つであるため、部活動等の在り方に関する方針を策定するとともに、部活動指導員の配置に努めております。

引き続き実効性のある取組を推進し、教職員の働き方改革に努めてまいります。

同じく3(5)、夜間中学設置の進捗状況についてお答えします。

県では、夜間中学に関し、これまでニーズ調査や設置主体案の取りまとめを行うとともに、通学の利便性の観点から市町村に対し、設置検討を依頼しております。現在、那覇市がワーキングチームを立ち上げ、検討を行っており、今後9市町村が委員会の設置を検討していると聞いております。

県としましては、市町村の取組状況を踏まえつつ、対応を検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 4、健康保健・医療政策についての御質問の中の(1)、市町村生活習慣等実態調査や特定健診結果及び健康長寿復活に向けた取組についてお答えいたします。

生活習慣等実態調査や特定健診結果の主な特徴としては、肥満者の割合が男女とも全国を上回っており、食事バランスやアルコール摂取量との関連が見られます。また、1回当たりの飲酒量が3合以上である者の割合が男女とも全国を上回っています。沖縄県では健康課題である肥満や過度な飲酒等の改善を促すための広報活動や、子供の頃からの健康的な生活習慣の習得を促すために次世代の健康づくり副読本の配布及び活用などに取り組んでいます。また、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体ではロードマップに沿った取組を推進しています。

同じく4の(2)、前期高齢者交付金及び均等割等に係る対応についてお答えいたします。

本県市町村国保における財政赤字の主な要因は、1人当たり医療費の増加及び前期高齢者交付金の額が少ないことによるものと考えております。このため、県では、これまで市町村及び国保連合会と連携して、国に対し本県の特事情に配慮した特段の財政支援を要請してきたところであり、今後も引き続き対応してまいります。また、県は全国知事会を通して、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すように国に対し要望しているところであります。

同じく4の(3)、不妊治療支援拡充への県の取組についてお答えいたします。

報道によりますと、国は不妊治療に係る保険適用の議論には一定の時間がかかるため、まずは、不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃などを拡充し、幅広い世帯に経済的負担を軽減する方向で検討に入ったとされているところです。また、社会的支援については、治療を受けやすい環境を整備した中小企業を対象とした助成金の新設を検討しているとのことであり

ます。県としましては、国の動向を注視し、不妊治療支援制度の拡充について適切に対応してまいります。

次に6、離島振興についての御質問の中の(1)、医師・看護師不足の現状と地域枠キャリア形成プログラムについてお答えいたします。

沖縄県の医師及び看護師の数は、平成20年以降人口10万人当たりで比較するとおおむね全国平均を上回って推移してきたものの、地域別で見ると北部、宮古・八重山地域では全国平均を下回っており、離島・僻地の医師や看護師の安定的な確保が重要な課題となっております。

県では、琉球大学地域枠医師の研修及び勤務の在り方を示した沖縄県地域枠キャリア形成プログラムを平成31年4月に策定したところであり、地域枠医師の将来のキャリア形成と離島勤務の両立をあらかじめ計画することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 4、健康保健・医療政策についての御質問の中の(4)、介護支援専門員の不足の実態と待遇改善の取組についてお答えいたします。

令和元年度介護労働実態調査によると、調査に回答

した事業者のうち介護支援専門員の不足を感じていると回答した県内の事業者は、31.9%となっており、対前年度10.6ポイントの増となり、介護支援専門員の確保は課題であると認識しております。

そのため、県といたしましては、引き続き法定研修の際の離島から本島への旅費の支援や特定処遇改善加算制度の活用により、負担軽減や待遇の改善に取り組み、介護支援専門員の確保に向けて取組を強化してまいります。

同じく4の(5)、特別養護老人ホームの入所待機者等についてお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、令和元年10月末現在で758名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき平成30年度からの3年間で、特別養護老人ホーム145床を含む1058床の整備を見込んでおります。現在、令和3年度から令和5年度までを期間とする次期計画の策定に取り組んでおり、当該待機者の状況等も踏まえ、必要なサービス量の整備がなされるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 6、離島振興についての(2)、ガソリン価格等の軽減事業による成果と課題についてお答えいたします。

県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助事業において、適宜補助単価を見直しながら輸送コストの低減に努め、ガソリン価格差の縮小を図っております。平成30年度に実施した実態調査によると、平成24年度と比較してガソリン1リットル当たりの価格差は25円から16円に縮小しております。しかし、依然として価格差があることから、一定規模以上の販売量がある離島において本島・離島の価格情報を発信する等、適正な競争環境の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） おはようございます。

6、離島振興についての御質問の中の(4)、座間味浄水場建設の協議状況等についてお答えします。

座間味村とは10月19日に調整を行い、今後の浄水場建設を円滑に進めていくため協力していくことを確認したところです。住民説明会については、村と調整の上、早期に開催したいと考えております。また、村

における現浄水場跡地の防災拠点施設としての活用については、水道事業者としてできる範囲内で設計段階から配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 御答弁ありがとうございました。

辺野古新基地建設について、5点再質問をしたいと思います。

政府の設計変更申請によって県内で大量の土砂の調達が可能となった計画になっています。それを受けて、今県内の様々なところで新たな開発が進められようとしています。

そこで埋立土砂について伺いますが、先ほどの答弁で安和鉱山のほかにも2件の違法開発があったとありました。県はまたそのほかの鉱山にも、文書で注意喚起をするという答弁だったと思います。しかしこの文書だけでは不十分だと思います。県のさらなる対応が求められていると思いますが、その見解をお聞かせください。

2点目、赤土等流出防止条例についてですが、結局県はこれまで指導はまだ1件しかないわけです。担当からお話を聞きますと、鉱業法とか森林保安法、その国の法律によって同様な措置が取られているという関係でなかなかこの条例の有効性が発揮できておりません。実際には、安和鉱山、そしてうるま市の宮城島の鉱山の周辺で赤土被害が発生しております。赤土等流出防止条例で定めている対策指針を遵守させる取組、チェックする機能が必要ではないでしょうか。

次に3点目、沖縄戦の激戦地となった糸満市、八重瀬町の一部は、1972年本土復帰の年に沖縄戦跡国定公園に指定されております。戦争の悲惨さと平和の尊さを認識し、戦没者の御霊を慰めるための戦跡としては日本で唯一の国定公園です。そのため、この区域における開発行為は自然公園法によって厳しく規制されています。ところが糸満市の魂魄の塔の近くの鉱山で、新たな開発行為が行われているとの情報が県民から寄せられております。これまで県は、この鉱山について自然公園法に基づきどういった対応を取ってきましたか。

4点目、今後、この沖縄戦跡国定公園区域内——糸満市、八重瀬町、大変広範な範囲にわたる区域ですが、ここにある鉱山で自然公園法に違反する開発行為を行わない、そのために県はどういった対策を取っていくのか、今後の取組を伺いたいと思います。

最後に、ジュゴンについてです。

国は新基地建設ありきで再度の環境影響評価もしなければ、具体的な対策も取ろうとしておりません。国際的信用を失するものだと私も思います。

環境部に問います。

国の種の保存法でも保護されていないジュゴン沖縄県の希少野生動植物保護条例に追加指定をして、沖縄県として保護すべきではありませんか。

よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 再質問にお答えします。

安和地区以外の各鉱山に対しましては、林地開発許可手続の漏れについて確認を求める通知をしておりますが、それに加えて、県で作成したチェックリスト等による確認依頼を行う予定であります。

引き続き関係法令に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 再質問にお答えします。

まず1点目、赤土等流出防止条例で定められている対策指針を遵守させる取組が必要ではないかという再質問でございますけれども、宮城島の海域で赤土等の流出による汚染につきましては、漁業協同組合が令和2年10月30日付でうるま市に要請を出しております。それを踏まえまして、令和2年11月12日に状況に関しましてうるま市、それから漁協、それから県の中部保健所で意見交換をしまして状況を把握しております。その後11月13日付に宮城島の2つの鉱山について立入調査を実施しまして、対策状況を確認しております。この立入りの際には、敷地外への流出は確認されておられません。

今後、引き続き降雨時等に調査を行いまして、赤土等の流出が確認された場合には赤土等流出防止条例に基づき適切に指導を行ってまいります。

次に、沖縄戦跡国定公園内での開発行為についてお答えします。

自然公園区域内での開発行為についての問合せに基づきまして、去る11月11日に現場確認を行ったところ木の伐採等が行われておりました。当該地区は自然

公園の普通地域となっており、行為を行うためには事前に届出をする必要があるため、工事を一時中断するよう指導を行っております。

今後は、自然公園法に基づく届出の内容を確認した上で適切に対応してまいります。

次に、沖縄戦跡国定公園区域内にある鉱山について自然公園法に違反する開発行為を行わないために今後の取組はどうするのかという趣旨の御質問にお答えします。

自然公園区域内での鉱物の採掘または土砂の採取を行う場合は、特別地域内においては許可申請、普通地域においては届出を行うこととなっております。

今般、沖縄戦跡国定公園内で県に届出がなされていない事例が見受けられたことから、手続漏れがないか確認をしております。

続きまして、ジュゴンを指定希少野生動植物に指定することについてお答えします。

去る11月1日に沖縄県希少野生動植物保護条例が全面施行され、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種として指定希少野生動植物31種を指定したところであります。現在、種の追加指定に向け専門家等の意見を聞きながら選定作業を進めており、その中でジュゴンについても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋 恵祐君 皆さん、こんにちは。

島袋恵祐です。

日本共産党県議団を代表して質問を行います。

1、新たな沖縄振興計画策定について。

性暴力、性差別、ハラスメントなどによって人権と尊厳を傷つけられている人たちがいまだ多くいます。男女間の雇用格差、賃金格差も深刻です。政治の責任が問われています。ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野で真の男女平等の実現を求めるとともに、さらに進んで男性も女性も多様な性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自分の力を存分に発揮できる社会実現を目指すことではないでしょうか。誰もが尊厳を持って自分らしく生きられる社会実現が求められています。

そこで伺います。

(1)、新たな沖縄振興計画を策定するに当たり、SDGs、ジェンダー平等の観点やコロナ禍を受けて世界と日本、沖縄を取り巻く環境は大きく様変わりしてきています。これらの変化を見据え、振興計画に取り入れるべきと考えますが、見解を伺います。

(2)、過重な米軍基地負担、低い県民所得、離島における定住条件の整備、地域産業の振興など、残された課題を新たな沖縄振興計画にはどのように取り入れ解決をしていくのか、見解を伺います。

(3)、コロナ後の社会を見据えた新たな沖縄振興計画とするために、安全・安心で快適な島としての観光振興、足腰の強い第1次産業、県内循環型の自立型経済を重点に据えるべきではありませんか。見解を伺います。

(4)、沖縄本島縦貫鉄軌道やLRT等のフィーダー交通など、新たな公共交通システムの課題と実現に向けた取組について伺います。

2、米軍基地問題についてです。

(1)、米海兵隊太平洋司令部から米軍嘉手納基地に海兵航空部隊の新格納庫や駐機場などが完成したと発表がありました。F35戦闘機の嘉手納や沖縄での将来の航空作戦を目指していると司令部は述べ、F35戦闘機の運用のためであることを明言しています。訓練のさらなる激化につながる基地機能強化であり、許されるものではありません。F35戦闘機の配備に反対し、嘉手納基地の撤去を求めるべきです。県の対応を伺います。

(2)、今年10月から11月にかけて、飲酒運転、器物破損、傷害など米兵による事件・事故が相次いで発生しています。県民の生命と暮らしを脅かすものであり、断じて許すわけにはいきません。県の対応を伺います。

(3)、これら事件・事故における海兵隊員の割合はどうなっていますか。日米両政府に米海兵隊の撤退を求めるべきです。見解を伺います。

(4)、米軍牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫群などの嘉手納弾薬庫知花地区への移設について、防衛省が施設配置を見直していることが分かりました。概要を伺います。また、県内移設条件では基地の負担軽減には決してつながりません。SACOの見直しをするべきと考えますが、見解を伺います。

(5)、嘉手納基地由来とされているPFASによる水質及び土壌による汚染状況を特定するために、嘉手納基地の立入調査を米軍に求め、国に対し水質基準値の設定と抜本対策を求めるべきです。また、県も安全な水の供給と不安解消に努めるべきと考えますが、対応を伺います。

(6)、米軍北部訓練場跡地に大量のごみが廃棄をされている問題について。県は調査を行い、責任所在を明らかにし、早急に撤去を行うべきではありませんか。見解を伺います。

(7)、これらの問題の根底には、米軍の特権を認め

ている日米地位協定の存在があります。県民の生命と暮らし、人権を脅かす日米地位協定は抜本改定を日米両政府に求めるべきです。見解を伺います。

3、新型コロナウイルス対策について。

(1)、新型コロナウイルスの県内感染状況について認識を伺います。

(2)、新型コロナウイルス流行の第3波の到来を直視し、検査・保護・追跡の抜本強化が必要と考えます。そこで伺います。

ア、感染拡大を抑止するにはクラスター対策、感染急増地となるリスクのあるところに対して無症状の感染者を把握・保護するための大規模・地域集中型の検査を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

イ、県は医療・介護職員を対象に定期検査を行うと表明しましたが、対象人数と具体的な実施方法を伺います。同時に、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなどにも定期的な検査が必要と考えますが、見解を伺います。

ウ、社会的検査を推進するために、国に対して全額国庫負担による検査を求めるべきです。見解を伺います。

エ、現在の急激な感染拡大に対応し、陽性者を着実に把握・保護していくためには、感染追跡を専門に行うトレーサーが不可欠です。県の感染経路不明者の状況とトレーサー確保の対応を伺います。

オ、県立病院などの医療機関の減収状況を伺います。医療崩壊を防ぐためにも、国に対して地域医療を支える全ての病院・診療所への減収補填を求めるべきです。見解を伺います。

(3)、新型コロナウイルスの影響で県内の失業者は増加しています。実態と対策を伺います。

(4)、雇用と事業を維持させるために、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金など、支援を速やかに現場に届けることが重要と考えます。支援の延長を求めるべきではありませんか。支給率と対応を伺います。

(5)、新型コロナウイルスの影響で学生生活に深刻な影響が出ています。国に対して学生支援緊急給付金の継続の実施と拡充、家賃支援や授業料の半額免除を求めるべきではありませんか。そして、県独自でも学生への支援を拡充すべきではありませんか。見解を伺います。

(6)、新型コロナウイルスの影響で、芸術・文化の活動は公演やイベントなどが自粛を余儀なくされています。影響と県の対応について伺います。

(7)、米軍基地内の感染者が急増しています。米軍

基地での感染や対策についてはいまだ不明なことが多いです。基地を提供している日本政府の責任と対策を求めるべきです。

そこで伺います。

ア、日本政府の責任において、基地従業員、出入り業者のPCR検査等を定期的に行い、必要に応じて基地従業員の家族まで検査を行うように要請するべきです。見解を伺います。

イ、米軍基地内の感染状況、陽性者数、陽性率など、必要な情報を明らかにするべきです。見解を伺います。

ウ、米海軍の誘導ミサイル駆逐艦マイケル・マーフィーの艦内で新型コロナの集団感染が発生したと報道がありました。以前も米原子力空母の乗員・コロナ感染者を県内米軍基地に移送する計画が検討されていると報道されました。米軍感染者の県内移送は拒否をすべきです。見解を伺います。

4、環境政策について。

(1)、政府は温室効果ガスの排出実質ゼロを掲げましたが、いまだ具体的な道筋は示していません。沖縄県の気候非常事態宣言の取組について伺います。また、実効性のある宣言にするために具体的な実行計画も必要ではありませんか。取組を伺います。

(2)、脱炭素社会の実現には、自然再生エネルギーへの転換が不可欠です。地球温暖化防止に向けたCO₂削減へ、太陽光、風力、バイオマス、小水力発電など自然再生エネルギーへの転換を県はどのように推進をしていきますか。

(3)、沖縄市にある産廃業者、倉敷環境敷地内のごみ山について、県が行っているPFOS・PFOA調査の概要を伺います。ごみ山からこれらの物質が地下水へ流れ込み、水源が汚染されることはあってはなりません。倉敷環境周辺河川の水質調査も同時に実施すべきと考えますが、見解を伺います。

(4)、倉敷環境が新たに2035年9月までにごみ撤去を先送りする計画案を提出している件について概要を伺います。同時に、県、沖縄市、地域等を含めた協議会の役割が重要となっています。計画の実効性が担保できるようにすべきと考えますが、今後の取組について伺います。

(5)、泡瀬干潟のラムサール条約登録に必要な県の鳥獣保護区・特別保護地区の指定について、沖縄市との協議の進捗状況を伺います。

(6)、犬・猫殺処分廃止に向けての県の取組を伺います。

5、子育て支援について。

(1)、県民の願いである、こども通院医療費を中学

校卒業まで無料化実施を決めた知事の英断を高く評価をするものです。実施するまでの間、市町村への支援をどのように行うのか。また、全国知事会を通して、国によるこども医療費無料化の実施や、窓口無料化に対するペナルティー制度の廃止などを求めるべきと考えますが、見解を伺います。

(2)、保育士不足を解消するために待遇改善等特別な財政支援を行い、保育士資格を持つ潜在的保育士の就労支援の強化や保育士の正規雇用率の改善を図るべきと考えますが、見解を伺います。

(3)、学童クラブの公設公営化と増設を進め、公共施設の使用推進、民間施設利用クラブへの家賃補助など拡充をすべきと考えますが、見解を伺います。

(4)、学童クラブの独り親や低所得者の保育料軽減を拡充し、大規模学童クラブの適正化、指導員の常勤・複数配置など労働条件の改善などの支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

(5)、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する相談やサポートを行う子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置すべきです。支援を拡充すべきと考えますが、見解を伺います。

(6)、県が実施をした社会的養護経験者及び子どもへのアンケートには、人との関わりが増えた、お金の心配がないなどよい面がある一方で、施設でのルール、職員が厳しい、自由時間がない、話をちゃんと聞いてくれないなどの声も上がっています。施設に入所している子供たちに対する対応をどのようにするのか、職員への教育の在り方や待遇など対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 島袋恵祐議員の御質問にお答えをいたします。

1、新たな沖縄振興計画策定についての中の(1)、SDGs、コロナ禍等を見据えた新たな振興計画の策定についてお答えをいたします。

新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。新たな振興計画においては、SDGsの推進に当たり、環境・社会・経済の3分野を統合的に解決する必要があることから、環境・社会・経済の3つを各施策に通底する基軸として検討しております。

次に4、環境政策についての(1)、気候非常事態宣

言と具体的な実行計画の取組についてお答えをいたします。

人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、SDGsの取組の中でも重要な分野であると考えております。このようなことから、気候変動を食い止めるための取組を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するために、気候非常事態宣言を行うこととし、今年度末の宣言に向けて作業を進めているところであります。また、県全体の温室効果ガスの削減対策及び気候変動による被害を回避・低減するための適応策を包括的に盛り込んだ第二次沖縄県地球温暖化対策実行計画についても策定作業を進めており、同宣言及び実行計画を基に地球温暖化対策を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 5、子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大につきましては、今般、市町村との協議が調ったことから、県は、令和4年4月から通院の対象年齢を、現在の就学前までから中学校卒業までに拡大することといたします。市町村においても、県の制度拡充に伴い、令和4年度中には中学校卒業まで拡大することで合意しております。また、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設と国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーの廃止につきましては、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通し国に要請しているところです。

沖縄県といたしましては、今後ともこども医療費助成制度の充実強化を図り、子供の健全育成及び子育て支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新たな沖縄振興計画策定についての(2)と(3)、残された課題の解決及びコロナ後の社会を見据えた新たな沖縄振興計画について、1の(2)と(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県が本年3月に取りまとめた総点検報告書においては、社会基盤の整備や産業振興など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さ、子供の貧困率

や非正規雇用者割合の高さなど沖縄振興特別措置法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現が十分とは言えない現状が明らかとなりました。

また、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や労働生産性の向上、雇用の質の改善などの重要性を増した課題もあります。

県としては、新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けた県経済の回復に全力で取り組むとともに、比較優位のある付加価値の高い産業の振興、労働生産性や地域内の経済循環を高めていく施策を展開することにより強い経済構造を構築してまいります。

同じく1の(4)、新たな公共交通システムの課題と取組状況についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に当たっては、持続的運営の観点から全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が必要であり、今後、国に求めていくこととしております。また、フィーダー交通については、まちづくりの主体である市町村等との協働で検討を進めることとしており、現在取り組むべき課題等について整理を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、米軍基地問題についての(1)、F35B戦闘機の配備と嘉手納飛行場に関する県の対応についてお答えいたします。

米海兵隊太平洋基地がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについて沖縄防衛局に確認したところ、米軍からは既存施設の改修及び更新であるとの回答があったとのことあります。また、同プレスリリースでF35B戦闘機と同飛行場での運用が言及されていることについて、米軍は、同施設の改修及び更新は嘉手納飛行場でのF35B戦闘機の将来的な常駐配備を目的とした事実はないとしております。

県としては、これ以上の基地負担の増加はあってはならないことから、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう、三連協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく2、米軍基地問題についての(2)、米軍の事件・事故への対応についてお答えいたします。

10月末から米軍人による事件・事故が相次いだことを受け、県では米軍及び日米両政府に対しより一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等

を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われているところであり、その際にも再発防止等について求めたいと考えております。

今後とも、あらゆる機会を通じて米軍基地に起因する事件・事故の再発防止の徹底について求めてまいります。

同じく2、米軍基地問題についての(3)、事件・事故に占める海兵隊の割合と海兵隊の撤去についてお答えいたします。

10月末から11月末までに相次いだ事件で検挙された米軍人19名のうち12名が海兵隊員となっており、全体の約63%を占めております。在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

同じく2、米軍基地問題についての(4)、牧港補給地区の嘉手納弾薬庫への移設とSACOの見直しについてお答えをいたします。

牧港補給地区の嘉手納弾薬庫知花地区への移設については、移設計画地内を流れる与那原川の整備計画を尊重した施設配置計画への見直しなどにより、移設対象地区の面積が増加することになったと聞いており、現在、沖縄防衛局に詳細を確認しております。また、県はSACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があると考えております。

同じく2、米軍基地問題についての(7)、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成29年に日米両政府へ同協定の見直しを求めたほか、機会あるごとに大臣等に対し要請を行っております。また、全国知事会に働きかけを行ったところ、同協定の抜本的な見直しを含む新たな提言が、去る11月の全国知事会議において全会一致で決議されました。

県としては、引き続き様々な団体と連携を深め、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

3、新型コロナウイルス対策についての(7)、米軍感染者の県内基地への移送についてお答えいたしま

す。

11月20日の報道によりますと、新型コロナウイルスの集団感染が発生した米海軍の誘導ミサイル駆逐艦はハワイに停泊中とのことです。また、去る3月に米海軍の原子力空母において同ウイルスの感染が拡大した際には、沖縄県など日本国内の米軍基地へ陽性者を含む乗組員を移送する計画が浮上したものの、最終的にはグアムで下船したとのことであります。

いずれにいたしましても、県としましては、国外で感染が確認された米軍関係者については、米国内で対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 2、米軍基地問題についての御質問の中の(5)、PFOS等の対応についてお答えします。

本年4月にPFOS等の暫定目標値が設定されたことを踏まえ、5月にその調査のための嘉手納基地立入りを再度申請していますが、いまだ実現しておりません。企業局では、北谷浄水場及び水源のPFOS等の測定を行い、水道水の安全性について情報発信を行っています。また、中部水源からの取水の抑制や粒状活性炭の定期的な入替えを行い、PFOS等の低減化を図っています。

今後、PFOS等のさらなる低減化と原因究明に取り組むとともに、県民への丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 2、米軍基地問題についての(6)、北部訓練場跡地のごみ問題についてお答えいたします。

県では、11月20日に現地調査を行い、瓶等が廃棄されている状況を確認するとともに、11月25日に当該土地を管理する沖縄森林管理署に現地調査の結果を情報提供したところであります。現在、森林管理署と沖縄防衛局でごみの回収・処理について調整が行われていると聞いており、県としましては適切に回収・処理されるよう必要な対応を行ってまいります。

次に4、環境政策についての御質問の中の(3)、沖縄市内の株式会社倉敷環境周辺のPFOS・PFOA調査についてお答えします。

令和元年度、県が同社の最終処分場内8地点の保有水、周辺21地点の地下水の水質調査を実施した結

果、処分場内の保有水から1リットル当たり最大2万7000ナノグラム、周辺地下水では最大2620ナノグラムのP F O S等が検出されております。

県では、今年度も地下水等調査を実施するとともに、周辺河川についても調査を行うこととしております。

同じく(4)、新たな改善計画と県の取組についてお答えします。

株式会社倉敷環境が不適正に積み上げた産業廃棄物については、同社が不法投棄による取消処分を受け改善作業の実施が困難となったため、関連会社である株式会社倉敷と協力して処理するとの考えが示され、それに基づき新たな改善計画が提出されております。同計画では、貯留廃棄物を15年で撤去・処理することになっており、県としては地元自治会や市などを構成員とする協議会で協議の上、確実に改善が図られるよう、改めて県、市、地元自治会や農業団体、株式会社倉敷環境及び株式会社倉敷の間で基本合意書を締結し進捗管理を行うとともに、改善状況に関する監視・指導を強化する考えであります。

同じく(5)、泡瀬鳥獣保護区の指定の沖縄市との協議の進捗状況についてお答えいたします。

令和2年11月4日付で、沖縄市から、将来的な開発の可能性が排除できないことから、指定については時期尚早であり反対する旨の回答がありました。鳥獣保護区では、狩猟のみが禁止され、施設の建設等に関する規制はありません。また、特別保護地区で一定の開発行為を行う場合は許可を得る必要がありますが、鳥獣やその生息地の保護に重大な影響を及ぼすおそれがない限り許可しなければならないことから、事業に影響はないものと考えております。

県としましては、今後、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録に向けた地域説明会を開催し、市及び地元に対し登録することの意義について丁寧に説明し理解が得られるよう取り組んでまいります。

同じく(6)、犬・猫殺処分廃止に向けた取組についてお答えします。

県では、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引取数の削減、返還数及び譲渡数の向上に取り組んだ結果、犬・猫殺処分数の令和元年度実績は643頭で暫定目標である1500頭以下を達成しております。犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けては、メディアを活用した適正飼養の啓発、譲渡用犬・猫の不妊去勢手術やワクチン接種の拡充、譲渡機会を増やすための拠点施設の整備などに取り組んでいるところであります。

今後は、今年4月末に改正された国の基本指針を踏

まえ、年内を目途に県動物愛護管理推進計画を改訂した上で、犬・猫殺処分ゼロに向けた取組のさらなる強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 3、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)、県内の感染状況についてお答えいたします。

沖縄県では、第2波の大きな山を経て9月の下旬頃からじわじわと感染が拡大しており、長期にわたって多くの感染者が続いている状況です。また県では、毎年冬場は救急医療のニーズが増え病床利用率が高くなる傾向にあり、今年は新型コロナウイルスの影響も重なり、感染拡大防止対策を徹底しなければ医療提供体制の逼迫を招くことが懸念されております。

県としましては、引き続きインフルエンザとの同時流行等を見据え、検査体制や医療提供体制の拡充に努めてまいります。

同じく3の(2)のア、クラスター対策及び大規模、地域集中型の検査についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染急増が懸念される状況においては、これまで米軍に関連した検査や那覇市松山地区における検査等、地域に集中した大規模な検査が実施されたところです。

今後も地域の流行状況を踏まえ、必要に応じて適切な検査を実施できるよう努めてまいります。

同じく3の(2)のイ、介護・医療機関職員の定期検査についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業においては、介護施設職員約3万3000人、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関職員約7000人を対象として、1月から3月の約3か月間で職員1人当たり月1回を目安として定期的な検査を実施することとしております。なお、保育や教育関係を含めたエッセンシャルワーカーに対する定期的な検査を求める声があることも聞いておりますが、まずは重症化や死亡のリスクが高い介護施設等に対する検査を先行して実施し、順次拡大していけるよう検査体制を拡充してまいります。

同じく3の(2)のウ、社会的検査の国庫負担についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業については、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、先行的なモデル事業として実施することとしております。今後、ウイズコロナの社

会において社会経済活動を維持・継続していくためには検査の拡充が必要であり、行政検査等の県負担分も含めて全額国の負担とするよう全国知事会を通して国に要望しているところです。

同じく3の(2)のエ、感染経路不明者への対応についてお答えいたします。

陽性者のうち約半数は、検査確定時点での感染経路が不明であるものの、保健所が疫学調査を実施して行動歴や濃厚接触者を特定し感染経路の解明に努めているところです。保健所では疫学調査強化のための人員を増員するとともに、感染症担当以外の職員も調査担当として動員し対応しております。加えて、対策本部での入院調整の一元化や電話相談に対応するコールセンターの拡充により保健所が疫学調査に専念できる体制を支援しております。また接触確認アプリCOCO AやR I C C Aの活用を推進し、接触した可能性のある方については積極的な検査につなげ早期発見による感染拡大防止に努めているところです。

同じく3の(2)のオ、医療機関の減収に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県医師会の調査によると、多くの医療機関が前年度より減収との調査結果となっており、経営的影響を受けているものと考えております。このため県は、知事から厚生労働大臣に対し診療報酬の引上げや医療機関に対する財政支援の強化について要請するとともに、全国知事会で緊急包括支援交付金の大幅な増額や全ての医療機関に対する経営支援を強く国に求めるよう要望したところです。

県としましては、全国知事会等と連携し、医療機関への支援の強化について引き続き国に求めてまいります。

同じく3の(7)のア、基地従業員、出入り業者等の定期的な検査の実施についてお答えいたします。

県では、7月25日と26日に感染者の早期発見と拡大防止及び感染の広がりを把握するため、クラスターが発生しているキャンプ・ハンセン及び普天間基地内で働いている方等、983名を対象にP C R検査を実施したところです。しかしながら基地従業員や出入り業者等については、本来国や米軍の責任において感染防止対策を行う必要があることから、検査実施について国へ働きかけたところであります。

同じく3の(7)のイ、米軍基地内の感染状況についてお答えいたします。

現在県では、海軍病院から毎日の検査数、陽性者数、陽性者の所属場所及び陽性率について情報を得ており、各基地ごとの陽性者数を県のホームページに掲

載しております。

次に5、子育て支援についての御質問の中の(5)、母子健康包括支援センターについてお答えいたします。

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられる母子健康包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等がどの市町村に住んでいても安心して健康な生活ができるよう全市町村が設置することが重要と考えます。センターを設置している市町村数は令和元年度は6市町村でしたが、令和2年12月現在18市町村が設置しております。

今後もセンターの設置に向け引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(3)、失業者の実態と県の対策についてお答えいたします。

令和2年10月の完全失業者数は3万人、完全失業率は4.0%で前年同月と比べ9000人の増加及び1.2ポイントの上昇となっており、いずれも7か月連続で悪化しております。県では雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談等を実施しております。

今後も沖縄県の経済対策基本方針に基づき、雇用の維持と事業継続に全力で取り組んでまいります。

同じく3の(4)、雇用調整助成金等の支給率と延長等の対応についてお答えいたします。

雇用調整助成金の支給率は、11月20日現在で99.4%、また延長を要請していた特例措置等は、令和3年2月末まで延長されることとなっております。持続化給付金や家賃支援給付金では、都道府県別の支給率は公表されておきませんが、全国では持続化給付金が約380万件、家賃支援給付金が約51万件支給されております。このうち家賃支援給付金の迅速な支給に向けては、11月10日に国へ要請したところであり、持続化給付金の延長等についても全国知事会と連携して対応してまいります。

次に4、環境政策についての御質問の中の(2)、自然再生エネルギーへの転換についてお答えいたします。

県では、低炭素島しょ社会の実現に向けて蓄電池とモーター発電機等を組み合わせたシステムの実証事業

など、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおります。またうるま市では、大規模木質バイオマス発電所が建設中であり、民間事業者による取組も拡大しております。

県としましては、再生可能エネルギーの導入促進に係る支援制度等を検討するとともに、現在策定中の沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）に基づき脱炭素社会の実現に向けたエネルギー施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 3、新型コロナウイルス対策についての(5)、国に対する学生支援の要請と県独自の支援についてお答えいたします。

県としましては、コロナ感染拡大の状況の中、国において大学生の経済的負担軽減等の支援を行うとともに、令和3年度においても引き続き迅速に対応できるよう、全国知事会を通して国に求めているところです。今年度から始まった高等教育の修学支援新制度では、授業料等減免及び住居費が勘案された奨学金が支給されており、11月時点で1858人の専門学校生に対し支援を行っているところであります。

引き続き学生たちが安心して学業に専念できるよう全国知事会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 3、新型コロナウイルス対策についての(6)、自粛を余儀なくされている芸術・文化への影響と県の対応についてお答えいたします。

民間の文化団体が行った調査によると、2月から6月までに2866件のイベントが中止になったと報告されております。そのため県では感染症対策を含め、コンテンツ配信等による新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じたところであります。8月以降、感染防止ガイドラインに沿った形で公演等が行われる機会が増えたことは、一定程度その成果が現れたものと考えております。

今後も関係団体等と意見交換を行いながら、必要な施策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 5、子育て

て支援についての御質問の中の(2)、保育士不足への対応についてお答えいたします。

県では、潜在保育士の復職を支援するため一定期間就業すれば全額が返還免除となる就職準備金や、未就学児の保育料の貸付け等を実施しております。また、県独自の施策として、平成27年度から保育士正規雇用化促進事業を実施しており、認可保育所の正規雇用率は令和2年4月1日時点で76.8%となり、過去5年間で20.7ポイントの改善が図られたところです。

県としましては、引き続き保育士の確保と処遇改善に取り組んでまいります。

同じく5の(3)、放課後児童クラブへの支援についてお答えいたします。

県ではクラブの環境改善等を図るため、平成24年度から令和元年度までに、公的施設活用クラブ13市町村38か所の整備を支援したところです。また、民間クラブへの家賃補助を行っており、令和元年度は11市町村99クラブに対し支援しております。家賃補助については、平成27年度以降に設置されたクラブが補助の対象となっていることから、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国へ補助対象を拡大するよう要望を行っているところです。

同じく5の(4)、放課後児童クラブの保育料軽減等についてお答えいたします。

県におきましては、独り親世帯等を対象に利用料負担を軽減する市町村を支援するとともに、クラブの規模の標準化を図るため施設整備や改修等を支援しております。また、支援員の処遇改善を図るため賃金改善経費等の補助を行っております。保育料軽減や職員の処遇改善は重要であることから、県では九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、利用料無償化や運営費等の補助率かさ上げを国へ要望しているところです。

同じく5の(6)、児童養護施設のアンケート結果に係る県の対応についてお答えいたします。

本調査は、社会的養育推進計画の策定に当たり実施したものです。職員にもっと話を聞いてほしいなどの意見については、職員の人材育成や待遇改善によりゆとりある児童養育につながることを期待できることから、県では手厚い職員配置や資質の向上のための研修等に努めているところです。本調査結果については、今後、施設の運営改善に生かすとともに、児童一人一人に寄り添った支援ができるよう各施設と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

[玉城健一郎君登壇]

○玉城 健一郎君 皆さん、こんにちは。

会派でいーだネットを代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

玉城健一郎です。

まず質問に移らせていただく前に、今議会、玉城デニー知事がお休みをしているということで、就任当初から基地問題や首里城の焼失、そして豚熱、新型コロナなど多くの諸問題について県民に寄り添い、対応していただきました。今回本当に疲れがたたったのだと思いますので、ぜひしっかり療養し元気な姿をまた県民に見せていただきたいと思います。

それでは質問に移らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

米国大統領選挙において民主党のバイデン氏が次期大統領として当選された。バイデン氏はこれまで現政権で脱退した脱炭素化社会の構築に向けた温暖化対策の国際的協定パリ協定への復帰など、米国ファースト主義から国際協調路線に外交が大きく変わることが予想される。また副大統領にはカマラ・ハリス氏を指名、初の女性であり、有色人種の副大統領の誕生は米国内及び世界に大きな希望を与えた。アメラジアン初の都道府県知事となり、多様性の象徴とも言える玉城デニー知事に対して以下の質問を行う。

(1)、大統領選挙の結果について知事の所見を伺う。

(2)、県系人であるデーブ・ロバーツ氏が監督を務めるロサンゼルス・ドジャースがワールドシリーズを制覇した。このことは世界のウチナアンチュに誇りと希望を与えたと考えますが、知事の所見を伺います。

(3)、1952年ヘルシンキ五輪で100メートル男子競泳の背泳ぎで米国代表として金メダルを獲得し、1973年には国際水泳の殿堂入りを果たしているヨシノブ・オヤカワ氏（親川義信）がいます。来年は東京オリンピックが開催され、また、世界のウチナアンチュ大会もあります。ドジャースのデーブ・ロバーツ監督、水泳のヨシノブ・オヤカワ氏（親川義信）を沖縄へ招聘し、講演会を開催してはいかがでしょうか。

2、基地行政について伺います。

政府はKC130の移駐などを理由に沖縄の負担軽減を強調しているが、普天間の飛行回数について、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定での数字によると、2017年度5万2000回以上5万8500回未満、2018年度5万8500回以上6万5000回未満と飛行回数も明らかに多くなり、外来機の飛行も増えている。地元宜野湾市としては全く負担軽減になっていない。辺野古新基地建設まで12年以上かかると言わ

れている中、返還合意から24年たつにもかかわらず、市民・県民の基地負担は軽減されているとはいえない。このような現状の中、以下伺います。

ア、1年2か月ぶりに基地負担軽減会議が開催されたが、負担軽減会議ではどのような議論が行われたのか。

イ、普天間飛行場の5年以内の運用停止について、5年以内の運用停止は何が目的で設定されたのか。また、政府はしきりに運用停止ができていないのは地元の協力が得られないことが原因だと主張し、あたかも沖縄県に責任があるような言いぶりであるが、沖縄県との対話にも応じず、県民投票で示された民意を無視し工事を進めているにもかかわらず、米軍側との調整している気配も見られない。普天間飛行場の危険性を放置しているのは今の日本政府であると考えますが、5年以内の運用停止についてどのような見解か。また、新たな期限設定をする考えはあるのか伺います。

ウ、米軍人による事件・事故について、今月に入って米軍絡みの飲酒事件・事故が頻発している。これまでに何度も再発防止の徹底を要請しているにもかかわらず看過することはできない。県の対応を伺う。

エ、緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校への部品落下から3年たったが、県警の捜査状況と沖縄県の対応を伺う。

オ、緑ヶ丘保育園の保護者からの要請は、地位協定の改定や普天間飛行場の閉鎖・返還という政治的な解決ではなく、日米の合意事項である現状の飛行ルートを守って園の上空を飛ばないことという当たり前の要求であります。いまだにこの要求が達成されず園の上空を飛んでいる。沖縄県として、米軍、防衛省に対しての要求をしていただきたい。県の見解を伺います。

カ、普天間飛行場の泡消火剤流出について進捗状況を伺う。

続きまして、辺野古新基地建設について伺います。

報道によると、米軍シンクタンクは軟弱地盤に伴う技術的な問題、膨らみ続ける予算、地元の根強い反対により辺野古新基地建設困難との見方を示している。アメリカ内でも変化が出ている。長く続く抗議行動・県民投票での反対の民意がアメリカを動かしつつあると考える。

以下、質問する。

ア、普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立変更承認申請の審査状況について、今後の予定を伺う。

イ、辺野古埋立承認取消訴訟（抗告訴訟）への対応について伺います。

移植した環境省絶滅危惧種Ⅱ類のオキナワハマサン

ゴ9群体のうち4群体が死滅したとのこと、サンゴの移植の難しさをこのことは示しています。そもそもサンゴを移植したらその地域を開発していいということではなく、SDGsの目標14、海の豊かさを守ろうの中では、海洋生物と生態系を守ることを目的とされている。その中で絶滅危惧種とされているオキナワハマサンゴを守っていくことは、沖縄県、日本国の国際社会に対する責務だと考える。

ウ、サンゴ特別採捕許可に関する国の関与取消訴訟取消しについて、争点と今後の対応を伺う。

3、環境行政について。

(1)、気候非常事態宣言について、今後のスケジュールを伺う。

(2)、沖縄県でのプラスチックごみの排出量について伺う。

(3)、世界的にプラスチックストローを廃止する動きが出ている。お隣の台湾では、いち早く取り組まれ、国内においても、大手ファストフード店やコーヒーショップがプラスチックストロー廃止に向けて動いている。プラスチックストローを代替品へ変えていく、あるいはストローを使わないことを推奨していくことが必要だと思うが、県の見解を伺う。

(4)、動物愛護センターでは旧県衛生環境研究所のハブ研究室跡地を犬・猫譲渡活動拠点として活用している。今後の改修計画について伺う。

4、新型コロナウイルスの感染の広がりには沖縄県内でも起きている。市中感染の数も増え、我が会派からも罹患者が出て、いつ、どこでも、誰が罹患するか分からない状況になっている。沖縄県から県民へ対策をお願いしている中で県庁職員間でのクラスター、県議会議員におけるクラスターが発生した。視察クラスターと名づけられたこのクラスターを他山の石とすべく、また県民への説明の意味で以下伺う。

(1)、県庁内でのクラスターについて、発生の状況と沖縄県が示しているガイドラインに照らした上での見解を伺う。

(2)、県議会議員間でのクラスターについて、発生の状況と県が示しているガイドラインに照らした上での見解を伺う。

(3)、第3波が始まっていると言われていていますが、これ以上感染を広げない、クラスターを出さないためにはどのように行動していけばいいか、県の見解を伺う。

(4)、感染症対策は都道府県の役割が大きいが、市町村との役割分担はどのように考えているか伺う。

5、待機児童対策について。

(1)、コロナ禍にある中、保育の現場で大きな影響が出てきている。エッセンシャルワーカーである保育士はコロナ禍でも休めず、これから多くの離職者が予想され、受入数を減らさなければいけない園も少なくない。コロナ禍で保育従事者の離職が加速することが予想されるが、県の見解を伺う。

(2)、本県の特徴として、米軍統治下での影響など歴史的な要因で認可外保育園が多く、保育の受皿になっている現状がある。認可外保育園において、コロナ禍で園児や保護者が罹患または濃厚接触者になることで休園、その間の保育料の返還が園の経営に大きな影響を与えている。認可外保育園へ、特にそこに通う子供たちへのさらなる支援を実施すべきだと考えるが、県の見解を伺う。

6、県職員の体制について。

(1)、豚熱、首里城火災、新型コロナウイルスと職員への負担が大きくなっている。職員の労務管理について伺う。

(2)、残業代が支払われていないという報道があったが、時間外労働に対して適切に賃金を払わなければならない。現在どのようになっているか伺う。

(3)、報道によると2020年1月から11月13日までの沖縄県警職員の処分件数が、懲戒・訓戒などを合わせて21件だったとのことだが、県警の説明を求める。

(4)、県警職員はストレスの高い職務だと推察されるが、県警職員の労働衛生管理について伺う。

7、県立病院での職員体制について。

(1)、看護師、薬剤師の人員体制を伺う。

(2)、薬学部設置を急ぎ、沖縄県で人材育成から確保できる体制構築を求めますが、県の見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事(富川盛武君) 玉城健一郎議員の御質問にお答えをいたします。

3、環境行政についての(1)、気候非常事態宣言の今後のスケジュールについてお答えをいたします。

人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、SDGsの取組の中でも重要な分野であると考えております。このようなことから、気候変動を食い止めるための取組を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するために、気候非常事態宣言を行うこととしております。宣言文の策定において、地球温暖化対策実行計画協議会等において検討

を行っているところであり、12月末にはパブリックコメントの実施を予定しております。引き続き今年度末の宣言に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 2、基地行政についての御質問の中の(1)のイ、普天間飛行場の5年以内の運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場の5年以内の運用停止については、同飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識の下、平成25年12月の沖縄政策協議会において求めたものであります。

沖縄県としては、同飛行場の5年以内の運用停止は辺野古移設とは関わりなく実現されるべきものであり、実現しなかったことは誠に残念であります。そのため、先月19日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会においても、宜野湾市とともに、政府に対し速やかな運用停止に向けた具体的なスケジュールを示すよう求めたところです。

次に(2)のイ、抗告訴訟への対応についてお答えいたします。

去る11月27日、抗告訴訟の判決が言い渡され、那覇地方裁判所は、本件訴訟が裁判所の審理対象ではないとして、実体審理を行うことなく県の訴えを却下しました。今回、裁判所は口頭弁論を2回開いただけで早期に結審したものであり、沖縄県としては十分な審理が行われなかったものと考えております。

沖縄県としては、今回の判決は納得できるものではありませんが、今後の対応については、判決文を十分に精査した上で決定することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、米国大統領選挙の結果についてお答えをいたします。

米国大統領選挙において、民主党のジョー・バイデン氏が当選を確実とされ、先日知事から祝意をお伝えしたところです。同氏におかれては、新型コロナウイルス対策や世界経済の早期回復、人権尊重、外交・安全保障、地球温暖化対策等、各国が協調して取り組むべき課題にリーダーシップを発揮されるものと考えております。また、カマラ・ハリス氏が女性初の副大統領に就任されることは、多くの女性に勇気と希望を与え本県の女性活躍推進に向けた取組の後押しにもなる

ものと考えております。

2、基地行政についての(1)のア、普天間飛行場負担軽減推進作業部会の内容についてお答えをいたします。

先月19日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会においては、普天間飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールの作成、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属航空機の県外・国外への長期ローテーション配備について協議を行いました。そのほか、場周経路の遵守、航空機騒音規制措置の厳格な運用、P F O S を含まない代替品への早期交換等について協議を行いました。また、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会の定期開催についても求めたところです。

2、基地行政についての(1)のウ、米軍の事件・事故への対応についてお答えいたします。

10月末から米軍人による事件・事故が相次いだことを受け、県では米軍及び日米両政府に対しより一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われているところであり、その際にも再発防止等について求めたいと考えております。

今後ともあらゆる機会を通じて、米軍基地に起因する事件・事故の再発防止の徹底について求めてまいります。

同じく2、基地行政についての(1)の緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校の事案に対する対応及び米軍等への要求について。2の(1)エと2の(1)オは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

普天間飛行場における航空機騒音規制措置では、進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定することが規定されております。しかしながら、緑ヶ丘保育園及び普天間第二小学校の事案発生後も依然として人口稠密地域上空を飛行している状況が見られます。

このため県は、これまであらゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用について日米両政府及び米軍に対し要請してきたところであり、引き続き学校や病院を含む人口稠密地域上空の飛行を回避するよう求めていきたいと考えております。

同じく2の基地行政についての(2)のウ、関与取消訴訟の争点等についてお答えをいたします。

令和2年7月に提起した関与取消訴訟は、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立工事によって消失する造

礁サンゴ類を別の場所に移植するために必要な特別採捕許可申請について、知事が判断する前に農林水産大臣が許可をしなさいと指示したことの違法性や沖縄県漁業調整規則等に基づく同申請に対する県の審査の適法性などが争点となっております。

去る11月20日に第1回口頭弁論が行われ、令和3年2月3日に判決が言い渡されることになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、ロサンゼルス・ドジャースのワールドシリーズ制覇についてお答えいたします。

県系人であるデーブ・ロバーツ監督率いるロサンゼルス・ドジャースが32年ぶりにワールドシリーズ制覇を成し遂げた快挙は、私たち沖縄県民にとりまして大きな栄誉であり、喜びであります。知事から祝福のメッセージを差し上げたところ、御本人から、県系人であることを誇りに思う旨の温かなメッセージをいただきました。果敢に世界で活躍するウチナーンチュの力強さと同時にチムグクルを感じ、ウチナーネットワークをつなげ、継承していくことの大切さを改めて強く認識いたしました。

続きまして同じく1の(3)、海外で活躍する著名な県系人による講演会の開催についてお答えいたします。

海外における県系人の活躍は、多くの県民に夢と希望そして誇りを与え、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に大きく貢献するものであります。県では各種競技の競技力向上や、スポーツ少年団の育成などに取り組むこととしており、スポーツに励む青少年の健全育成や県内指導者養成のため講演会などの開催の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） 2、基地行政についての御質問のうち(1)エ、部品落下に伴う県警の捜査状況についてお答えいたします。

まず緑ヶ丘保育園の事案についてでございますが、これまでのところ、米軍機または米軍機以外の航空機からの落下物であるというふうな特定には至っておりませんが、必要な事実確認を継続しているところであります。いずれにしても現時点、刑罰法令に該当する事実は確

認できておりません。

次に、普天間第二小学校の事案については、上空を飛行していた米軍航空機から落下した部品であることを確認しておりますが、刑罰法令に触れる行為は認められないものと承知をしております。

次に6、県職員の体制についての御質問のうち(3)、県警職員の懲戒処分等の状況についてお答えいたします。

令和2年中の県警察における懲戒処分の件数及び人員につきましては、御指摘の11月13日現在4件4名で、その処分内容は窃盗による停職1名、酒気帯び運転による停職1名、特別公務員暴行陵虐による停職1名、建造物侵入による減給1名となっております。また、懲戒処分に至らない監督上の措置、訓戒または注意につきましては、同じく11月13日現在、14件17名で、その内容は、証拠品や無線機の紛失など職務執行に関連するものが12件15名、未成年者の飲酒など私的な行為に関連するものが2件2名となっております。

県警察としては、規律の保持は重要であると認識をしており、今後とも個別の被事案に対して事実関係をしっかりと調査の上、厳正に対処するとともに、業務の見直し改善や職務倫理供与の充実、風通しのよい職場環境づくり等を一層進めることにより、被事案の防止に努めてまいります。

次に同じく6の(4)、県警職員に対するメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

県警察にとって、個々の職員の心身の健康を守ることは重要な課題であり、メンタルヘルス対策に組織的に取り組んでおります。具体的には、悩みを抱える職員が相談できるよう医療スタッフによる相談体制の確保、ピアサポーターの指定、医療機関等における相談窓口の開設を行っております。また、メンタルヘルスセミナーの開催、退職者に対する職場復帰のためのトレーニング等を行うとともに、今年度からはストレスチェックを年2回実施し、分析結果を反映した職場環境の改善にも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 2、基地行政についての御質問の中の(1)のカ、泡消火剤流出事故の進捗状況についてお答えします。

令和2年4月の泡消火剤流出事故発生後、県では周辺の河川、湧水及び海域で調査を3回実施しております。その結果、周辺の河川及び海域では、8月まで

に、環境省が定めた暫定指針値である1リットル当たり50ナノグラム以下となっていることを確認しております。また、沖縄防衛局が8月に行った周辺環境調査の結果でも指針値以下であり、現時点では、泡消火剤流出事故による河川、海域への影響はないものと推測しております。

次に3、環境行政についての(2)、プラスチックごみの排出量についてお答えします。

県内のプラスチックごみの年間排出量は、産業廃棄物が約2万トン、一般廃棄物が約8万トン程度と推計されます。このうち、産業廃棄物では約40%が再資源化されておりますが、一般廃棄物のマテリアルリサイクル率は8%程度にとどまっており、排出量の抑制とともにリサイクル率の向上が課題となっております。

同じく(3)、プラスチックストロー使用抑制または代替品への転換についてお答えします。

プラスチックによる海洋汚染は世界的な問題となっており、国は2030年までに使い捨てプラスチックを25%抑制すること等を目標としたプラスチック資源循環戦略を令和元年5月に策定しております。また、間伐材を使った木製ストローの活用や竹製ストローを観光施設等で使用する等、民間においても様々な取組が行われているところです。

県においても、そのような事業者や関係団体、学識経験者等から意見を聞きながら、効果的にプラスチック製品の削減を図る方策を検討していくこととしており、その中でプラスチックストローの使用抑制及び代替品への転換も検討してまいります。

同じく(4)、動物愛護管理センターの譲渡拠点施設の改修計画についてお答えします。

譲渡拠点施設は、犬・猫の譲渡機会の拡大のほか、動物愛護・適正飼養の普及啓発や学習の場など広く県民に親しまれる拠点とすることを目的に整備するものであります。現在、施設の実施設設計を行っているところであり、来年度中に施設の改修工事を行い、令和4年度の全面供用開始を目指して取り組んでまいります。

次に4、新型コロナ対策についての(1)、庁内クラスター発生状況と県の見解についてお答えします。

本年11月に、環境整備課職員7名が新型コロナウイルス感染症に感染するクラスターが発生しました。また、そのうち6名が、5人未満で2時間以内としている沖縄コロナ警報を遵守せず会食に参加しておりました。このようなことはあってはならないことであり、二度と起こらないよう、改めて感染防止対策及びその

他行動規範の遵守の徹底について職員に強く注意喚起したところであります。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時8分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 2、基地行政についての御質問のうち(2)のア、公有水面埋立変更承認申請書の今後の予定についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出されその集計が終了したことから、県では、11月27日付で名護市長に意見照会を行ったところであります。

今後、内容審査に当たっては、疑問点等について沖縄防衛局に質問を行った上で、厳正に審査を行うこととしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 4、新型コロナ対策についての御質問の中の(2)、県議会議員のクラスター発生についてお答えいたします。

去る10月、県議会で同一の視察参加者から12名の陽性者が発生しクラスターと認定されました。本県では、9月4日に、緊急事態宣言終了後の対応についてを発信し、マスクの着用など感染防止対策を徹底していただくことや体調不良時の離島への渡航を延期するなどを要請しているところです。新型コロナウイルスは、発症前から感染するなど、いつ誰が感染してもおかしくない状況にあります。

県としましては、今後とも県内の全ての皆様に対し、手洗い・マスク着用といった新しい生活様式の徹底を呼びかけてまいります。

同じく4の(3)、感染防止及びクラスター発生防止の取組についてお答えいたします。

7月以降11月18日までの陽性者の推定感染源を詳細に調査したところ、約4割が飲食関連、次いで家庭内約2割、職場内約1割であり、また飲食に関連したクラスターが多数発生しております。感染を拡大させずクラスターを発生させないために、密な環境での会食は避け、実施する場合は4人以下、2時間以内で、お酒は適度に、2次会は家へ帰ろうといった取組をお

願っております。また、職場では体調不良時は自宅で療養し、早期にかかりつけ医、県コールセンターに相談するよう県民、事業者へお願いしているところがあります。

同じく4の(4)、市町村との役割分担についてお答えいたします。

県では7月の米軍基地周辺飲食店従業員等を対象とした検査において、北谷町や金武町に検査会場の確保等の御協力をいただいたところです。また、繁華街等で複数の感染が確認された市等に対し、早期の情報共有と対策の検討を行うとともに、当該自治体において、地域社交組合等と連携し、感染防止対策の徹底を呼びかける等の取組が行われているところです。さらに、県民への速やかなワクチン接種に向けて、市町村と連携しワクチン接種の体制を整備してまいります。

次に6、県職員の体制についての御質問の中の(2)、時間外勤務手当の支払いについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に従事している新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部職員及び宿泊療養施設への応援職員に対する時間外勤務手当につきましては、既決予算の流用によって令和3年3月末までの必要額を確保したところであり、現在支給に向けて手続を進めております。

次に7、県立病院での職員体制についての御質問の中の(2)、薬学部設置についてお答えいたします。

県は、これまで沖縄県薬剤師会と連携し、県内の国公立大学と意見交換を行ってきたところであり、今年度は薬学部設置可能性等調査事業において、県内薬剤師の需給予測や県内高校生等の薬学部進学需要の把握等を行っております。

県としましては、県内の国公立大学に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えており、県内国公立大学への薬学部設置の必要性及び可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 5、待機児童対策についての御質問の中の(1)、コロナ禍における保育士の離職防止についてお答えいたします。

県では、感染防止対策を講じながら保育を継続的に提供している保育士を支援するため、感染症対策に係る手当等の経費を補助するとともに、休園期間中における保育士の休暇や給与の適切な取扱いについて、保育所等に対し助言・指導を行っているところです。ま

た、社会保険労務士を活用し、労働条件等に関する相談支援を実施するなど保育士の労働環境の改善に取り組んでおります。

県としましては、引き続き保育士が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

同じく5の(2)、認可外保育施設への支援についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止に協力いただいた認可外保育施設に対し、県独自の取組として、1施設当たり10万円の支援金を給付したところです。また、認可外保育施設を含む児童福祉施設等における感染防止対策のための、マスクや消毒液などの衛生用品購入費用や職員の感染症対策に係る手当等に要する経費への支援に取り組んでおります。なお、多くの市町村においては、登園自粛に伴う保育料減免等への助成を行っているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 6、県職員の体制についての(1)、新型コロナ対応等における職員の労務管理についてお答えいたします。

令和元年度は、首里城火災や豚熱対応、今年度は新型コロナウイルスに係る緊急的な業務のため、職員の在課時間が増加している状況です。このような状況に対応するため、職員の兼務発令や臨時的任用職員の採用等を強化したほか、長時間勤務者及び所属長に対する産業医の指導などを実施しているところです。

引き続き、部局からの要望に応じて過重労働にならないような体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 7、県立病院での職員体制についての御質問の中の(1)、看護師、薬剤師の人員体制についてお答えいたします。

令和2年11月1日時点における県立病院の看護師の人員体制は、配置定数1878名に対し、育児休業等に対する補充の臨時的任用職員等を加味した現員数は1835名で、欠員は43名、充足率は97.7%となっております。薬剤師については、配置定数67名に対し現員数は57名で、欠員は10名、充足率は85.1%となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

[玉城健一郎君登壇]

○玉城 健一郎君 それでは再質問をさせていただきます。

基地行政のところで、先ほど6の普天間飛行場の泡消火剤の流出について進捗を伺いました。泡消火剤の流出について、県の対応もよく分かっているところなんですけれども、この泡消火剤、今宜野湾市の消防が集めて、そしてまた防衛局が処理していると思います。この泡消火剤の処理状況について、どのように廃棄されているのかということをお伺いしたいと思いますが、こちらについての見解をお願いいたします。

4番の新型コロナ対策について、本当に私たち一人一人が意識してコロナ対策を行わなければ、県の医療現場が逼迫していく流れが出ていますので、ぜひ気をつけなければいけません。その中で、再質問として先日の報道の中で、米軍の中で72名の発症が確認されております。恐らくクラスターだと推測されます。報道によると全て海外からの移入だと言われていますが、米軍基地内で働いている従業員や事業者さんも不安になっている中、どこの部署に所属し、どのように対応されているか伺います。

また、以前の説明の中で、出国前に2週間隔離し沖縄に来て2週間隔離をして部隊に合流するという話だったんですけど、これは現在もそうなのか御答弁をお願いいたします。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 泡消火剤の処理状況に関する再質問についてお答えします。

現在沖縄防衛局を通じまして、泡消火剤の処理状況について確認しているところなんですけれども、まだ回答が得られておりませんので、引き続き回答を得られるように問合せを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 先日の米軍基地内での感染状況——感染者の増加についての御質問でございました。

陽性者77名のうち、5名は過去に陽性になった人

でいらっしゃいましたので、新規陽性者は72名ということでございます。この72名につきましては、海軍病院からの情報によりますと、入国後に隔離施設で行われる2週間の検疫期間終了時の検査で陽性が確認されたということでございまして、基地内のクラスターには当たらないという認識ということでございました。また、今回の陽性者は基地内の日本人や一般の県民とは接触していないとの情報を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 皆様、こんにちは。

ていーだネットを代表いたしまして質問を行います。

喜友名智子です。

何点か所見を述べさせていただきます。

せんだって開催されましたツーリズムEXPO、そしてリゾテックに私も会派のメンバーと一緒に行ってまいりました。新型コロナ禍の中、事前の登録入場制や3密を避けるためにリアルタイムで来場者数を把握するなどイベント開催の新しい経験、それから情報発信につながったとの声を聞いております。コロナ禍でまだ我慢の日が続きますが、こうやって1つずつ新しいことに取り組むことで次の沖縄経済の出口が見える道筋になるのではないかと確信をしております。

一方、コロナ禍で学校生活ががらっと変わってしまった子供たちの様子も気になるところです。昨日同級生と話す機会がありまして、当時学校の先生から不登校の子供のお家へクラス全員で交替で様子を見に行ってくれないかと頼まれたという話がありました。先生がこうおっしゃった意図は今では想像するしかありませんけれども、クラスの誰か一人でも会話のつながりになればクラスに来るきっかけになったのではないかと期待や希望を持っていたと思うのです。今でもこうやって見えないところで支援を必要とする方たちがまだまだいると思います。しっかりと届く支援も必要だと考えております。

それでは質問に入ります。

1、新型コロナ対策についてです。

せんだって県議会でも8次補正予算を可決いたしま

した。新型コロナ関連では、合計1400万円を超える大きな予算です。県のコロナ対策への決意の表れと理解しております。しかし、これで年末年始に向けた感染拡大防止と経済ダメージを最小限にする取組として十分か、バランスが取れているのか、県民の不安や疑問が拭えない状況もあります。誰でも感染する可能性がある状況において、検査体制の拡充や県と県民が情報共有を行い、信頼関係を築くことが今後のコロナ対策をより有効に実施する基本となることは間違いありません。

そこでお伺いいたします。

(1)、第8次補正予算で介護・医療従事者への定期的PCR検査が盛り込まれました。

ア、今後、同様の定期的PCR検査の対象となるエッセンシャルワーカーについて、特に保育園・幼稚園・小・中・高校で働く先生方へ範囲を広げる計画はあるか伺います。

イ、同じ介護施設で働く職員の中でも、入所者ケア・デイケア・訪問介護で感染リスクが異なるという指摘がございます。感染リスクの高い職員には検査回数を増やしていくべきではないかと考えますが見解を伺います。

ウ、県民からの要望が根強い社会的PCR検査体制のさらなる拡大の予定、あるいは検討などはしているでしょうか。

(2)、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議と専門家会議の議事録を作成し公開すべきではないでしょうか。現在は議事概要が公開されているものの、こちらも専門家会議の分は作成と公表が遅れていました。県のコロナ対策の透明性が問われていると危惧しております。議事概要の公開が遅れた理由と現状、また今後の議事録作成と公開の必要性について認識を伺います。

(3)、旅行者専用相談センター（TACO）の運用についてです。

ア、これまでのTACOの運用実績と評価について伺います。

イ、11月の連休で見られたように、国内旅行者数が戻りつつある現段階での課題について伺います。

ウ、今後、国際線の再開に向け、今使用している検疫所のスペースをほかの場所に確保したり、あるいは空港内の診療所などが必要ではないかと考えますが、対応を伺います。

2、首里城再建に向けた取組について。

(1)、再建に向けた現在の県の取組状況について伺います。

ア、昨年、国から県に管理が移管された際に、特に防災面での引継ぎがどのように行われたのでしょうか伺います。また火災後、この体制をどう見直していくか見解を伺います。

イ、今年4月に県が公開した首里城復興基本方針では、県民の意見を踏まえた基本計画の策定がうたわれています。具体的にどのように取り組むのか伺います。また、国が策定している首里城正殿等の復元に向けたスケジュールに県民の意見をどう盛り込んでいくのか、取組を伺います。

(2)、第32軍壕の保存・公開も首里城再建と併せて行ってほしいとの要望が強く出ております。これについて県の取組状況を伺います。

(3)、正殿の大龍柱の向きについて、焼失前の相対向きではなく正面向きではないかとの議論について県の見解を伺います。

3、豚熱対応について。

(1)、昨年発生した豚熱感染では、出荷を制限された農家への補償が課題となっておりますが、県の対応について伺います。

(2)、沖縄で33年ぶりに発生した感染で、昼夜問わず殺処分に対応した県・市町村職員・関係者の連携体制、衛生管理基準への対応など、この問題についての県の総括を伺います。

4、経済振興について。

(1)、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）についてです。

ア、新たな制度提言の一つであるSDGs推進特区は知事公約であるSDGsの推進に向けた大きな一歩です。このSDGs推進特区を提言に盛り込むに至った県での議論について伺います。

(2)、沖縄農業の基幹作物であるサトウキビの振興、沖縄本島内のキビ農家を守る観点から、重要な役割を担うゆがふ製糖工場の老朽化対応について、県の対応を伺います。

(3)、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の改正に当たり、県内でも適用除外の可能性のある市町村があります。特に過疎債を活用している市町村財政の観点から、県はどのように市町村と連携を取っているのか、今後の対応について伺います。

(4)、沖縄経済では、サービス産業の比重が高い経済構造からの脱却が課題の一つとなっております。アフターコロナの沖縄経済の立て直しの面からも、製造業や伝統工芸産業を含めたものづくり産業の強化は必須です。特に付加価値を高め稼げる産業への発展に向けた県の支援策について伺います。

(5)、改正種苗法が可決、成立されました。廃止された種子法、農業競争力推進法と併せて健全な種苗事業が今後どうなるのか懸念されます。安定した優良品種を農家に提供するための公的種苗事業の継続、農産物の安心・安全を懸念する声が消費者や農家から多く寄せられています。今後の県の対応について伺います。

5、教育行政、児童福祉について。

(1)、コロナ対応での公立学校の教育状況についてです。

ア、オンライン教育の推進状況について伺います。

イ、休校期間の授業計画の遅れについての対応を伺います。

ウ、休校が終わり、学校が再開した後も、学校生活になじめない児童生徒の現状や支援体制について伺います。

(2)、親元で暮らすことが困難な子供たちが生活する児童養護施設では職員の宿直が必要となるため、職員の出産や育児に伴う退職などがあり、その補充が追いついていない現状です。県として職員の配置と育成にどう取り組むか伺います。

6、島嶼政策について。

(1)、離島住民の生活と経済活動に欠かせない公共交通手段を確保するための施策について伺います。

ア、離島公共交通維持改善等事業の予算額はどのように決められますか。

イ、航路事業を運営する民間事業者や離島市町村との連携状況について伺います。

(2)、離島のごみ処理問題について伺います。

ア、海洋漂着ごみ処理について現状と課題を伺います。

イ、ボランティア活動で回収されたごみ処理が課題となっている中で、実証実験中の小型焼却炉への期待があります。これまでの実証実験の成果と今後の見通しについて伺います。

7、ヘイトスピーチ禁止条例（仮）への取組状況について。

(1)、今年に入り、県民の間でヘイトスピーチ規制への関心が高まっています。単なる誹謗中傷にとどまらない差別の問題であり、沖縄県が条例を制定すること、またその前に知事が宣言を出すことについても期待が高まっています。現在の県の取組状況についてお伺いをいたします。

以上です。

御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 喜友名智子議員の御質問にお答えをいたします。

4、経済振興についての中の(1)ア、沖縄らしいSDGs推進特区についてお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの基本理念や将来像が、SDGsの理念や17のゴールと重なるところが多いことから、ビジョンに掲げる将来像の実現に向けてSDGsを推進することで、経済・社会・環境の3側面が統合した持続可能な社会の実現を目指すこととしております。沖縄の置かれた特殊な諸事情に基因する重要性を増した課題や新たな課題は顕在化しており、行政に対するニーズは複雑化・多様化しております。これらに、きめ細やかに、かつ継続的に対応するためには、民間のアイデアやノウハウを取り込む等官民連携を推進する必要があります。このため、SDGsを推進する特区を創設することで、県内企業・団体はもとより国内外のステークホルダーとも幅広く協働関係を構築する必要があると考えております。

次に、4の経済振興についての(3)、新たな過疎対策法に係る市町村との連携と今後の対応についてお答えをいたします。

沖縄県では、新たな過疎法において過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに、今年度2度目の要請を行いました。要請先からは、全国法であるため本県の特殊事情を理由とする制度化は困難である旨の発言があった一方、全国的に財政力が弱い団体には配慮を検討したいとの見解をいただいております。

今後、年内には新法に係る指定要件等が示される予定であるため、引き続きその動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 2、首里城再建に向けた取組についての御質問の中の(2)、第32軍司令部壕に関する県の取組状況についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢施設であり、戦争の不条理さ、残酷さとともに、平和の尊さを次世代に伝える上で、重要な歴史的価値を有する戦争遺跡であります。

沖縄県としましては、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的価値を次世代に継承するため、今年度中に専門家で構成する検討委員会を設置し、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について検討してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

〔政策調整監 島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 2、首里城再建に向けた取組についての質問のうち(1)のイ、県民の意見を踏まえた基本計画の策定についてお答えいたします。

基本計画の策定については、県民の皆様のご意見を伺いながら取り組んでいくことが大変重要であります。県では、国、那覇市など関係機関だけでなく、地域を代表する方を含めた有識者による懇談会を開催し、基本計画の策定に取り組んでいるところであります。さらに、県民を含めた多くの方々のご意見を伺うため、地域のまちづくり関係者、離島で伝統工芸に携わっておられる方々、さらに県内外の若者等による座談会を開催し、その内容をウェブ配信することにより広く意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)のアとウ、エッセンシャルワーカーへのPCR検査実施及び検査体制についてお答えいたします。1の(1)のアと1の(1)のウは関連しますので、一括してお答えします。

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業においては、介護施設職員約3万3000人、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関職員約7000人を対象として、1月から3月の約3か月間で、職員1人当たり月1回を目安として、定期的な検査を実施することとしております。なお、保育や教育関係を含めたエッセンシャルワーカーに対する定期的な検査を求める声があることも聞いておりますが、まずは、重症化や死亡のリスクが高い介護施設等に対する検査を先行して実施し、順次拡大していけるよう検査体制を拡充してまいります。

同じく1の(1)のイ、介護施設職員の検査についてお答えいたします。

現在の感染状況は市中感染が主であることから、今回の事業においては、介護施設等の従事者が市中感染により職場にウイルスを持ち込んだ際に、早期に発見し、施設内の感染拡大を防ぐ目的で実施するものであります。そのため、勤務場所により感染リスクに大きな差はないと考えられることから、PCR検査の実施頻度は、介護施設の形態にかかわらず月1回を予定しているところであります。

同じく1の(2)、対策本部会議と専門家会議の記録についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症専門家会議の議事概要につきましては、急激な感染拡大への対応の中、内容の確認等に時間を要しておりましたが、現在は県のホームページに先週開催分を除き全て掲載しております。また、新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び専門家会議については、議事概要を作成し公表するとともに決定した対策については、知事コメントとして発信しています。さらに、会議終了後にマスコミブリーフィングを実施して説明しているほかLINE等で配信を行い、県民への周知を図っているところであります。

対策の実施については、県民生活に影響する重要な事項であることから、県民に分かりやすい内容となるよう改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、新型コロナウイルス対策についての(3)のア、TACOの運用実績と評価についてお答えいたします。

那覇空港等において、6月19日から11月23日までの158日間で、検温で37.5度以上の発熱があった旅行者は16人で、そのうち問診の実施は14件、検査につないだものが2件となっております。発熱者が少ない状況ですが、TACOの存在により、旅行前の体調管理の徹底など、旅行者の行動変容を促す抑止的効果があると考えております。また、タビナカの旅行者からの電話による健康相談にも対応しており、感染拡大防止につながっていると考えております。

同じく1の(3)のイ、国内旅行客数が戻りつつある現段階での課題についてお答えいたします。

11月の3連休があった週的那覇空港のサーモグラフィー通過者は21万5650人であり、前週の18万7932人、前々週の18万4306人と比較して約3万人ほど多くなりましたが、3連休の週は発熱者は確認されておられません。また、旅行者数は徐々に増加し続けておりますが、それによって新型コロナウイルスが県内に持ち込まれた例は、ごくわずかであることから、サーモグラフィー設置や検査体制の整備等による抑止的効果により、旅行者の行動変容を促しているものと考えております。

続きまして、同じく1の(3)のウ、使用している検疫所スペースを他の場所に確保することについてお答えいたします。

現在、検査に必要な検体の採取等を那覇検疫所で行っており、検疫所までの移動に時間を要しております。県では、国内線ビル内の部屋の確保に向けた最終的な調整を関係機関と行っており、今月の早い段階には、国内線ビル内での問診や検体採取等を開始し、旅行者の利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、首里城再建に向けた取組についての御質問のうち(1)のア、防災面に係る引継ぎ及び見直しについてお答えいたします。

昨年、県が国から管理移管を受けた際には、消火器や火災報知器などの防火施設の設置状況を確認しているほか、警備員や監視員の役割や体制を示した業務計画書等を引き継いでおります。首里城火災に係る再発防止検討委員会の中間報告書における夜間を想定した教育訓練が不足していたことや、消防局との連携が不十分であったとの指摘については、真摯に受け止めており、県としては今後、このようなことが二度と起こらないよう、国等とも連携しながら再発防止を進めてまいります。

次に2の(1)のイ、県民意見の反映についてお答えいたします。

国の首里城復元に向けた基本的な方針において、首里城の復元に当たって沖縄の有識者の方を含めた技術的な検討の場を設けることとなっており、国の首里城復元に向けた技術検討委員会においては、沖縄の有識者5名が委員として、県の関係部長等3名が協力委員として参加しております。また、市町村議会の意見書や県議会に寄せられた陳情等については、国営公園事業者である国に伝えるなど、首里城の復元に向けて、国と県で連携して取り組んでいるところであります。

次に2の(3)、大龍柱の向きについてお答えいたします。

国の首里城復元に向けた基本的な方針では、前回復元時の基本的な考え方を踏襲して復元していくことと、復元後に確認された資料や材料調達の状況の変化等を反映することが示されております。大龍柱の向きについては、首里城正殿等の復元が国営公園事業で実施されるため、国の首里城復元に向けた技術検討委員会で検討されることとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、豚熱対応につい

ての御質問の中の(1)、豚熱において出荷を制限された農家への補償についてお答えします。

豚熱の発生に伴い、移動・搬出制限を受けた農場においては、国との調整がおおむね終了した2農場について、11月補正予算を計上したところであります。残りの農場につきましても、算定が整い次第、随時、予算を確保してまいります。

同じく(2)、豚熱発生に係る総括についてお答えします。

今年、県内で発生した豚熱については、国の疫学チームにより、農場への侵入要因として、異常家畜の通報遅れ、非加熱食品残渣の給与等が報告されております。また、防疫措置では、指示系統、情報伝達方法などの課題が指摘されております。県では6月に設置した豚熱防疫対応検証委員会において、発生農場ごとの防疫計画、初動防疫体制の検証を行い、組織体制の見直しや初動対応の強化を含めた豚熱対応マニュアルの作成等に取り組んでいるところであります。

次に4、経済振興についての御質問の中の(2)、ゆがふ製糖工場の老朽化対策に関する県の対応についてお答えします。

ゆがふ製糖工場は築62年が経過し、建屋等が老朽化している状況となっており、建て替えの意向があります。このため、県では、沖縄本島のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置し、工場の安定操業に向けた対策について検討を重ねてきております。

県としましては、引き続き老朽化が著しい分蜜糖工場の支援に向けた課題等の整理を行い、関係機関と連携した安定操業の確保を図ってまいります。

次に(5)、優良種苗の安定供給についてお答えします。

主要農作物種子法の廃止などに伴い、生産現場で不安が生じていることは承知しております。そのため県では、今年9月に沖縄県農産物等種子安定供給対策ワーキングチーム会議を立ち上げ、これまで種苗法改正案の内容の精査や主要農作物等の品質の確保と安定生産の推進について条例化した先進事例を調査しております。

県としましては、引き続き生産者や関係団体と意見交換を行うとともに、優良種苗の供給に取り組み、生産現場に支障が生じないように対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 4、経済振興についての御質問の中の(4)、ものづくり産業の強化に対する県の支援策についてお答えいたします。

県では、ものづくり産業の振興を図るため、産学官連携等による付加価値の高い製品開発や、製造工程の自動化やITの活用等による生産性向上に向けた支援を行っております。伝統工芸については、製品の企画・開発を行う人材の育成や、試作品開発の支援を通じた新たな製品モデルの創出等、市場ニーズの変化に対応した新商品開発の活性化に取り組んでおります。

県としましては、引き続き伝統工芸を含めたものづくり産業の稼ぐ力の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、教育行政、児童福祉についての御質問の中の(1)のア、オンライン教育の推進状況についてお答えします。

県立中学校及び特別支援学校では、年内に一人一台端末の整備を行い、高校では、各学校に整備済みの端末を活用することで、オンライン学習を行える環境となっております。現在、各県立学校においては、オンライン学習の指導計画が整えられており、休校になった場合には、各教科においてオンライン学習が可能な状況となっております。また、小中学校においては、ICT環境の整備に取り組んでおり、今年度内には完了する予定であります。

県教育委員会としましては、引き続きオンライン教育のための環境整備に努めてまいります。

同じく5の(1)のイ、授業計画の遅れについてお答えします。

各学校においては、夏季休業期間の短縮及び行事の精選など、年間計画の見直しを行うことで授業時数を確保し、学習の遅れが生じることのないよう取り組んできたところであります。あわせて、学習内容を重点化することで効果的・効率的な指導の工夫に努めており、現時点では本年度の内容を年度内に終える見通しを持っております。今後ともコロナ禍にあっても学習の継続が図られるよう支援に努めてまいります。

同じく5の(1)のウ、学校再開後の児童生徒の現状と支援体制についてお答えします。

4月から8月までの欠席の状況について調査しましたところ、30日以上欠席者数については小学校684人、中学校1113人、高校286人となっております。支援体制としましては、個別的教育相談やアンケートにより児童生徒の不安や悩みを把握し、管理職、担任、

養護教諭、スクールカウンセラー等によるケース会議を通し支援計画を立て、組織的に支援を行っております。また、学習の遅れが見られる児童生徒については、個別の補習等の支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 5、教育行政、児童福祉についての御質問の中の(2)、児童養護施設の職員配置と育成についてお答えいたします。

県では、児童養護施設における人材確保のため、4対1の手厚い職員配置や給与改善の要件取得を推奨するなど、職員の処遇改善に努めております。職員の育成については、各施設のニーズに応じたきめ細やかな研修を施設ごとに行い、資質の向上を図っております。

県としては、引き続き各施設と連携しながら、魅力ある労働環境の整備に取り組んでまいります。

次に7、ヘイトスピーチ禁止条例（仮）への取組状況についての(1)、ヘイトスピーチ条例における県の取組状況についてお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではないと考えております。

県としましては、本県にとってどのような条例がふさわしいのか、県外自治体の条例の研究や取組状況等を確認しているところであり、引き続きヘイトスピーチ条例の制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 6、島嶼政策についての(1)アと(1)イ、地域公共交通確保維持改善事業の予算額及び市町村等との連携について、6の(1)アと(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

離島航路の欠損補助については、国が欠損見込額の2分の1相当額を負担し、実績損失額から国補助額を差し引いた額の3分の2を県が、3分の1を市町村が負担しております。欠損補助の実施に当たっては、あらかじめ地元市町村、航路事業者、国、県等の関係者間で協議を行い、収支の見込みや改善計画等を策定することとなっております。令和2年度事業の補助対象期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間となっております。令和3年3月に国補助金が交付され、県補助金については、令和3年度当初予算

に計上の上、5月に事業者に対して交付することとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 6、島嶼政策についての中の(2)ア、海岸漂着物の処理の現状と課題についてお答えいたします。

県が平成29年度及び平成30年度に行った調査では、県全体で約6900立方メートルの海岸漂着ごみが確認されており、離島地域では約5900立方メートルと8割以上を占めております。県では、国の補助制度を活用し、市町村等と連携して回収・処理を実施しており、令和元年度は離島地域において約2700立方メートル、約240トン进行回収し、市町村及び民間の処理施設で処理しております。海岸漂着ごみは繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要があります、引き続き必要な予算の確保を国に要望し、回収・処理に努めてまいります。

同じく6の(2)のイ、小型焼却炉の実証試験についてお答えします。

県では、離島市町村の廃棄物処理コスト削減等を目的に、離島廃棄物適正処理促進事業を実施しております。今年度の予算は4172万9000円で、久米島町、多良間村において、小型焼却炉を用いた農業廃プラスチックや海岸漂着ごみの焼却実証試験を行っており、時間当たり最大80から150キログラムの処理が可能との結果が得られております。今後、検討委員会において実証試験の結果を検証・評価し、令和3年度は、実証試験の成果を他の離島市町村に展開するための施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございました。

引き続き新型コロナ対策本部と専門家会議の議事概要、議事録について質問をいたします。

専門家会議の議事概要——9月14日の第12回会議分まで公開されていることは私も確認いたしました。

先ほど答弁にありましたように、先週11月28日の会議が第13回目だったと認識しております。この約

2か月の間、医療、検疫など専門家からの知見はどのように県のコロナ対策に生かされていたのでしょうか。また、専門家会議の後、マスコミへのブリーフィングなどの中で県民に周知しているとの答弁もありました。知事の記者会見も動画のほか文字提供がタイムリーに提供されておりまして、県民への周知としては十分に対応していると私も認識しております。しかしここで問題にしているのは、県の政策判断が適切だったかという事後検証に必要な情報が提供されているかという点です。そのための議事録であると考えています。

繰り返しにはなりますけれども、議事録の作成について県では議論されているのでしょうか。マスコミへのブリーフィングを通していいましても、マスコミは県の機関ではありません。議事録という県のオフィシャルな第一次資料としての価値、この重要性について改めて認識をしていただきたいと指摘しまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 喜友名智子議員の再質問にお答えします。

御質問は2つあったというふうに認識しております。

まず専門家会議の議事概要について、第12回までは確かにちゃんとしてあると、第13回までやっていますので、これについて医療、検疫などにどのように生かされているか。これについては保健医療部長から答弁させていただきたいと思ひます。

議事概要についてはやはりこれだけでは十分ではなくて政策判断として事後検証が必要だということで、議事録の重要性をどう認識しているかということの御質問だったと思ひます。

県としてもやはりそういった事後検証に耐え得るものという意味合いでそれぞれ議事録が重要だということとは十分認識してございます。これまでも62回、県において対策本部会議を行っておりまして、先ほど部長からありましたように、当初は時間を要してなかなか十分でなかったというのはありますけれども、議事概要という形で今作ってございます。

ただそれについてまだ十分ではないのではないかと、

政策判断の事後検証に耐え得るものとなっているかというようにございました。

県としてはその重要性については十分認識してございますので、今御指摘いただいたものについても踏まえまして、どのような形が事後検証としても耐え得るものになるかどうかしっかりまた検討して改善してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 県の感染症専門家会議におきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、会議を開催して感染症の各専門家の先生方から感染状況でありますとか病床の確保計画、それから検査に対する御意見などお伺いすることができたと思っております。例えば宿泊療養施設の開設であるとか、検査体制の拡充であるとか、それから病床確保に関する重点医療機関の考え方であるとか、それぞれ専門家会議の先生方の意見をお伺いして県の施策として取り組んできたところでございます。ですので、県の対策本部で——例えば県民の皆様へ注意喚起のメッセージを発するときなどにおいても、専門家会議の御意見を伺いながら取り組んできたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣 光栄君 休憩をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 それでは、会派おきなわ、新垣光栄、代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について。

ア、検査・追跡・隔離、感染防止対策の取組状況について伺います。

知事は、全国知事会で国際空港と国内空港でPCR検査場や待機場所の確保を訴え、また県は、離島を含め水際対策を徹底したいと発言している。

そこで、県内空港・港湾での水際対策の現状と課題、県の具体的な対応について伺います。

(2)、新型コロナウイルス感染対策に係る経済対策、出口戦略について。

ア、GoToキャンペーン等の成果と除外見送り・見直しの知事の決断について伺います。

沖縄県のリゾートウェディング協会は新型コロナの

影響で、結婚式や披露宴が9割減と大変厳しい状況にあります。

そこでイ、業界支援のため、新郎、新婦に対しての披露宴助成金等の支援策について伺います。

国外線のクルーズ船テクニカルコールとウオーム・レイアップについて受け入れることを決めたと発表している地域もあります。沖縄でも試行できないか。

そこでウ、クルーズ船テクニカルコール等の取組状況と課題、対応について見解を伺います。

(3)、新型コロナウイルス感染症に伴う社会弱者への対策について。

自殺者やひきこもりの現状と動向、そして対策について伺います。

子供たちのために多様な貧困対策に取り組んでおります職員の皆さん、お疲れさまです。中城村、西原町等でも無料塾の枠の拡充に子供たちが大変喜んでおります。

イ、困窮する子供たちや困窮する高齢者等の現状と支援対策について伺います。

(4)、次期沖縄振興計画における新沖縄発展戦略の位置づけについて。

県土の均衡ある発展、東海岸サンライズベルト構想の位置づけをどのように生かすか、所見を伺います。

大型MICE施設の説明会に私も参加させていただきました。職員の皆さん、ありがとうございます。その広域的なステージの説明にはやはり全庁挙げての取組が必要だと改めて感じました。

そこで(5)、大型MICE施設の取組状況と方向性について伺います。

会派おきなわは、ウチナーネットワークの継承と発展につなげていくため、ウチナーンチュ会館の必要性を一般質問、代表質問で訴えてきました。

そこで(6)、世界のウチナーンチュ会館（仮称）の設立について見通しはどのようになっているか伺います。

(7)、首里城再建への取組状況と第32軍司令部壕の保存と公開、大龍柱の向きなど県民参画の議論の場の設置、プラットフォームの構築について知事の見解を伺います。

県では、都道府県として初めてLGBT支援宣言を行う方針を表明しております。一緒にヘイトスピーチ宣言も組み込んでどうか。

そこで(8)、県も認識しているヘイトスピーチ街宣の現状と条例制定について知事の見解を伺います。

(9)、那覇港湾施設の浦添市移設について県の対応を伺います。

2、米軍基地問題、戦後処理について。

(1)、頻発する米軍の事件・事故の現状と対応、具体的な解決策について伺います。

(2)、P F O S等環境汚染の対応と解決に向けた企業局等部局間の連携体制について伺います。

(3)、糸満一帯からの辺野古埋立土砂採取に伴う遺骨収集への影響について県の対応を伺いたい。

(4)、不発弾等対策の実施状況と磁気探査業務における入札参加資格の県の考え方を伺います。

3、環境保全と景観形成について。

(1)、赤土等流出防止対策の実情と課題及び対応について伺います。

(2)、地球温暖化対策の目的と政策対応、さらなる推進について。

ア、沖縄県気候非常事態宣言について知事の見解を伺います。

イ、水素エネルギーの活用について、県の取組状況と展望について伺います。

(3)、道路の雑草対策と緑化対策について取組状況と今後の展望を伺います。

(4)、沖縄らしい風景づくりに伴う県花、県蝶について施策の状況を伺いたい。

4、文化観光スポーツの振興について。

(1)、空手の聖地・沖縄の形成に向けた、公認段位制度等の取組状況について伺います。

(2)、スポーツアイランド沖縄の形成に向けた取組について伺います。

(3)、国際クルーズ・スーパーヨットの受入状況と県の対応を伺いたい。

(4)、沖縄ツーリズムE X P Oジャパンの開催を今後、戦略的にどう生かすか。また、広報戦略の取組について伺います。

5、医療の充実について。

琉球大学医学部の西普天間地域への移転に伴う西原町跡地を利用し、農学部との連携で沖縄薬草を取り入れた日本初の薬学部の設置を提案したい。

そこで(1)、琉球大学への薬学部創設について意見を伺います。

(2)、北部基幹病院の取組状況と今後の工程について伺います。

6、農林水産業の振興について。

(1)、豚熱の補償及び事後処理等、感染症防止対策の取組について伺います。

(2)、パナマイエビ伝染性疾患の対応状況について伺います。

(3)、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策につい

て伺います。

(4)、農林水産業応援プロジェクト事業、学校給食用食材提供等支援事業、学校給食への地産地消の取組について見解を伺います。

7、教育の振興について。

(1)、中高生のバス通学無料化の現状と課題について伺います。

(2)、国際性に富む人材育成（留学）制度のコロナ禍での取組状況と対応を伺います。

(3)、特別支援学校の状況と課題、県が子供たちをどのように支えるか伺います。

来春4月から路線バスの乗り換えなしで通学できるようになり、選択肢が増えた子供たちも大変喜んでいいる西原高校について、次年度から実施される西原高校の校区変更の進捗状況と取組を伺います。

(5)、コロナ禍の大学入試・高校入試に伴う受験生の対策及び大学・高校側との連携について県の対応を伺いたい。

8、社会資本・産業基盤の整備について。

(1)、モノレールのループ化や北伸等の延伸計画について見解を伺います。

(2)、那覇広域都市計画区域の区域区分検討協議会について知事の所見を伺います。

(3)、本部港のクルーズバースの現状と進捗状況について県の対応を伺いたい。

(4)、本部町の国道449号及び県道84号線名護本部線の早期事業完了について伺います。

(5)、河口・河川に堆積した海砂・土砂対策の現状と対応について。

ア、本部町満名川の河口しゅんせつの早期事業完了について伺います。

イ、普天間川、北中城村石平地内の河川しゅんせつについて伺います。

発電所の水路の件で、関係者の皆様との調整、お疲れさまです。計画どおりに事業が実行できるよう土建部の御協力を改めてお願いいたします。

そこで、沖縄電力吉の浦発電所と南西石油の水路しゅんせつについて伺います。

土砂災害防止対策に中部土木事務所をはじめ多くの職員の皆様が精力的に取り組んでおります。政府は激甚化する風水害や地震の備えを充実させるため、事業規模15兆円の予算措置を行う予定です。

そこで(6)、土砂災害防止対策の現状と取組、予算確保状況について伺います。

(7)、沖縄市東部海浜開発の早期実現に向けての取組を伺います。

(8)、今後渋滞が予想される沖縄市アリーナ地域の交通アクセス整備について伺います。

(9)、土木建築、コンサル企業の最低価格の見直しについて伺います。

9、路線バスの再編とシームレスな乗り継ぎ環境の構築について。

私はフリーパス制度の導入が必要だと思っています。

そこで(1)、路線バスの編成とシームレスな乗り継ぎ環境に向けての目標と課題について伺います。

(2)、東京バスの参入について、路線バス編成にどう戦略的に生かすか見解を伺います。

(3)、高齢者、学生等の交通弱者をどう支えるか対策を伺います。

以上でございます。

答弁は明確にお願いいたします。

大龍柱の答弁につきましては、前向きに答弁しますでよろしいですので、よろしくをお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事(富川盛武君) 新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

1、知事の政治姿勢についての中の(4)、新たな振興計画における東海岸サンライズベルト構想の位置づけについてお答えいたします。

県土の均衡ある発展に向けては、東海岸においても一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築する必要があると考えております。このため、沖縄県では、新沖縄発展戦略の提言を踏まえ、今年度中に東海岸サンライズベルト構想を取りまとめることとしております。新たな振興計画においては、同構想の展開について盛り込み、東海岸地域の活性化・発展に取り組んでまいりたいと思います。

次に4、文化観光スポーツの振興についての中の(4)、ツーリズムEXPOジャパンの戦略的活用と広報戦略についてお答えいたします。

このたびのツーリズムEXPOジャパン旅の祭典in沖縄の開催により新しい生活様式でのイベントの在り方を示し、国内外へ安全・安心な観光地沖縄を発信できたことは、沖縄県として大きな成果であると考えております。今後は、その実績を戦略的に内外へ発信するとともに、本イベントにおける安全・安心の取組をモデルとしてMICE等の付加価値の高いビジネスツーリズムを推進するなど、沖縄観光の質的転換を目指してまいります。

次に7、教育の振興についての(1)、中高生バス通

学無料化についてお答えいたします。

沖縄県では、高校生のバス・モノレール通学費の無料化を10月1日から行っており、認定を受けた方は11月27日現在で3300人となっております。対象者は、住民税所得割非課税世帯等の高校生となっておりますが、課税状況を確認するだけでは失業や減収等の直近の経済状況が反映されていないといった課題があります。そのため、家計が急変した世帯につきましては、直近の収入状況で認定し支援を行っております。

家庭の経済環境にかかわらず子供たちが安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 政策調整監。

[政策調整監 島袋芳敬君登壇]

○政策調整監(島袋芳敬君) 1、知事の政治姿勢についての質問のうち(7)、県民参画による議論の場の設置についてお答えいたします。

首里城復興に向けては、県民の皆様の御意見を伺いながら取り組むことが重要であります。現在県では、国、那覇市など関係機関だけでなく、地域を代表する方を含めた有識者による懇談会を開催し、基本計画の策定に取り組んでいるところであります。さらに、県民を含め多くの方々の御意見を伺うため、地域のまちづくり関係者、離島で伝統工芸に携わっておられる方々、さらに県内外の若者等による座談会を開催し、その内容をウェブ配信することにより広く意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、検査・追跡・隔離、感染防止対策の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、431か所で診療が行われており、そのうち239か所の医療機関と5か所の検体採取センターにて検体の採取が行われております。また、県では検査体制拡充のため、医療機関や検査機関に対し検査機器の補助を行い、12月中には、1日最大で約3400検体のPCR検査と約3600検体の抗原検査が可能となる見込みです。陽性が確認された場合には、保健所での調査を経て積極的に接触者等の検査を実施しており、陽性者については、症状に応じて、医療機関、宿泊療養施設及び自宅にて治療または療養を行っております。また、県では接触確認アプリCOCOAやRICCAの活用を推進し、接触

した可能性のある方については積極的な検査につながり、早期発見による感染拡大防止に努めているところです。

同じく1の(3)のア、自殺者やひきこもりの現状と対策についてお答えいたします。

全国における自殺者数は1月から10月までの累計で1万7219人で、今年7月頃から増加傾向にあります。一方、県内の自殺者数は同じく10月までの累計で170人、前年同月までと比べると46人減少しており、全国のような増加傾向は見られないところです。また、県におけるひきこもり者数については1万3800人との推計値はありますが、コロナによる影響については把握が困難であります。

県では、従来の心の相談窓口に加え、6月から新型コロナウイルス感染症に関する電話相談を開設し、相談支援を強化しております。

次に5、医療の充実についての(1)、薬学部設置についてお答えいたします。

県は、これまで沖縄県薬剤師会と連携し、県内の国公立大学と意見交換を行ってきたところであり、今年度は薬学部設置可能性等調査事業において、県内薬剤師の需給予測や県内高校生等の薬学部進学需要の把握等を行っております。

県としましては、県内の国公立大学に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えており、県内国公立大学への薬学部設置の必要性及び可能性について検討してまいります。

同じく5の(2)、北部基幹病院の取組状況と今後の工程についてお答えいたします。

公立北部医療センターの整備については、現在、医療関係者や関係市町村で構成する医療機能部会を設置し、新たな病院の病床数、診療科目等、提供する医療機能について活発に協議を行っております。今後の工程としては、今年度に基本構想の策定、次年度に基本計画の策定、令和4年度以降に基本設計、実施設計、建築工事を行い、令和8年度の開院を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイのうち、那覇空港での水際対策の現状と課題等についてお答えいたします。

現在那覇空港では、沖縄県が、国内線到着口4か所及び出発口保安検査場前3か所にサーモグラフィーを

設置し、発熱が感知された場合は、旅行者専用相談センター沖縄TACOにおいて、看護師による問診等を踏まえ、空港内での抗原検査等につなげることであります。今後は、旅客の増加に備え、体制の見直し等改善してまいりたいと考えております。

次に8、社会資本・産業基盤の整備についての(1)、モノレール延伸等についてお答えいたします。

県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、沖縄本島の北・中・南部の圏域ごとに議論の場を設け、市町村と協働で取組を進めております。当該取組において市町村におけるまちづくり計画等も踏まえながら、モノレールを含めた最適な地域公共交通ネットワークの在り方について、市町村と協働で検討を行うこととしております。

次に9、路線バス再編とシームレスな乗り継ぎ環境の構築についての(1)、路線バス再編等についてお答えします。

県は、那覇からコザまでの区間を結ぶ定時速達性が高い基幹バス及び支線バスから成る基幹バスシステムの構築について、事業者等と連携して取り組んでおります。基幹区間と支線区間とのバス網再編は、効率的なバスの運行等により利用促進が期待できる一方で、乗継発生に伴う利用者離れ等の課題も想定されます。これらの課題解決に向け、乗降性に優れるノンステップバスの導入や乗継箇所となるバス停の利用環境改善など、引き続きバスの利便性向上に取り組んでまいります。

同じく9の(2)、東京バスの参入についてお答えいたします。

全国でバス事業を展開する東京バスが9月から県内路線バス事業に参入し、バス網の充実や県民及び観光客の移動手段確保につながっております。同社は、市町村等からバス路線開設の要望がある場合、既存事業者にも配慮した上で検討したいとの意向があることから、県としても市町村等からの情報を提供するなど、連携してまいりたいと考えております。

同じく9の(3)、高齢者、学生等の交通弱者対策についてお答えいたします。

県では、高齢者や学生を含む全ての利用者にとって利便性が高い公共交通ネットワークを構築することが重要と考えております。現在、生活バス路線の確保維持、路線バスの利用環境改善、学生の通学支援、市町村による高齢者の外出支援策としてのモノレールやタクシー利用への助成に加え、一部の事業者による料金割引等が行われているところであります。

県としては、これらの取組が複合的に行われることにより、交通弱者の移動手段の確保が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、県内空港での水際対策の現状と課題、対応についてお答えいたします。

県では、那覇空港及び本土からの直行便の就航する離島空港に旅行者専用相談センター沖縄を設置し、サーモグラフィー等により発熱が確認された旅行者について、迅速に検査へとつなげる取組を実施しております。現在、那覇空港では、検疫所までの移動に時間を要することから、国内線ビル内の部屋の確保に向けた調整を行っており、今月の早い段階には国内線ビル内での問診や検体採取等を開始し、旅行者の利便性の向上を図ってまいります。

同じく(2)のア、GoToトラベルの成果と除外見送りの知事の決断についてお答えいたします。

GoToトラベル事業の効果については、同事業利用による沖縄旅行の件数、金額等について公表されていないことから把握は困難ですが、入域観光客数は9月の連休や10月から東京都が対象地域に追加されたことなどにより徐々に回復していると認識しております。また、同事業については、県内観光産業の現状を踏まえ経済を回復させる観点から、徹底した感染防止対策を前提に、対象地域からの一時除外は求めないこととしております。

同じく1の(2)のウ、テクニカルコールに関する取組、課題及び対応についてお答えいたします。

テクニカルコールは、船が岸壁へ着岸せず沖合に停泊したまま形式的にCIQに係る手続を行うものであり、外国船がカボタージュ規制をクリアしてクルーズを運航できる点でメリットがあるものです。先般、外国船社から、中国発着クルーズの実施に当たって本県でテクニカルコールを実施する可能性について照会があったため、CIQを所管する国に実施の可否について問い合わせたところですが、いまだ回答を得られず、実施には至っておりません。

同じく1の(5)、大型MICE施設の取組状況と方向性についてお答えいたします。

県では、東海岸地域の振興や県土の均衡ある発展につなげるべく、MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成を目指しており、現在、新たな基本計画の策定に向け、新型コロナウイルス感染症

の影響や新しい生活様式に即したMICE施設の在り方などの調査等を進めているところです。引き続き地元市町村と連携し、また、専門家委員会の意見や地域住民の要望等も踏まえながらアフターコロナを見据え、年度内には基本計画の最終案を取りまとめたいと考えております。

同じく1の(6)、世界のウチナーンチュ会館についてお答えいたします。

県では、ウチナーネットワークの継承・発展を目指し、関係団体等と意見交換を行いながら県内の拠点について検討しているところです。今年度から、JICA沖縄と連携し、1、人的ネットワークの継承、2、情報発信と集約、3、交流促進、4、相談窓口、5、歴史継承の5つの機能を総合的に担うプラットフォームの構築に向けて取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き関係団体等と意見交換を行いながら、既存施設等の活用やソフト面を中心とした対応を検討してまいります。

続きまして4、文化観光スポーツの振興についての(1)、空手の聖地・沖縄の形成に向けた取組についてお答えいたします。

県では、沖縄空手振興ビジョン及び同ロードマップを策定し、沖縄が世界に誇る伝統文化である空手の保存・継承・発展のため各種取組を実施しております。具体的には、指導者・後継者の育成、空手道場の稽古のオンライン化を実施するとともに、現在、県外で3割程度である空手発祥の地・沖縄の認知率を高めるため、沖縄空手世界大会の定期開催に加え、ユネスコ無形文化遺産の登録等の各種取組を推進し、関係団体と協力しつつ、空手の聖地・沖縄の確立を目指してまいります。

同じく4の(2)、スポーツアイランド沖縄の形成に向けた取組についてお答えいたします。

県では、スポーツアイランド沖縄の形成に向けて、競技スポーツや生涯スポーツ及びスポーツコンベンションを推進しております。具体的には、世界的な大会で活躍できるトップアスリートの輩出に向けた県出身選手の育成強化、プロスポーツキャンプや東京2020大会に向けた各国選手団の事前キャンプ等の誘致、スポーツイベントの創出支援などに取り組んでおります。

県としましては、スポーツアイランド沖縄の形成に向け、継続して各種事業を推進してまいります。

同じく4の(3)、国際クルーズ・スーパーヨットの受入状況と今後の対応についてお答えいたします。

本県へのクルーズ船寄港回数は2019年に過去最高

の581回を記録し、スーパーヨットについても与那原マリーナや石垣港等に寄港していることを確認しております。新型コロナウイルスの影響により寄港が停止しているクルーズ船の受入再開に向けては、国のガイドラインが示された後に円滑に受け入れられるよう、引き続き関係機関との連携を密にまいります。また、スーパーヨットについても、国や港湾管理者、地元自治体等と協力し、受入環境の拡充に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のイ、離島空港、港湾における感染症拡大防止対策についてお答えいたします。

定期便が就航する離島空港、港湾では、サーモグラフィや非接触型体温計による入域者の検温を行っております。入域者に37.5度以上の発熱が確認された場合は、旅行者専用相談センターTACO等に引継ぎ、その他の空港、港湾においては新型コロナウイルス感染症予防や体調不良時の相談窓口の連絡先を記載したパンフレットを配布しております。

今後とも関係機関と連携しながら、さらなる対応を検討してまいります。

次に2、米軍基地問題と戦後処理についての御質問のうち(4)、磁気探査業務における入札参加資格についてお答えいたします。

磁気探査業務をはじめ測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加申請に当たっては、社会保険に加入していることや直前2年の営業実績があることなどを申請要件としております。なお、土木建築部発注の磁気探査業務においては、測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿に磁気探査で登録している業者の中から、磁気探査の実績や機器の保有状況を勘案して指名業者を選定しております。

次に3、環境保全と景観形成についての御質問のうち(3)、道路の雑草対策と緑化対策の取組状況等についてお答えいたします。

県では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき適正な雑草管理に取り組んでおります。今年度は一部の区間において前倒しで性能規定方式の導入に着手しており、来年度は規模を拡大して試験施工を行い、関係団体等との意見交換を継続しながら本格的な導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今後とも効果的・効率的な道路の維持管理に取り組

み、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

次に8、社会資本・産業基盤の整備についての御質問のうち(2)、那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会についてお答えいたします。

県は、令和2年2月の協議会で示された方向性を踏まえ、3月に市街化調整区域における地区計画ガイドラインを改定したところであります。現在、4市町村において10地区の地区計画策定に向けた検討が進められております。また、市街化調整区域における土地利用の課題の共有や解決に向けて県と市町村で研究会を立ち上げるとともに、中長期的な視点に立った都市計画区域マスタープランの改定等に向け取り組んでいるところであります。

次に8の(3)、本部港クルーズバースの現状と進捗についてお答えいたします。

本部港については、20万トン級のクルーズ船に対応した岸壁等の整備を行っているところであり、進捗率は令和元年度末において事業費ベースで約75%となっております。

県としては、令和3年度の供用開始を目指し、必要予算額の確保などについて関係機関と協議を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

次に8の(4)、国道449号及び県道84号名護本部線の整備についてお答えいたします。

国道449号本部北道路は、瀬底大橋入り口から県道名護本部線との交差点までの約1.6キロメートルを事業化しており、現在、新本部大橋の取付け道路等の整備に取り組んでいるところであります。また、県道84号名護本部線は、本部町東から渡久地までの約1.5キロメートルを事業化しており、現在、用地買収及び渡久地橋の架け替えに取り組んでいるところであります。

今後とも地元本部町の協力を得ながら、早期供用に向けて整備を推進してまいります。

次に8の(5)のア、満名川における河口部のしゅんせつについてお答えいたします。

2級河川満名川については、整備延長約2.6キロメートルのうち河口部の渡久地橋から満名橋までの約2.2キロメートルの護岸が概成しております。令和2年度から渡久地橋上流の護岸根固め工事を実施後、護岸前面のしゅんせつを行う予定であります。事業推進に当たっては、引き続き本部町と連携し早期完了に努めてまいります。

次に8の(5)イ、普天間川における石平地内の河川しゅんせつについてお答えいたします。

2級河川普天間川は、西海岸に至る総延長約8.3キロメートルの河川であります。現在、北中城村の石平地内において河床に土砂等が堆積していることから、起債事業等を活用し、しゅんせつ等を検討しているところであり、引き続き北中城村と連携を図りながら早期の工事着手に取り組んでまいります。

次に8の(5)のウ、吉の浦火力発電所及び南西石油背後地水路のしゅんせつについてお答えいたします。

吉の浦火力発電所背後地の水路については、平成29年度に中城村において県が提供した鋼管を敷設し、流末部の排水を確保しております。また、南西石油背後地の水路については、令和元年度に県が一部応急的なしゅんせつを行っております。当該水路の土砂堆積については、恒久的な対策につながるよう、県、中城村、西原町及び民間事業者とで引き続き調整を行い、対応について検討していきたいと考えております。

次に8の(6)、土砂災害防止対策の現状と取組、予算確保状況についてお答えいたします。

本県において土砂災害防止対策が必要な箇所は684か所あり、現在までの整備済み箇所は132か所、整備率は19%となっております。また、これら土砂災害防止対策工事等のハード対策と併せてソフト対策として、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を目的とした土砂災害警戒区域等の指定を推進しております。令和2年度の土砂災害防止対策にかかる当初予算額は、事業費で約7億9000万円となっております。

次に8の(7)、東部海浜開発事業の早期実現についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の進捗状況については、令和元年度末時点で国は埋立面積ベースで約70%、県は事業費ベースで約54%となっております。

県は令和5年度末の人工海浜の一部暫定供用に向け、アクセス橋梁等の整備を行っているところであり、引き続き沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、早期完成に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に8の(8)、アリーナ地域の交通アクセス整備についてお答えいたします。

沖縄市多目的アリーナ建設地に近接している沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されております。

県では渋滞ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び2車線化を行ったところであります。また、NEXCOWest日本において、沖縄南インターチェンジ内の右折2車線化について検討を行っている

とのことであります。

次に8の(9)、業務委託の最低制限価格の見直しについてお答えいたします。

土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格については、契約の内容に適合した履行を確保するため、国に準じた沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領に基づき設定しております。最低制限価格の見直しについては、各都道府県の設定状況等を勘案しながら関係団体等と意見交換を行い検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、披露宴関連事業者への支援策についてお答えいたします。

県においては、結婚披露宴等の催事に関する業種をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げ減少等の影響を受けた事業者に対し県単融資制度の活用やEコマース導入による販路開拓、消費喚起、感染拡大防止の取組など各種支援施策を実施しております。

県としましては、今後とも感染防止対策の周知に努めるとともに、県内事業者の事業継続及び雇用の維持が図られるよう国及び商工会等と連携して事業者支援に取り組んでまいります。

次に3、環境保全と景観形成についての御質問の中の(2)のイ、水素エネルギーの県の取組等についてお答えいたします。

水素は発電効率が高く、環境負荷が低いエネルギーとして自動車燃料等への活用が期待されています。しかしながら現時点においては、製造、輸送、貯蔵、利用には多額の設備投資が必要となるなどコスト面で大きな課題があります。

県としましては、現在策定中の沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）において水素を将来の有望なエネルギー源の一つとして検討しており、引き続き技術開発の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢について御質問の中の(3)のイ、困窮する子らの現状と支援対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により子供の居場所

や無料塾の大部分が休止となり、学びや育ちへの影響が懸念されます。このため県では、学習支援が途切れないよう無料塾にオンライン環境を整えたほか、沖縄子どもの未来県民会議と連携し県内全域の居場所等へ食品を届ける取組を実施しております。また増加する生活困窮者に対しては、生活福祉資金の特例貸付けや住居確保給付金の対象拡大など、支援が必要な方に適切につながるよう取り組んでいるところです。

同じく(8)、ヘイトスピーチ街宣の現状と条例制定についてお答えいたします。

県では那覇市役所前で街宣活動が行われていたことや、市民の取組により現在は行われていないことを承知しております。全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではないと考えております。

県としましては、本県にとってどのような条例がふさわしいのか、県外自治体の条例の研究等を行っているところであり、引き続き条例の制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 失礼いたしました。

次に2、米軍基地問題についての中の(3)、糸満一帯の遺骨収集についてお答えいたします。

県内における戦没者の遺骨収集については、事前に地権者の同意を得て戦没者遺骨収集情報センターやボランティア等により行われております。今回、糸満市米須の石灰岩採掘場において発見されたと情報提供があった遺骨については、先月、県により収容したところです。

県としましては、引き続き未収骨情報の提供依頼やボランティアへの支援、地権者との調整等を実施し、遺骨収集が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(9)、那覇港湾施設移設に対する県の対応についてお答えをいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現され

ば基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

2、米軍基地問題についての(1)、米軍の事件・事故の現状、対応及び解決策についてお答えをいたします。

10月末から11月末までに米軍人による事件・事故は、強盗などの刑法犯罪が7件、酒気帯び運転などの道路交通法違反が13件と多発しております。このため県では、米軍及び日米両政府に対し、より一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われているところであり、その際にも再発防止等について求めたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 2、米軍基地問題についての御質問の中の(2)、企業局の対応と部局連携についてお答えします。

企業局では、北谷浄水場及び水源のPFOS等の測定を行うとともに、PFOS等の吸着効果がある粒状活性炭を定期的に入れ替え低減化を図っています。さらに水事情が良好な状況においては、中部河川等の取水を抑制し北部ダム等から優先的に取水しています。また原因究明のため、本年5月に嘉手納基地立入調査を再度申請していますが、いまだ実現しておりません。

今後もPFOS等のさらなる低減化とともに、関係部局と連携し情報共有を図りながら原因究明に努めてまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 3、環境保全と景観形成についての(1)、赤土等流出防止対策の実情と対応についてお答えします。

平成28年度の赤土等流出量は約27万トンと推計され、農地が84%、開発事業が10%、米軍基地が3%であり、農地からの流出削減が課題となっております。そのため環境部では、平成25年度に策定した赤土等

流出防止対策基本計画に基づき農林水産部等と連携して流出防止対策に取り組んでいるところであります。農地からの赤土等流出防止は、環境問題の重要な課題の一つであり、引き続き対策の強化に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、気候非常事態宣言に係る見解についてお答えします。

気候変動への具体的な対策に取り組むことはSDGsの17の目標の一つに掲げられており、重要と考えております。そのため、具体的な取組内容とその必要性を分かりやすく県民に働きかけることを目的に気候非常事態宣言を行うこととし、今年度末の宣言に向け作業を進めているところであります。また、県全体の温室効果ガスの削減対策及び気候変動による被害を回避・低減するための適応策を包括的に盛り込んだ第二次沖縄県地球温暖化対策実行計画についても策定作業を進めており、同宣言及び実行計画を基に地球温暖化対策を強化してまいります。

同じく(4)、県の花、県のチョウの施策についてお答えします。

県の花であるデイゴにつきましては、外来種のデイゴヒメコバチが県内全域で発生していることから防除対策を実施しているところであり、デイゴ植栽の促進に関しては、慎重に検討する必要があると考えております。また、自然環境の保全・再生の象徴としてオオゴマダラを令和2年4月1日に県のチョウとして制定したところでありますが、本県には約150種のチョウをはじめ、多種多様な生物が生息することによって豊かな生態系が維持されていることから、特定の食草の植栽や放蝶については、生態系への影響を考慮した上で行うことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 6、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、豚熱における補償と感染防止対策についてお答えします。

豚熱の発生に伴い、移動・搬出制限を受けた農場においては、国との調整がおおむね終了した2農場について11月補正予算を計上したところであります。残りの農場につきましても、算定が整い次第、随時、予算を確保してまいります。また農家への特定家畜伝染病の侵入防止については、飼養衛生管理基準を遵守するよう講習会など21回開催し、併せて消費・安全対策交付金事業により、防鳥ネット、消毒装置、加熱機器等の整備の支援を行うこととしております。

次に(2)、バナメイエビの特定疾病の発生についてお答えします。

去る10月18日、大宜味村のバナメイエビ養殖場において特定疾病である急性肝臓壊死症の発生が確認されました。県では本疾病の蔓延を防止するため、当該養殖場に対しエビの処分や施設の消毒等を命令するとともに、周辺海域における調査等を実施し当該養殖場以外では本疾病が発生していないことを確認しております。また、国の専門家会議において本疾病はタイから導入した稚エビが原因と推定されたことから、国は検疫体制を強化したところであります。

次に(3)、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてお答えします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ養鶏農家を対象に立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また11月27日には養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など注意喚起を行ったところであります。

次に(4)、ちばりよ～！わった～農林水産業応援プロジェクト事業についてお答えします。

県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産物の需要低下を受け、当該事業において約3億2000万円を予算計上し、学校給食への県産牛肉の提供を9月から、マグロ類など県産水産物の提供を11月からそれぞれ開始し、消費喚起に取り組んでいるところであります。県産農林水産物を学校給食で利用促進する上での課題としましては、価格面や周年通した安定供給などが挙げられます。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、県産農林水産物の消費喚起に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 7、教育の振興についての御質問の中の(2)、コロナ禍での留学事業の取組状況等についてお答えします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成を図るため海外留学事業を実施してまいりました。令和2年度は世界規模での新型コロナウイルス感染拡大により、同事業を中止したところであります。そのような中、海外の学校と姉妹校提携している県内高校においてはオンライン交流を促しております。また代

替事業については、派遣できなかった生徒を対象にJICAと連携し、世界とどのようにつながり行動するかを考えるためのオンライン研修を予定しております。

同じく7の(3)、特別支援学校の現状と対応についてお答えします。

特別支援学校においては、知的障害児童生徒の増加により過密化していることから、これまではなさき分校の設置や那覇みらい支援学校の設置を進め、教育環境の整備に努めているところです。また、小・中・高等学校等においては、特別支援教育支援員や巡回アドバイザーの活用など校内支援体制の推進に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、各地域において福祉、医療、労働等の関係機関と連携した体制整備に努めてまいります。

同じく7の(4)、西原高校の校区変更についてお答えします。

昨年12月、中城村教育委員会から西原高校の通学区域に中城中学校を加えるよう要望書の提出があり、同村教育委員会と意見交換を行ってまいりました。

県教育委員会としましては、同村の区画整理事業に伴う人口増加により現行の通学区域を地域の実態に合わせるため、今年7月に通学区域に関する規則を改正したところであります。本改正については、今年度受検する中学3年生から適用することとなります。

同じく7の(5)、コロナ禍における大学及び高校入試の対応についてお答えします。

県内の大学入試では、新型コロナウイルスの影響によりオンラインによる面接等が実施されております。各高校においては、オンラインに対応した進路指導や通信機器の整備を行う等、進路決定に向けた取組を行っております。また高校入試につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により受検できなかった生徒に対し追検査を予定しております。

県教育委員会としましては、引き続き学校における感染防止対策を徹底するとともに、入試情報の提供を図るなど受検生に不利益が生じることがないように支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

〔新垣光荣君登壇〕

○新垣 光荣君 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

4つほどお願いいたします。

まず初めに、1の(9)です。那覇港湾施設から再質

問をさせていただきます。

第26回移設協議会以降、どのような取組を県は行ってきたかお伺いいたします。

そして2番目に、3の(3)、雑草対策についてです。

土木部の皆さんが今年度から性能規定方式を試験的に前倒しして行ったことに大変感謝をしております。そして先ほど部長からもありましたように、世界水準の環境をつくっていくということでした。そして9月議会でも玉城知事は世界水準の観光リゾート地にふさわしい街路景観を形成していくと言われました。その世界水準とはどのようなレベルを考えているのか。そしてまたこのような道路景観におきましては、土木部だけでは限界があると思います。環境部や文化観光スポーツ部、全庁的に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今県全体で県道・国道、そして各市町村の景観形成に向けてどのような役割を担っているかお伺いいたします。

次、モノレールに関して8の(1)、企画部長は鉄軌道のフィーダー交通としてモノレールを検討すると答弁いたしました。あくまでも長期的な構想になると思います。中南部都市圏の渋滞対策は喫緊の課題であり、モノレール事業が継続しているうちに早期にモノレールの調査検討をしないと事業期間内に間に合わないと思っております。そして西原町や豊見城市からは既に検討を進めてほしいという要請も出ております。答弁をよろしく願います。

次、8の(2)、那覇広域都市計画区域の検討協議会、中城と北中城村。先週も県や国も交えた協議が行われました。本当にありがとうございます。その中で、歴史まちづくり法に基づく県内初の認定都市を目指したいと聞いております。そのまちづくり法に基づくまちづくりとはどのようなものでしょうか。お願いいたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

まず那覇港湾施設移設についての協議会で、第26回移設協議会以降、何に取り組んできたかという趣旨の御質問でございましたが、令和元年11月26日に開かれました第26回移設協議会においては、浦添ふ頭

地区調整検討会議において事務的、技術的な検討をスケジュール感を持って行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことが確認されております。その後、浦添ふ頭地区調整検討会議を設置いたしまして、今年度8回開催をいたしております。その中で、浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成にあたっての考え方（案）を取りまとめたところであります。現在はこの考え方（案）に基づきまして物流空間、人流・交流空間、それぞれの形状案作成作業を行っているところでございます。那覇港管理組合においては、コロナ禍における現状に鑑みてもできる限り令和2年度内を目標に浦添埠頭地区における民港の形状案を示すことができるよう取り組んでいくとのことであります。

次に、道路の世界水準の観光地にふさわしい沿道景観という中で、世界水準とはどういったことかという御趣旨の御質問でございますが、沖縄県では世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成に向け、観光地へのアクセス道路等における亜熱帯海洋性気候に適した緑化により、潤いと安らぎのある道路空間の創出に取り組んでおります。その中で世界水準とは、このような取組を進めることによりまして、ハワイやシンガポールのような世界的に広く認知され、評価される観光地を目指すものであると考えております。

次に、その取組を土木建築部ではなく全庁的に取り組むべきではないかという御趣旨もございました。それにつきましては、沖縄らしい沿道景観の創出に加え、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史・文化などの資源を活用するなど魅力あふれる観光を推進していくため、土木建築部のみならず文化観光スポーツ部等の関係部局の連携した取組が重要であると認識しているところでございます。連携して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、那覇広域都市計画区域の区域区分検討協会における検討の中で、中城村・北中城村による協働のまちづくりに取り組んでおります。その中で歴史まちづくり法に基づく検討をするという趣旨が話し合われておりますけれども、その歴史まちづくり法とはどういうものかという御質問でございました。

歴史まちづくり法とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の通称でございます。まちづくりを推進する地域の取組を国が支援し、個性豊かな地域社会の実現により都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 鉄軌道を含めたフィーダー交通の整備に大分時間がかかり過ぎるのではないかと御趣旨の御質問でございました。

県としましては、短期・中期・長期に分けて、今公共交通の充実を考えておりまして、鉄軌道はまさしく長期的な取組になるかと思っております。その前の短期・中期の取組といたしましては、先ほどシームレスな乗り継ぎ環境構築のところで答弁申し上げましたが、定時速達性が高い基幹バス、支線バス、それから成る基幹バスシステムを構築して、まずはそのフィーダー環境をつくっていくという取組でございます。またバスとモノレールの結節を強化するという取組も今併せて行っておりまして、具体的に申し上げますとモノレールのでだこ浦西駅と沖縄国際大学、琉大等を結ぶ路線バスの運行実証事業も開始することとしております。今後とも公共交通の充実に向けて様々な取組をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

環境部長から午前の玉城健一郎君の代表質問に対する答弁について、釈明発言の申出がありました。

議長としましては、環境部からの釈明発言の申出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可いたします。

環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 午前中の玉城健一郎議員の再質問の中で、泡消火剤の処理状況について回答が得られていない旨の答弁をいたしました。改めて確認したところ、県外の認可された施設で焼却処分したとの連絡が12月1日ありました。

おわびして訂正いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩前に引き続き代表質問を行います。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず1点目、コロナ対策について伺います。

(1)、感染防止対策について。

ア、那覇空港での水際対策の効果について、どのよ

うに検証しているかを伺います。

イ、インフルエンザとの同時流行の備えはどうか。また、インフルエンザワクチンの不足が懸念されておりますが、県内の在庫状況はどうか。

ウ、発熱したときや濃厚接触の疑いがある場合など、検査が必要な人がスムーズに検査を受けられる体制が大事であります。PCR検査の実態と民間企業による検査の活用とその場合の費用負担について伺います。

(2)、コロナ禍での経済対策について。

ア、コロナの影響による倒産、事業閉鎖、失業などの実態はどうか伺います。

イ、Go Toトラベル事業のコロナ感染への影響はどうか。具体的データはどうか。また、Go Toイート事業の取組はどうか。

ウ、国における第2次補正予算で文化芸術活動への緊急総合支援パッケージがまとめられ、個人や小規模団体に最大150万円支援があります。県内での活用実績はどうか。

2、次期振興計画の取組について伺います。

(1)、「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」の中に、過去の沖縄振興計画からの大きな転換を目指し沖縄振興のパラダイムシフトと宣言する、経済分野でのアジアの橋頭堡の内容を伺います。

(2)、同提言には、経済活性化の日本のフロントランナーとの気概を示しておりますが、沖縄の基本的課題、1、低い県民所得、2、低い進学率、3、高い非正規率、4、高い子供の貧困率等々抜本的な課題解決が求められております。

知事の認識と対策を伺います。

(3)、沖縄の優位性として地理的優位性、出生率の高さ、豊かな自然環境や独自の文化などを強調しておりますが、なぜ沖縄の発展の要因になるのか。それを具体的に生かされているのか伺います。

(4)、同提言に、所得格差が進行している状況を指摘し、「国レベルの所得再分配機能の劣化を正しつつ」、「格差の是正」を次期振興計画の重要な柱としておりますが、「所得再分配機能の劣化」とは具体的に何を指すのか。また、格差是正に取り組むに当たって「社会保障制度の再構築」をうたっておりますが、県としての取組を伺います。

(5)、同提言には、各種経済データが紹介され、将来予測値として活用されておりますが、コロナの影響で抜本の見直しが迫られると思っておりますがどうか。

(6)、SDGsの取組の重要性、啓蒙啓発の取組はどうか。

(7)、これまで50年近く沖縄振興計画が実施されて

きた中で、最も大きな課題は人材育成だと思います。

そこで、次期振興計画の大きな柱に人材で立つ沖縄を位置づけ、大胆に施策展開すべきと思いますが、いかがでしょうか。

(8)、しまくとぅばの保存・普及・継承について。毎年1億円前後の予算をかけて取り組んでいる事業がありますが、具体的効果が見えていません。その原因と今後の取組の方向性を示していただきたいと思いません。

3、首里城再建について。

(1)、新首里杜構想の進捗はどうか。中城御殿や御茶屋御殿再建の位置づけはどうか。協議機関はどうなっているか。

(2)、首里城正面の龍柱の向きについて議論が活発になっておりますが、県としてどう関わるか。

(3)、第32軍壕の平和活用についての取組はどうか。また、壕内に眠ると言われる犠牲者の遺骨収集を速やかに実施すべきではないか伺います。

4、基地問題について。

(1)、那覇軍港の浦添移設について、那覇港管理組合、県、那覇市、浦添市の各構成団体間の認識がばらばらとの指摘があります。翁長県政も推進してきたこの計画が停滞しており、知事のリーダーシップが問われております。見解を伺います。

(2)、那覇軍港の浦添移設の意義、メリットはどうか。

(3)、日米地位協定の改定について伺います。

ア、私は2017年9月の議会で他国の地位協定を調査してはどうかと提案をいたしました。県も早速調査に取りかかり、6か国の地位協定を調査いたしております。これらの調査結果を日米地位協定改定にいかんにかかしていか伺います。

イ、県が調査してきた各国は、米国との地位協定を必要に応じて改定してきております。フィリピンも3回の改定をしております。日本が自ら改定ではなく運用の改善にこだわる理由をどのように考えておりますか。

5、教育・福祉政策について伺います。

(1)、学校現場におけるいじめの実態と対策について伺います。

(2)、学校現場でのセクハラ被害の実態と対策について伺います。

(3)、教師の過重労働改善の取組はどうか。

(4)、少人数学級の取組について伺います。

(5)、公明党はベーシックサービスの導入について研究、検討しております。弱者を助ける制度から弱者を生まない社会への転換を目標に、医療、介護、育児、

教育、障害者福祉など、人間が生きていく上で不可欠な基本的サービスを原則無償化するという考え方があります。税の仕組みとも密接に関わるこのテーマについて知事の見解を伺います。

(6)、少子化対策について、政府は公明党の提案を受けて、不妊治療への支援拡充、保険適用の推進、出産育児一時金の増額、結婚支援、男性の産休・育休支援などの政策に取組を始めました。県の取組はどうか伺います。

(7)、8050問題と称されるひきこもり問題が県内でも注目されております。市町村やNPOなどの支援団体とも連携しながら取り組む必要があります。県の認識と取組を伺います。

(8)、自殺対策について伺います。

コロナ禍で30代以下の女性の自殺率が急増しているとの報道があります。県の取組はどうか。また、相談事業の利用者が増加傾向にある反面、相談員の確保や質の向上の取組が求められておりますが対策を伺います。

(9)、国保財政の慢性的財源不足の改善の取組はどうか。

(10)、中部地区に新たな特別支援学校設置について進捗を伺います。

6、環境問題について。

(1)、脱炭素社会への取組について、政府は2050年までにCO₂ゼロを宣言しました。県の取組はどうか伺います。

(2)、気候非常事態宣言の進捗状況はどうか。

7、県内の外国人留学生について、労働条件の問題や住環境の問題が指摘されております。県による実態調査と対策が必要と考えますが、見解を伺います。

よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 金城勉議員の御質問にお答えいたします。

2、次期振興計画の取組についての中の(1)、新沖縄発展戦略におけるアジアの橋頭堡についてお答えいたします。

新沖縄発展戦略においては、沖縄の潜在可能性を高めている大きな要因の一つはアジアのダイナミズムであるとし、沖縄はアジア・太平洋地域に隣接し、日本本土、中国大陸、東南アジア諸国の中心に位置することに加え、琉球王朝時代には、中国をはじめ東南アジア諸国との交易により、万国の津梁として機能し、国際ネットワークを構築していたことから、地理的・歴

史的関係性は地政学的な優位性を持ち、沖縄はアジア規模の経済発展の橋頭堡になり得ると記載されております。

沖縄県としては、新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けた県経済の回復に全力で取り組むとともに、コロナ終息後においては、世界経済やアジアのダイナミズムは回復するものと考えており、インバウンド需要への対応や臨空・臨港型産業の集積などアフターコロナを見据えた施策展開を推進してまいります。

次に2、次期振興計画の取組について(6)、SDGsの重要性和普及啓発の取組についてお答えをいたします。

SDGsの推進については、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会の実現に向け全県的な展開につなげていくことが重要であると考えております。

沖縄県としましては、本年中にSDGsを反映させた新たな振興計画の骨子案を取りまとめることとしております。SDGsの普及啓発に向けては、おきなわSDGsパートナーと連携した各種取組や沖縄県職員SDGsマスターズによる出前講座、各種セミナー等を推進しております。

次に6、環境問題についての中の(1)及び(2)、2050年CO₂ゼロ宣言への取組と気候非常事態宣言の進捗状況についてお答えいたします。6の(1)と6の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、SDGsの取組の中でも重要な分野であると考えております。このようなことから気候変動を食い止めるための取組を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するために気候非常事態宣言を行うこととしており、その中に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを盛り込むことを検討しております。宣言文の策定に向けて、地球温暖化対策実行計画協議会等において検討を行っているところであり、12月末にはパブリックコメントの実施を予定しております。

引き続き今年度末の宣言に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

〔政策調整監 島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 3、首里城再建についての質問のうち(1)、新首里杜構想の進捗状況等についてお答えいたします。

新首里杜構想は、まちづくりの将来像を示す理念、取組の方向性を示す方針、計画期間の3点で構成し、現在、首里城復興基本計画に関する有識者懇談会において議論しており、今年度内に取りまとめることとしております。次年度は、当該構想に基づき土木建築部において首里杜地区整備基本計画——仮称でございませうが——を策定し、国、那覇市を含めた関係機関と連携して中城御殿、円覚寺、御茶屋御殿などの歴史文化遺産等の整備に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、コロナ対策についての(1)のア、空港での水際対策についてお答えいたします。

県では、空港におけるサーモグラフィー等により発熱が確認された旅行者に対し、検査へとつなげる体制を整備しております。8月からは、那覇空港において那覇検疫所の協力の下、唾液検体による抗原検査を実施しております。サーモグラフィー通過者のうち発熱者が少ない状況であります。検査体制を整備していることで旅行前に体調管理を徹底するなど旅行者の行動変容を促す抑止的効果があると考えております。

続きまして、同じく1の(2)のイ、Go Toトラベル事業のコロナ感染への影響についてお答えいたします。

菅総理大臣は、11月30日の参議院本会議において11月20日に実施された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、Go Toトラベル事業が感染拡大の主要な要因であるとのエビデンス(証拠)は現在のところ存在しないとしております。また、内閣官房・内閣府の資料によると航空旅客数と感染者数の増加には統計的な因果関係は確認できないとされております。

続きまして、同じく1の(2)のウ、文化芸術活動への緊急総合支援パッケージの県内活用実績についてお答えいたします。

文化芸術活動への緊急総合支援パッケージは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要経費を支援する国の事業であります。当該事業については、県内において申請書類の事前確認を行っている団体によると、139件の事前確認が行われたと聞いております。

続きまして2、次期振興計画の取組についての(8)、

しまくとぅば事業の効果と今後の方向性についてお答えいたします。

県は、県民大会の開催や民間への補助、しまくとぅば普及センターによる人材育成等を実施してきた結果、メディア関係をはじめ民間独自の取組が進むなど一定程度県内の機運醸成が図られてきたと考えております。一方、地域の普及推進の取組、講師等の人材、県民のしまくとぅばを話す機会の不足や効果的な広報等の課題があると考えております。

県としては、普及センターの役割強化、市町村や民間との連携強化とともに各地域で実効性のある普及活動を展開してまいります。

続きまして7、県内の外国人留学生や技能実習生についての(1)、県内の外国人留学生の実態調査と対策についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」を目指した多文化共生社会の構築に取り組んでおります。県内の在住外国人数は約2万人おり、日常生活での問題等に対するニーズはますます多様化しているものと考えております。

県としましては、外国人留学生を含む県内在住外国人を対象に3年ごとの実態調査を今年度実施することとしており、その結果を踏まえて住民サービスの主体となる市町村等と連携して必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、コロナ対策についての御質問の中の(1)のイ、インフルエンザ同時流行への備えについてお答えいたします。

県は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えて現在までに約420の医療機関で発熱患者の相談、診療及び検査ができる体制を整備しております。インフルエンザワクチンにつきましては、今季は必要数が増えることが想定されるため11月20日付で厚生労働省へワクチン供給の追加を求める要望書の提出を行うとともに、全国知事会を通して必要量の確保について要望しております。

同じく1の(1)のウ、PCR検査の実態等についてお答えいたします。

県ではこれまでに検査体制拡充のため、医療機関や民間の検査機関に対しPCR機器の整備を図ってきました。12月中には1日におよそ3400検体のPCR検査が可能となる見込みです。また、検査費用につきましては、行政検査及び保険診療検査ともに患者本人に

負担を求めず公費で負担することになっております。

次に5、教育・福祉政策についての御質問の中の(7)、ひきこもり対策に関する認識と取組についてお答えいたします。

ひきこもり対策については、ひきこもり状態にある本人及び家族を孤立させることなく住み慣れた地域の関係機関が連携し、取り組む必要があると認識しております。このため県のひきこもり専門支援センターでは、ひきこもり支援地域連絡協議会を設置し、市町村やNPOなどの支援団体等と連携して事例検討や適切な支援を行うための研修等に取り組んでいるところであります。

同じく5の(8)、県の自殺対策と相談員の質の向上に関する取組についてお答えいたします。

全国における自殺者数は1月から10月までの累計で1万7219人で、今年7月頃から増加傾向にあります。一方、県の自殺者数は同じく10月までの累計で170人、前年同月までと比べると46人減少しており、全国のような増加傾向は見られないところです。

県では従来心の相談窓口に加え、6月から新型コロナウイルス感染症に関する電話相談を開設し、相談支援を強化しております。相談員の確保や質の向上等につきましては、民間団体へ相談員の育成研修のための補助や相談担当者を対象とした研修会及び事例検討会等を開催しているところであります。

同じく5の(9)、国保財政の改善の取組についてお答えいたします。

本縣市町村国保における実質収支の不足額は、平成29年度の約68億円から平成30年度は約22億円へと大きく減少しており、年々改善しております。しかしながら依然として厳しい財政状況が続いていることから、県では今年度も市町村及び国保連合会と連携して国に対し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請しております。

今後も引き続き国保財政の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、コロナ対策についての御質問の中の(2)のア、コロナの影響による倒産、事業閉鎖、失業の実態についてお答えいたします。

本年11月の民間調査によると県内では新型コロナウイルス感染症に関連した倒産は、2月からの累計で8件発生していることが発表されております。また、各支援機関等に聞き取りをしたところ休業について

は確認できておりませんが、11月20日時点で廃業と思われる事例が220件程度報告されているとのことです。失業については、10月の完全失業率は4.0%で、前年同月と比べ1.2ポイント上昇し7か月連続で上昇しております。

同じく1の(2)のイ、GoToイート事業の取組についてお答えいたします。

GoToイート事業における「プレミアム付き食事券」について、本県では県内事業者と商工会及び商工会議所等から成る共同事業体により、11月17日から発行がスタートしております。総販売額は60億円を予定しており、11月26日現在約5億7000万円分の商品券が販売され、約1000店舗が加盟飲食店として登録されております。

県では、感染防止対策と経済活動の両立を図りながら引き続き事業者と連携し取り組んでまいります。

次に7、県内の外国人留学生や技能実習生についての御質問の中の(1)、技能実習生の実態調査と対策についてお答えいたします。

技能実習生の労働条件や住環境の問題につきましては、国所管法人の外国人技能実習機構において技能実習実施者に対する実地検査や指導を行い、特に悪質な事案については、国が改善命令や認定の取消等を行うことになっております。また、沖縄労働局によると技能実習実施者に対する令和元年の監督指導の結果は、49事業所のうち39事業所で労働時間や賃金などの法令違反があったとのことであります。なお、県の労働相談窓口では、法令違反の疑いがある事案に対し労働基準監督署へ情報提供するなど適切に対応しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、次期振興計画の取組についての(2)、沖縄振興における課題と対策についてお答えいたします。

県が取りまとめた総点検報告書においては、社会基盤の整備や産業振興など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さ、子供の貧困率や非正規雇用者割合の高さなど沖縄振興特別措置法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現が十分とは言えない現状が明らかとなりました。また、重要性を増した課題として、労働生産性の向上や雇用の質の改善などが挙げられております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大が県経済に甚大な影響を及ぼしていることから、経済回復の施策に取り組む必要があり

ます。

県としては、これらの課題を解決することにより、目標の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく2の(3)、新沖縄発展戦略における沖縄の優位性についてお答えいたします。

国の沖縄振興基本方針においては、アジア地域との地理的近接性や全国で最も高い出生率、若年人口の割合、これまで培われた国際色豊かな独自の文化等の地域特性が優位性・潜在力として現れる側面も出てきており、人・物・情報・文化等の多方面の交流等を通じて、沖縄が我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展にも寄与する可能性があると考えられています。これらの優位性等は、新沖縄発展戦略においても本県の発展の要因として重要なものと位置づけております。

同じく2の(4)、新沖縄発展戦略における格差是正についてお答えいたします。

新沖縄発展戦略においては、アメリカでは、1970年頃までは経済成長に伴い格差は縮小しましたが、それ以降格差が広がっている。ほぼ同様の現象が世界で起こっており、所得再分配機能が劣化していると世界的な問題が示されております。また、日本を含む先進各国は、包摂的な社会の実現に向けて、成長の果実を適切に再配分可能とする施策、すなわち社会保障制度の再構築を検討する必要があると示唆されているところです。

県においては、SDGsの推進により誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく2の(5)、コロナの影響についてお答えいたします。

本年3月に取りまとめられた新沖縄発展戦略においては、パンデミックになった新型コロナウイルス感染症の県経済に及ぼす影響も甚大であり、終息しても直ちに県経済が回復するわけではないとしており、さらなる検討の必要性を示唆しております。

県においては、今年度から新たな振興計画の策定に向けた社会経済フレームの検討を行っており、この中でコロナの影響を検討してまいります。

同じく2の(7)、新たな振興計画における人材育成の位置づけについてお答えいたします。

我が国において少子化や人口減少が進行する中であって、全国一高い出生率や年少人口割合は、本県の優位性・潜在力と考えており、こうした可能性を本県の発展につなげるためには、人材育成が重要と認識しております。こうした認識の下、幼児教育支援や学力向上など教育分野の取組、グローバル人材の育成や高度IT人材の育成など産業分野の取組、地域社会を支

える人材など、新たな振興計画において、人材の育成・確保をしっかりと位置づけ、施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 3、首里城再建についての御質問のうち(2)、大龍柱の向きについてお答えいたします。

国の首里城復元に向けた基本的な方針では、前回復元時の基本的な考え方を踏襲して復元していくことと、復元後に確認された資料や材料調達の状況の変化等を反映することが示されております。大龍柱の向きについては、首里城正殿等の復元が国営公園事業で実施されるため、国の首里城復元に向けた技術検討委員会で検討されることとなっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 3、首里城再建についての御質問の中の(3)、第32軍司令部壕に関する今後の取組と遺骨収集についてお答えいたします。

県では、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的価値を次世代に継承するため、今年度中に専門家で構成する検討委員会を設置し、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について検討することとしております。また、壕を史実面から解明するため、県内外の公文書館等から資料等を収集しており、その中で新たに未収容の戦没者遺骨の情報が得られた場合は、国と連携して対応してまいります。

次に5、教育・福祉政策についての御質問の中の(5)、ベーシックサービスの導入についてお答えいたします。

県では、子供の貧困対策を県政の最重要政策に掲げ、行政と民間の幅広い支援体制構築に取り組んでいるほか、子育て支援、障害者や高齢者等の福祉向上に向けた各種施策を推進し、誰一人取り残すことのない共生の社会づくりを目指しているところです。ベーシックサービスの導入により、医療、介護、教育などを原則無償化することについては、サービスの提供体制や財源等の課題があることから、国民的な議論が重要と考えます。

同じく5の(6)、少子化対策に対する県の認識と取組についてお答えいたします。

令和元年の沖縄県の合計特殊出生率は1.82で、全国1位となっておりますが、人口の維持に必要な水準である2.07を下回る状況となっております。出生率向上に向けては、安心して結婚し出産・子育てができる社会の実現を目指す必要があると認識しており、現在、結婚支援や待機児童の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいるところです。

県としましては、今後とも、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 4、基地問題についての(1)、那覇港湾施設の移設に関する構成団体間の認識についてお答えをいたします。

移設協議会においては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されております。また、移設協議会においては、浦添ふ頭地区調整検討会議において、港湾計画の方向性を導き出すことが確認されております。現在、同会議において、県、那覇市、浦添市の産業戦略や那覇港における需要の分析等を踏まえつつ、浦添埠頭地区における民港の形状案の検討を進めているところであり、まずは構成団体間で十分な議論を行うことが重要であると考えております。

同じく4の(2)、那覇港湾施設の移設の意義、メリットについてお答えをいたします。

那覇港湾施設については、昭和49年の返還合意後、移設先の調整が難航し、その返還が見通せずになりましたが、平成7年の日米合同委員会により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、現在に至っております。同施設の跡地利用について、那覇市は、ウオーターフロントや歴史的特性などを生かした那覇市の発展に資する検討を行うこととしており、県としましても、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。

同じく4の(3)のア、他国地位協定調査の活用についてお答えいたします。

県では日米地位協定の見直し実現に向け、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会等と共有し、働きかけを行ったところ、去る11月の全国知事会議において新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。その他、トークキャラバンの参加者や政党等様々な団体に調査結果を説明するとともに、全都道府県や国会議員に報告書を送付し、

国民的な議論の喚起を図っております。今後も調査結果を活用し日米地位協定の見直しに向け取り組んでまいります。

同じく4の(3)のイ、日米地位協定の運用改善についてお答えをいたします。

政府は、日米地位協定について、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐる様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しております。政府が日米地位協定の見直しに否定的な理由として、有識者からは、関係省庁間の利害調整の複雑さや困難さ、地位協定見直し提起に伴う米軍の日本防衛意思の減退、米国にさらに譲歩を要求されるリスク等が指摘されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、教育・福祉政策についての御質問の中の(1)、学校現場におけるいじめの実態と対応についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査におけるいじめの認知件数は、小学校1万3116件、中学校1546件、高校205件、特別支援学校28件、合計1万4895件となっております。学校においては、いじめ防止対策推進法を受け、いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止対策委員会等を設置しております。また、児童会・生徒会が主体となったいじめ防止の取組や、アンケート及び教育相談等を通して、早期発見・早期対応に取り組んでおります。

同じく5の(2)、学校現場でのセクハラの実態と対策についてお答えします。

児童生徒等へわいせつ行為等を行った教職員に対する懲戒処分は、過去5年間に於いて11件であります。このような行為は、児童生徒の教育に携わる者としてあるまじきものであり、極めて遺憾であります。

県教育委員会としましては、これまでコンプライアンスリーダーによる校内研修、階層別研修における指導のほか、学校管理職に対して、現場における指導の徹底を強く求めており、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底に努めてまいります。

同じく5の(3)、教師の過重労働改善についてお答えします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・

スタッフの配置等の取組を進めております。また、令和2年3月に県立学校教育職員の勤務時間の上限の目安時間について方針を定め、取組を進めているところです。引き続き実効性のある取組を推進し、教職員の働き方改革に努めてまいります。

同じく5の(4)、少人数学級についてお答えします。

県教育委員会では、これまで小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生で35人学級を実施しており、現在、中学校2年生及び3年生の35人学級実現に向けて検討しているところです。一方、文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、来年度予算の概算要求に少人数学級の実現に向けた体制整備を盛り込んでおります。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しつつ、少人数学級の実現に取り組んでまいります。

同じく5の(10)、新たな特別支援学校の設置についてお答えします。

中部地区においては、これまで、美咲特別支援学校はなさき分校の開校や、軽度知的障害生徒を対象とした併設型の高等支援学校を設置するなど、過密化解消等に取り組んできました。それ以降も児童生徒数が増加していることから、特別教室の活用や教室棟の増築などに努めてきたところであります。中部地区への新たな特別支援学校の設置については、次期特別支援学校編成整備計画案において方向性を示したところであり、引き続き過密化の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 御答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、新沖縄発展戦略の提言の中で指摘している国レベルの所得再分配機能の劣化、格差是正を次期振興計画の重要な柱にするということですが、これについての企画部長の答弁は何か他人事のように聞こえました。やはりこれだけのものを掲載するということが、国のそういう制度そのものに対する提言というものを前提としないと議論にならないと思うんですね。公明党はこの所得の再分配機能を強化すべくずっと提言を重ねて、そして去年の10月から幼保の無償化や高齢者への支援の強化、また高校、大学生への支援の強化等々、全世代型の社会保障制度を強化する取組をしてまいりました。そういう意味ではこの所得再分配機能というものをもっともっと強化していく。そういう視点でやっておりますので、もしこういうことを明示するのであれば、そこまで踏み込んだ議論をし

た上でやるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、この次期振興計画を議論するに当たって、私は人材で立つ沖縄というものをもっともっと全面に打ち出して強化すべき、そしてまた予算の配分も手厚くして沖縄の次代の人材を育成していく、そういう施策を予算とともに強化すべきではないかというふうに思います。今回、見込まれている中3までの医療費の無料化、あるいはまた貧困対策等々の施策も徐々に整いつつありますけれども、次期振興計画においてはそうした具体的な施策をもっともっと前面に出して取り組んでいってはどうかと提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、しまくとぅばの保存・普及・継承の取組についてですけれども、率直に言って非常に弱いです。いろんなイベント、県民大会等々のイベントを持つのはいいんですが、もう既に何年もかけて10億近くの予算も組み込んでいるんですけれども具体的に効果が見えてこない。むしろ効果どころか、年々そのしまくとぅばの問題というのは後退しているのではないかという印象さえ受けます。これまでの取組について抜本的に見直す必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

それから、基地問題の那覇軍港浦添移設の件についてですけれども、これは直接知事に答えていただきたいテーマなんですが、関係諸団体の見解が本当にばらばら。特に管理組合とそれから那覇、浦添との見解の相違、認識の違いというのが浮き彫りになっております。そういうことを踏まえても知事がリーダーシップを発揮しなければいけないのに、全くそういう姿勢が見えない。そういうことがうかがわれます。ですからその件についてもしっかりと決まったことが方針としてお互いに合意できているわけですから、具体的に前に進めていくという取組をぜひやってもらいたい。いかがでしょうか。

それから、日米地位協定の改定については、基地対策の担当の皆さん方、本当に御苦労さんでした。フィリピンまでの調査、まだ韓国は残っておりますけれども、ぜひ調査を仕上げて、これを国の場でしっかりと改定が進むような取組方をお願いしたいと、これは要望でお願いしておきたいと思います。

それから、ベーシックサービスの件、これはもう国政のレベルで議論していかなければいけないことなんですけれども、弱者を助ける制度、今は貧困層を手厚くするとか、あるいはまた高齢者を手厚くするとか、いろんな形で力の弱い方々にてこ入れしようという発

想が主流なんです、これを抜本的に切り替えて本当に弱者が生まれぬ社会の仕組みづくり、これがベーシックサービスと言われている考え方であり、これは国政のみならず、お互いがもっと議論を深めていければなというふうに思います。これは答弁要りません、ということでもあります。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 金城勉議員の再質問にお答えしたいと思います。失礼しました。

所得再分配政策についての御質問だったというふうに理解しております。

御指摘のとおり、国政レベルでは公明党がベーシックサービス、それから別のところでベーシックインカム等の議論があるということは承知しております。これは国政レベルですので、ここでぜひまた公明党の意見も入れながら展開をしていただければと思います。

足元の沖縄県ではどういうふうな対応をすればいいかということになりますが、1つ目は県が指示している子供の貧困等々、貧困問題について社会政策を切れ目なく展開していくと、それから経済の面では非正規雇用を正規雇用へ展開する。それから生産性の向上、DX等々を通じて展開していくと。それからそういうことを通じて経済の循環をまた展開していきながら、所得を上げていくということに注力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 人材育成にもっと注力すべし、強化すべしという御質問でございました。

現行の沖縄振興基本計画の総点検における重要性を増した課題として、人材育成の中で例えば離島を支える人材の育成確保、福祉分野、薬剤師の確保あるいは建設関連産業、産業人材の育成等が挙げられております。

先ほど答弁申し上げましたとおり、幼児教育等あるいは学力向上など教育分野、それからグローバル人材、高度IT人材等産業人材の育成、これにかかる取組をしっかりと位置づけて施策を展開することとしておりまして、ますます議論を深めたいと思っておりますし、予算

については拡充に向けてもしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 金城議員からしまくとぅばの取組についての御指摘がございました。

県では、しまくとぅば普及行動推進計画に基づきまして様々な普及に取り組んでいるところでございますけれども、やはりしまくとぅばを話す機会が少ないということがよく指摘されるところでございます。

しまくとぅばは沖縄の集落単位ごとにあると言われてますほど数多く存在しますことから、その保存・普及・継承を自分のこととして捉えて全県的に普及・推進していくためには、それぞれの地域におきまして自分のウヤファーフジが使っていた身近なしまくとぅばについて取組を促進していくことが大変重要だと考えております。その際、しまくとぅば語やびら大会の開催など、市町村の文化協会が各地域においてその保存・普及・継承の取組を進める上で重要な普及推進団体の一つとなっております。一方で、文化協会は令和2年現在で28団体となっておりますけれども、うち協会内でしまくとぅば部会を有する団体は19団体となっております。地域の取組に濃淡が出るなどの課題がございます。

県が設置しておりますしまくとぅば普及センターの役割の一つとして、その普及・継承に関する各普及団体などへの情報提供、アドバイスを行う総合窓口機能がございますので、そのセンターの役割を今後一層強化していきますとともに、地域におけるしまくとぅばの取組に、先ほど言いました濃淡が出ないように市町村との連携を強化してまいりたいと、そういった形で実効性のある普及活動について取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 知事のリーダーシップが見えない、前に進める取組を進めるべきだという御質問にお答えをいたします。

平成31年4月の第25回移設協議会において、浦添市と那覇港管理組合の評価結果等に相違が生じたことを踏まえ、那覇港管理組合と沖縄県、那覇市、浦添市のそれぞれの観点から事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、港湾計画の方向性を導き出すことが確認をされております。また、令和元年11月の第26回

移設協議会では、浦添ふ頭地区調整検討会議において事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことが確認されたほか、国としては民港の港湾計画との整合性を図りつつ、これと並行して代替施設の配置に係る技術的な検討を防衛省及び国交省で実施、早期に港湾計画の結論が得られるよう地元の関係機関を支援していくことが確認をされています。

こうした経緯を踏まえ、現在まさに浦添ふ頭地区調整検討会議において、那覇市、浦添市などの構成団体とともに浦添埠頭地区における民港の形状案、民港の港湾計画の方向性の取りまとめが令和2年度末を目途に進められているところであります。

県としましては、構成団体での十分な議論を行うことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

[金城 勉君登壇]

○金城 勉君 まず、今の基地問題の那覇軍港の浦添移設の件についてでありますけれども、組合議会においても答弁する側が管理組合が答弁すること、浦添が答弁すること、那覇が答弁することが違うというふうに報道されている。我々はそこに臨んでいないけれども、そういう情報を見たり聞いたりしているんです。そういう中であるのにもかかわらず、過去のそういう履歴だけを並べて今現在どうなんですかと。実際これから知事はそれをまとめ上げて、前に進める思いはあるんですかということを知りたいんです。それについて——できるかな、お答えください。

それからしまくとぅばの件ですけれども、部長、沖繩には何十、場合によっては何百という言葉があるんですけれども、沖繩標準語を何らかの形で決めて、それを一つの基準にしながらそして地域の言葉は言葉として生かしていくという発想はできないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

[副知事 謝花喜一郎君登壇]

○副知事（謝花喜一郎君） 金城勉議員の再々質問にお答えします。

再質問でもありましたように、那覇港管理組合議会において副管理者、そして那覇市、浦添市のそれぞれの副管理者の発言が違うということが報道されているということも私も承知しております。その件についてしっかりと管理者である知事がリーダーシップを発揮すべきだということなんです、先ほど来公室長が答弁していますように、私の客観的に見ての感じなんですけれども、やはり現状の、今どの位置にあるかとい

うところの捉え方が那覇港管理組合の副管理者と、那覇市、浦添市それぞれ副管理者の捉え方が違うのかなと。

先ほど来答弁がありますように、そもそも移設協議会で議論があった浦添市の評価結果が違うということについて、那覇港湾施設移設に関する協議会をつくりましたと。その後の第26回の協議会において、方向性をしっかりやりましょうということが確認されていて、今現在浦添移設の検討協議会の中で民港の形状案の作成に当たっての考え方が取りまとめられているというような中で、ここの分の認識が那覇市と浦添市のほうは、政府が出したいいわゆる北側案ということで方向性を切っているんだというような形で議論されていると思うのですが、那覇港管理組合のほうとしては、浦添ふ頭地区調整検討会議のほうで議論がなされていると主張していると思うんです。そこのところがかみ合っていないということだというふうに私は理解をしております。

そういったこともありまして、まずは構成団体間で十分な議論を行うことが重要だというような答弁をしておりますが、それにはやはり知事のリーダーシップ、これが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） しまくとぅばについての再質問にお答えいたします。

しまくとぅばが大事であるということは、以前の琉球大学教授の米須興文先生が、アイルランドの研究を通じて、言葉を失うことは数千年にわたり累々と築き上げられた文化、価値観が変化することである。文化は言葉は大事であるという言葉をよく思い出します。その中でおっしゃったように、地域の言葉というのは多種多様でありまして、保存するかあるいは普及するかという視点が必要かと思っておりますので、その辺は専門の研究者の意見を聞きながらどういう方向でやっていくかということは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

[當間盛夫君登壇]

○當間 盛夫君 皆さん、こんばんは。

代表質問、最後になりますが、無所属の会を代表いたしまして代表質問を行いたいと思っております。

まず、基地問題についてであります。

玉城知事も就任されて2年が過ぎたということで、知事の公約であります辺野古新基地建設反対、そして

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・撤去、日米地位協定の抜本的改定ということであるんですが、就任2年でこの3つの基地問題、大きな公約、何が進んだのでありましょか。そしてまた対話で何が解決したのでしょうかという疑問が出てまいります。対話と言いながら辺野古ではただ反対をするだけで、裁判では敗訴するばかりであります。戦略がないのではないかという指摘もされております。普天間飛行場の閉鎖でも対案もなく、そしてまた5年以内の閉鎖は政府の責任事だと、政府の責任だということ言うばかりであり、そしてまた一方ではこの馬毛島の整備。160億で馬毛島を買収して、鹿児島県の県知事さんも今度海洋ボーリング調査の許可を出したということで、着々と馬毛島は自衛隊整備ということで進んでおります。我々は沖縄で行われている米軍の訓練をぜひとも馬毛島に移設をしてほしいという要請をすべきだと再三提言をしているんですが、何ら行動も起こさないというのが今の現状であります。

そしてまた、地位協定のほうも先ほどの質問もありましたが、調査ばかりで全く先が見えてこないというところもあります。もう残り2年切っています。知事の軍港問題も含めた基地問題での本気度、リーダーシップが試されておりますので、質問を行います。

次期米国大統領に期待することと普天間飛行場の早期閉鎖など米軍基地の削減、日米地位協定の抜本的改定に向けた具体的戦略をお伺いいたします。

(2)、米空軍嘉手納基地に海兵隊新施設整備での機能強化と陸・海・空軍の連携強化をどのように県は捉えているのかをお伺いいたします。

(3)、那覇港浦添埠頭西海岸開発での一部軍港移設を、私は政争の具にはならないというふうに思っています。移設協議会の開催が各方面から早急に求められておりますので、開催時期をいつにするのかということを簡潔に答弁ください。

(4)、中国の海上警備に関する武器使用許可は、領海問題や尖閣諸島周辺での県内漁港、県内・国内の漁船の安全操業にも大きな影響を与えます。県の対応策をお伺いいたします。

2、コロナ対策についてであります。

日本医師会の会長が、新型コロナウイルス感染拡大で、「国民の命を守ってきた医療体制が崩れ始めているところがある」と述べております。「激務のため医療従事者が最前線を離れる恐れも現実化している」と懸念しております。師走が正念場と、改めて県民の皆さんとともにこのコロナ拡大対策の徹底に協力を呼びかけ、そしてまた新しい年を安心して迎えられるようにする。

そして医療従事者の皆さんに改めて感謝をし、県民の皆さんとともにこのコロナ感染拡大防止に取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで(1)、台湾との連携でどのような対応を取ってきたのか。そしてまた感染拡大防止と経済回復の具体的戦略をお伺いいたします。

(2)、水際対策で的那覇空港内の国際線は当然のごとくPCR検査があります。それを国内線を含めたPCR検査の設置、そしてまたGoToキャンペーン、これトラベルもイートも1月末で終了されるということですが、その延期を国に要請することについてお伺いいたします。

(3)、県外校の修学旅行を予定どおり実施してもらうためにも、バスの貸切りに対する補助は大変重要であると考えておりますので、補助要請に関して対応策をお伺いをいたします。

新たな振興計画について。

好調であった県経済であります。この新型コロナウイルスが観光だけに頼る我々沖縄の1次、2次、産業バランスが本当に悪いということが露呈をしたと、脆弱であったということでもあります。そしてまた好調であったときに県内の企業、事業者に稼ぐ力とということ言われてきたんですが、この稼ぐ力どころではなくなっていると。今度の新たな振興策はマイナスからスタートをしなければならないというふうにも思っております。しかし一方で、新たな振興策、基地問題での対話もなく、そして国との議論、そういった調整が順調に進んでいるのかというところ甚だ疑問であります。その振興策についてお伺いします。

(1)、財政健全化で厳しくなる国予算を考えると規制改革、地方分権改革の取組や県、市町村の在り方などを含めた大きな議論をすべきであると思っております。見解をお伺いいたします。

(2)、公共建築物や道路、河川の老朽化対策での公民連携手法（PPP・PFI）の実績と大型MICEやサッカースタジアム計画、青果市場計画等への導入対応策をお伺いいたします。

(3)、老朽化するゆがふ製糖の建て替えは急務であります。製糖企業の6次産業化に向けた取組と移転用地の確保の進捗状況をお伺いいたします。

(4)、離島振興とSDGsの観点からも久米島での海洋深層水取水増設事業は重要であるということは県も認識をしていると思っております。県の財政的支援の取組をお伺いをいたします。

(5)、誰一人取り残さない社会の実現と人材育成の観点から、貧困問題、教育費無償化での具体的取組状

況をお伺いいたします。

(6)、健康長寿おきなわ、今男性は36位、女性は7位ということで、なかなかこの効果が見えていないというふうに思うんですが、その中で金城実政策参与が今年就かれておりますが、その参与が推進する予防医療、健康経営をどのように県として取り入れていくのかをお伺いいたします。

(7)、国際金融都市の推進が国の重要政策と挙げられておりますが、県の対応策をお伺いをいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 富間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

1、基地問題についての中の(4)、尖閣諸島周辺海域での安全操業の確保についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域は、戦前より沖縄の漁業者が利用している漁場であり、本県漁船に対する武器使用等の行為は断じてあってはならないものと考えております。沖縄県ではこれまでに国に対して要請を重ねてきており、去る10月7日にも、中国公船等による威圧行為を排除し、我が国漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化を図ることを内閣官房長官ほか関係大臣に対し要請を行いました。

沖縄県としましては、引き続き漁業者の安全確保について国に対して強く求めてまいります。

次に2、コロナ対策についての(1)、台湾との連携に係る感染拡大防止と経済回復の具体的戦略についてお答えいたします。

今年のリゾテックおきなわ国際IT見本市において、台湾のオードリー・タンデジタル担当大臣の特別講演と玉城知事との対談を実施しました。大臣からは、デジタルマップによるマスクの調達システムなど市民と行政がテクノロジーを活用し、協働して社会課題解決を行うシビックテックの取組などの紹介がありました。

今後もデジタル技術を活用した感染防止対策や経済回復の柱となるデジタルトランスフォーメーションの促進など、台湾が評価されている取組を沖縄県に取り込んでいけるよう連携を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 1、基地問題についての御質問の中の(2)、嘉手納飛行場の海兵隊新施設についてお答えいたします。

米海兵隊太平洋基地がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについて沖縄防衛局に確認したところ、米軍からは、既存施設の改修及び更新であるとの回答があったとあります。また、同プレスリリースでF35B戦闘機の同飛行場での運用が言及されていることについて、米軍は、同施設の改修及び更新は嘉手納飛行場でのF35B戦闘機の将来的な常駐配備を目的とした事実はないとしております。一方、海兵隊が今後、陸・海・空軍との連携や戦闘即応性を強化させることなどについては、運用上の安全性に係る観点から詳細は差し控えるとしております。

沖縄県としましては、これ以上の基地負担の増加はあってはならないことから三連協とも連携し、同施設の運用等、詳細な事実関係について確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、基地問題についての(1)、次期米大統領に期待することと基地問題についてにお答えいたします。

ジョー・バイデン氏には、新型コロナ対策や世界経済の早期回復、人権尊重、外交・安全保障など、各国が協調して取り組むべき諸課題にリーダーシップを発揮されることを期待しております。また、過重な基地負担を強いられている沖縄の声に耳を傾けていただきたいと考えております。新政権発足後は、ワシントン駐在を活用し新政権関係者との信頼関係の構築に取り組むとともにコロナウイルスの状況を見ながら知事訪米を行い、沖縄の米軍基地問題の解決を訴えたいと考えております。

同じく1の(3)、那覇港湾施設移設に関する協議会の開催時期についてお答えをいたします。

昨年11月に開かれた第26回移設協議会においては浦添ふ頭地区調整検討会議を設置し、事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことなどが確認されたところであります。現在、浦添ふ頭地区調整検討会議において、県、那覇市、浦添市の産業戦略や那覇港における需要の分析等を踏まえた浦添埠頭地区における民港の形状案の検討を進めているところであり、県としては、同検討会議の進捗状況を踏まえ協議会の開催が決定されるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、コロナ対策についての御質問の中の(2)、那覇空港のPCR検査センター設置についてお答えいたします。

国際線を有する主要空港においては、海外へ渡航する際に必要な陰性証明を発行する目的でPCR検査センターが設置されていると認識しております。一方、国内線の到着地において完全な形で水際対策を行うためには、無症状の者も含め全員を検査すべきとの意見があることも承知しております。そのためには多大な検査費用、待機場所の確保及び陽性者を収容する宿泊施設、看護師の確保など課題が多いことから、現在県ではサーモグラフィーにて熱を感知した方をTACOにおいて問診を行い検査につなげているところです。

次に3、新たな振興計画についての御質問の中の(6)、健康長寿おきなわ復活の取組についてお答えいたします。

健康長寿おきなわの復活のため、男女とも平均寿命日本一の達成に向け、新たな振興計画においても取り組んでいく必要があると認識しております。平均寿命の延伸には、年齢調整死亡率が高い20歳から64歳の働き盛り世代の生活習慣病の予防が重要であることから、特に事業所と協力した取組が求められております。事業所における健康づくりの取組を支援する事業や健康経営を促すセミナーの開催等、引き続き健康経営を推進する事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 2、コロナ対策についての(2)、GoToトラベル延長の国への要請についてお答えします。

GoToトラベル事業の延長については、全国知事会が9月と11月にまとめた緊急提言の中で、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう事業期間の延長、制度の柔軟な運用を検討するよう求めたところです。同事業については、観光関連産業の期待が非常に大きいものと認識しており、感染拡大の状況を踏まえつつ全国知事会や県独自の要望等、国に対し継続実施を求めることについて検討してまいります。

同じく2の(3)、貸切りバスへの補助についてお答えいたします。

県では貸切りバスを利用する修学旅行に関する取組として、安全対策動画及びガイドラインの周知や、知事から来沖を依頼する文書の発出などに加え、旅行中

に感染が疑われる生徒に係る費用を支援する事業を立ち上げるなど、学校等関係者の関心がより高い安全・安心な環境の整備・発信を行うことで実施予定校のキャンセル防止に取り組んでいるところです。加えて、貸切りバス等を活用したバスツアー等の代金の一部を補助するおきなわ彩発見バスツアー促進事業等を実施し、貸切りバスの全体的な需要回復に努めているところです。

3、新たな振興計画についての(2)、MICE施設等への官民連携手法の導入についてお答えします。

県では、現在、新たなMICE施設整備への官民連携事業の導入に向け、昨年度の調査結果を基に新型コロナウイルス感染症の影響による業界動向や専門家委員会の意見等も踏まえながらその具体的手法を特定するための取組を進めているところです。また、J1規格スタジアムについては、同事業の導入可能性について民間事業者の意向調査を行うとともに有識者による検討を行っているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 3、新たな振興計画についての(1)、新たな振興計画の議論の在り方についてお答えいたします。

令和4年度以降の沖縄振興を進める上で、沖縄を取り巻く社会経済の変化や県民ニーズの多様化、技術の革新などを捉え、より効果的に事業を推進するため県は規制緩和等を含めた新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）を取りまとめたところです。今後は県民の皆様、関係団体、市町村の御意見を踏まえ新たな沖縄振興の在り方について議論を進めてまいりたいと考えております。

同じく3の(4)、海洋深層水取水増設に対する県の財政支援についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として計画している海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興の観点から重要であると認識しております。しかしながら取水規模が現在の10倍以上で、総事業費160億円規模の財源調達方法や施設の運営主体等を明らかにする必要があると考えております。

本事業は久米島町が主体であり、県としては、引き続き様々な観点から意見交換を行うなど技術的な助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 3、新たな振興計画についての御質問のうち(2)、公共建築物等における官民連携手法の導入についてお答えいたします。

官民連携手法(P P P)は、効率的・効果的な公共サービスを提供することを目的としており、県では都市公園や県営住宅等の運営について指定管理者制度を導入しております。道路や河川等の老朽化対策において官民連携による事業手法(P F I)の実績はありませんが、宮古広域公園の整備に際し民間活力の導入可能性を検討する市場調査を実施しております。

今後とも公募条件の検討等、官民連携手法の導入に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、新たな振興計画についての御質問の中の(2)、公民連携手法の青果市場計画への導入についてお答えいたします。

将来的な施設整備を含めた市場機能の強化については、昨年度、中央卸売市場機能のあり方に関する調査事業を実施したところであり、P F Iなどの民間資金等活用による施設整備に関しても他市場の取組状況や課題について整理したところでもあります。現在、市場機能の在り方とともに、将来的な施設整備に関しても市場関係者や生産者団体から意見聴取を行っているところであり、中央卸売市場経営展望推進会議においても引き続き意見交換を進めてまいります。

次に(3)、製糖業企業の6次産業化に向けた取組と移転用地の確保の進捗状況についてお答えいたします。

県内の老朽化した分蜜糖工場の整備につきましては、多額な建設費用など大きな課題があることから、バガスやトラッシュ等製糖副産物の高付加価値化を含めて他産業と連携することも一つの手法だと考えております。またゆがふ製糖は、原料搬入地域からのアクセス等の条件を踏まえ、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区内の用地購入に関する申込みを行っており、県としましては、引き続き関係部局とも連携し、工場建設に向けた具体的な方策を議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、新たな振興計画についての御質問の中の(5)、子供の貧困対策の具体的取組についてお答えいたします。

貧困の連鎖を断ち切るためには、教育の支援の充実を図ることが重要であると考えております。県では、子どもの貧困対策計画に基づき、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な施策に取り組んでいるところです。具体的には、低所得世帯の児童生徒を対象にした無料塾による学習支援や児童養護施設等を退所する子供たちへ奨学金を給付しております。

引き続き次世代の沖縄を担う人材育成策として、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 3、新たな振興計画についての(5)、教育費の無償化の状況についてお答えします。

今年度から始まった高等教育における修学支援新制度は、低所得世帯の学生を対象に授業料等の減免、給付型奨学金の拡充が柱となっております。そのうち、県内の専門学校においては、11月時点で1858人、全専門学校生の19.4%が支援を受けております。また、県としましては、教育負担軽減施策の充実を図るための財政支援の強化について全国知事会を通し国に求めています。

引き続き国や全国知事会と連携しながら、修学支援新制度の円滑な実施に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新たな振興計画についての御質問の中の(7)、国際金融都市に係る対応策についてお答えいたします。

県としましては、政府の国際金融都市にかかる税制優遇措置創設の方針や、福岡県、大阪府の官民一体となった取組など、国や自治体の動向について注視しております。また、新たな沖縄振興のための制度提言として、経済金融活性化特別地区における高度外国人材に対する税制優遇措置や就労ビザの要件緩和等について検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 答弁ありがとうございます。

それでは再質問させてください。

まず、基地問題に関してなんですが、私は玉城知事が新基地は造らせない、普天間は一日も早く閉鎖・撤去をさせる、日米地位協定の改定はということで公約

に上げているわけですから、その分での米軍基地の削減だとか、そういった具体的戦略を聞いていたわけです。全くその分での皆さんの答弁は、アメリカでいろいろと議会に託かって話でしかないわけですよ。

私が求めているのは、例えば今、嘉手納基地に海兵隊の新施設ができたよということであれば、嘉手納基地のこの空軍の一部を例えば今グアムのアンダーソン基地へ移転計画で日本政府の予算を含めてそのことがあるわけですから、やっぱり嘉手納基地の一部の空軍の機能をぜひアンダーソンの空軍基地に移転してくれというような要請をするんだとか、冒頭でお話したように、今回馬毛島でALPの訓練の移転もあるわけですから、そういった自衛隊施設として馬毛島をこれから整備をしていくということであれば、普天間を閉鎖状態に持っていくということであれば、今普天間で行われている訓練、伊江島で行われている訓練、高江で行われている訓練等々を馬毛島でやってくれと。何も機能ということではなくて、訓練を移転するような形をやはり国にしっかりと要請すべきだという意味での具体的戦略がないのかということをお聞きしておりますので、そのことをお答えをしてもらいたいと思っております。

そして、軍港問題。これも間違いなく三者合意があったわけですよ。だから今、公室長、皆さん、民港、民港がとか言うんだけど、これ現行計画しかないわけですよ。北側にある、民港はここですね。浦添のコースタルリゾート、その浦添のリゾートを含めた——こうですねという現行計画しかないのに、改めてまた民港をとすることはあり得ないはずなんですよ。南と言った浦添が苦渋の選択の中でこの8年近くたって何で北側と、今の現行計画で進めていこうということでやってきているわけですから、それは早めに現行計画で進めていこうという、私は移設協議会をいつ開催するのかということをお聞きしているわけですから。民港云々ではないはずですよ。公室長は管理組合が民港をと言っているんですけど、管理組合自体、今現行しかないわけですよ。現行の民港、北側のということではないわけですから、そういった部分を含めて具体的にいつ開催をするのかということをもう一度明確にお答えください。

そして、尖閣。石垣市議会も今度の中国に対する部分に改めて抗議をしたということでもあります。皆さんのこの尖閣に関するものは、日本政府にそのことを求めていたということですので、再三やはり今現実に尖閣のということで、今回武器使用を認めるということであれば、やはり沖縄県としても中国大使なりそう

いった部分へ沖縄の尖閣だと。沖縄県の尖閣登野城だということを含めた、やはり中国に対する抗議をすべきだというふうに思いますが、その辺を御答弁ください。

そして、この海警局の武器使用許可ということになってくると、間違いなく漁民の皆さんの安全操業が脅かされる。武器でのいろんな形の威嚇が出てくるということになってきますが、この際、国境警備を担っている県警、そしてまた海上保安庁と連携を取っていかなければならないというふうに思っているんですが、150名で新設をして国境警備を担うということでは県警もつくられているんですが、今回の海警局の武器使用に対してこれからどのような対応をしていくのかをお聞かせください。

そして、最後になりますけれども、久米島の海洋深層水取水事業、計画で160億という大きな数字だけを出して、私はそういうことを聞いているのではなくて、取水事業では大体80億か90億ですよ。その部分で財政的にどうするのかと聞いているのに、そのことが出てこない。皆さん、じゃ久米島の一般会計予算どれだけなんですか。79億ですよ、一般会計。79億の一般会計のところに、その3分の2は国がやる、じゃ3分の1は市町村で見ろということですか。90億かかるとしたら、30億の事業をこの一般会計が79億しかない久米島町に見ろということは、この事業をやるなどということなんですか。そのことを明確にお答えください。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 當間盛夫議員の再質問の中で、那覇軍港の件は私のほうで答弁させていただきます。

現行計画はもう北側案しかないからということで、言葉がやはりちょっと定義が大事だと思いますので、実は平成7年、15年、19年、23年とそれぞれこの合同委員会合意が変遷しています。現行計画をしたのは多分平成23年の合意のことだとおっしゃっていると思うんですが、それは実はこの27年に松本浦添市長が来てから、また代替施設の位置の形状の変更を要望したというような形で、その際にいわゆる那覇港管理組合が、民港に与える影響ということで北側案、南側

案というような議論がなされたということです。

ですから、今現行計画で進めるということではなくて、浦添市のほうもコースタルリゾートとか様々なものを入れる提案がありまして、このことを那覇港湾施設移設に関する協議会の中で議論がなされていると。ですから、浦添市のほうも今23年につくられたものでいいということでは決してなくて、じゃどういう形がいいのかというのを那覇港湾施設移設に関する協議会で議論がなされていると。それをしっかり踏まえた上で協議会がなされるべきだというのが県の考えでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 當間盛夫議員からの米軍基地の整理縮小に向けて戦略的にということで、馬毛島への訓練移転も含めてという御質問でございます。これにお答えをしたいと思います。

県といたしましては、米軍基地の整理縮小を実現するためには、SACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があります、その確実な実施を日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。馬毛島への訓練の移転につきましては、防衛省の馬毛島における自衛隊施設の整備計画では、自衛隊による訓練の内容として、パラシュート降下訓練や、戦闘機の機動展開訓練など、在沖米軍でも行われている同様の訓練が実施をされるというふう聞いておるところでございます。

県としましては、沖縄の基地負担の軽減を図るためには、県外・国外へのより一層の訓練移転が必要と考えており、自衛隊馬毛島基地の施設の整備状況や利用計画なども含め、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

それから、さらに尖閣に関しまして中国への抗議についてという御質問でございます。お答えをしたいと思います。

沖縄県としましては、尖閣諸島をめぐる問題については大臣の来沖等の機会があるごとに日本政府に対し要請を行っており、今年9月に河野沖繩及び北方対策担当大臣に対し、10月に加藤官房長官及び岸防衛大臣に対して尖閣諸島が歴史的に国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、同諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全

確保等について関係国の動きを注視しながら適切に対応することなどについて要望をしております。加えて知事は今年10月、漁業関係者とともに官房長官などに対し、外国漁船の取締りの強化や日台漁業協定取決め及び日中漁業協定の見直しなどを求める要請を行っております。

中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、宮古・八重山地域の住民の安全はもちろんのこと、漁業者が安心・安全な漁業ができるよう尖閣諸島が我が国の固有の領土であるという認識をしっかりと持ちつつ、これまで築いた友好関係を生かし、文化経済交流など様々なチャンネルをつくり、対話を求めながら、沖縄ならではの交流を推進することも重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

[警察本部長 宮沢忠孝君登壇]

○警察本部長（宮沢忠孝君） 国境離島に関する再質問にお答えします。

本年4月1日に設置した国境離島警備隊では、平素から所要の部隊を編成し海上保安庁の巡視船に乗船させ警戒警備に当たっているほか、日々厳しい訓練を積み重ね、対処能力の向上を図っています。仮に事態が緊迫した場合には、その事態に応じてですけれども、今年度中の配備を予定している大型ヘリも活用しながら海上保安庁をはじめとする関係機関と連携し、的確に対処してまいります。

いずれにしても、県民の安全確保のためさらにしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 久米島の海洋深層水取水施設増設について財政支援するや否やという御質問でした。

先ほど90億円、事業費で3分の2が防衛省補助——60億円が防衛省補助、30億が裏負担になるので、県が出すべきじゃないかというお話でしたけれども、それに加えて埋立事業等を含めると160億規模になると聞いています。仮に90億が国庫補助全て認められたとして、残りの70億、誰がどういうふうにして負担するのか、それから仮に造ったとして本当に自操が可能なのか、企業のニーズが今1万3000トンが18万トンクラスの取水能力を持つ施設を造っているとしています。本当にそういう規模が必要なのか。先ほど議員、久米島町の決算規模が80億程度というふ

うにおっしゃいました。確かにそれを超える規模の施設をもし仮に造るのであれば、より慎重な検討・検証が必要ではないのかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わ

りました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月4日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開議

議事日程第4号

令和2年12月4日（金曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号

- 甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例
- 乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
- 乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
- 乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 訴えの提起について
- 乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 当せん金付証券の発売について

- 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員(1名)

5番	上里善清君
----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	富川盛武君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君	農林水産部長	長嶺豊君
政策調整監	島袋芳敬君	商工労働部長	嘉数登君
知事公室長	金城賢君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
総務部長	池田竹州君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城力君	企業局長	棚原憲実君
環境部長	松田了君	病院事業局長	我那覇仁君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室
秘書防災統括監 平敷達也君

総務部
財政統括監 平田正志君

教育長 金城弘昌君

警察本部長 宮沢忠孝君

労働委員会
事務局長 山城貴子さん

人事委員会
事務局長 大城直人君

代表監査委員 安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 勝連盛博君

次長 知念弘光君

議事課長 平良潤君

副参事兼
課長補佐 佐久田隆君

主査 宮城亮君

主査 親富祖満君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 ちょっと待ってください。マスク忘れました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 自民党の島袋大です。

確認しておきますけれども、知事は体調を崩されてお休みになっております。ひとつまた体調をしっかり整えて議会に戻っていただきたいと思いますが、知事がいないということで両副知事を中心に部長が答弁しますけれども、これは知事の答弁と一緒にということで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それでは始めたいと思っております。

まず万国津梁会議の委員によるSNSでの政治的発言についてであります。

前回、開会冒頭に取り上げたんですけれども、このパネルを御覧ください。（パネルを提示）万国津梁会

議の委員であります玉城委員が、SNSにて辺野古の変更申請に関する反対意見書を県に届けるよう扇動しております。今朝も確認しましたが、特段削除されているわけでもなく、まだSNSにアップされておりました。

玉城委員を選定したのは、知事と副知事ですよ。昨年私の質問でも委員の選定については三役で議論して決めたとありました。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） おっしゃるとおり、知事が依頼をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 私は前回の議会で、このSNSの書き込みは問題ではないかと指摘しました。その後当局はどのような対応をしましたか。削除もされていないけれども、注意はしたんですか。

それとも私の指摘は無視したんですか。どちらですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） SDGsの万国津梁会議の委員でありますことから、企画部のほうから議会でこういうことが議論されているということはお伝えしております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

○企画部長（宮城 力君）委員の当該発言については、有識者の個人的な見解を発信したものというふうに考えております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 担当副知事、確認します。

今の企画部長の答弁でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君）富川副知事。

○副知事（富川盛武君）よろしいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君）島袋 大君。

○島袋 大君 知事は、万国津梁会議について県議会、客観的かつ公正な行政運営をすると決意を語っておりました。当然ですよ。県政は、県民、国民の税金で運営されておりますから。

万国津梁会議委員の政治的中立性は確保しないといけません。担当副知事としてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君）文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）議員のおっしゃるとおり、客観性は担保されなければいけないというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君）島袋 大君。

○島袋 大君 担当副知事はどうお思いますか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君）万国津梁会議のメンバーとしては、それぞれ専門分野において卓見を有しているということで、その範囲で指名をしておりますので、客観的な判断かと思えます。

○議長（赤嶺 昇君）島袋 大君。

○島袋 大君 これをちゃんと見てください。持続可能な社会に向けて玉城知事に反対意見を届けませんか。「変更承認申請書」の問題点を「意見書」で指摘し、辺野古新基地建設に反対をする圧倒的な声を県内・全国各地から届けませんか？」と言っているんですよ。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時7分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

○島袋 大君 先ほどフェイスブックの投稿がありましたけれども、それを見てSDGsの政治的利用じゃないですかこれは。この方はこのSDGsの中間報告をまとめた委員なんですよ。SNSにこんな投稿をした委員がまとめた中間報告をどう思いますか、県民は。信頼できませんよ。

改めて聞きます。

玉城委員がSNSで政治的にSDGsを書き込んでいるのは問題じゃないですか。先ほどのこの書き込みは問題じゃないの。問題じゃないんですか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君）文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）万国津梁会議でございますけれども、これは法令等に基づきまず附属機関ではなく、要綱に基づきます会合として使われております。そういったことから、特別職の地方公務員ではなく私人という扱いになりますために、特段政治的な活動を制限されるものではないというふうに認識をしております。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 担当副知事としてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君）富川副知事。

○副知事（富川盛武君）委員の選定につきましては、先ほども申し上げましたようにその専門分野の見識をお願いしているところでございまして、その土台にある本人の基本的な人権とか、価値判断までは求めておりません。ですからこれは、個人の自由な発言ということでSDGsの委員としての発言ではないというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君）島袋 大君。

○島袋 大君 こんな放置したら、何でもありですよ。

玉城委員に県が支払っている日当は幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時10分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 日額報酬は去年が2万7000円、今年が8400円となります。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 私はこの玉城委員の政治的信念を否定するつもりはないんです。またこれをもって万国津梁委員を辞めろというつもりもないです。しかし、県民の税金で、委員に就任して公費をもらっているんですよ、就任している。それ以上は、この期間は政治的活動は控えるべきだと私は思うんです。誰が見てもそう思いますよ。

これ執行部からしっかり注意して、SNSを削除させるべきじゃないですか。どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 富川副知事。

○副知事(富川盛武君) 先ほども申し上げましたように、県が依頼しているのはSDGsに関する見識の件で依頼をしているわけございまして、それ以外の基本的な人権とかその人の価値観とかそこまでは束縛できるものではないと思っております。これは、本人の基本的な考えとして発言している。つまり私人として言っているという理解でありますので、県のSDGsの委員としての発言ではないというふうに理解しております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 あなたたち、万国津梁会議は客観的、公正に運営すると述べておきながら委員の政治的発言は容認するのか。私人、公人と分けて。こんなことあり得ますか。委員の就任中は控えるのが当然ですよ。公金を頂いているんですよ。委員に対してこの程度も注意できない。どういう執行部運営をしているんですか、これ。どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) お答えします。

確かに委員の中には、例えば個別の設置条例などで守秘義務ですとか政治的な制限等の服務が定められている委員はございます。附属機関の委員は、特別職の地方公務員の身分を有しておりますけれども、地方公務員法の適用はまずないと。さらに言えば、このSDGsの委員はいわゆる会合——附属機関でもないわけです。そういった中でいわゆる地公法、それから条例において発言の制約というのはございません。何よりもやはり個々人の発言そういったのは規制されないと

というようなものは大事だと思いますので、憲法上の観点からも。そういった意味で先ほど来、県のほうとしては委員会としての発言は公正、客観的にと。ただそれを離れた場での発言というのは制約されるものではないという趣旨のことを、法令上そして条例との関係から説明させていただいているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 この程度も委員に注意できないんだったら、今後我々自民党はこの万国津梁会議については、非常に協力的な面はできるのかなと感じますよ。やりたい放題で公金ももらって、公人、私人に分けてやりたい放題でこういうフェイスブックにSNSに流すようなこと、これいかなものかと私は思っております。

次の質問に移ります。

先ほどもこのSDGsについて取り上げましたけれども、SDGsに関する万国津梁会議において優先的に取り組む課題に米軍基地問題の解決を加えることについては、各委員で賛否が分かれたと新聞報道がありましたけれども、それは事実ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 8月18日に開催されました万国津梁会議において、基地問題の取扱いについて議論が行われました。基地問題の解決を入れるように主張した委員もおりまして、例えば子供の貧困と基地問題の解決は、県民意識調査結果で重要であるという回答が多かったので優先課題に入れるべきではないかという委員がございました。一方で、SDGsは対立構造ではなく、いかに共につくっていく構造に切り替えていくかが重要なポイント。固有の国名や組織名が出てくるのは対立を生み出すことになってしまい、SDGsの文脈を誤って解釈されてしまう危険性がある。そこで沖縄21世紀ビジョン基本計画にある米軍基地から派生する諸問題という表現にするということで、委員の総意としての結論に至ったところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 議事概要はホームページを見たら確認できるんだけど、万国津梁会議の委員がこのSDGsに米軍基地問題の解決を入れることは政治的な対立を生み出し、SDGsの解釈に誤解を招くことになるということも先ほど言っております。何名かの

委員は、米軍基地問題の解決はSDGsにそぐわないと述べているんですよ。

米軍基地問題の解決をSDGsの優先課題に入れるよう主張したのはどの委員ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 基地問題の解決を入れるよう主張した委員は、島袋委員、玉城委員両名でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そうなんですよ。これは知事に聞きたいのですけれども、いないから先ほど言いましたように、副知事の答弁は知事の答弁だと思っておりますから。この三役で、島袋委員と玉城委員のお二人に米軍基地問題の解決をSDGsの優先課題にするようお願いしたんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） そういう事実はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 では別の観点から質問します。

知事もしくは両副知事が中心になった那覇軍港のアンケートに、SDGsを入れるよう那覇港管理組合に指示しましたか。我々がこの問題を取り上げたらこのアンケートは削除されましたが、削除される前にプリントアウトしました。この幻のアンケートの9項目めに、物流関連ゾーンの配置については、SDGsなどを踏まえて見直しを検討とあります。SDGsの持続可能な開発目標を踏まえるとあるんですよ。これは、知事か両副知事がSDGsの観点もアンケートに入れなさいと言ったんですか。しっかりと答弁してください。那覇港湾議会の百条委員会にも影響しますから、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇港の港湾計画改訂に当たっては、SDGsの考え方や我が国における港湾の中長期政策、ポート2030の主な施策である持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築や港湾物流活動のグリーン化等を踏まえる必要があること、さらにできるだけ自然環境を残すことや自然とまちづくりとの調和など環境保全にも最大限配慮すべきと考えております。

那覇港管理組合は、意識調査について県民からの幅広い意見等を踏まえながら検討を進めることは県民の理解を図り、円滑な計画改訂、事業化に重要であることから現在再開に向けて調整を行っていききたいとのこととあります。

以上です。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） すみません。休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） この意識調査につきましては、那覇港管理組合が主体的に取り組んでいることとございます。那覇港管理組合は港湾計画の改訂に当たりまして、SDGsの考え方や我が国における港湾の中長期政策、ポート2030を踏まえる必要があると考えているとのこととありまして、浦添埠頭地区の計画の検討に反映させる趣旨から設問を作成したということとございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 那覇港管理組合でその設問の必要性を認識していたということとございまして、知事、副知事の指示があったものではないということとございます。

○島袋 大君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 この質問については、那覇港管理組合議会でもやるべきというふうにとずっと自民党は言っているんですよ。今回の代表質問でもそうですよ。しかし知事はさきの9月議会で、共産党の西銘純恵議員の軍港の質問に対して、那覇港管理組合とSDGsを絡めて答弁しているんですよ。議事録では知事自ら、港湾施設の浦添移設についてです。現在那覇港管理組合で進められている那覇港湾計画の策定に当たっては、「SDGsを取り込むなど、環境保全についても最大限配慮されるものと承知しております。」「県としましては、まずはこうした取組の中でしっかりと議論をしてやっていく。これ、管理者が言ったんだよ自分で。」

管理者は、知事はこういうふうに行った。今の答弁では、那覇港管理組合で議論してくださいって。確かに管理者は知事だから、いたから言ったかもしれないけれども、そこは今日私が冒頭で、知事がいない中でも皆さんの答弁は知事の答弁と一緒にすよねと、私が聞いているのはそこですよ。だから副知事が答えるべきでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 島袋議員の御質問は、さきに知事が西銘純恵議員の答弁の中でSDGsという答弁もしているでしょうと、それについての見解だと思いますが、意識調査については先ほど上原部長から答弁があったように那覇港管理組合においてされたと思いますが、一方で知事は港湾管理者としての立場もあると思います。そういった立場も踏まえて意識調査の中で那覇港管理組合でそういった発言などがあったということ踏まえて、管理者としての立場も踏まえて、知事がこの本会議場で答弁をしたものと私は理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 SDGsを盛り込めということは、知事、副知事は指示はしていないと、那覇港湾議会で議論されていると。そこで前回の質問で知事は、SDGsを踏まえてと言っているけれども、これは港湾管理者として言っている。今まで自民党も含めてそういう話は一切しないで、那覇港管理組合で議論していただくべきですと言っておきながら、与野党で分けてこういう答弁をした。これは、議会の在り方はどうなっているのか。自民党が言ったら何も言わない、壁をつくる。一緒に連携してくれる人にはこうする。これは対話以前に最悪なことだよこれは。どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

SDGsにつきましては、国連においても推奨しております。日本政府においても推奨している。沖縄県においても基本的にそういった立場でありますけれども、事那覇港管理組合の管理者とそして沖縄県知事も当然推奨していて、万国津梁会議などもやっておりますが、その立場も踏まえながらも、また管理者としての立場も知事は両方お持ちなわけですから、その観点から答弁をしているというふうに理解してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 那覇港管理組合が自ら考えて、アンケートにSDGsの観点を書き込んだということの理解でいいのか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 意識調査の設問につきましては、那覇港管理組合で検討を行い、港湾計画の改訂に反映させるために設定したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 違う角度から質問しますけれども、そもそもこの件に関しましては突然アンケートが出ております。管理者である知事、そして相談相手になる一緒になる両副知事も含めて皆さんが指示したんじゃないですか。再度聞きますけれどもどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 那覇港管理組合議会において、この件については副管理者のほうから、那覇港管理組合として副管理者が現場実務の責任者として決裁したというふうに答弁がなされていたと私は理解しております。そういうことだというふうに思います。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 答弁の繰り返しになりますけれども、先ほど答弁いたしましたように那覇港管理組合として決裁がなされたというふうに考えております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 答弁繰り返しになりますけれども、那覇港管理組合において管理者から指示があつて決裁したわけではなく、那覇港管理組合として副管理者が現場実務の責任者となりますので、この意識調査の実施については決裁をしたということになっているということでございます。

○島袋 大君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇港管理組合議会での副管理者の答弁でございますが、管理者の指示があって決裁しているわけではなく、那覇港管理組合として私——副管理者が現場実務の責任者になりますと。この意識調査の実施については、副管理者の責任で行っているということでございます。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 副知事の立場から指示をするという、まずそういった立場にもございませんし、そういった指示はございません。

知事については、先ほど答弁したような形でありますので、知事からも指示があったということではないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これもう大変重要な質問を今からします。さっき述べたとおり那覇港管理組合では百条委員会が開かれております。私は、知事か副知事があの突然のアンケートを指示したと考えております。今答弁されましたが、指示していないと強弁されておりますけれども、那覇港管理組合の職員が知事を守るために百条委員会で偽証という罪を犯すことになりますよ。どうですか。ちゃんと教えてください。指示しているんですか、していないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

私は那覇港管理組合の副管理者でもございませんので、そういった立場にはございません。指示はしておりません。

知事においても先ほどと同様な答弁でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事も指示していないということですからね。大丈夫ですか。職員はみんなこの議会を見ていると思っています。知事、副知事の答弁が事実でないなら、職員を守らない知事の態度に失望すると思えますよ。今回のアンケートに関わっている職員は事

実を知っているわけですから。疑惑の会食のときもそうでした。知事は、私は何も知らなかった、しかし電話があったから行った。これは職員がやったことだと。全て職員に責任を転嫁しましたよね。その後、住民監査請求から訴訟へと、職員は大変苦勞しています。あまりにも職員がかわいそうです。これについても職員は我慢しております。関わった職員は事実を知っているわけですよ。知事は保身の塊だと。そういうふうに思っていると思いますよ。

次の質問に移ります。

単刀直入に聞きます。

SDGsの持続可能な開発目標を活用して、米軍基地問題を解決しようとしていますか、公室長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議につきましては、人権・平和の事項について米軍基地問題に関する議論を行うということで設置をしているところでございます。そういった観点から昨年度において4回の会議を開催いたしまして、在沖米軍基地の整理縮小等について重点的な議論を行い、3月26日に提言がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 万国津梁会議の複数の委員は、先ほども答弁ありましたけれども、米軍基地問題の解決はSDGsにそぐわないと言っております。

担当副知事に聞きます。

SDGsの持続可能な開発目標を利用して、基地問題を解決しようとしていますか。副知事、もしこのSDGsを通して基地問題を解決したい、埋立工事を潰したいと思うなら、この場で正直に主張したほうが私はいいと思っております。別にそれが知事の政治信念なら悪いことじゃありません。ただ、本音を隠してのりくらりするから批判されるんですよ。知事のお友達の島袋委員長、玉城委員も同じ考えでSDGsで辺野古も軍港移転も潰したいということじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 従来、県のスタンスとしまして那覇軍港の移設については地域の振興・発展につながるということで認める立場でございます。

一方で、また新しい那覇港の民港については、今ポート2030ですとかというような観点も——そしてその中にSDGsというような視点もということは入れているところではございますけれども、そのこと自体をもってあえて那覇軍港の移設を止めるためにそういう発言をしているかというような趣旨の御質問であれば、そういうことではございません。あくまでも持続可能な社会の進展の観点から、SDGsの視点そしてポート2030——これ国の視点ですが、そういったものを踏まえた上での対応というような一般的な発言をしているというふうに私は理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今の答弁であれば、この辺野古の移設も那覇軍港の移設も、SDGsを主張することはないということの理解でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） まず、那覇軍港については県は認める立場でございます。その中でSDGsの視点というのはやはり大事だというようなことで発言していると思います。

一方で、今御質問の普天間飛行場の辺野古への移設については、辺野古移設そのもの自体に県は問題があるというふうに考えておまして、SDGs以前の問題だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 万国津梁会議の委員は、政治的な色合いが強く、対立を生み出せばSDGsの解釈が誤解される危険性がある。まさに今、対立が起きているし、誤解が生じているんですよ。今県は切り離して、那覇軍港移設は問題ない、辺野古に関しては県としては反対だと言っているけれども、じゃ何のために委託をしてこのSDGsの万国津梁会議をやっているんですか。ここが重要なんですよ。どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） SDGsにおける万国津梁会議にあっては、沖縄らしいSDGsについて幅広く議論をいただいているところでございます。

9月7日に取りまとめられた中間報告において、基本理念、それから残すべきもの、あるいは今後広げていくべきもの等について中間報告をいただいたところです。

本年中に最終提言を取りまとめることとなっておりまして、それを受けて、県としてこの提言を生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは私の考え過ぎかもしれませんが、一つ提言というか、忠告させていただきます。答弁は要りません。

沖縄県は次期振興計画にSDGsを盛り込むと主張しておりますけれども、このSDGsの基地問題のスタンスで、これまでの日米合意のSACOと統合計画をひっくり返そうと思っておりますよ。そういう魂胆を国が感じ取ったらそれこそ次期振興策は本当になくなりますよ。ここが重要なんですよ。これは気を付けていただきたいなと思っております。

次に移ります。

資料はしっかりと提供していただきたいということでもありますけれども、この間議運でも指摘しましたが、法律の改正であまりにも財政課に集中して——資料の提供とありますけれども、ここは与野党関係なしに提供できるものはしっかりと早めに出してほしいんですよ。何で私がマスコミから資料もらうんですか。これいかなものかと思っておりますよ。ひとつ理解していただきたいと思っております。

防衛省が提出した辺野古の設計変更申請に対する意見書についてお聞きします。

意見書の数はどれだけありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄防衛局から提出のありました公有水面埋立変更承認申請書について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出されております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 資料には賛成と反対の数がないかどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

意見書の内容については、現在確認中ではありますが、軟弱地盤やジュゴン等、環境への影響に係る意見等が提出されております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 県外からどれだけありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 県外の在住者の意見が1万2081件でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 申し訳ない。ちょっと見にくいと思います。（パネルを掲示）私の知り合いから送られてきたんですけども、このように知事に反対意見を送ってくださると不特定多数に組織的に郵送しております。

確認のため聞きますけれども、このような組織的な活動は違法ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立承認申請書に対する意見につきまして、利害関係を有する者が意見書を提出することができることとなっております。提出された意見につきましては、意見の要旨、住所及び氏名が記載されたものは全て受け付けております。

以上です。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 適切に受け付けておりますので、違法ということではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 このような組織的な意見書はどのくらいあったか確認していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） その意見書につきまして、提出するに至った経緯について記載することはありませんので、その数については承知しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ちょっとしつこくすみません。

このような組織的なはがきが相当数あったかと思うんですけど、感触としていかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

一部そういうものがあつたという認識ではございますが、その量については把握してございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 最初で質問しましたけれども、この万国津梁会議委員の玉城委員もSNSに反対意見を知事に届けるように書き込んでおりました、先ほどのですね。このようなはがきのような組織的な活動と連携していると私は思っております。知事はこのような活動をするように何らかの組織に働きかけを行っているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、知事がいないから答弁は要りません。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 離島振興についてであります。

与那国町の久部良漁港の施設整備についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

まず、久部良漁港においては、漁船の航行・停泊以外にフェリー、それから貨物船を対象とした岸壁があります。

御質問の趣旨は、フェリー、それから貨物船を対象としたものだと思っておりますので、それを答弁したいと思います。

まずはフェリー、貨物船を対象とした荷さばき施設につきましては、漁港事業の補助対象ではありませんが、与那国町それから関係者から要望があつた場合には、漁港用地を使用するための目的外使用、それから土地利用計画の変更について対応していきたいと考えております。

それから陸電施設につきましては、与那国町が平成22年度にフェリー、それから貨物船を対象とした施設を整備したところでありますが、当該岸壁側に新たに陸電施設を造ることについては、今後、維持管理を行う与那国町それから関係者と利用方法を含め協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長も副知事も与那国行かれたと思います。祖納港は工事入っているけれども、風によってはほぼ今久部良漁港を中心に荷さばきが行われているんですよ。そこに、あれだけの島民の方々が

物資を取りに来るんですよ、貨物船が来たら。雨が降ったら段ボールは濡れて、商売道具も全部段ボールが濡れている。ですからそういったことで向かい側のあそこにしかりとした貨物船専用の荷さばきができて、陸電が冷凍庫もできるようにしないと、国境離島の生活を守る。前回知事は、政策参与も、離島振興は一丁目一番地って言うておきながら全く離島にも来ていないですよ。その辺どう思いますか。しっかりと与那国と議論をして、いろんな面で補助メニューもあるかもしれないから、農林じゃなくても。これ土地の関係も含めて県と調整して、そういう場をつくるということではできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 地元与那国町含めて、関係機関等から要望がありましたら……（「要望は上げてあるよ」と呼ぶ者あり） すみません。要望につきましては意見交換等をして、漁港用地の利用等含めて地元町とも対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ひとつ御理解よろしくお願ひします。

次、流通条件不利性解消事業の戦略品目の状況について。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

本事業における補助対象品目につきましては、国との調整を経て、生産拡大それから付加価値を高めることが期待される農林水産戦略品目を補助対象としております。品目数については、平成24年度の50品目から現在まで適宜、見直し等を図った結果、54品目となっております。品目の拡大につきましては、関係機関と意見交換を行いながら、県外出荷実績などを勘案した上で、戦略品目への位置づけ等を総合的に判断していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 与那国はカジキでやっているんですけど、カジキ一本じゃ非常にきついですよね。那覇空港に持って行って傷んだら持ち帰ってきて、今干物関係を独自でやっているんだけど、アカマチとかもろもろ高級魚も含めてこの不利性解消事業に入れていただければもっと若手の漁民——外国人もいますけれども——地元の方々の生活の基盤になると思うん

だけども、その辺もこれから議論できるんだっただうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） ただいま質問ありました、カジキそれからアカマチについては、地元の要望も踏まえまして県外出荷の実績、それから安定生産の見込み等についてもしっかりと意見交換を行いながら、選定要件の整理、それに組みこんでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ひとつお力添えをお願いしたいと思っています。

次、省きます。

県警について。

辺野古の土砂等の海上輸送に伴い、県警は塩川港で警備に当たっているが、その理由と根拠を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○島袋 大君 本部長、時間ないから短めに。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

御指摘の海上輸送に伴って、県警では安和港周辺や塩川港で警備を行っております。それぞれの状況でございすけれども、安和港周辺では抗議参加者による工事車両前への飛び出し、立ち塞がりのほか、抗議参加者が車両を繰り返し低速で走行させるなど危険かつ違法な抗議行動を行っていることから、一般交通にも危険が及ぶなど住民生活にも支障が生じているところであります。

また、塩川港内においても安和港周辺と同様に、抗議参加者による工事車両前への飛び出し、立ち塞がりなどといった危険かつ違法な抗議行動が行われております。

県警察では、抗議参加者を含む関係者の安全の確保、抗議参加者と工事関係者等とのトラブル防止、道路上の一般交通を含む安全の確保といった警察の責務を果たすため、抗議行動の状況等に応じ関係法令に基づき必要な措置を講じております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 報道では、安和港や塩川港で機動隊員が抗議に参加する市民を呼び捨てにして注意をする行為が常態化しているとありますけれども、県警の見解はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

安和港周辺及び塩川港内において、一部の抗議参加者が警察官による警告を全く聞き入れず、工事車両前

に飛び出し、立ち塞がるなどの危険かつ違法な抗議を繰り返しています。

県警察では、このような危険かつ違法な抗議を行う抗議参加者に対し、再三にわたって警告を行った上で安全な場所に移動させるなど必要な措置を講じているところです。警告を行うに際し、対象者を特定するために名前を呼ぶことはありますし、事態が切迫をしている場合には敬称をつけない場合もあります。

県警察といたしましては、法令に基づき適切に対応しているものと認識をしております。

なお、県警察の措置であります。誤解を受けることもあります。工事推進のために行うものではなく、あくまでも関係者の生命・身体の保護と公共の安全と秩序の維持のために行っているものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 本部長、ちょっと説明していただきたいんだけど、このトラックが来たときに飛び出してくる。渋滞をつくっている状態になっている。そういう反対する、抗議をする人たちを警備の場合、どうやって移動しているの。このままさせるわけにはいかんけど。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 基本的に警告を行って、自らの意思で移動していただくということを前提としておりますが、そういった警告に応じない場合においては、強制には当たらない範囲内で有形力を使いながら移動していただくということもあり得るところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 こういった形で飛び出して、道路交通法違反ですよ、これ。法的に引っかかるわけですよ。その方は何度も何度も常態化して大体顔が分かってくるわけですよ。簡単に言えば、「島袋さん、どいてください」と言うのが、「島袋、どけ」と言う場合もあるわけですよ。毎日のように見てるんだから。これ違法だからそういうふうにごきなさいと言っているんであって、こういう方々がおかしいということだけれども、これ法律に違反しているからどいてくださいよと、雨の日も風の日も警備頑張ってる方々は、その思いでやっているのに、抗議されるっていうのはいかなものかと私思うんですけど。これ、本部長が答えられるか分からないけれども。

どうですか。違法行為をしているから皆さん方はしっかりとした厳正なる、適切な行動をしているんでしょう。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 県警察におきましては、その抗議の状況に応じ警察法あるいは警察官職務執行法等の関係法令に基づいて適切な措置を講じているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 大変だと思っておりますよ。本部長もその辺現場とか見られていると思いますけれども、そういった所属の皆さん方がしっかりと頑張っていたいていいるのを我々は本当に感謝します。やっぱりその辺は前提は安全・安心で事故のないようにという形で適切な処理をされていると思いますから、なるべくそういう行動がないように私は期待したいなと思っております。

時間ですのでもう終わります。離島振興も含めて、自民党は今回視察してきましたから、いろいろ質問があると思いますのでよろしくお願いします。

玉城知事はいなくてもちゃんと副知事や部長が対応されていますから、その辺また自民党への答弁もしっかりとよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 それではお願いします。

コロナ禍で大変厳しい時代ではあります。県民の安心・安全が脅かされている状況から一日でも早く抜け出すために、党派を超えて取り組むべきであるということ私はしっかりと認識しております。さらに、この状況下において、私たちは脱コロナ後の社会に向けた政策を議論し練り直す重要な時期でもあるわけです。今年2月に「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」がまとめられ、その中で沖縄はアジアのダイナミズムを自立経済に組み込む千載一遇のチャンスとして沖縄振興計画の方向性を示しています。

沖縄県の新たな沖縄振興計画における発展戦略について質問いたします。

1、新沖縄発展戦略の具現化に向けた取組についてであります。

(1)、足腰の強い産業構造に向けた変革の必要性と取組についてであります。

(2)、土地利用の規制緩和や特区制度の拡充及び社会資本整備への取組についてであります。

(3)、サンライズベルト構想における国との連携についてであります。

(4)、大型MICE施設整備事業について。

次に、離島の課題解決と振興についてであります。

沖縄県は、離島振興を重要政策としていますが、振興策だけではなく、日々の生活に直面する問題への取組が遅いとの声を聞いてきました。実に6年間も県知事は選挙以外には来てくれないとの嘆いた声もあったわけでございます。県は振興策ばかりではなく、離島の現実的課題をしっかりと把握すべきだと実感しました。

そこで質問します。

2、離島の課題解決と振興への取組について。

(1)、与那国町の田原川の治水事業についてであります。

(2)、下地島活用の全体構想と土地利用計画についてであります。

(3)、流通条件不利性解消事業の継続と拡大についてであります。

次に、首里城火災から1年以上経過し、今は再建に向けた機運が高まり、再建に向け歩んでいますが、今年9月に首里城火災再発防止委員会の中間報告では、管理体制の在り方が指摘されています。県警や消防は火災原因の特定は困難と結論づけておりますが、責任の所在も曖昧なまま釈然としません。このまま再建ありきでいいのか、再建と原因究明は一体的に進めるべきだという私たちの考え方でありました。それこそが子々孫々に誇れる首里城復元につながるのではないのでしょうかとの趣旨で質問します。

3、首里城火災の出火及び延焼の原因究明と再発防止についてであります。

(1)、再発防止検討委員会の中間報告を受けて県の対応を伺います。

(2)、出火の原因究明への取組についてであります。

(3)、管理体制の課題と問題点についてであります。

次に、国連が提唱しているSDGsを沖縄県は次年度の施策・事業に万国津梁会議の提言を踏まえ取り入れる方針であります。SDGsの理念には賛同するものでありますが、沖縄県はSDGsを防衛・外交問題で国の事業にあらがうことに利用しております。SDGsの理念が県民を分断してはいけません。万国津梁会議委員の辺野古埋立反対のためのSNSによる呼びかけや、那覇軍港浦添移設で現行案を変更するための意識調査の実施は、まさに行政におけるSDGsの濫用であります。

質問いたします。

4、沖縄県SDGs推進方針について。

(1)、SDGsの理念の推進と政治的対立案件に活用する適正性についてであります。

(2)、持続可能な開発と経済活動について議論の内

容を伺います。

(3)、平和で安心・安全な沖縄を持続するための施政方針を伺います。

5は割愛します。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 座波一議員の御質問にお答えいたします。

2、離島の課題解決と振興への取組について(3)、農林水産物流通条件不利性解消事業の継続と拡大についてお答えいたします。

本事業については、県外出荷額が増加する等、農林漁業者の経営安定化に寄与しているものと考えております。このため、沖縄県では、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）において、県外出荷のさらなる拡大に向けた輸送費の補助、県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げ等の戦略的なサプライチェーンの構築により総合的に物流コストの効率化を図るための制度を掲げたところであります。今後、関係機関からの意見も踏まえ、国に提言するとともに、本事業の継続についても取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新沖縄発展戦略の具現化に向けた取組についての(1)と(2)、足腰の強い産業構造及び社会資本整備等への取組について、1の(1)と(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

新沖縄発展戦略においては、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成、日本経済再生のフロンランナーなど4つの枠組みにおいて、世界水準の拠点空港化や港湾機能の強化、シームレスな陸上交通体系の整備、東海岸サンライズベルトの発展戦略、ビジネスの実験場、規制緩和など、社会資本整備を含む重要な施策事項が盛り込まれております。

県としては、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた県経済の回復に全力で取り組むとともに、新沖縄発展戦略を踏まえた比較優位のある付加価値の高い産業の振興、労働生産性や地域内の経済循環を高めていく施策を展開すること等により、強い経済構造を構築してまいります。

同じく1の(3)、サンライズベルト構想における国との連携についてお答えいたします。

県土の均衡ある発展に向けては、東海岸において、もう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な

経済基盤を構築する必要があると考えております。このため、県では、新沖縄発展戦略の提言を踏まえ、今年度中に東海岸サンライズベルト構想を取りまとめることとしております。新たな振興計画においては、同構想の展開について盛り込む中で、東海岸地域の活性化・発展に向けて、国と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。

次に2、離島の課題解決と振興への取組についての(2)、下地島全体の土地利用計画についてお答えいたします。

県では、下地島空港周辺用地の有効利用を図る指針として、下地島土地利用基本計画を策定しております。同計画では、自然環境の保全に配慮しつつ、民間活力の導入を図りながら、官民連携の下、県土の均衡ある発展に資することを基本方針とし、農業的利用ゾーン、観光リゾート・コミュニティゾーン、空港及び航空関連ゾーンなど5つのゾーンに区分し、土地利用に当たっての指針を示しております。

次に4、沖縄県SDGs推進方針についての(1)、SDGsの理念の推進等についてお答えいたします。

令和元年11月に策定した沖縄県SDGs推進方針では、SDGsの理念や目標が沖縄21世紀ビジョンの基本理念や将来像と重なる場所が多く、その将来像の実現に向けて、SDGsを推進することとしております。

県としましては、様々なステークホルダーが多様な意見を有していることを認識しつつ、SDGsの理念に沿って沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく施策を展開し、経済・社会・環境の3側面が統合した持続可能な社会の実現を目指したいと考えております。

同じく4の(2)、持続可能な開発と経済活動についてお答えいたします。

国連の「持続可能な開発目標:SDGs」は、経済・社会・環境の3側面が調和された統合的な取組を目指しており、国のSDGs実施指針においても同様な方向性が位置づけられております。企業活動においても、環境・社会・ガバナンスの要素を統合的に取り入れたESGの動きが加速しており、SDGsの視点が重要となっていると認識しております。

県におきましては、沖縄県SDGs推進方針に経済・社会・環境の3側面の統合的な視点を位置づけ、持続可能な開発と経済活動が展開されるような取組を進めていきたいと考えております。

同じく4の(3)、平和で安心・安全な沖縄の持続についてお答えいたします。

国が策定したSDGs実施指針においては、平和と

安全・安心社会の実現を優先課題として位置づけております。県においては、国の実施指針等を踏まえながら沖縄県SDGs推進方針を策定しており、沖縄21世紀ビジョンに掲げた心豊かで、安全・安心に暮らせる島などの5つの将来像の実現を目指しております。

県としましては、同方針に基づき、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会の実現に向けた施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 1、新沖縄発展戦略の具現化に向けた取組についての(4)、大型MICE施設整備事業の取組についてお答えいたします。

県では、東海岸地域の振興や県土の均衡ある発展につなげるべく、MICE施設の整備を含む、マリントウンMICEエリアの形成を目指しており、現在、新たな基本計画の策定に向け、新型コロナウイルス感染症の影響や、新しい生活様式に即したMICE施設の在り方などの調査等を進めているところです。引き続き地元市町村と連携し、また、専門家委員会の意見や地域住民の要望等も踏まえながらアフターコロナを見据え、年度内には基本計画の最終案を取りまとめたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 2、離島の課題解決と振興への取組についての御質問のうち(1)、田原川における河川整備についてお答えいたします。

田原川は、祖納集落の南側を流れ、東シナ海に至る総延長約1.3キロメートルの2級河川であります。県では、浸水被害の軽減や周辺環境に配慮した河川整備に向け、平成30年度から事業に着手しており、現在、河口からながやま橋までの約300メートルの護岸詳細設計を行っているところであります。引き続き与那国町と連携を図りながら、早期の工事着手に取り組んでまいります。

次に3、首里城火災の出火及び延焼の原因究明と再発防止についての御質問のうち(1)、中間報告を受けた県の対応についてお答えいたします。

首里城火災に係る再発防止検討委員会の中間報告においては、法令上の義務はないものの、スプリンクラー等が設置されていなかったことや夜間を想定した教育訓練が不足していたこと等が報告されており、同委員

会では想定される出火原因等も含め、今年度末に最終報告をまとめる予定としております。

県としては、同委員会における指摘については、火災に対する教訓として重く受け止めており、今後、このようなことが二度と起こらないよう、国等とも連携しながら再発防止を進めてまいります。

次に3の(2)、出火原因究明の取組についてお答えいたします。

沖縄県警察の捜査結果及び那覇市消防局の発表において、火災発生の原因は特定されませんでした。去る9月11日には、首里城火災に係る再発防止検討委員会から、火災時の事実確認等を整理した中間報告書を受け取ったところであり、同委員会では想定される出火原因等も含めて、今年度末に最終報告をまとめる予定としております。

次に3の(3)、管理体制の課題と問題点についてお答えいたします。

県が設置した首里城火災に係る再発防止検討委員会では、管理状況等の事実関係の確認や正殿等が全焼に至った要因の分析等から、管理体制の課題を検討し、今年度末に、適正な管理体制の在り方を示した再発防止策を取りまとめることとしております。

県は当該再発防止策を踏まえ、令和3年度から国等と連携して管理計画等の具体的な検討を行い、安全性の高い施設管理体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 まず最初の新沖縄発展戦略の件ですが、前回の代表質問で私この件につきまして集中的に聞いたわけでございますけれども、この産業構造について、今の産業構造をこれはぜひ変えなければいけないのではないかと我々は考えておりますが、その点についてはどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

富川副知事。

○副知事(富川盛武君) お答えをいたします。

産業構造につきましては、それぞれ地域資源の付加価値と可能性を含めていろんな考え方があると思っております。

ただ沖縄について考えてみますと、御指摘のように製造業が弱いということで、これは基本的には拡大していった乗数が漏れるのを防いでいくという考えは妥当かと思っております。

産業構造につきましては、その地域にマッチした産業構造があるというふうに理解をしております。どこにでもつながるような普遍的な産業構造というのはなかなか難しいかと思ひまして、それぞれの地域の可能性を生かした産業構造にならざるを得ないのかというふうに理解をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 副知事、相変わらずこの従来の路線を変えてませんが、今産業構造の問題ですので産業の問題じゃなくて、要するに第1次産業、第2次産業が極端に少ない、これが今沖縄の弱点だと言われているわけですよ。そこをどのように変えていくか、もうそこに入るべきだと思っておりますが、まだまだ知事、副知事との見識がちょっと違って、付加価値の高い産業構造を目指す就先ほどからありますとおあり、まだそのようなことなんですか。アジアのダイナミズムを取り込む。それだけではなくて、日本の、我が国の企業をどうにか沖縄に呼び込む、海外からでも呼び込むというふうなそういう努力も必要じゃないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 沖縄県は地理的な不利性を有しております、コスト高の構造にあります。先ほど副知事からもありましたけれども、地域に合ったというところの視点で申し上げますと、やはり優位性を持っている産業を振興していくということになろうかと思ひます。国の沖縄振興基本方針においても、高付加価値型のものづくり企業の集積を積極的に図る。例えば電気、電子機器、医薬品、健康食品等ということをやっております、県としても国の方針を踏まえて高付加価値型のものづくり産業の振興に取り組んでいるところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 高付加価値産業を否定するものではないんですけど、今国と連携をしてると言っているわけですが、サンライズベルト構想がどれだけ国と共有できているのか。国は沖縄東海岸工業地帯構想というものをしています。そしてまた、その中で産業立地に関しての調査も始め、活性化推進協議会も立ち上げている。この情報を県には出してるけど、県からはその情報が返ってこないと言ってるんですよ。そこはどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 先ほどサンライズベルト構想については今年度中に取りまとめると申し上げました。この構想を新たな沖縄振興計画に盛り込む、これについては国ともろもろの調整が必要になってきま

すけれども、その中で国との連携を図っていきたくて考えているところでございます。

また、高付加価値型について、県と国はという御質問ですけれども、9月に沖縄担当大臣が記者会見で、ITとか金融あるいはOISTをはじめとする科学技術のようなものについて、あまり距離をハンデとしなくても済むようなものだという御発言もございました。県としては高付加価値のものづくり産業などを推進していくことがまずは重要と考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 そういう考えも必要ですけど、産業構造の中で、製造業をとにかく何%上げるんだというような考えがないものかと本当に思うんですね。本当にこのままでは沖縄、何か政情不安に巻き込まれたり、あるいはこのようなコロナに巻き込まれた場合に第3次産業が70%近いわけですから、なかなか足腰の強い産業と言えないんですよ。そういうふうな取組がないんですかというのが質問の趣旨です。答えがありましたら。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな沖縄振興の制度提言の中で、OISTを核とした知的産業クラスターの形成を目指しているところでございます。これは世界中からスタートアップ企業を集積させて、それが創造的な技術革新を生み出すことによって、県内企業等にも波及していく。より大きな効果があるものと期待しているところで、新たな振興に向けての規制緩和であったり、あるいは特区制度これらを国に求めながら施策を展開していくことで、産業構造の構成割合も変更していくものと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 もう次期振興計画まで時間がないんですよ。ですので、先ほど申し上げた国がやってる東海岸工業地帯構想。これもしっかり県が情報を取りながらサンライズベルト構想とのマッチングも進めないといけない。その時期に来ているんです。ただ、そこでまたいろんな整理されてない問題があるわけです。この土地利用問題あるいは社会インフラ、特に企業に対する社会インフラ等の整備が非常に遅れた地域であります。そういうものを一体的に——これは企画も商工もあるいは土木も——その辺を取り組むといった方向性を示すのは副知事なんですよ。そこはどうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） サンライズベルト構想を

今策定中ですが、まず第1回、12月に予定しておりますけれども、県の関係部局——企画部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、関係7市町村、それから有識者、これを交えた検討委員会の中で、サンライズベルト構想を取りまとめることとしておりまして、庁内連携しながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、MICE施設に関してです。

今年度、約4000万の調査費をつけておりますが、その成果と見通しをお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 先ほど申し上げましたけれども、現在MICE施設の整備を含めたマリンタウンMICEエリアの形成を目指しております。現在新たな基本計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。今年度中にその基本計画の案をお示ししたいというふうに考えているところでございます。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

今基本計画の基本的な方向性というものを固めまして、今年度——繰り返しになりますけれども、基本計画案をお示しするわけですが、その中である程度全体的なスケジュール感といったものをお示しできることになるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に移ります。

離島の問題ですが、田原川これは地元の人が心配しているのは、集落の土地が非常に低いもんですから、この問題も同時に解決するような方法じゃないと非常に危険であるということを指摘します。しかし話を聞いてみると、今そこまでの構想はないと。まずは河川の問題だというふうにやっているわけですが、これ一体的に取り組む方法を考えてないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

確かに低地の地域でございます。田原川の河川整備を進めるだけでは解決しない問題もあろうかと思えますので、地域と連携しながら周辺道路の排水設備等の点検も行いながら解消に努めたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 県道改築工事がありますよね、整備工事が。これと同時に排水を考えなければ解決できない問題だと思いますよ。ですので、ぜひしっかりこれ取り組んで、それと地域住民にもしっかり説明して進めていただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 下地島の構想ですが、以前に土地の所有権移転問題もあって、今でもまだ引きずっているかと思えますけれども、全体のゾーニングあるいは企業誘致の問題としてこれは今障害になっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 失礼いたしました。

お答えいたします。

下地島空港の建設に伴う用地買収におきまして、当時の琉球政府と伊良部村地主会との間で確認書が交わされました。私有地の全島一括買上げが合意され、県は空港周辺用地を取得しております。一部の土地につきましては、諸般の理由により所有権移転登記が完了していない土地や移転登記前に転売された土地等の私有地が残っております。

県としては、確認書に基づきまして宮古島市と連携しながら対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 伊良部大橋もできて、空港もできて、宇宙事業構想もあるようなこの島で、土地利用問題の整備がもう少しスピードアップしないと、これ島にはかなりマイナスになります。ぜひそれに取り組んでいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 不利性解消事業、これ1つだけ聞きたいんですが、一括交付金で今やってるんですね。一括交付金がなくなった場合どうするのか。前向きな発言はいいですよ、経営安定化に寄与してるから拡大したいと。サプライチェーンをやりたいと言ってるけど、その財源はどうするのか。それと拡大をすることと継続についての施策、財源も含めてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 今回の新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）では、現在一括交付金で行っている条件不利性解消事業を、財源も含めた制度としての提言を行っているところです。拡充の部分としては輸送費の補助だけではなくて、遠隔地にある市場近隣地に一旦送って、ここで物を保管する機能も含めた制度の拡充を現在提言しているところです。そういった機能に対して必要な財源についても確保していただくという方向で、今中間報告として取りまとめて関係団体、関係機関からの意見も踏まえて磨き上げて提言をしていきたいという考え方でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 あくまでも提言の段階ですからめどは立ってないと思えますけど、次期振興計画が継続されるのを期待しての話だと思います。私もこの条件不利性解消事業は恒久的な制度にするべきだと。沖縄の島嶼問題を解決するのはもうこれしかないというぐらいうる取組で私はやりたいと思っておりますが、そういうことを考えているかということ、制度も含めて考えがあるかということをお聞きしたかったです。振興計画との関係です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今、一括交付金事業で行っております。国の中間報告の取りまとめでは、一括交付金、ソフト交付金については中止困難な事業も一定割合存在する、費用対効果を不断に検証するなど真

に必要な施策に柔軟かつ重点的に予算を投下できる仕組みを通じて実効性を一層高めていく余地が存在するという中間報告が今なされております。

県としましては、一括交付金の継続を求めていくことにしておりますけれども、加えて現行行っている事業が安定的に恒久的に実施できるようなそのような財源確保の仕組みを今提言することとしております。その対象の拡充も含めて、ぜひ財源として認めていただきたいというものも含めて今提言をすることとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に首里城の件ですが、先ほどの答弁でも建築基準法とか消防法が適用外ということで、そういう説明があった。この適用外だから逆に言うところ、こういう建物、木造は燃えやすいから適用外だから細心の注意を払うべきだったんじゃないかなという逆説的な話があるわけですよ。それを今追及しようとは思ってないけど、そういう中でやはり電気系統へ再三の注意をするようにという指摘が全国的に伝統木造建築物にはされているわけです。その認識はありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

中間報告でもございますが、正殿の文化的価値と火災等に対する安全性のバランスが取れていなかったのではないかと、そういったバランスの取れた再建を検討すべきだということ。あと継続的に十分な設備更新及び改善を図る仕組みと精査、確認する仕組みの構築が必要だということがございます。城郭内の建物は消防法の基準は満たしておりましたけれども、義務づけされていないスプリンクラー等の自動消火設備が未設置であったということでございます。こういったことから再発防止について、しっかりと今後検討していきたいということでございます。国が管理していた時点から従前のおりの管理を継続してしまったということは、管理者として非常に重く受け止めておきたいと思いますが、中間報告のあります指摘についてしっかりと改善していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 この電気系統への注意喚起は、これどこの——これまでの議論から見ても正殿北東部が一番可能性が高いという結論が出ているんですよ。ですから、電気系統であるのは間違いのないという前提で今私は議論してるわけですが、その30年の12月

に分電盤工事をしてるわけです。この分電盤工事、あつたときも議論しましたが、遮断されるものと遮断されないもの、要するに電気が生きているものと生きてないものがある、この照明の部分の電気が生きていたという答弁もあったわけですよ。だから、その責任を今どうのこうの言っているわけじゃなくて、そういう問題も究明してこそ次の建物に生かせる。それが大切だと言いたいんですよ。先ほどの答弁にしてもその姿勢が見えない。そこを何とかもう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 工事は、どこの責任でこれがやられたか、県なのか、財団なのか。しっかりと管理の中でやった工事なのかを確認したいです。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

設備につきましては、県が管理する以前になされた工事でもございましたので、国営公園、国が管理をし、美ら島財団が直接の管理者であった時代の工事でもございます。出火原因につきましては、現時点において原因の特定に至らなかったという結論でございますが、中間報告書の中でも現時点において、電気関係設備が出火の原因となった可能性は否定できないという内容になっております。これは中間報告でございますので、今後最終の報告書をまとめるに当たっては、想定される出火原因等も含めて検討を行いまして、しっかりと再発防止の対策を行っていきたいということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 副知事、県民に対してあるいは広く国民に対して、その原因究明できなくても、やるという姿勢を見せるべきだと思います。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 御指摘のとおりでございます。

今県におきましては、首里城火災に関する再発防止検討委員会で中間報告もいただきまして、さらに、年度内への最終報告に向けて今鋭意検討いただいているところです。中間報告よりさらに踏み込んだ形での最終報告が出ると思います。

県としましては、これからいただきます最終報告を真摯に受け止めて、二度とこのような火災を起こさないというような強い気持ちでもって対応策をしっかりと取りたいと思いますし、また国とも連携して首里

城の正殿等にも関わりますので、そこは技術検討委員会とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。ここはしっかり県の責任を認識して対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 管理体制の問題は、この中間報告では、国、県、財団というふうに指定管理も含めて非常に意味曖昧だと、責任が果たされているかどうかについても疑問があるというような指摘がありました。その中で、管理するノウハウ、技術、人材も育たないと、本当に日本全国の建造物はその辺が徹底されたところがあるんです。だから、県が本来人材を投入してやるべきじゃないかという意見もあるわけですよ。そういったものを含めてこれまでの管理体制の在り方、これ今後議論になりますので、指定管理の在り方も含めて、単に経費削減じゃないんですよ、指定管理は。そこをお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 再発防止検討委員会におきましては、県外の姫路城ですとか、事例も研究したところでございます。適正な管理体制の在り方をしっかりと検討していきたいと思っております。

御指摘のとおり、人材育成が非常に重要だという御意見もございましたので、今後の管理体制の在り方、安全性の高い施設管理体制をしっかりと構築するためにも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 SDGsについてですが、国もSDGsは推進しております。沖縄はそういう防衛・外交に絡むようなことでも、そういうふうにSDGsの理念を推進してあのような先ほど議論があったようなことが起こっておりますが、他県でもこのような涉外知事のお話なども聞いているかどうか分かりませんが、SDGsの中でこのような取組をしているところはあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県と似たようなという御趣旨だと思いますけれども、日本のSDGsモデル、これで8つの優先課題が示されております。その中で、平和と安全・安心社会の実現という項目も挙げられております。これを踏まえ、先日中間報告として提言をいただいた中で、2点挙げられておまして、1つが「基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄としての世界平和への貢献・発信」、これが1点目。2点目、「共助・共創型の安全・安心な社会の実現」ということが盛り込まれているとこ

ろでございます。国の定める優先課題に沿って、議論が行われているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ですから国と一体的に連携してやるというのであれば、このような政治問題にはこれを出すべきではないと考えての今の質問ですよ。明らかにこれは恣意的にこのSDGsが利用されているということです。万国津梁会議を踏まえたこの結論ですから、これは明らかだと思っております。ですので、先ほどから誰が指示したかと答えられないのは、そこら辺に非常に複雑な環境があるのではないかと感じております。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 持続可能なというのがキーワードですけど、持続可能な経済活動というのは、どういうことですか。今の行政の皆さんもトップの皆さんも当然、行政は持続ですから、持続可能な施策に毎日のように取り組んでいると思っております。改めてSDGsが言う、持続可能なというのはどういうところが違うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） これまでも社会、人、それから経済というくくりであったところが環境も含めた3側面、その取組によってどの程度の付加価値を環境に与えるのか、その持続可能な環境を維持するためには人としての取組、あるいは産業活動、企業活動としての取組がどうあるべきかという3つを統合的に推進することというふうに理解するとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ちょっとあまり、あれですね。

県が推進しているSDGsというのは、先ほどから議論があるとおり、どうやら埋立てに否定的、開発に否定的ということから始まってこの米軍基地の建設には反対しようというようなスタンスになってこようかと思うんですけど、しかしながら先ほどから言う持続可能な平和、これは今沖縄県、日本含めて日米の同盟で持ってるようなものです。これが平和を持続している一つの要因でもあります。だから、皆さんが防衛・外交問題に及ぶような条件を出してSDGsをこのような問題に使用とするならば、防衛・外交問題をどうするんですかということを知りたいです。SDGsで持続可能な防衛・外交はどのように位置づけるんで

すかということをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

一般的なお話ししかできませんが、国連が示すSDGsというのは先ほど来出てますように、これまで経済社会の運用というものについて、やはり環境という視点、持続可能な開発、ディベロップメントですから、持続可能な開発を国レベルそして社会レベルでも考えようというのがSDGsの理念だと思います。県が進めておりますSDGsの推進についても、県民全体でこういったものを盛り上げていこうという意味合いで立ち上げられていると認識しております。

○座波 一君 防衛・外交。

○副知事（謝花喜一郎君） そういった中で防衛ということ、まずそもそも防衛については県の所管ではございませんので、それを視点とした盛り上げということは、むしろ平和で安心・安全な沖縄という観点で詳細を先ほど企画部長からありましたように、これは国のほうでも示されたものでございますので、それに合うような形でのSDGsというものを項目として検討しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 この防衛・外交とSDGsはもう水かけ論になりますけど、これは本当は基本的に県がどうのこうのという状況ではないと思います。SDGsの理念を活用して、埋立ての被害を最小限に止めるとか、辺野古もそうだと。徹底的にそれはやりますよというんだったら分かるけど、反対そのものを誘導するような材料に使ってはいけないということを今言っているわけですよ。ですので、むしろ沖縄型のSDGsは国境離島を抱えた沖縄では現実、今の尖閣問題も含めて、本当に持続発展する離島をつくるために、SDGsをもっともっと利用したほうがいいですよ、そういう意味では。そのことをぜひ最後にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私もまだ勉強不足な部分はあるかもしれませんが、国防関係とSDGsというのが私の頭の中でもよく整理できておりません。

それから先ほど議論もありましたけれども、SDGsと絡めて反対というようなことではありません。那覇軍港のものについてもやはり自然環境への配慮というものは那覇港管理組合議会でも議論はされていると

いうふうに私認識しておりますので、その観点から持続可能な開発ということは、やはりどうしても開発、埋立てですので議論の対象となるとは思いますが、ノーありきでSDGsを使うというような姿勢を今県が持っているということではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今の答弁で、そのように自然をある程度しっかり守るということを前提に置いたSDGsを理念として、今回アンケートをやりますよとかそういうふうな丁寧さがないんですよ。だからあくまで反対するためにやってるなど、反対の世論を喚起するためにやってるなというふうにしか我々に映らないんですよ。そこをもう一度確かめます。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 改めてお答えいたしますけれども、あくまでもこの議論といたしましては、自然環境にも配慮するというような観点から意識調査というものが行われたというふうに考えております。

○座波 一君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘です。

通告に従い質問に入りたいと思いますが、質問の順番を少し変えさせていただきたいと思います。

最初に4番、水上安全条例改定の進捗状況について伺いたいと思います。

本部長、6月の定例会で水上安全条例が制定されてもう二十数年たって、いろんな課題があるんじゃないですかという提言をさせていただきました。その中で有識者会議を立ち上げられたと聞いていますが、その辺の改定の進捗状況について御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

本年9月から11月までの間、マリナーレジャー関係業者等を委員とする水難事故の防止に関する有識者会議を3回開催しております。同有識者会議からは海域利用者及び県の責務、業者の欠格事由、悪質業者の排除、シュノーケリング業の新設等の規定を盛り込んだ条例の改正を行うよう提言を受けております。

県警察におきましては、この提言も踏まえ条例の改正案を作成しているところであり、来年の2月議会へ

この改正案を提出することを目指して現在関係機関と調整しつつ、作業を進めています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も8月1日に真栄田岬の現場を見に行きました。青の洞窟でのシュノーケリングを含めて非常に有名だと聞いていて、残念だったのは駐車場に業者の車が止まってそこでいろんなやり取りをしていることとか、このときはコロナウイルスの影響もあったんで、近く的車道はそんなに混んではないんですけども、地元の方にうかがうと、ピークときには大渋滞だということもありまして、こういったことも含めて、私は決して何かを取り締まれとかそういうことだけではなくて、この間申し上げたように、スポーツアイランド沖縄としての位置づけもありますけれども、とにかく安心・安全でマリレジャーを楽しめるように、ぜひこの改正についてもいろいろ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 続いて、3番に行きたいと思いません。

観光立県沖縄の来年度の目標、いろんな意味で予算も厳しい組立てになるのかもしれませんが、先般、Go Toトラベルも6月まで延長するというような発表もされているようでございますので、そういったことも含めて県としてどのように考えていらっしゃるのか。

まず、観光入域者数、観光収入等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

第5次の沖縄県観光振興基本計画におきます令和3年度の目標値ですけれども、入域観光客数が1200万人、観光収入が1.1兆円となっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度上半期の入域観光客数は、前年同期比の81.8%の減となっております。厳しい状況が続いております。このため、令和3年度の入域観光客数及び観光収入につきましては、航空会社のヒアリング等を踏まえた上で、観光関連団体の代表者や有識者で構成されておりますアドバイザー会議において検討

をしまいたいというふう考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今の段階で目標がないということは、予算の要望もいろんな目標数に対していろんな政策を打つわけですから、今の段階でまだ決まっていないという理解でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 今のところ、観光収入や観光客数、次年度についてははっきりと固まってはおりませんが、それと並行しまして前年度の予算額ですとか、それから観光収入、観光客数も踏まえた上で次年度コロナ禍の影響も踏まえまして、いろんな総合的な観点から加味しまして予算は組み立てていくものでございます。必ずしも厳密に次年度の入域観光客数とかというのをきっちり打ち立てた上で次年度予算を今の段階でそれと全く比例した形で定めていくというものではございませんので、そういった形で今予算編成は別途考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 新聞によると、コンベンションビューローが来年度の目標は700万人、国内670万人、海外30万人というふうな報道もされましたけれども、アドバイザー会議ではその辺の数字については何か議論はされたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 沖縄観光コンベンションビューローで目標値を出されたことは承知しておりますけれども、それも含めた形で現在アドバイザー会議で県としての観光客数をどうするか、目標値をどうするかということも今検討されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは、(2)番にもつながると思うんですけども、今後目標の設定、指標といいますか、今までは量の拡大も含めて入域観光客数1200万人だったり、1兆1000億というような観光収入を目標として21世紀ビジョンでは掲げているとは思いますが、これだけ環境が激変すると下方修正といいますか、いろんなことを加味しながら、もちろん目標に向けていろんな取組をすることが必要だと思うんです。量から質への転換という言葉もいろんなもの

に見受けられるんですが、具体的にこの辺の視点、どのような方針をお持ちなのか御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御指摘のとおり、量から質への転換ということでございますけれども、特にこのウイズコロナ時代におきましては、防疫面ですとか、受入体制の強化というものを図りまして、自然、歴史、文化などのソフトパワーを最大限発揮しまして、滞在日数の延伸ですとか観光消費額の増加など、沖縄観光の構造を量から質へ転換する必要があるというふうに考えております。そういったことも含めまして、今後目標指数の設定を考えておりますけれども、先ほど申し上げましたアドバイザリー会議におきまして、入域観光客数ではなく、例えば県民や長期滞在者も対象に含めた延べ宿泊者数などが適切ではないだろうかというような意見もございますので、そういったことも含めて引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続いて(3)番目に行きますけれども、スポーツアイランド沖縄としての目標と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） スポーツアイランド沖縄の形成に向けましては、観光に寄与する取組といたしまして、スポーツコンベンションの開催を推進しております。21世紀ビジョン実施計画におきます令和3年度の目標は700件となっております。課題ですけれども、受入れスポーツ施設の充実ですとかコロナ禍におきます安全・安心な受入体制の整備というふうに考えております。

県としては、引き続き沖縄県スポーツ協会ですとか県内競技団体、市町村等の関係機関と連携をしまして、スポーツアイランド沖縄の形成に向けまして、各種の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 スポーツアイランド沖縄というのは、私も今、春のキャンプだったり——実は沖縄総合事務局ともいろんな情報交換する中で、今資料をちょっと一部送りますけれども……。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 今、iPadのほうに掲示されて

いると思うんですが、この3-①という資料は県の取組、国や総合事務局の動きというものを頂いた資料からまとめてみました。総合事務局においては、2017年8月に——右下のほうですけども——沖縄スポーツ・ヘルスケア産業クラスター推進協議会というのを立ち上げて、2年の3月現在で150団体が加入しているということもあります。

申し上げたいことは、総合事務局、国として一生懸命いろんな取組を行う中で県との連携がどのようになっているかも非常に気になるんですけど、特に私が申し上げたいのが、FIBAのワールドカップ2023年、この間開催まで1000日のカウントダウンボードが沖縄市に設置されたようです。県と沖縄市、それから関係団体の取組といいますか、連携状況どのようになっているかちょっと教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたスポーツ・ヘルスケア産業クラスター推進協議会ですけれども、沖縄県からも私が委員になっておりますし、一方で沖縄市からは副市長の仲本さんが委員となっております、そういった中で連携というのも図っております。

議員もおっしゃいましたFIBAに向けましてもこれまでも数回意見交換を行うなど取り組ませていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これFIBAについては、2023年開催ですけれども、ハード面、高速道路から——この間土建部長の答弁があったかと思っておりますけれども、道路の問題。それからソフト、ホテルいろいろマスコミのいろんな体制。我々も実は日本のバスケット協会の方々をお呼びをして、一度全部の議員、バスケット経験者中心に勉強会も行ったことがあります。一番大きな大会ですし、これも物理的に可能かどうか分かりませんが、ぜひ、アメリカのプロバスケットチームが沖縄に来てくれると非常にいいなという話も出ました。宿泊施設は安全面からクルーズを使うであるとか、またいろんな話もありました。その中でやはりある意味、基地の中で練習もできるでしょうけど地元のキングスとの交流であるとか、いろんなことが生まれてくるのではないかと。単に予選を——8試合でしたか——行うだけではなくて、この辺もやはりいろんな意味で米国チームが沖縄に来てくれることのメリット、相乗効果はとっても大きいと思いますので、これは県だけの動きではなくて国全体での動きにもなる

かもしれませんが、その辺もぜひ御尽力をお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 今、資料出ていると思いますが、これは琉銀が出した資料らしいんですが、総合事務局からもらいました。プロ野球キャンプの経済効果です。この資料にあるように額で言うと、支出額86億円ぐらいの支出、宿泊から始めて下のほうに表があります。これも私以前から申し上げているように、キャンプは、例えば1チーム50名であれば50人が1か月1500人泊ですけれども、入域者数で言うと50人しかない。前も申し上げましたが500人、5000人のクルーズからすると10分の1、100分の1しかない。そういうことではなくてやはり経済効果を見るべきではないかということは何度も今まで申し上げています。それで質への転換も含めて、やはりこの経済効果をちゃんと見るためにプロ野球の後の大学野球であったり、いろんなこの野球場の設備の使い方も各市町村任せではなくて、県全体としてこの辺の受入れを調整して、なるべく空く時間がないような仕組みもぜひ考えるべきではないかというふうに思います。

そういう意味ではプロ野球の経済効果も含めて、ぜひ文化観光スポーツ部がスポーツアイランド沖縄をしっかりと推進できるように我々も協力してまいりたいと思いますので、その辺について再度部長としてのコメントをお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御指摘のとおり、プロ野球あるいはサッカーにつきましては、一義的には市町村が受入窓口となって受け入れているわけですが、当然県としてもそういったもろもろの調整とか、そういったことは市町村と連携をしながらうまく歩調を合わせて取り組んでいると認識しております。これからもそういった形で市町村と連携をうまく図りながらスポーツアイランド沖縄の形成に向けまして鋭意取り組ませていただきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では、(4)に行きたいと思います。

下地島空港の活用状況、我々会派でも視察を行ってまいりました。それからまたホテル業者の方々ともお話ししました。そのときにやはりGoToキャンペー

ンは非常に影響が大きいということで継続してほしいという話とか、それからプライベートジェットの話も少し出ました。もし県で把握していれば、下地島空港へのプライベートジェットの就航といえますか、どのくらいの件数があるか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 下地島空港の活用状況についてお答えいたします。

下地島空港は、パイロット訓練飛行場として運用されておりましたが、大手航空会社による訓練撤退後、空港及び周辺用地を有効活用するための利活用事業を進めているところであります。平成31年3月には、第1期の利活用事業者による国際線等旅客施設事業が開始され、令和2年11月末時点において、国内線3路線が就航している状況でございます。令和元年度の乗降客数は約12万6000人、訓練実績は2283回となっております。

御質問のプライベートジェット機については、今のところ特段就航があるという状況ではないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 地元の人に聞くと、プライベートジェットも乗り入れているというふうな話があったんですが、県としては把握していないという理解でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 県のほうで管理事務所を設置しておりまして、その就航状況については一応把握しているつもりではございますけれども、公的な機関が——海上保安庁ですとか公的な機関が訓練をしたり、離発着したりする場合もございまして、定期便もございまして。そのトータルの回数等は集計しておりますけれども、プライベートジェット機が何機ということについては今手元に統計上の資料がないという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これも聞いた話なんで私もデータを持っていませんけれども、プライベートジェット

で来た方が、先ほど言ったホテル——1泊30万くらいと言いましたか——の部屋に1週間泊まると。30万で7泊すると210万ですよ。通常、このホテルが1泊2万だともう100名分ぐらいの売上げになるわけです。ですからそういったプライベートジェットについても県が積極的に誘致をするような考え——例の宇宙旅行でしたっけ、謝花副知事がゴーサインをした。その社長にも私実は会いました。やはりああいうところに来る——もちろん定期便で来る方もいるでしょうけれども、そういったプライベートジェットの利用、例えば那覇空港だともう非常に厳しいということもいろいろ聞いています、プライベートジェットの利用の仕方が。格納庫も本当は欲しいという話がありました。久米島にも行きたいという方がいらっしゃったんですが、やはり給油の問題もあって、これはやはり宮古のほうが私はプライベートジェットのいろんな誘致をするためには、一番可能性があるのではないかという気もします。できれば格納庫の設置も含めて国・県、いろんな形で予算を取りながらそういったプライベートジェットの方々、先ほどの質の向上という意味では、観光客の質という意味で私はこういったの方々、富裕層の方を海外から招き入れることも必要だと思います。ですから先ほど来言っているように、人泊数も大事です。1泊当たりの単価を上げることも、もう1泊してもらうこともろもろそういったことも含めて、土建部だけではなくて、もちろんこれは文化観光スポーツ部も、それから全庁挙げて取り組んでいただきたいと思いますが、副知事、このことについてコメントあれば。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 議員の御指摘につきまして、観光戦略の中でも高付加価値の観光ということでマッチすると思いますので、今後データの把握も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひ質の向上も含めて、人数、例えばプライベートジェットで来る方は数名かもしれませんが、そういった方々が何十万の部屋に泊まるということも事実だそうなので、ぜひお願いしたいと思っております。

続いて2番に行きたいと思っております。

新型コロナウイルス対策について、補正額、予算の総額、部局ごとと執行額の内訳等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県におきましては、今回の11月補正を含め8次にわたる補正予算で総額約

1411億円を計上し、全体での執行率は10月末時点ですが64%となっております。主な部局の予算額及び執行率は、商工労働部が約621億円で49%、保健医療部が約375億円で34%、子ども生活福祉部が約347億円で87%、文化観光スポーツ部が約31億円で65%となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 特に、これは我々医師会から9月の下旬ぐらいにいろんな要望書をもたらしたんですけれども、そのときに慰労交付金であったり、医療従事者向けの宿泊施設確保事業の支払いが相当遅れているということでありました。この2つに絞って今どのぐらいの執行率が教えてもらっていいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず空床確保に関する事業については、10月末時点でございますが、執行率は1.2%でございます。それから、慰労金につきましては10月末時点で97.0%でございます。

○西銘 啓史郎君 休憩です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） すみません。

医療従事者向けの宿泊事業については細事業でございまして、今手持ちがございません。

申し訳ありません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひ後ほど資料も欲しいと思っております。

次に行きますけれども、次の(2)番目の保健所の現状、設置件数と伺いますか地域保健法制定されてから、どんどん統廃合されたと聞いていますが、その人員体制と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在、本県には、県の保健所が5か所、那覇市の保健所が1か所、合計6か所の保健所が設置されておまして、職員数は県が246名、那覇市が102名となっております。また保健所は感染拡大時には電話相談、それから陽性者の入院調整、積極的疫学調査などの業務が大幅に増加しま

したので、その体制の強化が課題となってございました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今回私もコロナ感染で、保健所、それから県の総括情報部や議会事務局の方々、いろんな方々の御尽力で入院して回復することができました。保健所からいろいろ電話があって私も非常に気になるのが、保健所の今の課題といえますか、いろんな人的不足も含めてですけれども、県としてこの今5か所のみでも構いませんが、人的な体制についてどのように考えているのか、もし分かればお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） やはりそのような課題がございましたので、保健所への会計年度任用職員の配置でありますとか、コールセンター業務について外部委託をして相談業務を強化しました。

それから保健所が担う陽性者の入院調整がございしますが、それを本庁の対策本部で一元化して行って保健所の負担軽減を図ってきたところでございます。

ちなみに保健所の会計年度任用職員は合計しまして、これは県分ですが、15名配置しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 保健師の種類について御説明をお願いします。4種類あると聞いてるんですが、保健師の種類ですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 保健師職につきましては特に種別はございませんけれども、県や市町村に勤務する行政の保健師と、それから民間で産業医のような形の産業保健師というような方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私のほうで、ヒアリングというか情報もらった中では行政保健師、病院保健師、産業保健師、学校保健師という方がいて、行政保健師の方が圧倒的に多くて病院の実務経験が少ない方々も今回コロナの影響で、本来やるべきことがなかなかできていないということも耳にします。ですので、保健所の機能としてしっかりコロナを機に見直すところは見直していただいて、過重労働にならないような体制をぜひ組んでいただきたいと思います。これは要望しておき

ます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (3)番目のこれまでの総括と今後の体制等についてですけれども、第1波、第2波といえますか、この間にいろんなデータの分析をして、仮説・活用、対策、評価をするべきだと思うんですけれども、今現在これまでの総括と今後の体制についてどのように取組をするのか、御説明お願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず4月からの第1波と申しますか、大きな感染拡大を経て、県としましては拡大時の推計の患者数を把握しまして、それに基づいて病床確保計画であるとか、警戒レベルを設定するというような形で取り組んでまいりましたが、8月にさらに大きな感染拡大がありまして、想定以上の拡大になったということもございました。

また、第2波については完全に終息し切ったわけではなくて、その後じわりじわりと今増えている状況でございしますので、なかなか検証というのは難しいところもございします。緊急事態宣言の発出やそれから県民への外出自粛などこれまでも対策を取ってやってきておりまして、今現在は県民への市中感染が主な拡大の要因になっているということもございしますので、県民への周知活動に力を入れているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひ県民へのいろんな数値の発表については、特に私いろいろ感じるんですけれども、いろんな率——何とか率何とか率、陽性率だったり、それから移入率ですか、いろんなデータを出しているんですが、分子と分母がよく分からないときがあるんですね。例えばホテルの使用数についても四百幾つの分母のはずなの、何か違ったり、他府県でも確保できているのと確保予定なのが分母が違ってももちろん率が上がってきたりするじゃないですか。ですからその辺の定義をしっかりといただいて、正しい数字を発表していただかないと、例えば県外からのお客様で感染した例が何%っていうときにも知事が3%、2.8と使ったり、実際にはどう計算しても1%台じゃないかというような声もあります。ですのでぜひ数字の使い方についてはしっかりお願いしたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 私はコロナ、我々会派も感染をしたことを踏まえて、やはり一番気になるのが感染者イコール犯罪者とまでは言わないにしても、そういうことを感じたメンバーもいたと思います。それ以外の方でも、豊見城のある議員が新報に出てましたけれども3回、やはりそういう思いをする方は大変つらいと思うんですね。ですから条例の中でも多少記載はしてますけれども、そういったことを抑える努力は県としてもっとしっかり取り組むべきではないかなというふうに感じましたので、これも要請をしておきます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 本当は知事本人といろいろやり取りしたかったんですが、知事の政治姿勢について伺います。

まず(1)番目、もう3年目に入りました。任期4年の折り返しとなっていますけれども、残り2年間、知事がこれまでの成果、当初からの課題についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県におきましては、経済や文化、教育福祉、保健医療、基地問題など様々な分野において施策を展開しており、知事が掲げた公約の全てに着手しているところです。例としましては、住民税所得割非課税世帯等の高校バス通学費補助の子供貧困対策や、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備等を推進しています。

経済分野では、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく諸施策を推進し、昨年には入域観光客が1000万人を超え、雇用情勢が大幅に改善されるなど、着実に成果を上げてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大がこれまで積み上げた成果に打撃を与え、観光関連産業をはじめ多岐にわたる業種で大きな影響を及ぼしております。

県としましては、深刻な打撃を受けた県経済の回復に向け全力で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事の選挙前の「新時代沖縄」という資料を私も入手をして、今お手元に配信しました

けれども、概略だけを抜粋してみました。その中で副知事にお聞きしたいんですけども、知事がいないので。公約実現というのはいつまでに行うものだというふうに考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 公約の実現は、この任期4年間で実現するというものが基本だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この資料の中にありますけれども、知事の実施政策っていうのが289項目——かぶっているのは抜きましたけれども、これだけの項目を実現したいというふうに言っているんです。見てみるとこれ本当に手をつけているのか、全て着手したという話をしてましたけれども、着手をすればいいのか。先ほども言いましたように、1期4年の間に実現すべきものだと私も思います。ですから知事がこの間の記者会見で、0点というふうに発言したことは非常に私も残念でして、要は部下の皆さん方のいろんな50点とかの前段はありましたけれども、やはり自信を持ってこういうふうやってるということを僕は言うべきだと思います。

知事、今日いらっしゃらないのであれですけども、いずれにしても知事の公約について、この中でも見ると実は私はこの知事の公約、当選した後に一番期待したのが一般質問でもさせてもらいました万国津梁会議。いろんな意味でこれだけ書いている経済交流、文化交流、教育・人事交流ということで、沖縄の発信力を高めて、自立的発展につなげていきますということを書いていました。これも私大分期待をしたんですが、今、先ほど来るように万国津梁会議がちょっと違う方向に行きかけてないかなと、いろんなことで非常に危惧するところでもあります。細かいことは抜きにしてもとにかくこの公約一つ一つを本当に実現できるのかどうか、この2年間にかかってくると思いますので、執行部については我々議会としてもしっかりチェックをしながら、議論していきたいと思います。

(2)番目に行きます。

那覇軍港移設についてですけども、先ほど来いろんな答弁がございました。百条委員会を設置されたことを副知事、どう受け止めてますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 那覇港管理組合において百条委員会が設置されたということは承知しておりますけれども、これは那覇港管理組合において議員の御指摘を受けての設置ですので、これはしっかり真摯に対応していただくことになるだろうと思っております。

す。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと9月定例会一般質問2日目の最後の中川議員の質問に対して、アンケートについては取り消さない、ちゃんとやりますと法的に何も瑕疵もないということをおっしゃっていましたが、その翌日、ここで開会冒頭に知事がお話をされました。その経緯、夜、2日目の議会が終わった後から、朝の発表があるまでの経緯を説明してもらえませんか。どういったことが、どこで、誰とどんな話をして決めたのか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 中川議員からの質問の後に、知事のほうでもう一度、那覇港管理組合の職員を知事室に呼んで事実関係、そして議員からいろいろ御意見いただきましたので、浦添市、那覇市の反応、それに対する那覇港管理組合としての対応、考え方などを聞いたところです。それ以外にも与党の議員からもいろいろ御意見などもいただきました。そういったことを総合的に判断しまして、まずはある意味、浦添市、那覇市に対しての説明が十分ではなかったということ、知事は管理者として確認されたとして、まずは意識調査を一時止めて、しっかりと両市に説明することが大事だろうということで翌日そのように説明がなされたというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 結果としてそのアンケートを止めたことは評価をしたいと思いますが、また再開をするとかしないとか、百条委員会が開催されている中で議論が出るということも非常に不可解に感じます。

続いて(3)番目の、沖縄振興のための制度提言については割愛させてください。答弁を準備した企画部長、すみません。申し訳ありません。

(4)番に行きたいと思います。

政策参与の提言実績等について伺います。

先般、政策参与についてはどういったことを求めるのかという質問に対しても役割があるということで、おのおの参与からどういった提言が今までされたのか、お答え願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 現在、沖縄県におきましては、政策参与として3名の方がいらっしゃいます。

照屋政策参与につきましては、しまくとぅばや沖縄空手を担当いただき、第1回沖縄空手国際大会の開催や、沖縄空手振興ビジョンロードマップ策定などに進言をいただいております。

金城政策参与におかれましては、健康・長寿を担当いただき、予防医療の観点から県民の健康維持、新型コロナウイルスの予防対策に関し、進言をいただいているところでございます。

さらに亀濱政策参与につきましては、離島振興、女性の地位向上に関し、調査研究を進めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これもぜひ、税金を使って手当をお渡ししているわけですから、参与がどういったことをしたのか、勤務実態がどうなっているのか、この間は資料で頂きましたけれども、私はホームページでも公表すべきだと思います。この方々がどんな活動をしているかということも含めて、次期のいろんな判断も含めて県民にも分かるようにぜひお願いをしたいと思います。

最後に、離島の自衛隊配備について伺いますけれども、答弁はいつも同じことなんで、私ちょっと確認をしたいと思います。

知事はよく民意とおっしゃいますけれども、石垣と宮古も4年前、3年前、市長選挙、議員選挙で私は民意は出ていると思うんですが、公室長の見解をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、行政運営に当たり、民意を尊重することは重要なことだと考えておまして、当該市長選挙におきましても、そういった民意が示されたということについては承知をしているところでございます。一方で自衛隊の島嶼配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としましては、こうしたことを踏まえ、政府に対しまして地元の理解と協力が得られるよう十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともにスケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私が申し上げたいのは、民意と

いうものをどのように捉えるかは、もちろん民主主義の世の中なので選挙の結果も一つでしょうし、今の公室長の答弁を聞いていると、地域に分断を持ち込まないとか丁寧に説明しているというのは、100%賛成でなければできないような感じがするんですね。では逆に100%反対でなければできないってこともあるのかという気もするんです。ですので辺野古の反対、県民投票の7割が反対したことも事実ですが、賛成もあったという事実もあります。知事がよく言う誰一人取り残さないという大きなテーマ、私は物理的に誰一人取り残さないことは世の中で100%できるかということ、これは難しいと思います。

いずれにしても申し上げたいことは、知事の政治姿勢の中では残り2年間で掲げた公約を実現するために、我々としても是々非々でいろんな予算についても議論をしていきたいと思っています。

知事におかれましては、一日も早い御回復を心よりお祈りして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 宮古地区選出、会派沖縄・自民党の下地康教でございます。

所見を交えて一般質問を行いますので、当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

本県では、新型コロナウイルス感染拡大により県内医療機関においてコロナ患者の病床を確保したことにより一般病床数が制限されております。一般病床数が満床に近づき、医療逼迫の緊張が高まりつつあります。またインフルエンザの流行期を前に、さらに医療体制が逼迫することが予想されることから医療関係者、介護関係者の皆様方の御奮闘と御苦勞に敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

1、離島における新型コロナウイルス感染防止対策について。

(1)、感染拡大による観光関連事業の落ち込みや航空便の運休による農畜水産物の出荷停滞、外食産業の落ち込み等から来る農林水産物の需要低下を受けた値崩れなど、離島における新型コロナウイルスによる影響は甚大でございます。それらの分野における県の支援体制を伺いたいと思います。

(2)、去る9月議会で、宮古地区における新型コロナウイルス感染防止対策宮古地方本部と地元関係機関との連携強化を図るといふ答弁をしておりますけれども、現在地元関係機関との効率的な情報共有がなされ

ているとの声が聞こえておりません。どの関係機関とどのような連携が図られているのか具体的に伺いたいと思います。

(3)、多良間地区ではこれからサトウキビ収穫を迎え、労働者不足を解消するため季節工員が来島する時期でございます。島の医療体制を守り、島民の安全・安心を確保するため、季節工員が来島する前にPCR検査を実施する必要があると考えるが、この件についての支援対策をお伺いいたします。

2、尖閣諸島問題について。

(1)、来日した中国の王毅外相は、去る11月24日の記者会見で尖閣諸島周辺海域において日中双方の公船以外の船を周辺海域に入れられないことで事態の改善を図ると提案しております。これは、領土・領海における日本の主権を揺るがす重大な事案であるとともに、宮古・八重山地域を含む沖縄県全体の漁業振興において譲れない死活問題でございます。地元沖縄県知事として日本政府へ中国に対する抗議の要請を行うとともに、中国に対して毅然たる態度を持って抗議行動を起こすべきではないかというふうに考えますが、知事の姿勢を伺います。

3、農林水産業に係る問題について。

(1)、農林水産物不利性解消事業対象品目に係る紅芋加工品、カツオ、枝豆の追加について、去る9月定例会で質問したところ、関係機関との意見交換を踏まえて総合的に判断するとの答弁でありました。その後、関係機関とどのような意見交換が行われ、検討がなされたのか具体的に伺います。

(2)、宮古地区における畜産業では、令和元年度で肺炎、下痢、新生児異常、牛白血病等の疾病で476頭の牛が死亡しております。さらに令和2年度より、獣医師の1人減という状況が重なっており、この窮状において獣医師の増員は喫緊の課題であります。この件についての支援策を伺います。

4、下地島空港周辺用地の有効活用について。

(1)、平成25年宮古島市は、下地島県有地の農業利用ゾーン85ヘクタールを全て購入しております。本県における下地島の農業基盤整備計画の内容を伺います。また、下地島第3次利活用計画における募集を含めた事業計画の進捗状況を伺います。

(2)、下地島空港利用客の増加に伴う一般駐車場の拡張整備について伺います。

5、今後の過疎地域自立促進特別措置法の継続について。

(1)、新たな過疎法改正に取り組む知事の姿勢について伺います。また今後どのような法改正になること

が予想されるのかを伺います。

6、宮古地区における天然ガス資源の有効活用に向けた支援について。

(1)、本県における宮古地区での天然ガス資源活用計画の内容及び支援策を伺います。

7、宮古地区の観光利用における沿岸環境影響調査について。

(1)、長期的に見た観光客の増加による沿岸海域への影響を把握するため、定期的環境実態調査の実施について伺います。

8、多良間島における農林水産業について。

(1)、現在の農業用廃棄物を含めた産業廃棄物処理状況における現状と問題点をどのように捉えているのか。また、解決策となる産業廃棄物処理施設の整備支援について伺います。

(2)、土地改良における耕土深60センチメートルを確保するため、宮古島からの客土運搬について伺います。

9、多良間―石垣間の航空路線について。

(1)、多良間―石垣間の航空路線の再開計画の有無を伺います。また計画があるのであれば、そのスケジュールを伺います。

10、宮古島市長選挙について。

(1)、来年1月17日投開票の宮古島市長選挙において知事の支援を受けた座喜味氏が出馬を表明しております。知事はこれまで、辺野古基地問題や先島地域自衛隊基地問題など、県議会において座喜味氏と激しくぶつかってきております。そこでそれぞれの立場を支持してきた県民に対してどのようにこの状況を答えるのか伺います。

11、我が党の代表質問との関連について。

(1)、那覇軍港の浦添移設について。

那覇港は重要港湾であり、港湾法によっておおむね10年ごとに新たな港湾計画を策定することになっています。現在の港湾計画は、平成15年に決定され、既に15年が経過し、那覇港を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、時代に即した新たな港湾計画を早急に策定する必要があると思われます。また令和2年3月に発表された新沖縄発展戦略構想では、本県はアジアの中心に位置する地理的優位性から那覇軍港の有効な跡地利用を含めた那覇港と那覇空港の機能を連結し、今後10年間で臨空・臨港都市整備を実現するとしております。今回浦添市による軍港移設の意見の一致を見たことから、速やかに新たな那覇港の港湾計画を策定し、新沖縄発展戦略構想に沿ったダイナミックな沖縄振興を推進する必要があります。

しかし知事は、これまでになかった民港案を優先した港湾計画の策定作業を進めるとしております。このことは、結果的に那覇港の港湾整備が遅れることとなり、知事が自ら示した新沖縄発展戦略構想と矛盾するものであります。これは明らかに沖縄県の未来への振興・発展を阻害するもので沖縄県民の期待を裏切るものであります。

本件について知事の見解を伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

5、今後の過疎の在り方についての中の(1)、過疎法改正についてお答えいたします。

沖縄県では、新たな過疎法において過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに、今年度2度目の要請を行いました。要請先からは、全国法であるため本県の特殊事情を理由とする制度化は困難である旨の発言があった一方、全国的に財政力が弱い団体には配慮を検討したいとの見解をいただいております。

今後、年内に新法に係る指定要件等が示される予定であるため引き続きその動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、離島における新型コロナウイルス感染防止対策についての(1)、離島における観光関連事業者への支援策についてお答えいたします。

県では、離島を含め落ち込んだ旅行需要の回復を図るおきなわ彩発見キャンペーン事業をはじめ、感染症拡大防止対策を奨励するため民宿やツアーガイド等の事業者へ一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトを実施しました。また、貸切りバス等を活用した旅行商品へ補助を行うおきなわ彩発見バスツアー促進事業や、離島周遊の促進として離島へのチャーター便支援やメディアを活用した離島観光プロモーション等を実施しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長（長嶺 豊君） 1、離島における新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(1)、農林水産物輸送の停滞と需要低下に係る支援

策についてお答えします。

県では航空便の減便に対応するため、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の特例や航空物流機能回復事業により航空輸送体制を確保したところがあります。また、需要低下を受け6月補正予算においてちばりよ～！わった～農林水産業応援プロジェクト事業として約3億2000万円を計上し、子ども食堂等へのパイナップルなどの提供や学校給食への県産牛肉、マグロ類など水産物の提供、公共施設等での飾花・展示を実施し、県産農林水産物の消費喚起を図っているところでもあります。

次に(3)、多良間島に来島する季節工員のPCR検査を実施するための支援策についてお答えします。

多良間島の製糖工場では、製糖期間中において、県外等から多くの島外季節労働者を雇用しており、今期は47名を予定していると聞いております。

県としましては、十分な医療体制を有していない離島地域のサトウキビ・糖業に影響が生じないように、製糖事業者と連携し季節労働者の渡航前のPCR検査による水際対策及び製糖期間中の感染拡大防止について支援してまいります。

次に2、尖閣諸島問題についての御質問の中の(1)、尖閣諸島に関する中国外相発言についての質問にお答えします。

尖閣諸島周辺海域は戦前より沖縄の漁業者が利用している漁場であり、本県漁船が操業できなくなる事態は断じてあってはならないものと考えております。県はこれまでに国に対して要請を重ねてきており、去る10月7日にも、中国公船等による威圧行為を排除し、我が国漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化を図ることを内閣官房長官ほか関係大臣に対し要請を行いました。

県としましては、引き続き漁業者の安全確保について国に対して強く求めてまいります。

次に3、農林水産業に係る問題についての御質問の中の(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業に係る対象品目の追加の検討状況についてお答えします。

紅芋加工品については、保存が可能であり集約して計画的な出荷ができる加工品に該当し、加工品については国等との調整を経て補助の対象外となっております。カツオについては、漁協から要望があったことから沖縄県産品の優位性や事業効果について整理するよう求めたところであり、引き続き地元の要望を踏まえつつ新たな沖縄振興を見据え、戦略品目への位置づけについて判断していきたいと考えております。また、枝豆については令和元年度に伊良部島枝豆生産組合に

対して集出荷貯蔵施設の整備を行い、現在、宮古島市枝豆産地協議会に対して生産状況、生産体制及び今後の生産計画等の聞き取り等を実施しているところでもあります。

次に(2)、宮古地区の獣医師確保についてお答えします。

産業動物獣医師の不足については、本県を含め全国的な課題となっております。このため県では、安定的な獣医師確保と育成を図るため、1、獣医大学生を対象とした修学資金の給付、2、獣医大学訪問による説明会の開催、3、インターンシップの受入れなどを積極的に実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、新たな施策の検討も含め県内の産業動物獣医師の確保・育成に努めてまいります。なお宮古家畜診療所では、本年10月に2名増員し現在5名体制で診療を行っております。

次に4、下地島空港周辺用地の有効活用についての御質問の中の(1)、下地島の農業基盤整備計画についてお答えします。

宮古島市下地島の農業利用ゾーンについては、平成25年5月に農業振興地域の農用地区域に設定され、同区域の農業振興を図るため、区画整理、防風林等の農業基盤を整備する計画となっております。農業基盤整備の事業化については、営農計画の確立、農業用水の確保等の課題解決に向け宮古島市と調整を進めているところでもあります。

県としましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農業基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。

次に8、多良間島における農林水産業についての御質問の中の(2)、宮古島市からの客土運搬についてお答えします。

耕土深確保のための宮古島からの客土運搬については、現行の倍程度の事業費となり費用対効果等の観点から困難であると考えております。このため多良間村内の区画整理事業の予定地区内において土層の調査を実施し、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しているところでもあります。

県としましては、引き続き多良間村等と連携し島内地区間における客土等の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、離島における新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の

中の(2)、宮古地方本部と関係機関の連携についてお答えいたします。

宮古地域においては、4月15日に地方本部を設置し、関係機関と連携した取組を進めてまいりました。具体的には、宮古島市、県立宮古病院、宮古保健所が連携し、クラスター対策として夜の繁華街の巡回及び高齢者施設を対象とした講話を行ったほか、多良間村、県立宮古病院、宮古保健所が連携し、新型コロナ患者の移送訓練を実施したところです。また、軽症者向け宿泊療養施設については、宮古島市から保健師・看護師の派遣等をいただき運営を行っております。

今後も引き続き情報共有を密に行い、連携体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 4、下地島空港周辺用地の有効活用についての御質問のうち(1)、下地島空港の利活用計画についてお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用事業については、去る9月に第2期事業としてPDエアロスペース株式会社と下地島宇宙港事業の実施に向けた基本合意書を締結しております。

県としては、今後、新型コロナウイルス感染症の終息等、社会経済状況を踏まえて第3期利活用事業の募集を進め、宮古島市と連携しながら周辺用地も含めた利活用の促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に4の(2)、下地島空港の一般駐車場についてお答えいたします。

下地島空港においては、現在、国土交通省航空局の羽田発着枠政策コンテストにより、スカイマーク株式会社による羽田路線の暫定運航及びトライアル運航が令和4年10月末まで認められております。

県としては、その後の継続的な運航の見通しや、その他航空会社の運航状況なども踏まえて今年度、駐車場拡張の検討に必要な実態調査等を実施する予定であります。

次に11、我が党の代表質問との関連についての(1)、那覇港の港湾計画改訂についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、現在、浦添ふ頭地区調整検討会議において、浦添埠頭地区における港湾計画の方向性を導き出すための検討を行っているとのことであり、港湾計画改訂については、浦添埠頭地区における民港の港湾計画の方向性を導き出し、移設協議会において、那覇港湾施設の代替施設の位置が示され、民

港との整合性が確認された後、那覇港長期構想検討委員会、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て港湾計画の改訂となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 6、天然ガス資源の有効活用に向けた支援についての御質問の中の(1)、宮古地区での天然ガス資源活用計画についてお答えいたします。

宮古地区における水溶性天然ガスについては、平成26年度の県の試掘調査結果を受けて宮古島市が利活用計画を策定しており、平成29年度から3年間、天然ガス発電による実証事業を実施しております。昨年11月には、市がリゾートホテル開発事業者等と協議会を設立し利活用の検討を進めているところです。

県としましては、市や民間事業者に対して技術的な協力を行うとともに新たな振興計画において設備投資に関する支援策を検討する等、早期の利活用を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 7、観光利用における沿岸環境の影響調査についての(1)、観光客の増加による海域への影響把握についてお答えします。

県では、県内33か所の主要海水浴場で定期的に水質調査を行っているほか、13の海域で常時監視を行っております。その結果によると県内の海水浴場及び海域の水質は良好な状態を維持していると判断されます。一方、観光客の増加に伴う海域への影響については不明な点があることから、情報収集に努めるとともに専門家の意見を踏まえ、調査の方法等について検討してまいります。

次に8、多良間島における農林水産業についての(1)、産業廃棄物処理の課題と支援策についてお答えします。

多良間村では、農業用廃プラスチックや輸送に使用される段ボールの島内処理が追いつかないため大量に保管されている状況となっております。そのため本年度、県において小型焼却炉を多良間村に設置し、農業用廃プラスチックと段ボールを島内で効率的に処理するための焼却実証試験を行っております。

今後、実証試験の結果を検証・評価するとともに、引き続き適正処理を推進するために必要な支援方策の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 9、多良間―石垣間の航空路線についてお答えいたします。

令和2年3月に、第一航空株式会社が那覇―粟国路線に加え、石垣から多良間、波照間への路線についても就航の意向を示したところであります。このため、県では多良間―石垣路線について国と連携して、まずは同社と就航に向けた課題の整理を行っているところであります。

県としては、できるだけ早期の運航再開に向けて運航の安全性を確保しつつ、地元の理解を得ながら、引き続き国、地元町村、第一航空と連携して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 10、宮古島市長選挙についての(1)、宮古島市長選挙についてお答えいたします。

各地域の首長選挙においては、地域が抱える課題等の実情を踏まえてそれぞれの候補者が自らの考え方に従って立候補されるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 まず農林水産業に関する問題についてでございます。

農林水産物不利性解消事業の対象品目に関するお答えをいただきました。私この質問はもう3回目でございます。最初の議会の登壇からこの質問をしており、だんだん答弁の内容がクリアになってきております。やはりしっかりとその問題については、私の要望が実現するまで当局の皆さん方と一緒に頑張っていききたいというふうに思っております。

それと農林水産業に関する(2)のほう、令和2年よりの獣医師の問題でございますけれども、現在2人増強して5人体制でやっていただいていると、非常に感謝を申し上げます。県内においても獣医師が不足しているということでございますけれども、この支援体制をしっかりとスケジュール感を持ってやってい

ただきたいというふうに思っております。畜産業においては、宮古もそうなんですけれども、非常に伸び代があるというふうに思っておりますので、皆様方のほうで獣医師の確保ができるような支援体制とそのスケジュールをしっかりと提示していただきたいというふうに思っています。

次に、下地島空港周辺の有効土地活用についてでございますけれども、下地島の第3次利活用計画です。いろいろなプロジェクトを募集してやっているということでございますけれども、これはもう3回目です。なかなかうまく思うように活用が進んでいない。そこでやはり土地活用を十分できるように、現行法——例えば農振法であったりそういったものをいろいろと調整する必要があると思うのですけれども、それをしっかりとやっていただきたいと。そういう意味では、今の募集がいつ始まっていつまでに終わるのか。募集をしたところ今どういものが来ているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました。現在は第2期事業として下地島宇宙港事業の基本合意書を締結したところでございます。3期の利活用事業の募集につきましては、今現在、新型コロナウイルス感染症についての影響がかなり大きいところがございます。現在の社会経済状況では厳しいところがあると思っております。今後、終息の状況を見ながら募集の開始を決めていきたいとそういうふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 コロナはいつ終息するか分からないというところもございまして、まずは募集をしてその状況を見て募集期間を決めていくとそういう努力が必要だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息も必要だというふうに考えておりますが、周辺用地につきましては、利活用を図るために——先ほども答弁いたしましたけれども未買収用地、未登記用地もございまして。あと議員おっしゃるように農地を転用——無償で耕作している皆様がおられますので、その方々との話し合いも必要でございますし、農地の転用についても図っていく必要が

あるということで課題が幾つかございます。そういった課題解決の見通しも含めて、今後宮古島市と連携を図りながら課題解決に向けて取り組み、併せてコロナウイルス感染症の終息等状況を見ながら募集したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 いろいろな問題があるというのは分かっているんです。これを解決するのは時間がかかるというのも分かっています。しかし、これはやはり地元である宮古島市とその連携を深めるというのがポイントなんです。どういうふうにして連携を深めるのかということなんです。やはり地元の行政としっかりと話をしながら、地元の行政の役割は、どういうことをやればそれがうまくいくのかということをごひっきりと地元と協議をしていただきたい。そういうことでスピード感を持って、下地島空港の利活用を進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、同じ下地島空港なんですけれども、これは空港の一般駐車場の拡張に関する件でございます。

これは今回の議会にも陳情で上がっておりますけれども、下地島空港は2019年の旅客実績が12万6000人というふうになっておりまして、それからまたスカイマークなどによって1日6往復、成田、関西、神戸、那覇というふうに運航しております。そうすると2020年度は26万人ぐらいい超えるのではないかなというふうな予測をしております。今久米島空港が25万7000人で一般駐車場を379台持っております。そこで来年度といいますか2020年度は、下地島空港は久米島空港の利用客を抜くというふうに言われておりますので、少なくとも久米島空港規模の一般駐車場を整備していただきたいと思うんです。先ほどの答弁だとスカイマークは試験的にトライアル運航をしていると。それを見ながらということでございますけれども、これは我々宮古島のほうは観光客年間200万人を目標としておりますので、駐車場の整備をしっかりとやっていただきたい。それで調査をしているというふうにありますけれども、調査をいつまでに上げるのか、調査の予算は幾らなのかお答え願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今年度、駐車場拡張の検討に必要な実態調査を実施

することとしております。これから積算等を行いまして、今年度中に終わる予定で取り組みたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 もうちょっと力を入れて頑張りたいというふうに思っております。

次に行きます。

宮古島市長選挙についてですけれども、非常に簡単にお答えいただいております。これは、地元の私としては非常に重要な問題でございます。

まず座喜味さんは、以前は我々の仲間として玉城デニー知事とこの県議会でしっかりと論戦を闘った方でございます。要するに主張していることと、今知事とやろうとしていることがよく分からないというところがございまして、その辺知事の考え方をしっかりとお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

ここにいらっしゃる県議の皆さんは、大変地域の実情にも詳しくいろいろな県にも提言いただいております。そういった中において、今般座喜味氏は地域の課題等の実情を踏まえて自らの考え方に基づいて、立候補なされたということでございまして、我々としてはそれを見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これは、気持ちと考えが全く別々ですね、皆さん方の。だから地元は、地元の事情と言っておりますけれども、これは全く整合性が取れていないというふうに考えますので、今回我々はしっかりと宮古島市長選を勝ち抜いていきたいというふうに思っております。

最後に、那覇軍港移設の問題ですけれども、これは新沖縄発展戦略、これと全く矛盾するものでございまして、那覇港に関するものは非常にスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。その県が持っている新沖縄発展戦略との違いと矛盾しないということをしっかりとお答えいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 那覇港管理組合で現在、浦添ふ頭地区調整検討会議で検討を進めておりま

すけれども、スピード感を持って今年度末までに港湾計画の方向性を導き出すということで鋭意取り組んでいると承知しております。

何ら発展戦略との相違はないものと考えております。

○下地 康教君 私の見解と相当違っているようですけれども、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 会派沖縄・自民党、花城大輔です。

知事はこれ見えますか。

私のも見えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 実は昼休みに、11月30日放送のモーニングスマイルを仲間と一緒に聞いていました。持ってきたのが照屋守之さんでしたので、一番自民党で知事の心配をしていたのは、照屋守之さんだと思います。非常に明るい声で安心をしました。ぜひ、元気で戻っていただきたいなと思います。

質問に移ります。

順番を変えて5番からさせていただきたいと思います。

高等学校のいじめ問題について。

これは現状と対策について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によりますと、令和元年度の本県の高等学校になりますけれども、いじめ認知件数は205件で、昨年度より29件増加しております。各学校におきましては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、学校いじめ防止対策委員会の設置など、未然防止・早期発見・早期対応を図っております。

また、県教育委員会としましては、研修会等による教職員の指導力の向上や、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 高等学校でのいじめは小中のそれとはまた違う問題がいろいろとあるんだと思えますけれども、このいじめを理由、背景にした退学者というものは把握されていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

直近3か年でございますけど、いじめを理由とした中途退学の報告はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 実は8月に友人から相談を受けていまして、子供が夜眠れなくなって、朝起きられなくなって、毎日1時間ぐらいトイレに籠もるようになって、どんどん痩せていくという話でした。気がついたらいじめに遭っていたということで、非常に辛い日々を過ごしていたんですけれども、親御さんを心配させないために学校だけは休まなかったということで、かなり大変だったと思えます。それをいつまでも続けるわけにはいかないので、いじめられた側がそういう判断をするのは非常に本意ではありませんけれども、転学ということで環境を変えたいというふうに申し出たそうであります。

結論として、転学ができませんでした。理由は3つありまして、1つ目の理由は学校がある程度特定されるため、そして2つ目の理由は学校の名誉に関わることもなるんだろうと思うので言いませんでしたけれども、3つ目の理由がまたいじめに遭う可能性があるからということでありました。これは大きなお世話です。

この苦しんでいる生徒の環境を変えてあげて、もう一回頑張っていこうと、その気にさせるためにも非常に今回の結果は残念でありました。

親御さんも自分の子供を守るために学校や教育委員会に救いを求めたわけです。その結果がこれだったら、もう希望がなくなると思うんですけれども、教育長、この子をどうすればいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

今議員に御相談のあった件につきまして、先月末ですけれども担当課のほうから報告がございました。

私も結果を聞いて、何か足りない部分があったんじゃないのかと率直に聞きました。そうしたらやはりこの転学というのは、転学元と転学先の関係があって、またどういうふうな形で転学を決定していくかということを決めていくんですけれども、それについて生徒と保護者に対する十分な説明がなかったなというところはそのときに確認しました。どうしてそういうこと

が起こったのか、そういうことが今後起こらないようにということでもしっかりやっていきたい。

この間、生徒の特定はされないように今答弁させていただきますが、保護者との間、また学校、我々教育委員会も挟んでの間で、そのまま現在の学校に通学をするというふうな保護者からの報告もあったということ——ただ、それでもいじめが発生したという事案がございますので、丁寧に環境を見ていく。本人も見ていく。また変化があったらすぐに学校も組織で対応していくようにという形でやっていこうということです。当面、学校のほうでは学校いじめ防止基本方針を定めていますので、それにしっかり沿った形で丁寧にしかも迅速に対応するようにということで改めて認識をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今、その生徒は頑張っ学校に通っていますけれども、やはり学校生活は苦しいようであります。そして、やはり環境を変えたいという思いもあるということをお聞きしております。学校側も大変な部分もあると思いますが、まず若く可能性のある生徒を救っていただくようなことを優先していただきたいというふうに思っています。

質問移ります。

まず、1番に戻ります。(1)番から始めますけれども、沖縄振興計画、知事の政治姿勢の中の沖縄振興計画について。次期振計の取りまとめの際に、新沖縄発展戦略についての関係性、ちょっと聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新沖縄発展戦略は、新たな振興計画の策定に資するため、IT技術の進化やアジア経済動向等の時代潮流やソフトパワー等の沖縄の発展可能性などを踏まえ、中長期的な観点から重要な施策事項を取りまとめたものとなっています。新たな振興計画においては、総点検の結果に加え、新沖縄発展戦略を踏まえるとともにSDGsを反映させ、さらにはウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 その中で、今年2月の質問で富川副知事に答弁いただいた海底資源の件を聞きたいんですけれども、河野太郎沖繩担当大臣が来庁した際に、次期振興計画のメモのようなものを渡したという話があって、その中に海底資源開発のことが書かれていな

かったといううわさが独り歩きしています。そうであればひょっとしたら次期振計には海底資源開発は入らないのではないかという話にまでなっていて、非常に心配で質問するということふうな連絡を受けて確認をさせていただきたいと思っています。実際のところいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

議員御指摘の海洋政策につきましては、この報告書の中の161ページに、海洋都市構想の推進ということで県が計画した中に入っています。その中に海洋資源利用等々が入っていますので、これを推進するということは議員の御指摘と合致すると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ありがとうございます。

非常に付加価値の高い事業になりますので、もっと声高に話していきたいんですが、2008年頃にJAPICが発表した当時300兆円規模の試算があるということでしたけれども、隣国の脅威もあってなかなかその辺の報告が国民、県民に伝わりにくくなっているという実態もあります。なので何とか富川副知事、頑張っこの振興計画を通していただきたいというふうに思っています。また最近議長のところにも、この関係団体が要請に来たみたいですね。あと来年間違いなく開催される衆議院議員選挙でも全ての候補者にこの公約を入れてほしいというふうに歩き回っている団体もいると聞いております。ぜひ富川副知事、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、万国津梁会議の件なんですが、改めて確認をしたいと思います。

この万国津梁会議って何なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。」、それが21世紀ビジョンの基本理念ということで目指すべき将来像の5つでございますけれども、こういった将来像を実現し新時代沖縄を構築するために、有識者から意見を聴取して知事に提言をする万国津梁会議を設置した、それが万国津梁会議の設置目的となって

おります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今日、午前中もありましたけれども、万国津梁会議の委員がSNSを使って政治活動をしたと。これ非常に私は大問題だと思っています。企画部長が議会で取り上げられましたよというふうに連絡をしたんですね。その後本人から玉城知事に連絡があって、これまずいですかねと。いや、大丈夫、大丈夫という話になっていたということが聞こえてきたんですけど、本当ですか。非常にこれ軽く扱われているなというふうに思います。

では改めて確認をしますけれども、このような活動、本当に問題ないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

万国津梁会議ですけれども、これは法令に基づいて設置された附属機関ではなく、要綱に基づいて設置されたいわゆる会合という扱いになってございます。いわゆるその委員は特別職の地方公務員ではございません。私人でございますので、特段政治的な活動を制限されるものではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 午前中の答弁に引き続き非常に大問題だなと思います。県がお墨つきを与えてしまったと。やっていいんだよということであろうというふうに思います。また、過去にも質問のあった件なんですけど、この万国津梁会議のメンバーに夫婦がいたとか。これも問題ないという話でしたけど、どの行政担当者に聞いても、これおかしいと思いますよという話でした。県だけが問題ないと言っている。なのでこれも併せて県のお墨つきがあって、やりたいことをやってくださいというふうになっているんだろうというふうに理解をします。

また先月なんですけれども、万国津梁会議の委員長になっている方が県庁記者クラブで会見を行いました。これは国連から出された、沖縄県民は先住民であるからこれを保護しなさいと勧告されたことに対して、宜野湾市議会、石垣市議会、豊見城市議会などがその勧告の撤回を求める意見書を採択したことに対して、重大な懸念を表明するという会見であったそうです。そしてこの会見の中でこう発言しています。1つは、このような決議、いわゆる勧告を撤回しなさいという決議は「住民の権利を擁護する議会の重要な役割を破棄するものだ」と言った。なぜ議会で、市民に選ばれた議員が我々は日本人ですというような決議をす

ることが議会の重要な役割を破棄することになるのか。意味不明ですね。私には国連が沖縄県民に何の断りもなく、そのような勧告をしたこと自体が横暴であると思いますし、まさしく住民の権利を奪う存在だというふうに思っています。

また、このようにも述べています。この勧告を撤回せよという「議決が続くと、人権侵害をより助長させる」。なぜ市民に選ばれた議員が私たちは日本人ですというような決議を通すことで人権侵害がより助長されるのか。これも全く意味不明ですね。

このように公に議会そのもの、議員そのものを非難する行為を行っている人が本当に万国津梁会議の委員長としてふさわしいと思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今議員おっしゃった内容について、すみません、ちょっと承知しておりませんでしたけれども、万国津梁会議の委員として任命といえますか、選定した方はそれぞれSDGsについての知見が深いということで選任して、沖縄らしいSDGsについて活発な御議論をいただくということを期待して万国津梁会議の委員として選任したところでございます。

その議員がおっしゃるような御発言があったかもしれませんが、これについては有識者の個人的な御意見であるというふうに認識するところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 企画部長は分からなかったと。

副知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

万国津梁会議の委員の方がそういう発言したというのは詳しく私は存じておりませんが、先ほど来申し上げているように、このSDGsに関する見識に基づいてアドバイスをお願いするためにやっているわけで、この範囲はSDGsの範囲なんです。それは、その本人は基本的人権とか表現の自由とか持っておりますので、委員になったからそこまで束縛するというところに

はならないという考えをしております。ですから、それはあくまでも責任は発言をした御本人にあるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 人選に問題があったということですよ、間違いなく。そのことを認めないで、個人の権利とかそういうふうに問題をすり替えてはいけないと思いますよ。

我が党の代表質問で、末松議員から、万国津梁会議は憶測で物事を判断しているというふうな発言がありました。そうではありませんという答弁でしたけれど、これ私もそうじゃないと思います。憶測で物を言っていないと思います。意図的に言っていると思います。県民をミスリードするために、非常に悪質ですよ。例えば那覇軍港が遊休化しているとか言いますが、あれは普段ちゃんと使うことができ、有事の際に機能発揮するからいいんですよ。湾岸戦争のときにあそこが砂漠色の車両で埋め尽くされていたのをみんな忘れてますよ。そして、辺野古の工事が完了しても普天間飛行場返ってこないとも書いていますね。これは恐ろしい話ですよ。この件については改めて見解を聞きたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） こちらに米軍基地に関する万国津梁会議のレポートがありますが、基本的な考えとして、このレポートを見る限り引用文献とかたくさんありまして、自分だけの思いで言っているのではなく、いろんなデータを集めてそれを検証して、この意見とこの意見の違い、ここは大事なところ。これが学問的には論文を書くときの基本の姿勢です。ですから中身の考えについてはともかくとして、その科学的な根拠に基づいて一つの理論構成をしているというふうに思いますので、少なくとも憶測という定義が難しいんですが、本人が思うままに科学的な根拠がないという意味での憶測には当たらないと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 じゃ県としては本当かもしれないし、違うかもしれないと思っているわけですか。

これはあるSNS上のコメントに、稲田大臣コメントを悪用して返還がされないというふうに発信している方がいるので、私ここで否定をしていきます。

これ国会答弁の中で、返還条件が整わなければ普天

間飛行場は返還されないのかと問われた際に、仮に協議内容が整わなければ返還条件も整わず、普天間飛行場の返還がなされないことになると。ここだけ切り取っているんですよ。でもその後に、そのようなことがないように返還条件が満たされ、普天間飛行場返還の実現の支障とならないように対応をしていきますとはっきり言っています。そして次の大臣の小野寺防衛大臣も、辺野古完了後も普天間飛行場が返還されないという状況を全く想定していないと。稲田大臣も国会でそのような答弁をしたと承知をしておりますと答弁をしています。また、防衛省の職員でさえも普天間飛行場が返還されなければ我々が一番困るとさえ言っているんですよ。一生懸命仕事している方々が。こんなふうに多くの人の思いがあつた飛行場返還の中にある際に、辺野古ができて普天間返ってこないよ、そういうことは私は許されないと。またそのレポートを読むよりは、国の責任者に確認をしたほうがいいと思います、直接。こんなのを読むよりは。

例えば岸大臣と会いましたね、防衛大臣と。聞きましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今花城議員からございますところの、普天間飛行場の代替施設で確保されない長い滑走路を用いた活動のための、緊急時における民間施設の使用の改善と。これは普天間飛行場の返還の8条件の中の一つとなっております、これを踏まえましてこの万国津梁会議の提言においては、有事において使用できる民間空港を供用できなければ、辺野古新基地が建設されても米軍の戦略に大きな穴が空くこととなるとした上で、最悪の場合、普天間飛行場が返還されずに米軍による使用が続く可能性があるということを記述されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君

これですね、さっき言ったのは、あらゆる前提があつてとか可能性とかではなくて、岸大臣に直接聞きましたかと聞いているんですよ。最初からそう言って答弁すればいいんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

この件につきましては、実は負担軽減推進会議の作業部会がございまして、県のほうから質問をさせていただいております。なぜ普天間飛行場の代替施設で確保されない長い滑走路が必要とされ、民間施設であることが返還条件とされているのかとこの観点で聞かま

したところ、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善について、具体的な民間施設が決まっているわけではないということをお答えいただいております。そういった話をいただいているところです。

一方、最初冒頭で議論になりましたところは、この提言についての6ページのほうにございまして、この中ではいわゆる政府側の辺野古が必要だということに対して一つ一つ有識者としての見解、考えを持っているわけですが、その場合もGAOの指摘を文言を入れて展開しているということで、先ほど富川副知事からもありましたように、そういった様々な文献などを活用した上でこの見解を述べている。最悪の場合、普天間飛行場が返還されず米軍による使用が続く可能性があるという表現は、そういったGAOなどの報告なども受けてやっているということです。繰り返しになりますが、県のほうもしっかりとその分について確認をさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 だからいろんな情報とかいろんな文献とかありますでしょう。しかし、岸防衛大臣に直接聞いたほうが早かったんじゃないですか。聞いて確認をしましたかって言っているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 岸防衛大臣には具体的な細かい話になりますので、様々な基地問題に関する要望書を提出しました。そういう時間はありませんでしたが、我々はこの部分についてはしっかり作業部会で聞こうということで確認をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 判断材料、間違えていますね。

最後に申し上げますけれども、私はこの万国津梁会議の委員全てがふさわしい人物だとは思っていないです。その目的と照らしてしっかりとこの事業の目的を遂行させるために再構築するべきだと思っています。

そして万国津梁会議という名前にはいいイメージないですよ。違う名前でもう一回県民のために、また県政としてもフェアな手法で取り組んでいただきたいと思っています。

次の那覇軍港の浦添移設については、月曜日の人をお願いしたいと思います。

国境の防衛についての見解を伺います。

これは今までも領空侵犯、領海侵犯、沖縄県民は危険な状態にありました。そして先日の王毅外相のコメントで具体的に非常に危険な状態に高まってきている

というふうに思います。県はこの国境離島の危険がさらに高まっている中で、県民を守るためにどのような対策を取らないといけないと思っているのか、これ聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 花城議員の御質問でございますけれども、沖縄県を含む我が国が独立国として国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための必要最小限度としての自衛力は必要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 あと国民保護法の観点からもあらゆる有事の際に備えて、準備しておく必要があるというふうに思っています。非常に今危険な状態だと思えます。そんな中、離島の自衛隊配備については認めると言いながらも宮古や石垣やあらゆる離島の基地建設等に関しては非常に曖昧な態度ですね。その中で私がいつも思うのは、住民の理解が得られるように求めるというふうに県は言っていますけれども、住民の十分な理解が得られたという状況は具体的にどのような状態ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員の御質問の、住民の声が十分に得られた状態とはどういう状態かということでございますけれども、今先島における自衛隊配備につきましては、宮古島保良地区においては、配備予定周辺の保良部落会、七又部落会でも配備反対の決議を行っているという状況でございます。石垣島についても配備予定地周辺の於茂登、開南、川原、嵩田地区の公民館が配備に反対をしているというふうに承知をしております。こうした状況にあることから、県においては自衛隊において地元住民に対する十分な丁寧な説明が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この丁寧な説明とか、住民が納得す

る状況というのを具体的にやっておかないと、浦添でできなくなりますよ、沖縄県。浦添市民が納得できるような説明、やり方が決め切れなくなりますよ。準備しててください。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 ワシントン事務所についてもいろいろやりたかったんですが、1点だけ確認させてください。来年の予算にもこれ入る予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県における米軍基地問題の解決促進を図るためにはやはり米国におけるワシントン事務所の活動が重要であることから、次年度においても予算を計上したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 では、予算特別委員会でやりたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 では土建部長、辺野古の埋立ての進捗状況について説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況について、埋立事業についてでございますが、10月末時点で沖縄防衛局に照会しましたところ、埋立区域②-1について既に所要の高さまで埋立てが完了し、埋立区域②については約6割となっているとの回答がございました。当該回答に基づきまして県において埋立承認願書に記載された埋立土量で試算したところ、埋め立てられた土量の割合は、埋立区域②-1及び②においては約24.6%、事業全体においては約3.8%と推定されます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 9月に確認させていただいたときと、数字的にはあんまり変わってないような報告でしたけれども、写真で見ると大分変わってきていますね。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 知事は昨年の首里城の焼失や、豚熱の問題、また新型コロナウイルス対策ということで、非常に忙しくされていると思いますけれども、その全てがまだ道半ばですね。その中で唯一目に見えて進捗が確認できるのが、このことなんです。知事が就任してから2年間、話し合いによる解決と言いつつ、ここまで進んできている。そして一歩も状況が変わってきていない。このことについて見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 知事の就任前のこととなりますけれども、翁長知事のときから、普天間飛行場については県と政府といろいろ意見交換もしました。集中協議も行いました。玉城県政になりましてからも集中協議を行いまして、県として大浦湾については大変厳しいのではないかと軟弱地盤の話などもしたということです。その際に、撤回などについての議論なども行って、ぜひここは一度中断して県としっかり対話に応じて、今後の対応についてやっていただきたいということを申入れしたところですけども、政府のほうにおかれましては、残念ながら国交省のほうから裁決が出されたということで、そこで工事がまた再開されたということでございます。その結果、訴訟に発展したというのがこれまでの流れであります。

県としては政府に対しては、その際県からの申出に対してしっかりと——多くの行政法学者からも批判のある国交省による裁決ということではなく、県としての対話に応じていただきたいというのが感想でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 何度かこの対話の交渉のボールはどこが持っているのかという議論もさせていただきましたけれども、この交渉のボールは相手が対話に応ずるものを投げなければ物事は動かないんですよ。これまで動かすことができなかったわけですよ。具体的な一手というものを2年たっても出し切れない。今後どうするんですか。変化していく海の状況をパネルで見ただけですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今、県のほうとしましては、様々なことを検討しております。そのことについては、また知事がしっかり復帰しましてから確認して対応方針をできるだけ早くお示しできればと思います。

県としては過重な基地負担の軽減のためにも、そして普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためにも様々なことを今検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 県民に対して、できないことをできると言ってしまうと、その気にさせて何も示すことができない。これじゃ公約違反ですよ。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 我が党関連のほうに行きたいと思えます。

末松議員の代表質問の泡瀬干潟の件です。

これは名護市の羽地で保護区になったところは全ての開発ができなくなっているけどというふうに末松議員が説明したとき、私は承知しておりませんというふうな答弁がありました。これなぜですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

代表質問において末松文信議員から、再々質問において羽地内海のお話がありました。

羽地内海周辺は、国の指定する鳥獣保護区及び特別保護地区となっております。環境省が所管となっております。そのため、名護市や環境省沖縄奄美自然環境事務所に問い合わせたところ、昭和62年頃、国道58号の渋滞緩和の目的で線形改修工事を行った際、国指定屋我地鳥獣保護区・特別保護地区内にある真喜屋湿地が道路により内海と切り離された形となり、真喜屋湿地を埋め立てて活用する話があったとのことでございました。

その後、平成28年9月には同鳥獣保護区の指定公聴会で名護市長から真喜屋湿地において隣接する羽地の駅と併せて、地域振興の拠点として利用計画があるため、基本計画を策定し協議を行いたいのので特段の御配慮をよろしく申し上げますとの意見が出されております。その基本計画策定に当たって、平成29年6月、7月に環境省やんばる自然保護官事務所に名護市役所がヒアリングしたところ、同事務所から羽地内海は全

国的にも特に重要な地域として特別保護地区に指定されている。整備をするとしても、環境施設としての位置づけがないと厳しい。また沖縄県自然保護課からは、埋立整備をするとなると、世界自然遺産登録を目指す3村と真逆の方向、人工的な話になるため、環境保全の形を取るのが最良かと思う。国がボックスカルバートを入れてまで保全している内水面のため、かなり重要な場所だと考えられる。整備するには環境調査が必要であるといったような意見が出ております。

それを踏まえ、名護市では平成29、30年度に環境調査を実施したところ、貴重種が確認されております。その結果を踏まえて今年3月に名護市が策定しました基本計画の中では、環境調査の結果を踏まえると、内水面の開発・改変を伴う利用は困難と判断されるとして同湿地を生態環境保全ゾーンに位置づけ、内水面の重要な種の保全と自然観察、環境学習での利用等、基本方針として環境に配慮した歩行者動線の整備などを検討しているというところは確認してございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ここまで丁寧に調べるおつもりであれば、私は承知しておりませんで終わらせずに、そう言えばよかったんだろうなというふうに思っていることと、あと名護の問題が分かってないのに、泡瀬は大丈夫ですってなぜ言い切れるんですかという話になるんですよ。なので、そういうことをやっていると、信頼が失われますよっていうことを伝えておきたいと思えます。

そして、沖縄市で説明会を開く計画があるというふうに聞きました。この対象者とその趣旨を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） ラムサール条約湿地に関しましては、沖縄市東部海浜開発推進協議会や、沖縄市東部海浜開発推進議員連盟から9月の時点で反対との要請を受けております。その際に、私のほうからラムサール条約の登録湿地に関する概要、あるいは泡瀬干潟の重要性について説明をさせていただきたいとお願いしたところ、説明を受けることについてはよろしいというふうなお話がありました。そのため、沖縄市東部海浜開発推進協議会、また沖縄市東部海浜開発推進議員連盟等、地元の関係者を対象に今月中に地域説明会を開催したいと考えております。

○花城 大輔君 趣旨。

○環境部長（松田 了君） 失礼しました。

このラムサール条約湿地への登録や鳥獣保護区・特

別保護地区の指定に関する概要と効果、それから泡瀬干潟の重要性と、泡瀬地区の今後の振興に係る地元の意見を踏まえた県の考え方を説明したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 当初、おとといの答弁を聞いたときに解せないなと思ったのは、市も、有志である市議会議員の議員連盟も反対と言っている。反対と言っているのにそこで終わらないのはなぜかなと思っているんですよ。しかも、足を運んで説明までしたいという。そして重要性を説きたいという。

では、市長や議員たちは重要性を理解していなかったから反対したってことになりませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 沖縄市東部海浜開発推進協議会、また議員連盟の方々から反対の要請を受けましたときに、やはり鳥獣保護区に指定すると開発ができなくなる懸念があると。また、指定そのものには反対ではないけれども、まだ時期尚早でないかといったような意見がございましたので、私のほうからそういった点について県の考え方を説明させていただきたいというふうにお問い合わせをしたところ、説明会の開催については了解をいただきましたので、そういった点を説明させていただくための説明会というふうに考えてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 後ろの人が都合のいいことだけ言っているとかが言ってますけど、これ住民で賛成の人も反対の人もいることなので、あまり引っ張ってほしくない私は思っています。これで説明会をして、いろいろとまた混乱や対立や、そういったことが起こり得る可能性があるというのは非常に問題だと思っています。県がこの保護区指定をすることを非常に重要視していることは理解はしますけれども、いつまでもこの問題で沖縄市側またその関係者を悩ませるようなことはしないでいただきたいなというふうに思っています。

答弁はいいです。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 こんにちは。

会派沖縄・自民党の仲田でございます。

まずもって、玉城知事におかれましては早めに回復をし、体調を整えてまた本会議場でお会いできることを期待しております。

それでは一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、次期県予算の概算要求について。

内閣府は、令和3年度沖縄関係予算の概算要求額3106億円を計上しました。それは沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに係る予算であり、同ビジョンは県が主体的に策定した基本計画で県の裁量が問われる第5次振興計画であることは言うまでもありません。その裏づけとなる予算が要求ベースとはいえ、前年比84億の減額になったことは長年国の流れを見てきた県民の一人として残念でなりません。

そこで伺います。

ア、沖縄振興計画の最終年度となる令和3年度の概算要求額は、3106億円と過去最低額を更新し、一括交付金は減少を続けている。昨年までの好調な観光産業も新型コロナ禍により厳しい状況を迎えておりますが、知事の考えをお聞かせください。

イ、知事、県は3000億円台の確保と新型コロナウイルスの対応経費を求めているにもかかわらず要望は盛り込まれなかったようです。そのことに対して見解を伺いたい。

ウ、酒税軽減措置など、7項目の税制改正の期限も1年延長が要請された。河野沖縄担当大臣も必要な予算確保と税制改正に向けしっかりと取り組むとコメントしているが、県の評価を伺いたい。

(2)、新たな沖縄振興に関する県の考え方について。

去る10月28日に国の沖縄振興審議会が開催され、内閣府から沖縄振興の検証に関する中間報告が発表されました。現行の沖振法の下で推進された各種施策により、リーディング産業の成長、就業数の伸び、社会資本整備における製造業の県内総生産は着実に増加しているものの、全国と比較していまだ低い水準にあるなど、引き続き問題も指摘されております。

そこで伺います。

ア、今後、県は次期沖縄振興特別措置法の継続について、どのようなやり方とスケジュールで国に求めていくのか聞かせてください。

イ、国の中間報告では、観光関連産業は、感染症等の外的な変化に脆弱な面があり、また、他の産業への波及効果も弱く沖縄観光の在り方を大局的な視点から考える必要があるとの課題が示されたが、県の考えを

伺いたい。

ウ、同報告において商工労働部門では、労働生産性の向上を図る観点からも、沖縄の情報通信産業のさらなる高付加価値化に向けた取組が課題と指摘されているが、その対応策を伺いたい。

エ、農林水産部門においても、海外に向け新たな需要の開拓や観光をきっかけとした農林水産業の推進の強化が課題とされているが、答弁を伺いたい。

オ、内閣府は、年内で最終報告書を取りまとめるようであります。県として、内閣府が示した課題を速やかに解決し、そして新たな沖縄振興計画を策定しなければならないと考えるが、知事の所感をお聞かせください。

2、新型コロナ禍による雇用問題について。

コロナ禍による企業経営が悪化する中で、中小企業や小規模業者の廃業が雇用や取引先企業等に連鎖的に影響をもたらしているとの報道がありました。既に従業員を解雇せざるを得ない企業も出ており、リーマンショック以来の経済の低迷で企業の雇い止めのあおりを受け、新規高卒、大卒の人生設計にも少なからず影響をもたらすものと危惧しております。

そこで伺います。

(1)、新型コロナ感染拡大による、これまでの失業及び解雇の現状について伺いたい。

(2)、次年度における新規高卒、大卒の就職内定率について伺いたい。

(3)、新型コロナ感染拡大による影響で、悪化した雇用を確保し暮らしを守る、それは行政と議会の責任であります。この現状と経済の立て直しについて、県の対応・対策を伺いたい。

3、豚熱の補償と鳥インフルエンザについて。

2018年、平成30年度以降断続的に全国で発生した豚熱は、今年1月本県においても34年ぶりに感染が確認されました。うるま市、沖縄市を中心に約1万2000頭が殺処分され、心を痛めた記憶が鮮明に残っております。ワクチン接種による国外への輸出停止をはじめ、県全体の被害は大きいものがあると考えております。特に周囲10キロ以内の移動制限された養豚農家が68戸に及んでいるとの報告もあり、補助策が急がれております。また本土においては、鳥インフルエンザの感染が相次いでおり、島嶼である本県は豚熱同様対岸の火事ではなく、しっかりと防疫対策に取り組む必要があります。

そこで伺います。

(1)、殺処分や移動・搬出制限等で出荷できず、規格外・等外による損失や飼料代・保管費などの補償に

ついて県の進捗状況を伺いたい。

(2)、説明会での殺処分については、国が10分の10、それ以外の損失に関しては、県が2分の1、国が2分の1補償すると理解してよいか伺いたい。

(3)、ワクチン接種による海外への輸出規制・禁止でベトナム、タイ、香港、シンガポール等への出荷ができなくなりました。その影響について伺いたい。

(4)、県外との交流が多い本県においては、研究・検査体制の整備や防疫体制の強化に向けて獣医師などの増員、人材育成確保が必要との指摘もあるが、県の考えを伺いたい。

(5)、鳥インフルエンザ感染が香川県の養鶏場を中心に4県に拡大し、野鳥に関しては北海道、新潟、鹿児島県の3道県で確認されている。県への侵入防止、水際対策を伺いたい。

4、新過疎法について。

今日まで、過疎法が適用されてきた本県の小規模離島をはじめ、本島北部の山間地は昭和55年以来、あらゆる過疎対策事業の実施により道路や生活基盤整備の下、教育や福祉などに一定の成果を上げてきました。財政力が脆弱な自主財源が限られている離島市町村は、幅広い事業運営を過疎債で賄ってきております。その依存度も高く、生活及び行政コストが割高となる条件不利性を考えると、今後の過疎対策においても国の支援が必要であることは言うまでもありません。

そこで伺います。

(1)、過疎法は現在18市町村で適用されており、来年3月末で期限が切れる。新過疎法になると適用される市町村は、どの程度想定しているか伺いたい。

(2)、知事は新過疎法において同法の適用延長あるいは継続を訴えてきたが、どこどこに要請を行ってきたか伺いたい。

(3)、新過疎法は御存じのとおり議員立法であります。要請箇所を回り、感触・反応はどうだったかお聞かせください。

5、教育問題について。

そこで修正をお願いしたいと思います。

(1)の修学支援の修は、修めるではなくて、就職の就に直していただきたいと思っております。その項目の就は、全部就職の就に直していただきたいと思っております。

(1)、就学支援について。

経済状況が厳しい困窮家庭の子供に学校給食費や学用品代を補助する就学援助制度が注目を集めております。就学援助の内容と実施状況、そして資格応募者への周知・広報活動について伺いたい。

(2)、児童生徒の問題行動について。

県教育庁は、令和元年度の県内児童生徒の問題行動・不登校調査で、暴力行為やいじめの認知件数、小中学校の不登校、高校の中途退学がいずれも前年度より増え、全国平均を大きく上回ったと公表しておりますが、現状と対応策について伺いたい。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての中の(2)、沖縄振興特別措置法の継続についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の継続については、41市町村長の総意であることを確認しており、知事からも国の関係要路や沖縄振興審議会において、その必要性を説明したところであります。また、来年4月に予定している新たな沖縄振興のための制度提言の中において同法と同法に基づく特別措置の延長を要望することとしております。

沖縄県としましては、市町村と一丸となってその延長の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア及びウ、沖縄振興予算の概算要求等に関する県の評価についてお答えいたします。1(1)のアと1(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和3年度沖縄振興予算の要請に当たっては、財務省から示された「要求額は、基本的に、対前年度同額」との概算要求基準を踏まえ、3000億円台の沖縄振興予算の確保、一括交付金の増額等について要望いたしました。9月末の内閣府の概算要求は、総額3106億円に加え、自然災害への対応等に必要な経費等が事項要求されております。具体的には離島活性化や子供の貧困対策に係る経費等が増額要求されるとともに、新たに沖縄観光サービスの創出支援事業が盛り込まれたほか、一括交付金は今年度予算を71億円上回る1085億円が要求されております。

沖縄県としては、去る11月に概算要求の満額確保が図られるよう関係要路へ要請し、河野沖縄担当大臣からは、財務当局としっかり話をし満額を取れるように頑張ってもらいたいとの御発言をいただきました。

今後もあらゆる機会を捉え、満額確保に向けて取り

組んでまいります。

次に1の(1)のイ、沖縄振興予算の3000億円台確保とコロナ対応経費についてお答えします。

去る9月30日に示された内閣府の概算要求では、今年度予算を上回る総額3106億円が要求されております。また、新型コロナウイルス感染症への対応としては、新しい生活様式に配慮した長期滞在型の新たな観光サービスの開発を支援するための予算5億円が計上されたほか、現下の地域の実情に即して必要な事業の組立てができるよう沖縄振興一括交付金は増額要求されており、沖縄県の要望を勘案していただいたものと受け止めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のウのうち、内閣府の税制改正要望についてお答えいたします。

内閣府による税制改正要望は、令和3年中に期限を迎える7つの沖縄関係税制について、沖縄振興特別措置法の期限に合わせて1年間の延長を求める内容となっており、県の要望に御配慮いただいたものとなっております。

県としましては、内閣府沖縄担当部局をはじめ関係機関と連携するとともに、県関係国会議員及び県議会議員各位の御理解と御支援を賜りながら、税制改正要望の実現が図られるよう取り組んでまいります。

同じく1の(2)のオ、新たな振興計画についてお答えいたします。

去る10月28日に公表された国の沖縄振興の検証（中間報告）においては、観光・リゾート関連をはじめとする11の分野と一括交付金、税制などの政策ツール別に検証が行われ、現行計画の現状と課題が示されております。新たな振興計画については、本県が実施した総点検の結果等を踏まえるとともに、新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進め年内に取りまとめることとしております。国において取りまとめられる最終報告については、県が来年に取りまとめる新たな振興計画（素案）の中で反映させたいと考えております。

次に4、新過疎法についての(1)、新たな過疎法の影響についてお答えいたします。

本年9月に公表された新法の素案では、過疎地域を定める人口要件のうち、昭和50年または昭和55年から平成27年までの人口減少率を算定基準とすること等が検討されております。

同要件に基づき県において試算したところ、現行の

過疎市町村18団体のうち半数以上が新法の適用から外れる可能性があります。

同じく4の(2)と(3)、新たな過疎法に係る要請について、4の(2)と(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、新法において本県の過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、7月と11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに過疎法が議員立法であることを踏まえ、国政与党の過疎対策特別委員会の委員などに対して要請を行っております。要請先からは、全国法であるため本県の特殊事情を理由とする制度化は困難である旨の発言があった一方、全国的に財政力が弱い団体には配慮を検討したいとの見解をいただいております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、国の中間報告の沖縄観光の課題についてお答えいたします。

これまで県が担ってきた誘客の取組は一定の成果を上げてきましたが、一方で、観光客の滞在日数が短く、観光客の増加が必ずしも経済の循環につながっていない等の課題があることは認識しております。ウイズコロナの時代における旅行形態においては、新たな生活様式を取り入れた上で、沖縄の強みである豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、滞在日数の延伸や観光消費額の増加など経済の循環につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢についての御質問の(2)のウ、沖縄の情報通信産業のさらなる高付加価値化に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄の情報通信関連産業は、立地企業数や雇用面で一定の成果を上げており、今後は労働生産性の向上が課題と考えております。このため、さらなる高付加価値化に向けて、AI、IoTなど先端IT等を活用した実証事業、県内IT企業と観光業、農業、医療、交通など他産業との連携による新サービスの創出支援、高度人材育成に取り組んでおります。また、コロナ禍において、Eコマースやテレワークなど新しい生活様式に合致した新たなビジネスモデルが求められており、県内IT企業と他産業との連携によるデジタルト

ランスフォーメーションを促進し、稼ぐ力の向上を図ってまいります。

次に2、新型コロナ禍による雇用問題についての御質問の中の(1)、失業及び解雇の現状についてお答えいたします。

令和2年10月の完全失業者数は3万人、完全失業率は4.0%で、前年同月と比べ、9000人の増加及び1.2ポイントの上昇となっており、いずれも7か月連続で悪化しております。また、沖縄労働局によると、新型コロナウイルス感染症に係る解雇・雇止め等見込み労働者数は、11月27日現在で1514人となっております。

同じく(2)、大卒の就職内定率についてお答えいたします。

厚生労働省によると10月1日現在の大学生の就職内定率は、全国で69.8%となっており、前年同月比で7ポイント低下しております。本県の状況については、今後沖縄労働局から公表される予定ですが、全国と同様に厳しい状況であると予想されます。そのため県では、相談体制の強化や合同企業説明会、出張セミナーの追加開催など支援強化を図っているところであります。引き続き大学等と連携し、新規学卒者の内定率向上に取り組んでまいります。

同じく2の(3)、雇用の確保と経済対策についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき雇用調整助成金の活用促進や、県独自の上乗せ助成を行うなど、雇用の維持を図るための施策を重点的に実施しております。また、就職困難者等への再就職支援や生活支援、新規学卒者の就職支援等の取組を強化しております。あわせて、県融資制度による資金繰り支援のほか、事業者の需要回復に向けたプロモーション支援や収入確保のためのEコマース導入支援など、感染状況を踏まえた重層的な対策を実施しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のエ、海外需要開拓と観光との連携による農林水産業の強化についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき海外展開や観光産業等との連携などフロンティア型農林水産業の振興に係る施策を推進しております。具体的には、輸出体制強化のため、海外販路開拓や、高度衛生管理型荷さばき施設等の整備、観光土産品等の商品

開発支援や、施設整備補助等による6次産業化の推進などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、海外展開など農林水産業の強化を図ってまいります。

次に3、豚熱の補償と鳥インフルエンザについての御質問の中の(1)、豚熱で影響を受けた農家への損失等への対応についてお答えします。

今回の豚熱発生により防疫措置を行った10農場につきましては、12月2日現在、8農場が交付決定済みで、そのうち7農場については支払いまで完了しております。残り2農場については、交付申請に向け国から要求のあった帳票等を提出したところであり、また、移動・搬出制限を受けた農場においては、国との調整がおおむね終了した2農場について11月補正予算を計上したところであり、残りの農場につきましても算定が整い次第、随時、予算を確保してまいります。

次に(2)、豚熱における補償等の負担についてお答えします。

今回の豚熱発生により防疫措置を行った農場については、県が算定し国が決定した額を手当金及び特別手当金として国が全額交付することとなっております。また、移動制限・搬出制限を受けた農場に対する助成金については、一旦、県が全額を支払い県が助成した額の2分の1を国が負担することとなっております。なお、国の助成対象とならない事項につきましては、豚熱に係る手当金等評価チームのヒアリングに基づき、県独自の支援策を検討し、対応してまいります。

次に(3)、ワクチン接種による豚肉の輸出への影響についてお答えします。

本県において今年1月の豚熱の発生に伴い、豚熱ワクチン接種を行っていることから、生鮮豚肉が輸出できない状況となっております。なお、香港においては、ハムやソーセージなど豚肉加工品の輸出は可能となっており、県産畜産物輸出体制構築事業により豚肉加工品の輸出を進めてまいります。

県としましては、全面的な輸出再開のためにも食品残渣の加熱処理など飼養衛生管理基準の遵守徹底を図り、ワクチン接種の終了に向けて取り組んでまいります。

次に(4)、獣医師確保の県の取組についてお答えします。

近年の国内では、豚熱や鳥インフルエンザが続発している状態にあり、家畜伝染病防疫対策等に携わる獣医師の確保は畜産振興を図る上で重要であると認識しております。

県では、今年、国が示した獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針に基づき、県計画についても改定作業に着手しております。

改定する県計画では、引き続き獣医師確保について獣医大学訪問による説明会の開催やインターンシップの受入れなど、獣医師確保による防疫体制の強化を図ることとしております。

次に(5)、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策についてお答えします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ養鶏農家を対象に立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検、補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また、11月27日には、養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など注意喚起を行ったところであり、

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、新型コロナ禍による雇用問題についての御質問の中の(2)、新規高卒の就職内定率についてお答えします。

県教育委員会調査によると10月末現在の県立高校の就職内定率は、28.8%となっており厳しい状況にあります。県教育委員会では、県外事務所と連携した職場開拓や関係機関等と連携し、県内経済団体等へ雇用確保の要請を行ってまいりました。また、学校に対しては、オンライン面接の対策等の就職活動に役立つ動画配信や外部講師による出張講座を行うなど支援の強化を図っております。今後も学校や関係機関と連携し、高校生の就職内定率向上に取り組んでまいります。

次に5、教育問題についての御質問の中の(1)、就学援助の実施状況等についてお答えします。

就学援助は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等や医療費、給食費を援助する制度で市町村の単独事業としてその実情に応じて実施されております。入学前の支給については、令和元年度までに26市町村が実施し令和2年度には新たに3町村が実施する予定です。制度の周知等については、各市町村において入学時や進級時の資料配布、広報誌への掲載等、様々な取組が行われております。

県教育委員会としましては、援助が必要な児童生徒に支援が届くよう、市町村と連携を図りながら制度の適切な実施に努めてまいります。

同じく5の(2)、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学の現状と対応策についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査によりますと、小・中・高校の暴力行為の件数は2687件、小・中・高校及び特別支援学校のいじめの認知件数は、1万4895件となっております。また、小中学校の不登校児童生徒数は3406人、高校の中途退学者数は1422人となっており、うち県立高校については、平成30年度より31人少ない756人となっております。

県教育委員会としましては、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりや、スクールカウンセラー等を活用した初期対応、関係機関と連携した組織的な支援を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございます。

時間も残り少ないので、かいつまんで質問させていただきます。

まず、新型コロナ禍についてであります。今部長からの答弁では、普通の非正規あるいは正規の失業率あるいは解雇率のお話がありましたけれども、一番弱者と言われる障害を抱えた方々、そういった方々に関しましてはどういうふうな現状になっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

障害者に対する支援ということですが、県におきましては、障害者就業・生活支援センターと沖縄労働局、関係機関と連携を図りながら支援体制を取っているわけですが、南部圏域におきましては、新たに障害者就業・生活支援センターを増設しまして支援体制の強化に努めているという状況がございます。

それから沖縄労働局、県教育委員会等と連携しまして経営者協会等の経済団体——これは9団体でございますけれども——そちらに対して障害者の雇用機会の確保創出に向けた要請を9月4日に実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 嘉数部長、労働局からの資料では今年の上半期だけでも障害を抱えた方々が今随分路頭に

迷っているという状況があります。しかも9月は、障害者雇用促進月間になっているわけです。その時期にも障害を抱えている方々の仕事がなくなっている。ただでさえ弱者である障害者の皆さんが大変困っているという実情もあります。そういったところをしっかりと加味していただきたいと思います。

その反面、福祉のほうになりますか、訪問介護ヘルパーに関しましては、有効求人倍率が15倍を超えている。つまり成り手がいない。こういうような状況が報告されているわけですが、この新型コロナで、仕事はいっぱいあるけれども働き手がいない。結局、制度はあるけれども人手がない。介護料は支払いしているけれども介護が受けられないという状況があるわけですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 介護事業所における従業員の確保については、コロナ禍にかかわらず人材が不足がちな中、このコロナの影響でさらに人材の確保が困難な状況が生じているところではございます。引き続き県といたしましても介護従事者に対する慰労金の支払い等も行っているところでございまして、各事業所において安心して仕事ができるような感染症対策への支援ですとか、あとは処遇の改善、加算の取得などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 過疎法についてであります。富川副知事中心に一生懸命国への要請もそれから今後も努力するということなんですが、私たちは去る10月に与那国、石垣、宮古、先島地域を視察し、研修させていただきました。その目的の一つに、新過疎法に対して離島としてどう対応させていくかという勉強会もやってきたつもりであります。ですから、過疎債を含めて、特に竹富に関しましてはその過疎債もないと、ほとんどの事業が大変厳しいですよというお話もございましたので、ぜひよろしく願いいたします。

教育長、教育は国家百年の大計と言われます。教育なくして人材育成もありませんし、私たちの地域形成も成り立っていきません。その中で、子供たちの教育、特に小学校、中学校の児童生徒の中に、学校に行きたいけれども学校に行けない事情、その子供たちが不登校児童だと言われております。怠け学の怠学が長期欠席で不登校という呼び方もありますけれども、行きたいけれども学校に行けない子供、その子供たちが今現在、この不登校の中に入っております。その不登校の子供たちを今後私たちは地域の大人として、何をどうし

なくちゃいけないかということが問われてきているわけです。そのことは地域の学校やPTA活動の中でも、いじめとか不登校は永遠のテーマだと言われてきております。ですから、今文科省が、各市町村、地方自治体に一生懸命歩いて歩いているのが、不登校特例校というものだと思うんですが、そのことについてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

議員御指摘の特例校の件でございますけれども、これは平成17年の学校教育基本法施行規則が改正されて、その中で、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施することができる学校ということで、平成17年に新たに制度化をされているところでございます。現在、全国で16校実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 この特例校は、今現在沖縄で実施されている、あるいはフリースクール等含めて構わないんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 現時点で県内ではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 特例校を希望すれば、地方自治体の教育委員会を通して文科省に申請をし、それを認めていただけるということもありますので、そういった次代を担っていく子供たち、その子供たちは間違いなく将来の沖縄県を担っていく子供たちでありますので、責任ある大人として一生懸命、教育長を中心に現場の先生方も叱咤激励しながら頑張らせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 沖縄・自民党、又吉清義、議長から一般質問のお許しがありましたので、入らせていただきます。

まず、1点目に、コロナ感染の現状についてお伺いいたします。

これまでのコロナ感染者の年齢別の分析について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型コロナウイルス感染症陽性者の合計は11月30日時点で4326名

となっております、そのうち20歳未満が8%、20代~30代が34%、40代~60代は44%、70代以上が14%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 すみませんが、パーセンテージ述べた直近のものはないですか。ネットでは12月3日も4日も出ておるんですが、一番直近の人数でどのくらいになるかをもう一度改めて丁寧に説明していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 12月4日、本日時点の数でいきますと、すみません、ちょっと細かくなりますが、90歳以上が86名、80代が201名、70代が341名、60代が567名、50代が631名、40代が773名、30代が693名、20代が808名、10代が258名、10歳未満が124名、年代非公表が12名ということで4494名でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ありがとうございます。

次に、この感染している方の死亡、重症、軽症、無症状の割合は、今日現在累計でどのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 陽性者の割合につきましては、11月21日から27日の1週間の状況について御説明したいと思います。重症者が0.9%、中等症者は23.9%、軽症と無症状者は75.2%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 パーセンテージとついでに人数まで言ってもらったら非常に助かりますが、12月3日のものによりますと、陽性者が4398人、入院が421、重篤者26名、その他が390名、死亡が69名となっておりますが、大体直近このような数字で間違いはないですか。退院は3908名ですけど。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 12月4日時点の入院中の方が210名でそのうち重症が5名、中等症が87名ということで、入院療養と調整中が49名、宿泊施設療養中が93名、自宅療養中が80名ということになっておりまして、入院勧告解除等がそのうち3995名でございますので、死亡退院が72名、合計で4494

名ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このように、今コロナについては毎日、何名の方々が感染をし、何名の方々が死亡したとよく報道されているんですが、この沖縄県、1年間で死亡する方というのは調べてみたら、1万2000名余りもいるんですね。コロナ以外にも。そうした場合に、沖縄のこの5大死因、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患、老衰等でお亡くなりになった方というのは年間どういう割合になっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 申し訳ありません。今手元に資料がなくて、後でお伝えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 コロナが発生してこれまでお亡くなりになった方は、残念なことに69名いらっしゃるんですけれども、この5大死因について、悪性新生物でお亡くなりになった方が年間3095名もいるんですよ。コロナの69名どころじゃないんですよ。残りあと4大死因、老衰でお亡くなりになった方だけでも935名ですね。特に70代から80代の方でお亡くなりになった方は何名か御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 申し訳ありません。これもちょっと持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 持ち合わせていなければどうしようもありません。

本当に人数はコロナ以上なんです。10倍どころじゃないですよ。そして特に、悪性新生物、年間、沖縄だけでも3095名の方々が亡くなる。しかし、何の措置もされていない。そうですね。正直言って県挙げて国挙げてこれに向けて取り組むわけではない。その中で、ほかの角度から、次、質問いたします。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、6月18日に通達されている「新型コロナウイ

ルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」という通知文が皆さんに来ているかと思います。この中で都道府県等の公表する死亡者数等はどうなることをしなさいとうたわれて、皆さんどのようにこれを取り扱っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国の通知によりますと、「新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、厳密な死因を問わず、「死亡者数」として全数を公表する」とことという通知になっておりまして、県としましてもこの通知に基づいて死亡者数の報告をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうですね。要するに陽性者であれば死亡の原因は問わないと。陽性者であれば全員コロナにしなさいということですよ。やはり、コロナでお亡くなりになったのか、基礎疾患でお亡くなりになったのか、これはしっかりと公表しないと。今皆さんが発表している69名、全員コロナでお亡くなりになったと勘違いしませんか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国の通知によりますと、陽性者でありまして死亡したというところについては、コロナとして公表するという基準になっております。

それから、実際に直接の死因がどうであったかというところは、非常にその峻別は難しいというところもございまして、そういった意味でこういう公表になっているというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 難しいのもよく理解できます。しかし、正しく情報を発信しないと。皆さん6月18日以前まではこれはしっかりやっておりました。2月にも4月にもその通達が来ておりますから、だから6月18日の後から急にこの人数が増えております。その辺もやはり県民に正しく周知徹底するべきじゃないかなと思います。

そこでまた伺います。

この(5)番目ですが、PCR検査方法の各検査場のサイクルというのは、どのように皆さん設定をされているか御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 検査の流れというふうにお答えさせていただきたいんですけれども、濃厚接触者等、保健所が医療機関から回収した検体、そ

れから保健所において採取した検体は、県の衛生環境研究所やO I S T等の衛生試験所において行政検査としてPCR検査を実施しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ちょっと、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 部長、そういうことじゃなくて、例えば世界中のPCR検査、どのようにやっているか。一番分かりやすいかなと思って、サイクルという表現を私しておりますが、大体、日本が40から45サイクル、カナダが30から40サイクル、米国で40サイクル、台湾で35サイクルです。これは何を意味するかは、皆さん御理解していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、45サイクルまでは回しております、40サイクルまでであれば陽性として捉えているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、このサイクルが40から45サイクルであると。これ数値が上がれば上がるほど陽性反応はどのように反応いたしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げましたけれども、40から45までを取っているということですが、それ以上になるとやはり何回も回してコピーになりますので、そこは信憑性が薄くなるということによってやっていないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） サイクルを上げれば上げるほどコピーをしてやっていくような形で——イメージとしてです——やっていきますので、45をさらに上げていくと検出能力が薄くなるということでございます。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 偽陽性が多くなるという——サイクルを上げていくと偽陽性が多くなるという現象があるようです。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうですよ。サイクルを上げれば上げるほど陽性の確率が高くなると。例えば、30サイクルはどのくらいかという、約1兆倍。45サイクルは35兆倍ということで、やはりそれだけ確率は高くなるわけですよ。例えば、少しの菌が付着していても1兆倍にするのか、35兆倍にするかによってばらつきが出てくるということになるかと思えます。本員が持っている資料ではですね。だからそういった意味でも日本のサイクルは高い基準ですよと、いいか悪いかは分からないんですが、まずそれがあるということです。

そしてまたその中で、次に移ります。

PCR検査の陽性反応が再検査により陰性反応となった場合には、どのように皆さん取り扱っているかということをお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） PCR検査とか、それから抗原検査などにおいて陽性が確認されていたとしても、症状や周囲の感染状況などから再検査を行う場合がございます、そのときに陰性の場合には診断した医師が総合的に判断しまして陽性を取り下げるという場合がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ということは、陽性を取り下げて普通の日常生活に戻っていいというふうに理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 陰性となった場合には、普通の状態です。例えば就業制限などはかからないんですけども、ただ、濃厚接触者として検査をしたような場合にはやはり一定程度の健康観察が必要になると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、多分それが必要かと思えます。体操選手でもありましたよね、当初陽性でしたけれども調べたら陰性になっていたと。やはりその辺もまたいいか悪いかは分からないんですが、陰性の方、もっと私たちはそういった防止対策、健康チェックをしながらもう少し解放してあげたらいかがですか。余りにも縛られ過ぎて、これ経済とかもつのか。そういった意味であえてまた聞いております。また、40でやるのか、45でやるのか、もう倍率が全然違うんですよ。できたら40でやったらと思えますが、これは45にしないといけないという基準はあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国立感染症研究所の基準がございまして、45までを回して40までを拾うという形で示されているところがございますので、県としてもそのような基準でやっているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、確かに症状の出た方ややっぱり45でもいいかと思えますよ。お互い無症状、そういうのは40でもいいんじゃないのかなと、40と45でどのくらい差があるか御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 数値的なところまでは把握しておりませんが、やはり45まで上げると偽陽性が出る確率が多くなるというふうには理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、確かに感染している方にしろ、していない方にしろ、こういうふうに大きく二転三転していきますよと。現に県のほうでも陽性から陰性になった方が2人出ましたよね。県のほうでも。

新聞載ってましたから。そういうのもあるということです。ですから、その辺をお互いしっかりどうするかというのをもう少しやっぱり症状出ている方、出ない方、検査の仕方をワンクッション置いたらどうか。私は思いますが、次に移ります。

コロナ感染の防止対策についてなんですが、県が取り組んでいるこれまでの防止対策の具体的な対策というのはどのようなものがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず大きなものとしては、4月と8月の大きな波のときに緊急事態宣言の発出であるとか、県民への外出自粛、休業要請などの対策を取ってまいりました。その経験を踏まえて、集団感染を未然に防ぐ必要があるということで、総括情報部にクラスター対策チームを発足して、早期にクラスターの芽を潰すというような対策を取っているところでございます。

それから、感染を予防するためには、一人一人の県民の皆様の行動に対する注意が必要であることから、注意報や警報を出して注意喚起に努めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 次に移ります。

県独自の防止対策に向けた取組の予算総額というのはどのくらいでしょうか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今議会補正予算で議決いただきました新型コロナウイルスPCR検査強化事業というのがありまして、これは介護施設職員や新型コロナを扱う医療従事者等を対象に検査を実施するというものですが、これが約6億円、5億9800万円です。これに空床確保については、基本的には包括交付金で措置しているところですが、県独自の策として上乗せ分として約23億、それから医療機関への協力金として約20億をやっておりまして、合わせますと約50億、県独自と言える予算でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、こういう予算を組んで、私も大賛成であります。しかし、もう一つ見落とししていませんかということ、私あえてこの場を借りて皆さんに教えたいですね。

例えばこのような予算は国であり、やはり出ております。そこでもう一つ、皆さんに頑張っていたきたいのが、県独自で、例えば各事業所、そして飲食業であれ、いかにしてコロナ対策で営業ができるかですね。例えばそこには、アクリル板の設置であり、空調

設備であり、こういったのに補助を出してあげる。そうしたら経済回っていくんですよ。残念だけど、国もこの予算を出していただけない。県も出せない。そこまで踏み込んでいただけたらどんなかなと。今国から1400億余りも出ました。私は1000億もあれば沖縄県中の業者であり、飲食業で全て営業できると思いますよ。そして、健康チェックもすると。少し考え方を変わっていただいて、県独自でこれにも取り組んでいただけないかなということに聞いている次第であります。部長どうですか。頑張ってみませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） これは6月補正で計上したものですけれども、安全・安心な島づくり応援プロジェクトということで県内の中小企業等に対しまして、感染拡大防止対策の取組を行っているところに対しまして、そういった事業の奨励に要する経費として補正措置をいたしたところでございます。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） トータルとしまして32億円余りでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 多分、この予算というのは皆さんが言うイトでありGoToであり、バス、観光であり、ほとんどそれが主かと思えますよ。そして、やはりそういった観光であり、それはそれでよしとしましょう。飲食業であり、そしてほかの経営するところにもそれを出すことになり、かなり経済を回す、またコロナを抑えることができる。そしてそうすることにより、やはり沖縄県もこのコロナを乗り切ることができるんじゃないかなということで、あえて言っているわけです。これ飲食業であり、そういったレストランであり、そういったほかにもどんどん使える予算なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） これはその前に商工労働部のほうで措置をしております。うちなーんちゅ応援プロジェクトがございまして。まずそれで支援金、協力金という形で事業を行いましたけれど

も、先ほど申し上げました安全・安心な島づくり応援プロジェクトと申しますのは、県内の中小企業でうちなーんちゅ応援プロジェクトの対象とならなかったところ全てに、もちろん観光業も含んでおります。繰り返しになりますが、コロナの感染拡大防止に取り組んでおります事業に対して支援したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、この支援、今の空調設備であり、アクリル板であり、多分マスクであり、消毒液であり、皆さんが出しているのは大体そういったのが多かったかと思うんですよ。これをもっと具体的にこれでいいのかというのを再度検証して、頑張っていないかなと。第1波が来た、第2波が来た、これから第3波が来る。過去に出したからそれでいいんじゃないかと、これで足りてないから今の第3波も来るわけですよ。PCR検査も別に否定はしませんよ、やってください。そして、こういったあらゆる水際対策をできるところは今やらないと、今乗り切らないと大変なことになりませんかということをお伝えして、皆様方にお伝えして、そしてそういったのも検討をして、また検証するというのをぜひお願いをしておきます。

次に、濃厚接触者の定義について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染症発生動向調査実施要領というのがございまして、それによると、濃厚接触者とは、陽性者の感染可能期間に接触した方のうち、陽性者と同居あるいは長時間の接触があった方、それから適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた方、陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方となっております。また、手で触れることのできる距離、それから目安として1メートル以内で、必要な感染予防策がなされないまま、陽性者と15分以上の接触があった方も該当しますが、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から、保健所長が患者の感染性を総合的に判断することとしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ありがとうございます。

こういった定義がある程度明確に分かると、お互い非常に対策もやりやすいという観点で今聞いております。

次に、感染経路の分析について伺いますけれども、感染経路、今どのような経路が主になっているか、上位、トップ3で御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先月、県衛生環境

研究所が7月以降11月18日までの陽性者の推定感染源を詳細に調査しましたところ、約4割が飲食関連、次いで家庭内が約2割、その次が職場内約1割でございまして、特に飲食に関連したクラスターなどが多数発生しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、先ほど申しあげました、やはり飲食業のこれをいかにそこで食い止めるか、防ぐか、確かに閉めてしまえば一番簡単かもしれませんが、それで経済がもちますかと、大変なことになるますよと。やはりそういったブレーキングは、できるところからそういった防止策にぜひ積極的に取り組んでいただきたいということです。

私を取り扱いたいのはもう1点、家庭内感染がかなり広がってきているんですね。実は私も正直言って陽性反応が出てお家に帰りました。お家に帰ってこういう濃厚接触の定義が分かれば自分の家族を濃厚接触者にさせなくてよかったです。分からないから濃厚接触者にしてしまうということを御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 確かに家庭内の感染の事例を見ますと、会食、会合等において参加した家族の方が帰宅してそのまま感染させたというような事例がたくさん見受けられます。

ですので、県としましても、家庭内での注意事項等について周知を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 この周知、よく理解できますよ。よく聞くのが3密です。まずは手洗い、うがいです。それ以外の1メートル、15分以上、そして防護策というのは意外と知らないです。私も初めて分かりました。保健所に聞いて、濃厚接触って何ですかと。私、夫婦の二人なものですから、一世帯住宅が二世帯になりました。別々に眠ることもできる、生活もできるんですよ。なぜ濃厚接触なんですかということで、こういった条件の3つを満たしているからと。3つのうち1つでもなければこれはならないんだけど、3つを満たすともう濃厚接触ですよ、又吉さんと。ホテルに行きました。ですから、これを県として県民にまずもっと周知徹底をする。濃厚接触はこういうものですよと。家庭内で調子の悪い方がいましたら、早めに手を打つ。感染して症状が出て手を打つから、私は遅いと思いますが、その辺を周知徹底できませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としては、分かりやすい形で県民の皆様への周知は必要だと思います

ので、議員御提案のように、家庭内での感染のリスクを下げるための周知についても力を入れていきたいと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、ぜひこれまずは周知徹底したほうがよろしいかと思えます。

そして、もう一つあります。もっと防ぐ方法です。健康チェックの習慣をつけるわけです。ホテルにいるとき、どういったことがありましたかと言うと、毎日、検温2回です。問診です。それ以外何もありません。一番最大のものやはり検温です。ですから、家庭内でも検温できる環境をつくる。そこで意識が出てくるかと思えます。そうすると微熱が出始めたときに、「あれあれ、ちょっとお父さん調子おかしいよ。昨日36度だったのに37.8になっているよ。」となったときには、「おいおい、もしかして俺感染したかもしれないよ」と。じゃ濃厚接触者にならないような対策を家族で取ることができるわけですよ。そして本人自らも出かけない、自粛をする、しっかり休養を取る。そうして37度割ってしまえばこんないいことないじゃないですか。そのために検温の習慣まで徹底して県で取り組むよう、そういったPRも私はすべきだと思いますが、私も正直言ってその後から毎日検温していますよ。無症状ですから、好きな時間に1日1回やっております。好きな時間に。それでよろしいかと思えますよ。いかがでしょうか。そういうのもすることによって、コロナ、私は大分抑えることができると思いますが、部長、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃるとおりだと思います。私どもも毎朝、検温しておりますので、家庭でもそれを習慣づけるような周知が必要だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そこで、第2弾の提案です。

部長、体温計は2000円以上するんですね。びっくりしました。ですから、県民に半額補助を出す。意識を持たせる意味で。検温する習慣をつけましょうと。1000円でもいいじゃないですか。毎日やる方は県が補助出しますよと。その代わり毎日チェックをしてくださいと、チェックをしてくださいと。そして、御存じのとおり、空気感染、接触感染、飛沫感染、3つありますけれども、お互い自分専用の体温計があれば接触感染ならなくていい。そういった意味で補助を出して、県民に意識を持たせたらいかがですかと。多分、県民全体に1000円補助出しても5億円も行きません

よ。私、計算してみたんですが、5億円で防げるんだっ
たら安いもんですよ。いかがですか、部長。予算やり
くりして思い切ってやってみたらどうですか。県民に
その意識を持たせる。その代わり半額補助を出す。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃるよ
うに、毎日の検温というのは非常に重要なことだと思
います。家族内で分けることも効果的な方法だと思
います。県職員も全員、先ほど申しあげましたように毎
朝検温しておりますので、そういった意味では県民の
皆様が全員やっていただくと非常に効果があると思
います。ただ、予算についてはまた貴重な御意見とし
て伺わせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ、そのような思い切った政策を
取らないと、県民は乗ってこないかと思えます。時間
がありません。大変すみません。

ワクチンについて伺います。

まず、子宮頸がんワクチンを接種した方々で副反応、
要するに後遺症は全国で何名、沖縄で何名の方が出た
か伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 子宮頸がん予防ワ
クチンが販売開始されてこれまでの間、ワクチン接種
者は全国で約340万人、沖縄県では3万7700人とな
っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 休憩して。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 厚生科学審議会予
防接種・ワクチン分科会副反応検討部会というところ
の報告資料によりますと、平成21年12月から令和2
年4月30日までに子宮頸がんワクチンを接種した方
で、医療機関と製造販売業者から副反応疑いの報告書
にて重篤と報告されたのは全国で1766件となってお
ります。そのうち、報告時点で症状が未回復が449件、
症状による障害等があり後遺症と報告されたのは全国
で13件です。

以上でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 重篤者が1784名、副反応があつて
重篤までに至らなかった方は3130名もいるんですね。
結構な数字ですよ。

そして次の、この過去のワクチンと近年のワクチン
の製造方法の相違は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 従来製造されてき
たワクチンというのは、大きく分けて生ワクチンと不
活化ワクチンの2種類となっております。どちらのワ
クチンも病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めた
ものまたは感染する能力を失わせたものを原材料とし
ているため、開発に時間がかかることなどが知られて
います。しかし、現時点で開発が先行している新型コ
ロナウイルスのワクチンにつきましては、ウイルスの
遺伝情報を利用して製造され、研究者にとっては合成
や複製が容易にできるため、開発時間が短くなると言
われているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 この遺伝子組換えワクチンを使っ
たのが子宮頸がんワクチンでもあるんですよ。ですか
ら、この迅速なワクチンの承認にはやっぱり安全性の
問題もつきまといますよ。それをお互い覚悟でワクチ
ンというのは理解しないとイケない。

そこで伺いますけれども、これから始まるコロナ感
染ワクチン接種について県はどのように取り組んでい
くとお考えになっているのか御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在国においてコ
ロナに関するワクチンの優先接種順位などを話し合う
予定がございます。国のほうでそういう基準が示され
ましたら、県もそれに準じてということなんです、
それに合わせて県としても体制を整えていきたいと考
えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 それなら別にそれでよろしいです
が、要するに安全性の問題であり、副反応が出た場合
の対応というのは、これは自分自身の自己責任なの
か、何らかの措置を県は考えているのか、その辺の方
針決まっておられますかということですけども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これは国の法律において、先日だったと思いますが、可決されたと思います。国の責任において後遺症等についての補償についても国のほうで負担するというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 何しろ、まだ子宮頸がんワクチン、補償等が私はなかったものという考えがあるもんですから、あえてそれを聞いております。慎重に扱ってほしいと思います。

すみません。僅かな時間ですので終わらせていただきますが、大変ありがとうございます。ぜひ、新型コロナウイルス感染症防止対策に向けて、あらゆる角度から頑張っていたきたいなとぜひお願いいたします。またそうしないとこれ大変なことになるかもしれないし、皆さんもよく御承知だと思いますので、予算も幾らあっても足りないかと思いますがよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

[中川京貴君登壇]

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、県の埋立承認撤回を取り消した国土交通相の裁決は違法として、県が裁決の取消しを求めた抗告訴訟の判決が県の敗訴となった。令和2年2月の私の一般質問で、玉城知事は辺野古承認撤回訴訟の最高裁判決を尊重して、「真摯に遵法の方針を守っていきたい」と答弁しているが、今もその考えで変わりはないか伺いたい。

(2)、大型MICE建設については、財源を国と交渉して決めないままに発注し2か年にわたり設計等の予算を計上してきた。ところが結局、財源の確保ができず、断念し受注企業体に約9000万円賠償することとなった。このことは県政の失態であり県政の責任は大きい。住民訴訟になってもおかしくありません。今後このようなことが起きないための対策、対応について伺います。

(3)、東部海浜開発事業の早期実現を求められているが、事業の必要性和これまでの経緯、予測される今

後の課題、完成時期や総予算について伺いたい。

(4)、知事は菅首相や関係官僚と会談した。本県は、沖縄振興特別措置法及び次期振興計画策定と辺野古移設問題という国が関わる重要問題を抱えている。今後知事は、会談で何を重点に要請し理解を得るつもりか伺いたい。

2、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地内に格納庫など新たな施設を建設した。嘉手納基地に関する三市町連絡協議会、沖縄市・嘉手納町・北谷町、三連協からは、目的や詳細の報告がないことや基地の機能強化、基地負担増であると不満の声が出ているが、県は現状と課題解決にどのように取り組むか伺いたい。

(2)、玉城知事は、最高責任者として度重なる米軍人・軍属による事件・事故、基地問題解決にどのような形で取り組むか伺いたい。

3、次期振興計画について。

(1)、第1次から第5次までの振興計画について、その計画の目標、基本方針、それぞれの成果についてどのように分析・総括し、次期振興計画に生かそうとしているか伺いたい。

(2)、河野沖縄担当大臣は、2021年度で期限が切れる沖縄振興計画について、これまでの政策を見直し、分析には地域経済分析システムを活用するとしている。県が国に提出する中間報告との整合性と次期振興計画策定への影響について伺いたい。

4、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、新型コロナ第2波の感染拡大が収まらず、重症者も増大し病床占有率は限界に近づいている。インフルエンザ感染者への対応も含め、コロナ受入病院の現状と感染拡大防止をどのように図っているか伺いたい。

(2)、現在、沖縄県において軽症者及び無症状者用宿泊療養施設は、南部地区2施設、宮古島市、石垣市の計4施設であり、中部地域には宿泊療養施設が確保されていない。中部地域でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療現場が逼迫している中、軽症者及び無症状者の隔離施設が確保されていないため、容体急変への対策として中部にも軽症者及び無症状者用宿泊療養施設の借上げをすべきだと思いますが、県の見解を伺いたい。

(3)、我が会派は、PCR検査の拡充やそのための助成金及び給付金等の財政支援を国や自民党本部に要請している。県民が安心して生活ができる社会環境の整備には、全県的なPCR検査の実施が必要である。県の考えを伺いたい。

(4)、新型コロナ感染症の終息が見えない状況にあって長期的なPCR検査実施体制を整備する必要があり、そのため検査技師の人材育成が求められている。県の取組を伺いたい。

5、県営住宅の整備と利用ニーズの調査状況について。

(1)、県営住宅の活用状況について現在、整備済みの住戸数はどれくらいあるか。また、整備済みの住戸については全て活用されているか伺いたい。

(2)、県営住宅の目的と、今後新規で県営住宅の建設予定はあるか伺いたい。

(3)、低所得者や母子家庭、障害者世帯など社会的弱者の方が県営住宅に住みたくても空き室がない状況と伺っている。そういった状況について、県として調査したことはあるか。また対策について伺いたい。

(4)、公営住宅についてはPPP、PFIという事業手法があるとも聞いている。そういった事業手法の活用について検討したことはあるか伺いたい。

6、土木行政について。

(1)、北谷町砂辺浜川地域、嘉手納基地第1ゲート前、旧コザ信用金庫北谷支店前の国道58号の出口は、朝夕の渋滞はもとより日中も大きな交通渋滞があり、地元地域からは問題解決の要請を受け、私は平成24年7月、平成27年6月に一般質問で取り上げ、地元住民と防衛局に要請行動した。県はこの問題解決のためにどのような取組をしてきたか伺いたい。

(2)、比謝川下流堰が建設された経緯について伺いたい。

(3)、比謝川下流堰撤去に伴う嘉手納町からの要請について、関係者や住民との協議を十分に行い、河川環境に最大限配慮し環境影響調査を実施するとともに、その結果を反映した整備について伺いたい。

(4)、嘉手納漁港内及び航路など、河川に堆積する土砂を県の責任において定期的にしゅんせつすることについて伺いたい。

(5)、読谷村字喜名、国道58号沿いやまびこ薬局前道路において台風や大雨が降るたび冠水被害が起きている。その現状と対策について伺いたい。

7、教育行政について。

(1)、中高一貫教育のこれまでの成果と実績について伺いたい。

(2)、球陽高校、開邦高校から、難関大学、東大・京大等合格に向け、県に対し要望あるいは改善対策等はないか。

(3)、球陽高校、開邦高校の父母から、難関大学、東大・京大等合格に向け、学校や県に対し要望あるいは改善

策等はないか。

(4)、球陽高校理数科の理科のカリキュラム再編について、球陽高校では学ぶ理科4科目、物理・化学・生物・地学のうち、最も多くの大学で入試科目として採用されている物理と化学の2科目が、3年間のうち1年と3年の2年間しか授業がなく、第2学年でも理工系学部では利用できないことが多い生物か地学しか選択できない状況である。難関大学合格率を上げるためには、3年間を通して物理と化学の授業の必要性が言われているが、県の認識と見解を伺いたい。また担当の教科の教師がいないのか伺いたい。

8、子ども・子育て支援について。

(1)、中学卒業までのこども医療費助成については、これまで何度も県議会一般質問で取り上げてきた。現物給付制度を導入し、病院窓口での医療費の支払いをしない制度の確立を提案してきた。これまで県内では、27市町村が独自に中学・高校卒業まで県より先駆けて実施している。那覇市など残り14市町村は実施されていないことから、教育・医療の格差が生まれていた。22年度から県内全域に適用されることについて評価するとともに、財源の確保と事業費の試算や市町村との連携が必要であるが、現状と今後の課題について伺いたい。

(2)、新型コロナウイルス感染拡大は保育の在り方にも影響を及ぼしたが、待機児童や学童保育待機の解消は目標どおり達成可能であるか、取組について伺いたい。

9、我が党の代表質問との関連については質問はありません。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

[副知事 謝花喜一郎君登壇]

○副知事(謝花喜一郎君) 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

8、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の通院対象年齢につきましては、令和4年4月から現在の就学前までから、中学校卒業までに拡大することといたします。市町村においても、県の制度拡充に伴い、令和4年度中には中学校卒業まで拡大することで合意しております。こども医療費助成制度の拡充に当たり必要となる事業費は、約10億円増の約27億円を見込んでおり、一般財源から拠出することとなります。

今後の課題といたしましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設と、国民健康保険の国庫負担金

減額調整措置、いわゆるペナルティーの廃止と認識しており、引き続き全国知事会等を通し、国に要請していきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、最高裁判決に対する考えについてお答えをいたします。

令和2年3月の最高裁判決により、行政不服審査法上、沖縄防衛局長の審査請求は適法なものとされたことから、県はこの司法判断を尊重して対応しているところです。一方、当該判決では、県が行った承認取消しの適法性や国土交通大臣の裁決理由の誤り等について判断が示されたものではないため、県は、抗告訴訟において当該裁決の取消しを求めてきたところです。なお、今般の抗告訴訟の判決に関しては、判決文を十分に精査した上で、今後の対応を決定することとしております。

1の(4)、今後の国への要請についてお答えをいたします。

沖縄県が抱える課題は、沖縄振興、辺野古新基地建設問題のほか、新型コロナウイルス対策や子供の貧困、首里城の復旧・復興など、国と緊密な連携の下、解決を図るべきものと考えております。

沖縄県としましては、解決に向けた方策に関し、国と認識を同じくする課題については、連携してスピード感を持って取り組んでまいります。一方、認識が異なる課題についても、意見や立場の違いを超えて、対話による協議を行う過程を大切に、意見の一致やコンセンサスを得ることが民主主義の基本であると考えており、引き続き真摯に、丁寧に国との対話を重ね、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2、米軍基地問題についての(1)、嘉手納飛行場の海兵隊施設の新設に係る県の考えと対応についてお答えをいたします。

米海兵隊太平洋基地がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについて、沖縄防衛局に確認したところ、米軍からは、既存施設の改修及び更新であるとの回答があったとのこととあります。一方、海兵隊が今後、陸・海・空軍との連携や戦闘即応性を強化させるとしていることなどについては、運用上の安全性に係る観点から詳細は差し控えるとしております。

県としては、これ以上の基地負担の増加はあっては

ならないことから、三連協とも連携し、同施設の運用等、詳細な事実関係について確認していきいたいと考えております。

同じく2の(2)、米軍の事件・事故など基地問題の解決にお答えをいたします。

県は、米軍関係者による度重なる事件・事故の発生等、過重な基地負担を強いられ続けている県民の目に見える形で基地負担の軽減が図られるべきと考えております。そのためには、日米地位協定の抜本的な見直しや、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の確実な実施が重要と考えております。また、SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策検討を目的とした協議の場SACWOを政府に強く求めております。さらに、米軍基地問題に関する万国津梁会議での提言を踏まえ、県の政策や取組に反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、大型MICE施設建設についてお答えいたします。

県では、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした現行計画を見直すため、これまでの経緯等を踏まえつつ、新たな基本計画の策定に向けた取組を進めているところです。その中で、民間活力を引き出す新たな事業の進め方や、財源確保の在り方などを検討しているところであり、年度内には基本計画の最終案を取りまとめたいと考えております。

県としては、沖縄の成長可能性を引き出す大型MICE施設の早期整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢について御質問のうち(3)、泡瀬地区埋立事業の必要性、課題等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の振興を図る目的で実施しております。県は、平成17年度に事業着手し、平成22年度には、環境等に配慮して埋立面積を当初計画の約半分に縮小しております。また、社会経済動向に即した土地利用計画とすることが課題となっており、現在、沖縄市において検証を行っているところであります。

なお、総事業費は約450億円を見込んでおり、令和7年度の埋立完了の予定となっております。

次に5、県営住宅の整備と利用ニーズの調査状況についての御質問のうち(1)、県営住宅の整備済み戸数と活用状況についてお答えいたします。

令和元年度末の県営住宅の整備済み戸数は1万7469戸、入居戸数は1万6227戸となっております。入居済み以外の戸数については、建て替えに伴い入居を停止した住戸及び建て替えとなる団地入居者の仮移転先住戸である政策空き家が496戸、退去に伴い修繕を要する空き家が640戸、入居手続中が106戸となっております。

次に5の(2)、県営住宅の目的及び新規建設についてお答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。今後、新規に建設する県営住宅としては、200戸を予定しております。

次に5の(3)、社会的弱者が県営住宅に入居できない状況とその対策についてお答えいたします。

令和元年度の県営住宅の空き家待ち入居募集において、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯などの優遇世帯から2141件の申し込みがあり、そのうち1827件が入居できない状況となっております。

県としては、その改善のための主な対策として、建て替え時に1割程度増戸するとともに、空き家の計画的な修繕を実施しており、社会的弱者の入居の促進に取り組んでいるところであります。

次に5の(4)、公営住宅のPFI事業等の活用検討についてお答えいたします。

県営住宅の管理については、指定管理者制度を活用し実施しております。県営住宅の建て替えにおけるPFI事業等の導入については、平成29年に沖縄県住生活基本計画において検討しており、事業コストを抑えるメリットがある一方で、地元建設業者の受注機会を減らすことにつながるおそれ等の課題があるものと認識しております。今後、他県等の状況を見ながら導入の可能性について検討していきたいと考えております。

次に6、土木行政についての御質問のうち(1)、嘉手納基地第1ゲート前の国道58号交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

国道58号の北谷町砂辺第1ゲート前の砂辺南交差点については、県としてこれまで渋滞対策の実施を働きかけてきたところであり、国において第1ゲートの

南側移設を検討しているとのことであり、沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場第1ゲート整備事業については令和元年度に文化財調査を完了し、現在、設計業務を実施しており、本業務について北谷町、沖縄県警察、沖縄総合事務局南部国道事務所及び米軍との間で調整を行っているとのことであり、

次に6の(3)、比謝川下流堰撤去に伴う河川整備についてお答えいたします。

県では、比謝川下流堰撤去に伴う嘉手納町からの要請を受けて、環境調査等を実施しております。堰撤去に伴う整備は、調査結果を踏まえ、堰上流に堆積している土砂を堰撤去前にしゅんせつするなど、下流の河川環境に配慮した整備を行う予定となっております。事業実施に際しては、関係者や住民との十分な協議を行っていきたいと考えております。また、浸食箇所対策等については、嘉手納町と調整しながら現況を調査し対応したいと考えております。

次に6の(5)、国道58号の冠水の現状と対策についてお答えいたします。

国道58号の一部及び読谷村道喜名中通線において、大雨等により落ち葉が側溝のグレーチングにたまり、道路の冠水が発生しております。読谷村としては、落ち葉の除去により冠水が解消していることから、今後もパトロールの強化による速やかな対応など、道路冠水の解消に努めていくとのことであり、

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 3、次期振興計画についての(1)、第1次から5次までの振興計画の評価と新たな振興計画についてお答えいたします。

これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の平成30年度には入域観光客数1000万人、情報通信関連産業は累計で470社を誘致し、就業者数は平成30年に展望値を超える70万7000人と着実に発展してまいりました。また、平成29年度の県内総生産は4兆4141億円で、復帰時から9.6倍の規模となるなど成果を上げてまいりました。その一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性を増した課題もあります。新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに

にSDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。

同じく3の(2)、国への制度提言と地域経済分析システムの活用についてお答えいたします。

県が取りまとめた新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)については、県民、市町村、関係団体から幅広く意見を募っており、これらの意見を踏まえ制度の内容を精査するとともに、関係する省庁との調整を図り、来年4月に国へ制度提言する予定であります。新たな振興計画においても、各種施策の効果的な推進を図るため、成果指標を導入するとともに、地域経済分析システムRESAS(リーサス)を活用した施策立案などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 4、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、受入病院の現状と感染拡大防止についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等22病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、新型コロナ患者の入院を受け入れておりますが、長期にわたる感染の継続により、受入病院においては、スタッフの疲弊や休業など厳しい状況にあると伺っております。さらに、冬季にコロナ以外の患者の増加が見込まれることから、宿泊療養施設を追加して設置する等、医療機関の負担軽減を図っております。また、感染拡大防止については、検査体制を拡充するとともに、沖縄コロナ警報の下、集中実施期間を示し、職場、家庭及び会食等において感染を防ぐ具体的な行動を県民に求めているところであります。

同じく4の(2)、中部地域宿泊療養施設の確保についてお答えいたします。

県では、那覇、南部地域に2施設、北部地域、宮古地域、八重山地域にそれぞれ1施設の宿泊療養施設を借り上げております。今後の感染拡大を見据え、中部地域での宿泊療養施設についても設置の方向で検討しておりますが、陽性者とスタッフの動線を分けるなど療養施設としての条件を満たす宿泊施設や施設運営に必要な看護師等の確保に課題がございます。

県としましては、引き続き市町村や関係団体と連携し、中部地域の宿泊療養施設の設置に向けて検討してまいります。

同じく4の(3)、全県的なPCR検査の実施についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行が持続している状況においても、社会経済活動を維持・継続していくためには、全県的な検査の拡充は必要だと考えております。そのため、一昨日に議決いただいた補正予算に、先行的なモデル事業として、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業の予算を計上したところです。本事業では、県内の介護施設及び医療機関職員を対象として、1月から3月の3か月間で、職員1人当たり月1回を目安として、定期的な検査を実施することとしております。

同じく4の(4)、PCR検査の実施に係る臨床検査技師の育成についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の診断を目的に、検体採取やPCR検査ができる臨床検査技師を育成するため、県臨床検査技師会と連携し、実地研修を行っており、これまでに32名の方が修了しております。また、県衛生環境研究所においては、これまでに7施設から22名の研修や見学を受け入れております。

県としましては、引き続き実地研修の実施を通して、PCR検査に必要な人材の確保に努め、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 6、土木行政についての御質問の中の(2)、比謝川下流堰が建設された経緯についてお答えします。

比謝川下流堰は、昭和36年に琉球水道公社により建設されたもので、那覇市泊浄水場に原水を供給する長田川取水ポンプ場の取水堰として設置されました。その後、昭和47年の本土復帰に伴い、琉球水道公社から県企業局に施設が引き継がれております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 6、土木行政についての御質問の中の(4)、嘉手納漁港のしゅんせつについてお答えします。

比謝川下流にある嘉手納漁港は県管理の第一種漁港であることから、これまでも土砂が堆積した際には、必要に応じ漁港管理者である県がしゅんせつを行っております。

県としましては、漁港内の泊地及び航路に堆積した

土砂のしゅんせつにつきましては、これまでと同様、適正に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 7、教育行政についての御質問の中の(1)、中高一貫校の成果についてお答えします。

県立球陽・開邦高校の両校は、地域社会や国際社会で活躍できる人材の育成を目的として、特色ある進学校として設立されました。これまで大学進学においても高い実績を上げており、特に難関大学と言われている東京大学、京都大学、北海道大学等の現役合格者数は、球陽高校、開邦高校合わせて平成28年16人、29年11人、30年10人、31年18人、令和2年28人となっております。

同じく7の(2)及び(3)、難関大合格に向けた高校及び父母からの要望等についてお答えします。7の(2)と7の(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

保護者からはさらなる学力の向上や、難関大学進学者数の増加等への期待が寄せられており、また、球陽高校における学科の改編の要望があると聞いております。また、学校からは生徒のニーズに応えられるよう教育環境を充実させてほしいとの要望があります。

県教育委員会としましては、引き続き生徒を難関大学等へ派遣し、学習意欲の向上を図るとともに、教員に対しては先進校視察や教員指導力向上のための支援を行ってまいります。

同じく7の(4)、球陽高校の理数科の教育課程についてお答えいたします。

教育課程の編成は、地域や学校の実態並びに学科の特色を十分考慮し、各学校で編成するものとされており、球陽高校では、当該学年で選択することができない科目については、放課後講座を実施するなど、生徒のニーズに合わせた対応を行っている聞いております。

県教育委員会としましては、今後とも特色ある進学校として学校の目標が達成できるよう、学校と意見交換等を行い支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 8、子ども・子育て支援についての御質問の中の(2)、コロナ禍における待機児童解消の取組についてお答えいたし

ます。

新型コロナウイルス感染拡大により、前期保育士試験が中止になったほか、保育の質の向上のための研修会をオンライン研修に変更するなど、影響が及んでいるところです。待機児童の解消については、市町村が実施する保育所や放課後児童クラブの整備、保育士確保等の取組を支援することにより、第二期黄金っ子応援プランの着実な実施に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは、再質問を行います。

1、知事の政治姿勢についてでございますが、本来でしたら玉城知事に直接お伺いする予定ではありましたが、確認したいと思っています。

知事は、昨年的一般質問においてもこの辺野古承認撤回訴訟の最高裁判決を尊重して、真摯に遵法の方針を守っていきたいと答弁したときに両副知事も御一緒でしたので、聞いていたと思っています。それは間違いないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私が何を言いたいかというのは、これまでこの辺野古問題、基地問題で裁判費用やいろいろな経費がかかっております。県民の中からは、そういった負ける裁判を――訴訟を起こしながら結果的に、普天間が辺野古に移設されてその費用は無駄になったんじゃないかと言われるようなことがないように、そしてその責任が県職員に及ばないように、そういった意味での質問でございます。

副知事も御承知のとおりこれまで識名トンネルをはじめ、県の職員が訴訟を起こされて賠償問題になった経緯もあります。今後も起こり得る、私はそう思っております。そうならないように対策を練っていただきたい。

副知事、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 県におきます訴訟につきましては、県においてその主張の正当性等をしっかりと吟味した上で行ったものでございます。識名トンネルにつきましては、そもそも行政手続においていろいろ瑕疵があったということで逆に住民訴訟を起こされたというようなことがございます。

県においては、行政手続をしっかりと行政手続に瑕疵があって、住民から訴えられる、そういったことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思

います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ要望を申し上げたいのは、行政手続に瑕疵があったとしても、やはりこれは県が補償するんであって職員に押しつけるものではないと思っています。そうしなければ、県の職員は思い切った仕事できません。おびえながら仕事をしなければならない。副知事もこれまでいろんな経験をなさったと思います。事業執行に当たってはやはり手続の問題、いろんな問題があってそれが多くの県民が理解を示して本当によかったと、みんなが利用しているじゃないですか、このトンネル。そうしたことでぜひ両副知事がしっかり県職員を守っていただきたい。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたけれども、県としましてはしっかりと関係法令に基づいて法律による行政、それをしっかりと行うということがまずは大事だと思っています。そういった観点からこの辺野古の問題についても様々な課題がありますが、行政手続をしっかりと適正に行って対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事の政治姿勢の(3)について再質問を行います。

東部海浜開発事業においては、これまでの環境課題も解決し、先ほど部長が答弁しておりました事業が進められたと認識しておりますが、過去に開発事業に伴い、賛成、反対により訴訟が起こり、設計変更がなされております。先ほどの説明でも、当初の予定よりも訴訟によって半分になったと、たしか450億円になったという答弁がありました。しかしながら、地元の要望はその半分ではなくて、いろんなビジョンがあったと思います。いたずらに訴訟が起こされて、しかしながら工事は今進んでおります。その訴訟によって、あの工事は一時的に止まりました。しかしながら今現状は進んでおります。そのときは御承知のとおり、沖縄県議会においても賛成、反対に分かれていろんな議論があったと思いますが、現在は沖縄県議会は全会一致で反対者はいません。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） そのとおりだと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 なぜあのとき反対があって、今は全会一致になっているのでしょうか。予算措置の在り方

としても当時は泡瀬の干潟を埋めて工事するんだという話がありましたけれども、私の認識では干潟は埋めていないと思っています。現状はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

泡瀬地区の埋立事業については、計画に変遷がございます。当初、昭和63年——まだ着工前でございますが、当初は240ヘクタールの陸続きでの計画となっておりました。それを平成7年度に約187ヘクタールに計画変更し、その後訴訟等ございまして、平成22年に約95ヘクタールに見直しを行っているところでございます。陸続きの計画からこういった形で変遷してきていると。また計画地域、陸域近くにはトカゲハゼの生息地、鳥類の採餌、休息地、野外レクリエーション的利用域が広がる一方、海側にはリーフ外縁部を中心にサンゴ類や海藻類が分布しておりました。地元から環境への配慮を求められたこともございまして、十分環境に配慮した方式になったものだというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 副知事、今部長が答弁したとおり、環境に配慮して埋立てが執行されております。平成22年に訴訟が起こされた、平成22年から県議会もこの問題で賛成、反対に分かれました。しかしながら、環境はクリアしているんです。

部長に確認したいんですが、東部海浜開発事業の埋立てと浦添の埋立て、辺野古の埋立て、そして那覇空港の埋立て、埋立法は法律は一緒ですか、違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 埋立法の所管するセクションは違いますけれども、基になります公有水面埋立法は同じ法律でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今答えたとおりであります。

しかしながら、この事業が基地であるかないか、第2滑走路であるのか民間であるのか、その違いによって、沖縄県民は二分され対立をしている状況であります。私は、今いろんな形で非常識だと言われている普天間飛行場の辺野古移設は、10年後その後完了した後に、宜野湾市の開発が進んで本当に普天間飛行場が閉鎖してよかったと。今はいろんなことありますが、将来は我々の判断が常識だったと思えるような活動、これからも全力で取り組んでいきたいと思っています。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 再質問を行います。

コロナです。4番の新型コロナウイルス感染対策の再質問を行います。

これまで国は各都道府県に対し、前例のない財政支出をしながらコロナ対策をしてきました。しかしながら、経験のないコロナ予算に対し執行率が悪く病院と保健所と医療従事者の情報が共有できずかみ合っていない。これから年末年始の医療をどう確保し、対策をしていくか。また令和3年の年をどう乗り越えていくか。先ほど部長は中部にもホテルを借り上げてやっていきたいとありましたけれども、予算をしっかりつくって不用額を出さないように早めにやるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在、各地域に宿泊療養施設がございますので、中部についても検討を進めているところでございますが、ホテル協会、それからホテル旅館生活衛生同業組合等の協力も得ながら、まずは場所の選定を検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 実は、私もコロナに感染しましてお騒がせいたしましたけれども、大切なのは無症状感染者や軽度感染者などがこれから予測されるんですが、この方々が重症化しない、重症者の命を救うための対策。重症になってからいろんな医療を受けても間に合わないんです。無症状患者を早めに隔離して、コロナをうつさない。その仕組みが大切だと思っております。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 陽性者については、早期に発見して療養していただくというのが一番の効果がある策だと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 すみません、少し飛びますけれども、7番の教育行政についての球陽高校の再質問を行います。

先ほど教育長がこの学校現場に任せているという答弁がありました。私はやっぱりこの中高一貫教育は

県の肝煎りで、開邦中学そして球陽中学がスタートしました。謝花副知事も恐らく教育長もそのとき管理職でしたので御存じだと思いますが、当時は仲井眞県政だったんです。そして開邦中学を始めてその様子を見て、検証してその後恐らく10年後に中部、北部にやっいていこうということでありましたが、私たちはそれでは遅いと。開邦そして中部、北部一斉に一緒にやるべきだと提案しました。その結果、開邦と球陽と一緒に中高一貫教育になりました。その子供たちからそのカリキュラムを変えていただきたいと要請が出ていると教育長知っているじゃないですか。なぜそれに対応できないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁させていただきましたけど、球陽高校です。球陽高校は進取、好学、敬愛の校風樹立の下、学校方針を積み立てているところでございます。

理数科の件でございますけど、理数科につきましてもは理数科目の単位数が多く、理科では物理、化学、生物、地学いわゆる4領域でございます。4領域を実習、課外活動を組み入れて実践しているところでございます。また理数科については、そのうちの3領域についてはいわゆる学習指導要領のほうで必須としなければならないといったこともございます。そういったこともあって、球陽高校のほうでは、カリキュラムを取りつつ、例えば大学進学、いわゆる公立の難関の大学また私立の大学等に進めるべく、放課後講座ですとか土曜講座等で現在は対応させていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 現場は、今のカリキュラムでは難関大学はもちろん、医大ですね、そこにも支障を来しているということで要望が出ているんです。1年と3年の2学年だけじゃなくて、2年も物理と化学を入れてほしいと。令和3年度からこれ実現できませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 球陽高校のほうですけど、この3月に卒業した生徒で、医学科のほうに合格した方が9名ということで、開邦よりも多いような数になっているところでございます。当然のことながら高い目標を掲げ進学を目指す生徒、また保護者のニーズに応えることは重要であるというふうに認識しておりますので、難関大学等への進学に対応するカリキュラム編成につきましては、これまでの実績、課題等も整理しながら学校と意見交換等を行って検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひよろしくをお願いします。

それともう一つは、比謝川下流堰撤去、堰ですね。これは昭和47年に——先ほど答弁がありました——もう約50年近くなるんです。その関係で地元嘉手納町からは環境調査をしっかりとやらないと、これまでの環境と大分変わりますよと。マングローブも含めて水がなくなると言ってるんです。その結果、やはり比謝川の上のほうから土砂が堆積し、どんどん漁港のほうに流れると。先ほど農水部長はたまったらしゅんせつしますよって言っておりましたが、これ10年に一遍しゅんせつしてるんです。堰がなくなれば僕は二、三年に一遍しゅんせつしなきゃいけない状況になると思っています。そのときは県が責任を持ってしゅんせつするというところでよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 漁港内にたまった土砂については、今年度も深淺調査をいたしますが、調査に基づいて対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 両副知事、聞いてください。

県の職員は60になると退職します。今部長は対応していきたいと答弁しておりましたので、確認します。

これは農林水産部は漁港なんです。比謝川は河川は土木、そして堰は企業局なんです。3つの部署が関わっております。私はこのことをこれまで3回、4回質問しているのは、必ず土砂はたまります。そのときは地元嘉手納町、読谷村に押しつけるのではなくて、県の責任において対応していただきたい。

副知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時21分休憩

午後6時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 各部長からそれぞれ御答弁がありますけれども、やはり——何て言いましょうか、縦割りというような部分が課題としてあるというような御指摘だと思しますので、この部分についてしっかり3部でこの問題については議論し、方向性を導き出すよう努めるように私も働きかけてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月7日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月7日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和2年12月7日（月曜日）午前10時1分開議

議事日程第5号

令和2年12月7日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号

甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第16号議案 訴えの提起について

乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 当せん金付証券の発売について

- 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員(1名)

5番	上里善清君
----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	富川盛武君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君	農林水産部長	長嶺豊君
政策調整監	島袋芳敬君	商工労働部長	嘉数登君
知事公室長	金城賢君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
総務部長	池田竹州君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城力君	企業局長	棚原憲実君
環境部長	松田了君	病院事業局長	我那覇仁君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監 平敷達也君
 総務部 財政統括監 平田正志君
 教育長 金城弘昌君
 警察本部長 宮沢忠孝君

労働委員会 事務局 局長 山城貴子さん
 人事委員会 事務局 局長 大城直人君
 代表監査委員 安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 勝連盛博君 主査 宮城亮君
 次長 知念弘光君 主査 親富祖満君
 議事課 長 平良潤君
 副参事 兼 課長 補佐 佐久田隆君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 おはようございます。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大浜 一郎君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

沖縄・自民党会派の大浜一郎でございます。

よろしく願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、玉城県政における離島振興は一丁目一番地の方針、その思いについて。

ア、知事の石垣市視察においての感想について。

イ、尖閣諸島で操業する日本漁船に偽装漁船と断言した王毅中国外相の傲岸不遜な暴言について。

(2)、MICEエリア形成における新たな構想について。

2、次期沖振計における離島振興について。

(1)、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）における離島関連について。

ア、新しい時代における離島の産業振興、将来人口推計における重要度を増した課題について。

3、新型コロナ影響下における直近の県内企業経営状況について。

(1)、直近の調査により県内企業の信用リスクが増加していることへの対処方針について。

4、八重山地域の課題について。

(1)、感染拡大が続く新型コロナウイルス対策としての離島医療体制の充実について。

ア、県立八重山病院における現況PCR検査体制、医療物資・機器配備等の現状について。

イ、補正予算の医師派遣補助に伴う県立八重山病院への派遣医師数について。

ウ、指定医療機関のない離島地域のPCR検査結果判明までの待機宿泊施設対応等について。

(2)、地域未来促進法を活用した石垣市におけるリゾート施設建設進捗状況について。

(3)、西表島の世界自然遺産登録後を見据えた自然環境に配慮した利用ルールの策定について。

ア、住民生活（地域祭事等含む）の影響への取組について。

(4)、離島製糖工場に就労する県外及び季節労働者に対するPCR検査等の対処方針について。

(5)、豚熱ワクチン非接種地域からの種豚、母豚の輸送に係る迅速な支援について。

(6)、鳥獣被害防止対策事業の割当予算の拡充について。

(7)、児童生徒の紫外線被曝による眼疾患予防対策への取組について。

ア、小学校高学年で瞼裂斑の有病率が増加していることへの対処方針について。

(8)、与那国・花蓮高速船活用国際交流事業への県の支援方針について。

(9)、県道石垣空港線進捗状況及び市道旧空港跡地

線の整備促進について。

5、我が党の代表質問との関連について。

末松議員の2の(1)のウ、万国津梁会議の提言について。

2の(1)のエ、普天間飛行場の返還条件について、再度見解をお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） おはようございます。

大浜一郎議員の御質問にお答えをいたします。

4、八重山地域の課題についての中の(3)、西表島の自然環境や住民生活に配慮した利用ルール策定についてお答えいたします。

現在、沖縄県では、西表島の世界自然遺産登録後を見据え、観光利用の増加による自然環境や住民生活への影響を回避するため、国、竹富町及び地元住民と連携し、西表島における自然資源の利用ルール等について定める西表島エコツーリズム推進全体構想の策定などに取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、ルールの策定に際し、竹富町や地元住民の意見に十分配慮し、地域の伝統行事や住民生活への影響がないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、知事の石垣市視察についてお答えをいたします。

知事は、急患搬送用暫定ヘリポート供用開始式への出席に際し、整備中の県道石垣空港線、八重山平和祈念館、石垣海上保安部及び八重山病院を視察しました。石垣海上保安部においては、尖閣諸島周辺海域の巡視や周辺離島の急患搬送などの重要任務を行う職員の方々に対し、また、八重山病院においては、新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員に対し、知事から敬意を表し激励させていただきました。

県としましては、今後も多くの離島を知事が直接訪問し、離島の声を直接施策に反映することが重要であると考えております。

5、我が党の代表質問との関連についての(1)、万国津梁会議の提言についてお答えをいたします。

万国津梁会議の提言では、米政府会計監査院が、辺野古新基地の滑走路は有事の際には十分な長さがなく、その代わりとなる民間空港が決まっていなかったことを引用し、返還条件の実現可能性を指摘し

たものと認識しております。また、昨年9月の普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府は、条件が満たされないため、辺野古移設後も普天間飛行場が返還されないという状況は想定していないと説明しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、尖閣諸島に関する中国外相発言についてお答えします。

尖閣諸島周辺海域は、戦前より、沖縄の漁業者が利用している漁場であり、本県漁船が偽装漁船と断言されることについては、断じてあってはならないものと考えております。王毅中国外相の発言に対し加藤官房長官は、11月26日の記者会見において、「日本政府としては全く受け入れられない」、「日本の漁船がわが国の法令にのっとって活動することはなんら問題があることではない」との見解を示しております。本県としても同様に考えております。

次に4、八重山地域の課題についての御質問の中の(4)、離島製糖工場に就労する季節労働者に対するPCR検査等の対処方針についてお答えします。

西表島や与那国島など県内15の離島の製糖工場では、製糖期間中において県外等から多くの島外季節労働者を雇用しております。

県としましては、十分な医療体制を有していない離島地域のサトウキビ・糖業に影響が生じないよう製糖事業者と連携し、季節労働者の渡航前のPCR検査による水際対策及び次期製糖期の感染拡大防止について支援してまいります。

次に(5)、八重山地域の種豚導入支援についてお答えします。

八重山地域への種豚は、これまで沖縄本島から供給されておりましたが、本島での豚熱ワクチン接種により移動が制限されたため、現在は、県外を含む沖縄本島以外の地域から導入せざるを得ない状況となっております。県外等から種豚を導入する場合の支援については、農畜産業振興機構の養豚経営安定対策補完事業等が活用できますが、輸送に係る経費は対象外となっているため、県としましては、離島の養豚農家への支援策として輸送費の補助を検討しているところであります。

次に(6)、鳥獣被害防止総合対策事業の予算確保についてお答えします。

県では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し

有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵等の整備を行う鳥獣被害防止総合対策事業を実施しております。当該事業においては、各市町村協議会等からの被害防止対策に関する要望を基に国に対して予算要求を行っており、八重山地域においては要望額に基づき予算措置をしているところであります。

県としましては、各市町村協議会等からの要望を踏まえ、引き続き予算の確保に努め、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、MICEエリア形成における新たな構想についてお答えいたします。

県では、東海岸地域の振興や県土の均衡ある発展につなげるべく、MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成を目指し、新たな基本計画の策定に向け取り組んでいるところです。その中でビジネス旅行者に目的地として選ばれるエリアとなるために、新しい生活様式に即したMICE施設の在り方のほか、最新のデジタル技術の活用やSDGsの視点を踏まえたまちづくり、エリアの魅力を維持向上する仕組みの検討などの取組を進めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 2、次期沖振計における離島振興についての(1)のA、離島の産業振興、重要度を増した課題についてお答えいたします。

県では、離島住民の交通運賃の軽減や超高速ブロードバンド環境基盤の整備、含蜜糖の振興対策等を行うなど、離島地域における定住条件の整備や産業振興等に取り組んできたところです。一方、国の研究所によると将来的に離島における人口減少がさらに進むことが推計されていることから、地域と産業を支える多様な人材確保・育成や、遠隔性・散在性など離島の不利性を軽減できるICT・IoTの広範な利活用を進めるなど、さらなる離島振興に向けて関係市町村とも連携し、取り組んでまいります。

次に4、八重山地域の課題についての(8)、与那国・花蓮高速船活用国際交流事業に係る県の支援方針についてお答えいたします。

国境に位置する与那国町の地理的優位性及び歴史的特性を踏まえ、姉妹都市である台湾花蓮市と外航不定期航路を開設することは、人口交流の拡大など地域振

興につながる取組であると認識しております。

県としましては、高速船を活用した国境交流事業が離島圏域の発展につながるよう、関係部局と連携し必要な助言等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新型コロナ影響下における直近の県内企業経営状況についての御質問の中の(1)、県内企業の信用リスク増加への対処方針についてお答えいたします。

民間調査会社の調査によりますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、信用リスクの高い県内企業が増加傾向にあるとのことでもあります。

県としては、引き続き新型コロナウイルス感染症対応資金により、中小企業者の円滑な資金繰りを支援するとともに、Eコマースやテレワークなどウイズコロナの新しい生活様式に対応したビジネスモデルの促進に加え、地域消費活性化事業等により需要喚起に取り組んでいきたいと考えております。

次に4、八重山地域の課題についての御質問の中の(2)、地域未来投資促進法を活用した石垣市におけるリゾート施設建設の進捗状況についてお答えいたします。

地域未来投資促進法に基づく基本計画につきましては、令和2年9月25日付で国の同意を得ております。現在は、同法に基づく土地利用調整計画の調整案が石垣市から県農林水産部に提出されており、市と県の担当部局において事前協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長（我那覇 仁君） 4、八重山地域の課題についての御質問の中の(1)のA、県立八重山病院におけるPCR検査体制等の現状についてお答えいたします。

県立八重山病院においては、1日10検体のPCR検査が可能です。現在、PCR検査機器1台を発注しており、今後、1日20検体に増える予定です。医療物資については、厚生労働省からの支給が継続していること、流通状況が改善したこと等から、医療用N95マスク等に不足は生じておりません。医療機器については、PCR検査機器のほか、人工呼吸器等を既に発注しており、引き続きエックス線撮影装置等、必要な整備を速やかに進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 4、八重山地域の課題についての御質問の中の(1)のイ、11月補正予算の医師派遣補助事業による県立八重山病院への派遣医師数についてお答えいたします。

県立病院医師派遣補助事業は、離島・僻地の専門医を確保するため、病院事業局に対し、県内外の医療機関から県立北部・宮古・八重山の各病院へ医師を派遣してもらうための経費等を補助する事業となっております。今年度は確保活動の結果、当初の計画に加えて短期の派遣が可能となったため、11月補正予算で追加の派遣に要する経費を計上しております。県立八重山病院には、補正予算により、当初計画の医師6名に外科、救急科等で6名の医師を加え、合計で12名が派遣されることとなっております。

同じく4の(1)のウ、小規模離島におけるPCR検査体制についてお答えいたします。

離島診療所において新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合には、本島で検査を行った場合と同様に、自宅にて待機していただくこととなります。また、小規模離島から島外へ渡航して検査を受ける場合の交通費及び宿泊費については、離島患者等通院費支援事業において補助することが可能となっております。なお、症状がある場合には、短時間で結果が判明する抗原検査が可能となっており、小規模離島においても抗原検査ができる体制について引き続き強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 4、八重山地域の課題についての御質問の中の(7)のア、皰裂斑の対処方針についてお答えいたします。

NPO法人による八重山地区小学生の皰裂斑有病率調査については把握しておりませんでした。本県は紫外線量が高いため、環境省の紫外線環境保健マニュアルを参考に、必要に応じて適切な対応を取るよう学校へ周知しております。県教育委員会では、教職員対象の研修会等にて再度説明し、保護者等に対しても学校から情報提供するよう周知するとともに、UVカットサングラスの使用も含め皰裂斑の予防に有効な対策について、今後研究してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 4、八重山地域の課題についての御質問のうち(9)、県道石垣空港線の進捗状況及び市道旧空港跡地線の整備促進についてお答えいたします。

石垣空港線の令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約50%となっており、現在、新石垣空港から石垣市道の産業道路までの約2キロメートルについて、早期の供用を目指し重点的に整備を推進しているところでもあります。また、石垣市道旧空港跡地線は、県立八重山病院や建設中の市役所新庁舎などの主要施設へアクセスする重要な路線であると認識しており、県としては、引き続き市と連携して整備促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事の政治姿勢についてでありますけれども、離島振興は一丁目一番地という方針を知事は最近述べられております。その思いについて少しお聞きしたいのですが、離島振興は一丁目一番地という方針は、離島住民にとっても重要な政策判断だと思っています。その具体的道筋を次の沖縄振興計画の中に明示する必要があるというふうに思いますが、その方向性について強い意思をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先日、新たな沖縄振興に向けての制度提言を行いました。その中で離島関係で申し上げると、離島の空港あるいは港湾これらの整備に当たっての財政特例の創設、さらには海岸漂着ごみの問題等についての制度提言を盛り込んでいるところでございます。これらの制度を国に求めた上で、また新たな離島振興計画も今策定しているところで、それぞれの離島が有する現状、課題等について、市町村長のヒアリングも実施しているところです。これらを取りまとめた上で、新たな離島振興計画を策定し、離島住民の定住促進につながるような施策等を展開してまいりますというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

知事の石垣視察の感想ですけれども、本人がいらっしやらないので直接お伺いすることはできませんが、緊急搬送の暫定ヘリポート設置によって、離島住民、現場医師からも設置後は医療体制が格段に改善されたというような評価を伺っております。また知事が直接その現場に行かれたのは非常によかったなというふう

に思っております。

ところでその後、副知事は現場の視察はされましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私のほうは、まだ日程調整がつかずに行っておりませんが、できるだけ早めに行って私自身も確認してまいりたいと思います。

それから今暫定という形ですけれども、恒久ヘリポートをどうするかという課題がまだこの後残っておりますので、この件についてもしっかりと地元の市長、そして町長等と意見交換ができればと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

実は夜間運用時に、可搬式の照明なものですから何個かつかないという不具合が現場で起きているので、そういう具体的な改善策をしっかりと見ていただきたいというように思っています。

また、恒久ヘリポートの設置については、知事は現場で遅滞なく設置されるべきものだというメッセージもはっきりおっしゃいました。その理解でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 基本、そういうような方向で今考えております。一方でまた石垣市の計画などもありますので、そういったところと整合を取りながら基本、遅滞なくという視点で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

これは私も要望しておったんですが、知事はそのとき、海上保安部を視察し尖閣警備や急患搬送に携わる職員の皆様を激励されて、その際に尖閣警備について領海警備体制強化は心強いというふうに語っておられました。

そこでお聞きします。

今回の王毅外相による傲岸不遜な暴言についてです。

これら主権侵害の行為の責任を日本側に転嫁する発言に対して、先ほども答弁ありましたが、官房長官は、日本政府としては全く受け入れられないと抗議しました。また驚くべき傲岸不遜な暴言だと、絶対に許してはならないと厳しく批判したのは、日本共産党の志位委員長でした。私は全く正しい批判だと思っております。県はこの暴言を見過ごしてはいけないというように思

いますが、その点はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

王毅国務委員が11月24日の日中外相共同記者発表において、偽装された日本船が尖閣諸島周辺の水域に入る事態が発生しており、中国側としてはやむを得ず必要な反応をしなければならない旨発言をしたというふうに承知しております。この発言に対して日本政府は、中国側独自の立場に基づくもので、全く受け入れられないと述べております。

県としては、尖閣諸島周辺地域においては本県漁船が操業できなくなる事態は断じてあってはならないと考えております。

引き続き日本政府に対して、同諸島周辺海域の安全を確保することについてしっかりとした対応を取っていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 この暴言を見過ごしてはいけませんよ。

最近、中国は海警局の任務、権限を定めた海警法の草案に武器使用を規定している。尖閣海域でも適用するとしている。その事実は確認していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御質問の武器使用でございますけれども、中国全国人民代表大会が海警局の停止船命令などに従わない場合、武器の使用を認める内容の法案を公表したことや同法案が12月以降に採択される見通しであることは報道等により承知しております。このことについて官房長官は、会見において他国の法案あるいは動き一つ一つにコメントすることは差し控えるが、本法案を含め中国海警局をめぐる動向については、引き続き高い関心を持って注視していきたいとコメントをしております。

県といたしましては、武器使用の条件と法案の詳細について不明であることから、法案等の情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 いいですか。我々県民の漁船に武器が向けられることを彼らは法的に認めると言っているんですよ。悠長なことは言っていただけませんよ。今まさに沖縄県の行政区内で、中国による脅威は確実に高まった。確実に高まった。この事実を県は真剣に考え

ないといけないと思います。政治は、そして行政はその時々で何を発言して、何に取り組んできたかと。そういう履歴の蓄積が重要性を増すんです。このような主権を侵害するような傲岸不遜な暴言に対して、沖縄県が直接中国政府に強く抗議すべき、そう思います。沖縄県の確固としたこれが意思ではありませんか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり、中国との間に領土問題は存在しないとする国の立場を強く支持するものであり、我が国が有効に支配する尖閣諸島について、中国政府が自国の領土であり国家の核心的利益に当たるとして繰り返す違法行為に対しては、日本政府が主権国家として現在行っている冷静かつ毅然とした対応を継続していただくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 弱いですね。県民が危険な状況にあるのに、駄目なものは駄目だとはっきり言わないと。県としても駄目なものは駄目だとはっきり言わないといかぬと思いますよ。そういう覚悟はないんですか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今回の中国の王毅外相の発言もそうですし、それから最近の海警局の武器の使用の問題についても、県としては強い警戒感を持っております。この問題につきましては、日本政府もいろいろと検討していると思っておりますけれども、平成26年11月に「日中関係の改善に向けた話し合い」というものが日中間で意見の一致を見たというような報道がございます。その中では、4項目から成りますけれども、「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有している」と認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。」というような項目がございます。この4項目については、国会でも逆に中国にある意味、頻繁に同海域に侵入する口実を与えてしまったのではないかという意見があることも承知しておりますが、このようなある意味武装的なものについては、ここに書いてありますように、危機管理メカニズムの構築と不測の事態の発生を回避するための取組が極めて重要だと思っております。

県としては、こういった中国の動きに対して、日本政府にはこういった4項目が日中間で取り決められておりますので、そういった対応についても検討するよう求めることも考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 副知事、日本政府にも当然言わなきゃいけない。しかしながら県としてはどうするんですかと聞いているんです。駄目なものは駄目だと言いなさいと、県民が危ないんだから。危険にさらされているんだから。駄目なものは駄目だとなぜ言えないんですかと聞いているんですよ。そこだけ言ってください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたように、そういった事態にならないことがまず大事だと思っておりますので、先ほど答弁しましたような4項目に基づいて日中両政府においてしっかり意見交換、調整を行ってもらう必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 質問を変えます。

MICEエリアの形成についてですけども、たたき台の素案として新たな計画の説明は受けましたが、これ今年度で方向性は決められますか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 今事業者もそうですし、それから関係する市町村の皆さんともそれから住民対話等も進めておまして、基本的な方向性を示しながら、基本計画の案を今年度中にお示しできればというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これは民間投資をメインとするものになっていますから、相当たかかないと駄目ですよ。これでは投資する人も相当引いてしまうと思う。これは委員会でもしっかりやらせていただきたい。今年でその方向性をある程度まとめられると言うけれども、どの程度のまとめ方を想定していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 今議員がおっしゃいました、民間との連携の在り方——実は現行の基本計画と申しますのが、MICE施設単体の整

備が中心となっております、開発に当たって周りの民間の収益施設との連携といえますか、それがどちらかというとなかったということも踏まえまして、今年度は周辺環境について確実にこれを取り込もうということで民間との連携の在り方といったようなことをひとつ考えてお示ししたいと。

それから規模ですとか全体的なスケジュール感を併せて今年度で基本計画案という形でお示ししたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これはまた委員会ですっきりさせていただきたいと思っております。

制度中間報告における離島関連についてですけれども、大枠で14項目の制度提言がなされているようですが、離島では特に生活に直結する本島一離島間、離島と離島間の生活物資の片荷物流による流通コスト高というのが生活に直結する課題なんです。しかしながらこれの制度提言がちょっと見られないというところにおいては、どのような対応をしていくつもりですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 生活コストの支援事業、一括交付金事業として以前実施しておりました。これについては各離島町村ごとに物流の状況が違う。町村によっては、ほかの一括交付金事業に転用したいという声もあったことから、平成30年度をもって生活コストの物流支援補助事業は一旦廃止にして、町村単位で主体的に行うべきだという委員の意見もありましたので、今、南北大東等で事業を実施しているところです。その後、県民アンケート調査の中で、物流についても対応すべきだという御意見がありました。県では検討を進めた結果、特に他の離島町村と比べても遠距離にあって、すぐに港湾からの荷揚げがしにくい南北大東、これについては特別な支援が必要ではないかということで、台風時等の飛行機での物流搬送にあってはこれを支援すると、村と共同で今支援事業を行っているところです。その他の町村にあっては、もろもろの事情があるものですから、どういった展開ができるのか、今意見交換をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 私が地域を回ったり離島を回ったりすると、どうしてもこれが生活のネックになっていることが多い。ですのでしっかり現場に行って、現場の詳しい状況をもう一度把握されてこの問題に取り組んでもらいたいと思っておりますがどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほどの新たな離島振興計画策定の御質問の中で、市町村長とのヒアリングを行っているということで答弁を申し上げました。加えて、市町村の担当職員からももろもろ離島の課題等について伺っているところで、その中で現状をまず把握して、どのような対応策が取れるのか検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 続いて県内企業の信用リスクの件ですけれども、民間調査会社によると倒産予測値における信用リスクが高い企業数が、県内に2619社との調査結果が出ています。やはりこれはコロナ禍において相当に県経済が痛んできていると見るべきです。この状況は、全業種にどんどん広がっていったら、全業種。なのでこれは失業とか倒産、社会不安へもつながってきている。もう始まっていると言っても過言じゃありません。これは県の政策判断の重要性、そして強い改善策を求めていかなければいけない、策定しなければならないというふうに思いますが、商工労働部長どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 議員おっしゃるように、民間の調査結果によりますと高リスクの県内企業が2619、15.6%で、なおかつ全国構成比15.2%よりも高くなっているということ。それから新型コロナウイルス感染症拡大後、増加を続けているというような状況が報告されています。

さらに業種別の状況、これは令和2年4月と10月の比較で見えておりますけれども、まず農林水産業、卸小売、飲食店、サービス業において増加しているということです。

一方で建設業、運輸、通信業においては減少しているというような状況が報告されております。その要因としまして、農林水産業におきましては豚熱による畜産物の流通減少、それから果物の土産品としての販売収入の減少、小売、飲食店では、これは3密回避の営業自粛、外出の自粛ということがありますけれども、サービス業、これも営業、外出自粛に加えましてイベントの自粛などが挙げられております。

一方建設業ですけれども、これは工事現場における3密を避けた事業実施が可能であったということに加えまして、これまでの受注から一定の手持ち工事を保有している企業が多かったということから、基準月日で高リスク予想が減少していると。ただ、手持ちの工事の保有状況においては悪化する企業が発生する可能性は否定できないと、注意深く観察する必要があるとい

うふうにしております。

当該調査結果では、県内企業の信用リスクが全国よりも高まっていることが示されておりまして、引き続き県内企業の経営状況が予断を許さない状況にあるというふうを考えております。

県としましては、引き続き円滑な資金繰りと雇用の維持を支援するとともに、感染症の状況に留意した上で経済対策基本方針に基づきまして、各種施策による需要喚起に全力で取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これはもう大変な問題ですから、よろしく願います。

それと八重山病院の件ですけれども、今石垣市より貸与されているPCR検査の機械が民間病院に移っちゃうので、検査体制がどうなっているかということ調べてみたら、検査試薬が20本しかない。これは配給制になって不安定だというようなことなんですけれども、これで基幹病院として大丈夫なんですか。なぜ6月頃にPCR機器を入れる計画がいまだに入っていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

八重山病院においては、もともと1台PCR検査の機器がありました。発生が多くなった時点で、石垣市からPCR機器を1台八重山病院のほうに貸出して2台で稼働していたという状況がございます。今回かりゆし病院でかなり多くの患者さんが発生したんですけれども、そういった検査体制を行ってきたということでございます。

12月からは、指定医療機関は治療に専念すると。それからTACOとか行政検査等は民間でやるという県の方針がありまして、12月1日からはそういうふうな体制でございます。ただし八重山病院でも急ぐような検査とか疑義のある患者さんに対しては、八重山病院で行うという方針でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 やはり基幹病院ですから、しっかりと整備は迅速に行っていただきたいと思っております。

それと地域未来促進法を活用したリゾート建設の進捗についてですけれども、これまでの石垣との経緯を教えてくださいませんか。調整の経緯。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

地域未来促進法に基づく基本計画につきましては、令和2年9月25日付で国の同意を得ております。現在は、同法に基づく土地利用調整計画の調整案が石垣市から県の農林水産部のほうに提出されていて担当部局によって事前協議されているということでございます。現在も石垣市の農政担当と県の農政担当部局のほうで、鋭意調整が進められているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは農水部に聞きます。

農水部は、土地利用調整計画作成の事前協議を行っているということですが、この調整協議が調う時間的なめどはどのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

今回、9月25日に基本計画は国の同意を得たことから、10月中旬に石垣市から事前の調整案として送付がありましたので、事前調整を始めた状況であります。県は同計画の案について幾つか確認をすることがありましたので、11月13日には市に意見書等を送付しているところです。大規模な開発案件でありますので、農地法、農振法の観点から石垣市としっかり調整を進める必要があります。現時点でいつと申し上げる状況にはございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これは民間投資を最大限利用して付加価値のある観光経済、農林水産業と連携した観光産業クラスターを創出していく地域づくりのために必要な施設整備とも言えるんですね。

石垣島には本格的なゴルフ場を伴うリゾート施設が1か所もないことから、地元の期待も大きいわけですね。スピード感を持って対応をお願いしたいと思いますがいかがですか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 農振地域、それから農用地の転用を含めて、現在事前調整の計画案の中で市町村とも協議を進めているところです。それから市町村、県、それぞれ共有した意識の下に進めていく必要もあるということで、必要に応じて合同で勉強会もしながら現在対応しているところであります。

引き続き法令等に基づいて対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 我が党の代表質問との関連についてです。

この点は知事が基地政策で論拠とするものですから、必要と思い再質問します。

最悪の場合、この提言書には辺野古基地が完成しても普天間基地の米軍による使用は継続されるというシナリオもあり得るということですが、さきの副知事の答弁では政府に確認をしたという明確な答弁がありませんでした。

政府には確認をいたしましたか、この件は。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私の答弁では、負担軽減推進の作業部会において——これは昨年について2回目ですけれども——やっております。作業部会というのは、政府の機関でありますので、私どもとしましては、政府に対して説明を求めたという認識でございませぬ。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 辺野古移設後も普天間の使用を継続するという協議が日米間で存在するという意味もそういう認識ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 公室長が先ほど答弁したと思っておりますが、昨年9月の作業部会において政府のほうからは、条件が満たされないため辺野古移設後も普天間飛行場が返還されないという状況は想定していないという説明があったところです。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大浜 一郎君 緊急事態において、飛行場利用が錯綜する際に円滑な利用調整をするための法的枠組みとして何が定められていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 緊急の際、有事の際にどのようなものが法として想定されているかということでございますけれども、いわゆる事態対処法に規定される武力攻撃事態に該当する場合は、武力攻撃事態

等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、民間空港など特定公共施設等について米軍による利用が行われるものというふうに認識をしております。

○大浜 一郎君 議長、終わりですよね。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間が切れてしまいました。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

フガラッサ。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

[石原朝子さん登壇]

○石原 朝子さん 沖縄・自民党会派の石原朝子です。

玉城知事におかれましては、病院を退院され療養中ではありますが、十分に体調を整えていただき、一日も早い公務復帰を願っております。

それでは通告書に基づき、一般質問をいたします。

1、母子保健について。

新型コロナウイルス感染症の流行下の中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について強い不安を抱えて生活をしている状況にあります。

次のことを伺います。

(1)、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、母子保健法の保健指導・健康診査、妊婦健診等の際に医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようするために必要な措置を講じることが義務づけられている母性健康管理措置による支援状況を伺います。

(2)、コロナウイルス感染疑いのある妊婦へのPCR検査や感染した妊婦に対応することができるように周産期医療提供体制は離島地域も含めて整っているのか伺います。

(3)、産婦人科医院等への支援金等の支援状況を伺います。

2、高齢者福祉について。

(1)、厚生労働省は、コロナウイルス感染症による介護事業所の経営悪化状況も踏まえ、年末に向け令和3年度報酬改定を議論するという事です。その中で訪問看護ステーションの看護とリハビリテーションの提供サービスの割合の見直しも検討されるという情報も得ているのか伺います。

(2)、県内の訪問看護ステーション事業者数と訪問リハビリテーションの利用状況を伺います。

(3)、訪問看護ステーションにおける提供サービス

の割合の見直しにより、利用者に大変な影響が出るのではないかと不安視されています。県としてはどのように認識しているか。また、影響があると予想された場合の対応について伺います。

(4)、コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による急激な環境の変化は、要介護者や介護者にとってもストレスになる可能性が高い。高齢者虐待の現状及び対策状況を伺います。

3、教育行政について。

(1)、文部科学省が10月に公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、小学校の暴力行為が4万3614件に急増し、いじめも低学年で増加しているとのこと。本県においても小学校の暴力行為、いじめは増加傾向にあるのか。また低年齢化しているのか伺います。

(2)、子供たちをめぐる道德問題が山積しています。小学校、中学校において教科化された道德の授業がどのように行われているのか。また教科化の効果と課題を伺います。

(3)、令和2年6月8日に各都道府県、指定都市教育委員会学校保健主管課宛てに文科省初等中等教育局健康教育・食育課から、学校等欠席者・感染症情報システムの加入についての依頼文が出されています。県内での加入と活用状況を伺います。

(4)、県内在留外国人児童生徒の教育の現状と対応について伺います。

4、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）について。

(1)、国際物流拠点産業集積地域制度概要2の中で、「指定区域を拡充するため、指定区域の要件を見直す。」としています。また、今年の7月2日に南城市長、南風原町長、八重瀬町長が「国際物流拠点産業集積地域への区域指定の拡充と条件緩和について」、県知事要請を行っております。現在の集積地域は、那覇空港に隣接する那覇市などの5市と中城湾港新港地区が指定されておりますが、指定区域内では用地の確保に困難な状況が続いております。企業誘致のさらなる加速や整備投資等による生産性向上及び事業拡大をするためには、指定条件や適用要件の緩和、拡充を図るとともに、本制度による土地利用上の措置として、農振法の農地転用の特例及び農振法の農用地区域からの除外の特例を新たに創設することも必要ではないかと考えます。1市2町の要請も踏まえ、県としての方針を伺います。

5、我が党の代表質問との関連について。

末松文信県議が行った6、教育・文化・スポーツの

振興についての中の(4)、「県内の公立小・中・高校と特別支援学校で適正に配置すべき教員が不足しているようだが、臨時教員配置を含め現状と欠員が生じた理由、その影響、また、休職中の教員増の背景等、県教育委員会の認識について伺いたい。」に関連しまして、次のことを伺います。

(1)、学校で適正に配置すべき教員確保に苦慮しているようですが、令和元年度決算においても県立高等学校特別支援教育支援員配置事業の課題として、特別支援教育支援員の応募者がなく、配置できない学校、機関がある。特に定時制、離島地域では、人材の確保が困難な状況であるとのことですが、今年度は特に応募者がいないという理由の解決にどのように取り組まれ、配置状況は改善されたのか伺います。

(2)、9月定例会で可決されました、一般会計補正予算（第6号）の新型コロナウイルス感染症への対応による休校措置によって生じた学習内容の未指導分や学習進度の遅れに対応するため、市町村が配置する学習指導の支援に当たる人員に要する費用を補助する、学びの保障のための学習支援員配置事業1億1979万3000円が予算化されました。学習支援員の確保と事業目的達成の見通しについて伺います。

続きまして、仲里全孝県議が行った4、雇用失業問題についての中の(1)、「新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めについて、本県の状況と経済が動き出した中で、回復や改善に向け企業の動向はどうか、伺いたい。」に関連しまして、次のことを伺います。

沖縄県女性就業・労働相談センターにおける新型コロナウイルス感染拡大の影響による相談状況と支援状況を伺います。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

4、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）についての中の(1)、国際物流拠点産業集積地域の指定条件や適用要件の緩和等の拡充についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域制度の活用により、沖縄県における臨空・臨港型産業は、一定程度の集積が進み、産業構造の多様化にも寄与しております。新たな沖縄振興の検討に当たっては、アジアのダイナミズムを取り込むという視点に加え、各地域の均衡ある発展を図るため、対象エリアの拡充による産業用地の確保が課題の一つとなっております。このため、沖縄県と

しては、同制度の指定区域の見直しや適用要件の拡充等について、新たな沖縄振興制度提言の検討を進める中で、関係自治体、経済団体等関係機関と連携して適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、母子保健についての御質問の中の(1)、母性健康管理措置による支援についてお答えいたします。

今般、母性健康管理措置の改正が行われ、新型コロナウイルス感染のおそれに関する心理的なストレスが母体や胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合、事業主は作業の制限等必要な措置を講ずることが新たに規定されました。本制度の活用については、市町村において妊娠届出時等に妊婦に資料の配布や説明を行っており、県としては今後も働く妊婦への制度周知が図られるよう市町村を通して働きかけてまいります。

同じく1の(2)、感染疑い妊婦の検査及び医療体制等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染疑いのある妊婦の検査及び医療提供体制については、産科医療機関で役割分担を決めて対応を行っているところです。また、離島地域については、県立病院での対応を原則としておりますが、周辺離島での患者発生や患者の重症度により本島の医療機関へ搬送する場合があります。

同じく1の(3)、産婦人科医院等に対する支援についてお答えいたします。

県は、地域のクリニック等に対し、感染防止対策や診療提供体制確保のための取組に対する補助を行っております。具体的には、有床診療所は1か所当たり200万円、助産院は70万円を上限として、コロナ患者と混在しない動線の確保や院内消毒等に要する費用に対し補助を行っております。11月末時点で、県内の産婦人科の有床診療所27か所のうち3か所、助産院31か所のうち1か所から補助金の交付申請を受けており、申請のある4か所全てに補助金を交付済みであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、高齢者福祉についての御質問の中の(1)と(3)、訪問看護ステーションにおける理学療法士等のサービス提供回数等の見直し及びその影響等についてお答えいたしま

す。2の(1)と2の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

次期介護報酬改定に係る国の社会保障審議会介護給付費分科会の中で、訪問看護ステーションの理学療法士等が行う提供回数等についての見直しが議論されていると聞いております。

県としましては、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある方に対し、必要なサービスが提供されることが重要と考えており、引き続き国の動向を注視し、他の都道府県とも連携して適切に対応してまいります。

同じく2の(2)、訪問看護ステーションの数と訪問リハビリテーションの利用状況についてお答えいたします。

令和2年11月30日時点における県内の訪問看護ステーションは、152事業所となっております。また、訪問リハビリテーションの利用状況につきましては、国の介護保険事業状況報告によると、令和2年7月サービス提供分として、利用者数は848人、延べ利用回数は1万1785回となっております。

同じく2の(4)、高齢者虐待の現状と対策についてお答えいたします。

高齢者虐待の相談窓口である市町村からは、新型コロナウイルス感染症に関連した高齢者虐待の報告はありませんが、高齢者虐待の要因の一つが、介護疲れやストレスによるものとなっております。今後、新型コロナウイルスの影響が長期化することが懸念される中、市町村においては、高齢者の見守り等の取組を実施しており、県としましては、引き続き在宅高齢者や施設入所者に対する虐待の相談体制の充実や、関係機関との連携を図り、高齢者虐待防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、教育行政についての御質問の中の(1)、いじめ、暴力行為についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査において、本県におけるいじめの認知件数及び暴力行為の件数は、平成30年度と比べ小・中・高とも増加しております。暴力行為の件数及びいじめの認知件数の増加の要因につきましては、本人が不快に感じる軽微な暴力や、言葉によるいじめ等も見逃さず、積極的に認知し、早期発見に努めた結果であると考えております。いじめや暴力行為の増加傾向が低年齢化しているかについては、文科省

による詳しい分析がなく判断は難しいと考えております。

同じく(2)、道徳科の教科化における効果と課題等についてお答えします。

道徳教育の充実を通して豊かな心の育成を図るとともに、深刻化するいじめ等の問題に対応することを目的に、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から道徳が教科化されております。道徳の教科化に伴い、各学校の道徳科の授業が計画的に進められ、話し合いや議論など、対話を中心とした授業への転換が図られてきております。今後は、道徳科の授業にとどまらず、学校の教育活動全体を通じた道徳教育のさらなる充実に向けてまいります。

同じく(3)、学校等欠席者・感染症情報システムについてお答えします。

本県公立学校における本システムの加入率は100%となっております。新型コロナウイルス感染症対策において、県教育委員会では、本システムに入力された各学校の出席停止者数等を把握し、地域の感染レベルの設定や感染者発生時の臨時休業の範囲の決定に役立てております。また、各学校においては、本システムにより、近隣地域の流行状況等を把握できることから、自校の感染症対策に活用しております。

同じく(4)、外国人児童生徒の教育の現状と対応についてお答えします。

令和元年5月の文部科学省の調査によると、沖縄県の在留外国人児童生徒は583名となっております。県教育委員会では、在留外国人児童生徒に対する教育の支援のため、公立小中学校に日本語指導教員を配置しております。また、那覇市など5市については、独自に日本語指導員を配置していると聞いております。今後も学校及び市町村教育委員会と連携し、在留外国人児童生徒への支援に努めてまいります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、県立高等学校特別支援教育支援員の配置状況についてお答えします。

令和元年度は、離島や定時制高校2校について特別支援教育支援員の配置が一定期間未配置となりました。令和2年度につきましては、可能な限り早い時期に配置校を決定したことや支援員の身分を会計年度任用職員と改めたため、待遇改善が図られたこともあり、離島や定時制高校も含めて、希望する35校に59名、全てが配置できております。

県教育委員会としましては、今後も高等学校における特別支援教育の充実を図るため、学校及び関係機関と連携し、人材確保に努めてまいります。

同じく(2)、学びの保障のための学習支援員配置事業についてお答えします。

学習支援員配置事業は、県において、市町村に対し補助金の交付決定を行っております。要望のあった12市町村においては、学習支援員を募集し雇用、配置手続とともに学習支援を進めているところです。

県教育委員会では、引き続き市町村と連携し、児童生徒への学習支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 5、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(3)、沖縄県女性就業・労働相談センターへの相談状況と支援状況についてお答えいたします。

11月末までに寄せられた新型コロナウイルス感染症に関する労働相談は、146件となっております。そのうち労働者からの相談が112件、使用者等からの相談が34件となっております。相談内容別に見ますと、休業に関することが最も多く43件、次いで解雇・退職に関することが28件等の順となっております。

県では、同相談において、労働基準関係法令違反の疑いがある場合には、労働基準監督署へ情報提供するなど、労使紛争の予防や解決に向けて適切に対応しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午後11時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 答弁ありがとうございました。

では再質問をさせていただきます。

母子保健のほうで、今回妊産婦の新型コロナウイルス感染、県内で妊産婦の感染者がいたのか、そして濃厚接触者と判断された方もいらっしゃったのでしょうか。御存じでしたら答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ちょっと数は今手元にございませんが、妊産婦で濃厚接触者となった方も感染者もいらっしゃいます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 感染された妊産婦には濃厚接触者と判定をされた方がいらっしまったということですね。人数的にはまだ今把握されてないということなんですけれども、妊産婦等の感染者数は人数的にはおおよそどの程度の——毎月1人とかいらっしまったのか、それともどういった状況でありますでしょうか。答弁をお願いいたしたいんですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 各重点医療機関等から、妊産婦の感染者についての情報等は入ってきておりますけれども、数について全てを把握しているところではございませんで、これは詳しく分析しないと人数的にはちょっと申し上げにくいところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。できれば後日でもこの状況等の資料を頂きたいと思っております。資料の提供は大丈夫でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 全てを把握することは少々難しいんですけれども、感染者については寄り添い支援などを行っておりますので、そういった数であれば御報告できると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん その資料で結構です。よろしく願いいたします。

そしてまた、先ほど母性健康管理措置に関して、健康管理指導連絡カードとかも妊産婦は頂いていると思うんですけれども、そういった措置に関する資料等は各市町村は母子手帳を発行する際に渡しているわけですよ。ちなみに、カードを利用して有給の休暇制度を妊産婦が申請するときに事業主が利用できる休暇取得支援助成金というのがあるかと思うんですけれども、そういった助成金についてはどのような形で広報活動されているのでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この母性健康管理措置の利用状況につきましては、今年度11月末時点で沖縄労働局から1476件の事業所に対して資料を送付し、周知されているというところまでは把握しておりますけれども、その利用状況等についてはこちらでは今ちょっと把握できておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ぜひこの事業の利用状況も後ほどまた資料等頂ければ……。

お願いいたします。

続きまして、県内で産婦人科の患者でコロナウイルスの疑いがある場合は離島のほうは県立病院ということになっておりますけれども、産婦人科医院の人数等は足りてるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立病院の範囲でお答えしたいと思っておりますけど、現在、産婦人科医療は北部・中部・南部・宮古・八重山と人数に関しては、3名以上おりますし、離島においては5名とか、それから中部センターでは10名近くおまして、人数に関しては十分対応できていると思っております。

それから先ほどの質問とも関連あると思っておりますけど、産婦人科のコロナの患者さん——妊婦がコロナに感染した場合どういうふうにするかということは、コロナの流行のかなり前に産婦人科医会がありまして、どこで分娩するかということは決めております。本島では琉球大学と県立病院の中部病院で対応しておりますし、宮古・八重山では現地で産婦人科と小児科が対応できるような体制を整えていますので、そこで十分分娩に対しては対応できていると思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。ぜひ女性が安心して子供を産める環境を整えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、高齢者福祉についての介護報酬、診療報酬、改正ごとに事業所の介護サービス料とか人員基準が見直されます。その都度、医療関係者、介護関係者は対応することが必要になっている状況でございますが、介護診療報酬改定に影響を受けないように地域体制を整えていただき、介護サービスが安心して利用

できるよう、県としても各市町村また広域等の連携をして取り組んでいただきたいと思います。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現在、県におきましては次期の高齢者福祉介護計画策定準備を進めているところです。市町村と連携をいたしまして、必要な介護サービスのニーズを踏まえた上での提供体制等について意見交換をしながら、その体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん では3番の教育行政について伺いいたします。

いじめの低年齢化の要因等はまだ判断が難しいということですが、9月に県ではいじめ防止対策審議会を開催されていると思います。そういった審議会の中で本県の状況、低年齢化の傾向等の御意見とかも出されておりましたでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

今議員の御指摘にありましたいじめ対策審議会の件でございますけれども、県の要綱について議論いただいたのと、あと学校での対応等について御意見いただいたところでございます。特段低年齢化についての所見が述べられたということはなかったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 専門の先生方によりますと、愛着形成の問題が原因として挙げられるのではないかというお話もありますけれども、いじめ——対処療法ではなくて、やっぱり原因になっています、就学前のみならず就学後の母子保健、児童福祉関係部局との連携を密にして、いじめ・暴力問題が発生しないような取組を、教育委員会、執行部と福祉部局と連携を持って強化していただきたいと思います。この辺はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

まず県教育委員会としましては、いじめは絶対に許さない、またいじめはひきょうな行為であるというふうな理念の下、教職員の毅然とした姿勢で臨んで道徳観も含めてしっかり取組を進めていきたいと。

また総合教育会議等で一昨年でしたか——昨年ですか、いじめについても議論をしたことがございますので、しっかりと知事部局とも連携を取りながら、その体制については取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん (2)番目の道徳の教育化・教科化の効果と課題について、沖縄県教育大綱の4つの目標の中に、「幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。」とあります。このような目標を達成していく上においては、道徳教育は大変重要だと思えます。道徳教育の充実化を図るために道徳の専門免許創設との声も聞かれますが、教育長の御意見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁でお答えさせていただきましたが、現在も道徳については教科化が図られておまして、標準時間で週1回程度の35時間等やられているところでございます。それで特に道徳の時間、指導の充実を図るという観点から道徳教育指導者養成研修がございますので、そこをしっかりと活用しながら教員の資質の向上に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん やはり道徳教育は大変重要だと思えます。今、新聞等でも教員の不祥事とかいろいろ出ておりますし、そこら辺改めて先生方も道徳教育の重要性を見直してやっていただきたいと思います。

続きまして、在留外国人児童生徒の教育の現状と対応について伺います。

先ほど沖縄県在留就学児童583人ですか、公立小中学校に日本語指導員を配置しているということですが、この公立小中学校の学校のコース、どこの学校かということをお聞きすることもできますでしょうか

か。もしくは何校かお答えをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

県では17名配置しております、コースは分かりませんが、まず宜野湾市に2名、沖縄市に4名、うるま市に2名、北谷町に2名、読谷村に1名、恩納村に1名、北中城村に1名、浦添市2名、那覇市に2名の17名でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 沖縄県女性就業・労働センターにおける相談状況等答弁いただきましたけれども、仕事のあっせんとか内職とかはどういう状況だったんでしょうか。お教え願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

女性の就業に関する相談の内容としましては、まず転職についての御相談が一番多くて179件、セミナー受講176件、内職について、議員御指摘の内職についての相談もございまして、144件、それから自分に合った仕事が見つからないですとか仕事と家庭の両立といったような相談がおのおの96件、76件、そういった順となっております、合計で759件の相談がございました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 最後に、沖縄振興のための制度提言、国際物流拠点産業集積地域の件ですけれども、1市2町の要請文も踏まえて前向きな答弁をいただいたと理解してよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 7月2日に各市町長からも要請がございまして、県としましては、企業誘致のさらなる加速ですとか、設備投資による生産性向上、それから事業拡大等を図るために適用要件等の緩和など拡充を図る必要があるというふうに考えております。そういう方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 次期振興計画は経済界や各市町村も大変期待をしております。ぜひとも皆さん方、行政職の行政手腕と玉城知事の政治手腕に期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 皆さん、こんにちは。

私の一般質問、午後になるかなと考えていたんですけども、質問数が少ないということで早く終わると思われたのか、午前中に回ってきました。

私の質問は、少ないときは議論を深掘りしたいというふうに考えているときですので、時間はそのまま目いっぱい使うと思いますが、どうかよろしく願います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告1番、沖縄県の雇用政策、労働政策と人材育成に関して、今のこの沖縄県の雇用・労働政策、人材育成に関する政策について、まず基本的な考え方と方針、現状及び問題点等についてお伺いしたいと思います。展望に関しても含めてお答えいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、雇用機会の創出・拡大と求職者支援、それから若年者の雇用促進、働きやすい環境づくりなどに取り組んでおります。その結果、令和元年の完全失業率が2.7%、有効求人倍率が1.34倍、令和2年3月卒の大学生の就職内定率が90.5%となるなど、雇用情勢は改善してきております。一方、正規雇用拡大などの雇用の質の改善や、建設、保育、介護などの分野における人手不足への対応、それから新規学卒者の離職率などが課題となっております。

県としましては、引き続きこれらの課題解決に取り組むほか、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響を注視しつつ、必要な対策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

今の部長の答弁の中で、21世紀ビジョンに基づいてという話がありましたが、21世紀ビジョンの中にこの学生の強い県内志向が雇用政策において課題であるというふうな文言がございます。

県の今の雇用政策を見ている、どちらかと言えば県外就職を推進しているというように受け取れるんですけども、その部分の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 県では、これまで県内に若年者の雇用の場が不足している、少ないということから、県外や海外での就職を支援し、失業率の改善に取り組んできたところでございます。しかしながら、平成28年に有効求人倍率、これは1倍を超えるなど雇用情勢が改善をいたしまして、地域や業種によっては人手不足が顕在化しているということから、県内中小企業の人材確保を促進するため県内外の学生等の県内就職を促進する事業を実施しております。ただ一方で、大学で学んだ専門知識ですとか技術等を生かす場を求めまして、県外就職を希望する学生も一定程度いると。特に技術系人材が県内で活躍できる受皿づくりということが非常に課題になっているというふうに考えております。

引き続き沖縄振興を支える人材の育成確保や、高度人材が活躍できる場の創出に向けて、産学官連携の下、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 県外就職を推進しているというふうに先ほど私申し上げたんですけども、例えば、これ以前に教育委員会とも少し議論させていただいたんですが、高卒人材の就職に関して、県外の求人が非常に多いと。パーセンテージはちょっと把握はしていないんですけども、多いという話を子供たちから直接聞いたこともあります。また、CMとかまたは求人誌等に県外で働こうというふうな形でかなりCMも放送されておりますし、県としては県外を推進している

んじゃないかというふうに考える方々が非常に多いというふうなものがございます。

沖縄21世紀ビジョンにも同じく書かれているんですが、沖縄が持つ最大の優位性、またはよく富川副知事がおっしゃる沖縄の可能性というものに関して、自然流入共に増え続ける人口にあると。人口が増え続けているから沖縄の未来は明るいものなんだというふうな話がございます。これについて今現在どのようにお考えか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 御質問にお答えいたします。

人口の増加というのは経済的にどういう意味を持つかという御質問だと思っておりますが、人口の増加は若年層の労働力の人口も含めて、非常に経済的なマンパワーになるというのが基本的な視点でございます。現在における人口の問題は、特に日本が2008年頃から人口減少に直面しておりまして、地方が相当大きく減少して、地域消滅とかという言葉もありますし、均衡ある国土の問題も出てきますし、そういう中で人口を増やすということは非常に喫緊の問題となっております。さらに加えて人口の減少というのはマーケットの減少も意味します。そういう意味で沖縄が唯一、出生率が一番高くこれからパワーを持っているということで労働力、マンパワーの期待、それから人口が増えることによって経済を押し上げるという意味があるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この人口が増えていく。特に日本全体で見ても沖縄は数少ない人口増の県ですから、その部分が沖縄の未来の可能性をつくっていくというふうなことが言えると思うんですけども、この人手不足、これ私が市議だった6年、7年くらい前から人手不足というのが沖縄県内の中で問題視されるようになってきました。周りの方々の意見を聞くと、人口は増えているのに何で人手不足になるんだというふうな声が聞こえております。昨今はコロナの影響で経済も少し減退しておりますから、そういった声というのはちょっと静まってはいるんですけども、このコロナによる経済の減退の前までずっと聞こえている話でした。この県外就職を推進するというについては、沖縄の可能性が人口増にあると仮定した場合、自らそ

の優位性、可能性を漸減していくというふうなこともつながるわけです。47都道府県あって、県外就職を推進している、特にここ10年間で県外就職を推進したことがあるという県は、沖縄しかありません。ほかの都道府県はいかにして地域に若い人たちを。または雇用の場をつくる、雇用する人を守っていくかということを一生涯懸命やっております。Uターン人材、Iターン人材、またはほかの地方でも遠くから出てきたけど、ちょっとこら辺でというようなJターンの話も含めて、いかに自分の圏域内に、都道府県域内に人材、人を確保していくかということに一生涯懸命取り組んでいるかと。でも沖縄では一方で、県外で就職しなさい、県外で働いたらこれだけの収入が得られますよというのがCMで当たり前のように流れている。県外の方から聞くと、沖縄は余裕ですねと言われます。人が減るってことは人手不足になるっていうのが今の段階だと思んですけども、県民が減っていくとお客さんも減っていきます。すなわち沖縄の力がどんどんどんどん衰退をしていく。県が県外就職を推進することは、先ほど申し上げたように自ら優位性を捨てているというような形にもつながってしまうわけなんですけど、県外就職の政策に関しては休止した部分もあるという答弁もありました。でもずっとCMも流れ続けておりますし、県外就職の推進に係る部分、県内の高校の求人とかも県外の求人がまだまだ多い状況にあるというのは実際高校生からも確認をしております。

そういったミスマッチの部分について、今沖縄県が今後も含めてどのように考えていくのか、見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では少子高齢化に伴いまして、労働力が減少するというので、この人手不足への対応は大変重要であるというふうに認識しておりまして、県内企業の人材確保を推進するなど各種支援に取り組んでおります。

一方で、これは先ほども答弁しましたが、技術系、特に高校でいきますと工業高校ですとか水産高校、そういったところにおきましては、専門的な知識と技術が生かせる就職先が県内には少ないといったような理由から、県外就職を希望する高校生が一定数いると。これらの高校生が就職後安心して働くことができるよう、県外事務所において県外求人開拓推進員を配置し

まして定職支援等の実施をしております。ただ、現在は大学生等に対する県外就職支援というのは実施しておりません。

ちなみに例えば県外に一旦就職した学生を県内という、U・Iターンの事業も昨年度から実施しております。令和2年のこれまでの実績で言いますと、一般求職者が14名、それから学生の求職者、県出身者で一旦県外に出たものの県内に戻ってきたりというような学生からの相談が24人ということで、合計38名のそういったU・Iターンの希望者というところも集まってきているというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 細かい人数についてはともかくとして、県の方針、基本的な考え方というのがこの点、非常に重要になってくると思います。

先ほども申し上げましたように、人口が増えているのに人材、人手不足に陥ることが大問題なんであって、それはコロナの影響で多少流動的になっている今だから見直すタイミングになっているんじゃないかと。この県外を望む子供たちが県外に就職していくというのは別に止める必要はないと思います。それは行きたいんだから行くと。でも沖縄県としてできるだけ県内でしっかり雇用を確保していく。県内で働いていただくということを県がしっかり後押しをしていくと。

この若年者の離職率の問題もあります。これは後でまた改めて確認しようと思うんですが、離職率の高さの一因に、県外に働きに出て、沖縄に戻りたいから辞めるというものも挙げられているというふうな肌感覚で感じております。人口が増えているのに人手不足になるっていうのは何が問題なのか。例えば人口増のペースを凌駕するほど経済が発展しているというわけではないと私は考えております。そうなれば労働政策が現状とマッチしていないのか、人材育成の方向性が現状と合っていないのか、または雇用政策の根本が間違っているのか。そういったことが原因として挙げられると考えるんです。もしくはこの状況に先ほど21世紀ビジョンの学生の強い県内志向が課題という言葉もありました現状に、政策を適用させるという努力を沖縄県が怠っているのか。いろんな要因あると思うんですが、実際人手不足は今のこのタイミングではコロナで多少分らないんですけども、つい最近までは全ての業界であった問題のはずです。

これについてどのように考えるのか、今後どのようにやっていこうと思うのか、県の見解を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 雇用政策、それから労働政策につきましては、議員もおっしゃっているように21世紀ビジョン基本計画において目標を定めて取り組んでおりますけれども、実は29年5月に基本計画の改訂を行いまして、これはその社会経済情勢の変化により重要性が増した課題というところで、今御指摘の人手不足への対応ですとか、高度人材確保、それから雇用の質の改善といったところを新たな目標として取り組んでいるところでございます。

この人手不足への対応ということにつきましては、当然その県内における雇用の受皿づくりということも非常に重要になってくるかというふうに思っております。先ほど来申し上げているように技術系人材の県外への流出というような問題に対しましては、やはりそういった人材を受け入れていただけるようなそうした受皿づくり、企業の誘致も含めて、そういったものが非常に重要になるのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、この社会経済情勢の変化を捉まえて雇用政策、労働政策等については適宜見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 21世紀ビジョンの当初の部分から平成29年まで現状を見直すことがなかったと。人手不足が叫ばれたのはたしか平成26年、27年ぐらいからそういった声が上がってきたと。目立つようになったという意味ですね。そういった人がいたではなくて目立つようになってきたということが挙げられると思います。1年、2年の遅れというのは民間にとっては非常に――施策転換の中で、1年、2年転換が遅れるとそれだけ人がどんどん流出していくということにつながりますから、今後は迅速に適宜現状に合わせて政策を見直していくということをぜひやっていただきたいと。見直しのタイミングだから見直すのではなくて、雇用政策、労働政策、人材育成というのは、観光とかいろんな経済の部分とかそういったものの土台になる、最も重要な――沖縄を発展させる意味で最も重要な施策になります。そこが状況に合わないまま続いていくということが沖縄の衰退につながるということも懸念されますので、ここの部分は方針等々、適宜見直していくということも併せてお願いをしたいと思います。

もう少し細かい部分入っていくんですが、先ほど申し上げた若年者の離職率、現状と課題を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄労働局によりますと、新規大卒就職者の3年以内の離職率は、平成28年3月卒が41.2%となっております。これは全国の32.0%を9.2ポイント上回っているというような状況でございます。それからその課題としましては、若年者の早期離職につきましては、キャリア形成が進まず、その後の職業人生に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、重要な課題であるというふうに県のほうとしては考えておまして、そのため県としましては、就業意識の向上を図るためのキャリア教育ですとか、企業理解を促すためのセミナー、それからインターンシップや合同企業説明会を実施しております。さらにミスマッチの解消としまして、正規雇用化の促進ですとか働きがいのある職場づくり、それから従業員のキャリア形成の取組といったようなものに取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 それでは、労働政策と人材育成の部分に関する今の県の現状とか取組についてもう少し聞きたいんですが、安定就労に関する政策について。

職場環境等の改善、これ働き方改革等で今全国的に動いていると思うんですが、沖縄県の現状を聞きたいと思います。

また各種就労支援とか、今離職率の改善のためにも就労支援をしていくという話があったんですが、就労支援とか人材育成に関する今の現状と取組と、実態に合わせたものというのはどういったものがあるのかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

長時間労働の是正、それから年次有給休暇の取得促進による働き方改革の推進など、労働者の働きやすい職場環境づくりは大変重要であるというふうに考えております。そのため県では、仕事と生活の調和を図る、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進するほか、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくり、それから労働相談、さらには非正規労働者が働きやすく、また働き続けられる職場環境の整備を推進しております。

具体的に申し上げますと、一般向けそれから企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催ですと

か、社会保険労務士等専門家の企業への派遣により職場環境の改善に取り組む企業を支援するほか、専門相談員による労働相談等を実施しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（嘉数 登君） 就労支援と職業教育というところでよろしいでしょうか。

まず県の労働政策としましては、先ほど来申し上げています働きやすい環境づくりといったものに加えまして、県立職業能力開発校におきまして職業訓練を実施しているほか、民間教育訓練機関を利用した委託訓練を実施しております。さらに託児サービス付の訓練ですとか、障害者向けの訓練コースを設定するなど雇用政策と連携した人材育成というようなものに取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ワーク・ライフ・バランスに関して、恐らく県議の皆様方の手元に届いた分厚いこの報告書——21世紀ビジョンに関する——その資料の中で、90社だったかな、ちょっと詳しい数字分らないんですが、2桁の数字が改善されたというような話がございました。

先日、我々自民党、一部の方々から保守合同大同団結に関して、1万2000社の会社から署名を受けたのを頂いたということがあったんですが、90社って少な過ぎないですか。どのような形でこのワーク・ライフ・バランスに関してどういう取組をして、どれくらい数上げたということをもう少しお聞かせください。90だったら何もやってないに等しいという形になると思うんですが、もう少し詳しく教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

ワーク・ライフ・バランス認証制度に関する御質問だというふうに理解しております。

このワーク・ライフ・バランスに一生懸命取り組んでいる企業認証登録する制度としまして、平成19年度から実施しております。これは次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届け出ておりまして、かつ仕事と生活の調和を実現するため

の制度実績があると認められる企業が対象となっております。令和2年11月末現在は89社を認証しておいて、目標自体が90社というふうになっております。

議員御指摘の90社というのは少ないんじゃないかというところがございますけれども、我々としても県内企業に積極的に働きかけを行いまして、可能な限りこの認証制度を受けていただくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ちょっと例えが悪かったので、いろいろ御批判を受けたんですが、それだけたくさん会社があるにもかかわらず、実績数が少ないという比較ですので誤解のなきようお願いしたいと思いません。

また、この人材育成、就労支援に関しても離職率が全国に比べても高いという話がある中で、人材育成に関しては以前からいろいろと取組をされていると思います。この人材育成の取組に関しても結局人材育成の問題ってというのは、予算を、県のお金を投じて——国のお金かもしれないし、市町村のお金かもしれないんですが、県民から頂いた税金を投じて人を人材に変えていくというのが本来の趣旨になると思うんですが、人材育成の予算をつけました。人材育成をやりました。でもそれが結果的に就職に結びついていかないと、投じたお金っていうのは無駄になってしまうということが言えると思います。そういう観点からすると、この人材育成というのは雇用政策、受皿をしっかりつくっていくということと連携しないといけないですし、また労働政策を安定して勤めていくという部分に関して3つが連携して執り行われていかないと、税金——とりあえずやってる感は出るんですが、かけたお金が本当に県民の豊かさにつながっていかないとということに直結してしまうという部分がございます。

今回の一般質問をやるに当たっていろいろ質問の間取りにもいらっしゃって、その中でこの人材育成、雇用、労働政策はそれぞれ別の班でやっているということも確認させていただいたんですが、この3つの部分がしっかりと行政の中で連携をしていないと、有効的な沖縄県経済を支える土台づくりということができないと思うんですが、この部内の連携についてどのようにやっているか、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

雇用と労政と人材育成の連携ということだということに捉えておりますけれども、まずその雇用につきましては、商工労働部雇用政策課で所管しておりますし、

それから労働政策、それから職業訓練等々につきましては、労働政策課で担当しております。

それから人材育成といった場合にはかなり幅広い分野になりますので、商工労働部で見るとすると産業人材の育成はどうするかというところで我々のほうで担当しております。それから例えば学生の育成ですとか、そういった部分につきましては教育庁ですとかいろんな部署で見ているということになりますけれども、いずれにしても、雇用と労働、それから人材育成というのは密接に関わってくるテーマでもございます。議員から御指摘のありましたように、社会経済情勢の変化を捉まえて適宜見直して対応していくということが人材の育成、供給ということ、さらには産業振興という観点からも非常に重要だというふうに思っておりますので、そこは部内あるいは庁内でしっかりと連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ぜひその連携の中に県内の県立高校に寄せられているこの求人の部分も入れていただきたいなど。そことも連携をしていかないと、沖縄県は例えば県内就職を推進します、でも高卒人材の求人は県外がたくさんありますという形になると全然マッチングしない。また、例えば商業高校とか工業高校、専門的人材を育成するという形の部分で、3年間いろいろそれについて頑張ってきたと。でも就職は全然関係ないところになっているという現状も多々見受けられます。実際私が面接等でいろんな方々の履歴書を拝見すると資格がばらばらなんです。こんな資格を持っているのに、何でうちで働こうとするの。いや、とりあえず資格は人材育成事業で取りましたと。全然マッチングしていないという現状が肌で感じられるぐらいに今の沖縄に存在するというところに私自身は危機感を持っております。ちゃんと連携をして、土台をつくっていくんだと、この政策をしっかりと遂行していくことが沖縄の未来の土台をつくるんだという矜持を持っていただいてしっかり取り組んでいただくよう、これは要望して次の質問に移りたいと思います。

我が党関連に関して、末松文信県議の質問の中で、与那国と台湾との高速船活用国境交流についての部分があったと思います。

外国との不定期航路を就航させる上でどのような課題があるのかということをお教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 与那国町によりますと、祖納港それから久部良漁港、町内の港における税関、

出入国管理、検疫に係る許認可等の法的手続、それから就航に合わせてこれらの施設を臨時的に設置する必要があると聞いております。また、周辺海域の波浪条件等に対応できる船舶を選定すること、これが課題となっていると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この台湾ともし本当に不定期航路を就航させようと考えた場合、この航路は外交航路になります。なので、今部長から答弁いただいた部分以外にも国と国との外交の問題にも影響するような課題があるんですが、そここのところどう県として認識をしているのか改めて教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 外交上の課題等については、これから与那国町も含めて併せて連携して整理していきたいと思っております。

C I Qの法的手続等も含めて国と相談しながら与那国町と連携していきたいというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 国境離島として台湾に最も近い島から不定期でも航路が開設されるということは、離島振興においても非常に有意義なことだと考えますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一点、同じく末松県議の代表質問3の(4)、泡瀬干潟の鳥獣保護区指定に関して、花城県議からも先週質問があったと思うんですが、地元の理解——23日ですか、地元で説明会を行うという通知が来ております。

この説明会の意義と今後の考え方、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

9月に沖縄市東部海浜開発推進協議会や沖縄市東部海浜開発推進議員連盟などから指定に反対する旨の要請があった際、指定に懸念があり時期尚早であるとの御意見をいただいたことから、県の考えなどを説明する機会をいただきたいと申し上げたところであります。

県としては、指定を強行する意向はなく、ラムサー

ル条約湿地への登録や鳥獣保護区・特別保護地区の指定に関する概要と効果、泡瀬干潟の重要性と泡瀬地区の今後の振興に係る地元の意見を踏まえた県の考え方を説明することを目的に、今月中に地元への説明会を開催する予定としております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 私も当地におりますので、地元の方々とは意見交換をすると、県の考えは分かっているんですよ。説明会をした時にそれでもラムサールに向けて県は努力をするというのか、意見を確認して考えるのか。この点、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 県としましては、指定を強行する意向はございません。地元の意見を聞いた上で今後の対応についてはその後で検討してまいりたいと考えております。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

以上で一般質問終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、一般質問を始めていきたいと思います。

まず、所見を述べさせていただきたいと思うんですけども、私はこの二、三日の代表質問、一般質問を聞いていて、とても違和感を感じてきたことがあります。

両副知事は、万国津梁会議の件についていろいろ話をし、議論をしてきたんですけども、確かに副知事が言ったように法律に抵触しているわけではないと。僕はそのとおりだと思うんですよ。しかし、法律の前に、我々社会というのは常識というのがあるんじゃないのか。この常識から外れている——例えば我々部落の中に公民館、いわゆる自治会がありますけれども、お互い自治会長だって右左の思想は持っているんですよ。ところが、もちろんアフターファイブでもやらない、任期期間中はそんなことやりませんよ。僕は常識から考えてそういうような委員会をやるという形が普通じゃないのかなと。この万国津梁会議がそのまま沖縄の振興策につながっていくということは、皆さんがそれを決めてきたわけですから、その間だけでも止めるのが僕は常識だと思いますよ。

政治家はもちろん、政治家である前に我々人間とし

てどうするかということを実際に考えなければいけない。だけど、公務に就くというのは、どういう形であれ、それはしっかりと自分の思想信条を前面に出すと誤解を受ける。そういうふうに思っています。

それでは、一般質問に入ります。

まず、宜野湾市の道路問題について質問をします。6月議会のときに、大謝名と普天間を結ぶパイプライン、これについて実は質問をしなかったんです。これはよく中身を探ってからにしようと思っていたんですけども、普天間と大謝名を結ぶパイプラインは今真っすぐになっていないんですね。もともと計画があったんですけども、これを断念した経緯があります。これをもし県道に格上げをしてこれが結ばれるということになると、普天間—大謝名間が物すごく早くなる。我々はその19平方キロの中に宜野湾市はこれだけ10万人の人が住んでいる。普天間飛行場に取りられ、瑞慶覧基地に取りられ、そういう中で東西、この広さがない。この中で3本しかないんですよ。58号バイパス、58号、330。この3つしかない中でこれを進めていくというのは大変だ。だけどこのパイプラインがきれいに開けば、これは非常に効率がいいと思いますが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

宜野湾市の真志喜と喜友名を結ぶ道路についてお答えいたします。

宜野湾市の真志喜と喜友名を結ぶパイプライン線を延伸する道路につきましては、国道58号の交通渋滞を緩和する効果が期待されることから、今後、整備の可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 道路街路課長とも随分議論をしましたけれども、これはあるのとないのでは随分変わってきます。それと、僕は現地調査を実は4年前にさせました。喜友名から真志喜までの間っていうのは2500メートルですよ。その中の1750メートル、喜友名から大山の基地入り口まで、これ1750メートル。ここほとんど物件がないんですよ。ということは、用地買収だけで済んでしまうということです。今の道路というのは物件補償が高くてなかなか前に進め切れない。ところがここは非常に幸か不幸か、基地のフェンス沿いに敷いていけば、十分その機能を果たしていきます。ただ、残りの750メートル、真志喜側、ここは少し物件はあることはありますけれども、それは大して大きな問題にはならないと思っておりますから、十

分費用対効果はあると僕は思います。

それともう一つ皆さんに言っておきたいのは、あの宜野湾の普天間飛行場からジミー側に基地から雨水が随分流れてくる、出てくるんですよ。ここに、横にこのパイプライン線を造るということは、そこで雨水を防げるということになるんです。だから、これ2つの事業が進んでいくということになりますから、ぜひ進めてほしいんですけども、来年ぐらいに調査費をつける予定はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

御要望の道路につきましては、先ほどもかなり効果があるのではないかなと申しました。次年度調査を実施するよう検討したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ぜひ進めてください。よろしくお願ひします。

次に、HACCPについてであります。この食品衛生についてどのような考えをお持ちかお答えいただきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が交付されまして、HACCPが制度化されました。これによりまして、原則として全ての食品等事業者に対し一般衛生管理に加えてHACCPに沿った衛生管理を求めることとなっております。

県としましては、令和3年6月1日からの本格施行に向けて食品等事業者が円滑に取り組むことができるように助言・指導を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、分かりますよそれは。今年の6月1日から来年の5月31日までが猶予期間、来年の6月1日からの施行。そうなっていくと、これはHACCPってほとんどの人が知らないと思うんです。極端に言えば、離島の——南部離島、ヤンバルの過疎地域のおばちゃんたちがやっている食堂もこの規制を受けるんだよ。そこまでこのHACCPが届いているのか、こういうふうになるという食品衛生上の問題が。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） HACCPにつきましては、いわゆる小規模事業者についてのものと大

規模な企業についてのものとは基準の厳しさが若干異なります。中小企業——特に小規模企業につきましては、できるだけ簡易に取り組むことができるような手引書などもできておりますので、そういったもので周知を図っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 できているんだったら僕は否定はしませんけれども、ヤンバルの食堂を一軒一軒歩いてHACCPって分かるねと聞くと、分からんと。ヤンバルのおばちゃんたちが分かるわけないんだよ。だからここは市町村とちゃんと連携が取れているのか。そういうところは——あまり言いたくはないけれども、国頭村の課長に聞いても意味が分からなかったからね。こんな状況ではちょっと心もとないなと思ひますから、しっかりとした——これも保健所の管轄でしょう。ということは、この保健所はコロナでやられ、大変な思いをしながらこどもやらないといけない。人員足りるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 確かに保健所は今、コロナの対応で非常に厳しい状況にはありますけれども、HACCPについても衛生管理という面では非常に重要ですので、市町村とも協力しながらやっていきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それではHACCPについては、とにかく頑張ってください。僕は両副知事にお話ししたのは、実はこれコロナで大変な思いをしていると思うんだ。であれば、やっぱりそこは人員増せんといかぬのじゃないか。HACCPもある、コロナもある。新しいものがこれだけ入ってくるということは、非常に苦しい思い——別に僕は部長から言われているわけじゃないですよ。誤解しないようによろしくお願ひします。定員もどうするのかということは僕らには分からないけれども、そこはしっかりとやっていただきたいなと思ひます。

ちょっと駆け足で行きます。

次に順序を変えて、沖縄総合運動公園について少し説明しますけれども、実は先月末に第1回冬期短水路水泳競技大会というものがありました、県総で。行ってきましたよ。しかしこれ、行ってやっているのを見れば見るほど怖くなってくる。これは前にも質問していますから、どういう所見をお持ちですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄県総合運動公園内の競技用プールにおいては、

競技者だけでなく一般及び学校やサークル等の団体利用に広く利用されております。

御指摘のように当該プールの改修については、必要性を感じているところでありまして、長寿命化対策の検討を行うこととしております。整備事業の費用対効果、県水泳連盟との意見交換、県民の需要等を踏まえた上で改修時期、改修の工法等を検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 やるんであれば短期的なもの、そして改修が必要であれば改修をやると。改築をするというところまで僕は手がける必要があると思います。これは、7年後に中体連の水泳大会がもしかしたら沖縄に来るかもしれない。中体連が沖縄に来るかもしれない。これは九州全体でやるのか沖縄単独でやるのか分かりませんが、そうなったときにあのプールで全国大会をやる。温水は奥武山にはない、沖縄市にしかない。この沖縄市のプールの水を温めるボイラーは、あのプールを1回温めるのに18時間かかるんだそうです。三十四、五年前のボイラーを置いている。これは幾らくらいかかるんだって聞いてみたら1000万円くらいだと。じゃもう改修したほうがいいんじゃないのという話もしました。これから春までの間に4回の大会がある。18時間、20時間かかってプールを温めていたらこれは大変ですよ。今は近代的な機械もあるわけですから、そこはしっかりと土建部のほうでやっていただきたいなと思います。

それでは災害救助ヘリ、いわゆる防災ヘリについてですけれども、沖縄県の状況について伺います。

防災ヘリに対して復帰前はどかが役割を担っていたのか。そして現在の防災ヘリの大半はどこに依存しているのか。その辺りまで少し教えてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御質問の復帰前の対応について今確認中でございますので、防災ヘリの役割をどかが担っているのかという御質問にお答えしたいと思います。

沖縄県では、消防防災ヘリの導入に向けた検討及び市町村との協議を行っているところであり、消防組織法におきましては、「都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。」とされております。

このため沖縄県において、消防防災ヘリを導入する際には、防災航空センター——仮称でございますけれども——を県の組織として設置をした上で運用する計画としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、ドクターヘリと防災ヘリとの関係というのは何が違うんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ドクターヘリにつきましては、医師や看護師が搭乗し、医療を提供しながらの救急搬送を主な活動としております。消防防災ヘリにつきましては、消防隊員が搭乗し、用途に応じた資機材を搭載して救助活動や消火活動をはじめ遭難者の捜索活動、災害時における物資や人員の搬送活動、情報収集活動等を実施するほか、ドクターヘリの重複要請の際には、その補完として救急搬送を担うなど様々な用途での活動が可能だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 公室長、大事なところが抜けている。ドクターヘリは夜飛びますか。夜はどのヘリが飛ぶのか、救助しに。ドクターヘリというのは夜間飛行はしないんです。夜間飛行ができるのはこの防災ヘリだけなんだよ。それをあなた方は全部陸上自衛隊に担わせてきたわけでしょう。

防災ヘリの他県の状況はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

これまでに消防防災ヘリコプターが未配備とされてきた圏域につきましては、沖縄県、佐賀県の2県であります。佐賀県では、令和2年4月に佐賀県防災航空隊が発足し、令和3年3月に運用が開始される予定となっております。

県としましては、全国唯一の空白地の解消に向けて、引き続き市町村との協議を行っていくこととしているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕はこの(4)番目、素直に質問しますけれども、沖縄県で災害救助をするヘリは今現在はどこが担っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 現時点において、災害に対応する機関として自衛隊、遭難等に際しましては海上保安庁等が担っているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 おっしゃるとおり、皆さんから頂いた資料では昭和47年から平成29年までこの間で——いいですか、陸上自衛隊が救急搬送のために、要するに依頼を受けて行ったのは、7700回ですよ。これを皆さんは、防災ヘリは当たり前、陸上自衛隊がやるべきだと、そんな勘違いをしているんだ。僕はそういうところを一つ一つ直さなければいけないと思いますよ。そういう形にならなければ——ちゃんとした防災ヘリが46都道府県全部あるんだから。間違っている、この沖縄は。防災ヘリから入ってドクターヘリなんだよ、本来は。しかしドクターヘリが先行したのだから、防災ヘリが分からなくなってしまっている。いいですか。28年の7月11日、これも僕は皆さんに通告をしてありますから。7月11日に滑落事故があった。この状況を調べたんだったら教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御質問の事故につきましては、大宜味村の平南川の上流にあるター滝における事故だというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは、皆さんのところに自衛隊の要請があったはずだ、そのときに。11時40分に発生したものが、119番を取って20分後の12時8分にはもう大宜味は消防が出ている。しかし現場に着くまでに40分かかっている。なぜか。そこに行って患者を確保して、ジャヘリが降りてくるまでの場所を確保しようと思って確保した。村長に連絡をして、村長から県に電話を入れる。県から自衛隊要請を受けなければ自衛隊は行けない。しかしこれは何て言ったかっていったら、災害派遣に該当しないと。県にそれで断られているんだ、村は。災害派遣とは何ですか、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 御質問の災害派遣につきましては、自衛隊法第83条による都道府県知事から防衛省に対する災害派遣要請だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから、滑落事故があって、10名の消防隊員が行って、担架を持って行ってそれで要請したけれども県に断られたと。村長がはっきり言っているんだよ僕に。これ何で、何でこれを県は受け入れなかったの。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御質問の件につきましては、当時の状況の詳細な資料を今持ち合わせていないのでお答えするのが困難でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから僕は、質問するから調べておいてくれと言ったじゃない。そこまで通告しているのに。何でそんなことを言うかという、これは知事が断ったのか。それとも担当者が断ったのかを聞いてくれと言われたんだ。そういうところをしっかりとやらないと、これは我々行政をチェックをする側ですから、しっかりとやらないといけないと思います。これに保守・革新ってあるんですか。

もう一つ不思議なのは、ここでこういう話になっているんだけれども、皆さんの認識も違う。海上保安庁というのは、災害で滑落して骨が折れていたりする人たちを抱きかかえていくんだよ。海上保安庁のヘリでは無理なんだ。だからバスケットというか、それに寝かせて上に上げないと駄目。それができるのは防災ヘリと陸上自衛隊のヘリしかないんだ。だから俺はそこまでのことを聞いているんだけれども、じゃもう一つ皆さんに、どこまでこの防災ヘリを検討したのか。これからどうするのか。少しその決意を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県は、本土から遠隔にある島嶼県であり、大規

模災害時における他県等からの応援に時間を要するため、県自ら対応が可能となる消防防災ヘリの導入は県民の安全・安心を支える重要な施策と認識しております。また広大な海域に多くの離島を抱える本県におきましては、急患搬送や救急救助活動のほか、台風時における情報収集、物資輸送など多くの場面で防災ヘリの活躍が期待されるというふうを考えております。

県としましては、防災の重要性に鑑み、早期の導入に向けて努力をしてみたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 公室長、これが精いっぱいだ、あなたの答えの。これは政治的な話だ。

謝花さん、副知事に僕はお聞きしますがけれども、沖縄振興策の4本の柱に東西1000キロ、南北400キロというのは何のためにあるの。振興策で45年、47年、48年ずっとこれ整備していないんだ。これ平成5年から問題になっている。今日も国頭の消防議員が来ていますけれども、みんな国頭、東、大宜味の人たちはこれを待ち遠しく感じている。これ、次の振興策で整備するか——皆さん見てくださいよ。（資料を掲示）これ平成30年にこういうものも出しているんですよ。駄目だよ。大きいところを見るのもいい。しかしここに座っている人たちの中で、過疎だとか離島だとかってみんないいことを言うけれども、実際には誰がやるの。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私は平成29年、30年と公室長を拝命しまして、いろいろな基地問題がありましたけれども、この防災ヘリの対応は、本当に必要性を感じて公室として取り組みました。その端緒になったのが、今議員から御指摘の平成28年大宜味村での滑落であります。北部の首長の皆さんから強い要望を受けまして、この問題はぜひ取り組もうということで行ったところですよ。本来、29年度に41市町村の方向性をまとめて、30年度には事業の着手をするというような意気込みで当初、計画も立てていたわけですが、いろいろ議論がありましたように一部市町村の賛同がまだ得られないというような部分がありますが、この部分はやはりスピード感を持って取り組む必要があると思います。

担当副知事としてもこの問題はしっかりとできるだけ早めに、今このことに対していろいろ疑問を持っている首長の皆さん数名まだおりますけれども、場合によっては出かけて行って意見交換をして全ての市町村の首長の皆さんの賛同の下、防災ヘリコプターの早期

導入に向けて取り組んでまいりたいと、そういうふう考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 その決意が聞きたかったんです。多分、ラジオでも議場でも聞いていると思いますよ、皆さんがどれだけのことができるのか。本当に決意を聞きたいと思っていた。今の決意で十分だと思います。ぜひ進めてほしいと思います。

ただ、ここにハードルがあったんです。消防行政が一元化できる、41市町村が一つになればこれはそこで県を通さずしてそのまま導入できたんです。いいや、今はそれができていないんだから。でも消防の一元化というのは僕は進めるべきだと思います。

それともう一つ、一番の問題だったのは、1000キロの東西と南北の部分でできるかということ、1機ではできない。小型のやつを本島内に配備して、やっぱり長距離が飛べる中型を宮古や石垣に配置をしないと駄目。7000回のうちに先島からだけで自衛隊が1100回来ています。それぐらいもう自衛隊に依存している。それは皆さんがしっかりと整備しないから。だから中型機というのは、小型機を入れれば総務省から機材を貸与するんだよ。ただで貸すんだよ。自分たちの努力がないから、あと1機は来ないんだ。そこもよく考えてやってください。

次に変えます。

新型コロナウイルス感染症についてですが、現状と今後の推移について確認をさせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） コロナ感染症に関しまして、県内では4月と8月に感染拡大の大きな波が到来しまして一旦落ち着きを見せましたが、じわりじわりと最近では拡大傾向がございます。現在も毎日新たな感染者が確認されており、予断を許さない状況が続いていると考えております。

今後は、インフルエンザとの同時流行にも備え、また例年県内は冬場に救急医療が厳しい状況になる傾向がございますので、それも見据えた対応をしていかなければならないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そんなに時間もありませんから、ここでたくさん言うつもりはありませんけれども、コロナの抑制策は極めてシンプルなんです。徹底的な検査をすること、徹底的な囲い込みをすること、囲われた人たちに賃金の補償をすること、この3つなんだ。余計に言えば、病院を完全に分ける。前の県立南部病院、あそこをコロナ専用の病棟にするというくらいの思い

切ったことをやらないと、これ病院の中で感染拡大しますよ。院内感染する。だから物事を分けて考えていかないと、これシンプルですよ非常に。やるかやらないか、それだけです。

今我が党としては、民間の検査場を整備している。今日も、朝も昼もいろいろ問題になったんだけど、東京では2980円で検査が受けられる時代になっています。それはやろうと思ったら技術的にはできない話じゃない。これはプール方式を使えばできる話なんだけど、しかしそういう形ではなくてPCRで幾ら頑張ったって70%しか検知できない。あと3割は逃がしているんだから。そういうことも部長は分かっていると思いますので、そこをしっかりと対策頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

[島尻忠明君登壇]

○島尻 忠明君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派、島尻忠明です。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、浦添埠頭地区・西海岸開発と軍港移設について。

ア、新聞報道によると、知事は11月6日の記者会見で、那覇軍港の浦添移設をめぐり、県や那覇市、浦添市とともに浦添市民への説明会を開く考えがあるかと問われ、県としても県民の意見を拝聴する機会はしっかり設けていきたいと前向きな姿勢を示したと報道されております。その真意を伺います。

イ、11月10日に、那覇港管理組合が実施した意識調査に関する土木環境委員会の参考人招致で、常勤副管理者は、県民からの意見聴取の必要性は4月頃から認識していた。管理者からの指示があったわけではないと述べているにもかかわらず、なぜ突然調査することになったのか、港湾管理者である知事の見解を伺います。

ウ、那覇港管理組合の11月定例会で、軍港移設先を浦添埠頭地区の北側とすることをめぐり、組合の管理者や副管理者間で認識が一致せず、答弁が割れる事態となったとの報道がありました。8月18日の三者会談で移設先を北側とすることを確認し、3者そろって会見に臨みながら、なぜこの時期に移設先をめぐり、

県と那覇市、浦添市で意見が分かれることになったのか伺います。

エ、軍港の移設先について、南側を主張、提案する浦添市に対し、県、那覇市は一貫して北側を主張してきたと思います。先般、浦添市長が北側での軍港移設を受け入れたことで速やかに移設協議会の場で移設先を北側とすることを決定すべきだと考えますが、知事の見解を伺います。あわせて、なぜそう考えるのか理由についても伺います。

オ、令和元年11月26日に開催された第26回移設協議会において、那覇港湾施設の移設に関する事項についてどのようなことが確認されたのか伺います。

カ、平成13年11月8日に、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長の3者で那覇港管理組合の設立に関する覚書締結の確認事項において、覚書第8条に規定する浦添埠頭の事業の取扱いについては、どのような内容になっているのか伺います。

キ、県が策定した沖縄県アジア経済戦略構想推進計画において、世界水準の観光リゾート地の実現を掲げておりますが、その中に浦添地先の西海岸海域は含まれているのか否か。あわせて、世界水準の観光リゾート地の実現とは、具体的にどのような観光リゾート地を想定しているのか伺います。

2、コロナ禍における県経済の実態について。

(1)、今年4月以降の業種別の倒産件数と失業者数の推移について伺います。

(2)、コロナ禍における県経済の実態から見える問題と課題、経済再生に向け今なすべきことは何かを伺います。

(3)、コロナ禍で見てきた観光立県を標榜する沖縄の問題と課題、力強く観光立県を目指して今なすべきことは何かを伺います。

3、コロナ禍における沖縄都市モノレールの現状について。

(1)、今年4月以降の前年と比較した月別平均乗客数の推移を伺います。

(2)、今年4月以降で乗客数の減少が顕著な上位5駅とその要因を伺います。

(3)、今年4月以降の前年と比較した月別平均運輸収入と営業収入の推移を伺います。

(4)、乗客数減少に伴う収入減が経営に及ぼす影響を伺います。

4、建築行政について。

(1)、浦添市に対する開発行為の権限移譲の進捗状況について伺います。

(2)、県道38号線（城間前田線・浦添西原線）の拡

幅事業の進捗について。

この県道38号線は、県道を東西に横断する主要幹線道路として、沖縄自動車道、国道58号、330号、329号及び西海岸道路を連絡する重要な道路となっております。現在複数の区間で事業が進められているものと存じます。その沿線には御覧のとおり、沖縄都市モノレールの駅が2駅新設され、令和元年10月に延長開業したところであります。その間、浦添警察署から西原町徳佐田に至る区間においては、目をみはるような進捗が図られてきました。

そこで本路線において、浦添警察署から西側（JA浦添支店）の区間においても事業化されているかと思いますが、その進捗が確認はできておりません。つきましては、当該区間の現在の進捗状況について伺います。また、JA浦添支店以西の大平インターに至る区間の事業化のめどについても併せてお伺いいたします。

5、浦添地先の、先ほど申し上げました西洲卸商業団地を含む避難路の確保についてでございます。

(1)、浦添地先については、臨港道路浦添線の開通に伴い大型ショッピングセンターが進出するなど、車両や人の移動が顕著に増加する中、背後地にキャンプ・キンザーが控えているため、災害時の避難路の確保が以前から指摘をされております。こうした現状を改善するべく県としての対応方について伺います。

6、我が党の代表質問との関連について。

我が党を代表して仲里全孝議員が質問いたしました、質問2の那覇港軍港移設の浦添移設について、その中で那覇港管理組合議会で副管理者が軍港の位置についてリセットしたとの答弁がありました。いつ、どの場で、誰が決定をしたのか、管理者の知事の見解を伺います。

あとは再質問させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） 島尻忠明議員の御質問にお答えをいたします。

2、コロナ禍における県経済の実態についての中の(3)、観光立県のためになすべきことについてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、感染状況や感染対策の発信に加え、受入施設等での防疫面や受入体制の強化を図ることが安全・安心で快適な島へとつながり、選ばれる観光地になるものと考えております。また、沖縄の強みである豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、感染防止対策を強

化しながら、観光客と県民の満足度を向上させることが、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光へとつながり、沖縄観光の構造を量から質へ転換するものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、那覇港湾施設の移設に関する説明会についてお答えをいたします。

去る11月6日の記者会見における知事発言は、行政として幅広い手法等を用いるなどして、県民の意見を聞き、施策に反映させていくことは重要であるとの考えを述べたものであります。県は、那覇港湾施設移設に係る県民意見の聴取については、移設協議会の枠組みの中で進められるものと考えております。なお、民港の形状等につきましては、浦添ふ頭地区調整検討会議などにおいて、県民や関係団体から寄せられる幅広い意見・意向を確認しながら協議が進められるものと考えております。

同じく1の(1)のエ、那覇港湾施設の移設先に係る見解についてお答えいたします。

県は、平成29年の移設協議会において、那覇港管理組合から報告された、代替施設の民港に与える影響・支障の評価結果は、北側案が小さいとする評価結果に異存はない旨発言しており、県議会においても、同様に答弁をしております。当該評価結果は、当時の民港の形状案を踏まえて検討されたものです。現在、浦添ふ頭地区調整検討会議においては、改めて民港の形状案の検討を進めているところであり、代替施設の配置を検討するためにも、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えております。

同じく1の(1)のオ、第26回移設協議会における確認事項についてお答えをいたします。

第26回移設協議会においては、県から、令和元年10月24日の三者面談についての説明を行うとともに、那覇港管理組合から浦添ふ頭地区調整検討会議の設置と調整状況が報告されました。その上で、浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことが確認されました。

また、国としては、民港の港湾計画との整合を図りつつ、これと並行して代替施設の配置に係る技術的な検討を防衛省及び国交省で実施し、早期に港湾計画の結論が得られるよう地元の関係機関を支援していくことが確認されたところです。

5、浦添地先の避難路確保について(1)、浦添地先の避難路確保についてお答えいたします。

津波等災害時における避難路の確保は重要であり、各市町村では津波避難計画の策定や避難訓練の実施等、様々な施策を実施しております。浦添市においては、災害時等に米軍基地内への立入りを可能とする協定を締結するなど避難路の確保に努めているものと承知しております。

県としましては、浦添市からの相談がある場合には、助言等適切に対応してまいりたいと考えており、引き続き市町村等関係機関と連携し、防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のイ、那覇港の将来展望等に関する意識調査についてお答えいたします。

那覇港管理組合は、那覇港周辺における社会状況の変化として、平成30年度に沖縄西海岸道路が開通し、令和元年度には大型商業施設がオープンしたため、浦添埠頭地区の海域への関心度は大きくなっており、平成29年度以前の県民の関心度とは著しく相違するものと考えているとのことでもあります。また、今年的那覇港管理組合議会8月定例会において、「港湾管理者としましては、港湾計画改訂に向けて、民港の形状案についての各構成団体からの意見や提案、また、県民や関係団体からの幅広い意見・意向について、港湾機能との整合・調和を図りながら、可能な限り尊重・反映ができるように進めていきたいと考えているところでもあります。」との答弁がなされております。このため、浦添埠頭地区調整検討会議で検討中の民港の形状案作成に当たっての考え方等に県民意識を可能な限り反映させる必要があると考えたとのことでもあります。

次に1の(1)のウ、那覇港湾施設の移設に関する認識についてお答えいたします。

平成29年の第24回那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港管理組合から報告された、代替施設の民港に与える影響・支障は、北側案が小さいとする評価結果は、当時の民港の形状案を踏まえて検討されたものであります。現在、浦添埠頭地区調整検討会議において、改めて民港の形状案の検討を進めているところであり、代替施設と民港との整合性を確認するためにも、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えており、沖縄県、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合が一体となって取り組んでい

るところであります。

次に1の(1)のカ、那覇港管理組合の設立に関する覚書締結の確認事項についてお答えいたします。

覚書第8条に規定する浦添埠頭の事業の取扱いについては、1、浦添埠頭については、国際流通港湾の機能に支障のない範囲で浦添市の振興策として浦添市が事業主体となることに同意する、2、国際流通港湾の機能として支障のない範囲とは、コースタルリゾート区域、西海岸道路の内陸部分及び軍港移設予定地の背後地の一定部分を指すものとなっております。

次に3、コロナ禍における沖縄都市モノレールの現状についての御質問のうち(1)、乗客数の推移についてお答えいたします。

昨年と比較した1日平均乗客数の推移は、4月、5月が約6割減の2万人、6月、7月が約4割減の3万4000人、8月が約6割減の2万4000人、9月、10月及び11月が約4割減の3万1000人、3万4000人及び3万6000人程度となっております。

次に3の(2)、乗客数の減少が顕著な5駅についてお答えいたします。

今年4月以降、乗客数の減少が顕著な上位5駅は、那覇空港駅、牧志駅、首里駅、旭橋駅、美栄橋駅となっており、主な要因は、乗車券の発券状況等から、観光客の減少によるものと考えられます。

次に3の(3)、運輸収入及び営業収益の推移についてお答えいたします。

昨年と比較した運輸収入の推移は、4月、5月が約6割減の1億2000万円、6月、7月が約4割減の2億円及び2億2000万円、8月が約6割減の1億4000万円、9月、10月が約4割減の1億8000万円及び2億2000万円程度となっております。営業収益は、ほとんどを運輸収入で占めており、同様な推移となっております。

次に3の(4)、経営に及ぼす影響についてお答えいたします。

令和2年度は、3月以降の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う乗客数の減少により、運輸収入が減少しております。緊急事態宣言解除後は、一部に回復基調が見られるものの業績予想の見通しが立たず、厳しい状況が見込まれております。

次に4、建築行政についての御質問のうち(1)、浦添市に対する開発行為の許可等に関する事務の権限移譲についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務の権限移譲については、浦添市からの要望に基づき、令和2年9月に県から市へ協議を行ったところ、同意

する旨の回答がありました。

県においては、次年度の予算編成や条例改正等に向けて手続を行うこととしており、令和3年4月から浦添市において開発行為の許可等に関する事務がスムーズに行われるよう引き続き必要な協力を行っていくこととしております。

次に4の(2)、県道38号線城間前田線街路事業の進捗についてお答えいたします。

城間前田線は、安波茶交差点から浦添消防署付近までの約1.5キロメートルを街路事業として、4車線で整備を行っており、令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約57%となっております。安波茶交差点付近から浦添警察署前交差点までの810メートルの区間は、用地取得に取り組んでおり、浦添警察署前交差点から浦添消防署付近までの720メートルの区間は、現在、現道拡幅と電線類地中化工事を行っているところであります。

なお、その他の区間の新規着手については、現在事業中の区間の進捗状況等を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に6、我が党の代表質問との関連についての(1)、リセットはいつ決めたのかについてお答えいたします。

平成31年4月に開催された第25回那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港管理組合と浦添市の評価結果を踏まえ、今後、那覇港管理組合と構成団体である沖縄県、那覇市及び浦添市を中心に、それぞれの観点を踏まえて事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のキ、世界水準の観光リゾート地についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想推進計画における世界水準の観光リゾート地の実現の中で、浦添西海岸地域については、浦添コースタルリゾート地区の整備が盛り込まれております。世界水準の観光リゾート地については、同計画等において、沖縄の豊かな自然や独自の歴史・文化等のソフトパワーを発揮するとともに、安全・安心・快適な品質を確保することにより、世界中に広く認知され評価される観光地を目指すこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、コロナ禍における県経済の実態についての御質問の中の(1)、業種別の倒産件数と失業者数の推移についてお答えいたします。

民間調査によると、今年4月以降の県内での新型コロナウイルス感染症関連倒産は、6月、7月、10月に各2件、11月に1件確認されており、計7件となっていることが発表されております。業種別の内訳としては、観光関連で3件、飲食業、クリーニング業、番組・CM制作業、かりゆしウエア製造業が各1件となっております。完全失業者数は、今年4月以降、前年同月と比べ、7か月連続で増加しており、直近の10月は3万人で、前年同月と比べ、9000人増加しております。

同じく2の(2)、県経済の課題と経済再生に向けた取組についてお答えいたします。

本県経済の産業構造は、労働集約的傾向にある第3次産業が中心となっており、コロナ禍において観光需要の落ち込み等による影響が顕著となっております。まずは、ダメージを受けた事業者への資金繰り支援や、雇用継続助成金の支給を速やかに切れ目なく実施するとともに、Eコマースやテレワークなど、ウイズコロナの新しい生活様式に対応したビジネスモデルの促進や付加価値を生む新たな取組への支援など、回復期から成長期への出口戦略を見据えた重層的な対策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは、再質問させていただきます。

まず、順を追って質問をさせていただきます。

知事の浦添市に対する説明会は、先ほどの答弁ではいつやるのか、そしてどういう方向で行くのかということをお聞きしましたが、答弁がなかったのでも一度答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

去る11月6日の記者会見における知事発言につきましては、行政として幅広い手法を用いるなどして、県民の意見を聞き施策に反映させていくことが重要であるという知事の基本的な考え方を示されたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これは先ほども答弁いただきました。要するにこの報道を見ると、しっかりと移設先の浦添市に対しての説明をするというふうに受け止めるんですよ。

そういうことは全く考えていないということで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

知事の行政運営に係る基本的な考え方を述べたものでありまして、これについて説明会を開催するという具体的な考え方を述べたものではないというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これは、知事の単なるパフォーマンスですか。これはやはり移設先の浦添市民にもしっかりと那覇市を含め説明するのが筋だと思います。こういうふうに報道されると、いかにも説明するという受け止め方になります。公室長はそういう受け止め方はできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

那覇港湾施設の移設につきましては、浦添埠頭地区における民港の港湾計画の方向性を導き出した後に移設協議会において民港の形状案が示されるものと考えており、これに対し代替施設の配置案が示され民港との整合性が確認されることとなると承知しております。

このため、県といたしましては、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えており、浦添ふ頭地区調整検討会議においてしっかりと議論を行うことが移設協議の進展につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○島尻 忠明君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

私も知事の記者会見の様態を聞いておりましたけれども、これは記者のほうから浦添市の説明会開催について質問があった際にお答えしたものです。先ほど公室長からもありましたように、知事の方向性としては、様々な幅広い手法を用いて意見を聞くというスタンスを常にお持ちなのでそういった話をしたと思います。パフォーマンスということではなく、基本そういったものも持ちながら、一方で今浦添移設については様々なところで議論がされておりますし、浦添地区の調整検討会議などでもいろいろ意見が寄せられ幅広い意見を集めているというようなことも踏まえながらも、知事は機会があればという意味合いで発言されたものと思っております。具体的により何かが煮詰まっていればまたそういったものも具体的なもの、方向性として出てくるでしょうけれども、当時の時点では一般的な話としてなされたものと私は受け止めました。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 よく分かりました。しっかり市民に寄り添ってとその場で知事はいつも言葉で申し上げております。間違っただけ受け止められないように記者会見もやっていただいて、できれば浦添市のほうに出向いてぜひ一緒に三者で説明をしていただきたいというふうに思っております。

次にイ、意識調査の件についてでございますが、せんだって新聞報道で民港の考え方、これ最初に出した意識調査と後で出した意識調査、全く違った意識調査の考え方、ウェブで公表しております。これで本当にこの意識調査がしっかりとしたもので取れるというふうに認識しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

まず9月に行いました——中断はいたしましたけれども意識調査として行ったものがございます。これについて非常に説明不足であったということで中断をしているところでございますが、その後那覇港の構成団体調整会議の議を経まして公表しました那覇港の在り方についてのイメージ図というのは、これは過去から浦添ふ頭地区調整検討会議で検討を重ねてきたものの公表でございます。ですので、今後新たな意識調査については、浦添ふ頭地区調整検討会議の中でしっかり

検討を行って、構成団体の理解を得た上で実施するということを検討しているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 改めてお聞きします。

この意識調査なるものが那覇市及び浦添市から抗議をなされたことはどのように受け止めておりますか。そして、その原因は何だというふうに認識しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

9月の意識調査につきましては、那覇港管理組合は港湾計画の改訂に向けて民港の形状案についての各構成団体からの意見や提案、また県民や関係団体からの幅広い意見、意向について港湾機能との整合、調和を図りながら可能な限り尊重、反映ができるように進めていきたいとのことでありました。調査期間は、9月26日から10月9日までの2週間を予定しておりましたが、那覇市及び浦添市から抗議文が寄せられたために9月30日から一時停止しているところでございます。しかしながら今回の意識調査につきましては、浦添ふ頭地区調整検討会議において議論するための基礎資料作成のための取組であり、必要なことだと考えておりますので、今後浦添ふ頭地区調整検討会議の中でしっかり合意を得ながら進める必要があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、答弁は簡潔にお願いします、時間もありますので。

意識調査の話をしてありますが、この抗議によって今港湾議会では何の委員会が開かれているか認識しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 百条委員会が設置されたものと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この百条委員会は、大変重い委員会

であります。そういう中で副管は関係自治体にも行かれまして、ぜひ意識調査を再開したいと。まだこれ1回しかやっておりませんよ。そういう考え方でよろしいですか。

そして去る11月26日も浦添ふ頭地区調整検討会議においてもその話を議題に持ち出しましたら、浦添市のほうが退席をされております。私は、これはしっかりした議論の後でこういう意識調査なるものが出てくるのが至極当たり前だと思っておりますが、この件についてこれでいいのか悪いのか、簡潔にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

当然ながら構成団体の理解を得た上で進めるべき事項と考えておりますので、しっかり浦添ふ頭地区調整検討会議及び構成団体調整会議を実施し、理解を得た上で実施するべきものと考えております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひその認識を持って事に当たっていただきたいというふうに思っております。

そして平成13年11月8日の覚書の締結書——先ほど読んでいただきました。その2点目に、コースタルリゾート地域は西海岸道路の内陸部及び軍港移設予定地の背後地への一定の部分とあるんです。これはまさしく皆さんが今、全世界に発信している意識調査の中でもその交流ゾーンは北側になっているじゃないですか。おのずと軍港は北に来るとというのが最初の締結の覚書だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇港管理組合の設立に関する覚書の締結の内容については平成13年ということで、この中で浦添市のコースタルリゾート区域の事業主体について協議、覚書が交わされたものだと考えております。その時点で、軍港の位置についてその覚書の中で表現されたものではないと考えております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

この覚書の中での2番といたしますのは、その1を示したものでございましてコースタルリゾート地区、浦添市の事業主体となるべき部分の話であると考えております。ですから軍港移設予定地の背後地とありますけれども、それは軍港の位置を示すものではないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 しっかりとこの辺はまた議論をしていきたいと思っております。

次に、先日知事は、官房長官へ那覇軍港の先行返還について申し入れしたそうでございますが、これは事実ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。このため去る10月に官房長官及び防衛大臣に対し、同施設の早期返還を求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 那覇軍港の浦添移設につきましては、県はこれまで容認の立場であり、それに基づいて8月18日の三者合意そして記者発表だったと思っております。今回の先行返還は、沖縄県の大きな政策転換だとの認識はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 大きな政策転換があったかというような御質問ですが、それはないと考えております。ただやはり返還要望が強いということですので、それから米軍は民間のバースを利用して、利用が減少して遊休化しているのではないかというような話があったということで、返還まで長い時間を要すると

見込まれるので早期返還を要請したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 政策転換ではないということですが、今遊休化というお話がありました。

それではお尋ねをします。

今は遊休化しているけれどもいつか必要なときのために、我々浦添市民は浦添地先にその軍港を移設して、これが遊休化あるいは使われるまで待っていただきたいという意味ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） まずは遊休化しているのであれば、現在ある那覇軍港を返還してくれというのが趣旨でございます。そういったことでありまして、それ以上にまた浦添市のほうに遊休化しているものを移設しろとこれを強く言っているのではなくて、まずは返還してそれから検討したらいかかというようなことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この先行返還の知事発言は、地主とそして那覇市、浦添市にも相談はなされましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 浦添市のほうとはそういった調整はしていなかったと思っております。那覇市のほうについては以前から早期返還というような話はあったというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 那覇市もこの間の動きを見て、早期移設を求めるということを皆さん出しているんです。先行返還という文書は出していないです。曲解して捉えないでください。

もう一度答弁いただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

知事が移設に先立ち早期返還を求めたのは、返還要望が高いことに加えまして米軍は民間のバースを利用しており、那覇港湾施設は利用が減少し、遊休化しているとの話があること。また返還時期が2028年またはその後に示されており、返還までに長い時間を要することが見込まれることを踏まえ早期返還を要請したものでございます。

県としましては、政府は那覇港湾施設が産業振興の

用地として極めて開発効果が高く、早期返還の要望の高い施設であることを踏まえた上で、より早期返還の可能性を検討していただきたいという趣旨で発言したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 副知事、いま一度お聞きします。

遊休化しているということで、皆さんは認識しているということでもよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 答弁で話しましたが、遊休化しているとの話があるというようなことで知事は答弁してございます。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） この問題については、議会でも様々な御指摘をいただいております。その中でもやはり多くの米軍物資が那覇軍港ではない別の——例えば、中城湾港等から積上げされているというような御指摘があったことを踏まえて、知事はそういった話があるということで要請したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それではお聞きします。

県庁内でこの先行返還について議論をしたことがありますか。副知事、担当部署含めて答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほどお答えしましたように、この本会議場で那覇軍港での米軍物資の取扱いについての議論があったことを受けまして、県では、その事実関係をしっかり確認するというような作業をしていたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 前回も先ほども申し上げましたが、意識調査につきましても今回の件に関しても皆さん周りに全く説明・相談もなく、意識調査では謝罪をして中断もしております。こういうふうに全く関係団体とも調整もしないで物事を決める。これは管理組合自体破綻していると思っておりますが、どういうふうに捉えておりますか。この現状を鑑みて。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 意識調査については、那覇市、浦添市に十分な説明がなかったということで一

度中断させていただいております。

県民意見の聴取につきましては、先ほど土建部長からありましたように、那覇港管理組合議会での答弁を踏まえてなされたものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 意識調査については、那覇港管理組合でしっかりと百条委員会の議論などを踏まえてなされるというふうに考えております。ただ、私が今申し上げましたのは、那覇港管理組合のほうで8月議会に港湾管理者としては、港湾計画改訂に向けて民港の形状案等についての各構成団体からの意見や提案、また県民や関係団体からの幅広い意見・意向について港湾機能との整合・調和を図りながら可能な限り尊重・反映ができるように進めていきたいと考えているところとの、那覇港管理組合での議会答弁、それを踏まえて那覇港管理組合において意識調査がなされたという答弁を再度発言したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは副知事——土建部長でもよろしいですので、仮にこの委員会が終わりまして意識調査なるものが再開されたといいたします。その辺につきましても、那覇市、浦添市ともしっかりと今年度で民港の在り方を精査して結果を導いていく。そういうこともしっかりと話をしながら私は進めていただきたいと思います。この件についていかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

浦添埠頭地区における民港の形状案の作成に当たっては、意識調査はぜひ必要なものであるというふうに考えておりますし、その再開に当たっては、構成団体間の調整をしっかり行った上で実施する必要もあると考えております。沖縄県、那覇市、浦添市、那覇港管理組合が一体となって今年度中の策定に向けて協議しながら進めていきたいと考えております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

これまでの方針どおり、令和2年度内に民港の形状案を示すことができるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 先ほど申し上げましたように、民港の考え方、9月そして11月に全世界に発信をされておりますので、同じ場所で同じような形の中で、形状とかいろんなものが変わっていくと大変誤解を招きますので、しっかり精査をしてやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、この那覇港湾施設那覇軍港の件につきましては、移設協議会の枠ということで、皆さんよく枠という言葉を入れているんですけれども、これはどういう意味なんですか枠というのは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港湾施設に関する移設協議会につきましては、防衛省、内閣府、国交省それから沖縄県、那覇市、浦添市という形で構成されております。協議会におきましては、防衛省から示された那覇港湾施設の代替施設について民港への影響を評価をすると。それから民港の港湾計画との整合性を確認するといったような役割があるというふうに考えております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 移設協議会の枠組みの中で仕組みの中でしっかりと議論を行っていくという趣旨でございます。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） そのように理解してよろしいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 でしたら、その移設協議会で決定を

するのであれば前回の移設協議会、答弁もありましたが、浦添市は南側を提案しました。そして前回皆さんはいろんな観点から県、那覇市、港湾組合は北側が優位性があるということで結論を出して、浦添市は宿題で持って帰ったんです。そして今回、北側案で行きましょうということになっておりますので、北にするのか南にするのかは別にしてもやはり移設協議会で決定するのであれば、早めに移設協議会をするのが私は道理だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設につきましては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ円滑な移設が進められるよう、移設協議会の中で調整を行うということが繰り返し確認されているところでございます。平成31年4月の第25回移設協議会におきまして、浦添市と那覇港管理組合との評価結果に相違が生じたことから、那覇港管理組合と沖縄県、那覇市、浦添市のそれぞれの観点から事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、港湾計画の方向性を導き出すことが確認をされております。また令和元年11月の第26回移設協議会では、浦添ふ頭地区調整検討会議において事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を導き出すことが確認されたほか、国としては民港の港湾計画の整合性を図りつつこれと並行して代替施設の配置に係る技術的な検討を防衛省及び国交省で実施、早期に港湾計画の結論が得られるよう地元の関係機関を支援していくということが確認されております。こうした経緯を踏まえ、現在浦添ふ頭地区調整検討会議において那覇市、浦添市などの……

○議長（赤嶺 昇君） 答弁は簡潔に。

○島尻 忠明君 答弁をちょっと……。

○知事公室長（金城 賢君） 浦添埠頭地区における民港の形状案の取りまとめが令和2年度中を目途に進められているというふうに理解しております。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 先ほどの我が党関連の代表質問の中でもしっかりとした答弁がありませんでしたので、いま一度お聞きします。

リセットというのは、いつ、どこで、誰が、どのようにして決定をしたのか、簡潔に答弁いただきたいと

思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成31年4月に第25回那覇港湾施設移設に関する協議会において、県、那覇市及び浦添市、那覇港管理組合の中でそれぞれの観点を踏まえて事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すと確認された時点だというふうと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 前回の11月組合議会で、那覇市と浦添市は北側配置の意向を示しております。これを踏まえてリセットしたとは言えないんです。その辺については、どういうふうにお考えですか。最新の議会でそのように発言しているんです、両市の副市長が。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成31年4月に改めて技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すということが確認された時点にリセット——そのときはリセットという言葉は使っておりませんが、そういう形になったということのを那覇港管理組合で説明されたのではないかなと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ですから先ほども申し上げた、最新の議会では那覇市も浦添市の副市長も北側案を示しているんですよ。最新のもの、これリセットされていないんですよ。その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告の質問に入る前に、日本航空904便、左エンジン破損事故について追加質問をいたします。

本件につきましては、質問通告後に報道がなされ、重大な問題であります。議長と執行部には連絡を済ませておりますので、先例を踏まえて質問を行います。

12月4日午後0時25分頃、那覇発羽田行き日本航空904便が離陸直後に左エンジンが破損し、那覇空港に引き返し、緊急着陸をしました。幸い、乗客、乗務員にけがはなかったようであります。

私の地元是那覇空港のすぐそばにあります小禄地域であります。常に旅客機そして航空自衛隊、海上自衛隊の飛行機が飛び交う、日本の中でも過密な空港であります。その中で、このような事故が起き、地域の人々から大変不安の声が上がっております。新聞やテレビのニュースでしかこの報告がなされていない、行政は何をしているのかという問合せが数多くありましたので、今回の質問をさせていただくことにしました。

まず(1)番目に、沖縄県としてこの事故について、情報収集を行ったか確認をいたします。

(2)、民間航空会社の事故ではありますが、那覇空港に隣接する小禄地域や豊見城の住民に不安が広がっていることを考慮すると、沖縄県の危機管理と情報収集能力が問われると考えますが、お答えください。

続きまして、質問通告書に基づいて質問をいたします。

1、海の安全と安心について。

(1)、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の改正作業について。

ア、条例の経緯について。

イ、改正作業進捗と課題について。

(2)、沖縄県の役割分担について。

ア、神奈川県と公益財団法人日本ライフセービング協会との包括協定締結について。

(ア)、沖縄県はこの包括協定についてどう考えるかお答えください。

イ、沖縄県の自然海岸の安心・安全の確保について。

(ア)、沖縄県としての方針について。

(イ)、沖縄県、市町村、警察、消防、海上保安庁、ボランティア団体等との連携についての方向性についてお伺いします。

ウ、ハワイの観光と海の安全・安心を県として検証すべきではないかと考えますがお伺いします。

大きな2、道路行政について。

(1)、県道62号線小禄名嘉地線道路事業の計画と進捗状況についてお伺いします。

大きな3、こども医療費助成事業で、2022年4月から通院時にかかる費用の助成対象を中学校卒業までに拡充する方針との報道がありましたが、詳細をお伺いいたします。

4、我が会派の代表質問との関連で、仲里全孝議員の代表質問中、2、那覇軍港の浦添移設問題について。

(1)、移設協議会をなぜ開催しないのか。

(2)、民港が優先される根拠は何か。

(3)、那覇港管理組合は意識調査のイメージ図を沖縄県に説明したのか、そうであればこのイメージ図を了解したと理解していかお答えください。

(4)、11月16日に那覇港管理組合ホームページに民港の形状案作成に向けた考え方をアップした。この図面を土建部長は確認しましたか、お伺いします。

以上で、答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

3、こども医療費助成事業についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大につきましては、これまでも各種団体からの要請や署名活動のほか、各市町村議会から意見書が提出されるなど、多くの要望をいただいていたところです。また県内では、既に27市町村が、独自に中学校卒業以上まで通院医療費の助成を実施しており、沖縄県では、県内全ての地域で同様のサービスが受けられるよう、これまで市町村と拡大に向けた協議を進めてまいりました。その結果、今般、市町村との協議が調ったことから、県は令和4年4月より、通院対象年齢を中学校卒業まで拡大することといたしました。

沖縄県としましては、今後ともこども医療費助成制度の充実強化を図り、子供の健全育成及び子育て支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） 1、海の安全と安心についての御質問のうち(1)のア、条例の経緯についてお答えいたします。

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例は、平成5年9月の定例県議会において可決成立しております。平成4年当時、当県における水難事故、特にダイビング事故の事故発生率及び死者数が極めて多い状況にありました。このため、マリネレジャー業者等による総合的な事故防止対策を講じる必要がありましたが、当時遊泳者等の安全を確保することを目的とした法令はなく、新たな根拠法令を策定する必要がありました。こうしたことから、同趣旨の

条例が既に制定されている他の地方公共団体の実情も踏まえつつ、関係機関と調整の上、条例案を県議会に提出し、御審議していただいて成立したものであります。

次に、同じく1の(1)のイ、改正作業進捗と課題についてお答えいたします。

本年9月から11月までの間にマリネレジャー関係業者等を委員とする水難事故の防止に関する有識者会議を3回開催し、条例の改正について提言を受けています。県警察においては、この提言も踏まえ、条例改正案を作成しているところであり、来年の2月議会へ提出することを目指し、現在関係機関と調整しつつ作業を進めています。課題としては、改正条例はマリネレジャー業者、特にシュノーケリング業者の方々には新たな義務を課すことから、それら業者の方々の御理解と御協力を得ていくこと、改正条例が円滑に施行されるよう、県警察の担当部署の体制の強化や水上安全に係る民間団体の活動の充実を図っていくこと等があると認識しています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、海の安全と安心についての御質問のうち(2)のアの(ア)、包括協定締結に対する県の考えについてお答えいたします。

神奈川県においては、新型コロナウイルス感染症対策として、開設されなかった海水浴場における水難事故防止に備えるため、公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定を締結したと聞いております。神奈川県の対応は、コロナ禍における緊急の措置と理解しており、県としてどのような対応が可能か今後研究してまいりたいと考えております。

次に1の(2)のイの(ア)、自然海岸に対する県の方針と関係団体等との連携についてお答えいたします。1の(2)のイの(ア)と1の(2)のイの(イ)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

海水浴場以外の自然海岸等における安全管理については、他都道府県における取組状況の把握に努めるとともに、得られた情報を関係団体等と共有しながら県としてどのような対応が可能か、今後研究してまいりたいと考えております。

次に2、道路行政についての(1)、県道62号線小禄名嘉地線の計画と進捗状況についてお答えいたします。

小禄名嘉地線は、那覇市小禄から豊見城市名嘉地までの約1.5キロメートルを街路事業として、2車線

で整備を行っております。令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約52%となっております。那覇市小祿から宇栄原までの670メートルの区間については、令和3年度に供用開始を予定しており、那覇市宇栄原から豊見城市名嘉地までの860メートルの区間については、現在、詳細設計を進めているところであります。

次に、我が党の代表質問との関連についての(3)、浦添埠頭地区における民港の形状案の作成に当たっての考え方(案)のイメージ図(案)についてお答えいたします。4の(3)と4の(4)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

那覇港管理組合のホームページにアップされている「浦添埠頭地区における民港の形状案の作成にあたっての考え方案」のイメージ案については、7月21日に開催された第4回浦添埠頭地区調整検討会議の後に報告を受けております。また意識調査の見直し案については、那覇港管理組合から調査前日の9月25日に報告を受けて確認しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 1、海の安全と安心についての(2)のウ、ハワイの観光と海の安全・安心の検証についてお答えいたします。

ハワイではビーチの安全を確保するために、利用者へ、ライフセーバーが常駐するビーチの利用を促す啓発等を実施していると承知しております。また、ハワイにおけるライフセーバーの活用については、長い歴史的経緯があったと伺っております。ハワイと我が国との組織・制度の違いはありますが、観光客に対する安全・安心なマリレジャーの提供等につきましては、引き続き情報収集に努めるとともに、旅前での安全啓発活動等を実施してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 4、我が党の代表質問との関連についての(1)、那覇港湾施設移設に関する協議会の開催についてお答えをいたします。

昨年11月に開かれた第26回移設協議会においては、浦添埠頭地区調整検討会議を設置し、事務的、技術的な検討を行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことなどが確認されたところであります。現在、浦添埠頭地区調整検討会議において、県、那覇市、浦添市の産業戦略や那覇港における需要の分析等を踏まえた浦添埠頭地区における民港の形状案の検討を進めてい

るところであり、県としては、同検討会議の進捗状況を踏まえ、協議会の開催が決定されるものと承知しております。

同じく4の(2)、那覇港湾施設移設の民港の優先についてお答えをいたします。

移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところです。また、沖縄防衛局は、代替施設の配置については、民港の港湾計画との整合を図ることが大前提であり、配置の詳細を民港の港湾計画に先んじて決定するわけではなく、最終的な決定は地元による民港の港湾計画の方向性の決定を踏まえて行うことに何ら変わりはないとしております。そのため、県としては、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 追加質問の日本航空機のエンジントラブルに係る御質問についてお答えいたします。

12月4日金曜日に、那覇発羽田行き、JAL904便の那覇空港への引き返し事案が発生いたしました。

日本航空株式会社によると、当該機体は、11時44分に離陸し、上昇中に左エンジンに振動が発生するとともに、操縦室の計器に不具合を示すメッセージが表示された。このため、運航乗務員が手順書に従いエンジンを停止し、11時53分に管制機関に緊急事態を宣言した後、12時23分に那覇空港に着陸し、乗員乗客189名にけが等はなかったとのことであります。県においては、12時40分頃、当該事案を報道で確認し、その後、14時過ぎに日本航空関係者からも連絡を受け、事故概要、けが人の有無などの情報収集に努めるとともに、同日議会終了後に私から同社の執行役員に対し、事故原因の究明とその後の情報提供を求めたところであります。

県としましては、引き続き運航事業者との連携を密にした情報収集に努めるとともに、事業者には、早期の事故原因の究明と再発防止策の徹底による安心・安全な運航を求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 まず日本航空の事故の件ですけれども、ちゃんと情報を取ってとそのような答弁がありましたので、一安心したんですけれども、ただやっぱ

りこの辺の情報開示できる範囲は、ホームページ上でもやるべきじゃないかと。なぜかという、沖縄県はどういう立場でこの事故に関わってるのかと私に問合せがあったんですけども、答えることができませんでした。ですから、今後危機管理の部分という意味で、航空機の事故というのは大惨事になる可能性もありますし、また場所によっては大変なことに巻き込まれる可能性もあります。ぜひこの辺は那覇市の消防局は、火災のときはしっかりと協定を結んでいろいろやっているとということもありますので、この辺は部長ももうちょっとオープンに情報開示できるようにお願いしたいなと思いますけど、答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 空港近隣の住民の皆様が非常に不安がっていたというお話がございましたので、県がいただいた情報発信の仕方、これは航空事業者さんとも意見交換しながら速やかな対応を心がけたと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 よろしくお願ひします。

それでは順を追って再質問させていただきます。

まず、水難事故の防止に関する条例の改正案ですけども、来年2月の定例会に改正案を提出することなんですが、この有識者会議の中で特に近年この水難事故とか、観光客やマリレジャー、マリンスポーツで全国と比べて事故が多発しているということをお聞きしたんですけど、現状はどうなっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 現状でございますけれども、平成5年以降における県内の水難事故等の発生件数は、年間平均で約63件と、全国平均の約34件と比較して約1.8倍となっております。それから令和元年における水難事故の発生件数、死者数、水難者数のいずれも全国ワースト3位以内となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ワースト3に入っていると。これ観光立県として安心・安全なマリンスポーツ、レジャーが全国的にこういった死亡率が高いということは、私は観光立県として片手落ちな部分があると思っております。

まずはこの事故の発生場所、もし分かれば教えていただけないか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 発生場所というか、行為別の発生状況についてお答えいたします。

今年の数字ですけれども、10月末現在でございますが、シュノーケリングによるものが発生件数として11件、死者、行方不明者数が7件でございます。それから魚捕りが18件ございまして、死者、行方不明者数が13人となっております。それからダイビングに係る件数が14件、死者、行方不明者数が7人とおおむねそういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 その中で俗に言う自然海岸、管理されていない海岸線とか——ダイビングは水中でなかなか難しいので、釣りも多分磯釣り等いろいろあって、これも自然海岸になると思うんですけども、特にシュノーケリング、去年から今年この自然海岸での事故っていうのはどのくらいあるか掌握しておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えします。

ちょっと今手元にその数字はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 今年コロナでパブリックビーチ、特に市町村が管理するビーチが軒並み閉鎖されて、8月夏休みの期間中が特にピークでしたので、仲間と一緒に南部を中心に自然海岸をパトロールというか見てきたんですけど、管理者、監視員がいない海岸線で驚くような人が海水浴をしていたんです。特に糸満の大度海岸かな、向こうは近くにトイレとかあるので利用しやすいという形で路駐してございまして、救急車が通れないような状況がありました。

万が一、そういう海岸線で事故があった場合、大変な被害が出るのかなというのがありまして、特に台風とかの余波とか沖縄ではまだ影響ないけど、台風の波っていうのは南方にあっても影響があるということで、特にこの自然海岸に対して県警本部長としてどのような対応ができるか考えておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

議員御指摘の件については、有識者会議でも有識者の方々から御指摘がございました。現行の条例というのは、業者に対する規制をして届出などを課した上で必要な義務を課するというそういう構造になってござい

ますが、ただ実際の事故を見ると、業者が介在しないような形でのいわゆる自然海岸等における事故というものかなり多いので、これに対してどうするのかという問題意識からでございます。有識者会議においては、そういった事故もあることを踏まえてマリンレジャーの利用者、海域の利用者こういった一般市民の方々に努力義務のような形で義務を課したらどうかという意見であるとか、あるいは県の責務を定めてその中で市町村との連携も図っていくようにそういった規定を設けたらどうかといったような提言をいただいておりますので、現在そういった規定を設ける方向で条例の改正案を作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 条例だけではなかなか沖縄の海岸線の対策は難しいと。土建部長、先ほど検討するというお話があったんですけど、その自然海岸におけるマリンレジャーの安全性を——神奈川県はいち早くそういう形で協定を結んでやっております。土建部でこの海岸線を安心・安全のパトロールをするというのはなかなか難しいと思いますので、この辺を早急に水上条例と一緒に県全体として取り組んでいかないとなかなか海の安全が確保できないと思います。土建部長いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

人工ビーチですとか海岸の管理者がいるビーチにおいては、そういった管理者がおりまして、しっかりと安全・安心が確保されているものだと思いますけれども、自然海岸におきましては立入規制等もできませんし、そういった様々な利用が実際されているという状況もございます。ただ、コロナ禍において人工ビーチ等が閉鎖された時期にそういった事案が発生しているということもしっかり確認しておりますので、今後自然海岸においてどういう形で安全管理を行っていくのかということにつきましては、沖縄県警察ともしっかりと協議をしながら情報共有して、研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 文化観光スポーツ部長、先ほどハワイの件で調査していただいたんですけど、実はワイキキビーチ、この近年、死亡事故がほとんどないそうです。それだけプロ集団のライフガードがその辺のパトロール等含めて監視員として、もちろんハワイと歴史は確かに違うと思うんですけど、ぜひ観光の視点からハワイのこういったライフガードについて文化観光

スポーツ部のほうで調査して、また土建部長も今おっしゃっていますので、警察とも3者が一緒になって沖縄の海の安全を確保することによって観光客が安心して遊ぶことができると思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御指摘のとおり、ハワイのホノルル市が発行している年次報告書を見させていただきました。そうしましたら、ライフガードサービス課というところで212人、フルタイムで働くライフガードの方々がいらっしゃるということを拝見いたしました。

ただ一方で、日本の場合——沖縄含めてですけれども、ほとんどの方がアルバイトの勤務をされていて、しかも夏休み期間中のアルバイトの雇用が中心ということで、正直ライフガードという職業の認知等そのものがまだ低い状況にあるのかなというふうに感じているところでございます。

一方で、観光という視点から見ますと、ダイビングも含めてマリンレジャーというのは非常に重要な位置づけになっておりますので、そういった意味でも雇用あるいは組織、制度といった違い、ハワイとかそれを含めそれ以外でも海外の状況との違いはございますけれども、そういった情報も絶えず入手しながら沖縄県でも何かそれに向けていい取組ができないかということに関係部局と一緒に考えていきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 この件につきまして、私は前々回の質問のときに知事に答弁をいただいたんですけど、知事はこう答弁いたしました。イチャングビーチ、まさしく自然の海岸のことを言っていると思うんですけど、知事いらっしゃるらないので、この海の安心・安全をぜひ県を挙げて確立するように副知事のほうから答弁お願いしたいんですけど。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

ただいま部長からも答弁がありましたように、沖縄県は安全・安心で快適な島を目指すことが観光の振興に大きな意味を持つということで、そういうことを志向しております。先ほど部長が答弁したように研究して、できるだけ議員のおっしゃるような方向で検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 よろしく申し上げます。

それでは続きまして、我が党の代表質問、那覇軍港

の移設について再度質問いたします。

この那覇港の港湾計画、令和2年度内に民港の在り方を確立するということが今スケジュールが進んでいるんですけども、土建部長、年度内に必ず民港の在り方というのは確立していただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今現在そういうスケジュールで、令和2年度内に港湾計画の方向性を導き出すということで作業を進めております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 7月21日の第4回浦添ふ頭地区調整検討会議で、民港の形状案に関係する考えとは一致して、構成団体会議に諮ったんですけども、この後なぜか分からないんですけども、中止、延期になったんです。そのときに合意された図面が最近民港の在り方ということでホームページに載ったのは、先ほど土建部長、島尻さんのときに答弁してましたけれども、この図面は土建部長、いつの時点で見ましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほどもお答えしましたが、第4回の浦添ふ頭地区調整検討会議の後でございますので、7月21日の後ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 これは正式な検討会議でやられた図面ですよ。そして、突如この意識調査の中で、間が開いた埋め立てられていない図面が出てきたことに対して、土建部長というか県として、異論は唱えなかったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 私も意識調査の前日、9月25日にこの図面を確認をいたしました。那覇港管理組合が主体的に実施する意識調査でございまして、県民からの自由な意見を聴取するためにいろいろな工夫があって出された図面だというふうに理解いたしましたので、特に意見を申し上げておりません。

○仲村 家治君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村家治君。

○仲村 家治君 先ほど島尻忠明議員が、田原副管がリセットということで港湾議会のほうで答弁したんですけども、去年の11月18日の山川典二さんへの答

弁で、田原さんは「これまで議論されておりました北側配置・南側配置は現在も残っております。3者面談で確認されたのはそれも含め新たな位置も含めて技術的な検討を行うということでございます。」と答弁してはいますが、この時点では南も北も生きていますと書いています。いつの段階でリセットされたのかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほども島尻議員に対して答弁いたしましたけれども、平成31年4月の第25回那覇港湾施設移設に関する協議会において那覇港管理組合と構成団体である沖縄県、那覇市及び浦添市を中心にそれぞれの観点を踏まえて事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されております。その時点が言うなればリセットという表現になるかと思いますが、リセットという言葉はその時点ではもちろん使われておりません。那覇港管理組合の理解でのリセットということがこの時点ではないかと私は理解しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 沖縄県、那覇市、浦添、この3者が構成員であります。那覇も浦添もリセットという言葉は使っておりません。ほとんど那覇と浦添は北側だと答弁しています。これに対して沖縄県として副管理者が、管理者の知事に了解を得ずにリセットという言葉を使っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 議会での様々な議論がございますし、その説明をする上で適当な表現として副管理者本人が発した言葉だろうというふうに推測するところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 部長、私英語があまり得意じゃないので、リセットという意味分かりませんので教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、リセットとは改めて港湾計画の方向性を検討していくとの趣旨で発言したとこのことであります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

辞書等によりますと、確かにリセットというのは最初からやり直すことというような趣旨でございますが、那覇港管理組合によりますと、この場合の那覇港湾施設に関してリセットとは、改めて港湾計画の方向性を検討していくとの趣旨で発言したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 土建部長にこれ以上聞くのは酷なのでやめますけれども、知事がいらっしゃらないので。本当は管理者に聞くべきことなので、前回の議会から本当に土建部長には悪いなと思いながら聞いてますので、この辺は御了承ください。

それでは方向を変えていきます。

知事が軍港を先行返還ということで官房長官にお話しなさったということなんです。先ほど謝花副知事から答弁ありましたけれども、那覇市そして地権者であります軍港の地主会との調整はなさったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 加藤官房長官との面談の際にやったのは、調整をした上での要望というよりも、先ほども答弁させていただきましたが、9月議会での様々な議論を聞いた上で知事のほうからそういうような民港の、那覇軍港の使われ方に鑑み、そういったことも聞いているというような話の中でやはり価値が高いという意味合いで加藤官房長官にお話をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 少なくとも地主会の皆様に事前に相談してこういう方向で要請したいけどいいかという

のが丁寧な行政行為だと思うんですけども、それはやったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほどの答弁の繰り返しになるんですが、これは9月議会でのいろんな議論を踏まえて知事のほうで判断して発言したということ。その際に記者の方からいろんな質問を受けてますけれども、知事の感触としては地主の皆さんも早めに返してもらいたいという気持ちもあるんじゃないかというようなことも記者会見の中では話しておりますが、ただ、確認した上での要望かという、そうではないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 玉城県政は、常に民意そして地域の人の声を聞く、こういうことをさんざん言っていますよね。那覇軍港の地主の皆さんはもう何十年も返還を早くしてくれともちろん言っていますよ。だけどこれ移設条件付で返還される日米間の合意なので、そんな簡単に先行返還できるものじゃないと一番知っているのは地主の皆さんなんです。知事の思い込みや議会がどうのこうのじゃないんですよ。地権者にまず相談するのが筋じゃないんですか。答弁お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 知事のコメントです。いろいろやり取りを読ませていただきますと、この移設に関しては移設協議会の枠組みの中で進められていくんですが、やはりどうしても明らかに民港の計画ができて軍港の計画ができる。そして民港のいわゆる港湾の施設が完成してその先に軍港を造る。明らかに時間がかかるというのは間違いないと思うんですね。しかしそれでも先に例えば、今も米軍基地で使う物資や民間の港で輸送によって使われているというような話もありますので、できれば遊休化していると言われていた那覇軍港に関してはその施設の建設より先に返還するめどが立てやすいのではないかとというような感覚もあります。そういう意味で切り分けてというか先に返還をするということも考えることは、沖縄の振興にとって非常に重要であるという考えから申し上げた次第です。そういうふうにも記者の方にも説明しております。これはもうお聞きしてというよりもそういうような感触を知事として持った上で加藤官房長官にお話をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 副知事、では那覇軍港の地主の皆様、そして那覇市と一度同じテーブルに着いてこの件を話合うとか、意見交換することを提案しますけ

でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 御提案として検討させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 やっぱり知事じゃないと即答できないんですか。知事が見ていると思いますけど再度お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） この問題は、やはり沖縄の過重な基地負担を軽減したい。それからもう一つは振興・発展に重要だという那覇軍港の返還について知事として様々な議会での御議論などを踏まえての発言だと思います。あと最終的にはまた知事のほうで御判断なさることと思いますが、先ほどの御提案は提案として私のほうで受け止めさせていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事公室長、民港の形状が決まってから協議会やるって言うていたんですけれども、令和2年度内にこの民港の在り方をやるんですけれども、そう考えると3月以降になるという考えでよろしいんでしょうか。協議会。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 移設協議会の開催につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、民港の形状案、今浦添ふ頭地区調整検討会議において行われておりますので、この進捗状況を踏まえて、これ主宰は防衛省の地方協力局でございますので、そういった関係機関を含めて調整がなされるというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 だから令和2年度内に民港の在り方は決まるわけですから、それ以降にしかできないということでもよろしいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほども申し上げたとおり、まずは民港の形状案、港湾計画の方向性を先に検討すべきと。その形が先ほど来、令和2年度中ということでございますので、それを踏まえて移設協議会も開催が検討されるというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村家治君。

○仲村 家治君 副知事、こども医療費助成について先ほど答弁いただいたんですけれども、償還払い方式ではなく、現物給付方式にすべきであると考えます。本来これは子供の貧困から来ている対策だと思いますので、現物給付ということで各市町村と調整していただけないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県の現行の給付方法は、小中学生は自動償還ということで今考えております。各市町村の実施に当たっては御意見はいろいろ伺ったところではございますが、市町村によっては現物給付に対して懸念を持っていらっしゃることもまだございますので、そこは全市町村の足並みがそろそろような形で実行するのが必要かと思われま。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 県道62号線です。

小禄仲地線、遅々として進まないの、ぜひこの事業を早期に完結できるように再度土建部長の御意見をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

小禄から宇栄原までの670メートルにつきまして、令和3年度に供用開始を予定しております。その他の区間についても速やかに用地買収、工事着手できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 来年の定例会で玉城知事に再度強く要請・質問しますので、元気に帰ってきてください。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 沖縄・自民党会派の新垣淑豊でございます。

毎年12月10日から16日まで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間ということになっております。

御存じのとおり1970年頃から80年頃にかけて北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在全国で17名が政府によって拉致被害者として認定されており、

沖縄県警のウェブサイトには県関係者として与論島や県外に住居を構えていた方も含め、26名の北朝鮮による拉致の疑いを排除できない事案に関わる方々のお名前が挙げられております。既に本人も御家族も御存命ならかなりの御高齢になっており、とても悲痛な思いをしております。

平成31年3月には、拉致問題を考える国民の集い in 沖縄を開催し、謝花副知事が御挨拶をしております。ブルーリボンバッジ着用など、この週間だけではなく普段から啓発活動を行うことがまさに誰一人取り残さない、知事の抱える理念に即するものであると思います。県もポスター配布などはなされておりますけれども、平成31年の事業以降はウェブサイトには活動がアップされておられません。残念ながらその後、何があったのか見受けられないということで、この問題をどうか忘れることなく県としても取り組んでいただきたく冒頭の所感とさせていただきます。

それでは通告に沿って質問いたします。

1、夜間中学校設置についてです。

(1)、沖縄県として市町村に夜間中学校設置の検討を依頼しておりますが、検討の状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

県教育委員会が令和2年7月に行いました夜間中学校設置検討委員会実施状況調査によりますと、41市町村中、那覇市がワーキングチームを設置し検討を行っている状況でございます。また8月には、県と那覇市で情報交換会を持ちまして、学び直しを希望している方々への支援や手だて等について意見交換を行いました。

引き続き平成30年度に実施いたしましたニーズ調査の結果を基に、市町村に委員会の設置を呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 過去の議事の確認ですけれども、今年の2月議会で夜間中学校設置について前教育長が、今後その設置が進むようにいろいろ県も議論をしていきたいと考えておりますと答弁されておりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁しましたが、今現在那覇市とやり取りしています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 現在の夜間中学校の状況ですが、公

立はなく私立いわゆるNPOが設置している学校があると思いますけれども、それ以外に何かございますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 夜間でということだと、珊瑚舎スコレさんが支援をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 中学校までは義務教育ということで、NPOだけに任せているということは、これは問題だと思いますけれども、この辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 国のほうで、教育機会確保法の制定がございました。その背景といたしましては、やはり学齢経過者で小中学校等における就学の機会を提供されなかった方々であったり、それ以外では夜間中学の対応者としては、外国籍の方とか入学希望既卒者ですとか、不登校になっている学生等そういった方々も対象にすべきだというふうな背景がありまして、法が制定されたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これは、県としては問題があるかないかということを知っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 答弁させていただきます。

そういったこともありまして、県としましては調査をいたしまして、今各市町村にも呼びかけをしているといったところでございます。しっかりそこは取組を進めていきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません。問題かどうかということを知っているんですけども、多分考え方があるということですのでそのまま進みます。もちろん先ほどおっしゃっていたように外国籍であったり、学齢経過者、既卒者、そういった方々が必要としているということですけども、今調査研究依頼を各市町村にお願いしていると。今那覇市がワーキングチームをつくっているということですけども、文科省の設置促進の調査費用では、県と市町村の役割分担に係る調査研究

費用があると。夜間中学校新設準備に関わる調査研究の費用というのがありますけれども、設置に関わる調査研究費用の対象は県がする調査も含まれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 失礼いたしました。

県のほうも対象団体となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

今、県も市町村も両方設置をできるというような状況になっているかと思いますが、今那覇市がワーキングチームをつくっております。那覇市のワーキングチームの議事概要、これは御覧になったことはございますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 確認しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 内容的には、どのような感触を受けられましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 様々な議論がされていて、今年度中に結果をまとめるというふうな中身で今議論しているというふうに認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 その中身は、設置に関して全県的な財源が好ましいとか、県が設置することで通える人の範囲を広くして人数を確保して有意義な教育の機会を持たせるべきではないかとか、県での設置が必要ではないかということ、那覇市が設置したくないなというようなニュアンスのことが非常に多く書かれております。これは先ほど言いましたように、那覇市がなくても県がつくるから大丈夫じゃないかというような希望的観測があると思われておりますけれども、その辺り、過去の答弁で、今後県及び市町村において検討を進めていく必要があるというような答弁がありますけれども、県教育委員会の内部で県設置に向けての検討というのは並行して行われているのかということをお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

県のほうでやる場合とか市町村でやる場合というような事例で、例を4例ほど示して市町村のほうにはお

示しているところでございます。ただ一方で、平成30年度に実施した調査の中でやはり通いたい方——55人いましたけれども——そのうちの37人が5キロ以内の場所を希望されているということ、対象者が高齢者であるということもありましたので、できるだけ居住区域内の近くにある通学負担軽減になるようなそういったところがまず優先されるべきかなということで、各市町村のほうにもそういう設置について検討をお願いしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 県ではまだ検討していないというようなことになるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 同時に並行して検討させていただいています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほどの那覇市の意見の中では、財源の面とかを非常に気にしているという意見が多かったです。この辺りの財源の確保については、どの程度考えて進められているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

まだ具体的に学校の規模ですとか、どのぐらいのクラスになるかとか、そういったものがございましてははっきりしたものはございませぬけれども、やはり国庫負担にもなりますのでそういったこともしっかり見据えながら県のほうとしては、定数の確保、加配職員の非常勤の配置、そういったことをしっかりとやりながら取組を進めていきたいなと。学校を設置するとなれば当然そういったことは検討していかないとはいけませんので、そこは同時並行的に進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

財源と人的な支援というものは、しっかりと県が行うという認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 県ができるところはしっかりやりつつ、また市町村のお力添えもいただきながら設置を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

本日的那覇市議会でも、議員の方から質問が出ていたようです。その中で、那覇市はワーキングチームの会議数を増やすとか、次年度まで会議を延長する可能

性もありますというような発言がありましたけれども、やはりこれは県がちゃんと方向性を決める。市町村に行ってもらうのか、県が行うのか。これがないとさすがに那覇市でもどうしていいかと、県がやるかもしれないしというようなことで決め切れない。各市町村の教育委員会ではできないんじゃないかというようなおそれがあると私は思っております。その点について、今年度中にどこが決めるのかということも含めて、ぜひ県がある程度の方向性をつけることが必要ではないかと思っておりますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 繰り返しになりますけれども、まず通う方——いわゆる対象となる方がどういった方かというのをしっかりと押さえないといけないなと思っております。今通いたいと思っ希望している方々、近くで設置してほしいという思いがございますので、やはりそうなりますと市町村単位の小さな単位でしっかり設置すべきじゃないかと思っております。ただ一方でいろんな課題もございますので、そこはしっかりと我々としては市町村を支援していきたいというふうなところが現時点での考え方でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろん先ほどお話されたように、やはり高齢の方が多ということですが、高齢の方はなるべく早くつくっていただきたいんです。だから早く決めていただけませんかということをお伝えをしているんですけれども、それも踏まえてぜひ早めの設置をしていただきたいということで、ぜひ教育長の決意をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 今、30年度の調査を踏まえて議論を進めているところでございます。市町村教育委員会としっかり連携を取りながら早めの設置ができるように、県教育委員会としても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に進みます。

沖縄県の南部そして石垣島において、慢性期の医療療養施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生いたしました。当事者の医院の方からお話を伺いましてやはり人、物、金とかなり厳しかったよと。何とか

乗り切ったけれども、次同じことが起こったときにはもうもたないんじゃないかと、もう二度とできないよというようなお話がございました。今慢性期医療施設に対して、県はどのような支援をしているのかという状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 慢性期医療機関における新型コロナウイルス感染者につきましては、県はこれまでに5機関での発生を把握しております。うち3機関に対して必要な医療従事者の派遣それから院内の感染対策に必要な物資の支援を行ってきたところです。やむを得ず当該機関内で感染者の受入れを行った医療機関に対しましては、重点医療機関の指定による病床確保の支援等を行っておりますが、慢性期医療機関からさらなる支援の要望もございまして、国に対して制度の拡充等について要望しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 当初は発生の際にどのような問題があったのかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 慢性期医療機関でクラスターが発生したわけですが、その当時は重点医療機関もかなり逼迫した状況でございましたので、介護が必要な方々を重点医療機関で受け入れることが非常に厳しい状況でございました。当該慢性期医療機関で受け入れていただくということになりましたので、その感染管理でありますとか医療体制、施設要件などを確認した上で支援を行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 看護師の配置基準とかも非常に厳しかったよと、20対1。そこに介護士がついていたというような話でありましたので、ドクターも2人で当直を繰り返して一月休みなされたよというような話も伺っております。

先ほどお話されていたように、医療従事者の派遣とかこれもしっかりとやっていただきたいというお願いですけれども、その後どのような改善を行ったのかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まずそのクラス

ターが発生しているときには、46名の医療従事者を――例えば自衛隊、全国知事会、それからNPO法人などから送って支援したところがございます。その後につきましては、重点医療機関の指定をさせていただいた医療機関もございまして、その場合には、空床確保の対象になるということもございます。ただ指定を受けていないところもございますので、そういったところに対しましては、やはりもう少し制度の拡充が必要であろうということもでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 では、いまだ解決していない問題があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） やはりクラスターが発生する予兆をしっかりと押さえる必要があると思いますので、そういった意味で総括情報部の中にクラスター対策チームを立ち上げまして発生早期から関わられるような対策が必要だと考えておりまして、今現在そういう取組を行っているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 お話を伺ったときに、先ほどの重点医療機関への変更ということがありましたけれども、国の見解と沖縄県の見解が若干ずれていたということで、医療報酬が非常に厳しいという話がありましたけれど、その点について何か取組というのはなされているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 確かに診療報酬等の加算等において、重点医療機関としての対象となるかどうかというようなことが課題にはなっております。ただいろいろそれ以外にも基準がございますので、そういった意味で包括交付金の対象運用をできるだけ柔軟にやっていただきたいということで全国知事会を通して要請をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ぜひ交付金の活用も含めて、そういった医療機関に対してのフォローをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして県道29号線の龍潭通りなんですけれども、私の事務所もその通りにございまして、地域の方からなかなか工事が進んでないだけというような声が聞かれます。現在の状況と今後の予定についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

龍潭線は山川交差点から鳥堀交差点までの約1.2キロメートルを街路事業として2車線で整備を行っており、令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約93%となっております。山川交差点から龍潭付近までの490メートルの区間は概成しており、今後は龍潭付近から鳥堀交差点までの725メートルの区間について歩道拡幅及び電線類地中化工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません。今93%というお話でしたけれども、龍潭から鳥堀まで、そこも含めてこの数字でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 事業費ベースでございますので、そのとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 多分通った方は皆さんお分かりになるかと思うんですけれども、大分虫食い状態での工事が進められている。実はこれ平成11年から始まりまして、20年たってもまだ終わっていない。この1.2キロの工事が終わっていないという状況でありますし、この間にも路側帯の敷石が割れていたりとかこういった状況になってきています。割れた石につまずいたりする方も多くいらっしゃるということで、修繕というものは県にお願いしますと素早くやってくれるということで感謝の声も聞こえてはいるんですけれども、今後、道路工事費等々が非常に厳しいと。これは市町村も含めて厳しいと言われている中で、しっかりと首里城を今後再建するに当たって周辺の整備まで、こういった人が歩くところまでしっかりと確保をしていただきたいということで、この辺りの修繕費とかこういったものをきっちりやっていただきたいと、これは要望とさせていただきます。どうぞお願いいたします。

続きまして、MICE基本計画ということで問います。

11月25日付の県内報道で西原町長との面談の際に、できれば関係者の意見を聞いて来年2月ぐらいに基本計画案を発表したいと知事が述べていらっしゃいました。

基本計画の進捗についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

県では、MICE施設の整備を含みますマリントウ

ンMICEエリアの形成を目指しておまして、現在、新たな基本計画の策定に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、新しい生活様式に即したMICE施設の在り方などの調査等を進めております。

引き続き地元町村と連携し、また、専門家委員会の意見ですとか地域住民の要望等も踏まえながらアフターコロナを見据え、年度内には基本計画の最終案を取りまとめたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 前回の計画から変更したのが民間活用という点だと思いますけれども、ビー・バイ・シー、費用対効果がどのように改善をされている計画となっているのか分かれれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） その辺りも含めまして、現在基本的な方向というところを固めたところをございまして、費用対効果といったことも年度内の基本計画の案にどういった形で盛り込むのかこれから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 多分調査が終わったのが今年の3月ぐらいだと思いますけれども、その後このコロナの状況で非常に厳しい観光の状況にあります。この辺りも含めて検討するべきじゃないかと思っていますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 全く議員御指摘のとおりだと思います。そもそもこの基本計画を新たにつくるということにしましたのが、前回、国のほうといろいろ調整をさせていただいた上で基本計画にのっとって一括交付金の活用等を前提とさせていただいてやり取りをしておりました。その中で、施設整備に関して単体での民間活力を活用しない形での基本計画ということを決めたもので、なかなかMICEエリアの周りの活力を取り込むというような形になっていなかったということも踏まえまして、議員御指摘のとおり、今回それも含めて基本計画を新たにつくるということが一つだったわけですが、御指摘のとおりそうこうしているうちにコロナ禍というのがこれまで拡大した関係上、それもウイズコロナ、アフターコロナということも見据えた上で新たな日常生活に即したMICEエリアというものを築いていこうということも含めまして、それも併せて、今、基本計画新たな案の中で検討し、お示しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 前回行ったこの調査、その調査から大きく前提が変わっている中で急いで2月に基本計画を立てる必要はないんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） その辺りスケジュールの後ろ倒しというんでしょうか、そういったことも検討していく中で、ただ一方で民間企業、官民連携の中でウイズコロナというものも考えながら、何とかそれも含めた上で今年度末に基本計画の案はお示しをしたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 具体的にお金がなければこれできないんです。だから官民の連携ということをお話されていますけれども、ここに対して今、本当に直近になって実際に興味を持っているところがどれだけあるんでしょうか。これをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 具体的な数量的なところは申し上げられませんが、その辺りも去年も一定程度、官民の調査はいたしましたし、今年度に入っても——繰り返しで恐縮ですが、コロナの影響も踏まえた上で改めて開発事業者、建設事業者、それからPCO——会議運営専門会社などなど、様々な関連企業の方々にウイズコロナということも含めてお聞きした上で需要といいますか、それも確認をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 具体的に、お金を出してもいいよというところはあるのかなのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お金を出すというような直接的な言い方はしませんけれども、県と一緒に周りのMICEエリアに官民連携で事業に参画していきたいということをおっしゃる企業は数社ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 何か弱気ですね、いいですけども。OCVB——ビューローさんが700万人来年度設定をしておりますけれども、これは県としても同様と考えるとよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 沖縄観光コンベンションビューローが目標値ということで、次

年度700万という数字を示したということは承知をしております。一方県としては、次期振計を見据えた上でそれに向けてのアドバイザリー会議を今開催しております。そういった会議の中での有識者の方々からの御意見も賜りながら、ある程度今年度の見込み推計も見据えつつ、例えば航空会社からの聞き取り調査なども行い、そういったものも踏まえまして、結果、ビューローと一緒にするかもしれませんけれども、そこはまた改めてお示しできればというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今後の観光について、県としてはまだ今いろいろなものを策定しているという認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず例えば次年度の目標値、令和3年度の目標値ということで言いますと、従来ビジット沖縄計画という形でその年度の目標値というのは、当該年度の4月、5月あたりに出すということが恒例になっておりますので、そういったこともございますし、またウイズコロナというところで新たな環境になっておりますので、そういったこともろもろ勘案しまして、現在検討しているところではございますけれども、次年度の早いうちにというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 このMICEというものは、僕は観光のピースだと思っております。1つのピースだと思っておりますけれども、全体の流れができていないのに先にこういったMICEの計画を打ち出すという姿勢というものは、僕はいかがなものかと思っております。だからこんなときだからこそ、やはり僕は一旦足を止めてしっかりと考える。これは場所に関しても僕はそのほうがよいと思っております。これはあくまでも私の意見ですので、ぜひ受け取っていただければと思いますけれども、実はこのMICEの施設、地元の方からも話を聞きます、地元の議員さんからも話を聞きます。何年たったかこの施設ができるんですかという質問がありますけれども、この辺りどのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 当然のことですけれども、県としてはMICE施設に限らず物事を進めるに当たって、こちら側の立てた予想に従って進めていくところですが、平成24年度からこの大型MICE施設整備事業を始めまして、議員御

承知のとおり、その当時国も一緒になって進めていったと認識しておりますけれども、その中で一括交付金の活用ということに際して1つは需要、それから1つは周りの周辺環境の整備とかといったようなことで、国とのやり取りの中でなかなかそこが解決できないというところで、一括交付金の活用が見送られたというようなことになっております。そういった形で改めて基本計画を策定しておりますので、なかなかここは今、いつ頃できるというようなことは断言はできませんけれども、いずれにしても早期にそこは進めていきたいと。そういった中で、今回基本計画案を今年度中にお示しをしたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 だから国は、要は採算性が取れないからちょっと厳しいよということで、多分切ったんだと僕は思っております。そのMICEをやるために、あの周辺の土地が塩漬けになっているということで本当にいつできるんですか、いつできるんですかというふうに地域の人たちから問い詰められるというような議員さんもいるわけです。これがもし早めに地域の方々といろんな展開、次、ひよっとしたらここできなかつたらということも含めて意見聴取をする機会はつくっていただきたいなというふうに思っております。これが5年とかであればいいかもしれませんけれども、先ほどの道路のように20年たってもできないものがいっぱいあるわけです。だからこの予算の使い方ということも含めてしっかりと考えていただきたいということでお願いをいたします。

我が党の関連の質問に移りますけれども、何度もこちらでお聞きしておりますけれども、翁長知事と同様に玉城知事も軍港移設の容認姿勢には変わりはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） そういう理解でよろしいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 その中で知事が先日、先行返還のお話をされたということですが、先ほどからも議会でもこういった話がありますよということで話をしましたとありますが、遊休化しているという認識はいつ頃からされているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 那覇港湾施設の利用状況につきましては、昭和61年度から平成14年までの入港隻数が公表されており、年により増減はあるものの昭和62年の96隻をピークに平成10年の35隻まで漸減をしている状況でございます。平成15年以降のデータについては在沖米軍から情報が提供されていないということで把握はしておりませんが、以前に比べ利用されることが減っているというふうに認識をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、公表されているベースでは漸減をしているということに加えて、現状県としても業務状況が以前に比べて減少傾向にあるということ踏まえて知事のほうから……

○新垣 淑豊君 いやいやいや、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

那覇軍港の遊休化という使用率の問題については、以前より議論はされております。ただ、先ほども申し上げましたが、さきの9月議会において、他の港湾を使っているというような議論が大分ありまして、それを踏まえて県としてはその事実関係をしっかり確認する必要があるというふうに考えました。知事の発言はそういった9月議会での議論を踏まえてされたということですので、どの時点からかと——前からそういうような思いというのはあったと思いますけれども、そういった事実関係が議会でされたことを踏まえて、そういった話があるということで知事は発言をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 僕は、いつ議会で遊休化——いろん

な意見がありますよ。遊休化されたという話もあります。だけれども、それを県がいつ認識として持ったから県知事が官房長官にお話をしたのかということを知りたいわけですよ。それって物すごい大事なことじゃないですか。例えば、遊休化している、じゃ返してください、先行返還してくださいと言いました。じゃ米軍が返します、要りません。じゃもう代替地要りませんと、もし仮に言った場合、民港の移動できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 那覇港湾施設の改定については、民港の部分とそれから軍港の部分がございますけれども、もし移設が要らないとなると民港の部分だけの改定ということになるのではないかなと思います。正式にはまた土建部長に答弁をお願いしたいと思いますが、これ私の感覚では、もし軍港移設が要らないということであればそういうことになるかなと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 民港だけ移設できるんだっただけですか。本当にこれ民港だけできるんですか。そこも含めてちゃんと先行返還するということは、遊休化している、じゃこれ要らない、返してくださいねって本当に返す際に、そこまで知事は考えて発言をしたのか。その辺りの共通認識があるはずでしょう、執行部では。それはどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇港の港湾計画は、平成15年の計画に基づいて、現在計画がございます。もう既に約15年も経過をしております。民港の計画の改訂をする時期でございます。長期構想検討委員会と検討を重ねてきたところでございます。民港の計画の変更に基づいて当然ながら港湾計画の変更を行い、港湾の整備を進めていくということには変わりはないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この共通認識を持っているはずなんです、執行部の中では。知事と多分副知事も合わせていらっしゃると思いますけど、こういった会議は庁

内でどの程度されているのかということをお教えください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

この件については、10月10日の加藤官房長官の面談の際に、知事のほうから要望書とは別に、早期返還というような要請の中で出た言葉でございます。

繰り返しになりますけれども、さきの議会での議論を踏まえて、返還時期が2028年またはその後と示されていて、その返還まで長い時間を要することが見込まれていることを踏まえて早期返還を要請したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうであれば、この先行返還ということについては、これは県の正式な見解ではないという認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 県知事が加藤官房長官にそういった要請をしたということであれば、これはもう県の立場として要請をしたというふうになるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 では、先行返還が県の正式な要請であるということをお認識いたしました。だから私、先ほどから申していますように、どういったことで、どういった会議があって、どういった話合いがあって、この県の方たちと知事は認識を共有しているんですか。会議は行われているんですか。それとももうあそこで口からぽつと出た話なのか。そういったことを聞きたいわけですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 要望書の中には様々な基地問題がありますが、その中の一つとしてやはり沖縄の過重な基地負担の軽減の中で、那覇軍港の移設について先ほども申し上げましたけれども、2028年またはその後ではあまりにも長過ぎるので、早期に――遊休化しているという話もあるので、早期に返還すると、この辺のこのことについて日米両政府で議論していただけないかというような話をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これ官房長官との中でのお話で、非公開であれば私はいいと思いますよ。しかし、終わった後に記者会見で、官房長官が沖縄を訪れるのはめったにないのでよいチャンスであったのではないかと記者団に説明との記事が上がっているわけですよ。とい

うことは、このタイミングで言ってしまった。このことについて県の職員は誰も知らなかったのかということです。そこはおかしくないかということをお私に言っているわけですよ。この点どうなんですか。副知事としてしっかりと知事をサポートする立場として、そこを理解するべきではないかと私は思いますけれども、これは組織の体をなしていないわけですよ。この辺どうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

繰り返しになりますけれども、やはりさきの9月議会での議論の中で、米軍の物資が那覇軍港ではなく民港、他の港が使われているという事実関係があると。これは県としてもしっかりと確認する必要があるけれども、この部分についてはやはり早期返還という観点からはそういった主張ができるのではないかというのは、その議会の終了後に知事と私の間でもいろいろ議論が出たところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ちょっとこういったトップダウン、いろいろ県民の皆さん、各市町村の皆さん、困ることがあるわけですよ。

少しそれですけれども、以前座間味の浄水場の件、ありましたね。あれも知事が独断で決めたような、私はそんな雰囲気を受けておりますけれども、企業局長が謝罪に行きましたということが記事に載っております。このことについて知事部局はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） この件に関しましては、座間味村からの要望があって、県議会で同意を得たということを受けて企業局が判断をしたものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 最後に、次の振計について。

富川副知事、高付加価値の産業をとということですが、ほかのところとも競合するはずなんです。ほかのところとの競合があるはずなんです、高付加価値の産業というものは。それを沖縄独自のということは、どういうことを今考えて想定されているのか教えてください。これ最後です。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 具体的な方向につきましては、我々のほうでこの新沖縄発展戦略の定義の中に書いてありますが、基本的な姿勢としては沖縄独自というのは比較優位があるもの、産業論で言いますと。比較優位があるというのは、例えば今先端の技術を持った企業等が入っていますが、一つの要素としてアジアに近いからという理由で来ている企業もおりまして、こういうのを多分外でまねできないもの。そういうものを探して行って、できるだけ先端のものという形で考えておりまして、いろんな多岐にわたるものですから、詳しくはこれに書いてありますので、後で御紹介したいと思います。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 よろしく願います。

質問の順番を入れ替えて行います。

まず、那覇軍港返還及び那覇港湾整備について。

議長、冒頭をお願いしておきます。この件、後ほど提案しますけれども、ぜひ議会で特別委員会を設置して元に戻してもらいたい。今のような答弁を聞いていると、もう大変です。日米合意で、あるいは那覇市もやったこの案件が大混乱ですよ。これ整理しましょう。後ほど提案しますが、忘れたらいけませんからね。ぜひ、百条委員会の設置、議長を中心に協議をしていただきますようお願いしておきます。

那覇軍港の返還は日米合意の約束であり、移設が条件で沖縄県、那覇市、浦添市も同意して進めてきた。この理解でよいか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港湾施設については、昭和49年に日米安全保障協議委員会で、移設条件付全部返還が合意され、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示されました。その後、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設の移設を円滑に進めるため、国、県、那覇市、浦添市を構成員とする移設協議会が設置され現在に至っているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほど副知事からありましたように、軍港返還しなくても民港だけでも整備するという、そういう約束ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほど公室長が答弁しましたように、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告によって移設を条件ということで合意されております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 答弁したつもりですが、民港だけでというのは私が提案したことではなくして、新垣議員からの御質問でありましたので、そういうことであればということでやったわけでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時16分休憩

午後5時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、那覇港湾の移設条件ということが前提でございます。

今、照屋議員からの御質問は移設がなくても返還されるのかということについては、そうではないということでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 早期、先行返還の質問の中で、それならば移設条件がなくなれば民港だけでもできるのかというような質問に対して、移設条件がなかりせばそういうことになると思いますという答弁をいたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、那覇軍港の先行返還、それを求めていくということは、日米合意を破棄させるということですね。そういうことですね。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

繰り返しになって恐縮なんです、民港について、米軍の軍事物資については他の港が使われているということで、知事のほうは、しっかりこの件について施

設を使わせていただくか、土地を使わせていただくか、返還をさせていただくかという議論はそれは日米の議論の中でこれから出てくるかもしれませんが、ずっと待たされているよりも先に返して使わせていただいたほうが沖縄県にとって、地主の皆さんにとっても那覇市にとっても有益であろうと考えた次第ですというふうにお答えしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、日米合意は先行返還ではありませんよ。改めて日米で先行返還の合意をしないといけませんから、今の日米合意を破棄させるということなんでしょうと言ってますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 破棄してということまでは知事はおっしゃっていないと思いますが、そういった部分についても日米の議論の中でこれからも出てくるかもしれませんが、待たされるよりも先に返して使わせていただけないかというような趣旨を発言したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 日米合意は、移設条件付返還です。浦添にです。この先行返還を訴えるのであれば、日米合意を破棄させて改めて日米で協議しないとできません。あなた、県でやると言ったじゃないですか、知事の。どういう手順でやるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 繰り返しになりますけれども、沖縄県にとってもやはり先に返していただいたほうがいいのではないかと趣旨で知事は発言したと。これについて、日米で話し合っただけないかという要望ベースの議論だったというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 県民の意見も聞かないで、勝手に先行返還要求して、県民はそういうのを求めている。それを理由にする。そういう県知事っていますか。おかしくないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 那覇軍港の早期返還をなぜこれだけ多くの県民が求めているのかというと、やはりポテンシャルが高いということがあると思います。そういった中で2028年またはその後というのはあまりにも長いんだというような思いが知事の中にあって、先行返還という発言がなされたというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、口だけではなくて先行返還するにはどうしていくんですか、これから。どうぞ説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） まずは那覇軍港の使用状況などについて県としてもしっかり確認し、そしてそれをベースに政府と意見交換をする、話合いをするということになろうかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 日米合意、今国が進めていることを何と思っているんですか。本当に先行返還を求めるんだったら、移設協議会に持っていかないといけないでしょう。移設協議会はいつやりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 移設協議会の開催につきましては、先ほど今議会でも答弁しましたとおり、令和2年度中の民港の形状案、浦添ふ頭地区調整検討会議における民港の形状案の策定状況を踏まえて開催が決定されるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ちょっと待ってくださいよ。民港の見直しというのは、現行案の問題でしょう。皆様方は先行返還を求めているんじゃないですか。今の案も全部なしになるんですよ。何を考えているんですか。これセットですか。この先行返還というのは全然意味が違うでしょう。どういうことですか。大方向転換ですよ、これ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 繰り返しになりますけれども、知事の思いとしては9月議会での議論などを踏まえて、遊休化しているという話もあるので、先行してやっていただいではどうかというような思いをお伝えしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 あまり県民を混乱させないでくださいね。県民の意識調査をやりながら現行案を進めるということをやりながら、同時に軍港を先行返還させる。これを沖縄県知事が言えますか。管理者である沖縄県知事が言えますか。これは、那覇軍港の返還を台なしにするやり方ですよ。そう思いませんか。国もアメリカも県のためと思ってそういう合意をしたわけでしょう。那覇市、浦添、組合も一生懸命頑張ってい

る。どうやって解決するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 繰り返しになりますが、今、移設協議会で那覇港湾施設の移設について移設協議会の枠組みの中で民港の港湾計画の整合を図りながら議論が進められていると、そのとおりでございます。一方で返還時期については2028年またはその後に返還が可能とされておりまして、明らかに長い時間を要するというので、知事のほうからは県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近いと。産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であるということで早期返還という意味合いも込めて先行返還という話をなされたものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 もう全く話になりませんね。とにかく、このままでは那覇軍港の返還なんかできませんよ。県民意識調査もそうですけれども、今の那覇軍港の先行返還、だから目的はないわけです、今。ところが、新聞ではこれだけ大きな見出しになって報道されるんですよ。（資料を掲示） 報道される。県民はどう思いますか。2月には浦添市長選挙があるわけでしょう。それに影響を与えるためのそういうふうな土壌をつくっているんじゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） あの場で私も聞いておりましたけれども、そのような趣旨ではなくて、沖縄の過重な基地負担の縮小の中で辺野古の話もありましたけれども、やはり那覇軍港については先ほども申し上げましたが、ポテンシャルが高い、開発効果の高いという地域の中ということで、9月議会でのことも例に挙げながら早期返還の要望という意味合いを込めて先行返還という話をしたというふうに理解しております。決して市長選挙との兼ね合いで話をしたというふうには私は捉えてございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 影響を与えるんですよ。これ大変な問題ですよ。浦添市民も玉城デニー知事が先行返還を求めている。向こうの候補者がこの先行返還の公約を掲げたらどうなりますか。そういう形でやっていくんでしょう。皆様方もデニー知事は先行返還だから応援に行くんでしょう。違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） どなたが候補者になるかはあれですが、知事は、知事と方向性を一にする方を応援なさるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 11月25日、立憲民主党の屋良代表、軍港の移設を検証する、浦添市長選挙に向けて賛否が分かれる県議会の状況。もう一つ、玉城知事が那覇軍港の先行返還を求めていることなど、だから検証するって言うてるんですよ。軍港の先行返還要求ということは、立憲民主党の屋良代表と一緒に決めていったんですか。屋良代表がそう言っているんです。新聞に載っている。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 屋良代表の新聞記事は承知しておりますが、知事の発言はそれとは全く関係なく、10月10日に発言したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから私が申し上げたいのは、皆様方の先行返還というその発言はあまりにも唐突です。県民意識調査をやりながらこれをやるというのはあり得ません。あり得ないからこの先行返還は何らかの目的があるわけですよ。だからそれは、屋良代表もそういう形で、玉城デニー知事のそういう先行返還を求めているっていうことを含めて、自分たちの政策を検討すると言っているんです。だからこれが浦添市長選挙に影響しませんかという話なんですよ。候補者にも影響を与えますよ。そういうことも含めていくと、さっき言いましたこの問題、何十年かかって今までやってきたんですから、那覇軍港の返還、組合をつくって、お金もかけて、それが今決まる寸前に、決まる寸前に、そういう県民の意識調査、先行返還、こんな議論が知事から出される。おかしいでしょう。

ですからこの実態はぜひ赤嶺議長、これは特別委員会を設置してしっかりやらないといけない。我々、東京にこの決議の要請で行くんですよ。そのときに今の現行案北側案を中心に整備してくれとここに決議しました。それ知事にも渡しました、25日に。知事は私に言いましたよ。知事、東京一緒に行きませんかかって言ったら、検討しますと言ったんですよ。検討する。もし知事が行けない場合、両副知事一緒に行ってくださいよ。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 知事がお戻りになってから知事と相談して決めさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、この那覇軍港の件はぜひ特別委員会を設置して議会に対応していただきますようにお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） さっき言ったとおりです。

今のは要望として受け止めるということです。

○照屋 守之君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私が先ほど申し上げましたのは、知事がお戻りになってから知事と相談して決めさせていただきたいと思っておりますという趣旨の答弁をいたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 調整してください、議会意思ですからね。議会意思で今の現行案を中心にやってほしいという国に対する要請ですから、考えてくださいよ。

次に、新型コロナウイルス感染対策について。

沖縄県における感染状況及び対策について説明を願います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内では、4月と8月に感染拡大の大きな波が到来しまして、本日まで4585人の感染者が確認されました。そのうち、4115人の方が退院し、本日現在396名の方が療養している状況にあります。これまでの間に県では緊急事態宣言の発出、それから県民への外出自粛、休業要請など様々な対策を実施してきたところでございます。現在も毎日新たな感染者を確認しておりますので、予断を許さない状況は続いているものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 玉城知事や対策本部はどのような対応で責任を果たしているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づき、知事を本部長として3月26日に設置されております。対策本部は副知事及び各部局の長を構成員とし、県内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する

事務をつかさどっております。また、感染拡大を防ぐために外出自粛、営業時短、休業等の要請、県内への注意喚起などについて本部会議において議論を重ねて決定してまいりました。対策本部の決定事項は県民生活に影響する重要な事項でございますので、知事から随時コメントを発出して注意喚起を図っているところでございます。さらに、対策本部会議終了後にはマスクコブリーフィングなどを実施して、県民の皆様様に説明しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この対策本部の統括は玉城知事で、その対策本部が実施する対策については全て知事が責任を負う。この理解でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 対策本部長としての知事として、この対策に責任を持って当たっているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 このコロナ対策とは、新型インフルエンザ特別措置法があるじゃないですか、それが新型コロナウイルス感染症に適用してその法律の下に取組をされているという、その理解でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この対策法の第7条に都道府県計画があって、対策の実施に関する計画を作成するとあります。沖縄県の行動計画、それはありますか。示してください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県の新型インフルエンザ等対策に関する行動計画はございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型インフルエンザ等対策特別措置法はそのままございまして、その中にコロナも含まれますというような内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 じゃ、このコロナの件で行動計画をつくる必要はないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画は以前につくっておりますので、その行動計画に基づきまして、また新たに県のコロナに関する対処方針などを定めているところでございます。

○照屋 守之君 議長、ちょっと休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型コロナの行動計画ということではなくて……

○照屋 守之君 新型インフルエンザ、ごめんごめん、インフルエンザ。

インフルエンザの行動計画はいつですか。

○保健医療部長（大城玲子さん） ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） この新型インフルエンザ等対策特別措置法というのは、新型の例えばSARSとかMERSとかがあった頃にできた法律でございまして、新しい形のウイルスなどが出てきた場合に対応できるように全てを包含したような法律になっております。それに対する行動計画は県では以前につくっておりますので、それに基づいてコロナの実際の対策等について今当たっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 あまり理解していませんけど、これ私独自で確認します。

このコロナ対策で本部長の権限、24条の4と5、3条の6がありますけれども、実は濃厚接触者の線引きの件があって、これ知事が記者会見してあるいは濃厚接触者がいない、議員が視察に行ったら周りに濃厚接触者がいる。この違いよく分かんですね。線引きはどうなってるのってやってるけど、非常に基準が曖昧となっています。何でこんな曖昧につくってあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 濃厚接触者の定義

については先日も答弁いたしましたとおり基準がございますけれども、1メートル以内、何分いたかというようなこともございますが、最終的にはその置かれていた状況等を勘案しまして保健所長が判断するというようになっております。ですので例えば会議の状況であるとか接触の状況であるとか、総合的に判断するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それ全然違うから、県民の立場からするとおかしいって話ですよ。これ国の基準が曖昧では通りませんよ、大変な問題ですよ。これ、24条の4と5ありますね。玉城知事はこの権限で、あるいは第3条の6、国と協議をしてしっかり決めるんじゃないですか、曖昧なことはないでしょう。どういふことですか。この24条の4と5、国とはしっかり協議するんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県の対策本部の長としての知事として、国と協議するというようなイメージの内容については例えば休業要請でありますとか、そういう県民の方に行動制限をかけるようなことについては協議をするようにというような趣旨であると認識しております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） この24条の4と5につきましては、都道府県の対策本部長が必要があると認めるときには政府対策本部長に対して、総合調整を行うよう要請することができるというようなことが書いてあります。先ほど申し上げましたとおり、対策を取るに当たって、例えば総合調整を都道府県が行わなければならないときに適用されるものでございます。

先ほどの濃厚接触者の基準につきましては、国の感染症法に基づく基準でございまして、これについてはこちらから調整するというところの範疇とはちょっと違うというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後5時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今おっしゃいます濃厚接触者の定義等につきましては、あくまでも感染症法に基づく基準でございますので、これは総合調整機能を働かせるということではなくて感染症法に基づいて運用するという内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、国の基準が曖昧ではなくて、しっかり基準はあるんだけど、この沖縄県の保健所の判断とかそういうことで、県民に今様々なことを与えているというそういう理解でいいんですか。おかしいでしょう。だからこれ何でそうなっているんですかって聞いているのよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） コロナのこの感染が流行している中で、私も様々な情報番組を見ております。その中でもやはり一つの議論として濃厚接触者の定義について様々な議論があるということで、いろいろ意見が出ているのも承知しております。この分につきましては、先ほど保健医療部長からございましたように、これ厚労省のほうからしっかりとホームページでも示されております。こういったものを総合的にその時々状況に応じて、例えばマスクをしていたのか、その密の状況はどうだったのか、そういったものを総合的に判断してなされるということで、極めて難しい判断が保健所長のほうには課せられているところですが、今のコロナの現状においてはこういったことが全国各地で出ているというのも事実でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、これはこう言ってるんですよ。新型コロナ対策に当たる県職員は、国の基準が曖昧で解釈の余地が大きく、保健所の判断に揺れが出てると打ち明けてるんですよ。保健所はいいですよ。じゃ皆様方は濃厚接触者だ、そうじゃないって言われた県民はどうなるんですか。保健所の判断が曖昧だっていうものを整理しないとイケないんじゃないですか、違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国の基準はきちんと示されていると思いますが、その状況に応じて総合的な判断が必要だというところの解釈でいろいろ違いが出てくる場面もあるかと思えます。ただ、その運用等につきましては、可能な限り統一した内容でやられるべきものと思えます。県としましても、保健所長会議などを開いて状況についていろいろ意見交換を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 統一してやるべきものであると、対策本部を担ってる皆様方が今そういうことを言ってるんでしょ。県民はじゃどうすればいいんですかっていう話ですよ。県民の立場に立ってもっと対策を講じてくださいよ。

私陽性になりまして、うちの妻が濃厚接触者、私はその日も含めて10日間、病院に入院して帰ってきました。彼女は14日間。何で陽性は10日間で濃厚接触者は14日間自粛しないとイケないんですか。これおかしくないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これは国の国立感染症研究所などの研究に基づきまして——国のほうからの基準でございますが、症状が出てから10日間、それから最後の3日間症状がないという状況であれば就業制限などを解くことができるというふうになっております。一方で濃厚接触者の場合には2週間は発症する可能性があるというふうなことがございまして、濃厚接触者については2週間行動について気をつけるというようなことで基準が出ております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 おかしくないですか。理屈はいいですよ、国の指針もいい。だって陽性が10日、濃厚接触者が14日間自粛するんですよ。これはこういうものを県の状況をやっぱり対策本部長が国に上げて、どうですか、全国でもそういう課題ありませんか、統一しませんかとそういう問題提起を何でやらないんですか。おかしいでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） コロナウイルスについては未知のウイルスと言われてこれまでもいろいろ研究成果によって対策が取られてきたところでございます。

先ほど申し上げましたのは発症してから10日というのと、接触してから14日というのは微妙にその起点が違うということもございまして。それぞれの検証の結果が国のほうで研究所のほうで結論として出され

ていますので、それに従って県のほうとしても対策を取るということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから従ってやるのは、それはやっ
てください。おかしいでしょうというのは沖縄県の
責任者としてこういうことが県民から出ております、
おかしくないですか、同じ14日にできませんかとか、
これ国民の視点からするとそうですよとかありません
か。それをするのが対策本部長の仕事じゃないですか。
玉城知事が中部保健所のPCR検査の視察のときに、
県庁基地科学捜査隊っていうイベント化みたいな感じ
になりましたね。これは玉城知事は対策本部長として
どういう権限に基づいてやったんですか。説明してく
ださい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 中部での検査につ
きましては、その……。

すみません。ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

米軍人等による感染者が多発したということを受け
て、基地従業員等から多くの不安の声が上がりました。
それを受けまして、中部合同庁舎のほうで集団のPCR
検査を行うということで知事はその際に視察に行っ
たものと理解しております。その際所属等を聞かれた
ということで、今議員からの御指摘のような発言が
あったということですが、御本人も新聞でのいろいろ
御指摘などは承知しておりますけれども、この件につ
いて本会議場で答弁がありましたように、本人として
は決してふざけているとかそういったことではなく、
先方から知事もぜひというような話があってやったと
いうことは答弁されていたと思います。私もそのよう
に理解しているところでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時51分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） ただいまの件につきまし
ては、対策特別措置法何条に基づくということではな
く、沖縄県民の生命を守る知事として現場をしっかり
確認する必要があるという思いで行かれたものと理解
しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、この対策法にない、
権限にないことをやっている。違法行為ですか。そう
いうことで理解していいんですか。これ法律がありま
すよ、県知事の権限で決まっていますよ。そういうイベ
ント化するっていうのは、知事は違法行為をやったつ
ていうことですか。それになんて言ってるんでしょ
う、法律には。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

この対策特別措置法のもの、例えば休業要請です
とか時短とか、様々な県民の権利を制限し義務を課す
ような部分についていろいろ権限がうたわれていると
思います。一方でこのPCR検査を実際行っている現
場に行かれるということは知事の判断で行うことは可
能なものだと思いますし、このことが対策特別措置法で
制限されているものというふうには読み取れないとい
うふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 何を言ってるんですか。これ法律が
あるんですよ、ちゃんと。知事の権限って幾つありま
すか。10項目あるでしょう。それに沿ってどうい
うことをやってるんですかって聞いてるんだけど、全然
この法律・権限というものを対策本部も分かってない
し、これ知事分かってますか、この権限を。いかがで
すか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

この対策特別措置法には様々な規定がございますけ
れども、具体的に申し上げますと例えば県のほうでは、
緊急事態宣言の際の対処方針などはしっかり知事の権
限、責務として執り行ったということです。

繰り返しになりますが、現場に視察に行かれるとい
うのはこれは知事の全般的な——ある意味、県民の生
命を守るという知事の立場として一般的に認められて
いることであって、この対策特別措置法に基づかなけ
ればできないというものではないというふうに理解を

しております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） この対策特別措置法に基づいて、知事は対策本部長として様々な対策をこれまでも取ってきたものと理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いや、権限分かっていたらああいうふうな形の行動しますか。しないでしょ、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたが、この特別措置法でもって、知事の権限がああいった現場に行ってはならないというふうには読めないのではないかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 もう答弁もしにくい状況なんでしょうね。

この前、11月29日に県知事が病室で録音して、30日に放送したじゃないですか。あれモーニング何とかってことでしたか、あれ29日に録音してますけど30日に放送してますね。知事は30日にしか陰性って出てないんですよ。その前の日、コロナ検査を受けて、30日に陰性って出ますけど、その前の日に録音して、30日に庁内放送やってるんですよ。これどういことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） この録音の件はカセットテープで行っていますが、職員に病院まで持ってきてもらって、そのカセットテープは知事は直接その職員からではなく、病院の従業員の方からお預かりして、それをまた録音した後、病院を通して本庁に持ってこられたというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私も聞きましたよ。元気な声ですよ。非常に元気、お元気。

私が非常に不思議に思うのは、検査してますよ。30日にしか結果は出ませんよ。前の日は陽性かどうか、陰性かどうか分かりませんよ。私だったらこれ陽性になったらどうなるのかな、アンシ迷惑かけられない。もう頭いっぱいですよ。そういう状況で知事は余裕で録音して。もし30日に陽性だったらどうなるんですかこの放送は。対策本部長ですよ、こんなこと、

対策本部長がやるんですか。県民に勧めるんですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 知事のかかりつけ医にもお話を聞くことがございましたけれども、知事はまずコロナは大丈夫だろうということではあるけれども、念のため知事の立場上、念のためということでPCR検査を行ったということでした。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

知事は熱が出た場合には、やはり知事の立場上これは慎重を期す必要があるということで、その最初の段階でもPCR検査を行っております。ただ、その後また熱が出たということでインフルエンザの検査とコロナの検査を念のため行って、結果として両方とも陰性であったということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 絶対おかしいですよ。沖縄県のコロナ対策の総責任者が自ら、あした検査するっていうときにここで自分の仕事をやって、職員にこの物を運ばせてまた持っていかせて放送させる。こんなことが本当にできますか。対策本部長ですよ知事は、自分のことだったらそんなことやっていいんですか。県民にそういうこと勧めるんですか。最高責任者ですよ。何を考えているんですか。自らしっかり正してそれで県民に対して注意してくださいよって、対策本部長としてそうなんですよ。おかしな話ですね。これも何か検証する必要があるんじゃないですか、こんなやり方。

次に、辺野古の埋立事業です。

この事業は行政手続によって沖縄県が埋立承認して工事が進められている。それでよいか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 埋立承認の手続についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業については、平成25年12月に公有水面埋立法に基づき承認を行っております。その後、平成30年8月に承認後の新たに生じた事由により公有水面埋立法に適合しないとして承認の取消しを行ったところであります。現在平成31年4月の国土交通大臣による承認取消しを取り消す旨の裁決により、事業が行われているものと承知しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 翁長前知事が埋立てを承認したのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 平成25年12月27日だというふうに考えております。

○照屋 守之君 間違っていないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほどの答弁は修正をいたしたいと思います。

平成28年12月26日に埋立承認取消処分を取消し、沖縄防衛局へ通知を行ったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そうですよ、翁長知事が埋立承認したんですよ。埋立承認取消しを取り消してですから工事が始まっているんですよ。翁長知事が承認をしたわけです。

国からの設計変更が県に出されております。これも行政手続ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

変更承認申請の手続についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業については、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第13条の2第1項の規定により、令和2年4月に埋立地用途変更、設計概要変更承認申請書が提出されております。

県としては、公有水面埋立法第4条第1項及び第2項並びに県が定めた行政手続法に基づく審査基準の適合性について、行政手続の一環として審査をしていくこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これまで沖縄県の埋立事業で変更が認められなかったという事例ありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時6分休憩

午後6時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立法に基づく変更の承認の申請がなされ、それが取り下げられた事例はございますが、承認されなかった事例はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは今回の設計変更も認められるということですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時6分休憩

午後6時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、公有水面埋立法及び県が定めた行政手続法に基づく審査基準の適合性について審査をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 辺野古の埋立事業の正式名称お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） この事業は、普天間飛行場代替施設建設事業でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、この辺野古では、辺野古新基地建設事業っていうのはないですね。正式には、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 再度お答えいたしますが、正式名称は普天間飛行場代替施設建設事業でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということはこの県民の意見書、新基地建設反対とかっていう意見書が出たらこれは無効

になりますね。こういう工事はないですからね、代替施設建設でしょう。これしっかりチェックしてくださいね。えり分けして新基地が入っているというものについてはこれ無効でしょう。行政手続上成り立ちませんね。正式名称があつての反対ですからね。代替施設建設って、これが入っていれば意見は通るでしょうけど、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

本年4月に提出されました公有水面埋立変更承認申請書については、埋立地の用途変更が含まれ、告示・縦覧等の手続が必要となり、その期間中に利害関係を有する者は意見書を提出することができるとなっております。提出された意見書につきましては、意見の要旨、住所及び氏名の記載されたものは全て受け付けております。

県としては、公有水面埋立法に基づき適切に対応していくこととしております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 今、告示・縦覧の受付をしております、住所・氏名の部分について現在整理が終わったところでございます。その内容の審査につきまして、現在鋭意行っているところでございまして、それにつきましても公有水面埋立法に基づき対処したいと考えております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 再度お答えしますが、今現在、内容の審査、チェックをしているところでございます。しっかりとその内容を精査した上で処理をしたいと考えております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時12分休憩

午後6時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立法によりますと利害関係者は全て意見を述べるができるとなっております。その名称のタイトルにつきまして基準はございませんが、意見書としてそれが十分成り立っているかどうかについてしっかりと精査をした上で処理をしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 今、工事名で違うと、これは区別できないって言ったんですか。何て言ったんですか。これ今の発言はこの法律、条例、何を根拠に言ってますか。土建部長は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時14分休憩

午後6時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立法第13条の2第2項において、準用する同法第3条第3項の規定により、利害関係者は意見を提出することができるとなっております。利害関係者の意見は合理的な理由があると認められるときは利害関係の程度を考慮し、十分にこれを尊重し、処分に反映させることになると考えております。

以上です。

○照屋 守之君 工事名が違ったらできませんからね。これ大問題になりますから。指摘しておきます。

○花城 大輔君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 12月4日の私の一般質問中に知事の体調に係る発言部分及び知事公室長に対する発言部分において、不適切な箇所がありましたので、その削除について申し出るものであります。

議長におかれましては、適切な措置を講じていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま花城大輔君から申出のありました件につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講じることにいたします。

以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月8日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和2年12月8日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号

甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第16号議案 訴えの提起について

乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 当せん金付証券の発売について

- 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員(1名)

5番	上里善清君
----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	富川盛武君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君	農林水産部長	長嶺豊君
政策調整監	島袋芳敬君	商工労働部長	嘉数登君
知事公室長	金城賢君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
総務部長	池田竹州君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城力君	企業局長	棚原憲実君
環境部長	松田了君	病院事業局長	我那覇仁君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監 平敷達也君
 総務部 財政統括監 平田正志君
 教育長 金城弘昌君
 警察本部長 宮沢忠孝君

労働委員会 事務局 局長 山城貴子さん
 人事委員会 事務局 局長 大城直人君
 代表監査委員 安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 勝連盛博君 主査 宮城亮君
 次長 知念弘光君 主査 親富祖満君
 議事課 長 平良潤君
 副参事 兼 課長 補佐 佐久田隆君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

昨日、大城憲幸君外3人から、議員提出議案第1号「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

次に、報告いたします。

11月18日から12月1日までに受理いたしました陳情26件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 おはようございます。

公明党、上原章でございます。

通告に基づき、質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

(1)、本県の感染者数は全国でも高い数値で推移し、多くの県民から県の取組に対し不安、懸念の声が寄せられています。感染者数が減少しない理由について知事の認識を伺います。

(2)、県は第1波、第2波を通し、どのような対策強化に取り組んでいるのか効果を含め伺います。

(3)、介護施設及び医療施設の職員に対する定期的なPCR検査を開始するとあるが、事業内容、対象者を伺います。また、特別支援学校をはじめ教育現場や保育園等の職員も対象にできないか伺います。

(4)、南部医療センター・こども医療センターの新生児集中治療室（NICU）の医療体制がコロナ禍の影響で逼迫しているとの声があるが現状と対策を伺います。

(5)、おきなわ彩発見キャンペーン事業及びバスツアー促進事業の執行状況と効果及び予算の立替え方式について県の入金が遅いとの声があるが対応を伺います。

(6)、うちなーんちゅ応援プロジェクト事業の執行状況と効果を伺います。また、第8次補正額7億4900万円減の理由を伺います。

(7)、安全・安心な島づくり応援プロジェクト事業の執行状況と効果を伺います。また、第8次補正額11億1800万円減の理由を伺います。

(8)、地域消費活性化支援事業の内容と効果を伺います。

2、離島振興についてお尋ねします。

(1)、過疎地域自立促進特別措置法の延長継続の見通しを伺います。

(2)、農林水産物条件不利性解消事業の本島までの出荷に係る輸送費支援及びパパイヤ（野菜）も対象品目にできないか伺います。

(3)、久米島町における海洋深層水取水設備新設は、本県が目指す産業振興及び再生可能エネルギーのモデル事業として大きく寄与するものと考えます。知事の見解と対応を伺います。

(4)、離島空港における非常用発電機の設置状況及び対応について伺います。

3、労働環境の改善についてお尋ねします。

(1)、教職員の労働環境は大変厳しく、過重労働の実態調査及び適切な人員の配置を検討できないか伺います。児童生徒の学習向上及びきめ細かな生活相談は教職員の最重要な取組です。休職中の教員増等含め現場の状況について教育長の見解と対策を伺います。

(2)、警察官の労働環境については大変厳しい状況との声があります。実態調査及び人員の強化を検討できないか伺います。県民からの被害相談に適切に対応し人員不足で捜査に支障や遅れが生じてはならないと考えます。現場の状況について警察本部長の見解、対応を伺います。

(3)、公共工事をはじめ官公庁関係の警備業務に係る適正化について伺います。

ア、全国と比較して本県の労務単価はどうか。

イ、公共工事設計労務、全51職種での単価はどうか。

ウ、低賃金や厳しい労働環境を改善するため適正な警備料金の確保が必要と思うがどうか。

4、県は2022年4月からこども医療費について、通院分を中学校卒業までに拡充するとしました。内容及び窓口負担をなくす現物給付の実施について伺います。

5、我が会派の代表質問との関連についてお尋ねします。

那覇軍港の浦添移設について。

(1)、私ども公明党、金城勉県議の代表質問の中で、那覇市や浦添市と管理組合において謝花副知事は現状について捉え方が違いうまくかみ合っていない。知事のリーダーシップが大事との発言でした。捉え方の違い、見解の違いとは何を指すのか、どう解決を図るのか伺います。

(2)、本年8月に県・那覇市・浦添市が合意した案について改めて見解を伺います。

(3)、アンケート調査について、内容、開始時期を管理組合の副管理者、事務局の判断で決めることができるのか伺います。

(4)、移設に伴う自然環境保護について対応を伺います。浦添の貴重な自然海浜の保全、イノー等、最大に守る取組が重要と思うが、どうか。

よろしく願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

[副知事 謝花喜一郎君登壇]

○副知事(謝花喜一郎君) 上原章議員の御質問にお答えします。

1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(3)、介護・医療機関職員のPCR検査につ

いてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業においては、介護施設職員約3万3000人、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関職員約7000人を対象として、1月から3月の約3か月間で、職員1人当たり月1回を目安として、定期的な検査を実施することとしております。なお、保育や教育関係職員を含めたエッセンシャルワーカーに対する定期的な検査の実施につきましては、まずは、重症化や死亡のリスクが高い介護施設等に対する検査を先行して実施し、順次拡大していきけるよう検査体制を拡充してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、感染者数が減少しないことに対する認識についてお答えいたします。

県では、第2波の大きな山を経て、9月の下旬頃から、じわじわと感染が拡大しており、長期にわたって多くの感染者が続いている状況です。推定感染源を調査したところ、職場、会食会合、家庭内と広い範囲で感染が広がっており、そのことが感染者数がなかなか減少しない原因と考えています。感染拡大防止と社会経済活動を両立するために主な感染源である会食会合、職場内及び家庭での感染防止に向けた取組を年末年始の集中実施として県民・事業者向けに注意喚起をしているところです。

同じく1の(2)、感染対策強化の取組と効果についてお答えいたします。

県では、厚生労働省が示した患者推計の方法や県の専門家会議の意見等を踏まえ、警戒レベル指標を策定し、医療フェーズに応じた病床の確保、各地域への宿泊療養施設の開設及び自宅療養体制の整備を通して医療提供体制の確保を図ってまいりました。また、コールセンターの回線増による相談体制の強化及びインフルエンザとの同時流行を見据え、1日最大約7000件の検査体制の拡充に取り組んでおります。加えて、クラスター対策として、陽性患者発生情報の収集を行うとともに、発生した施設に対して迅速に感染症の専門家を派遣し、早期に感染防止対策が講じられるよう施設支援を実施しています。これらの取組により感染拡大防止に努めてまいります。

次に4、こども医療費についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の通院対象年齢につきまして

は、令和4年4月より、現在の就学前までから中学校卒業までに拡大することといたします。市町村においても県の制度拡充に伴い、令和4年度中には、中学校卒業まで拡大することで合意しております。また、今回の制度拡充では、自動償還での給付を考えており、小中学生への現物給付の導入については、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が行われること、医療費の増大に伴い国保財政を圧迫すること、市町村のこども医療費助成に係る財政負担が増加することなどが懸念されることから、国の動向や市町村の意向も踏まえ検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(4)、南部医療センター・こども医療センターのNICUについてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターの周産期医療体制は、慢性的に逼迫した状況が続いていたため、令和2年1月から新生児回復治療室を12床増床したところ。コロナ禍の影響により他の病院で新生児の受入制限があったことや双胎児が複数入院したことなどから、一時的に新生児集中治療室の利用が逼迫しましたが、現在は、状況が緩和していると聞いております。今後も、他の医療機関と連携しながら重症の新生児の受入体制を維持したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての(5)、おきなわ彩発見キャンペーン事業及びバスツアー促進事業の執行状況などについてお答えいたします。

おきなわ彩発見キャンペーンにおきましては、補助金6億5000万円の94%を執行し、多くの県民から好評をいただきました。第1弾の入金状況については8月と9月に概算払いを行い、10月と11月に52事業者全ての精算払いを完了しております。バスツアー促進事業におきましては、41事業者へ補助金の交付決定を行い、11月13日から商品の販売を開始しております。支払いについては、希望事業者へ12月上旬を目途に前金払いを行い、その後、毎月の実績報告に応じて概算払いを行っていくこととしております。

同じく1の(7)、安全・安心な島づくり応援プロジェクトの執行状況、効果及び補正減額理由についてお答

えいたします。

安全・安心な島づくり応援プロジェクトの申請件数は2万815件であり、11月30日時点の支給件数は1万9312件、支給額は19億3120万円となっております。本事業は、県内中小企業者等の感染症拡大防止対策を奨励するため、一律10万円の奨励金を給付する事業であり、幅広い業種の感染防止対策に役立つものと考えております。また、第8次補正予算における減額理由については、申請件数の確定に伴う執行残の減額となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(6)、うちなーんちゅ応援プロジェクト事業の執行状況と効果、減額理由についてお答えいたします。

うちなーんちゅ応援プロジェクト事業第1期の執行状況は、1万7701件、26億4430万円、第2期は、2198件、2億4200万円を給付したところです。本給付金は、用途を限定せず、いち早く事業者へ給付することで、事業継続の一助として活用いただけたものと考えております。減額補正の理由は、申請者の数が想定数の根拠となる経済センサスの数を下回ったことや、支給要件に該当しないこと等により執行残が生じたことによるものです。

同じく1の(8)、地域消費活性化支援事業の内容と効果についてお答えいたします。

本事業は、コロナ禍で厳しい状況にある地域の事業者を支援するため、商店街や経済団体等と連携して需要喚起を図るものであります。対象事業者は、小売業、飲食業、宿泊業及び生活関連サービス業など、幅広い業種を想定しております。現在、プレミアム率30%のクーポンを発行する予定であり、発行総額約22億円の直接効果が見込まれております。本事業の実施により、地域の店舗での消費が活性化されるよう、商店街や経済団体等と連携して取り組んでまいります。

次に3、労働環境の改善についての御質問の中の(3)のウ、適正な警備料金の確保についてお答えいたします。

自治体が締結する公共工事及び警備業務を含む業務委託等の契約については、当該契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保に加え、公共サービス等の品質確保のためにも適正な金額での契約が必要と考えております。そのため、沖縄県では、平成30年3月に沖縄県の契約に関する条例を制定し、県が取り組むべ

き方針を定め、最低賃金法や労働関係法の遵守を契約書に明記することや最新の設計労務単価を適正・迅速に反映すること等に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、離島振興についての(1)、新たな過疎法の見直しについてお答えいたします。

現行の過疎法は、令和3年3月末で法期限を迎えることから、これまで、国政与党の過疎対策特別委員会等において新法の制定に向けた検討が進められております。県では、新たな過疎法において、本県の過疎市町村の実情に対して特段の配慮がなされるよう、11月に知事が沖縄県過疎地域振興協議会とともに、今年度2度目の要請を行っております。今後、年内に新法に係る指定要件等が示される予定であるため、引き続きその動向を注視してまいります。

同じく2の(3)、海洋深層水取水設備新設に対する見解と対応についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として計画している海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興の観点から重要であると認識しております。しかしながら、取水規模が現在の10倍以上で、総事業費160億円規模の財源調達方法や、施設の運営主体等を明らかにする必要があると考えております。

県としましては、引き続き様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 2、離島振興についての御質問の中の(2)、農林水産物流通条件不利性解消事業の対象品目拡大等についてお答えします。

本事業は、県外出荷にかかる輸送費補助が対象であり、離島から本島までの輸送費支援については、今後、新たな沖縄振興を見据え市町村と相互に連携して、農林水産業を通じた離島地域の振興が図られるよう検討していきたいと考えております。対象品目については、農林水産戦略品目を補助対象としており、野菜パパイアの戦略品目の追加につきましては、県外出荷実績や生産拡大及び台風対策等安定生産の取組等を総合的に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、離島振興についての御質問のうち(4)、離島空港における非常用発電機の設置状況等についてお答えいたします。

県が管理する12空港の旅客ターミナルのうち、新石垣空港、宮古空港、久米島空港、下地島空港において、非常用発電機が設置されております。非常用発電機が設置されていない8空港の旅客ターミナルについては、航空機の就航状況等を踏まえて、必要性などを検討した上で設置に取り組んでいきたいと考えております。なお、去る10月に民間会社から寄附のあった携帯用発電機については、南大東空港、北大東空港、波照間空港において、当面の間、活用する予定であります。

次に3、労働環境の改善についての御質問のうち(3)のア、警備業務等における労務単価についてお答えいたします。

県では、警備業務等の労務単価については、国の調査に基づき決定された建築保全業務労務単価を適用しております。建築保全業務労務単価は、平成25年度以降上昇しており、平成24年度と令和2年度を比較すると、平均で、県は23.8%、全国は18.9%の上昇となっております。また、令和2年度の単価は、平均で、県は1万3075円、全国は1万5513円で、県単価が2438円低くなっております。

次に3の(3)のイ、公共工事における労務単価についてお答えいたします。

県では、公共工事の労務単価については、国の調査に基づき決定された公共工事設計労務単価を適用しております。公共工事設計労務単価は、平成25年度以降上昇しており、平成24年度と令和2年度を比較すると、全職種平均で県は59.7%、全国は51.7%の上昇となっております。また、令和2年度の単価は、全職種平均で県は2万5522円、全国は2万5053円で同水準となっております。

次に5、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(1)、那覇港管理組合議会における見解の相違についてお答えいたします。

那覇港湾施設の配置については、移設協議会で報告のあった那覇港管理組合と浦添市の評価結果が異なっていたことから、浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的、技術的な検討を行い、民港の港湾計画の方向性を導き出すことが確認されており、現在、同会議で検討を行っているところであります。

県としては、代替施設と民港との整合性を確認するためにも、まずは民港の港湾計画の方向性を導き出す

ことを優先すべきと考えており、沖縄県、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合が一体となって取り組んでいるところであります。

次に5の(3)、意識調査の実施についてお答えいたします。

那覇港管理組合は、今回の意識調査については、8月28日に開催された浦添ふ頭地区調整検討会議において、那覇港管理組合の事業として実施することについては、構成団体から一定の理解が得られたものと認識したことから、組合の判断で実施したとのことであります。

那覇港管理組合としましては、今回の意識調査の実施について、法令上、行政手続に瑕疵はないものと認識しているとのことでありますが、構成団体への最終的な内容の説明が必ずしも十分ではなかったとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、労働環境の改善についての御質問の中の(1)、教職員の労働環境についてお答えします。

教職員の勤務状況については、ICカード等を活用した出退勤管理が、県立学校では全校で、市町村立小中学校では32市町村において実施され、実態の把握に努めております。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき、学校の実情等に応じた教職員の適切な配置に努めるとともに、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置等、業務改善の取組を進めております。教育職員の病気休職者については、その約45%が精神疾患によるものであり、ストレスチェック等の予防対策や休職者に対する療養支援等を行っております。引き続き働き方改革を推進し、教職員の職場環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） 3、労働環境の改善についての御質問のうち(2)、特殊詐欺等に係る警察の体制についてお答えいたします。

警察の仕事は、夜間・休日を問わず、事件・事故に対応するものであるほか、危険や身体的な負担を伴う場合があり、職員の心身の健康を守りながら、その責務を果たしていかなければならないと認識しています。勤務環境の現状については、ストレスチェックの

結果を見ると、職員全体の平均では同僚や上司の支援の項目のスコアが高いこともあり、総合的な健康リスクは高くありません。しかしながら、個々に見ると健康リスクの高い職員や職場もあり、引き続き同テストや時間外勤務の状況を考慮するとともに職員の声に耳を傾けながら、必要な改善に取り組んでまいります。また、本県の警察官の定員については2921人となっており、これが十分であるかどうかについて一概に申し上げることは困難ですが、警察官1人当たりの人口負担は507人であり、全国の490人を17人上回っておりますが、順位にしますと全国30位と中位よりも負担人口は少なくなっております。

県警察では犯罪の抑止・捜査、交通事故防止、緊急事態への対処等様々な行政需要があるところ、限られた人的資源が適切に配分されるよう、毎年度組織全体の職員配置の見直しを行っており、現在来年度の体制について検討を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 5、我が党の代表質問との関連について(2)、三者面談についてお答えいたします。

去る8月の三者面談後の記者会見において、浦添市長からは、那覇軍港の浦添埠頭北側への配置を受け入れるなどの発言がありました。また、那覇市長からは、今後、那覇港湾施設の跡地利用に向けた取組を進めてまいりたいとの発言がありました。知事からは、浦添市長の判断を重く受け止めるとした上で、「那覇港湾施設の移設については、これまで民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう移設協議会の枠組みの中で調整を行うことが、繰り返し確認してきたところであり、まずは、民港の港湾計画の方向性を導き出すことを優先すべきと考えており、浦添ふ頭地区調整検討会議及び構成団体調整会議において、しっかりと協議を進めることが重要であると考えております。」と発言しております。

同じく5の(4)、那覇港湾施設の移設に伴う自然環境保護についてお答えいたします。

那覇港港湾計画の策定に当たっては、CO₂削減、ゼロ・エミッション等、SDGsの考え方や、我が国における港湾の中長期政策ポート2030を踏まえる必要があること、さらに、できるだけ自然環境を残すことや自然とまちづくりとの調和など、環境保全についても最大限配慮されるものと承知しております。那覇港湾施設につきましても同様に最大限、自然環境に配慮

するよう、国に対し求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきます。

第1波、第2波があり、看護師さん不足で県外から応援をいただき、本当に大変な状況だったというのは、皆さん、県民も覚えているんですけども、今後、年末年始にかけて看護師さんの確保というのは非常に重要かなと思います。

N I C Uの体制強化についてなんですけれども、こども医療センターのN I C Uは県内における集中治療が必要な新生児の最も重要な施設であり、助かる命を守り育む施設として何としても後退させてはならないと思います。より充実した医療環境を提供するために医師・看護師、必要なスタッフの確保、過重負担のない労働環境、必要な病床、医療器具の整備等、本当に重要だと思うんですが、具体的にちょっとお伺いします。

N I C Uの看護師の適正な配置数は何名ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) N I C Uの適正な配置ですが、現在南部医療センター・こども医療センターはN I C Uに看護師さんが38名、G C Uに27名、合計して65名の看護師さんを配置しております。基本的にN I C Uは、3対1看護というふうになって、その看護体制に関しては十分確保してると考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 この65名の方はN I C Uの専任ということでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 看護体制に関しては、N I C UとG C Uは別に分かれてございますので、一緒にということではなくて、ほかから来るのではなくて、専任は専任ですね。きちっと看護体制が分かっていると。そういうふうに体制を配置しているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 この38名と27名の、新年度4月のスタートでは何名のスタートだったんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 新年度の詳しい数を今持ってないんですが、実は新年度にG C Uを増設したということで、看護師さんを増やしまして、この数が13名ということになります。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 後ほどまた、資料下さい。

それと必要な保育器、呼吸器は何台準備されて、不足はないのか確認したいんですが。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 大変申し訳ありませんが、現在呼吸器と保育器の具体的な数は持ち合わせていないのですが、現場からはそれが足りないというふうな報告は受けておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 分かりました。後で資料下さい。

あと薬剤師の配置が専任で欲しいという要望が来ていると聞いてるんですけども、対応はどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 今議員の御質問は、病棟における専任の薬剤師ということでよろしいでしょうか。

現在沖縄県の県立病院は、基本的には病棟に行くという薬剤師さんが必要だということはあるんですが、実際は服薬指導に当たる薬剤師は今のところまだ配備されてないと。沖縄県に今薬剤師が非常に少ないということが一つの理由でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 先ほど確認したように、大事な新生児の治療が必要なところですので、最大に現場の要望は受けていただきたい。確認して対応をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 病院事業局としても、薬剤師の確保は非常に大きな目標というふうに取り組んでいる次第でございます。環境の整備とか異動とかもあって、応募が少ない。それから周りのドラッグストアとか、そういうところとの給与の関係もあまして、これを改善する方向で今検討をしている次第でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

バスツアーの促進事業についてお尋ねします。

これは令和2年10月から令和3年2月までの事業です。割り当てられた助成枠を使い切り、増額を求める事業者もあると聞きます。助成枠を使い切れてない

事業者もあるのか、県は助成枠の再設定、実績に応じて助成枠を再調整するとしているが、現状どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） ただいま議員が質問された件について、現在参加しております旅行会社に対しまして、11月末までの販売実績等の状況を確認しております。その状況を踏まえまして必要に応じて予算の増額ですとか、補助金の追加交付などについて、関係部局との調整も行いながら検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 現場では非常に好評で、この事業に対して期待していると聞いております。来年2月までの事業ということで、ぜひ増額も検討していただきたいと思っております。

あと時間もないのであれですけども、労働環境について警察本部長、各警察署の中で、特に特殊詐欺、インターネット架空請求、また無登録のヤミ金、いろいろな相談が地域の警察署にあるんですね。しっかり県民の安全・安心を守る意味で体制は万全にしてほしいんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 県警察におきましては、先ほど答弁したとおり、毎年度必要な人員配置について検討を行っているところでございまして、ただいまお話のございました、特殊詐欺、ヤミ金事犯、こういったものについてもしっかり体制をどのように取っていくかということについては検討したいと思っております。具体的に申し上げますと、こういった事犯につきましては暴力団等の組織犯罪絡みのものが多いということでございますので、その所管の在り方も含めて今検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 組織犯罪がある一方で、個々のいろんなそういう被害もあるんですね。警察署に相談行くけど、どうしても大きな組織犯罪が優先されるケースがやっぱりあるのかなと。お一人お一人にとっては大変な相談、被害の思いですので、ぜひ丁寧に対処していただきたいと思っております。

あと警備業務に係る料金の適正化についてですが、先ほど全国と比較して労務単価が私の資料でも一番低いと。ここ直近でパーセンテージ少し上げたことを書いてありましたが、全国と比較して2400円余り低いと、沖縄県。

私がもう1点聞きたいのは、この51職種、県内の

公共工事の51職種の中で、この警備業務はどの位置にありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 公共工事に用います全職種の労務単価の中——51種類ございますが、平均は2万5522円でございます。交通誘導警備員につきましては、A・Bございまして、1万2700円と1万600円ということで、全職種の中で最も安くなってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 警備業全体を取り巻く情勢というのは大変厳しいと聞いております。コロナの件もあってイベントも中止になって、その中でどう雇用を守っていくかという中で、コロナ禍の前の段階でもこの業界は低賃金、厳しい労働環境を原因とする慢性的な警備員不足の状況にあって、成り手が減少し、コロナ禍の前、警備員の不足で公共工事の受注が入札不調になったという事例もあったと聞いております。良質な警備業務を提供し構築することは、県民の安全・安心な暮らしにもつながると思うんです。

1点ちょっと確認したいんですが、国・都道府県・市町村、県内の警備業務を発注する時点において、最低制限価格制度を導入して適正な最低制限価格を維持することが重要との声があるが、県内はどういう状況でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 警備業務の入札における、最低制限価格に関する質問だというふうに思いますけれども、沖縄県では県が締結している公共工事や業務委託等の契約に関する施策を実施するに当たりまして、沖縄県の契約に関する取組方針というものを策定しておりまして、それに基づき全庁的に対応しております。

取組状況のうち、工事請負契約の入札におきましては、最低制限価格を設定している部局ですけれども、企画部、農林水産部、土木建築部、それから企業局、教育庁、警察本部というふうになっております。それからその庁舎等管理業務の入札におきましては、同じく最低制限価格を設定している部局ですけれども、こちらは総務部、商工労働部、企業局、議会事務局というふうになっております。

今答弁しているのは県の状況ですけれども、市町村

の最低制限価格の設定状況については、把握してございません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 部長、先ほど全国と比較しても最も低いと。また、県内の公共事業を受注する51職種でも最も低いということを考えると、この業種の警備員の処遇改善というのは、県内の雇用環境の改善にもつながるし、人手不足の解消、人材の確保にもつながると思うんですね。私は、もうちょっと県庁挙げてこの業務についての労務単価の適正化というのをもう少し全国にも、また51業種の中でも改善していくという事は必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

労務単価につきましては、国の調査に基づいて決定されております。公共工事の場合は、公共工事設計労務単価及び建築保全業務労務単価ということでございまして、この国の調査におきましては下請を含む工事に関連する業者を対象に支払い実態を調査して決定されるものでございまして、実勢価格が反映されているものと考えております。したがって、土木建築部としましても、建設業界団体に対して賃金水準の適正化のために積極的に対応していただきたいということをお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 分離発注等もなかなかないという中で、一括発注で元請の中で料金も決まってしまう、非常に現場では——改善に向けて行政がしっかり考えていかなきゃいけないのかなと思います。よろしく願います。

あと那覇軍港の移設についてですが、公明党の金城代表質問の中で、謝花副知事、この見解の違いとか、捉え方の違い、私がやり取りを聞いてる中ではやっぱり8月の3者の合意の受け止め方、要するに北側案と南側案、一方浦添市と那覇市は北側案ということに対して、南側案の組合——事務局の方ではまだはっきりそこは違うんだと、受け止め方が違うと。

あともう1点、意識調査についてもあの時点で本当に構成団体の了解をもらわんでやったということ自体、私はおかしいと思っております。この部分を副知事も、リーダーシップを知事が取ってしっかりやっけていかなきゃいけないと私は受け止めていたんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

まず、意識調査については上原議員の御指摘のとおり、しっかりと両市と確認する必要があるということとございまして。現在中断していますが、しっかりと合意形成を図った上で実施されるものと考えております。

それから北側案、南側案の件ですが、これについても8月に防衛省のほうから、米軍と協議する中で南側案は——いわゆる代替施設の配置なんですけど、それについては、南側案は技術的に選択することがないという結論に至ったという指摘を受けての動きです。これについて金城県議にも私申し上げたんですが、昨年11月の移設協議会において、北側案、南側案いろいろある中で、調整検討会議の中でしっかり方向性を見つけ出すということを確認されているということでございまして、今後そういったそごがないように、管理者として知事がリーダーシップを発揮して両市に対してもしっかり説明することが大事だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 浦添の環境に配慮する件なんですけど、港川地域の自然海岸に通称カーミージーというところがあります。そこは今回の事業の中で、手をつけない、埋めない、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

浦添のカーミージーと呼ばれている部分については、港湾計画の中でも、自然的環境を保全する区域ということで決定をしておりますので、今後の計画の中でも、それはしっかり保全されていくものだというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願います。

最後に、病院事業局長、今コロナの感染拡大で本当に皆さん最前線で頑張っていると思います。敬意を表します。

年末年始にかけて本当に沖縄県のコロナ感染が収まっていく、そのための取組だとは思いますが、一方で県立病院を含めて医療現場では本来の医療提供をする部分が非常に今懸念されています。そういう意味では、看護師さん、またお医者さん、スタッフが本当に倒れてしまうようなことがないように、また辞めることがないように、切実な思いで判断すると思うんで

すが、医療従事者のしっかりした労働環境をどう守るか最後にお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 今後、コロナ感染症が流行する中で県立病院の医療スタッフを十分守って医療体制をしっかりしたものにするということは重要と考えています。特に医療スタッフ、医師、それから看護師に関しましては、特に看護師の疲弊とかストレスとかが今盛んに言われてますから、ストレスに関しては各病院に心理的な相談を受けるチームをつくって、早めに状況をピックアップして対応すると。

それから先日も離島であったんですが、看護体制が不足した場合に、病院間の応援体制、医師も含めてどうするかということを実日院長会議で話をして、そのフローシートといいますか、お互いつくってあります。なるべく影響の少ないところから順次派遣するという方向で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○上原 章君 ありがとうございます。

相談体制はあるというけれど、相談しにくいらしいんですよ。その辺はもう少し各病院長が配慮しないとこの問題解決しませんよ。コロナで一生懸命頑張らなくちゃいけないという一方で、休ませてくれて言いくいんですよ。その点よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 無所属の会、大城です。

6点通告してありましたけれども、6番目の会派代表質問関連は取り下げさせていただきまして、5点について今日は議論をさせていただきたい。お付き合いのほどよろしく願いいたします。

まず1点目は、待機児童についてでございます。まず状況を教えてください。

(1)、待機児童数と待機児童率、その状況と推移についてお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 本県における平成30年4月1日から令和2年4月1日までの3年間における待機児童数の推移についてですが、平成30年度が1870人、31年度が1702人、令和2年度1365人となっております。また待機児童数を申込児童数で除して算出いたします待機児童率についてですが、平成30年度が3.26%、平成31年度が2.80%、令和2年が2.19%といずれも3年連続で減少している状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 年々減少していますよというのは分かります。そして待機児童率が——どれぐらいの割合で待機児童になるかと、その率の部分についても減少しているのは理解をします。待機児童率について、今全国で沖縄はどのような位置にあって、どういう中身になっていきますかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 待機児童率に係る全国との比較でございますけれども、本県は全国第1位ということで2.19%でございますが、全国平均の0.44%よりも1.75ポイント高い状況となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 数の上でも直近の待機児童数が、今1300名ぐらいと去年に比べたら減っていますけれども、まだまだですと。そしてどれぐらいの割合で待機児童がいるかという部分については、今全国ワーストなんです。そして2位の兵庫県が1.31ですから、それに比べても突出して高い数字になっているという状況です。ただ一方で、41市町村の中で全部が高いというわけではなくて、やはり毎年300、400待機児童数が減っていると同時に、今半分ぐらいの市町村に待機児童がいて、大分改善されていることは間違いないと思うんです。

(2)、この41市町村のうちでこの半分の市町村、特に厳しい状況の続く——私の南城市もそうですけれども、南部島尻地域、その辺の状況について認識をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 島尻地域のうちで待機児童が発生している市町村は4町ございまして、令和2年4月1日時点の待機児童数及び待機児童率はそれぞれ与那原町が42人で4.01%、南風原町で194人、9.13%、久米島町で10人、3.41%、八重瀬町で100人、5.56%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 島尻地域と書きましたからそうですけれども、やっぱり特に南風原町を中心に、南風原が今数の上では全県で一番多くて、4万もない町で194名も待機児童がいるというように突出している。そしてそのお隣の南城市、八重瀬町、与那原町、そういうところに非常に集中していて、この1市3町で全県の1300余りの待機児童のうち446人がその地域の子供たちなんです。そういう意味で、今までと違って県全体というよりも、中部の一部地域あるいは南部

の一部地域に非常に待機児童が集中しているという状況がある。そして待機児童が多い市町村は怠けているのかというところでもない。県内でもこの南風原町や南城市、八重瀬町は本当に頑張って保育園も造っているんですよ。簡潔でいいですけども、その辺の状況っていうのはどのように把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 与那原町、南風原町、八重瀬町の状況を簡単に申し上げますけれども、与那原町におきましては、昨年度認可定員の増減はないものの申込数が82人増加しておりまして、待機児童につきましては、受入児童数を増やした関係で17人減となっております。

次に南風原町でございますが、定員59人を増加したものの申込数が30人増加しておりまして依然として厳しい状況というところでございます。

八重瀬町につきましても、定員16人を昨年度増加しておりますが、申込みがそれを上回る増ということで待機児童数は8人増加したというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 特に多い南風原町なんかは、平成29年に定員が1502名だったのが直近で2026名まで、この3年で500名定員を増やしているんです。それでも200名近く待機児童がいるわけです。南城市でもこの3年で400名近く増やしています。それでも100名以上の待機児童がいる。やっぱり市町村の努力というのは限界があるし、また県の試算でも——部長、これからずっと子供の数は増えるんですか。保育ニーズは県はどう見えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今後、子供の数は少しずつ減っていく可能性はあるものの、併せて女性の就業率の向上ですとかそういった部分もございまして、そこも含めた第二期の黄金っ子応援プランにおいては、無償化も含めてそして就業率の向上も含めたプランを策定していただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 県の有識者会議なんかでも、保育ニーズは2021年がピークじゃないかというような議論もよくあります。そういうような中で、やっぱり市町村がこれ以上保育園を造り続けるというのは無理があるんです。

そこで(3)番、2021年度末、待機児童ゼロに向けた取組についてどのように取り組んでいきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 本県において待機児童対策を進めていく上で、今喫緊の課題として上がっているのが保育士不足への対応でございますので、県としましては修学資金等の貸付けや潜在保育士の復職支援ですとか、市町村が実施する保育士確保、施設整備、独自事業へ待機児童解消支援基金を使った支援を行うなどというような支援をしていくことによって、待機児童の解消に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 保育士不足はずっと議論もありますし、そのとおりです。それプラスの、今言ったように市町村での取組が本当に限界じゃないかという中では、ずっと皆さんがやるって言ってきた広域連携をどう強化するのか。あるいは、定員の弾力運用をどうするのか。私はそこだと思えるんですけども、その辺についての見解を再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 市町村間の広域利用につきましては、令和2年4月1日現在で22市町村において、461名の方が広域利用をしている状況にはございます。ただ多くの市町村が待機児童を抱えている中で、なかなか広域利用自体は進んでいない状況にあると認識しております。

県といたしましては、地域のミスマッチ解消ですとか子育て家庭のニーズに答えていくためにも広域利用は重要だと考えておりまして、今年の8月に各市町村に対しまして、長期的な視点で相互扶助の精神でこの広域利用にも取り組んでいただきたいという趣旨の通知を出しました。それで各市町村のホームページなどに受入可能な待機児童の状況ですとか、そういったものを随時公表していただきたいというような取組をお願いしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 広域利用は今までも皆さん取り組みますと言ってきたんですけども、進んでいないんですよ。全県で何百名という話をしますけれども、やっぱり南風原町なんて待機児童率が10%近い。そのそばの南城市でも八重瀬町でも県の中でもワーストで5%以上はある。そういう中でもっと本気でもう少し——那覇市だってそうですよ。首里地域に一部空きがあるよと言っても、那覇市としても市内の子供たちを優先しないといけないから簡単に受け入れてくれない。やっぱりそこは那覇市に対しても何かメリットがあるような方策を、もう一歩進んだ次の段階の広域利

用の方策を出してこない、これ以上進まないんじゃないかなというふうに感じているんです。それが弾力運用についても、これちょっと乱暴な言い方かもしれませんがけれども、110%、あと10%上げれば2000名の南風原町で枠がある。10%弾力運用で定員を増やしてあげれば200名入れるんですよ。これは机の上では簡単ですけども、多分現場では様々な事情があるということで要望します。ただやっぱり私が言いたいのは、もうちょっと県がリーダーシップを取らないと。さっき冒頭言った一部地域で突出して何百名も待機児童が発生している状況ですから、これ本気で取り組まないといけないと思うんですよ。

最後に謝花副知事、今度待機児童ゼロを21年に延ばしました、19年から。実はその前は17年だったんですよ。17年から延ばして19年にして、また2回目21年末に待機児童ゼロの目標を延ばした。ここにいる県議会議員48名のほとんどが6月の県議会議員選挙では、待機児童ゼロを訴えてきたはずなんです。やっぱり2度あることは3度あるでは笑えないですよ。これは決意、強い決意で現場の声を聞きながら強く進めないといけないと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) お答えします。

待機児童ゼロは、玉城知事の公約でもございます。しっかりこの部分については、取り組む必要があるということをもまず痛感しております。

今議員からございました保育園の広域化ですとか弾力的運用、こういったものについても、県としてもしっかり研究検討して、どういった形で今一部集中している地域の課題解決もございますので、取り組んでいく必要があるというふうに感じているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 思いがないと進めないんですけども、やっぱり具体的にどうするかというのをぜひ進めていただきたい。お願いします。

次に進みます。

2番目、コロナ禍における高校受験生への配慮について。

教育長、大学受験は、文科省が様々な取組を発表してそれをマスコミが取り上げていろいろニュースになるんですけども、やっぱり義務教育の部分、高校受験に向けたあるいは中学受験に向けた子供たちの教育環境という部分について、取組がなかなか見えないと心配する声があります。

(1)、受験を目前に控える中、感染や濃厚接触者となった生徒への対応についてまずお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えします。

新型コロナウイルスへの感染や濃厚接触により自宅待機等で登校できなくなった受験を控える児童生徒については、特にやはり議員御指摘のとおりきめ細かな対応が必要だというふうに認識をしております。そのため県教育委員会では、各学校に向け進学や受験等に影響が出ないよう配慮を求める文書を出したところでございます。また併せて9月補正により、学びの保障のための学習支援員配置事業を立ち上げまして、12市町村に対しましては補助を行っているところであり、引き続き進学や受験を控えた児童生徒の学習保障への取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 具体的な取組については、県立高校に送った文書に基づくみみたいな表現になっていますけれども、その辺2点説明願えますか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(金城弘昌君) やはり中学校の場合は、市町村教育委員会が所管をしているところもございまして、県立高校での取組を御参考にとということで送らせていただいたところでございます。特に高校3年生は配慮が必要な時期ということでございますので、その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染または濃厚接触者となった生徒については電話であったり電子メールであったり、オンラインなど様々な手段を通じて学習の保障をし進路の指導に努めること。また併せて特に感染が出た場合に、消毒期間の確保のためにやむを得ず学級閉鎖を行う場合であっても濃厚接触者に特定されなかった生徒については、可能な限り登校させて代替教室を確保するなど学習や進路指導を止めない対応を検討するといったことを県立学校に発出してございますので、市町村においてもそういったことも配慮いただけないかという文書を送らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 国は、このコロナも含めてこれまで進めてきたGIGAスクール構想の予算を倍増させて、一気に早めにこれを進めなさいということで予算もついたはずですよ。沖縄県において、このGIGAスクール構想、まさにオンライン授業ができるような体

制をつくるという部分の取組はどのように認識していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

国の補正予算を受けて、オンラインといいますが一人一台端末の配備については、前倒しして実施されておりまして、今年度各市町村において配置をしております。年度末までには何とか全ての一人一台端末が達成できるというふうな見込みで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 それを進めるときに、熊本市の取組が非常に参考になると。「教育委員会が本気出したらスゴかった。」という本を読んだんですが、大体熊本市の取組を見ていると思うんですけども、ちょっと紹介してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 熊本のほうがオンライン授業、オンライン学習が非常に進んでおりまして、特に研修の充実で内容をオンラインできるようなコンテンツをつくったりとか、そういったものを積極的に進めていたところがございます。そういった取組は参考になるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 熊本は、熊本地震を経験しているものですから——もともとICT教育が先進ではなかった。小中で130校くらいあったと思いますけれども、2週間でオンライン授業ができる環境を整えて、この4月の休校時期には全校でオンライン授業を始めています。言いたいのは、せっかく国もそれを進めている。今の沖縄県内では、市町村によって取組に大きな差があるんです。そこはやっぱり本気で現場の状況も当然皆さん把握しないとイケませんけれども、ぜひそれは強化をして取り組んでいただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

(2)、推薦を含めた試験のスケジュールと実施方法についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

今年度の入試の日程につきましては、1月から始ま

る推薦入試から3月下旬の第2次募集まで例年どおりの日程に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響により学力検査を受検できなかった生徒に対して追検査も予定しておりますし、最終の合格発表は3月31日を考えているところでございます。実施の方法につきましては、今年度多くの競技大会等の中止が相次いだことから、推薦入試において3学年の実績がない場合は、1・2学年の実績や実技検査等の結果で選抜するなど受検生に不公平が生じないよう工夫するとともに、一般入試においては追検査を予定しているところでございます。

県教育委員会としましては、コロナ禍の入試においても受検生の不利益にならないよう、万全の感染症対策を講じ、公平公正な選抜の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 追検査するのはありがたい話だし、非常にタイトなスケジュールの中で3月末にしか追検査ができないというのは聞いていますけれども、ただやっぱり問題は濃厚接触者の子供たちなんですよ。親も感染してしまうと諦めも——もう本当にしようがないと思うけれども、いつ感染者になるか分からない。濃厚接触者になるか分からない。クラスの子が出た、あるいはお父さんが持ってきてしまった。そこで一生を左右してしまうということが起こっちゃいけないと思うんですが、その対応について国は指針を出しているようではありますが、取組状況をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 国のほうで大学入試のガイドラインが定められています。当然ながら我々のほうとしてもそれを参考にいたしまして、他の受検者と接触しない動線の確保であったりとか、受検者の座席間隔が2メートル以上であるとか、監督者と受検者との距離を2メートル以上にするとか、当然のことながらマスクの着用等、監督者の感染対策など感染防止対策を徹底して感染リスクが極めて少ない中で選抜を実施することとしております。

参考までに、先日県立中学校の入試が行われました。その中で、濃厚接触者が複数名おりました。別室で受検機会を確保したところでございます。その場合であっても無症状の濃厚接触者に対しましては、PCR検査の結果、陰性で当日も症状がないことなど一定の要件を満たした条件で別室受検をさせたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 よろしくお願ひします。

濃厚接触の子供たちがいろんな条件をつける中で受検できるのは上等、大きな前進だと思います。一方で推薦についても、皆さんはもう推薦できなかつたら一般入試にすればいいさというような話もありますけれども、やっぱり面接と書類審査なんですから場合によっては面接を免除するとか——推薦も学校によって様々な形があるのは聞いています。そしてさらに基礎疾患を持っている教員の健康も守ってあげないといけないという事情もあるんでしょう。ただやっぱり面接についてもそこは臨機応変に、それこそオンラインで面接をするとかそういうこともあっていいんじゃないかなと思いますので、ぜひとも現場としっかりと密に連携を取りながら取り組んでいただきたい。よろしくお願ひします。

休憩お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大城 憲幸君 次、行きます。

3、観光振興について。

(1)、コロナ禍におけるホテル等宿泊施設の状況についてまずお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合が組合員向けに実施しております調査によりますと、客室稼働率は全国的に緊急事態宣言が発令された5月は5.2%と落ち込み、6月は19.4%、7月は37.6%と回復いたしました。県独自の緊急事態宣言が発令されました8月は22.2%と再び落ち込みました。その後、9月は26.8%、10月は40.0%と改善傾向にあると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 観光客の増加とともにホテル数というのは本当に急激に増えてきました。特に30年から令和元年については、宿泊件数で500件以上増えている。収容人数でも1万6000人ぐらい増えている。これは、県としても1200万名観光客に向けて部屋が足りないというようなメッセージを出してきましてので増えてきた。ただここに来て、この状況ですから非常にきついと思います。

それを踏まえて、(2)、1000万人観光客復活へのス

ケジュールと具体策をできるだけ早く示すべきと考えますけれども、取組をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） ウイズコロナ時代におきましては、防疫面とか受入体制での強化を図りまして、自然、歴史、文化などのソフトパワーを最大限発揮し滞在日数の延伸や観光消費額の増加など、沖縄観光の構造を量から質へ転換させる必要があると考えております。今後のこの目標値の設定の考え方につきましては、観光関連団体の代表者等で構成されますアドバイザリー会議におきまして、入域観光客数ではなく、県民や長期滞在者も対象に含めた延べ宿泊者数などが適切であるとの意見も出ておりますことから、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 沖縄県の観光策は、まず大きく沖縄観光振興計画があります。そして中期で、観光推進のロードマップがあります。そして具体的に毎年ビジットおきなわ計画がありますということ。だからそういう中で、今まではずっと宿泊施設が足りませんよというものに基づいていろんな皆さんに投資していただいた。だからこれをどう回復させるかというのは先日も議論はありましたけれども、観光振興についてはコンベンションビューローが700万人と出した。ただこれを現実も見通しもないままで出すということを進めるわけではないけれども、一日でも早く現実的に沖縄県としてこうするんだと。これに向けて施策を充実させていくんだというようなメッセージを出さないと今投資を準備している皆さん、あるいはオープンしたけれども今後どうなるか分からない皆さんに対する強いメッセージが、私必要だと思うんです。この辺の1000万人観光客をいつまでに戻すとかというのは、いつの段階の議論になるか、いつ出す予定ですかお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御指摘のありましたビジットおきなわ計画、これが短期的な計画ということで通常その中に当該年度の目標数というものを盛り込んできたわけですが、ただ一方で今年度につきましては、コロナ禍の感染の状況がなかなか見えない状況でございましたので、そういったものを見極めながら慎重に出すべきだろうということで今に至っているところでございます。

まず今年度の入域観光客数につきましては、コンベンションビューローさんも目標値を出しておりますけ

れども、県といたしまして4月から11月までの実績値を踏まえた上で、例えばエアラインの予約状況などから算出した12月から令和3年3月分までの推計値を踏まえた上で、12月下旬に今年度分については発表し、次年度の目標値ということにつきましては、毎年度ビジットおきなわで発表している時期の4月、5月頃あたりにお示しできればというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今、議論あったように意見が分かるところだと思うんですよ。慎重に出すべき、早く出してそれに向けて取り組むべきと分かるところだと思いますけれども、しっかり取組強化をお願いしたいと思っております。

次に進みます。

4点目、再生可能エネルギーへの取組について。

菅首相が脱炭素社会へ、2050温室効果ガス排出ゼロ宣言を行いました。

そこで伺います。

沖縄県の状況(1)、現状と今後の方針をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

2019年度の沖縄県の再生可能エネルギー比率は約6%ですが、県では低炭素島しょ社会の実現に向けまして、蓄電池とモーター発電機等を活用したシステムの実証事業など、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおります。また、うるま市では大規模木質バイオマス発電所を建設中であり、民間事業者による取組も拡大しております。

県としましては、世界的な脱炭素に向けた潮流に加えまして、SDGsの理念や2050年のカーボンニュートラルを目指す国の方針等を踏まえた沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）の策定を進めております。同ビジョンの基本的な方向性としまして、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化を掲げるとともに新たな沖縄振興の中で再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援制度等を要望するなど、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 エネルギービジョンで議論しているっていうのは前もありました。私が少し早めたほうがいいなと思うのは、やっぱりこの振興策の中でも柱になると思っているんですよ。だから県の方向性を早めに出して、具体的に振興策の中にも入れるべきだと

思っています。そういう視点でもう少し議論を深めたいんですけども、電力さんも沖縄の場合にはもう10年後もこの再生可能エネルギーは6%ぐらいの目標しか持っていない。そういう中で、やっぱりどうしても沖縄電力さんとの連携、今言うほかの新しく入ってくる新エネルギーとの連携、そういうようなものが必要だと思いますけれども、このエネルギービジョン2020の中で、今後沖縄県が再生可能エネルギーを何%に持っていくのかっていうのは今6%しかありませんから、出してくると思うんですけども、その時期っていうのはいつ頃になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 数値目標に関しましては、今後はそのパブリックコメント、これ12月からスタートすることを予定しておりまして、そのパブリックコメントを終了した後、取りまとめをして発表するというような形になるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 EUをはじめ世界の標準は再生可能エネルギー3割以上ですよ。WTを持っているのは。そして全国が今18%と言われている。そんな中で沖縄は6%しかないし、現時点は沖縄県も電力会社も10年後も6%という数値しかないんですよ。やっぱりこれを前に進めないといけない。そして私の中で農業との連携というのが非常に重要だと思っているんですけども、(2)、畜産業との連携による畜ふんの現在の活用状況をまずお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

県内の畜産業における再生可能エネルギーへの取組としましては、八重瀬町が環境省の直轄事業として地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を活用し、バイオガスプラントを整備しております。本プラントにおきましては、乳用牛の排せつ物と地域から排出されますおからなどの食品残渣を原料として処理し、液肥の生産やメタンガスによる発電によって、地域資源をエネルギーとして活用している状況であります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 その取組はこの場でも議論になっ

たし、全国の優良事例としても発表されています。

これちなみに何頭規模ですか。お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） プラントの規模ですか。

○大城 憲幸君 そうそうそうそう。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 日量30トン。乳用牛、牛の頭数にしますと380頭の排せつ物を処理する能力があると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今あったように、乳用牛の頭数で380、400とか、四、五百ぐらいの話なんです。沖縄県全体で皆さん分かっているとおり、乳用牛、和牛入れると8万頭の牛がいます。その8万頭から毎日2000トン以上の牛ふんが出てきます。豚が20万頭、鳥が200万羽、それ全部入れると毎日4000トンぐらいの畜ふんが出てくるわけです。やっぱりそこをこのエネルギーにつなぐべきだと私は思う。特に農林水産部のほうでも、この農家に聞いてももっと続けたいんだけど、この畜ふんの処理ができなくてやめる。もっと増やしたいんだけど、畜ふんの処理ができなくて増やせない。そういうような話がある。そして今までは農林水産部も常にどう高く売るかとか、どう効率よくするかという議論は深めてきたけれども、農家の負担を下げる、この畜ふんの処理の部分については取り組んできたけれども、新たなエネルギー産業って部分はこれまでなかなか議論が進んでいないんですよ。その結果としてこれだけ毎日4000トンも5000トンも出る畜ふんの中で、数十トンしか使われていない現状があるわけですから、やっぱりここはさっき言ったエネルギーの部分につなぐ必要があると思います。

そして今後は部長、農林水産部はサトウキビなんかにしても、今までは当たり前のように製糖工場のボイラーは重油でたいていましたけれども、今後使えなくなるわけですね、2050宣言からすると。やっぱりそれもどうするかって議論をしないといけない。そして国としてもこの前環境大臣言っていましたけれども、エネルギー、食の地産地消あるいは農地の多面的な機能、そういうようなものを考えるとやっぱり今後は農家は再生可能エネルギーのメインプレイヤーになれるんだと環境省が逆に言っているんですよ。ここは我々農業に携わる人間、部長を中心に、このエネルギーとどうつなげていくかという発想が必要だと思うし、そこはこの振興策の中にどう入れるかという議論が必要だと思うんですけども、部長、再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

まず県では家畜排せつ物処理の方針としまして、利用促進を図るための計画を策定しております。その中では、堆肥それから液肥などの畑地への還元で処理していく。あとはその堆肥等だけでは対応できない地域もありますので、そういった部分は再生可能エネルギーの利用を検討するというのでこれまで計画をされております。今回の八重瀬町の事例もありますので、各地域からも相談、問合せの声もあります。我々としても畜産を経営の面からも家畜排せつ物の処理、あと環境問題について大きな課題と認識しておりますので、再生可能エネルギーへの畜産分野の活用についてももしっかり検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 農業の部分はそれぐらいしか今出てこないです、商工部長にまた戻りますけれども、エネルギーの安定供給という意味では、やっぱりさっき言った振興策の視点でいくと、沖縄振興特措法の中にうたわれているわけですよ。その辺ちょっと簡潔に、今どういう文言になっているか説明できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず電気の安定かつ適正な供給の確保のために、石油石炭税の免除、それから固定資産税の課税標準の特例というものが措置されております。この石油石炭税の免除ですけれども、これは租税特別措置法、それから沖縄振興特別措置法に基づきまして、発電の用に供する石炭及び液化天然ガス——これLNGですけれども、これの石油石炭税を免除するというふうに規定されております。

それから固定資産税の課税標準の特例ですけれども、こちらのほうは地方税法制定附則第15条第5項に基づきまして、電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の3分の2の額とするということで、これも特例が設けられているという状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 富川副知事、今回県としてやりたいという制度提言をたくさん上げました。その中でエネルギーの部分も幾つかありました。規制緩和なんかも出てましたけれども、私、ここに入れることができればいいなと思うんですよ。今沖縄電力に対する電気を安定的に供給するために税金を免除してくれ、あるいは設備投資するときに支援するというのは全部この7章の63条、65条に入っているわけですよ。やっぱ

り振興策の中心、河野大臣も再生可能エネルギーを最大限活用していくって言うわけですから、担当大臣が。やっぱり何とか国と折衝をして、この中に農業との連携、再生可能エネルギーをもっと、6%では話にならんと。ハワイは2045年までにはもう再生可能エネルギー100%にするって言うわけですから、そこはここに入れるように努力をしていかなければいけない。もっともっと沖縄から発信すべきだと思うんですけども、所見をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 基本的には議員御指摘のとおり、2050年の温室効果ガス排出ゼロも含めて、国もそういう方向を示して、沖縄もそれに連動するという形で取り組んでいるところでございます。制度提言の中には議員御指摘のように、グローバル・グリーン・アイランド・サミットGGISの推進等々、細かい制度が入っておりますが、今御指摘のことも含めて骨子案に入れるときにさらに細目も検討しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 よろしく申し上げます。

最後、時間なくなっていました。

鉄軌道導入調査について(1)、県と国で検討状況に差異があり、大きな課題であるが、費用便益を含め状況と方針をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国と県の調査において、事業採算性については、想定する事業スキームに違いがある。また、費用便益比については、前提条件や算定手法に違いがあることから、結果に差が生じております。県調査では、全国新幹線鉄道整備法を参考とした事業スキームの適用により採算が確保でき、費用便益比については、ケースによっては1を超えるとの結果が得られております。今後は、これまでの検討結果等を基に、国との議論を進めていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 なかなか同じ答弁から抜けられないんですけども、今まで10年間ずっと調査してきました。それはいわゆる今言った振興の特措法に基づいて調査してきたはずです。これは何に基づいてやったか説明願います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄振興特別措置法の91条第2項において、「国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、

その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。」と規定されており、これに基づいて国、県、調査検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 特措法に基づいてこれまで10年間ずっと調査してきました。そして現時点でもう目の前にその特措法の改定がある中で、今国と県がずっと平行線っていうのはやっぱりそこが気になる場所なんです。我々今までの議論の中でも県民の意見聞きながら議論が共倒れしないようにするっていう手法も大事ですけども、今本気で県がやる気になる、もう腹を決めてやらないといけないと思うんですよ。特措法、これを変えないと今のままであれば今後も調査っていう文言しか残らないんですよ。これをやっぱりこの文言を次のステップに、本気で沖縄県は鉄軌道が必要なんだっていうステップに変えないといけない。これ変えないといけないんですよ。その辺の取組という意味では国とのすり合わせが大事だと思います。もう時間ありませんけれども、最後にその辺どうですか。本気で沖縄県がやるためにどう取り組むのか、その辺お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） この鉄軌道導入に当たって一番課題とされているのが、事業採算性の問題だと認識しております。ただし、この事業採算性が向上するには、新幹線整備の手法の負担の在り方でないと事業採算性が取れないということははっきりしている。

今回の新たな沖縄振興に向けての制度提言の中で、全国新幹線鉄道整備法並みの手法を取り入れたいということで今取りまとめておまして、これを国に対して今後求めていくこととしております。

併せて沖縄に鉄道が必要だという点にあっては、機運醸成が一番大事だと思っております。県民の皆様も含めまして、沖縄に鉄道がぜひ必要だという声を大きくしていきたい。そのため11月にシンポジウムを開催いたしました。本来ならば数百人規模で行うことを予定しておったんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、会場100人規模、名護それから沖縄市にあっては100人規模でウェブで開催したところです。この中で早稲田大学の森本教授の基調講演がありまして、鉄道整備にあっては長期的なまちづくりの視点も重要だということもありましたし、何よりもこの鉄道の優位性、Society5.0で今後例えば自動車の自動運転等が実用化されたとしても、都市部に流入するには多くの駐車スペースが必要になる。これが

空を飛ぶ車であっても同様である。大量輸送という鉄道の優位性はこれは他の公共システムにあっても鉄道の持つ優位性は高いということをおっしゃっておられました。これらの点も含めて県民に共有して発信していきたいというふうに考えているところです。

○大城 憲幸君 今の取組は否定しませんが、国には今の答弁では本気度は伝わらないと思いますので、ぜひとも三役中心にリーダーシップを取ってよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長 (赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん おはようございます。

沖縄・平和会派の比嘉京子でございます。

質疑に入る前に一つ提言をさせていただきたいと思っております。

知事が米大統領選挙直後に提案されました世界女性サミットを沖縄で開催したいという発信について、ぜひとも実現をしてほしいと思っています。

といいますのは、3年前、2017年夏、オール沖縄訪米団の一人としてカリフォルニアへ参りました。毎回参るたびに様々なことをしているわけですが、主目的は辺野古の新基地建設をはじめ、米軍基地問題の解決のためです。その際は特に米国で影響力のある労働団体APARAのアジア太平洋アメリカ人労働連盟25周年大会——3日間行われましたけれども——そこへの参加と、カリフォルニア州選出の米連邦議会議員や環境団体、平和団体、女性団体へ訴えることのできました。サンフランシスコでは特に民主党女性議員、重鎮のバーバラ・リーさん、それから民主党トップの下院議員のナンシー・ペロシさん、そして今回米副大統領候補であるカマラ・ハリス上院議員の事務所にも訪問して訴えております。ですから、カマラ・ハリス氏は辺野古問題や沖縄の米軍基地問題を御存じでいらっしゃいます。国連の軍縮部門のトップである中満さんをはじめ——この6月にいらしていただけなかったわけですが、こういう方々をぜひとも招聘をして、沖縄において女性サミットを実現させてほしいということを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

1番目に、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）を読みまして、前回私は、この新しい振計のために米軍基地は沖縄の経済発展の最大の阻害要因であるというかつての翁長知事の発言を引用しました。その根拠について、本県における陸・空・海における経済的損失、また交通渋滞や県議会、県職員における人件費等の経済的損失について明らかにいたしました。

基地問題は経済的な損失ばかりではありませんけれども、前回そのような質問をいたしました。今回、沖縄振興計画で最大の課題である基地の整理縮小について読んでみてもなかなか道筋が見えませんが、また50年近くもなる中において県民所得が全国最下位を脱することができていませんし、その具体的な策についてもなかなか読み取ることができません。

そこで、以下質問をいたします。

21世紀ビジョンに掲げる基地のない沖縄へ、沖縄振興計画の最大の課題は基地の整理縮小で基地返還だと考えています。

そこでお聞きいたしますけれども、まず、アとして、米軍基地の整理縮小のための計画をどう描いておられるのか伺いたいと思います。

○議長 (赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長 (金城 賢君) お答えをいたします。

県といたしましては、米軍基地の整理縮小を実現するためには、SACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があります。その確実な実施を日米両政府に期待し、強く求めてきたところでもあります。また政府に対し、SACO以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場SACWOを設けることを強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 中間報告はやはり行政的な要素が強いというふうに思いますが、この中間報告以外に政治的な解決課題については、別途資料等の提出があるのでしょうか。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○企画部長 (宮城 力君) 今回新たな沖縄振興に向けての制度提言を取りまとめたところですが、米軍基地から派生する諸問題に対応する制度としまして、米軍活動に基づく環境に及ぼす事故等が発生した場合

に、国へ環境調査を義務づけることや、米軍活動に起因する環境汚染が疑われる場合に、県や市町村が実施する環境調査費への国への支援を求める制度について求めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 地位協定に関わるこれらのことについても言及するというお考えだとは思いますが、私は今整理縮小を中心に議論をさせていただきたいと思っているところです。

まず目に見える形で喫緊の課題、中期的な課題、長期的な課題について、スケジュール感を持って提案をしていくという、そういうお考えがあるのかどうか伺いをしたいんですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほども答弁しましたとおり、まずは米軍基地の整理縮小を実現するという意味合いで、SACO合意それと統合計画で示された基地の整理縮小を強く政府に求めていきたいというふうに考えております。

県としては、米軍基地問題の解決に向けて万国津梁会議の提言を論拠の一つとして活用し、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るよう政府へ働きかけるなど、県の施策や取組に反映し、米軍基地の整理縮小に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん かつて大田県政時代によく言われていました国際都市形成構想の中に96年から3期にわたって一覧が出ておまして、2015年にはもう嘉手納飛行場を返してほしいとまで明言しているわけなんです。

もう一つは、普天間飛行場の返還アクションプログラム、平成16年にラムズフェルド発言等も入れて出されています。こういうふうに具体的な案をしっかりと国に言っていないと、整理縮小ということをやっているがなかなか前進しないのではないかとそういう危惧を私は持っています。これからもまだまだ時間は残されていると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に質問をいたしますけれども、少なくとも私は喫緊の課題は、具体的なスケジュール感を示す必要があると思います、この10年間の。特に普天間問題や海兵隊問題、キャンプ・キンザー問題、これも計画されているわけです。そのことについて書いていく必要があるのではないかとすることは申し上げて次に進みますが、今普天間基地の機能分散状況というのがあると

思うんですが、3つの海兵隊の機能を分散して、今交渉を国がやっているわけなんです、その状況についての認識は、県はどのようにお持ちでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御質問の普天間飛行場の機能でございますけれども、普天間飛行場が有する3つの機能のうち、空中給油機の運用機能については、平成26年8月にKC130空中給油機15機の岩国飛行場への移駐が完了しております。また、緊急時における航空機の受入機能につきましては、宮崎県の航空自衛隊、新田原基地及び福岡県の築城基地の施設整備について平成30年10月に日米合同委員会の承認を得ており、現在必要な施設に係る工事を実施しているというふうに承知しております。残るオスプレイ等の運用機能につきましては、政府が辺野古への移転を進めているというふうに認識をしているところでございます。

県としましては、同飛行場の速やかな運用停止を含む、一日も早い危険性の除去を実現するため、これまで普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の県外・国外への長期にわたるローテーション配備など具体的な取組を求めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 残されたオスプレイとヘリの運用について2つの機能があると思うんですが、1つについて、パイロットの飛行訓練というのは、佐賀空港に交渉したわけですが、合意は得られてないと思うんですね。今識者の中には、1か所に固定をせずに、例えば九州、四国、中国地方などをローテーション化して進めれば解決できるのではないかという意見がありますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 比嘉議員が御指摘のとおり、普天間飛行場の早期の危険性除去という面から御質問のあったローテーション配備等については、しっかり県としても求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ前進をさせていただけるように、今回の議会に提案をお願いしたいと思っています。

次に、海兵隊がもし撤退をするのであれば、どれぐらいの面積や兵力の削減、沖縄の基地負担軽減につな

がるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 現在沖縄における海兵隊の人員は約6割というふうに認識をしておりますので、即答で面積等をお答えするのは、厳しい状況でございますけれども、相当程度返還が進むのではないかとこのように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県議会でも過去、2016・17年の2回に全会一致で、海兵隊撤退の決議をしているわけです。ぜひともそれも生かして分散移転の提案を推進していただけるようお願いをしたいと思います。

次にイのほうで、米軍基地問題に関する万国津梁会議における在沖米軍基地の整理縮小についての提言をどのように反映させていくおつもりか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言は、アジア太平洋における近年の安全保障環境や米軍の戦力の変化等の軍事的合理性を踏まえ策定されており、米軍に関する新たな知見であり、県の主張を補強する重要な政策提案と受け止めております。

県としては、米軍基地問題の課題解決に向けて、同提言を論拠の一つとして活用し、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るよう、政府に働きかけるなど、県の政策や取組に反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん アジア太平洋における近年の安全保障環境の変化をどのように認識しておられるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 万国津梁会議の提言においても、近年の安全保障環境において中国のミサイル能力の向上などにより、沖縄の軍事的脆弱性が認識される中で、米軍の戦力の見直しが進んでいるとされております。海兵隊については新戦構想の策定を進める中で、大規模で恒久的な基地に依存しない、より小規模な部隊による運用が求められ、兵力の分散化・小規模化が重視されていると指摘をされています。これらの提言の内容につきましては、ワシントン駐在から報告を受けている米軍の戦略等に関する報道や米軍関係の報告書等とも合致をしているというふうに認識しており、県としても同様の認識でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん おっしゃるとおりで、米シンクタンクが2010年ぐらいまでは、米優先の軍事ということ、シンクタンクの多くのレポートが語っているようですけれども、17年ぐらいから、いわゆる中国の射程距離に沖縄が全部入っているわけなんです。そのために、沖縄が地理的な優位性から地理的な脆弱性へと変化しているとアメリカ自身が言っているわけです。だからおっしゃるとおりに、今海兵隊においては、集中から分散、小規模化へということをも米のシンクタンク等が提言しているわけです、アメリカにおいて。そういうことを考えますと、今、大きなチャンスに來ていると私も思っておりますので、ぜひそこをどうやって進めていくかということが政治的に大きな課題ではないかなと思っております。

次に、この万国津梁会議において、普天間の危険性除去のために辺野古が唯一という論拠は、軍事的にも成り立たないという提言があります。これについてどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言の中で、沖縄への米軍基地の集中は、「軍事的には中国などのミサイル能力の向上によって、ますます脆弱になっている。海兵隊を含めた米軍自身も、中国のミサイルの脅威に対応するべく、部隊の分散化を進めている。」と指摘しております。

県としましては、辺野古新基地建設は集中から分散という米軍の戦略の変化にそぐわないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ミサイルの射程内のみならず、今中国が宇宙サイバーとか電子戦にかなり進出しているわけなんですね。ですから、言ってみれば沖縄に優位性があったということはもうかなり遅れていると。射程内であるということを含めると、ますますそのような脆弱性ということが言われていくのではないのでしょうか。

最後に、万国津梁会議のもう一つの提案として、沖縄県がアジア太平洋における地域協力のネットワークのバッファゾーンとして機能していくことが必要ではないか、求められているのではないかと。平和のハブとして活動すべきではないかという提言がありますが、それについての抱負を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

令和元年度の万国津梁会議の提言におきましては、

アジア太平洋地域は、安全保障面の緊張関係と経済面の密接な関係が併存しており、域内の緊張緩和と信頼醸成が重要であることから、沖縄県は同地域の地域協力ネットワークのハブ、結節点となることを目指すべきというふうにされております。その上で、「沖縄県は歴史的、文化的、地理的な特性を活かし、アジア太平洋における地域協力ネットワークのハブ(結節点)となることを目指すべきである」こと。そのためには関係諸国の研究所などに呼びかけ、地域の安全保障や人間の安全保障等について、「関係各国の研究者や実務家、自治体間の交流を推進する場を設けることが重要」であることが示されております。

県としましては、経済・学術・文化・観光・スポーツ・平和等の分野でアジアをはじめとする海外とのネットワークの構築に向けた取組を進めているところであり、同提言を踏まえた今後の取組として、海外自治体との国際交流の充実や関係諸国の研究者等による会議の実施などを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

次に、振計における県民所得についてお伺いをしたいと思います。

(2)として、5次にわたる振興計画がなされておりますけれども、県民所得がいまだ全国最下位であるということ。

アとして、これまでの振興計画において10年ごと——これまで5次にわたっておりますけれども、県民所得の目標額はどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 国においては、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画において県民所得の展望値を設定しており、第1次計画では99万円、第2次計画では200万円、第3次計画では310万円、4次計画では270万円となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 10年ごとにそれぞれ310万円から270万円といろんな経済状況の変化があったんだろうと思うんですけれども、その目標達成ができなかった時点、時点で——皆さんの過去の問題ではありませんけれども、次の振計にそれはどういうふうな検証結果が反映されているとお考えでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 第1次から第4次計画では、付加価値の高い産業の集積が十分でなかったこと、

人口増加に見合った雇用の場が創出されなかったことなどから、結果的に計画展望値の達成には至らなかったものと認識しております。一方、これまでの沖縄振興計画の変遷を見ると、社会基盤の整備を中心とした格差是正の振興策から4次計画以降は、産業振興や雇用創出を図るため民間主導の自立型経済の構築に軸足を移し、税制や規制緩和などの地域特区制度や地域の課題に主体的に取り組める沖縄振興特別推進交付金などの独自制度が創設され、これらを活用した様々な施策が振興計画に位置づけられ推進されてきたものと認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私も資料を頂きまして見ますと、やっぱり1次から3次までにおいては格差是正というところに非常に重きが行っているし、4次、5次に向かっていきますと失業率をいかに減らしていくかというところにシフトしているんだらうというふうには認識しております。

さて県内の経済は、県民所得は上がっていると思います。全国の33位とか34位とかというふうになっておりますけれども、1人当たりの県民所得が上がらない。その理由はなぜでしょうか。その要因はどうお考えでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 県民所得の低さは労働生産性、これの低さが要因と考えております。本県は第3次産業の割合が高く、小売や宿泊・飲食サービス、介護・福祉などの産業が雇用の受皿となっておりますが、こうした労働集約型の産業は製造業と比べて労働生産性が低い傾向にあるため県民所得にも影響していると思われま。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、この労働生産性というものを高めるためには、何をどう変えていけばよろしいんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時5分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 労働生産性を高めるための取組を今後進めてまいりますけれども、例えば産業のデジタル化などを積極的に推し進め労働生産性を上げる。それから雇用の質の改善を図る。それに加えて経済循環を高める施策を総合的に展開することで、県民所得の底上げにつなげていきたいと考えておりま

す。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、コロナ禍においてこれまで上昇気流で来た沖縄の経済と所得の——これから行けるんじゃないかという矢先の今回のことだと思うんですけども、皆さんの資料には労働分配率と労働生産性が負の相関があるというように書かれていますが、分母を見てみますとやはり労働分配率が高く、生産性の低い職業に集中して就業者が多いという実態があると思うんです。ここは言ってみれば今度のコロナでも一番のダメージを最初に受けている場所だというふうに思われます。

そのことを考えますと、コロナ後の今後の振計においてどのような施策をこれから打っていくのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画においても展望値を設定することとなりますけれども、人口や社会経済の将来予測、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた長期推計モデルを検討し、専門家の意見も伺いながら設定することとしております。あわせて県民所得の向上に資する具体的な取組についても新たな振興計画の中で検討し、明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 幸い昨日の新聞だったでしょうか、河野沖縄担当相が沖縄の県民所得を47位から46位にするんだというふうに語っておられましたので、ぜひとも今回の大臣に力を貸してほしいなと私も思っております。

では次に、人材育成について伺いたいと思います。

人材育成の課題についてですけれども、子供の貧困については親の所得が起因をしています。沖縄県子どもの実態調査によると、児童生徒の父親、母親——これは小1、小5、中2の保護者でございますけれども——の学歴と階層別における雇用形態及び年収については、中学校、高校、大学卒の順で正規雇用率は上がっていきます。そして年収200万円未満は逆に下がっていきます。そういうような調査も出ています。その結果、貧困の連鎖を断つためにはやはり本県の児童生徒の課題をしっかりと明らかにして、支援体制を強化する必要があると考えておりますので、以下質問をいたし

ます。

(1)、中学校卒業時における進学も就職もしていない生徒は何名で、その割合は幾らでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和元年度の学校基本調査でございますけれども、本県における平成31年3月に中学校を卒業した者のうち、進学も就職もしていない者は273名で、卒業者総数に占める割合は1.7%となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 近年、子供の数が減少しているのかなと思いますけれども、過去平成26年ぐらいまでは500名単位なんですよ。これが続いていて、本当に昨今200名台になっているというような状況で、これだけの生徒が進路未決定で卒業しているという実態があるんだろうというふうに思います。

(2)番目に、(1)の生徒のその後についてどのような実態の把握がされているのか、調査等がなされているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

進路未決定の方ですけれども、中学卒業後に高等学校等への進学等を希望する者につきましては、各学校において連絡を取るなど個別の対応をしているところでございます。しかし、卒業後の生徒一人一人の動向を把握していくことが難しい状況にあることから追跡調査等は行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 高校進学率の低さをどういうふうに認識しておられるのか。そしてまた中学卒業者のうち高校受験不合格者のその後は把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

平成31年度の本県における高校進学率は97.3%となっており、過去5か年で全国との差は0.6ポイント縮小し、改善の傾向にあるというふうに捉えております。また先ほども答弁しましたが、高校受験不合格者につきましては、各学校において連絡を取るなど個別の対応をさせていただいているところでございます。

県教育委員会としましては、今後も児童生徒が主体的に自己の進路について考え、選択する力を育成するため、キャリア教育の充実を図りながら早い段階からの進路指導に取り組んでいきたいというふうに考えて

います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県教育委員会では、中学校までは義務教育課、高校からは県立学校教育課というふうに役割が分担されているわけですが、その隙間にある生徒たちがどういう状態になっているのか、まだ実態が分からないという状況があります。

教育委員会及び就労のところからいうと商工労働部にも行くわけですが、関連する部局において中卒者の支援体制について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

商工労働部では、若年者の就労支援のため沖縄県キャリアセンターでの個別の就職相談や業界研究セミナーなどを実施しております。また小中学生を対象として県内の主要産業への産業理解を促し、早期からの興味・関心を育てるため業界団体と連携して職業人講話を実施しております。さらに国が設置する地域若者サポートステーションからの職業訓練が必要な若年無業者のあっせんを受けまして、3か月間の基礎的な職業訓練を実施し、無業者状態からの改善に取り組んでいるところであり、これらの取組について教育、福祉、雇用など各分野の関係機関で構成する子ども・若者支援地域協議会において情報共有を図っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

まず義務教育課と県立学校では、先般——今年の2月でございますけれども——沖縄県キャリア教育の基本方針を定めてキャリアパスポートを活用した取組、これは小・中・高と連携した取組を進めているところでございます。そういったことでキャリア教育、生徒指導等を通して児童生徒の進路の実現に向けて連携を図りながら取り組んでいます。また、先ほど商工労働部からもございましたけれども、中学卒業後の進路未決定者等に対し個別の進路相談は当然でございますけれども、地域若者サポートステーションであったりとか、子ども若者みらい相談プラザソラエなどにつながる関係機関との連携を図り、就学支援、就労支援に努めているところでございます。

県教育委員会としましては、今後とも学校また関係機関との連携体制の充実を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この問題については、1つには高校進学率を全国並みにあと一、二%どうやって上げるかという課題と、もう一つは中卒で就労したいという人たちをしっかりと支援していく、そういう仕組みづくりが必要ではないかと思っております。ですから今後ともこの問題については取り上げてまいりたいと思います。

では我が会派の代表質問に関連して、コロナ関連の問題を2点質問したいと思います。

まず1点目ですけれども、沖縄県の重症者病床の稼働率と今後の予測についての認識、そして専門家は仮設病床を準備する必要があるのではないかという意見をこの間いただいたんですけれども、どのような認識でおられるのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 重症用病床数に占める重症者の割合、率でございますが、12月7日時点で31.6%となっておりますが、今後の予測につきましては、感染状況がどのように推移するかを正確に見込むことは現在のところ困難であると考えております。しかし、感染者が急増した場合に備えてできる限りの病床確保に努めるとともに、重点医療機関の重症者病床を確保するために無症状者、それから軽症者用宿泊療養施設の確保を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 仮設を造らないまでも、いざとなったときには病床確保ができるような手はずを整えているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 宿泊療養施設の整備でありますとか、自宅療養も含めまして可能な限り確保するというところでございますが、病床についても医療機関の協力を得て最大限確保に努めているところでございます。ただ最悪の場合のシナリオというのは頭に置いておかないといけないと思いますので、そこは検討が必要かと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん もう一点、全国的には医療従事者が非常に疲弊をして、疲労感が高まっていると。退職者も出ているというような状況が起こっているようですし、せんだっては、心的障害が中等度の症状でかなり広がっているのではないかという意見も新聞紙上ではございました。こういうような医療現場の従事者についての状況ですけれども、県内の現状はどうでしょうか。退職者等も出ているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内の医療従事者につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、感染リスクと厳しい環境の下で心身に相当程度の負担がかかる中で業務に従事されているということは認識しております。医療従事者に関する退職の動きにつきまして、看護師についてですけれども、関係団体等からの聞き取りによりますと——調査ということではないんですけれども、現在のところ新型コロナウイルス感染症への対応を主な理由とする退職者の増加は見られないというふうに聞いております。

県としましては、今後も関係団体と連携して状況の把握に努めていく必要があると考えております。

○比嘉 京子さん 終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

先ほど知事からお手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

ただいまより一般質問を行います。

1、糸満市からの土砂採取について。

(1)、政府が県に提出した設計変更申請では、沖縄戦最後の激戦地となった糸満市、八重瀬町から県内の土砂調達可能量の7割を辺野古の埋立てに搬出することが明らかになり、県民の大きな怒りが広がりました。糸満市の土には戦争で亡くなられた皆さんの遺骨が残っています。血の染み込んだ糸満の土砂を辺野古に搬出することは絶対に許せません。生活環境や騒音、粉じんの被害も甚大になることは明らかです。設計変更申請は不承認にすべきです。知事の所見を伺います。

(2)、国は戦没者の遺骨収集に関する施策を策定し、2016年から2024年の8年間を戦没者の遺骨収集の集中実施期間として計画的かつ効果的に必要な措置を講ずると規定しています。その法の趣旨が有効に生かさ

れているか実態調査をし、遺骨収集が法に基づく必要な措置を講ずることができるよう県の支援について伺います。

2、新型コロナウイルスから県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることにについて。

(1)、新型コロナウイルス支援事業として国が実施している緊急包括支援交付金の医療機関や医療従事者への交付対象金額は幾らでしょうか。そして交付金額は幾らになったか伺います。交付対象の10事業についてもそれぞれ幾ら交付されているでしょうか。

(2)、コロナ禍の下で医療機関は深刻な経営悪化に直面をしています。地域の医療崩壊を起こさないために、医療機関への財政支援を強化することが求められております。支援の拡充について伺います。

(3)、新型コロナ感染拡大で沖縄の経済は深刻な影響を受けています。観光産業をはじめとする各種産業への財政支援を行うことについて伺います。また、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援金の実施状況と支援の拡大・継続を国に求めることについて伺います。

(4)、生活福祉資金の特例と住宅確保給付金の特例の実績と支援の延長について伺います。

3、少人数学級の実施について。

コロナ禍による家庭の困窮は子供に様々な影響を与えています。こうした子供を受け止める手厚い教育が必要です。学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人学級程度の授業ができるようにすべきであります。

以下、質問をいたします。

(1)、県内の小・中・高校・特別支援学校でのいじめや暴力行為件数について伺います。

(2)、県内の小中学校の教職員の非正規雇用の現状と、正規職員化を進め、正規職員増員計画について伺います。

(3)、少人数学級を実施するために1学級20人の教室数、教員数について伺います。

(4)、早急に国への少人数学級の実施を求めることについて伺います。

4、介護保険制度について。

昨年12月19日に発表された政府の全世代型社会保障検討会議中間報告で、現在、原則1割の75歳以上の高齢者の医療費窓口負担について、団塊の世代が75歳以上になり始める2022年までに実施できるよう法制上の措置を講じるとしています。高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を受給している高齢者世帯は1.2倍以上に増えています。これ以上の負担増は大幅な受

診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。高齢者の負担は介護保険でも既に利用料の2割負担が一定所得以上で行われています。医療や介護の保険料も増加の一途です。介護保険の2割負担開始後、介護サービスを中止した人が少なくありません。負担増に道理はありません。

コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれるときに、それに逆行する負担増はやめるべきです。

以下、質問いたします。

(1)、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の介護保険減免制度を、全額国の補助で傷病に限定しない恒久的な制度とするよう国に求めることについて伺います。

(2)、介護職員の処遇改善をはじめ、介護人材確保のための抜本的な支援策を講ずることについて伺います。

(3)、介護保険利用料の原則2割負担への引上げを行わないように国に要請することについて伺います。

5、老朽化した県営団地の建て替え計画について。

(1)、老朽化した県営団地の建て替え計画について伺います。

(2)、県営西崎団地は老朽化が進み、壁の剝離や落下等で生活環境に大きな影響を与えています。早急に建て替えを実施するよう求めます。その計画について伺います。

6、糸満市への海洋深層水研究施設の建設について。

海洋深層水の利活用は、農水産業をはじめ産業振興に大きな役割を果たすものと期待されています。県水産海洋技術センターや農業研究センターとの連携を図り、産業振興の展望を切り開き、県経済の発展に大きな役割を果たす、海洋深層水取水施設を糸満市喜屋武地域に建設することについて、知事の御所見を伺います。

7、ジェンダー平等社会実現へ。

(1)、コロナ禍でDV被害が増えています。DV被害の件数と被害者を守るための対策について伺います。

(2)、全市町村へのDV相談室の配置、一時保護施設の増設、DV防止基本計画の策定について伺います。

(3)、性暴力被害者ワンストップ支援センターの体制と拡充、財政支援について伺います。

(4)、女性の社会参加を促進するとともに、県の管理職や審議会などへも積極的に目標を持って登用することについて伺います。

以上、後ほど再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えします。

7、ジェンダー平等社会実現についての御質問の中の(4)、女性の社会参加の促進についてお答えします。

沖縄県では、第5次沖縄県男女共同参画計画に基づき、県の審議会等における女性委員の割合を40%、県の管理職に占める女性の割合を15%と目標値を定めております。令和2年4月時点における審議会等における女性の登用率は29.6%、県の管理職に占める女性の割合については14.7%となっております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、引き続きジェンダー平等の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、糸満市からの土砂採取についての御質問のうち(1)、糸満市及び八重瀬町から埋立土砂を採取することについてお答えいたします。

本年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、内容審査において、生活環境への悪影響等について十分配慮した対策が取られているか、厳正に審査していくこととしております。

次に5、老朽化した県営団地の建て替え計画についての(1)、老朽化した県営住宅及び県営西崎団地の建て替え計画についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

県営住宅の建て替え及び改善については、平成29年度から令和8年度までを期間とする沖縄県公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した団地の建て替え等を順次実施することとしております。当該計画において、県営西崎団地は建て替え及び改善と位置づけられており、今後、高層棟の改善とともに中層棟は建て替えを含めて検討し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、糸満市からの土砂採取についての御質問の中の(2)、遺骨収集の集中実施期間における県の支援についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、国は平成28年度から令和6年度までを集中実施期間とし、遺骨収集に関する施策を実施しているところであります。県では、戦没者遺骨収集情報センターを通して現地調査を順次行う等、遺骨収集の加速化に取り組んでいるところです。さらに、一柱でも多くの遺骨を速やかに収容するため、引き続き関係者からの情報収集やボランティアへの支援等を実施してまいります。

次に2、新型コロナウイルスから県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の(4)、特例貸付けと住居確保給付金の実績等についてお答えいたします。

生活福祉資金特例貸付けについては、11月末現在で、緊急小口資金と総合支援資金を合わせて、貸付決定件数6万3751件、貸付決定額220億5084万円となっております。住居確保給付金については、10月末現在で、新規支給決定件数2665件、支給決定額が約3億5985万円となっております。受付期間等については、12月末で期限を迎えることから、国に対し延長を要請したところです。

次に4、介護保険制度についての(1)、介護保険料減免制度についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が重篤な疾病を負った場合や、事業収入等が前年に比べ一定割合以上減少が見込まれる場合などの要件に該当した場合、保険者において第1号保険料の減免を実施しており、これについては、全額国からの財政支援が行われております。当該減免を疾病に限定しない恒久的な制度とするよう国へ要望することについては、介護保険制度の趣旨や県内保険者の意見等も踏まえた上で、対応を検討してまいります。

同じく4の(2)、介護人材の確保策についてお答えいたします。

県においては、介護に関する入門的研修の実施など、介護人材の裾野を拡大する取組や、労働環境改善のための取組など、介護人材の確保について総合的に展開しているところです。また、介護職員の処遇改善については、従来の加算に加え、さらなる改善を進めることを目的に、令和元年10月に特定処遇改善加算が創設されました。

県としましては、引き続き当該加算の取得促進に努めるなど、介護人材の確保に向けた取組を強化してまいります。

同じく4の(3)、利用者負担の引上げについてお答えいたします。

介護保険の利用者負担の在り方については、制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担能力に応じた公平性の観点から、現役並み所得や一定以上所得の判断基準について、国において検討が進められております。なお、令和元年12月に取りまとめられた国の社会保障審議会の意見では、利用者への影響を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当であるとされたところです。

県としましては、国の動向等を注視し、他の都道府県とも連携して適切に対応してまいります。

次に7、ジェンダー平等社会の実現についての御質問の中の(1)、DV被害の件数と対策についてお答えいたします。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、速報値で、前年度と比較して3月から6月までは増加しておりましたが、7月以降は減少が続いております。県では、これまでに女性相談所の増員などの体制強化や相談機関の周知を新聞等で行ったところです。コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後もDV相談件数は増加する可能性があることから、県としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、DVの早期発見・早期対応に努めてまいります。

同じく7の(2)、DV相談室の配置等についてお答えいたします。

県では、女性相談所及び県福祉事務所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害の相談に応じております。一時保護については、女性相談所の保護所に加え、16か所の民間施設を活用して実施しているところです。また、DV防止法に基づく計画を策定している市町村は、令和2年10月現在、9市町となっており、県としましては、市町村における計画策定を促進してまいります。

同じく7の(3)、性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営体制と人員についてお答えいたします。

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターは、令和元年8月に病院拠点型へ移行し、24時間365日体制で相談支援や医療支援を行っております。センターでは、相談支援員が常時2名体制で電話相談を受けるほか、日中はコーディネーター1名を配置し、対応しております。

県では、令和2年度の同センター運営費として約

9000万円を予算措置し、被害直後からの総合的な支援を迅速に提供できる体制を整えており、相談者が置かれている状況や意思を尊重しながら適切に支援しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルスから県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の(1)、緊急包括支援交付金の交付金額についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、これまで国に対し、約272億7000万円の交付申請を行い、約261億1000万円の交付決定を受けております。そのうち、令和2年11月16日時点で県から医療機関等へ交付した金額は、病床確保事業約2億6400万円、宿泊療養施設確保事業約4億7500万円、重点医療機関体制整備事業約11億3100万円、慰労金交付事業約29億円、周産期等確保事業の設備整備及び支援金事業約4500万円、医療機関・薬局等の感染拡大防止支援事業約4億6100万円、計約52億7800万円となっております。なお、入院医療機関設備整備事業、帰国者・接触者外来等設備整備事業及び重点医療機関等設備整備事業につきましては、交付に向けて調整中でございます。

同じく2の(2)、医療機関に対する財政支援についてお答えいたします。

県は、感染患者の受入れを行う医療機関への財政支援を強化するため、重点医療機関の空床確保の補助のさらなる拡充や、感染患者受入れに対する協力金の追加交付等に必要な予算約109億円を11月補正予算で計上したところであり、これらを含め、総額約230億円の財政支援を行うこととしております。また、地域の診療所、歯科、薬局など全ての医療機関等に対し、院内での感染拡大防止、診療提供体制の確保のため約29億円の財政支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 2、新型コロナウイルスから県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての(3)、観光関連事業者への支援についてお答えいたします。

県では、落ち込んだ旅行需要の回復を図るおきなわ彩発見キャンペーン事業をはじめ、感染症拡大防止対策を奨励するため、民宿やツアーガイド等の事業者へ、

一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトを実施しました。また、貸切りバス等を活用した旅行商品へ補助を行うおきなわ彩発見バスツアー促進事業や、航空会社等の広告媒体を活用したプロモーションを実施し、感染予防の両立を図る安全・安心の沖縄観光を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新型コロナウイルスから県民の生命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の(3)、各種産業への財政支援や雇用調整助成金等の実施状況と支援の拡大・継続を国に求めることについてお答えいたします。

県では、これまでうちなーんちゅ応援プロジェクト事業等で、事業者への支援金を給付してまいりました。今後の対応につきましては、県内の感染状況を踏まえ、国による財源の確保を見極めながら検討してまいります。また、国が実施する雇用調整助成金の支給状況は県内で2万9510件、持続化給付金は全国で約380万件、家賃支援給付金は全国で約51万件となっております。なお、雇用調整助成金の特例措置が令和3年2月末まで延長されますが、持続化給付金等については、再度の実施を含め、全国知事会を通じて国に対し継続の要請を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、少人数学級の実施についての御質問の中の(1)、いじめ、暴力行為についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査におけるいじめの認知件数は、小学校1万3116件、中学校1546件、高校205件、特別支援学校28件、合計1万4895件となっております。また、暴力行為の件数は、小学校1812件、中学校793件、高校82件、合計2687件となっております。

同じく(2)、県内小中学校の非正規雇用の現状等についてお答えします。

本県の公立小中学校における臨時的任用教員数は、令和2年5月1日時点で、小学校896人、中学校621人、合計1517人で、教員定数に占める割合は16.4%となっております。

県教育委員会では、平成23年度以降、正規教員の採用者数を増やす取組を実施しており、令和2年度までの10年間で3315人を採用しております。引き続き、全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確

保に努めてまいります。

同じく3の(3)及び(4)、20人学級の教室数等及び国への要望についてお答えします。3の(3)と3の(4)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県内の市町村立小中学校全学年で20人学級を実施した場合について試算いたしますと、現在よりも、教室数は約2900教室、教員数は約3300人必要となると見込んでおります。少人数学級の実施については、令和2年6月9日に全国都道府県教育長協議会が、また、7月2日には全国知事会等が国に緊急要望しております。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しつつ、少人数学級の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 6、糸満市への海洋深層水研究施設の建設についての御質問の中の(1)、海洋深層水研究施設の建設についてお答えします。

水産分野における研究につきましては、水産海洋技術センターにおいて、資源管理、魚介藻類の養殖技術の開発、漁場調査等を行っており、海洋深層水を活用した研究については、海洋深層水研究所において実施しております。また海洋深層水の農業利用につきましては、農業研究センター等と連携して技術開発に取り組んできたところであります。

県としましては、新たな施設の建設計画はありませんが、研究機関相互の連携強化を図ることで、海洋深層水を活用した生産技術の開発・普及等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん それでは再質問をさせていただきます。

大項目1点目の、土砂搬出の件でございますけれども、糸満市は沖縄戦最後の激戦地であり、多くの人たちが戦争の犠牲者となり、戦争で亡くなられた皆さんの遺骨はいまだ収容されていません。私の友人も当時4歳だった、たった一人の姉を戦争で亡くし、まだ見つからない姉の遺骨を早く見つけなければ、土砂と一緒に辺野古に埋められるのは耐えられないと訴えてきました。

ガマフヤーの具志堅隆松さんは、遺骨と石灰岩は見分けが付きにくいというのが実情です。戦争で亡くなられた皆さんの遺骨が混じった土砂で埋立てを強行す

ることは、戦争の犠牲者を二重に冒瀆することだと訴えておられます。

戦争で亡くなられた皆さんの血が染み込んだ土砂を、辺野古の新基地建設の埋立てに使うことは断じて許せません。知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

これまでの一連の選挙や県民投票において普天間飛行場の辺野古移設への民意が揺るぎない形で繰り返し示される中で、これを一顧だにせず、軟弱地盤等の極めて重要な問題があるにもかかわらず、工事を強行し続ける政府の姿勢は到底容認できるものではありません。

県は政府に対し、埋立工事を直ちに中止して、県との対話に応じるよう繰り返し求めているところであり、今後とも県民投票等で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に向け全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。設計変更申請も絶対に認められない、こういう立場で取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

大項目2点目の、新型コロナの問題について質問をいたします。

感染症が増える中で、病床は逼迫をし、患者の増加に医療体制、人員が耐え切れなくなっております。医療崩壊の危機が迫っています。医療体制を維持、強化するための抜本的な施策が必要であります。政府の医療機関への支援金をすぐに現場に届けることが必要です。

地域医療を支える全ての病院、診療所に減収補填を行うよう、国に要求することについて質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型コロナウイルスに対応する病院、それからそれ以外の病院につきましても、コロナの影響は非常に受けているものと考えております。国からの緊急包括支援交付金を使っている事業も多々ございますが、県としましては、早期に支給できるように今努力しているところでございますが、それ以上の支援につきましても全国知事会等を通じて要請しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 次に、少人数学級について質問いたします。

県内の小中学校、特別支援学校で確認された、いじめや暴力行為件数が過去最高となっています。不登校の子供、子供の貧困、児童虐待等いずれの指標でも急増しています。国連児童基金の38か国の子供たちの幸福度の調査では、日本の子供たちの精神的な幸福度が37位の最低レベルになっております。見過ごすことはできません。一人一人の子供たちに丁寧に寄り添い、どの子どもも安心して学校生活が過ごせるように少人数学級の実施が急がれます。政府は来年度予算の概算要求に少人数学級の実現に向けた体制整備を行っていくというふうに答弁をしておりますけれども、県の少人数学級実施に向けた取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

県におきましては、小学校1年から中学校1年まで現在、少人数学級を導入しております。中学校2年、3年生がまだでございますので、しっかり中学校2年生、3年生の35人の少人数学級の実現に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 次は介護保険について質問をいたします。

介護保険料の年収280万円以上の2割負担化で利用控えが起きています。国は3.8%の人がサービス減少、中止したと答弁をしております。所得に関係なく、介護保険料が原則2割に引き上げられることになると、低所得者の皆さんが介護サービスを受けられないということになります。

このような事態を許していいのかどうかということが問われております。介護保険料の原則2割負担は実施しないよう国に要求することについて、県の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 利用料の所得制限の引下げ等につきましてですけれども、答弁申し上げましたように国の審議会において議論はされているところです。審議会の意見といたしましては、利用者への影響等も踏まえつつ引き続き検討を行うことが適当であるというようなことでまとまりつつあるようでございます。

県といたしましては、その国の動向も注視しながら

適切に他県とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 次に、ジェンダー平等について質問をいたします。

コロナ禍の下で、女性のDV被害と自殺者が増加していることが大きな問題になっております。東京都医師会は10月の記者会見で女性自殺者の増加の背景として、生活苦や経済的不安の高まりとともに、対面での交流機会を失い、悩みを抱え込む自粛生活等で女性が精神的に追い込まれていることを示していると述べております。

命を守るための相談体制の拡充強化が緊急に求められております。県が女性の現状について、実態調査を実施し、全市町村への相談窓口の設置をはじめ、早急な支援策を実施していくべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） コロナ感染症の拡大によるDVなど女性に対する様々なことが危惧されるところでございます。県においては女性相談所の相談員増員などの体制強化を図ったほか、相談場所を改めて新聞等で周知を強化するなどの取組をしております。その支援体制を構築しているところでございます。市町村におけるDV防止基本計画の策定につきましては、担当者会議等、折に触れましてこの策定を促進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん DV被害が急増し、自殺者も増えているということが言われておりますけれども、DV被害の実態、件数、掌握しておられますか。自殺の現状はどういうふうになっているのか、皆さんつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） DV被害相談につきましては、3月から6月まで増加し、特に4月及び6月が50%以上の増加となっているところです。7月以降少し減少、落ち着いているところですが、県といたしましては、やはりコロナウイルス感染の拡大が長期化しているところから今後が危惧される場所ですので、相談体制の強化とともに相談先の周知などに取り組んでいるところでございます。

自殺者についてのデータはすみません、ちょっと持っていないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 女性たちの置かれている現状について、DV防止被害者支援基本計画策定してありますが、この策定した計画に沿って、皆さん方が女性たちの置かれている現状をしっかりと把握をしていく。今問題になっているのは、DVの被害もそうだし、自殺も増えているという現状がある。そして女性たちが置かれているこの就職問題も、非正規雇用の中で仕事がなくなって子供を抱えて育てていくのにどうしていいかわからない。今誰に相談をしていいのか分からない。それで結局自殺に追い込まれていくという、こういう経済的にも大変厳しい現状に女性たちが置かれているという状況を皆さんが一刻も早くしっかりと把握をして、そこに対応していくということが必要じゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ているの相談窓口にも寄せられたのですが、コロナウイルスの感染拡大によって、例えば職を失ったり、減収となり子育てに関する負担が増えたり、あるいは介護事業所を自粛することによって介護の負担が増えたりといったような女性からの相談が寄せられているところでございます。

県といたしましては、そういった相談窓口での声を聞きながら、引き続き負担を軽減するための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 沖縄県は、配偶者等からの暴力防止、被害者支援基本計画を策定しています。それでは、住宅確保、経済的支援、就業や子育て支援等において、支援計画が細かく規定をされています。

県の基本計画に沿って、関係各機関が連携を取って緊急かつ具体的な支援を実施することが今本当に求められていると思います。その皆さん方の実施状況、そして支援の拡充を進めていくということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県におきましては、関係機関が相互に情報を交換いたしましてこの問題に対する認識の共有ですとか連携を強化することを目的といたしまして、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議を設置いたしまして、その連携を図っているところでございます。この機関は25機関・団体で構成をされておまして、民間団体も含んでおり

ます。

県といたしましては、そのような連絡会議等を通して連携を深め、課題を共有しながら取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ、女性たちが置かれている現状がどういう実態にあるかということをしかりと皆さん方自身が把握をしていただいて、各市町村にDV防止基本計画の策定ということもありますし、それとともに相談室の設置ということも規定をされています。それがあまり進んでいないという実態があると思いますので、そこに対して皆さん方しっかりとした指導をやって、ちゃんとした基本計画を各市町村で策定してもらって、相談窓口も設置して、困ったときに女性たちが本当にすぐに相談に行ける場所を確保していくということが必要だろうというふうに思います。

ぜひ、皆さん方の今後の取組、支援拡充を強めていただきますようよろしくお願いいたしますまして、質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

会派沖縄・平和の照屋大河です。

質問の前に所見を述べてから、質問に移りたいというふうに思います。

前回議会では、漫画、タイガーマスクの話をしていただきました。今日は漫画、鬼滅の刃。昨日、単行本の最終巻が沖縄の書店にも並んだようです。たくさんの皆さんが訪れたようですが、沖縄では発売から数日遅れて書籍が届くということになっているようです。輸送の関係で。ただ我が家は東京に行ったり来たりするじいちゃんがいるもんですから、私の3年生の三男は、この鬼滅の刃を買ってきてほしいとじいちゃんにせがんで。せっせとせっせと沖縄にじいちゃんが運んでくるもんだから、我が家では三男のじいちゃんの支持率はもう上がりっ放し。

一方で、菅総理大臣、臨時国会の最初にこの鬼滅の刃のせりふ、文言を引用して、全集中の呼吸で答弁します。鬼滅の刃の人気や勢いにあやかっただのかもしれませんが、臨時国会を終えて、その結果、答弁の中身は支離滅裂——滅は鬼滅にかかっていますが。週末の報道各社の世論調査では、軒並み支持率は下落のようでありまして。解散の時期に対する影響も予測されるというふうにかかれていまして。世論調査では菅総理大臣の新型コロナ対策について評価できないとする声が多かったようです。

今日も今議会でもコロナに関する多くの議論がなされていますが、菅総理大臣では国民の命や暮らしをコロナ禍から守ることはできないだろうというふうに思っています。政権運営、それから次期解散総選挙にも赤信号が点滅しているというふうな減もかかっていますというふうに臨時国会を評価して、一般質問に移ります。

まず、知事の政治姿勢についてです。

(1)、10・21県民大会から25年、米兵3名による少女暴行事件に抗議する1995年10月21日の県民大会から25年が経過しました。8万5000人が参加した大会は、基地あるがゆえに起こる悲劇、不条理を糾弾する県民世論の象徴となって、日米両政府を突き動かし日米地位協定の運用改善、普天間基地の返還合意、SACO最終報告などにつながっていった。一方で、県民が求める日米地位協定の全面改正や普天間基地の無条件返還ははまだ実現していません。10・21県民大会の今日的意義について知事はどう考えるのか伺います。

(2)、コザ暴動から50年、1970年12月20日発生のコザ暴動から、間もなく50年の節目を迎えます。コザ暴動は米軍統治下の沖縄を象徴し、復帰前夜の沖縄を語る上で欠かせない事件であります。米兵を父に持つ知事にとってコザ暴動とはどのような事件であったのか伺います。

(3)、辺野古新基地を困難視した米CSIS報告書について。

米シンクタンクの戦略国際問題研究所、CSISが11月に出した報告書で、辺野古新基地について、「困難を抱え続けている。完成期日は2030年まで延び、費用が急騰している」とし、「完成する可能性が低そうだ」と建設を困難視している。CSIS報告書に対する知事の受け止めについて伺います。

大きい2番、基地問題について。

(1)、普天間飛行場負担軽減推進会議について。

去る11月19日、約1年2か月ぶりとなる普天間飛行場の負担軽減推進会議作業部会が開催されました。県と宜野湾市が求めた、普天間飛行場の運用停止の新たな期限設定について、国は否定したようであります。伺います。

ア、会議の開催が目的化し、肝腎の普天間基地の負担軽減に関する議論が遅々として進んでいないように見えるが、県の見解を伺います。

イ、作業部会を受け、知事は記者団に、普天間の危険性除去には、別の話合いの場が必要だと述べている。発言の真意は何か、知事の考えを伺います。

ウ、国は、米軍機による地上デジタル放送の受信障害について、対象範囲を宜野湾市内全域に拡大する方針を示したようである。同様に、県は宜野湾市と連携してNHK受信料の半額助成措置が普天間飛行場にも適用されるよう求めていく考えはあるか伺います。

(2)、頻発する米軍関係者の事件・事故について。

ア、頻発する米軍関係者の飲酒絡みの事件に対する知事の受け止めを伺う。

イ、在沖米軍における新型コロナウイルス感染症予防対策や勤務時間外の行動指針リバティ制度は現在どうなっているか。外出や宿泊、基地外での飲酒などは認められているのか伺います。

ウ、多発する事件を受け、県は米軍人・軍属等による事件・事故防止のためのワーキング・チーム(CWT)の速やかな開催を求めている。CWT、ワーキング・チームは2017年4月を最後に開かれていないが、その理由は何か。開催のめどは立ったか伺います。

(3)、津堅島のパラシュート降下訓練について。

津堅島訓練場水域における米軍のパラシュート降下訓練が常態化しています。地元の反発する中、去る11月18日に今年11回目となる訓練が強行され、年間の訓練実施回数の最多記録が更新されました。地元うるま市やうるま市議会は市民の安心・安全を守る観点から、何度も抗議し沖縄防衛局を通じて訓練中止を求めています。うるま市議会は直近の抗議決議で、日米合同委員会で訓練を実施しないことを決定するよう、強く求めています。

伺います。

ア、津堅島訓練場水域での訓練は、県が確認を始めた1997年から2016年まで年間ゼロから1回しか実施されなかったが、2017年から急増している。訓練急増の理由は何か、県の見解を伺います。

イ、国は、1972年の日米合同委員会で年間120日まで使用することが認められているとして、使用条件の範囲内での実施を問題視しない考えを貫いている。国の見解に対する県の受け止めを伺います。

(4)、嘉手納基地の機能強化について。

ア、海兵航空団嘉手納連絡隊は出入国管理や軍需品、兵たん、車両輸送、航空機への給油機能などを担い、新たな施設はF35Bの運用を想定したものようだが、県として事実関係は把握できているか。

イ、三連協はじめ地元住民は、嘉手納基地の機能強化は許されないと猛反発している。県も三連協と同じ認識か、見解を伺います。

(5)番、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について。

ア、統合計画の2ページ概観末尾には「付表Aにおける施設・区域の返還時期は、日米両政府により、3年ごとに更新され、公表される」とあります。これまで3年ごとの更新は何回行われ、どのように公表されてきたのか伺います。更新されていないならば、記載事項を履行するよう政府に求めていくべきだと考えるが、県の見解について伺います。

3、新たな沖縄振興特別措置法について。

(1)、現行沖縄振興計画に基づく事業を推進する高率補助制度、一括交付金制度、沖縄関係税制や政策金融などの特別措置についていかなる検証がどのように行われているのか。また、検証の結果、どの程度沖縄振興に寄与したと考えているのか、現時点での県の評価を伺います。

(2)、知事が委員長を務める県振興推進委員会が新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）を決定した。86の新規制度のうち、主な制度提言として沖縄らしいSDGs推進特区の創設など6制度が上げられているが、特筆した理由について伺います。

4、新型コロナウイルス感染症による県経済への影響について。

(1)、Go ToトラベルやGo Toイートによる県経済への波及効果はどの程度あったか、県の試算を伺います。

(2)、Go Toキャンペーンの一時停止に対応する考えはあるか。その場合、事業者に対して県独自の補填策を講じる考えはあるか。

(3)、第3波到来の中、忘年会・新年会の自粛による飲食業やホテル事業者への影響が懸念されるが、どのような見通しを持ち、いかなる支援策を打ち出していくつもりか伺う。

5、結婚新生活支援事業制度について。

内閣府は、少子化対策の一環として事業化している結婚新生活支援事業制度を拡充し、新婚世帯の家賃や敷金・礼金、引っ越し代など新生活にかかる費用について、来年度から60万円を上限に補助する方針を固めている。

(1)、同事業の実施主体は市町村であり、現在県内で導入しているのは石垣市、南城市、恩納村の3市村にとどまる。制度拡充に当たって、これまで2分の1だった補助率は3分の2にかさ上げされるほか、都道府県が音頭を取ることで採用自治体が面的に拡大するモデル事業となっているが、導入を検討している自治体は出てきているか、採用拡大に向けた県の取組と併せて伺います。

(2)、県内のプライダル関係企業や個人でつくる沖

縄ローカルウエディング協会（仮称）が、新型コロナウイルスの影響で3月以降の結婚式や披露宴が9割減と厳しい状況にあるとして、新婦・新郎に一定の助成金を交付するなどの支援を県議会に要請している。結婚新生活支援事業と絡めた対応は制度として可能か、県の見解を伺います。

6、ハンセン病について。

ハンセン病元患者の家族に対する補償法施行から11月22日で1年が経過した。厚生労働省によると、申請はこれまでに6431件、認定は5885件と、いずれも国が推計する対象約2万4000人の4分の1にとどまります。

伺います。

(1)、法施行後1年間の県内における申請件数及び認定件数の実績、国が推計する対象者数に対する認定数の割合について伺います。また、県は申請が伸び悩む理由をどう分析しているか伺います。

(2)、申請期限は法施行から5年である。差別解消による環境整備や周知方法が課題となるが、県の取組を伺います。

7番、児童手当の縮小見直しについて。

国が児童手当を縮小する検討に入ったようです。所得制限の算定基準を見直すほか、所得制限を超える世帯に支給する特例給付は廃止も含めて検討するというようなようであります。国は児童手当の縮小によって、待機児童解消の財源不足を補う狙いのようですが、子育て支援予算の付け替えにすぎません。不妊治療の拡充を掲げながら、児童手当を縮小すればパイの奪い合いになります。そもそも安倍政権は幼児教育・保育の無償化に充てるために消費税を10%に上げると公約して2017年の衆院選を戦ったはずであります。子育て世代から搾り取るようでは、本末転倒であります。予算を削るのではなく、全体を底上げしなければ少子化対策の充実とは言えません。

伺います。

(1)、報道によると、政府は年内に結論を出す見通しのようなのだが、県はいかなる情報を得ているか。本県の子育て世帯への具体的影響を試算できているか。

(2)、見直し案では、所得制限の算定基準を「夫婦で所得が高いほう」から「夫婦の所得の合算」に変更するようであります。子育て世代に共働き世帯が多い沖縄にとって影響の大きい制度変更だと考えるが、県の見解について伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） 照屋大河議員の御質問にお答えをいたします。

3、新たな沖縄振興特別措置法についての中の(2)、制度提言（中間報告）の主な制度についてお答えいたします。

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）は、令和4年度以降の沖縄振興を進める上で、沖縄を取り巻く社会経済の変化や県民ニーズの多様化、技術の革新などを捉え、より効果的に事業を推進するため、拡充または創設が必要な制度について取りまとめております。その概要版では、新時代沖縄を展望し得るより深化した振興策の推進や、SDGs、デジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルなどの国の施策と連動した新たな制度として、沖縄らしいSDGs推進特区、沖縄デジタルトランスフォーメーション支援制度、イノベーションパーク特別地区、沖縄鉄道の整備、エネルギー安定供給支援制度を示しております。加えて、アフターコロナを見据え、安全・安心な沖縄の構築を図る制度として、沖縄振興を下支える社会的検査の推進を示しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、10・21県民大会の意義についてお答えいたします。

平成7年の県民総決起大会は、沖縄の米軍基地問題について、かつてないほど世論を喚起し、特に日米両政府に対して、沖縄の過重な基地負担を再認識させるきっかけとなったものと考えております。また、同大会は、普天間飛行場の全面返還等を内容とするSACO最終報告など、基地負担軽減策の基礎につながったものと認識しております。しかし、普天間飛行場の返還や同大会で決議された日米地位協定の見直し等はいまだ実現していないことは大変残念であります。

県としては、引き続き普天間飛行場の早期返還や日米地位協定の見直し等、米軍基地問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

同じく1の(2)、コザ暴動についてお答えいたします。

コザ暴動は、1970年12月に現在の沖縄市で起きました。知事は、当時まだ小学生であり、事件後に現場付近を訪れた際、戦争でも起きたのかという恐ろしさを感じたと振り返っておられます。また、後に大人になってから、この事件は、米軍施政権下において日常的に起こる米兵による事件や、県民の尊厳が一顧だに

されない事態に対する県民の不満や怒りが噴出したものだったと実感するようになったことを、インタビュー等で発言されております。

同じく1の(3)、C S I S報告書についてお答えをいたします。

C S I S報告書が、辺野古新基地について、完成する可能性が低そうだと指摘していることは承知しております。これは、県が設置した米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言の中の、技術的にも財政面からも完成が困難との内容にも合致するものであり、有識者の間で辺野古新基地建設が困難との認識が広がりつつあると受け止めております。

県としましては、このような状況も踏まえ、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策との固定観念にとられずに県との真摯な対話に応じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

次に2、基地問題についての(1)のア、普天間飛行場負担軽減推進会議についてお答えいたします。

先月19日、普天間飛行場負担軽減推進作業部会が開催され、同飛行場の速やかな運用停止に向けた具体的なスケジュールの作成などについて協議を行ったところです。

県としましては、普天間飛行場の危険性の除去の実現のためには、国・県・市が共通の認識を有し、負担軽減に向けた意見交換を定期的に行う必要があると考えております。今後とも、宜野湾市と連携し、目に見える形で負担軽減が実現されるよう、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を政府に対し求めてまいります。

同じく2の(1)のイ、普天間飛行場の危険性の除去に向けた話合いについてお答えいたします。

普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会においては、普天間飛行場の危険性の除去や、負担軽減等の取組に係る協議を行っているところです。先月19日の知事の発言は、辺野古新基地建設問題の解決については、県と政府との協議の場が必要との認識を示したものです。

同じく2の(1)のウ、NHK受信料助成制度の拡充についてお答えいたします。

普天間飛行場は、F A 18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であり、県が実施した同飛行場周辺における令和元年度航空機騒音測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されております。そのため、県は、これまで軍転協を通じてNHK放送受信料の助成対象区域とするよう政府に対し求めており、引き続き基地周辺住民の意向が十分反映されるよ

う、渉外知事会や軍転協とも連携しながら政府に求めていきたいと考えております。

同じく2の(2)のア、米軍関係者による飲酒絡みの事件についてお答えいたします。

県としましては、10月末から相次いだ米軍人による事件は、県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。そのため、米軍及び日米両政府に対し、より一層の綱紀肅正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請しております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われており、その際にも再発防止等を求めたいと考えております。今後とも、あらゆる機会を通じて、米軍基地に起因する事件・事故の再発防止の徹底について求めてまいります。

同じく2の(2)のイ、米軍における基地外の飲酒制限等についてお答えいたします。

在日米軍のウェブサイトで公表されている資料によると、現行のリバティー制度では主に、全兵士に対して、原則的に午前零時から5時まで基地外での飲酒禁止が課せられており、また、三等軍曹及び二等兵曹以下の兵士に対して、原則的に午前1時から5時まで基地外への外出禁止が義務づけられているとのことです。新型コロナウイルス感染防止対策について、在沖米海兵隊によると、基地外飲食店における店内飲食やバーの利用などが禁止されているとのことです。

同じく2の(2)のウ、協力ワーキングチーム(CWT)の開催についてお答えいたします。

協力ワーキングチーム(CWT)の開催について外務省沖縄事務所に確認したところ、関係者との間で調整を行っているとのことであります。また、最近の県内での米軍関係者による事件・事故の多発という状況も踏まえ、CWTの枠組みも含め様々な機会を通じて関係者間の協議を行い、事件・事故の再発防止策が着実に実施されるよう取り組んでいくとのことでした。

県としては、米軍人・軍属等による公務外の事件・事故防止を図るため、引き続き早期の開催を強く求めていきたいと考えております。

同じく2の(3)のア、津堅島訓練場水域での訓練増加の理由及び国の見解に対する県の受け止めについてお答えいたします。2の(3)のアと2の(3)のイは関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練は、2017年から増加し、2020年は11月末現在で過去最多の11回となっております。なお、同訓練が増加した理由については、沖縄防衛局を通じて米軍に確認し

ておりますが、今のところ回答はありません。また、同訓練について、国が日米合同委員会合意に照らして問題があるとは考えていないとの認識を示していることは、承知しております。しかしながら、同水域は勝連半島と津堅島とを結ぶ定期船や漁船等が航行する水域となっており、同水域でのパラシュート降下訓練は周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与え、また被害を与えるおそれがあることから、県は、同水域でパラシュート降下訓練を実施すべきではないと考えております。

同じく2の(4)のア、嘉手納飛行場の海兵隊施設に係る県の認識についてお答えいたします。2の(4)のアと2の(4)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

米海兵隊太平洋基地がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについて、沖縄防衛局に確認したところ、米軍からは既存施設の改修及び更新であるとの回答があったとのことであります。また、同プレスリリースでF35B戦闘機の同飛行場での運用が言及されていることについて、米軍は、同施設の改修及び更新は嘉手納飛行場でのF35B戦闘機の将来的な常駐配備を目的とした事実はないとしております。一方、海兵隊が今後、陸・海・空軍との連携や戦闘即応性を強化させるとしていることなどについては、運用上の安全性に係る観点から、詳細は差し控えるとしております。

県としては、これ以上の基地負担の増加はあってはならないことから、三連協とも連携し、同施設の運用等、詳細な事実関係について確認していきたいと考えております。

同じく2の(5)のア、統合計画の更新及び公表についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、着実に進める必要があると考えております。統合計画で示された返還時期については、3年ごとに更新され、公表されることとなっておりますが、発表から7年以上経過した現在でも更新されておられません。

県としては、これまでも統合計画の3年ごとの更新と公表を要請してきたところであり、去る10月22日には岸防衛大臣にも要請を行ったところでもあります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 3、新たな沖縄振興特別

措置法についての(1)、沖縄関係制度の検証と県の評価についてお答えいたします。

県が実施した総点検の結果、高率補助制度については、その活用により社会基盤や生産基盤、学校教育施設等の整備を進めた結果、本土との格差は縮小しております。沖縄振興交付金制度については、県や市町村が抱える課題や沖縄の特殊事情に基因する諸課題に活用され、住民ニーズに即したきめ細かな事業が実施されたことから、産業の成長、離島住民の移動コストの低減、教育環境の整備、福祉の向上などが図られております。沖縄関係税制については、本県の産業高度化や企業立地の促進、雇用の創出、観光収入に寄与するなど、産業振興や県民生活の向上に貢献しております。沖縄振興開発金融公庫は、地域の実情に応じた支援のノウハウを有しており、機動的な対応を実現していることから、引き続き地域に根差した政策金融機能の発揮が求められております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 4、新型コロナウイルスによる県経済への影響についての(1)、GoToトラベル事業の経済波及効果についてお答えいたします。

GoToトラベル事業につきましては、都道府県別の利用実績が公表されていないことから、産業連関分析を用いた沖縄県内への経済波及効果の測定は困難となっております。なお、最近の入域観光客数につきましては、令和2年9月が23万人、10月が34万人と回復傾向にあることから、GoToトラベル事業が観光需要の回復を支えているとともに、宿泊業、飲食サービス業や運輸業など県内産業への一定の経済波及効果が生じているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 4、新型コロナウイルスによる県経済への影響について御質問の中の(1)、GoToイートの県経済への波及効果についてお答えいたします。

GoToイート事業におけるプレミアム付き食事券について、本県では、11月17日から発行がスタートしたところであります。プレミアム率25%の食事券を発行しており、11月26日現在、約5億7000万円分の商品券が販売され、約1000店舗が加盟飲食店として登録されております。総額60億円の直接効果が見

込まれ、本事業の実施により、感染予防対策に取り組みながら頑張る飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援するため、国と連携しながら取り組んでまいります。

同じく4の(2)、GoToイートの一時停止への考えについてお答えいたします。

GoToイートについては、経済活性化への期待が大きく、また、4人以下という新たな利用制限を国に要請していること等を踏まえ、現時点では食事券の発行の一時停止等を国に求めないことといたしました。

県といたしましては、医療専門家や経済団体等の意見を踏まえ、現時点は、テークアウト、デリバリーでの利用を呼びかけるとともに、業界や市町村と連携した巡回キャンペーンの実施など感染防止対策の強化を図りつつ、GoToイート事業を継続したいと考えております。

同じく4の(3)、忘年会等自粛の影響が懸念される飲食業やホテル事業者への支援策についてお答えいたします。

県では、これまで、休業要請や営業時間短縮要請に応じた中小企業者等に支援金を給付するとともに、新型コロナウイルス感染症対応資金により、中小企業者の円滑な資金繰り支援を行っております。また、EコマースやGoToイートによるテークアウト、デリバリーの利用促進など、ウイズコロナに対応したビジネスモデルの促進に加え、地域消費活性化支援事業により飲食店等の需要喚起を図るなど、コロナ禍で厳しい状況にある県内事業者を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 5、結婚新生活支援事業制度についての御質問の中の(1)、結婚新生活支援事業についてお答えいたします。

結婚新生活支援事業については、次年度から、新たに2自治体の実施予定となっております。また、国は、新たに、都道府県が主導するモデル事業を創設することとしており、県としましては、今後、市町村と意見交換しながら事業の実施について検討してまいります。

同じく5の(2)、結婚新生活支援事業を活用した披露宴開催経費の助成についてお答えいたします。

結婚新生活支援事業は、新婚世帯に対し、新生活を始める上で必要なコストを支援するものとなっております。補助内容等は国の交付要綱において定められております。補助対象経費は、婚姻に伴う住宅取得費用ま

たは住宅賃借費用、引っ越し費用となっており、結婚式や披露宴のための経費は含まれていないところです。

次に7、児童手当の縮小見直しについての御質問の(1)と(2)、子育て世帯への影響及び制度変更に対する県の認識についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

報道されている見直し案では、所得の算定方法を世帯主の年収から夫婦の合計の年収に変更することや、夫婦の合計収入が一定額以上の場合に特例給付の縮小・廃止を行うことと併せ、第3子以降の手当増額などとされておりますが、国に確認したところ、現在検討中とのことであります。見直しによる影響等につきましては、現在、世帯主の収入により支給しているため、夫婦の合計収入を把握しておらず、試算は困難となっております。

県としましては、情報収集に努めながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 6、ハンセン病についての御質問の中の(1)、家族補償金の申請実績及び申請が少ない理由についてお答えいたします。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の申請については、県を経由することなく国が直接の窓口となっており、都道府県ごとの申請件数等については公表されていない状況です。国の推計する対象者に対する申請件数が2割強と低調であることにつきましては、ハンセン病元患者の家族であることを周囲に知られることを恐れ、申請をちゅうちょしているケースもあるのではないかと推測しております。

同じく6の(2)、環境整備や周知に関する取組についてお答えいたします。

県は、ハンセン病に対する理解を深め、ハンセン病元患者及び家族の名誉回復を図るため、リーフレットの配布や小中学校での人権啓発講演会の実施など、普及啓発に取り組んでいるところであります。家族補償金の周知については、市町村に対し制度の周知を依頼するとともに、県のホームページにおいて国の相談窓口を案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

〔翁長雄治君登壇〕

○翁長 雄治君 ハイサイ グスーヨー チュー

ウガナビラ。

ていーだネットの翁長雄治でございます。心の準備がまだできていませんでしたけれども、よろしく願います。

質問に入る前に所感を述べさせていただきたいと思っております。

先週の火曜日から、私の家でカマキリを飼育しております。下の子供がとても昆虫が好きで、前からカマキリが欲しい欲しいということでしたんですが、なかなか見つからないのと、飼育がとても大変だということとずっと避けてきたんですけれども、先週火曜日に北中城村の仲順でついに見つけてしまいました、本当に爪の先2センチくらいの小さなカマキリなんですけれども、仲順で見つけたちゅんたろうということで、今毎日、フェイスブック等でもちゅんたろう日記ということで報告をしています。前まではバツタが好きで、子供たちはこの大好きなバツタを新しく家族になったちゅんたろうに差し出す。その情操教育というのか、弱肉強食の世界を3歳、5歳に見せるには少しまだ早いかなという気もしながら、そういった子供の成長というものを改めて感じるところでございます。

私としましては、カマキリを見るといつも中学校1年生の夏を思い出します。国語の授業でおれはかまきりという、かまきりりゅうじ改め工藤直子さんという方の書かれた詩がございまして。このカマキリの詩は、「おれはかまきり おうなつだぜ おれはげんきだぜ あまりちかよるな おれのこころもかまもどきどきするほどひかっているぜ」と。これだけ読むと、このカマキリというのはすごく大きなカマキリで夏の舞台で光り輝くカマキリだというふうに僕は中学生の頃思っていました。大人になってこのカマキリの詩を読むと、実は作者は小さなカマキリが生まれたてでまだまだ自分のカマも小っちゃいけど、初めて見る自分の鎌に興奮してこのように偉ぶるといふのかそういった詩であることを私も学びました。今改めて自分とちゅんたろうを比べてみますと、ちゅんたろうも小さな鎌で、僕たちに大変威張った態度をしていますけれども、自分に置き換えて議会ごとにもちゅんたろうと同じように脱皮をして成長した姿を皆様の下に見せられればなというふうに考えております。

では入っていきたくと思います。少し長くなりました。

一般質問です。

1、新型コロナウイルス対策について、以下伺います。

(1)、感染者と濃厚接触者になった家族の対応につ

いて。

私も今回感染いたしました、その中で私の妻はじめ、子供3人、みんな濃厚接触者となってしまいました。保健所等からは私はすぐにホテル療養というようなことがありましたけれども、妻が陽性だった場合、5歳、5歳、3歳の3人はどうやって生活するのかというのを保健所等とコールセンターのほうともお話をさせていただいたけれども、なかなか明確な答えがなく、私は結局、家族が陰性と分かるまではということ、で4日間自宅療養をし、その後もう一度健康観察をした際に入院ということになりました。もう既に恐らくガイドラインがあるのではないかというふうに思っているんですが、その辺について説明をよろしく願います。

(2)、感染者のメンタルヘルス対策について。

感染して、ホテルないし——特にホテルの方々なんですけれども、周りにすぐお医者さん、看護師さんがいらっしゃるという環境でない中で、もしかしたら急に悪化してしまうんじゃないかと。部屋の中でずっと生活をするという息苦しさ等々から、非常に心を病んでしまう方が私の周りにもいらっしゃいました。ぜひこちらのほうの県の対策についてお伺いします。

(3)、県民全員がPCR検査を受けることによる予算面と医療面での課題についてお願いします。

県民から多くの声が上がっている部分だと思いますが、この辺りの課題について一度お話を伺いたと思います。

(4)、観光業や教育現場、医療現場での感染状況についてお願いします。

やはり様々な観点が——これに介護とかいろいろと入ってくるんでしょうけれども、最前線で働いている、特にこの方々のこれまでの約1年間の感染状況について。特にこの数か月、お願いします。

2、健康行政について伺います。

皆様、お気づきでしょうか。私はこの質問をするために、20キロのダイエットをしてみました。市議会議員時代に——健康は私の大きなテーマなんですけれども——先輩方から、自分が一番不健康なのに健康の話をするのかということと言われてきましたので、今回はこの質問をするために20キロやってみましたので、ぜひよろしく願い申し上げます。後で数字は言いましょね。

(1)、健康経営についての本県の取組について伺います。

(2)、2025年・2040年問題における本県の考え方について伺います。

(3)、新型コロナウイルス流行以降の健康問題について。

ア、リモートワーク等、在宅勤務が増えることによる健康問題についての本県の取組について伺います。

イ、健康診断などの受診率について、変動があるのかどうか伺います。

最後に3、こども医療費無料化について。

前々回の議会でも私のほうからも強く要望させていただきながら質問させていただきました。今回も、何名かの議員の方が取り上げていらっしゃるけれども、子供の医療がどこでも誰でも家計を問わずしっかり受けられる環境というものを、やはり沖縄県はつくっていく必要があるかと思っておりますので経緯を伺いたしたいと思います。

残りは答弁を聞きながら再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 翁長雄治議員の御質問にお答えします。

こども医療費無料化の経緯についてでございます。

こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大につきましては、これまでも各種団体からの要請や署名活動のほか、各市町村議会から意見書が提出されるなど、多くの要望をいただいていたところです。また県内では、既に27市町村が独自に中学校卒業以上まで通院医療費の助成を実施しており、沖縄県では、県内全ての地域で同様のサービスが受けられるようこれまで市町村と拡大に向けた協議を進めてまいりました。その結果、今般、市町村との協議が調ったことから、県は令和4年4月より通院対象年齢を中学校卒業まで拡大することといたしました。

沖縄県といたしましては、今後ともこども医療費助成制度の充実強化を図り、子供の健全育成及び子育て支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)、感染者と濃厚接触者の対応についてお答えいたします。

感染者につきましては、症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、入院治療、宿泊療養または自宅療養を行うこととなります。濃厚接触者となった家族については、症状の有無に関係なくPCR検査を受けるよう保健所が調整し、検査が陰性の場合

は、感染者と接触してから2週間、健康観察と外出自粛をお願いしております。健康観察中に発症した場合は速やかにPCR検査につなげているところです。

同じく1の(2)、感染者のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

県においては、5月下旬より沖縄県公認心理師協会に委託し、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触となった家族などを対象に電話やZoomなど遠隔での相談窓口を週2回開設しております。医療機関や宿泊療養施設等においてチラシを配布するなどし、気軽に相談できるよう周知を図っているところであります。

同じく1の(3)、県民全員のPCR検査についてお答えいたします。

県民全員に対して、感染者をいち早く見つけるために検査する場合、1回のみではなく定期的に実施する必要があります。莫大な予算と検査資源、時間を要することになります。また、膨大な検査を定期的に実施した場合、本来必要な行政検査等を圧迫する懸念もあります。限られた予算と検査資源を有効に活用するためには、症状がある方や濃厚接触者など、検査が必要な方に適切に検査を受けていただくことが効果的だと考えております。

今後も県民が必要なときに適切な検査を受けることができるよう、検査体制の整備に努めてまいります。

同じく1の(4)、観光業や教育現場、医療現場での感染状況についてお答えいたします。

先月、県衛生環境研究所が7月以降11月18日までの陽性者の推定感染源を詳細に調査したところ、学校関連では139人、4.4%、医療・介護分野では372人、11.9%となっております。観光業といった業種別の推計はありませんが、県外からの持込み事例は87人、2.8%となっております。

次に2、健康行政についての御質問の中の(1)、健康経営の取組についてお答えいたします。

県では、経営者を対象とした健康経営セミナーの開催や健康経営ハンドブックを作成し、取組事例や実践方法の周知を図るとともに、健康づくりに取り組む事業所に対して健康経営アドバイザーを派遣し、計画策定から実践までの支援を行っているところです。また、健康経営を推進している沖縄労働局等の関係団体と情報の共有を図るなど連携に取り組んでおり、引き続き健康経営を推進してまいります。

同じく2の(2)、2025年・2040年問題についてお答えいたします。

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢化

が進展し、医療費等の社会保障費の増が懸念されております。国の資料によると2018年の医療費に対し、2025年は1.2倍、2040年には2025年の1.4倍になる見通しが示されておりますが、沖縄県においても65歳以上の高齢者の割合が増えていくことから、医療費も増大していくと考えられます。今後とも2040年に向けた社会保障についての国の議論の状況を注視していくとともに、県においても生活習慣病の重症化予防や健康寿命の延伸など、医療費の伸びを抑えることにつながるような取組を講じていく必要があると考えております。

同じく2の(3)のア、在宅勤務に係る健康問題への取組についてお答えいたします。

在宅勤務の増加により、運動不足や生活リズムの乱れによる健康問題が懸念されており、バランスのよい食事、適度な運動、休養、節度ある適度な飲酒等、健康的な生活習慣の啓発を行っております。ホームページ健康おきなわ21では自宅で簡単にできるトレーニングを紹介しているほか、飲酒状況を視覚的に管理できるアプリを作成し活用を促しております。また、職場の健康づくり支援事業において、在宅勤務における健康づくりについて働きかけていきたいと考えております。

同じく2の(3)のイ、健康診断の受診率についてお答えいたします。

今年度の特定健診については、各医療保険者において新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、実施時期や実施方法等について感染予防に配慮して実施しているところではありますが、例年に比べて受診率は低下する予測であるとの報告を受けております。協会けんぽによりますと特定健診の受診率は、対前年度比77%程度になると推計されております。

沖縄県では、引き続き特定健診の重要性を周知し、受診を促すよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

今日は大城部長とずっと話すことになると思いますけれども、よろしく願います。

先ほどの新型コロナウイルス対策のところなんですけれども、家族がすぐPCR検査を受けるというのは分かるんですが、例えば僕が感染しました。ホテルないし入院した際に、妻と子供3人だけが残るんです。僕は軽症かもしれないけれども、妻が悪化した場合、子供たちを見る先がないんです。子供たちも濃厚接触者なので。要は、僕の家族にも預けられない、向こう

の家族にも預けられないというところがあります。この辺り、今ガイドラインでどのようになっているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 家族内で陽性者が出た場合、特にお子さんがいらっしゃる場合というのは、できれば親族で見ただけの方がいらっしゃる場合は感染対策を取った上で自宅で見ていただくというようなことになると思います。ただ、親族の方が近くにいらっしゃるのか、事情がおありになるとかということであれば、児童相談所なども相談しながら対応が必要になるかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

なるほど、でもそれは子供たちは例えば私の実家のほうに預けていいということですよねですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） お孫さんを預かる形になろうかと思えますけれども、そのときにその方々が高齢者で持病をお持ちになっているということであればそこは避けたほうがよろしいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 うちのおふくろは六十七、八なんです、これが若いのか若くないのかちょっと僕では判断しかねるんですけども、このように例えば児相に預けるにしても、これは一つの手だてかもしれない。ただ、児相の中でももしかしたら感染が広がるかもしれないということも、これ今まででもあったんじゃないかなと思うんですよ。僕と妻が両方とも陽性者だったら、もう家族で籠もればいいんですよ。本当にどちらかがやばくなったら入院という形を取ればいいんですけども、なかなかそういう形にならない。僕が先に行って、その後妻のほうがもっとひどい症状が出たときに正直どうしていいかが本当に分からなかった。僕は熱は高く上がりましたが、まだしばらく行けるかなということで、4日間自宅待機をしたら肺炎になってしまったと。仮にですね。そういった状況がありますので、この辺りは今、恐らくまだ正直聞いて

て答えがあるのかなのかというのはちょっと曖昧だと思うので、少し考えていただきたいんです。僕も一緒に考えますので、ぜひよろしくをお願いします。

何か答えありますか。よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 御夫婦が罹患をされまして濃厚接触者となったお子さんが陰性の場合については、先ほど保健医療部長からお答えがありましたように、ほかに看護する御親族がない場合は、児童相談所において保護をするという形になります。ただその場合、議員もおっしゃいましたようにお子さんが濃厚接触者になるので、保護所のほかの子供と一緒にすることはできないので、別の建物を準備しております。そこで居住市町村とも連携をしながらなんですけれども、職員が交代でお子さんたちの看護に当たるというような体制を取っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 分かりました。ぜひこれ、職員の皆さんもいろんなところから今、たくさん動員させて非常に大変なところもあろうかとは思いますが、ぜひ徹底していただいて、最初に電話したときにこれ大丈夫かなと本当に不安に感じました。では、先ほども話が少しありましたけれども、僕らも、母や妻の母に預けるというのは、両方とも若いつもりではいませけれども、非常に心配なんですよね。ぜひその辺は改めてよろしくをお願いします。

次に(3)番のところに移っていくんですけども、今現在1日の検査数って改めて幾つでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 12月段階でPCR検査につきましては、3400を確保するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 1万でも140万県民やろうと思ったら140日かかるんですよ。だから3400だとその3倍近くかかってしまうのかなと思います。これが今多いのか少ないのかという議論ではなくて、県民の中にはこのように安心して受けられる体制をどうしてもつくってほしいというのは非常に声として大きいです。例えば、実際これが金額面も検査の数もできますという際に、県内で今例えば140万人のものが0.1%、

1400人ぐらいなんですよね。それを今カバーするだけのものを持っているのか、施設としてカバーできるのかどうか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、コロナの検査と冬場のインフルエンザにも備えないといけませんので、発熱患者を検査するキャパとして1日に7000件を近々確保することにしております。マックスですけれども、最大7000件を確保して対処していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 その中でこれから検査すればその分増える可能性も当然、今無症状者の皆さんも含めて感染者が増えてくることがあるので、ホテルとかそういったところを確保できるのかというのはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在、ホテルの一棟借りを県内に5か所してしまして、その施設で対応できる件数が370用意しております。そのホテルにつきましましては、それぞれ一棟借りをしておりますのでもう少し余裕がございますので、もしそれ以上に拡大するようであればさらに確保も可能であると考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 沖縄県のピークはいつだと考えていますか。ピーク。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第2波のときになりにピークが来たと考えております。今後も冬場はやはりコロナウイルスは風邪のウイルスに近いということもありますので、冬場の感染には非常に気をつけなといけないと考えております。ただ、今予測してピークがいつだというふうなことはお答えするのは難しいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

例えば、介護従事者とか医療従事者であるとか、はたまた歓楽街で働く例えば松山の皆さんとか、そういった方々の定期的なスクリーニングがもしかしたら必要なんじゃないかなというふうにも思います。ただ、先ほどから話があるみたいに検査の資材が限られるとかいうものがあります。これある先生に聞いた話で

言うと、例えばお店で10人ぐらいグループがあって、10人分の唾液を混ぜてその中に感染者がまづいるかどうかという検査ができるのは技術的に可能じゃないかという話があったんですけども、これについてどのように考えていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の補正予算で通していただきました事業についても、議員がおっしゃるようなプール方式を今考えておまして、そのプール方式を導入することによって経費を抑えていく方法を検討しております。また実際に集団検査をしたときにはプール方式を一度経験しております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 分かりました。ぜひよろしく申し上げます。

次に、健康行政のほうに移っていきます。

個人で健康を管理することに結構限界が来ている部分があると僕は思います。僕は最大体重120キロありました。1年間かけて110キロに落として、7月の末からこの質問をするために20キロ落として、今1か月体重が増えないように努力をしているところです。ただこれも僕はいろんなアプリを使ったりとか、妻に、僕で全部食事管理するというのでやったからできるんです。ただ、これ家族と一緒に合わせて食事とか、職場の人と一緒に食べに行くとかお昼のことを考えると簡単じゃない。なかなか運動する時間も取れない人のほうが多い、私もサラリーマンだったのでよく分かります。もう少し社会とか、企業等通じての健康管理というのが重要だと思んですけども、先ほどのアドバイザーの実績のほうを教えてくださいませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 職場の健康づくりに取り組む事業所に課題解決に向けて支援している事業がございまして、その支援内容の件数でよろしいでしょうか。

平成29年度が27件、30年度が30件、令和元年度が31件ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 これが多いかどうかというと、僕は多くはないと思います。健康経営をしていった際の企

業のメリットというのはどのように考えますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 健康経営、まずは働く方々の健康管理をしっかりとすることで企業の生産性の向上にもつながるというふうを考えておりました。そういうことからこの健康経営という考え方は出てきていると思いますので、働き盛りの方々が職場でもって健康づくりに取り組むというのは非常に効果的なことだと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 まさにそのとおりだと思います。僕は企業に周知をしてもなかなかそこに時間をかけることができないということを考えると、これは沖縄県や市町村が例えば株式会社沖縄県、株式会社那覇市という形で行政がしっかりこの健康経営についてを企業とやっていく必要があるかと思えます。だから、沖縄県が沖縄県全体の140万県民の健康を考えていくんだと。その意義としてはいろいろやっているかと思えます。でも健康経営という姿勢に立ってやっていくってというのはいかがでしょうか。見解をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど少々申し上げましたけれども、やはり平均寿命を延ばすためにも、働き盛りの年代が健康であることは非常に重要なことであると考えております。この健康経営については国も労働局等も取り組んでいるところでございまして、県としましても積極的に取り組む必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 よろしく申し上げます。

健康についての部分でいうと、各市町村いろいろ取り組んでいたりするんですよ。那覇市で言えば健康づくりポイントというのをやっています。紙ベースで、ひやみかちウオークに出たから10ポイントとかやりながら、最終的に1000円くらいの景品を取るためのものがあるんですが、紙ベースなので何名参加しているのか分からない。どこの誰が参加しているのかも分からない。これがどのくらいの効果があったのかも分からないというところがあります。滋賀県のほうでは、滋賀県が今アプリをつくって県内の健康イベントとか、そして食事とかシンプルに歩いた距離とか、そういったアプリをつくってやっていて、それで今健康寿命が上がってきている部分があるんですが、沖縄県としてそういったものに取り組むというのはあるかどうかをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県の取組として、飲酒をカレンダーに落としていく。例えば今日はどれくらい飲んだとかというようなことをカレンダーに落としていくようなアプリを開発して周知を図っているところでもございまして、他県でも有効な事例がありましたら県としましても検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 私もあのアプリやっています、毎日二日酔いのシーサー見るのがつらくてやめました。それは冗談ですけども、そういった形でアプリのいいところというのは、紙ベースだとなくしてしまったとかありますけれども、今私たちスマホというものもみんな持っているんですね。うちの母ですら持っているわけですよ。そういったもので、いろんな情報を発信していくっていうのが非常にいいものだと思いますので、ぜひ御検討のほどよろしく申し上げます。

次、2025、40年のところなんですけれども、本県の今の年間の医療費、個人であったり県であったり市町村が負担しているもの、全体でお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第3期の医療費適正化計画というものがございまして、そのときに国から提供された推計ツールを用いて計算した式がございまして、2018年が4792億円、これは計画でございまして、2023年の推計をしておりますので、その推計値が5705億円というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

これが2025年、2040年というところになると、1.4倍ずつ上がっていく。要は2040年、次は。この1%でも2%でも下げていくというのは本当に重要なことだと思います。予防医療というものの必要性を非常に私は感じているんですけども、県の認識をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 保健医療部としま

しても、特に健康寿命の延伸ということには力を入れているところをございまして、予防医療についてはそういう意味で積極的に取り組む必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 だから県が健康経営をするべきじゃないかと、最終的にこれが言いたかったわけです。今後私もいろいろと健康については今言う資格が出てきたと思いますので、ぜひ提言させていただきますのでよろしくお願いします。

最後に、子供の医療費のほうに行ってみます。

そもそも、子供の医療費、無償化にしていくところの意義であるとか目的をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 子供たちが必要な医療をちゅうちょなく受けられるように自己負担の分を無料化して医療につなげるということが非常に大切だと思っております。そのことは貧困対策などにも非常に効果があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 そうなんですね。貧困の問題にすぐ直結してくるんですね。

今、現物給付を既に行っている市町村について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 未就学児につきましては、全市町村が現物給付を行っております。中学までとしているところが9月1日現在で14市町村、高校までとしているところが4団体ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 今回無料化にするに当たって、これは自動償還にするか、償還払いにするか現物給付にするかというのは市町村の判断というふうな形で伺っているんですが、現物給付にかじを切る市町村というものはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 報道等で那覇市が現物給付にという話は伺っております。ただ、まだ県のほうとしては今回の方針を受けて現物給付に方向転換をするかどうかというところは、今後調査していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 よくこの話をすると、国からのペナルティーがつくというのがネックになると出てくるんですね。ペナルティーが県であるとか市町村にあるところにペナルティー、どういったペナルティーが来るのかというのを県と市町村に分けて説明をしてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず国民健康保険の国庫負担金、2種類ございまして、療養費負担金というものと調整交付金というのがございまして、療養費負担金もどちらも現物給付にした場合、減額調整があるということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 これを全体でやったときに予算ベースで言うと、どれくらいの金額になるかは試算されているんでしょうか。中学卒業まで、または高校卒業までというところになると。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国民健康保険の特に調整交付金等につきましては、非常に計算が複雑な部分もございまして、そこは県として把握するのは今困難な状況にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 これは国に照会をしたらできるものなんですか。どれくらい変わるかというのを。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これは国に照会しても前提がいろいろございますので、その前提を置いた上で例えば計算をしてみないといけないというようなこともございますので、照会して分かる数字ではないと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 どのくらい金額が変わるか変わらないかというのが分からないとなかなか僕たちも——いや現物給付にすべきだと多分、48名みんな言いますよ。現物給付のほうがいいと。ただ、どれくらい変わるかと。こんなに変わるんだったら確かに難しいのかなとかってというのが、判断がつきづらくなっていくので、ぜひ1回これ国とどれくらいのものが変わるのか。本来ペナルティーがないのがもちろん一番いいんですね。ただそこはぜひお願いします。

子供の医療費というのが僕らもそうでしたけれども、子育てする中で一番最初に来る経済的な負担なんです。ミルクとかおむつとかいろいろくれますよ、周りが、最初は。もちろんそれは続かないけれども。一

番最初に医療ってどれくらいお金かかるのかな。皆目見当もつかない。それで私の友人とかもそうですけれども、他の市町村に移っていく。流出していくケースがすごく多い。

午前中、大城憲幸議員のほうから南風原町こんなに頑張っているのに待機児童が減らないというのは、那覇からたくさん流出しているからなんですよ。子供を連れて流出している部分があれば、子供をつくることを前提で結婚している方々にしては一番幸せなところってところで結婚した時点で南風原町に移動をする。南風原町に、今度は八重瀬のほうに、与那原のほうに流出していくんですね。玉突きになっているわけですよ。そこから那覇に来ることってというのは、トータルベースで言ったら、那覇のほうはまだ多いってところで非常にいびつな形を生んでいると思うんですけども、ぜひちょっと見解のほうをお願いします。

これは副知事がいいのかな、もしかしたら。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 午前中の質問を聞いていて私も同様に感じていたところです。やはりペナルティーの話がありましたけれども、そういうことを今懸念しているということでもますます市町村財政を圧迫するのではないかということがありました。

ただ、私のほうもこの議論をお聞きしながら同様な感じがありまして、やっぱり現物給付がいいというのはおっしゃるとおりだと思います。どの程度の負担があるのかなのか、この部分がやはり肝要だと思いますので、この部分はしっかり確認してみる必要があると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 お願いします。

改めてこの子供の貧困というものを考えたときに、要は僕の友人が島尻のほうへ行って、医療費は確かにただだけど、結局保育園に入れられないという話もやっぱり聞くんです。だから朝の質問も全くそのとおりなんですよ。南風原町に流入して子育て支援が一番いいということで行ったけれども、南風原町が上げている課題で子育て支援になっていくんですね。そういういびつな形が今あります。

ぜひそういったところの議論も踏まえて、今後数字が出てこないと私たちも何とも言えませんけれども、現物給付を改めて検討していただくよう要望を申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 よろしくお願ひします。

ハイサイ グスーヨー クタンディンネーピランガ
ヤーサイ。

沖縄・平和、仲宗根悟、質問を行います。

チチヌハイヤ ウマヌハイ、光陰矢のごとし、時のたつのは本当に早いものでありまして、ナー アチャー アサティ ソーグワチヤイビーン。

この1年、昨年の首里城の焼失から年明け早々の豚熱、あるいは息つく暇もなく新型コロナウイルスに見舞われると、学校が閉鎖されて町やリゾート地から観光客が消え、あらゆる面で社会に打撃を与えました。重苦しく過ごした1年だったのかなと、気がめいってしまうような1年を過ごしたのかなというふうに思っています。

そんな中で、私ごとですけれども、少しこういった話題がありましたというところを3分ぐらいで紹介したいと思います。

今年の春先に知人を通して沖縄の植物を頂きました。特徴は、葉っぱが広線形に出ていて、葉先にとげがあるようなウングトゥヌムン ターカライツチチャガというぐらい、へんちくりんな植物だというふうに思って、庭の一角に植えました。そうしたら2週間くらいでしたか、芯から見る見るうちに竹みたいによきによきによきによき、茎が伸びてきたんですよ。その茎のほうからそれぞれの房が今ではもう3メートル50くらい伸びていて、その房が30個ほどつけたんでしょうか。花が咲き始めたのが先月あたりからだったと思いますが、さあ一体何だろうなと思いました。そうしたらこの植物がリュウゼツラン科のアガベ・ベネズエラというような植物だということが分かりました。この花が新聞で紹介されたものですから、数十年に一度しか咲かないと、あるいは60年から100年に一度しか咲かないということが紹介されました。アッキヨーナイ ウングトゥ御利益のあるような花が来たんだというふうに思いました。そうしたらそのことが近所で話題になりまして、しまいには拝みに来る人が出てきたりして、大切にしないといけないなというふうに思いました。

最初のうちは、何といいましょうか何の気なしに見ていた、気にもとめなかった木が話題になって、こういうストーリーを描いた植物なんだということが分

かってから非常に注意深く見るようになったという意味では、何といいましょうか、自分自身のさがをさらけ出したのかなと。物事を深く探求せずに上辺だけ見ていたという自分自身に恥ずかしい思いをいたしまして、それをこの植物が僕自身に教えた、何かを気づかせてくれたという思いでは非常に貴重な、大事に僕自身も今拝んでいます。

それで、この頂いた知人に、実はこういう植物だったということをお伝えしましたら、ユナカヌウチニトウイガチューンドーというようなことで、いろいろなことがあったんですけれども、こんな話題です。ちょっと落ちが弱いですか。

何はともあれ、こういった話題もありますけれども、この1年間私たちいろんな意味で苦難、そして難局を強いられてまいりましたけれども、どうぞ来年、アキマドゥシはぜひ私たち明るい社会になれるように、大輪の花を咲かせるように、できることはしっかりと議員48名一致団結して取り組んで乗り越えていきたいものだというふうに思っています。県議会一同、取り組めることは力を合わせて、心をついにOKG48、頑張ってもらいましょう。

それでは質問に入ります。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでありますけれども。

(1)番、県は、米国と各国地位協定の比較調査を行っているが、フィリピンを調査した結果を全国知事会で公表したとする。日本との違いはどのようなことが明らかになったのか伺います。

(2)、米海兵隊員がタクシー運転手に暴行を加え現金とタクシーを奪って逃走し事故を起こした凶悪な事件、このところの米軍関係者による酒気帯び運転、傷害事件、器物破損事件など事件が多発しています。日常的に基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えています。県の認識と対応について伺いたいと思います。

新型コロナウイルス関連の影響を理由に、県内の大学に休学や退学を届け出る学生が合わせて80人にも上るとマスコミ報道があります。背景にどのようなことがあるか、そして対策をどのように考えているか伺いたいと思います。

(4)番、こちらは中学校と捉えていただきたいと思いますが、学校へのスマートフォンや携帯電話の持込みで保護者から相談を受けています。連絡手段として希望をされると、県内の状況と対応を伺いたいというふうに思います。

2番目は、基地の負担軽減と戦後処理について。

(1)、米軍嘉手納弾薬庫内の拝所、チチェーン御嶽、この後ろ側へフェンスを移動して自由に例祭が行えるよう、集落ごと基地に奪われた読谷村牧原住民の切なる願いがあります。県も実現できるよう取り計らいをお願いをしたいということでもありますのでよろしくお願い致します。

(2)番目は、米軍嘉手納基地に格納庫や整備施設が新たに完成したと在沖米海兵隊が発表いたしました。最新鋭のステルス戦闘機F35Bの運用を想定しているとしています。さらなる騒音被害、基地の機能強化は許されるものではありません。県の認識と今後の対応、対策について伺いたいと思います。

3番目は、農林水産業の振興について伺いたいと思います。

(1)、大宜味村にあるバナメイエビ養殖場で発生したエビの大量死は、甲殻類の伝染性疾病、急性肝臓壊死症で、国内で初めて確認されたとしています。周辺海域へ原因菌の流出で蔓延が懸念された。県の対応を伺いたいと思います。

(2)番目は、鳥インフルエンザの件ですが、四国・香川県で確認された鳥インフルエンザ感染症は福岡県や兵庫県においても確認され、甚大な損害を起こしています。さらに先日、宮崎県や奈良県でも感染が広がっているというような報道がされています。本県における鳥インフルエンザ予防対策の取組状況はどうか伺いたいと思います。

最後に、昨年、紅芋農家を苦しめた基腐病は、いまだに具体的な防除策が見つからなく、生産量も減少し出荷量が安定しないと農家は頭を抱えている状況であります。収束を待ちかねています。防除対策の取組状況について伺いたいと思います。

最後の我が会派の代表質問との関連については取り下げたいと思います。

よろしくお願い致します。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） 仲宗根悟議員の御質問にお答えをいたします。

3、農林水産業の振興についての中の(1)、バナメイエビの特定疾病の発生についてお答えをいたします。

去る10月18日、大宜味村のバナメイエビ養殖場において、特定疾病である急性肝臓壊死症の発生が確認されました。沖縄県では、本疾病の蔓延を防止するため、当該養殖場に対し、エビの処分や施設の消毒等を命令するとともに、周辺海域における調査等を実施

し、当該養殖場以外では、本疾病が発生していないことを確認しております。また、国の専門家会議において、本疾病はタイから導入した稚エビが原因と推定されたことから、国は検疫体制を強化したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、フィリピンの地位協定調査についてお答えをいたします。

フィリピンでは1992年の米軍撤退まで締結していた地位協定について、主要な改定を3度実現しています。現在は、訪問軍協定に基づき米軍が行う演習等に対して、環境天然資源省の行政命令でフィリピン環境法令の遵守義務を明記し、実際の運用においても、有害物質の取扱い等について、米軍にも国内法を適用しております。また、空域についても、フィリピンが管理し、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在しないなど、日本の状況と大きな違いがあると考えます。

同じく1の(2)、米軍関係者による事件への認識と対応についてお答えいたします。

米軍人による相次ぐ事件・事故を受け、県では米軍及び日米両政府に対し、より一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われており、その際にも再発防止等について求めたいと考えております。一連の事件は、県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。今後とも、あらゆる機会を通じて再発防止の徹底について求めてまいります。

2、基地の負担軽減と戦後処理についての(1)、チチェン御嶽周辺の返還についてお答えをいたします。

読谷村旧牧原集落は、戦後、嘉手納弾薬庫として土地を接收されましたが、出身者は基地内に自由に立ち入ることができ、旧暦9月9日には基地内にあるチチェン御嶽で例祭を行っていました。しかし、同時多発テロ以降は自由に立ち入りができなくなり、現在はフェンス越しに手を合わせていることから、読谷村などは去る12月1日に御嶽前のフェンスの移動を沖縄防衛局に要請したとのことであります。

県としては、読谷村と連携し、対応していきたいと考えております。

同じく2の(2)、嘉手納飛行場の海兵隊施設に係る

県の認識と対応についてお答えをいたします。

米海兵隊太平洋基地がプレスリリースで、嘉手納飛行場内に格納庫などを建設したと発表したことについて、沖縄防衛局に確認したところ、米軍からは既存施設の改修及び更新であるとの回答があったとのことであります。また、同プレスリリースでF35B戦闘機の同飛行場での運用が言及されていることについて、米軍は同施設の改修及び更新は嘉手納飛行場でのF35B戦闘機の将来的な常駐配備を目的とした事実はないとしております。一方、海兵隊が今後、陸・海・空軍との連携や戦闘即応性を強化させるとしていることなどについては、運用上の安全性に係る観点から、詳細は差し控えるとしております。

県としては、これ以上の基地負担の増加はあってはならないことから、三連協とも連携し、同施設の運用等、詳細な事実関係について確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、新型コロナウイルスの影響で大学を休学、退学する学生の背景や対策についてお答えいたします。

県では、学生の状況を把握するため、今年10月から11月にかけて、主な専門学校や大学と意見交換を行いました。学校関係者からは、退学または休学した理由が新型コロナウイルスの影響によるものかはっきりしないこと、一方、学生からの相談内容については、経済的な相談よりも遠隔授業の継続に対する不安、図書館、研究室の利用制限に対する不満などの声があると聞いております。

県としましては、引き続き専門学校や大学と意見交換を行いながら、今後の状況に応じて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、校内への携帯電話の持込みについてお答えします。

文部科学省においては、これまで学校への携帯電話の持込みを原則禁止としておりました。しかしながら、今年7月の通知により、原則禁止としつつも、保護者からの緊急の連絡手段として、携帯電話の持込みの申請があった場合、学校長は個別の状況に応じて、例外

的に認めることなどが校種ごとに新たに示されています。

県教育委員会としましては、今後も携帯電話の学校への持込みについて、市町村教育委員会及び学校と連携しながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、高病原性鳥インフルエンザの予防対策についてお答えします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏農家を対象に立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検、補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また、11月27日には、養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など、注意喚起を行ったところであります。

次に(3)、カンショ基腐病に関する防除対策の取組状況についてお答えします。

県における基腐病に関する防除対策の取組については、関係機関による対策会議等の開催や、県内7か所に展示圃を設置し、抵抗性品種比較試験、各種資材や登録農薬による防除効果試験を実施しているところがあります。また、今年度からは、かんしょ優良種苗供給体制整備事業により、組織培養を用いた健全苗の供給体制を強化したところであります。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携して防除技術の開発に取り組み、蔓延防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは再質問をさせていただきたいと思いますが、最初の日米地位協定の比較調査の件なんですけれども、基本的にこの比較調査の目的といたしましうか、改めてこの目的についてどうぞ述べていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

目的といたしましては、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定した日米地位協定、これについて、刑事裁判権や基地管理権が米軍にあることなどによって、事件・事故の対応や環境汚染など様々な問題点が指摘されて

おります。一方で締結から60年間一度も改定をされていないという状況でございます。沖縄県では日米地位協定の問題点をさらに明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的として、平成29年度から他国地位協定調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この日米地位協定の問題点を明確にしながら、協定の見直しについて広く理解を広げていくという意味で調査を行っている。私たち自身も議会も何度か軍の事件・事故に対しての抗議の中にも、これは全会一致で協定の改定や見直しを求めるということでは常々事あるごとに要請してまいりました。いろんな形で国民世論を上げたり、あるいは政府に対してもこういった問題点が広くあるんだということを指摘してでも、壁が厚い。その厚い壁を何とかして砕いていかなきゃいけない。そのためにはやはり住んでいる私たち——もちろん7割も専用施設をかぶっている私たち沖縄県が今一番大きなウエートを占めているという意味では、こちらからしっかりと声を上げていく必要があるだろうと思っています。実際にいろんな形で改定やあるいは見直しを求める運動、要請、そういったことも含めてどういったことが国内で変化が起きているというふうにお感じになるのか、お聞かせいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、米軍基地問題の解決を図るという上で基地の整理縮小と併せて日米地位協定の見直しは非常に重要であるというふうに考えております。今回実施をしました他国地位協定調査結果につきましても、この結果を全国の都道府県や衆参の全国会議員、全都道府県議会等に配付をしているところでございます。その結果、沖縄県の他国地位協定調査を基に、国会で議論が行われるなど、様々な形で他国地位協定調査の結果が活用されているというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 調査も踏まえながらなんですけど、調査結果もお伝えしながら、先ほど申し上げましたとおり、いろんな形で不合理を変えてくれとか、改正すべきだとかいうことで世論喚起も必要でしょうし、全国知事会も動きました。与党側である国会議員の中にも、憲法改正よりもむしろこの地位協定改定のほうが取り組むべき大きな課題じゃないのと言いはじめました。そういう声も聞こえるぐらいまで来ているんだと。こう

いう変化を私たちは感じ取って、自信を持って誇りを持ってこの調査から通す、あるいは私たちの要請から通すという意味では、この厚い壁をぜひぶち破ってあげたらと。これはもう私たちOKG48、大きな課題ですので、ぜひ皆さんで取り組んでいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

さて、教育長、スマホの件なんですけど、私自身も保護者のほうから相談を受けました。今全面的に禁止の中で、多くは下校時の連絡の取り方ということをお聞きしました。登校時は一緒に出るだけけれども、下校時になると時間帯がまちまちでお互いの父兄と連絡が取れない場合は、自ら帰っていかなくちゃいけないと。徒歩で家まで帰る道筋の中にはいろんなことがあると。私たち読谷村には畑もありますし、いろんな形で不審者が出るっていう情報も来たり、親御さんにしてもう非常に心配なわけです。どうにか持たせてもらいたいっていう切実な父母の皆さん、何名もいらっしゃるということを聞きました。校長先生にもじかに言いましたら、隠し持っているいろんなことに使えるんだと。場合によってはカンニングにも使えるんだということで全面禁止にしてるんだというようなお話でした。それだったら仕方がないなとも思いながら、登下校のときはどういう工夫を——担任とも相談したらどうかというところで話が終わっていたんですが、文科省からそういった通知が来たという新聞紙上に載ったものから、父兄の方々また希望を抱いたわけですよ。通知を受けて各市町村の対応、今どういう動きが見られるのかどうか、この辺御存じのところがあれば教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 今年7月31日の通知でして、背景としましていろいろあると思いますけれど、やはり下校時とか登校時の不安、そういったものへの対応ですとか、ちょうど2018年に起きた大阪での地震で、下校時に問題があったというそういったこともあって、今回通知で原則禁止としつつも、例えば緊急の連絡手段として持込みは考えていいよというふうな通知がなされています。各市町村教育委員会にも一応通知をしたところがございます。参考までに令和元年の調べですけど、抽出調査ですが、中学校ですと文部科学省の抽出調査で8校抽出しましたが、4校は持込みが可能だったというふうなところもございますので、そういった通知をしっかりと検討していただくことを市町村の教育委員会で連携しながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 使い方だと思うんですよ、登校時に預かって、下校時に返すというような条件さえできれば、私は父兄のほうも納得いくんじゃないかというふうに思いますので、どうぞ市町村とも連携を取り合って、ぜひかなうようにお願いしたいと思います。

さて最後に、チチェーン御嶽なんですけど、この牧原地域というのは非常に——何といいますか気の毒といえば気の毒なんですけれども、非常にそういった歴史をたどっているんです。まずこの地域はかつて琉球王朝時代には王府の馬の飼育場だったと、それが名前の由来になっているということなんです、牧原ということで。廃藩置県後に土族が入植をして、開墾をしていったというところで、村史の記述によりますと最終的には土地は譲渡するんで、ぜひ開墾者、募って入れてくださいと入植者がどんどん入ってきたということなんです。明治の末期に入植地は製糖会社に売却されてしまうんですよ。それで全戸が小作農として就労していたということなんです。そのうち幾つか転売もされていくようなんですけれども、戦争が始まって土地が奪われて避難をし、帰る頃にはもうフェンスに囲まれていたということなんです。非常に不遇な地域ではあるんですが、もし戦争がなければ、あるいは施政権下がアメリカじゃなくて日本のままであれば、戦後の農地改革の恩恵を受けられたのかなと。そういった意味では非常に不遇な歴史、そしてそれをたどってきた地域だというふうに思っているんです。ですのでそのフェンス越しに心のよりどころであるこの御嶽を拝むより、ぜひフェンスを後ろ側に持って行ってくれませんか。そこで、じかに拝ませてくださいという心のよりどころと切なる区民の願いですので、どうぞ県当局におかれましても、お力添えをいただきたい。戦後処理の一環として位置づけて村も国や——地元も村のほうにも要請もしていますので、ぜひ先ほど連携をしたいというお話でしたけれども、改めての決意をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

私もこの質問に対して、担当課よりいろいろ写真とか当時の例祭の様子を拝見いたしました。子供たちからお年寄りまでが、例えば子供たちのエイサーの奉納でありますとか、牧原集落が地域にとって非常に重要な場所であるというふうに認識をいたしました。防衛省においても令和2年11月19日の衆議院の安全保障委員会でチチェーン御嶽を囲む形でフェンスを設置していることについて、「地元の皆様の御要望をよくお

伺いした上で適切に対応してまいりたい」というふうな答弁もございますので、県といたしまして、まずは読谷村のほうからしっかりと情報収集した上で、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく願いをいたします。

以上、終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月9日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開議

議事日程第7号

令和2年12月9日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 一般質問
第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号（質疑）
第3 甲第6号議案（知事説明、質疑）
第4 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例
 { 大城 憲幸君 平良 昭一君 提出 議員提出議案 第1号 }
 { 新垣 光栄君 當間 盛夫君 }
第5 陳情第205号及び第208号から第210号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号

- 甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例
乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例
乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例
乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例
乙第10号議案 工事請負契約について
乙第11号議案 工事請負契約について
乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案 訴えの提起について
乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について
乙第18号議案 指定管理者の指定について
乙第19号議案 指定管理者の指定について
乙第20号議案 指定管理者の指定について

- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
 乙第22号議案 指定管理者の指定について
 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 乙第24号議案 指定管理者の指定について
 乙第25号議案 当せん金付証券の発売について
 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

日程第3 甲第6号議案

甲第6号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第9号）

日程第4 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 陳情第205号及び第208号から第210号までの付託の件

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	25番	山里将雄君
副議長	仲田弘毅君	26番	玉城武光君
1番	新垣光荣君	27番	比嘉瑞己君
2番	翁長雄治君	28番	仲村未央さん
3番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
4番	島袋恵祐君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君
23番	仲村家治君		

欠席議員（1名）

5番 上里善清君

説明のため出席した者の職、氏名

副 知 事 富 川 盛 武 君
 副 知 事 謝 花 喜一郎 君
 政 策 調 整 監 島 袋 芳 敬 君
 知 事 公 室 長 金 城 賢 君
 総 務 部 長 池 田 竹 州 君
 企 画 部 長 宮 城 力 君
 環 境 部 長 松 田 了 君
 子 ども 生 活 福 祉 部 長 名 渡 山 晶 子 さん
 保 健 医 療 部 長 大 城 玲 子 さん
 農 林 水 産 部 長 長 嶺 豊 君
 商 工 労 働 部 長 嘉 数 登 君
 文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長 渡 久 地 一 浩 君
 土 木 建 築 部 長 上 原 国 定 君

企 業 局 長 棚 原 憲 実 君
 病 院 事 業 局 長 我 那 覇 仁 君
 会 計 管 理 者 伊 川 秀 樹 君
 知 事 公 室 秘 書 防 災 統 括 監 平 敷 達 也 君
 総 務 部 財 政 統 括 監 平 田 正 志 君
 教 育 長 金 城 弘 昌 君
 警 察 本 部 長 宮 沢 忠 孝 君
 労 働 委 員 会 山 城 貴 子 さん
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 大 城 直 人 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員 安 慶 名 均 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 勝 連 盛 博 君
 次 長 知 念 弘 光 君
 議 事 課 長 平 良 潤 君
 副 参 事 兼 佐 久 田 隆 君
 課 長 補 佐
 主 査 宮 城 亮 君

主 査 親 富 祖 満 君
 政 務 調 査 課 長 上 原 貴 志 君
 課 長 補 佐 比 嘉 直 子 さん
 主 幹 仲 里 奈 津 子 さん
 主 任 嶺 井 康 太 郎 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

所見を述べます。

全国的にコロナ感染が拡大し続け、医療崩壊が顕在化する状況を危惧しています。沖縄県議会は、県民の

命と健康、暮らしを守るために真剣な議論が行われ、日本政府の責任で財政出動が必要だと共通認識になっていると思います。ところが、国会は先週、閉会しました。国政野党が12月末まで国会の会期延長を求めましたが、政権与党が延長を拒否しました。コロナ感染が広がり、第3波が日々拡大する中で、国権の最高機関の国会が冬休みを取っている場合でしょうか。桜を見る会での虚偽答弁問題、日本学術会議任命拒否問題など、権力の私物化を追及される国会から逃げるための国会閉会などあり得ません。新型コロナ対策に無為無策、感染の危機的拡大は人災とも言われます。コロナ禍から国民の命と暮らしを守るために、オール沖縄を全国へ、野党連合政権樹立・政権交代で、日米地位協定は改定し主権確立と立憲主義を取り戻す、新しい時代、新しい政治に進む決意を込めて質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検報告書と新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）がまとめられています。検証の結果と今後の沖縄の発展戦略をしっかり提示していると思います。次期沖縄振興計画にSDGsの視点を貫く意義と期待される効果により多くの県民が理解する必要があります。これから

の啓発活動・普及の取組について伺います。

(2)、誇りある豊かな沖縄は、翁長雄志前知事が提唱しました。沖縄戦や米軍統治下の苦難の歴史を切り開いた県民の闘いを誇りとして引き継ぐ姿勢を表現し、イデオロギーよりアイデンティティーで、県民がまとまることで豊かさを実現する気概も込められた言葉だと理解しています。その思いを受け継ぎ、新時代沖縄、沖縄を平和の緩衝地帯にと玉城デニー知事は提唱しています。これらの言葉に込めた知事の理念と、この理念を次期振興計画に反映させる取組について伺います。

沖縄21世紀ビジョンは、軍事基地のない沖縄実現を目指しています。コロナ禍における新しい時代、SDGsの推進の姿勢として本気に、軍事基地のない沖縄実現を目指すべきだと思います。知事の見解を伺います。

(3)、細胞培養加工施設の実現を目指して、再生医療を考える市民の会主催の市民講座が豊見城市内で行われました。市長や市議会与党議員、多くの市民が参加し、再生医療とは何か、なぜ細胞培養加工施設が必要かなど、専門家の話を学んだ市民からその施設整備実現を求める声が高まっています。同事業の将来性、次期振興計画での位置づけ、当初予定地の豊見城市と根での実現を求めるものですが所見を伺います。

2、コロナ禍における県民の命を守り、暮らしの支援を求め質問します。

(1)、コロナの影響を受け経営が厳しい医療機関の支援の拡充について。

コロナウイルス感染の恐怖を感じながらも、感染者の治療に携わる医療従事者の皆様、そして介護施設などで働く皆様、エッセンシャルワーカーに対し、感謝と敬意を表したいと思います。

ア、コロナ感染者治療指定・協力病院等への空床補償の取組及び医療従事者などへの慰労金支給事業について、対象の職員数と給付された職員の人数、その比率、割合などを伺います。

イ、医療機関の経営実態はどうなっているでしょうか。また、感染対策への支援状況はどうか。

赤字補填の財政対応を国に実施させ医療機関と職員の生活を守る必要があります。その要請について伺います。

(2)、新型コロナ緊急包括支援交付金事業について。

介護職の友人から慰労金の振込があったと連絡を受けました。慰労金の手続が進んでいるかと思えます。感染症対策支援や介護サービス再開に向けた支援、職員への慰労金の支援などの取組、交付状況を伺います。

3、高齢者福祉、生活保護などの拡充について。

(1)、特養、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症グループホーム等の施設数と入所者数、待機者の状況と整備計画を伺います。

豊見城市内の軽費老人ホームが老朽化による閉鎖で、転居を迫られている市民の相談が寄せられています。このような事業所都合による入居者の退去等への支援、対応策を伺います。

(2)、アパートへの入居を申し込んだが、保証協会が認めてくれなくて入居できずに困っているとの相談が寄せられました。公的な支援が受けられないかと模索する中で、沖縄県住宅支援協議会を紹介してもらいました。沖縄県住宅支援事業・支援協議会の実績及び効果を伺います。コロナ禍でもあり、同事業については拡充すべきと思いますがどうでしょうか。

(3)、年金生活者の生活、収入実態、平均年金額、無年金者数及び無年金対策の取組を伺います。

(4)、老齢基礎年金の振替加算の未支給問題について。

今年、夫がお亡くなりになった80代の女性から、遺族年金の申請相談を受けました。那覇年金事務所遺族年金の申請に出向いたときに、年金事務所職員から、振替加算を受け取れる該当者であることを丁寧に教えていただき、手続を経て5年分が支給されました。年金事務所職員から、5年以前の方は時効です、請求するのであれば裁判が必要ですよと言われました。しかし、国会での日本共産党の倉林議員の質問で、加藤厚労相は、生計維持関係の蓋然性が高い場合は、時効分も含めて未払い金の支払いを行っているかと答えています。来週、80代の女性とともに那覇年金事務所長に時効分の約300万円の支払いで要請に伺うつもりです。振替加算の該当者が適用されずにいることは看過できません。

そこで伺いますが、未申請者数などの実態と、関係機関とともに制度の周知が重要だと思います。対応を伺います。

(5)、生活保護行政の拡充について。

コロナ禍にあって生活が厳しくなっている方が増えていくのではと懸念しています。生活保護適用状況の推移、申請から決定まで2週間という規定の遵守で迅速な対応が求められます。市の福祉事務所に比べて、沖縄県の迅速化が求められています。状況を伺います。

クーラー設置助成が始まっています。その適用状況と病院に通う際の通院・移送費等の適用状況とその改善への考えを伺います。

4、豊見城市の生活環境の改善、整備計画について。

ア、豊見城市内の県道整備計画と進捗状況を伺います。県道沿いの事務所で電話線の工事があり、電線地中化のためだと聞きました。県内、市内県道の電線地中化の計画も併せて伺います。

イ、市街化調整区域区分見直しの決定までのスケジュール及び市民の声を反映させる取組状況を伺います。

5、世界のウチナーンチュネットワーク構築の強化について。

ア、10月30日、世界のウチナーンチュの日の取組。

イ、次世代ウチナーンチュネットワーク継承基盤構築事業の概要と期待される効果について。

ウ、世界のウチナーンチュセンター設置支援委員会からの要望及び協議状況、次期振興計画での世界のウチナーンチュセンター実現が期待されるがどうか。

エ、昨年、与党県議団の一員として訪米したときに、嘉手納出身の留学生と出会いました。彼女は、大学で学ぶ理由を、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表の下で、軍縮を進める分野で働きたいと目標を語りました。国連を舞台に働く目的で留学する若者がいる。頼もしく、沖縄の未来が明るいと感じました。訪米団は、沖縄県人会のサポートを受け、民主党の連邦議会関係者や労働組合APALAとの連帯を深めるなど成果を上げたと確信しています。ワシントン沖縄事務所における沖縄県系ネットワーク及び留学生との連携について伺います。

6、我が党の代表質問と関連し、島袋恵祐議員の環境政策の答弁で、非常事態宣言及び第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画策定を進めると答えています。温室効果ガスの削減対策と気候変動による被害の回避は、重要だと評価します。

世界中で、日本でも地球温暖化の影響が顕在化しています。2年前の2018年10月、韓国・仁川でIPCC気候変動に関する政府間パネルが開かれ、1.5度特別報告が発表されました。世界の科学者は、気温上昇を1.5度以内に抑えるために残された時間は10年しかない、元の状態に戻れるか戻れないかの境界だと警告しました。残された期間はあと8年です。スウェーデンの高校生グレタ・トゥーンベリさんが危機感を持って活動している理由です。地球温暖化と異常気象に関する危機感の共有を深める取組、科学者の知見を県民全体の理解と行動計画の実践の力にする必要があります。

伺います。

1点目は、沖縄県として、この1.5度特別報告の観点で、取り組むのかどうか。

2点目に、科学者、温暖化防止に関する専門家、OISTとの連携も必要ではないかと考えます。次期振興計画でのSDGs、エコアイランド実現に向けてOISTとの連携について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） おはようございます。

瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての中の(1)、新たな振興計画におけるSDGsの視点と普及啓発についてお答えをいたします。

沖縄県では、国際社会が目指すSDGsを推進し、持続可能な社会の構築に向けて取り組むことが重要であると考えております。そのため、経済、社会、環境の3側面を調和させる統合的な視点等、SDGsを新たな振興計画に反映し、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残すことのない社会の実現につなげていきたいと考えております。

普及啓発につきましては、おきなわSDGsパートナーと連携した各種取組や沖縄県職員SDGsマスターズによる出前講座、各種セミナー等を推進しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、新たな振興計画への反映等についてお答えいたします。

県においては、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築について、県施策全般に通底する基本的かつ重要な重点テーマとして設定し、予算編成に生かしているところであります。また、国が策定したSDGs実施指針においては、平和と安全・安心社会の実現を優先課題として位置づけており、県は、沖縄21世紀ビジョンで掲げた心豊かで、安全・安心に暮らせる島などの将来像と重なることから、その実現に向けて取り組んでいるところです。新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望し得る骨子案づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢

についての御質問の中の(3)、細胞培養加工施設事業の将来性についてお答えいたします。

再生医療の国内市場規模は、2040年には約1.1兆円と予想されており、今後需要が見込まれる高付加価値産業となっております。細胞培養加工施設は、再生医療産業の振興を図る上で重要な役割を担うことに加え、当該施設が呼び水となり、関連産業の集積が期待されております。同施設を含む再生医療産業拠点の形成については、新たな振興計画の中で整備することを視野に入れ、改めて建設候補地や選定方法、施設の内容などの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、コロナ禍における県民の命を守り、暮らしの支援を求めることについての御質問の中の(1)のア、空床確保の補助及び慰労金の交付状況についてお答えいたします。

空床確保の補助につきましては、20か所の医療機関より4月から6月分の交付申請書の提出があり、そのうち19か所に合計約25億8000万円を交付済みで、1か所は交付手続中となっております。現在、7月以降分の交付申請の提出を依頼しており、交付申請が提出された医療機関から順次、交付手続を行い、補助金の早期の執行に取り組んでまいります。また、医療従事者等に対する慰労金につきましては、11月末時点で1272か所の医療機関等に対し、約29億7000万円を交付済みとなっております。

同じく2の(1)のイ、医療機関に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県医師会の調査によると、多くの医療機関が前年度より減収との調査結果となっており、経営的影響を受けているものと考えております。このため、県は、5月及び6月補正で感染患者の受入れを行う医療機関に対する支援として約120億円、地域のクリニック等に対する感染防止対策等の支援として約29億円、合計で約150億円の予算を確保し財政支援を行っているところですが、さらなる支援の拡充のため、11月補正予算で約109億円を計上し、総額約230億円の財政支援を行うこととしております。また、知事から厚生労働大臣に対し、診療報酬の引上げや医療機関の財政支援の強化について要請するとともに、全国知事会で、全ての医療機関に対する経営支援の強化について、強く国に求めるよう要望したところであります。

県としましては、全国知事会等と連携し、医療機関への支援の強化について、引き続き国に求めてまいり

ます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、コロナ禍における県民の命を守り、暮らしの支援を求めることについての(2)のア、介護事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対策支援等についてお答えいたします。

県では、介護事業所の職員への慰労金のほか、感染症対策を徹底するために購入する衛生用品やサービス再開に向けた環境整備に係る費用等を支援するための補助金について、申請の翌月末を目途に支給することとしております。慰労金については、11月末までに、職員の約51%の約2万4000人に対し、約12億1400万円を支給したところです。補助金につきましては、全介護事業所の約25%の896事業所に対し、約5億5200万円を交付したところです。

次に3、高齢者福祉、生活保護などの拡充についての御質問の中の(1)、特別養護老人ホーム等の入所施設の状況及び整備計画等についてお答えいたします。

特別養護老人ホームなどの入所施設は令和2年3月末現在で745施設、定員数は2万3391人となっております。また、特別養護老人ホームの待機者は令和元年10月末現在で758人となっております。県では平成30年度からの3年間で、入所施設1058床の整備を見込んでおります。なお、事業廃止等で退去が必要となる入居者に対しましては、事業者が転居先の確保を図ることとなりますが、県は市町村と連携し、必要なサービスが受けられるよう支援することとしております。

同じく3の(3)、年金生活者の実態と対策についてお答えいたします。

厚生労働省公表資料によると、平成30年度の本県の平均年金受給月額、厚生年金が12万3753円、国民年金が5万2099円となっております。また、平成28年度調査によると、本県の65歳以上の方のうち、無年金者や公的年金を受給する権利があっても、受給の繰下げをするなど、まだ受給していない方は、約1万8000人となっております。本県の保険料納付率は上昇傾向にあり、引き続き年金事務所と連携の上、対象者の受給漏れが生じないように制度の周知に努めてまいります。

同じく3の(4)、年金の振替加算についてお答えいたします。

参議院厚生労働委員会会議録によりますと、令和2年4月時点における振替加算の未申請件数は全国で

508件となっております。県と市町村においては、年金制度への県民の理解促進や高齢者等の年金受給対象者の受給漏れが生じないよう、引き続き年金事務所等と連携し、テレビやラジオ、チラシ、インターネット等の様々な広報媒体で周知に取り組んでまいります。

同じく3の(5)のア、被保護世帯数の推移等についてお答えいたします。

本年10月の被保護世帯数は速報値で3万173世帯となっており、昨年同月より1.8%増加しております。また本年度10月末現在で14日以内に保護決定をした件数の割合は速報値で48.1%となっております。クーラーの購入費用等については、保護継続世帯について、緊急やむを得ない場合として福祉事務所長の判断により支給したケースが令和2年11月1日現在で47件となっておりますが、県においては一時扶助の支給対象に追加するよう国に要望しているところです。移送費については、昨年度1万7466件を支給しています。

県としましては、生活保護制度が最後のセーフティーネットとして十分に機能を果たすよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 3、高齢者福祉、生活保護などの拡充についての御質問のうち(2)、沖縄県居住支援協議会の実績等についてお答えいたします。

沖縄県居住支援協議会のあんしん賃貸支援事業における相談実績は、今年度10月末時点で112件の受付があり、11件入居へとつなげております。

県協議会では、入居率の向上と、きめ細やかな対応を可能とするため、構成員の那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市のそれぞれの協議会設立を目指して、現在、相談窓口設置に向け勉強会等を実施しているところであります。

次に4、豊見城市の生活環境の改善、整備計画についての御質問のうち(1)、市内県道の整備計画と進捗状況等についてお答えいたします。

豊見城市内での事業中の県道は、豊見城中央線、東風平豊見城線及び豊見城糸満線があり、令和元年度末の進捗率は事業費ベースで、豊見城中央線は約82%、東風平豊見城線は約95%、豊見城糸満線は約3%となっております。また、電線類地中化を行っている区間は、豊見城中央線で1.3キロメートル、東風平豊見城線で0.7キロメートル、豊見城糸満線で2.5キロメートルとなっております。

次に4の(2)、区域区分の見直しスケジュールと市民の声を反映させる取組についてお答えいたします。

県では、那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会で示された方向性等を踏まえ、市町村と一体となって区域区分の見直しを進めております。豊見城市の見直しでは、幹線道路沿いで計画的に市街化を図るべき区域や既に市街化している区域等を確認しているところであり、住民の意向を確認しながら見直し案を取りまとめることとしております。令和3年度には、案の縦覧や公聴会の開催により住民の意見を反映させ、令和4年度での都市計画変更に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 5、世界のウチナーネットワーク構築の強化についての(1)、世界のウチナーンチュの日の取組についてお答えいたします。

今年度の世界のウチナーンチュの日の取組については、移民歴史啓発のイベントやツアー、出前講座、SNSを活用したキャンペーンのほか、特にオンラインを活用したトークイベントや相互交流のイベントを実施しております。県内市町村や海外でもオンラインを活用したイベントを実施したと聞いており、国境と時差を越えて相互の交流が図られ、コロナ禍においてもウチナーネットワークの強化につながっているものと認識しております。

同じく(2)、次世代ウチナーネットワーク継承基盤構築事業の概要と期待される効果についてお答えいたします。

本事業は、1、県出身移住者子弟等の留学生受入れ及びそのOB・OGとの連携等人的ネットワークの継承と蓄積、2、多言語による情報発信及び海外県人会等からの情報集約、3、SNSやオンラインイベント等による交流活動促進、4、国内外からの交流に関する各種相談窓口、5、関係機関と連携した移民資料の調査等の5つの機能を有するプラットフォームを構築するものであります。期待される効果は、県の交流拠点として国内外に広がるウチナーネットワークの次世代への安定的な継承と発展に資することです。

同じく(3)、世界のウチナーンチュセンター設置支援委員会の要望等についてお答えいたします。

世界のウチナーンチュセンター設置支援委員会においては、ウチナーネットワークの統括機能や国内外の移民資料の収集・展示等を有する施設の建設を要請し

ております。県においては、過去に類似施設を計画したが廃止した経緯があることから、既存施設等の活用やソフト面を中心とした対応について、要請団体と意見交換を行っているところであります。

県としましては、今後、JICA沖縄と連携して取り組むプラットフォームの構築を含め、引き続き要請団体と意見交換してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 5、世界のウチナーネットワーク構築の強化についての(4)、ワシントン駐在の活動についてお答えをいたします。

ワシントン駐在は、ワシントンDC沖縄会やノースカロライナ州ジャクソンビル沖縄県人会と連携して、米国内で行われた桜祭りや世界のウチナーンチュのイベントに参加し、沖縄の観光等の情報発信を行うとともに、カリフォルニア州北米沖縄県人会との意見交換等を行っております。また、ワシントンDCに在住する本県出身の留学生の希望に対応して、意見交換等を行っております。

県としては、引き続きワシントン駐在と米国の沖縄県系人との連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 6、我が党の代表質問との関連についての(1)、地球温暖化対策実行計画の内容についてお答えいたします。

県では、パリ協定の目標やIPCCの報告内容等を踏まえ、国が定めた2030年までの中期目標である温室効果ガス排出量の2013年度比26%削減を目指す沖縄県地球温暖化対策実行計画の策定作業を進めているところであります。策定に当たっては、県民に気候変動の現状と将来予測、具体的な取組とその必要性を分かりやすく伝えることができる内容となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、豊見城に絡んで、細胞培養加工施設整備が豊見城市議会野党の理解が得られず事業が進まないことに、再生医療の進展に期待を寄せる関係者の皆さんから憤りの声が寄せられています。再生医療分野は日進月歩で進歩しており、遅れを取れば計り知れない損失

になるとも伺いました。

そこで伺いますが、豊見城の市民運動としての、再生医療の理解を深める学習会はとても有意義でした。どういう施設が予定されるのかと、次期振興計画の中でも位置づけられているわけですから、県としてこういう施設を整備していく方向性があるんだという点では独自にでもこういう企画、シンポジウム等々の必要性があるのではないかと思います、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 再生医療に関する県民の理解を深めるという観点からも、学習会ですとかシンポジウム、これは場所を問わずに今後開催していく必要性については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 同時に、再生医療分野の拠点整備の必要性として今後も目指すと。拠点整備の場所についても一から検討するのか。私は産業集積もできる場所、やっぱり豊見城市を選定した理由もあろうかと思いますが、この細胞培養加工施設の整備について、やっぱり地理的優位性などを考慮すると、次期振興計画でも豊見城市が有力な候補地だと認識するのかどうか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

建設候補地の選定に当たりましては、この培養細胞の迅速な県外及び海外輸送、それから再生医療関連企業の拠点化を促す観点から、まず1点目は交通アクセスの利便性という点、それから2点目として再生医療に取り組む医療及び研究機関との近接性、さらに用地取得の容易性と拡張性、それから市町村の協力といったものの検討が必要だというふうに考えております。ですので、新たな建設候補地につきましては、経緯は経緯としまして、中立公正な姿勢でもって選定基準等を改めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 その基準に照らして豊見城は最適地だと思いますので、ぜひよろしく願います。

新型コロナ緊急包括支援交付金事業について、慰労金の手続がありました。医療関係もそうですが、実は退職者も対象になるという機関があらうかと思いません。この面については、しっかりと目配りもして、そういった皆さんにも支給ができますようにと、医療分野と介護分野、これは要望として、ぜひ観点として持っていただきたいと思えます。

年金の振替加算について、先ほど答弁の中でも周知をしていくということがありましたし、インターネットでぜひホームページなどでもきっちりと伝えて、公平公正にきち々と伝わるようにという努力は求めたいと思います。

質問ですが、先ほど1.5度の特別報告、これは科学者会議で出されましたが、実はこの課題、2年前にその報告を受けて、スウェーデンの高校生が2年前から——文字どおり学業も頑張っていると思いますが、それでも一人でも始めたこの地球の危機的状況は放置できないと。私たちはそういった認識に立っているのかどうかという時点だと思うんですね。そういう意味ではこのIPCCの1.5度特別報告について、やっぱり私たち自身が学ぶ必要がある。これを踏まえた計画をつくるというのであれば、なおさらその観点で取組方をどう考えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

今年3月に日本国政府は、国連気候変動枠組条約事務局に対しまして、2030年時点で2013年度比で26%削減するという報告をしております。それを踏まえまして、県として現在策定作業中でございます地球温暖化対策実行計画の中で、国のこの26%削減に合わせた形で削減していくということでの目標を今立てているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 今朝の新聞に、沖縄電力がCO₂排出実質ゼロを目指すという目標を掲げていました。これは物すごい決断だと思います。この方針は県が策定する計画との関わりでどういう位置づけになるのか、もし分かるのであればお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

沖縄電力が昨日公表した目標につきましては、2050年時点での目標であるかと思えます。今、私どもの地球温暖化対策実行計画での目標は2030年度の目標で、2050年度長期目標という形で策定してございます。先ほど26%削減と申し上げましたのは2030年の目標でございまして、私どもの今の地球温暖化対策実行計画の中でも、2050年時点では温室効果ガスの排出ゼロを目指すといったようなことを目標に掲げるところを今検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 残された期間はあと8年ですと。要するに20年後、30年後にゼロになればいいではなくて、この8年の短期の勝負で劇的な削減をしないと

もう後戻りできないというふうな警告なんですね。それに照らした計画にしていきたいと思います。そのためには例えばOIST——世界最高峰の研究機関が——そこで研究された成果をやっぱり県内にエコアイランドという観点からもっと連携を深める必要があるかと思えますがどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

将来の技術革新に向けまして様々な研究が行われているということについては、新聞等通じまして承知しているところでございます。温暖化対策を進めていく上で、技術的な観点から助言をいただくことは非常に重要であろうというふうに考えておりますので、今後OIST等との連携につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 SDGsを進めるという観点で言うと、とても特徴的な沖縄らしいSDGsを目指すという、この沖縄らしいSDGsに込めた思い、という基本計画で進めていくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えいたします。

気候変動への具体的な対策に取り組むことはSDGsの17の目標の一つに掲げられておりまして、重要と考えております。そのような観点から地球温暖化対策実行計画、また併せて気候非常事態宣言を今年度末を目途に策定しまして、気候非常事態宣言それから実行計画を基に地球温暖化対策を強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 SDGsは人権、民主主義、そういった貧困対策、全て含めた対策だと理解しています。その上で、このSDGsの沖縄らしい社会をつくる上で、やっぱり避けて通れないのは米軍基地ではないかと。この米軍基地こそSDGsを目指す社会の最大の障害物になるかと思うんですね。演習が激化しています。ジェット戦闘機がまき散らす排出ガスも相当な量だと言われています。この観点で、SDGsと米軍基地との関わりで、どういうふうになっていくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） SDGsのゴールの中に「平和と公正をすべての人に」というものがありまして、国のSDGs実施指針にあっては平和と安全・安心社会の実現に基づくアクションプランの概要の中に、PKOや災害活動等の積極的平和主義、それから地雷除去等の中東和平への貢献などが挙げられています。県にあっては平和と安全・安心社会の実現に向けた取組をSDGsの下で推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 世界のウチナーンチュセンターを求める団体から沖縄にムートゥヤーをつくろうという冊子が発行されています。（資料を掲示） これを読まれたかと思いますが、それを受けてやっぱりこういった施設が求められているんだなというふうに私もよく分かりましたが、それに対してもしコメント、感想いただけたらお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

その世界のウチナーンチュセンター設置要請書に関する事について読ませていただきまして、その後、その団体と意見交換などをいたしました。改めてその施設の必要性ということについて訴えられたわけです。一方で先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、過去に類似施設の建設が計画されたものの、廃止が決定されたというような経緯を踏まえる必要があるだろうということ。それからウチナーネットワークを継承するという目的は、要請された方々の考えとまさしく方向性は一致するものでございまして、例えばウェブなどを活用して施設整備以外の手法についても意見交換を行ったところであります。そういう形で今後とも意見交換を継続していきましようというところで一致はしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 次世代ウチナーネットワーク継承基盤事業の概要、説明を受けました。まさにこの団体が求めている内容、機能としての役割を果たすのかなと思いますが、どのような陣容、体制、ネットワークで事業を進めていくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 進捗状況について申し上げさせていただきたいのですけれど

も、令和2年11月25日に委託先の公募をいたしまして、委託先が決定して、まさに動き始めているところでございます。正式には次年度からJICA沖縄にお願いしましてそこでそのセンターの機能の役割を担っていただくというところでございまして、具体的な陣容等についてはこれから検討を進めていくということとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 先ほど国連の中満次長の下で働きたいと。しかも軍縮の面で頑張りたいという留学生の話をしていただきました。この世界のネットワーク構築が世界、そしてアジアの平和につながるであろうということを確認して、そのネットワークをさらに発展させていただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

会派でいーだネット、瑞慶覧功です。

初めに、玉城知事の体調についてですが、私は玉城知事は全国で最も忙しい知事だと思います。特にこの1年の間に首里城火災、豚熱、新型コロナウイルスと不測の事態が相次いで発生し、その対応に追われ心身の疲労が蓄積し、今回の症状が出たものと思います。玉城知事におかれましては、しっかりと養生して元気に復帰されることを願っております。

質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルス対策を取り巻く状況は毎日変わっています。質問通告後に県はGoToキャンペーンの対応を発表しましたが、私の思いもありますのでそのまま質問をします。

ア、全国知事会会長の飯泉徳島県知事は感染拡大地域を目的地とする旅行を制限する政府方針に対し、感染拡大地域を出発地とする旅行の制限を求めた。得策と思われるが見解を伺う。

イ、神奈川県黒岩知事は、医療現場が逼迫し県民と危機意識を共有しなければならないとの理由から、GoToイート食事券の販売を中断した。感染状況が落ち着き次第再開するとしています。賢明な判断だと思われるが所見を伺います。

ウ、クリスマスや正月を控える中、感染が拡大し緊急事態宣言が発出されることがあってはなりません。県民の命を守るために今、感染防止対策に重点を置く

べきだと思います。G o T oキャンペーン適用の継続、除外について対応を伺います。

(2)、首里城の復元について、去る9月議会で知事は所有権の移転について、議論の対象に上がっていない、まずはしっかりと復元していくと述べておりますが、私は逆だと思います。しっかりと議論を尽くしてより多くの県民の思いを酌み取り、その上で復元すべきだと思います。名実ともに沖縄のシンボルとするためには、国から県へ所有権移転を求めるべきと思うが所見を伺います。

2、新型コロナ対策について。

(1)、新型コロナ感染状況について。

ア、県内80代以上の方は何人か、コロナウイルスによる死者数、年代別の状況と全国との比較、分析、評価を伺う。

イ、沖縄県の感染者数10万人当たり比較割合が全国的に高い要因は何か伺う。

ウ、県内の地域ごとの感染状況と感染レベルについて伺う。

知事は11月の3連休前に連休明けの感染状況を見てからG o T oキャンペーンへの対応を決めるとおっしゃっておりました。

エ、県内の11月21日～23日、3連休明けの感染状況と分析、評価を伺う。

オ、米軍関連ですが、これも通告後に72人の多数感染者が判明し、基地周辺の住民に不安を与えております。米軍関連、基地ごとの感染者数、海兵隊、空軍等所属ごとの感染者数、家族・軍属の感染者数について伺う。

3、基地問題について。

(1)、多発する米軍関連事件について。

ア、米軍関係者による復帰後、2019年末までに発生した殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯罪、摘発件数580件の事件ごとの内訳を伺う。

イ、今年の刑法犯摘発件数と事件内容、見解を伺う。

ウ、県は相次ぐ米兵による事件を受け、抗議のため米海兵隊と在沖米国総領事館のトップを県庁に呼び出したが拒否された。理由は何か、抗議すべきではないか。対応を伺います。

エ、復帰後これまで県の抗議、呼び出しに対する米軍機関の対応を伺う。

オ、2017年4月を最後に米軍人・軍属等による事件・事故防止のためのワーキングチームは開かれていない。その原因は何か、県の対応を伺います。

4、首里城の再建について。

(1)、首里城再建事業の進捗状況と事業計画につい

て伺う。

(2)、首里城の平成の復元、正殿と全体の事業費と今回、令和の復元事業にかかる予算額について伺う。

(3)、現在までに県内外から寄せられた寄附金額、県内・国内・海外ごとの内訳を伺う。

5、沖縄における在留外国人について。

(1)、在留外国人の出身国別人数、在留資格別の人数を伺う。

(2)、コロナ禍の中、留学生・技能実習生等在留外国人の課題と支援対応を伺う。

6、ウチナーネットワーク県系拠点設置について。

(1)、第3回万国津梁会議において、情報交換や交流活動の拠点をJ I C A沖縄内に設置し、来年末から始動することとなった。設置目的と意義について伺います。

(2)、年内に委託業者と契約の予定をしているが、業務概要について伺います。

7、沖縄平和賞について。

去る10月27日、第10回沖縄平和賞の授賞式が行われました。第1回は昨年12月4日にアフガニスタンでテロに遭い、亡くなられた中村哲さんを支援するペシャワール会が受賞しました。中村さんは日本が世界に誇れる立派な方でした。本当に残念でなりません。沖縄平和賞は、沖縄県から平和を発信する大変有意義な事業だと思います。大事にしなければなりません。

(1)、沖縄平和賞の趣旨と事業概要について伺います。

(2)、沖縄平和賞の賞金と支援募金の概要について伺います。

8、我が会派の代表質問との関連について。

玉城健一郎議員の泡消火剤流出問題に関連し、消火剤に含まれる有害物質P F O S汚染が住民に大きな不安を与えています。有機フッ素化合物P F A Sから住民の生命を守る連絡会から、県議会に陳情も出されております。住民の健康に関わる科学的根拠となる血中濃度調査及び疫学調査を県内で広く実施し、比較検討することを求めています。対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

[副知事 富川盛武君登壇]

○副知事（富川盛武君） 瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

6、ウチナーネットワーク県系拠点設置についての中の(1)、J I C A沖縄と連携した情報交換や交流活動拠点の設置目的と意義についてお答えいたします。

本事業では、国内外に広がるウチナーネットワークの次世代への安定的な継承と発展を目的としており、

そのためのプラットフォームを構築し、オンラインを活用した様々な交流の推進に取り組んでいきます。その意義は、オンラインによりコロナ禍においても交流活動の推進を可能とするとともに、県民と国内外のウチナーネットワーク関係者が日常的につながること、5年に1度の世界のウチナーンチュ大会に限らず交流を深め、一層強固なつながりを築くことができることであると考えております。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、感染拡大地域の出發地もG o T oトラベルの制限対象とすることについてお答えいたします。

県では、G o T oトラベル事業について、県内観光産業の現状を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、経済を回復させる観点から、徹底した感染防止対策を前提に、一時除外は求めないこととしております。

県としては、全ての来訪者に対し体調不良時の来訪を控えること、マスクや手洗いなど基本的な感染対策をしっかりと行うこと、来訪したメンバー内で飲食すること等の感染対策を取ることを強く呼びかけてまいります。

続きまして、同じく(1)のウ、G o T oトラベル継続、対象地域除外についてお答えいたします。

県が7月以降実施している新型コロナウイルスの推定感染源の調査においては、県外からの持込みと思われる事例が全体に占める割合は、小さくなっています。また、内閣官房・内閣府の資料によると、航空旅客数と感染者数の増加には、統計的な因果関係は確認できないとされております。

県としましては、県内観光産業の現状を踏まえ、経済を回復させる観点から、徹底した感染防止対策を前提に、G o T oトラベル事業の対象地域からの一時除外は求めないこととしております。

続きまして5、沖縄における在留外国人についての(1)、県内在留外国人の人数についてお答えいたします。

法務省が2020年7月31日に公表した在留外国人統計における国籍別の総数は2万1220人で、多い順に1、ベトナム3023人、2、中国2852人、3、ネパール2797人、4、アメリカ2607人、5、フィリピン2348人等となっております。また、同統計における在留資格別の人数は、1、永住者5270人、2、留学

3580人、3、技能実習2970人となっております。

同じく(2)、在留外国人の課題と支援策についてお答えいたします。

県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に支障を来している留学生を含む在留外国人を支援するため、従来実施している国際交流助成事業を拡充し、市町村、国際交流団体、民間団体等が実施する外国人の生活再建、再就労支援等に対する助成事業を実施しているところです。具体的には、国、県等が実施する各種支援制度の多言語での情報発信、給付金等の申請サポート、生活相談等に対応しているところです。

続きまして6、ウチナーネットワーク県系拠点設置についての(2)、次世代ウチナーネットワーク継承基盤構築事業の業務概要についてお答えいたします。

本事業は、1、県出身移住者子弟等の留学生受入及びそのOB、OGとの連携等人的ネットワークの継承と蓄積、2、多言語による情報発信及び海外県人会等からの情報集約、3、SNSやオンラインイベント等による交流活動促進、4、国内外からの交流に関する各種相談窓口、5、関係機関と連携した移民資料の調査等の5つの機能を有するプラットフォームを構築するものであります。本年度は、来年4月の稼働に向けて、留学生受入準備やウェブ改修、SNSによる交流グループ開設、移民資料調査に係る情報収集等を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、神奈川県がG o T oイート食事券を中断した判断への所見についてお答えいたします。

G o T oイートの食事券発行の一時停止等に関する国からの検討要請に対し、神奈川県や東京都、大阪府など10の都道府県が一時停止を求めたことは承知しております。本県においては、医療専門家や経済団体の意見等を踏まえ、テークアウト、デリバリーの利用を呼びかけるとともに、業界や市町村と連携した巡回キャンペーンなど感染防止対策を強化しつつ、G o T oイートを継続することといたしました。国からの要請は、各都道府県が感染状況等を踏まえた検討を求めており、他県においても地域の実情を踏まえて判断しているものと認識しております。

同じく1の(1)のウ、G o T oイートの適用の継続、

除外についてお答えいたします。

年末年始を安心して過ごすためには、感染対策を徹底しながら、社会経済活動を両立させることが重要であると考えております。GoToイートについては、新型コロナウイルス感染症専門家会議や経済対策関係団体会議の意見を踏まえ、原則4人以下という新たな利用制限を国に要請するほか、2時間以内の飲食、テークアウトやデリバリー利活用の呼びかけ、業界や市町村と連携した巡回キャンペーンの実施などにより、事業者側と利用者側の双方による感染防止対策の強化を図り、GoToイート事業を継続していきたいと考えております。

次に5、沖縄における在留外国人についての御質問の中の(2)、技能実習生の課題と支援対応についてお答えいたします。

厚生労働省によると、新型コロナウイルスの影響で解雇された外国人技能実習生は、令和2年9月25日時点で約3700人となっており、失業に伴う再就職、出入国規制による外国人技能実習生の帰国や新たな受入れが困難な状況にあるなどの課題があります。そのため国は、雇用調整助成金を活用した外国人技能実習生の雇用維持、解雇された実習生が最大1年間、別の業種で働くことができるよう特例措置を行うほか、7月29日から出入国規制の緩和を段階的に行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)、首里城に係る所有権移転についてお答えいたします。

国は、今年3月に発表した首里城正殿等の復元に向けた工程表において、国営公園事業である首里城の一日も早い復元に向けて責任を持って取り組んでいくと示しております。

県としては、一日も早い首里城の復元に取り組んでいくことが重要であると考えており、現段階で所有権移転の協議を行うことは考えておりません。

次に4、首里城の再建についての御質問のうち(1)、首里城再建の進捗と事業計画についてお答えいたします。

国の首里城正殿等の復元に向けた工程表において、国は令和2年度に大径材の材料調査、正殿の基本設計、仮設道路の整備等を行うこととなっております。令和3年度は、正殿の実施設計、大径材の調達、木材倉庫の整備を行い、正殿の復元工事は令和4年に着工し、

令和8年に完成する計画となっております。

次に4の(2)、平成と令和の復元に係る事業費等についてお答えいたします。

国の首里城復元に向けた技術検討委員会の資料では、平成の復元に係る首里城公園全体の事業費は約260億円、首里城正殿の当時の工事費は約33億円となっております。今回の復元事業に係る予算額については、今年度、正殿の基本設計を行っているところであり、今後、明らかになるものと考えております。

次に4の(3)、寄附金額及び内訳についてお答えいたします。

首里城火災復旧・復興支援寄附金の申込み方法としては口座への振込、募金箱への募金、納入通知書による納入等があり、11月27日現在で、県へ申込みがあった寄附金総額は約34億8800万円となっております。このうち、申込者の住所等を把握できる分の寄附金総額は約25億1300万円となっており、その内訳は県内が約8億9000万円、国内が約16億1600万円、海外が約700万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナ対策についての御質問の中の(1)のア、80代の陽性者数と年代別の死亡者数についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症陽性者の合計は12月8日時点で4613名となっており、そのうち80代以上の方は290名となっております。沖縄県内の新型コロナウイルス感染症による死亡退院者数は、12月8日時点で74名となっており、そのうち40代1名、50代2名、60代5名、70代17名、80代25名、90歳以上20名となっており、感染者のうち死亡する方の割合は約1.6%となっております。なお、全国の感染者のうち死亡する方の割合は約1.5%となっております。

同じく2の(1)のイ、感染者数が全国に比較して高い要因についてお答えいたします。

7月の急激な感染の拡大については、県外から持ち込まれたウイルスが夜の繁華街において拡散され、本県特有の活発な世代間交流を通じて一気に拡大し、短期間に病院や高齢者施設でのクラスターにつながったことが主な要因であります。その後、第2波が完全には終息しない中、9月の下旬頃からは、県民同士の会食会合や職場を通して家庭内に感染が拡大しており、これらの要因が重なり長期にわたって多くの感染者が続いている状況から、10万人当たりの感染者数が全国的に高くなっているものと考えております。

同じく2の(1)のウ、地域ごとの感染状況と感染レベルについてお答えいたします。

県では、地域ごとの警戒レベルを定めておりませんが、各保健所管内の感染状況を、11月30日から12月6日までの1週間における10万人当たりの新規感染者数で比較しますと、那覇市で23.56人、南部で16.08人、中部で17.82人、北部で18.50人、宮古で16.13人、八重山で7.19人となっております。その前の週である11月23日から11月29日までの1週間と比較すると、那覇市と南部では減少していますが、その他の中部、北部、宮古・八重山では増加しております。

同じく2の(1)のエ、3連休明けの感染状況等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染してから発症までの期間は5日程度から2週間と言われております。3連休後の11月24日以降の新規感染者数を見ますと、11月28日は78名が確認される等、連休中の感染の影響の可能性もあったものと考えております。県内では、感染状況及びコロナの病床占有率が高いまま推移する傾向にあり、さらに非コロナ病床の利用率も90%以上にある等、厳しい状況が続いております。このため、県としては、引き続き状況を注視し、感染防止対策に徹底して取り組んでまいります。

同じく2の(1)のオ、米軍関連の陽性者数についてお答えいたします。

米軍からの報告によりますと、12月8日時点の米軍基地内陽性者数の累計は620名であります。内訳は、嘉手納基地78名、キャンプ・マクトリアス2名、普天間基地150名、キャンプ・ハンセン259名、キャンプ・キンザー10名、キャンプ・フォスター48名、ホワイト・ビーチ1名、キャンプ・コートニー45名、キャンプ・シュワブ26名、トリイ通信施設8名となっております。なお、所属ごと及び軍人・軍属・家族別の内訳については、報告に含まれていないため把握しておりません。

次に8、代表質問との関連についての御質問の中の(1)、血中濃度検査及び疫学調査についてお答えいたします。

有機フッ素化合物については、長期にわたる人体への暴露について健康影響が懸念されていることから、水質管理目標設定項目の暫定目標値が定められたところでもあります。有機フッ素化合物の健康への影響については、まだ研究段階で、血中濃度検査等の医学的な評価ができない状況であることから、引き続き健康影響に関する医学的知見を収集するなど、検査等の必要性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 宮沢忠孝君登壇]

○警察本部長(宮沢忠孝君) 3、基地問題についての御質問のうち(1)のアとイ、復帰後の米軍関係者による凶悪犯罪の摘発状況及び今年の刑法犯摘発状況等についてお答えいたします。アとイは関連しますので、一括してお答えいたします。

米軍構成員等による復帰後、令和元年末までに発生した殺人・強盗・放火等の凶悪犯罪の検挙件数については、581件であり、その内訳は、殺人が28件、強盗が396件、放火が25件、強制性交等が132件となっております。なお、犯罪統計の取扱い上、昨年4月の北谷町における米軍人による殺人事件は、検挙時点で被疑者が死亡しており、件数に反映されていないので、公表されている数値は580件となっております。

続いて、今年の状況についてお答えします。

本年、11月末現在の刑法犯、検挙件数は暫定値で37件となっており、その内訳につきましては、強盗などの凶悪犯が2件、暴行などの粗暴犯が10件、窃盗犯が13件、詐欺などの知能犯が1件、強制わいせつなどの風俗犯が1件、器物損壊等のその他が10件であります。凶悪犯の2件については、5月に北谷町で発生した両替所に対する強盗事件、11月にうるま市で発生した、高速道路上における強盗事件の2件であります。なお、昨年中の32件と比較しますと、本年11月末現在では5件の増加となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 3、基地問題についての(1)のイ、米軍関係者による刑法犯罪に関する見解についてお答えいたします。

米軍人による相次ぐ事件・事故を受け、県では米軍及び日米両政府に対し、より一層の綱紀粛正をはじめとする実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っております。また現在、県、国及び米軍による実務者会合の開催について調整が行われており、その際にも再発防止等について求めたいと考えております。一連の事件は、県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。今後とも、あらゆる機会を通じて再発防止の徹底について求めてまいります。

同じく3の(1)のウ、県の抗議時における米軍等の対応についてお答えいたします。3の(1)のウと3の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

去る11月、米軍人による相次ぐ事件を受け、県は、米側に対し来庁を求めましたが、軍の方針として、抗議要請については基地内で受けるとの回答があったため、直接面談した上で抗議を行うことを優先し、基地を訪問したところです。確認が可能な平成14年以降で見ると、米軍は、殺人や強姦といった凶悪事件などを除き、基地内にて抗議要請を受けています。このような米側の対応は、県民の感情を十分に理解していないものであり、非常に残念であります。

県としては、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民の不安が正しく伝わるよう、引き続き米軍等に対し訴えていきたいと考えております。

同じく3の(1)のオ、協力ワーキングチームCWTの開催についてお答えいたします。

協力ワーキングチームCWTの開催について、外務省沖縄事務所に確認したところ、関係者との間で調整を行っているとのこととあります。米軍関係者による公務外の事件・事故をなくすためには、米軍をはじめ関係機関が直接議論を行い、理解を深め対策を講じることが重要であると考えていることから、県は、これまでも機会あるごとにCWTの開催を求めてきたところとあります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 7、沖縄平和賞についての御質問の中の(1)、沖縄平和賞の趣旨と事業概要についてお答えいたします。

沖縄平和賞は、平和を希求する沖縄の心を世界へ発信し、国際平和の創造に貢献することを目的として、平成13年に創設されました。沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地域の平和の構築・維持に貢献する活動を行っている個人・団体を2年に1回表彰しており、これまで10回の贈賞を行っております。

同じく7の(2)、沖縄平和賞の賞金と支援募金についてお答えいたします。

沖縄平和賞は、正賞として賞状及び賞牌を、副賞として賞金を贈呈しております。沖縄平和賞を県民参加型の顕彰制度として発展させる趣旨から、これまで副賞となる賞金は県民等からの募金で賄うことを目指し、平成15年度から募金事業を実施しているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

再質問を行いたいと思います。

まず新型コロナウイルス対策についてですけれども、国や県は感染対策と経済活動の両立を目指して、これまで様々な施策に取り組んできましたが、うまくいっているとは見えません。海外では、台湾やニュージーランドのように、ウイルスを国内に入れないように努力している国と、スウェーデンのように国民が徐々に感染して免疫力を持たせる集団免疫論がありますが、日本の体制は集団免疫論で進行していると言われております。医療専門家からは、集団免疫論は未知のウイルスに対しては、危険との声が上がっております。見解を伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 議員がおっしゃいます集団免疫論についてでございますが、感染対策において集団免疫の獲得を目標とするという対策については、獲得免疫の持続期間についての治験が確立されていないこと、それから、人的・社会的被害が甚大になる可能性があること等が課題となっておりますので、専門家からのそういうような御意見があるところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 大阪府では、12月4日から15日まで、府民に不要不急の外出自粛を求め、緊急事態宣言の一步手前の医療非常事態宣言を発令しました。

県内では、医療提供体制が悪化傾向にあると言われておりますが、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 県内の感染状況につきましては、12月8日と1週間前の12月1日を比較しますと、療養者数や新規感染者数、それからPCR検査の陽性率は改善傾向にございますが、病床占有率と感染経路不明な症例の割合はほぼ同じレベルであると考えております。一方で重症者用病床占有率はここ2週間、20%台で推移しておりましたが、7日に31.6%、8日に41.2%と悪化する傾向にあると認識しているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 昨日、国内感染者の死者数が47名、新たな感染者が2172名と1日最多を更新しております。沖縄県の死者は昨日現在で74名となっております。今日の沖縄は経済優先に走り過ぎているように思

えます。このままいきますと、観光客とそして米軍によるコロナの島となり、結果的に観光客は激減することになりかねないと思います。今こそ感染防止対策を徹底すべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では、4月の流行拡大期に政府の緊急事態宣言を受けまして、休業要請や外出自粛要請などの緊急事態措置を施行し、県民一丸となって徹底的に取り組んだ結果、第1波の流行を押さえ込むことができたところでございます。ただ一方で、県民経済への影響は大きかったと考えられることから、県は感染拡大防止対策を徹底しつつ、社会経済活動の着実な回復を図る方針として対策を取ってまいりました。

県としましては、警戒レベル判断指標の日々の動きを注視しておりまして、警戒レベルの引上げの必要があると判断される場合には、再び何らかの措置が必要になることも検討する必要があると考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 感染防止対策と経済活動の両立を目指すのであれば、来訪者に対して、1週間以内のPCR検査で陰性証明書を発行してもらい、出発地の空港でチェックすると。その上で、サーモグラフィーで検温し、高熱がある者は検査を行い、陽性の人は空港から外に出さないというような対策が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 水際対策を徹底するには議員おっしゃいますとおり、来訪者が渡航前に検査をすることが望ましい手段だと考えておりますが、県のみではなかなかその実現がかないませんので、全国的な取組が必要であると考えております。なお、到着後の検温や有症状者の検査につきましては、現在TACOにおいて実施されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 いろんな今の県内の状況といえますか、感染者数が多い割合というか、そういうようになっておるにもかかわらず、他府県に比べて何かもっと感染対策に力を入れるべきであるというような声が出しにくい、そういう状況になっているんじゃないかなと思うんですね。結果的には、しっかりと押さえたいかないと今後の観光にいい影響を及ぼさないんじゃないかというふうに危惧します。

次に移ります。

次に沖縄平和賞についてですけれども、これまで本

会議で県議会議員による寄附について提起してきましたが、残念ながら取り組まれておりません。沖縄平和賞への募金はぜひ県議会議員が率先して取り組めるようにしてもらいたいと思います。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄平和賞委員会では、同賞を県民参加型の懸賞制度として発展させるために平成15年度から募金に取り組んできたところでございます。

平和賞委員会といたしましては、議員の皆様におかれましてはこの賞のさらなる認知度向上のための普及啓発ですとか、そういった取組にお力をお貸しいただければと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 力はたくさん貸すつもりですけども、どうなんですか。議員のそういう寄附行為というかそれに抵触するというのであれなのか。さきの赤い羽根等もあるんですけども、今までそういった問題も取り上げてきましたけれども、やはり寄附行為というものはみんな一律にというか、同じ金額でそういうふうに取り組む、そういう姿勢でやるわけですから、抵触するというか、そういうような形じゃなくて、方法は例えば首里城の募金のときもありましたけれども、あとコロナ対策でもありました。そういう方法があると思うんですね。ぜひそれを県議会議員が、本来であれば率先して地域住民にも訴えていかないといけない問題じゃないかなというふうに思うんですね。ぜひ具体的にそういった方法を検討していただきたいと思います。

次に、最後になりますけれども、沖縄県における在留外国人について、今年7月香港国家安全維持法施行で、沖縄県内への移住を希望する香港人が増えているとのことです。計8世帯、現在のところ30人おりますが、彼らが安心して定住できるよう、県が相談窓口を設けてもいいと提案しておりますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では海外と沖縄のビジネス交流を促進するため、沖縄県産業振興公社に中国語や英語で対応可能な相談窓口を設置しております。海外企業等からの県内投資ですとか、立地、商取引など、本県の産業振興につながる相談に対応しております。今後、移住に関する相談があった場合には、内容に応じまして庁内関係課につなげるとともに在留資格に関する国の関係機関や、多言語対応可能な行政書士等に関する情報を提供する

など、適切に対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

〔山里将雄君登壇〕

○山里 将雄君 ハイサイ グスーヨー。

ていーだネットの山里です。

議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1、公立北部医療センターについて。

今年度中に策定を目指すとしていた北部医療センター基本構想の取りまとめについて、現在どのような作業が行われていますか。今の状況についてお聞きいたします。

(1)、基本構想の策定状況について伺います。

(2)、基本構想の策定に際し北部市町村の意見聴取を行ったとのことだが、意見の内容について伺います。

(3)、整備スケジュールとしては基本構想の策定から、大まかに6年ほど要するとしていましたが、次年度、令和3年度にはどんな作業を達成する予定でしょうか。基本構想策定後、令和3年度の作業スケジュールを伺います。

次に、さきの第6回9月定例会代表質問で、私は河川の管理について、とりわけ河川のしゅんせつについて質問をいたしました。そのとき、上原土木建築部長は、緊急度の高い箇所からしゅんせつをしっかりと行った上で、適切に防災・減災の強化を行うということで河川管理に努めていきたいと答弁されました。その後、緊急浚渫推進事業の情報を御提供いただきましたので、この事業について少し確認をさせていただきたいと思います。

2、河川のしゅんせつについて。

(1)、緊急浚渫推進事業の概要を伺います。

(2)、この事業による河川しゅんせつの実績と今後の予定を伺います。

(3)、しゅんせつ事業の実施について、関係市町村とどのように調整しているか伺います。

次に、台湾ハブについてですけれども、台湾ハブが沖縄に侵入したのは1970年から1990年にかけてと言われていました。ショーのためだったり、ハブ酒の材料として持ち込んだものが逃げ出して野生化したものだと言われていました。現在その生息域がどんどん広がっていて、北部で捕獲されるのはほぼ台湾ハブという状況になっています。北部の市町村役所で

は、危機感が強くなっていて、私のところに対策の必要性について相談がありました。このままですと本島全域に広がり、ハブ被害の増大と生態系への影響が懸念されます。現在、既に沖縄本島内でかなりの範囲に生息域が広がっていると思うのですが、生態系への影響、ハブ咬症の防止のためにもこれ以上の拡大を止めなければならないと思います。

そこで3、台湾ハブの生息拡大について。

(1)、ハブの捕獲（駆除）状況について伺います。

(2)、うち台湾ハブの捕獲（駆除）状況について伺います。

(3)、台湾ハブの県内の生息範囲はどうなっているか伺います。

(4)、ハブ咬症被害状況について伺います。

(5)、駆除の取組について伺います。

次の質問に入る前に、12月1日に辺野古新基地建設計画に抗議する市民運動にずっと携わってこられた、本部町島ぐるみ会議の高垣喜三さんが急逝されました。穏やかで優しい人柄でありながら、強い信念で辺野古新基地建設問題に取り組んだ方であり、多くの人たちがその急逝を悼んでいます。心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは4、辺野古設計変更承認申請について。

上原土木建築部長は、先日の各会派の代表質問において何人かの質問に対し、11月27日に名護市長に対し、意見照会を行ったところであり、その後疑問点について防衛局に質問を行った上で厳正に審査をするというふうに答弁をしています。

改めて聞きます。

(1)、現在進められている変更承認申請の審査の進捗状況について伺います。

(2)、2013年の埋立承認申請の審査の際の住民意見約3300件に対して、今回の変更承認申請審査では約1万7000件に増えました。県民の民意は、辺野古新基地建設に反対であることを改めて示した結果だと思えます。このことについて玉城知事の所見を伺います。

(3)、住民意見書の公開について伺います。

(4)、名護市長への意見聴取について伺います。

(5)、知事の判断時期について伺います。

(6)の美謝川の切替えについてですが、さきの9月定例会代表質問で私は、変更承認申請の美謝川の切替えに係る変更はあるか質問しました。答弁では、施工時期に係る記載のみで特に変更はないとのことでした。代表質問でも述べましたが、稲嶺前市長があらゆる市長権限を行使し基地建設を止めるとして許可しない方針でいたことから、市の関与を避ける工法に変更

しようとしてその後取り下げています。今、県において変更承認申請の審査が行われている最中でありますが、11月頃に切替え予定地でボーリング調査が行われていることが確認されています。ボーリング調査を行った上で、現計画どおり美謝川の切替え工事を行う。その準備が進められているということでもあります。取下げはしましたが、2014年の変更申請は当然変更の理由があったはずで、また取下げにも理由を述べていたと思います。

そこでお聞きします。

ア、沖縄防衛局は2014年9月に美謝川の切替えについて、変更申請を提出し、その後取り下げたが、変更の理由と取下げの理由を伺います。

イ、美謝川の切替えについて、名護市長の協議及び許可は必要と考えるか伺います。

以上、一般質問とし御答弁をよろしくお願ひします

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 山里将雄議員の御質問にお答えします。

1、公立北部医療センターについての御質問の中の(1)、基本構想の策定状況について。

基本構想については、現在、医療関係者等で構成する医療機能部会を設置し、新たな病院の病床数、診療科目、提供する医療機能等について協議を行うとともに、北部12市町村等から提出された意見について対応方針を整理しております。

今後は来年1月にパブリックコメントを行い、幹事会、協議会での協議を経て令和3年3月までに基本構想を策定する予定としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、公立北部医療センターについての御質問の中の(2)、市町村の意見についてお答えいたします。

基本構想案たたき台に対する市町村の意見は40件となっており、医療機能に関しては内科を全般的に診る総合内科を診療科目に加えてほしいとの意見、附属診療所となる市町村立診療所の体制に関する意見等があります。また、病院施設に関しては、早期の建設候補地の選定を求める意見、新型コロナウイルス感染症に対応できる施設の整備を求める意見等があります。

同じく1の(3)、令和3年度のスケジュールについてお答えいたします。

令和3年度のスケジュールとしては、今年度策定予

定の基本構想を踏まえ、外来部門や病棟部門等の配置計画、施設・医療機器等の整備方針等を定める公立北部医療センター基本計画を策定する予定です。また、設置主体となる一部事務組合の設立に向け、国や北部12市町村との協議を開始していくこととしております。

次に3、タイワンハブの生息拡大についての御質問の中の(1)、タイワンハブの県内の生息範囲についてお答えいたします。

県内では、ハブ、サキシマハブ、ヒメハブ、タイワンハブの4種類のハブ類の生息が確認されております。ハブ類は、宮古島市等一部の市町村を除き、県内全域で生息が確認されておりますが、タイワンハブについては、平成8年に沖縄本島の名護市で定着が確認されて以降、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、宜野座村、金武町でも生息が確認されております。

同じく3の(2)と(3)、ハブ類とタイワンハブの捕獲状況についてお答えいたします。3の(2)と3の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

直近の市町村及び県のハブ類の捕獲数は、平成29年が4667匹、平成30年が5771匹、令和元年が5531匹となっております。そのうちタイワンハブについては、平成29年が1785匹、平成30年が2671匹、令和元年が3014匹となっており、増加傾向にあります。

同じく3の(4)、ハブ咬症被害状況についてお答えいたします。

県内のハブ類による咬症被害は、令和元年に55件発生しており、その内訳はハブが30件、サキシマハブが18件、ヒメハブが6件、タイワンハブが1件となっており、県としては、ポスター、リーフレットの配布、講習会の開催等を通じて、咬症被害の未然防止を図るとともに治療用ハブ抗毒素を県内30の医療機関に配備するほか、市町村ハブ対策課長会議や沖縄県ハブ対策連絡協議会を開催し、関係機関と連携して総合的な対策に取り組んでおります。

同じく3の(5)、ハブ駆除対策の取組についてお答えいたします。

県では、タイワンハブ対策として平成29年度より、危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、名護市から恩納村の一部区域を拡散防止フェンスで囲みハブ捕獲器を300台設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験を行っております。同実証試験がタイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、他の地域にも展開したいと考えております。また、市町村では、住民へのハブ捕獲器の貸出しや一括交付金

を活用したハブ捕獲事業等を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、河川のしゅんせつについての御質問の(1)、緊急浚渫推進事業の概要、河川しゅんせつの実績、今後の予定及び関係市町村との調整についてお答えいたします。2の(1)から2の(3)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

緊急浚渫推進事業は、地方公共団体が緊急的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消することを目的とした起債事業であります。対象施設は、河川、ダム、砂防、治山に係るしゅんせつ等で、事業年度は令和2年度から令和6年度までとなっております。県管理河川においては、令和2年度に比謝川の測量設計を行うこととし、令和3年度から比謝川を含め、汀間川、普天間川、報得川、石垣新川川のしゅんせつ等を予定しております。市町村管理河川においては、南城市の雄樋川を予定しております。

県としては、関係市町村に対して事業内容の周知及び活用を促しており、事業の必要性及び緊急性等を踏まえて事業化に向けて調整を行うとともに、早期の防災・減災に取り組んでいきたいと考えております。

次に4、辺野古設計変更承認申請についての御質問のうち(1)、公有水面埋立変更承認申請書の審査の状況についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出されその集計が終了したことから、県では、11月27日付で名護市長に意見照会を行ったところがあります。今後、内容審査に当たっては、疑問点等について沖縄防衛局に質問を行った上で、厳正に審査を行うこととしております。

次に4の(2)、意見書の件数についてお答えいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請について、告示縦覧期間中に1万7857件の意見書が提出され、当初の承認申請時の3371件から大幅に増えております。変更承認申請書に記載された軟弱地盤における地盤改良や、ジュゴン等環境への影響等に対して利害関係者の高い関心が背景にあるものと考えております。

次に4の(3)、意見書の公開についてお答えいたします。

意見書そのものについては、個人情報に該当し公開

できないものと考えております。なお、意見の概要については取りまとめが終了次第、公表を検討していきたいと考えております。

次に4の(4)、名護市長への意見聴取についてお答えいたします。

県では、意見書の集計作業が終了したことから、公有水面埋立法第13条の2第1項において準用する同法第3条第1項の規定に基づき11月27日付で令和3年3月26日を期限として、名護市長に意見照会を行ったところがあります。なお、名護市長が意見を述べるに当たっては、公有水面埋立法第3条第4項の規定により市議会の議決が必要とされております。

次に4の(5)、変更承認申請の判断についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書については、大規模な地盤改良工事の追加だけでなく、施工計画の大幅な見直しやこれらに伴う環境影響の再検討を含む計画変更とされており、変更箇所が多岐にわたっております。今後、事業者に対して変更承認申請書の疑問点等について質問を行い、厳正に審査を行うこととしており、現時点において処分を行う時期を予測することは困難であります。

次に4の(6)のア、美謝川切替えの変更承認申請及び取下げの理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局が平成26年9月に提出した公有水面埋立変更承認申請書には、美謝川切替えルートの変更の理由について、埋立工事を効率的かつ着実に進める観点から、飛行場用地内を切替えルートとする案に変更するとして記載されております。また、取下げについては、文書にその理由の記載がありませんが、沖縄防衛局が報道機関に公表した資料によると、沖縄県から環境保全の観点で懸念が示されていることから、環境保全をより具体的かつ確実なものにするためと記載されております。

次に4の(6)のイ、美謝川切替えに係る名護市との協議についてお答えいたします。

辺野古ダム及び美謝川は、名護市法定外公共物管理条例に基づき名護市において管理されております。美謝川の切替えについては、名護市が同条例に基づき判断されるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。順番を変えて聞いてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

まず4の辺野古の計画変更承認申請についてからお聞きします。

公表された意見書の数が当初の約1万9000から1万7857件というふうにされました。これは重複や外国語表記を除いたものということでございますけれども、そういう判断をする基準といたったものはどういったことだったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立法に基づき行った告示では、意見書は縦覧期間満了の日までに意見の要旨、住所及び氏名を記して提出することとしており、当該要件に該当しない意見書を除外しているものでございます。複数の意見書にわたって提出しているものについては1件と集計しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 分かりました。

それでは次に、名護市長は市長意見において名護市民の意見の聴取をしないと、市議会の質問に対して答えています。それは、法律に必ずしも市民の意見を聴取することにはなっていないからということとしています。しかし皆様も御存じのとおりですけれども、建設省監修の「公有水面埋立実務ハンドブック」には、住民の意見を知った上で述べるのが望ましいという記述があります。県としてもそのために名護市民の意見を取りまとめ、市に提供していると思うのですが、2013年の埋立申請の際には当時の稲嶺名護市長は、市民及び名護市出身者から意見を募集し、それに基づいて埋立ての承認をしないように求めるとの市長意見をまとめています。

渡具知名護市長は、県に寄せられた意見ではなく直接市民に意見聞くべきだと私は思うのですが、この件について審査をする県としてはどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

御指摘のとおり、「公有水面埋立実務ハンドブック」に、住民の意見を知った上で意見を述べるのが望ましいとの記述がございます。これは地元市町村が意見を述べる際の考え方を記したものだとして理解しております。住民の意見を聴取することについては、当然ながら市長が判断されるものと理解しております。

県としましては、公有水面埋立法に基づきしっかりと審査をしていくということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 望ましいということで、強制ではないのでそれは市長の判断ということになるとは思いますが、そこはぜひそうなるように望んでいるところであります。

次に、これは仮にの話でございますけれども、仮に市長意見が名護市議会で可決に至らなかった場合、そのときはどうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する第3条第4項において、市町村長は意見を述べるときは議会の議決を経ることとされております。仮に議会で可決に至らない場合は、意見を提出することができないものと考えております。提出期限を超えて意見が提出されない場合は、意見がなかったものとして審査を行っていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうですね、名護市から意見が出なかったということになるわけですね。分かりました。

次ですけれども、海上保安庁へ意見照会をするということが報道でありましたけれども、そのほかにも意見照会をするというところはあるのでしょうか。また、あるとすれば、その団体についてはどんな目的で、どんな観点で、意見聴取をするのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

海上保安庁に対しては、海上交通安全の観点から意見聴取を行っております。そのほか、庁内の関係部局に対しても、環境部には環境への影響の観点から、農林水産部には水産業の影響の観点から、知事公室には辺野古新基地建設問題対策の総合的企画及び調整の観点から、意見を聴取しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 埋立承認申請のときと同じ機関にということになると思います。その辺もしっかりと審査をお願いしたいと思います。

それでは次に、美謝川の切替えについてでありますけれども、9月定例会のときに私の質問に部長は、今回の変更申請には切替ルートの変更はなく、施工時期の変更の記載のみと答弁をされていますが、間違いありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄防衛局から提出のありました公有水面埋立変更承認申請書は、今回埋立地の用途の変更及び施工計画の変更ということが主なものでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 用途の変更、前回は切替ルートの変更だけというふうなたしか答弁をいただいたはずなんですけれども、用途の変更というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今回の変更承認申請に当たって、美謝川の切替ルートにつきましては変更の申請はございませんが、美謝川の切替えについて施工時期を変更する旨の記載が今回の変更承認申請にはございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうですね。施工時期だけが変わると、つまりルートの変更はないということですよ。とすると現在の計画どおり、当初の計画どおり現況のルートを全て切り替えるというそういう計画になっているわけですね。分かりました。

2014年に防衛局から一旦提出された美謝川に係る変更の理由は、先ほども答弁ありましたけれども、効率性や生態系への影響回避ということでありました。もう少し詳しく書かれているんですけれども、大まかにはそういうことです。それを取り下げて、現計画のとおりというふうに切替えが行われるのであれば、そのときの理由に矛盾している。整合が取れないというふうに思うのですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

前回確かに美謝川の変更の申請がございました。今回は変更の申請がないという状況でございますので、現在の変更承認申請に記載された内容について、県と

しては公有水面埋立法に基づき審査を行っていくということになるということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 県としては、そういう立場ということになると思いますけれども、自然環境に配慮して変更しようとしたものを変更しないということですから、いわゆる自然環境、その負荷をそのまま認めるといいますか、そのままの状態で行うと言っているようなのだと私は思います。それだけでもこの変更申請は承認されるべきではないという気持ちでおります。

それでは次ですけれども、現在行われているボーリング調査の後には名護市法定外公共物管理条例に基づいて名護市との協議、許可を得ることになると——防衛局としてはそうなると思うんですけれども——防衛局は切替用地は民間地で市長との協議は必要ないというふうに判断する可能性があるかと聞いています。民間地であっても、美謝川での機能を変更することによって管理条例の第3条と第4条の5に抵触すると私は思っています。そこは県が判断するところではないとは分かっているんですけれども、私は名護市長との協議は必要だというふうに思っています。先ほど答弁もありましたけれども、もう一度その辺をどう思うかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほども答弁を行いました。辺野古ダム及び美謝川は名護市が管理する法定外公共物管理条例に基づき管理するものでございます。当然ながら管理者である名護市長との協議の必要性につきましては、同条例に基づき市長が判断されるものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 渡具知市長は、市長選挙のときから今現在も辺野古新基地建設に対しては国と県の動向を注視すると自らの姿勢をうやむやにしています。辺野古問題を抱える地元の市長としては、いかなものかというふうに思っています。今回の埋立計画変更申請への意見、それから美謝川の切替えの協議で渡具知市長の対応がどのようになるか、それこそ注視をしていきたいと思っています。

それでは次にタイワンハブについてお伺いします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 それでは3のタイワンハブの生息拡大について伺います。

ここに名護市の環境対策課からもらった資料があります。ハブ等の捕獲地域月別集計表という資料なんです。それによると令和元年度——去年ですけれども、名護市内で1136匹のハブを捕獲しています。そのうち在来のハブは48匹だけなんです。残り1088匹はタイワンハブという状況です。何と96%がタイワンハブです。在来のハブはわずか4%なんです。近年、今年令和2年11月20日までの統計ですけれども、在来のハブが8匹に対して、タイワンハブは684匹。実に98.8%がタイワンハブという状況です。

県としてこの実態をどのように思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後0時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど答弁申し上げましたとおりタイワンハブの生息拡大については、県としても憂慮すべきことだというふうに考えております。そのため高密度化などの調査を拡大する方法などについても、研究が必要だと考えておりまして事業を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 県としてもいろいろ取り組んでいるというふうには理解しています、先ほどの答弁もありましたので。

ハブの被害の状況把握、これはどのように行っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ハブ咬症被害につきましては、保健所を通じて数値等の把握に努めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ここに沖縄県衛生環境研究所というところが見つかった資料、沖縄県における令和元年（2019年）の毒蛇咬症という資料です。ネットから引っ張ったんですけれども、これによりますと令和元年度において、タイワンハブによる咬症は沖縄県全体

で1件となっている。びっくりしました。前年も同じ名護で1件。これ名護でなんですよ両方とも。名護市だけでこれだけのタイワンハブが、先ほど言いましたように九十何%というタイワンハブが捕獲されて増えているのに、全県含めてたった1件。これは一体どういうことなんだろうと思ひまして、名護市の担当に話を聞いてみました。すると県は、病院から保健所を通して統計を取っていて、ハブにかまれた人はそれが在来なのかタイワンハブなのか分からないと。特に夜は、それが何なのか分からないと。それで分からないというふうに報告すると、保健所や医療機関では在来ハブとしてカウントするということなんです。名護市の担当としては、名護市で発生するハブ咬症はほぼタイワンハブだと言っています。どうなんでしょうかこれ。実は後でよく見ましたら、これも同じようなことが書いてあります。医療機関からの報告そして保健所からの報告。分からないものはハブとしてカウントするというふうにちゃんと書いてあるんです、後で気がついたんですけれども。これでは実態把握はできないんじゃないかなと思うんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。もう少しやり方はないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後0時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員がおっしゃいますとおり、ハブにかまれた方が病院に行って保健所を通じて数字等は上がってくるわけですけれども、確にかまれた人がどのハブにかまれたかというのは、なかなか見分けがつかないということもあって、そういう集計の仕方にはなっているところでございます。

それでは実態が分からないんじゃないかという御指摘だと思いますけれども、なかなかどのハブにかまれたかということが、後になると分からないという状況もございまして、そこは今後研究の必要があるというふうには考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ぜひそこはもう少し工夫をしていただきたいというふうに思います。駆除のためには実態をしっかりと把握しないとイケませんので。

ちょっと時間もないので、たくさんまだ聞きたいんですけれども、あと1件だけ。

タイワンハブは特定外来生物だと思います。そういうふう指定されているもの。多分マングースなんかもそうですね。そのマングースとかに比べるとどうも

ハブに対するあれがちょっと弱いんじゃないかと私は思ってしまう。その点ではどうなのでしょう。この辺についての考え方を少し教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県におきましては、外来種対策といたしまして環境部と関連部局と連携して実施しているところでございます。

それから今御指摘のありましたマングース等につきましては、北部3村の世界自然遺産登録等も見据えまして、環境省のほうで事業をやっているというような背景もございます。そういう背景もございまして、予算等の規模が若干違っているところはございますけれども、環境部それから保健医療部と連携しまして対策を今後も実施していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 よろしくお願ひします。時間がないので次に行きたいと思ひます。

1の公立北部医療センターについてなんですけれども、建設用地は農業大学跡地が有力というふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在、外部のコンサルタントの知見も得ながら複数の候補地について、交通アクセス、敷地面積、災害への強度などの点について評価・検討を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 まだ決まっていないうことで、ただ有力だというふうには私としても理解をしています。

そこなんですけれども、農業大学校は2024年に宜野座のほうにできると。北部医療センターが2026年に開院するというので、工事の期間等々含めた場合にあと6年で北部広域医療センターを開院するというスケジュールに合わせると、これは大丈夫なのかなとちょっと心配してしまうんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後0時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 建設候補地につきましては、今検討中でございますのでなかなかお答えしにくいんですけども、今年度基本構想、来年度基本計画その後基本設計、その後で工事ということでございますので、2026年度の開院については、その予定で取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 分かりました。

北部住民は、一刻も早い開院を望んでおりますので、ぜひ遅れることのないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘純恵さん。

[西銘純恵さん登壇]

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

コロナ対策について。

年末年始にかけて、コロナ感染拡大を防止するためのPCR検査の拡充策、医療崩壊を起ささないための支援策、飲食や中小業者の営業を守る支援策など、コロナ対策が県政の最重要課題となります。県の取組及び7兆円余の予備費活用など政府に財政措置を求めることについて見解を伺います。

緊急小口資金や総合支援資金の貸付実績と12月までの貸付予算額を伺います。また、来年1月以降も継続する必要があると思ひますが、見解と対応について伺います。

感染防止のための営業時間短縮や休業要請に対して、中小業者の営業と雇用を守るために政府が補償を行うことについて伺います。

コロナ禍の中で、子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例を生かした取組が求められていると考えます。次年度の取組を伺います。

また、子供の貧困対策はますます重要になり、拡充が期待されています。次期振興計画での位置づけを伺います。

新潟県で昨年11月、1歳児6人につき保育士1人という国の保育基準では人手が足りないということをデータで提示することを目的にした実験が行われています。1歳児6人に対し、保育士1人という国の基準を上げ、2人の保育士にした調査結果に対する見解を伺います。コロナ禍の中で、保育士の処遇改善と併せた基準上げが急がれるのではないですか。

ジェンダー平等の推進について。

男女平等度ランキングで世界153か国中、日本は121位と前年110位から大きく順位を下げて、ジェンダー平等の遅れた国となっています。法律で夫婦同姓を強制している国は日本だけとされています。研究者と市民団体が47都道府県7000人に行った合同調査で、7割が選択的夫婦別姓に賛成をしています。沖縄県は賛成が76.5%、反対7.4%と全国に比べて賛成の割合が5%以上高くなっています。選択的夫婦別姓の早期実現について知事の見解を伺います。

今年4月から7月までの非正規雇用で減ったうちの7割が女性、休業も男性の7倍というように低賃金や不安定労働を強いられている女性がコロナ禍で深刻な状況に陥っています。医療、介護、福祉、保育、販売など、社会に不可欠なエッセンシャルワーカーを支える多くが女性の仕事となっている日本のジェンダーの遅れがあらわになりました。国連は各国にコロナ対策におけるジェンダー対策を呼びかけています。見解を伺います。

復帰後、米兵と結婚した沖縄の女性は何人いますか。米兵の夫からDVを受けて、離婚などの手続をしようとしている女性が、米国との制度の違いで困っています。米兵との家庭問題や交際のトラブルに対応できるように、米軍と連携する相談・支援機関を設置すべきではないか、対応を伺います。

教育行政について。

コロナ禍で、次年度はとりわけ小中学生の就学援助の拡充が必要になると考えます。市町村の拡充策について伺います。入学前の支給や額の拡充はどうなっていますか。

中学生の集団飲酒が報道されています。なぜ起こったんですか。教育長の見解を伺います。

コロナ禍の中で、親の雇用不安や生活不安が増大しているのではありませんか。子供たちにその影響が出ていると伺いますが、子供の不安やストレスを調査、把握して対策をすべきではありませんか。

不登校が増加している要因に全国学力テストが指摘されています。見解を伺います。2008年と直近のテスト結果と不登校との関連を伺います。全国との比較

ではどうですか。

浦添市仲西1丁目と沢岬の崖崩れ対策の進捗を伺います。

県営住宅など公営住宅への入居希望者から、保証人がいなくて困っているという声があります。保証人をなくすことについて。

那覇軍港の浦添移設問題について。

遊休化している那覇軍港は、2003年以来、軍港の使用状況が公表されなくなっています。県が使用状況の調査を行い、検証することについて。

キャンプ・キンザー米軍基地の返還は、日米合意された統合計画で2025年度またはその後となっています。ということなのか説明を求めます。あと5年で返還できるのか、その後というのはいつのことなのかお答えください。

海兵隊の第3上陸支援大隊がキャンプ・キンザーに配備されたと報道されています。どのような任務を持つ軍隊なのか。

同部隊は第3海兵遠征軍の作戦を支援する部隊だと言われています。キャンプ・キンザーが返還されるどころか、まさに、キャンプ・キンザー兵たん補給基地は浦添軍港と一体化されて、海兵隊の出撃基地として機能が一層強化され、固定化されるのではありませんか。

浦添軍港建設に反対し、那覇軍港の移設条件なしの早期返還を求めることについてお答えを願います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

〔副知事 謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君） 西銘純恵議員の御質問にお答えします。

2、子供の権利と貧困対策についての中の(1)、子どもの権利尊重条例を生かした次年度の取組についてお答えいたします。

沖縄県では本条例において、子供を権利の主体として尊重し、権利全般を保障することを規定しております。条例を踏まえ次年度においては、SNSを活用した子供の相談事業の拡充、条例の普及啓発、民間支援プログラムによる保護者支援、児童相談所の体制強化等を検討しております。

沖縄県としましては、条例に基づく施策を着実に実施し、全ての子供が将来に夢と希望を持ち、健やかに成長できる誰一人取り残すことのない社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、コロナ対策についての御質問のうち(1)、年末年始のコロナ対策についてお答えいたします。

県では、発熱患者の外来診療を行う医療機関を約430か所登録し、県コールセンターを通して県民に医療機関の紹介を行っているところです。また、検査体制は、1日に約3400検体のPCR検査と約3600検体の抗原検査が、今月中に可能となる見込みです。現在は、沖縄県コロナ警報を発出しているところですが、直近の感染状況や季節性インフルエンザの同時流行を踏まえると、年末年始においても疑い患者を含め、発熱者の増加が危惧されております。

県としましては、引き続き発熱患者の診療を行う医療機関や検査体制を拡充するとともに、年末年始の受診に対応可能な医療機関を確保できるよう、医師会、医療機関及び検査機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、コロナ対策についての御質問の中の(1)、飲食事業者や中小企業の支援策についてお答えいたします。

県では、これまで、休業要請や営業時間短縮要請に応じた中小企業者等を対象に、用途を限定せず幅広く活用できる支援金を給付するとともに、新型コロナウイルス感染症対応資金により、中小企業者の円滑な資金繰り支援を実施しているところです。引き続き、Eコマースやテレワークなど、ウイズコロナの新しい生活様式に対応したビジネスモデルの促進に加え、地域消費活性化事業等により、県内の需要の喚起を図り、事業の継続を支援してまいります。

同じく1の(3)、営業時間短縮や休業要請に対する国の補償についてお答えいたします。

県ではこれまで、時短要請や休業要請に応じた中小企業者に対し、用途を限定せず、幅広く活用できる協力金を給付してきたところです。今後、県の警戒レベル判断指標等の状況により、休業要請等を行うこととなった場合には、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠等の活用も念頭に、協力金の給付について、国と速やかに調整を行ってまいります。なお、休業要請等に係る協力金支給に備え、国において、必要な予算措置をしていただくよう、全国知事会とも連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 1、コロナ対策についての(1)のうち、政府に財政措置を求めることについてお答えいたします。

県では、今年10月に西村経済財政政策担当大臣に対し、地方創生臨時交付金や包括支援交付金の増額等を要請したほか、全国知事会等とも連携して、新型コロナウイルス感染症に対応するための財政支援を国に求めてきたところであります。全国的な感染拡大の影響が続く中、落ち込んだ県経済の回復や感染防止対策に充当する財源の確保は重要な課題と考えており、引き続き全国知事会とも連携し、国に財政支援を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、コロナ対策についての御質問の中の(2)、特例貸付の実績及び期間延長についてお答えいたします。

生活福祉資金における特例貸付の11月末時点での貸付決定実績は緊急小口資金3万4393件、65億1213万円、総合支援資金2万9358件、155億3871万円、合計6万3751件、220億5084万円となっております。12月末までの貸付決定額は、約7万件、250億円程度を見込んでおります。受付期間につきましては、相当の件数の申請が続いていることから、国に対し延長を要請いたしました。なお、昨日、令和2年12月8日付で国より特例貸付の受付期間を令和3年3月末まで延長することを決定した旨の連絡があったところです。

次に2、子供の権利と貧困対策についての御質問の中の(1)、子供の貧困対策の新たな振興計画への位置づけについてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策計画に基づき、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な施策に取り組んでおります。県の最重要政策である子供の貧困対策については、一過性のものとせず、継続的な取組として推進していくことが重要と認識しております。新たな振興計画においても、引き続き子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に3、保育士の処遇改善についての御質問の中の(1)、保育士の配置基準等の引上げについてお答えいたします。

新潟県では、国の定める配置基準を上回る、1歳児3人に保育士1人を配置した保育所等に対し独自に補助を行っており、保育団体の調査においては、保育士

から乳幼児の発育を促す言葉がけの数が増えたとの報告があります。

県としましても、子供の健やかな成長のため、保育の質の向上を図ることは重要であることから、現行の配置基準より多く保育士を配置した場合の新たな加算制度の創設と、保育士の処遇改善について、九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通じ国に要望しているところです。

次に4、ジェンダー平等の推進についての御質問の中の(1)、選択的夫婦別姓制度の早期実現についてお答えいたします。

現行制度においては、結婚に際して女性が氏を改めることが圧倒的に多い状況であります。社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており、このことが男女が自らの意思によって多様な生き方を選択することを妨げている場合があるものと認識しております。現在、国の第5次男女共同参画基本計画策定の過程において、選択的夫婦別姓制度についても議論がなされていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく4の(2)、国連のコロナ対策に係る提言についてお答えいたします。

コロナ感染症拡大による女性への影響は深刻であり、ジェンダー視点での対応についての国連の声明を踏まえ、国の研究会においても、政府への緊急提言が出されたところです。提言では、コロナ禍における女性への支援等の必要性が挙げられており、県では、性暴力やDV等の相談体制の充実や独り親を対象とする各種支援に取り組んでいます。こうした状況下では、性別役割分担意識等による社会の課題が顕著に現れることから、ジェンダー平等の実現への取組が重要と考えております。

次に5、米軍と連携する相談・支援機関の設置についての中の(1)、米兵と家庭問題等のある女性への支援等についてお答えいたします。

県では、男女共同参画センターに於けるにおいて、令和2年4月から、国際女性相談の専用電話窓口を開設し、外国人との結婚・離婚等の相談に対応しております。また、米兵との家庭問題等に係る支援の強化、在沖米軍における各種支援制度の内容等に関する調査にも取り組んでおります。

県としましては、本調査等の結果を踏まえ、米軍側と連携した相談体制の構築について検討してまいります。なお、米兵と結婚した沖縄の女性の人数については、統計が取られておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、教育行政についての御質問の中の(1)、就学援助の拡充及び入学前支給についてお答えします。

就学援助については、コロナウイルス感染症により家計が急変した世帯等に対し、21市町村で追加認定、6市町村で認定基準の緩和等の拡充を図っております。入学前支給については、令和元年度までに26市町村が実施し、令和2年度には金武町、西原町、宜野座村の3町村が新たに支援を予定しているほか、入学祝い金の支給等を行っている事例もあります。

県教育委員会では、市町村担当者会議を早期に開催し、情報共有等を通して、援助が必要な児童生徒に支援が届くよう、制度の効果的な実施を促しております。

同じく(2)、中学生の集団飲酒についてお答えします。

今回、報道されました2件の集団飲酒事案については、様々な要因が考えられますが、不安や悩みをしっかりと受け止め、対応する必要があると捉えております。

県教育委員会では、県内公立小中学校へ通知文を发出し、事件・事故の未然防止に係る取組等について依頼したところであります。今後も、学校における児童生徒個々の支援体制を確立し、教育相談を充実させていくとともに、家庭・地域、関係機関とも連携しながら、児童生徒の豊かな心の育成に努めてまいります。

同じく(3)、コロナ禍における子供の不安等への対策についてお答えいたします。

各学校においては、児童生徒の学校生活等の変化を早期に把握するためのアンケートや個別の教育相談により、児童生徒の不安や悩み等の把握に努めております。また、管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるケース会議を通し支援計画を立て、組織的に支援を行っているところであります。生活支援等が必要な場合は、福祉部局や児童相談所等と連携し対応しております。

県教育委員会では、引き続き不安や悩みを抱える児童生徒の支援に努めてまいります。

同じく(4)、不登校と全国学力・学習状況調査との関連等についてお答えいたします。

小中学校における1000人当たりの不登校児童生徒数の全国比較について、平成21年度、沖縄県11.4人、全国は11.5人、令和元年度は、沖縄県22.7人、全国18.8人となっております。全国学力・学習状況調査

の平均正答率の全国との差について、小学校では、平成21年度マイナス4.0ポイント、令和元年度はプラス2.8ポイントとなっております。中学校では、平成21年度マイナス9.2ポイント、令和元年度はマイナス5.8ポイントとなっております。不登校と全国学力・学習状況調査の関係性につきましては、文部科学省においても分析等が行われていないことから、相関関係について明確な判断は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 7、浦添市の崖崩れ対策についての(1)、浦添市の急傾斜地崩壊対策事業の進捗についてお答えいたします。

浦添市仲西地区については、自然災害防止事業において今年度から事業に着手し、令和3年度の完了予定となっております。現在、鋭意、のり面工事を進めているところであります。また、浦添市沢岬地区については、浦添市による応急工事を9月1日に着手し、10月16日に完了しております。現在、事業採択に必要な急傾斜地崩壊危険区域の指定に向け、浦添市と連携しながら取り組んでいるところであります。

次に8、公営住宅における保証人についての(1)、県営住宅の保証人についてお答えいたします。

県では、平成29年に県営住宅連帯保証人取扱要綱を制定し、その中で連帯保証人の取扱いについて定めております。

県としては、入居者の家賃等の長期滞納未然防止策のみならず、緊急連絡先として、連帯保証人の果たす役割は重要であると考えております。しかしながら、入居を希望する者の努力にもかかわらず、特別な事情により連帯保証人が見つからない場合には、金銭債務を負担しない身元引受人を届け出ることによって連帯保証人を免除しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 9、那覇軍港の浦添移設問題についての(1)、那覇港湾施設の利用状況についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の利用状況は、昭和61年から平成14年までの入港隻数が公表されており、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減しております。平成15年以降のデータについては、情報が提供されておきませんが、県としては、引き続き基地の提供責任者である国に対し、情報提供を求めてまいり

いと考えております。

同じく9の(2)、牧港補給地区の返還についてお答えをいたします。

2013年に発表された統合計画では、牧港補給地区は返還までに最低限必要な期間が12.5年となっていることから、返還時期が2025年度またはその後となっております。一方、移設先である嘉手納弾薬庫知花地区の移設計画について、沖縄防衛局は見直しがあるとしていることから、その詳細を確認しているところであります。

県としては、牧港補給地区の返還は沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであることから、引き続き政府に早期の返還を強く求めてまいります。

同じく9の(3)、上陸支援大隊の任務及び牧港補給地区の返還についてお答えをいたします。9の(3)と9の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

米海兵隊は上陸支援大隊を創設したとプレスリリースしており、同発表では、上陸支援大隊は、物資、装備品及び人員の輸送を円滑に行い、船から陸へ移動する水陸両用作戦を支援するとしております。

県としては、同部隊の配備により基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。そのため、同部隊の任務内容や牧港補給地区の返還に影響が生じることがないか等について、沖縄防衛局に確認するとともに、同施設の返還が遅れることがないよう、国に対し要請してまいります。

同じく9の(5)、那覇港湾施設の早期返還についてお答えをいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。このため、去る10月に官房長官及び防衛大臣に対し、同施設の早期返還を求めたところです。また、移設協議会においては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであり、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 最初に土建部長、お尋ねをします。

県営住宅の保証人をなくすことについて、先ほど答弁ありましたけれども、今年の2月の政府の通知、2

年前の2018年の政府の通知は保証人に関する配慮になっていますが、内容を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

国土交通省住宅局からの通知によりますと、「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」ということで、保証人の確保がその主なものですが、「保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えています。」ということから、特段の配慮をお願いいたしますという通知でございます。

県のほうといたしましては、先ほども答弁いたしましたが、保証人は連帯保証人を求めておりますけれども、その連帯保証人が見つからない場合は身元引受人ということで、緊急時の連絡先等として必要なものでございますので、そういった連絡先を求めて入居を促しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今年2月の通知は、保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきということなんですよ。転換しなさい、でも保証人確保できなければと、今の条例がそのままであればということ言っています。早急にこの保証人を転換するってことで検討してもらいたいというのが今年の通知です。それで2年前の通知は、入居手続のときの保証人の連署する請書、保証人欄があるんですよ。この義務づけを削除すると。保証人に関する規定も削除するという条例改定をなささいというのが通知の中身ではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成30年の通知にもございますが、議員おっしゃるような趣旨の説明がございまして、「緊急時の連絡先が確保できない場合にも入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いいたします。」という文書もございまして。そういったことから、県としましては、沖縄県の場合、入居者の家賃等の長期滞納の未然防止ということもあり

ますので、連絡先というのはどうしても必要だということ考えてございます。

以上のことから、当面今の体制で続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県は、滞納者生活困窮の状況のいろんな相談体制をつくって、これまで結構頑張っているのは分かるんです。でも全国で保証人を求めないってことで条例を変えたところがどれだけありますか。ちょっと時間ないので、18都道府県が、38%、ここが保証人を求めないということ条例を変えているんですよ。沖縄県は免除する場合があるということ、25都道府県の中に入っていますけれども、私は沖縄県こそ、本当に生活困窮である沖縄県こそ、条例を改定して精神的な負担も入居者の皆さんにかけないという立場でやっていただきたいと思います。ぜひ検討してほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

保証人を見直すということですが、現在、保証人の免除を受けている入居者がそれほど多くはおりません。保証人の見直しについては今すぐということちょっと考えておりませんが、免除の件数が増えるといった状態があると、他県の状況も検証しながら研究していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県こそやってほしいと。もう18都道府県やっています。

次の質問に移ります。

ジェンダー平等に関して。

県内の女性は非正規雇用が多いと。男性と比べて失業、休業などの実態はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和2年10月の女性の完全失業率は3.2%で、これは前年同月と比べ0.6ポイントの上昇となっており、完全失業者数が1万1000人、これはその前年同月と比べて2000人の増加となっております。また、沖縄労働局によりますと、新型コロナウイルス感染症に係る解雇、雇い止め等の見込労働者数については、これは性別ごとの数は把握していないとのことでした。

ども、全体では12月4日現在で1517名というふうになっております。

先ほど男性と比べてどうかというお話がありましたけれども、男性の完全失業率、これは10月現在で4.6%というふうになってます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 母子世帯はもっと厳しいと思いますけれども、母子世帯の状況と、生活状況をお尋ねします。

そしてジェンダー平等について、次期振興計画に柱立てすべきだと思いますが、それも併せて福祉部長にお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 新型コロナウイルスの感染拡大による独り親世帯への影響等につきましては、経営悪化による収入の減少や通学、食事等の子供の養育に関する不安などの声が関係団体に寄せられているところでございます。

県におきましては、独り親を含む困窮世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付ですとか、住居確保給付金の給付などの包括的な支援を行っているほか、独り親を対象とした就職に有利な資格を取得するための講座の拡大、家事や育児等の負担を軽減するためのヘルパーの派遣などの支援を行っております。また、国において今般、再支給されることとなった独り親家庭臨時特別給付金につきましても、今議会で補正計上させていただいているところです。

県としましては、独り親の悩みに寄り添った支援を引き続き考えていながら、市町村と連携して支援を届けていきたいと考えております。

ジェンダー平等について。

次期振計について取り組んでいくべきではないかというような御趣旨の御質問でございましたけれども、ジェンダー平等の実現には、県民一人一人がその大切さや必要性を理解して、それぞれが主体的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。新たな振興計画におきましては、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に向けて取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次です。

米兵との離婚問題に関してですけど、女性国際相談の件数、うち米兵問題に特化した相談体制があるのかどうか、実績はどうか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ているるにおける国際女性相談の実績でございますが、過去3年間の相談件数ですが、国際相談が平成29年が152件、平成30年度が253件、平成31年度が191件となっているところでございます。

今後の連携調査事業の方向性についてという御趣旨の質問であったかと思えますけれども、本事業におきましては、沖縄県内及び在沖米軍の各種支援制度の運用実態を踏まえまして、相談支援機関の連携の可能性を検討することとしております。県内には市町村役場や女性相談所、ているる等の支援機関があり、また在沖米軍の中においては家庭相談支援窓口であったり、リーガルオフィス等の支援機関があると聞いておりますけれども、その実態が明らかでないことから、本調査によりネットワーク構築の可能性を検討したいと考えているところです。

県としましては、将来的に県及び在沖米軍の支援機関のネットワークを通じて、相談者の支援に当たる体制の構築を検討したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米兵問題に特化した相談、そして支援について、本当にているるで相談したけれども支援がないという相談を私受けているんですよね。県がこの米兵に関係する調査、今事業やっていると思うんですが、この調査の内容と次年度どのような事業を行うのかお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 本事業につきましては、米軍各軍の支援制度の概要についてヒアリング等の調査を行うほか、県内の市町村や支援機関への相談実績等について調査を実施してまいります。次年度におきましては、それらの調査結果を基に、米軍基地内での支援機関との連携等の関係構築に向けた検討をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍機関と連携体制、それぜひ早急に次年度にも実現できるように頑張っていたきたいと思います。

それでは那覇軍港問題についてお尋ねをします。

公室長は那覇軍港がどのように使われているかというのを、問合せしているということとずっととどめているんですけども、実際は那覇港管理組合が港湾の入港の関係で米軍と調整をずっと行ってきているんですよ。ただこの記録を残していないっていうことを、私前に土建部で確認をしたんですけども、これは現に行っている記録を残して、県がその提供を求めれば1年間米軍艦船がどれだけ入ったかっていうのが出るわけですよ。ぜひこの調査を——改めてどうっていうこともないし、やってほしいと思いますが、公室長どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 西銘議員御質問の、民港の利用状況につきましては、知事公室といたしましても沖縄総合事務局、あるいは那覇市、浦添市が作成した1994年の那覇港外貿コンテナターミナル管理運営計画調査報告書によると、北米航路の運航会社はAPL社の貨物70%が米軍物資と。それから30%が民間物資であるということが報告をされております。一方で具体的な貨物量については沖縄防衛局はじめ沖縄地区税関などでも確認をしておりますけれども、情報を保有していないということでございましたので、今、議員御指摘の件、確認をして対応したいというふうに思います。

○西銘 純恵さん 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 那覇軍港の使用状況を聞いています。貨物が何割とかそういうことは聞いていません。ですから、港湾に入港した船っていうのはちゃんと把握されているので、調査してほしいと。那覇軍港が遊休化しているっていうことをみんな見ているわけですよ。じゃそうなのかどうなのか、そうだったら使われていない基地は無条件で返還しなさいというのが地位協定にあるわけなんですよ。その立場でぜひ使用状況の調査をやってほしいと思いますが、私副知事にお尋ねしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、基地の整理縮小と返還を求めていく上で、施設の運用状況をしっかりと確認をしていくということは非常に重要であるというふうに考えております。

私も令和2年10月30日に、防衛省の中央協力局次長にお会いしまして、軍港の使用状況等についてぜひ県にも情報いただきたいということで申出を行ったところであります。県といたしましても、情報の収集に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 先ほど支援大隊のことをお尋ねしたときに、担当から海兵隊のホームページに上げられた、新たに配備をされた内容について詳細書いているんですよ。それは答えてくれなかったんですけども、1つは、第3海兵兵站群は、11月2日に第3上陸支援大隊を復活させたと言っているんですよ。上陸支援大隊は、第二次世界大戦中に発足し、1976年まで存在したと。それが今までなかったんですよ。それで、今度は「物資、装備及び人員の輸送を円滑に行い、船から陸へ移動する水陸両用作戦を支援する」、先ほど言われた答弁なんです。これは太平洋の島々を軽装備で移動する米軍の計画の一環であると。ベトナム戦争が1975年に終結し、その翌年にこの支援大隊はなくなつたんですよ。それを今度新たに復活させたということがどういう意味を持つのかっていうことが、私とても重要ではないかと思っています。

このベトナム戦争というのは——今度何で何十年もたって、改めてキンザーに配備をしたのかということ、ぜひ県は調査してほしい。私は沖縄の今後を左右する重大問題だと思っているんですよ。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

上陸支援大隊につきましては、物資、装備品及び人員の輸送を円滑に行い、海兵隊が船から陸へ移動する水陸両用作戦を支援をするというふうにされております。これにつきましては、西銘議員からありましたとおり、太平洋の島々を軽装備で移動する米軍の計画の一環であるとした上で、海兵隊は令和2年11月2日に、第3上陸支援部隊を創設しキャンプ・フォスターで発足式を行ったということで、この部隊につきましては牧港補給地区に司令部を置く、第3海兵兵站群の隷下にある第3海兵遠征軍の作戦を支援するというふうになっております。

さらに西銘議員からありましたとおり、その復活の経緯ということにつきましては、上陸支援大隊は第二次世界大戦中に広く活躍をしたという部隊でありますけれども、一方では分散化作戦と中国への警戒感から復活をさせたというふうに聞いております。部隊につきましては、10月15日にペンドルトン基地、これカリフォルニア州に第1上陸支援大隊、それから10月

16日にレジュン基地に——これノースカロライナ州でございますけれども、第2上陸支援大隊を立ち上げたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 第二次大戦、そしてベトナム戦争が終わるまで、この攻撃部隊が沖縄の基地にあったと。沖縄の米軍基地からベトナム戦争のとき、B52戦闘爆撃機が飛び立って、ベトナムの民間人は800万人犠牲になったと言われていたんですね。ソンミ村事件、お分かりの方いると思いますけれども、高齢者、女性、子供の500人余りが米軍に虐殺されたんですよ。ベトナム戦争のとき沖縄は悪魔の島と呼ばれていたんですよ。これがこの大隊がいて、向こうに攻撃を仕掛ける軍隊だったということではないですか。キャンプ・キンザーの高官は、ベトナム戦争はキンザー兵たん補給基地がなければ戦えなかったと述べているわけです。

ですから、私は今度このような部隊が入ってくるということは、やっぱりまた海外で戦争する——このキンザー基地が兵たん補給基地として軍港と一つになって機能強化されて固定化されることにつながるのではないか、それはしっかりと調べてほしいと私はそれを強く言っているわけですね。

皆さん、この海兵隊について調べてほしいということで私が話したときに、資料として頂いたのが、ワシントン事務所が入手した資料なんです。ワシントン事務所、本当に頑張っていると思うんですよ。米海兵隊、アメリカの軍隊がどのようなことを行おうとしているのかということが分かるわけですよ。この入手したものは、海兵隊が今年3月発表した部隊再編計画。そして連邦議会調査局が発表した海兵隊再編イニシアチブ、この2つから抜粋された、本当に海兵隊を在沖の全ての部隊が強化される中身になるのではないかと。皆さん、このワシントン事務所から取った資料をしっかりと分析して、沖縄の基地が今後どうなるのかということぜひ調べてほしいと思います。

そして那覇軍港は、移設条件なしでちゃんと浦添軍港建設ではない、無条件で返還を求めてほしいと思います。調査についてもお尋ねします。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） ただいまの西銘議員からのお話は、私もワシントン駐在からの資料を全て見させていただいて、今第3上陸支援大隊の件についての御質問の関連でいろいろお話はありましたけれども、私も同様にこれはしっかりと調査し、どのような形で

沖縄の基地が利用されようとしているのか確認する必要があると思っています。この辺をしっかりと知事公室において調査してまいりたいと思います。

○西銘 純恵さん よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ハイタイ グスーヨー チューウガナピラ。

一般質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

今定例会、代表、一般質問と、玉城デニー知事は肺炎により欠席だということで、両副知事はじめ執行部の皆様の対応になっております。お疲れさまでございます。あとしばらくです。

よろしくお願いいたします。

幸いにも、知事があまり大事に至らず、回復に向かっているということで、ほっとしているところがございます。知事の激務というものは、時には健康を害し、そして命にも及ぶ大きな影響があるということは、私たちはさきの翁長前知事で体験をしております。翁長知事が本当に尊厳と誇りをかけて、しかしながら道半ばで命を落としてしまった。しかし、今回はデニー知事と、そして昨日この場所で脱皮をしながら頑張っていくと力強く言った息子の雄治議員が登場したことで、その皆さんたちにしっかりと遺志が受け継がれると期待をしております。

また、知事の病気欠席ということで、忘れてはならないのが7年前の11月議会です。仲井眞元知事が腰の病気によって、病気欠席をいたしました。私たちは当時野党でありました。その後、どうしても治療をしに東京のほうに行かないといけない。そういうことで、野党である私たちも——いや、それどころではありません。県民の多くの皆さんたちがその回復を心から願って、そして心から病気を心配していた。ところが、2週間ですよ。2週間の間に何があったんでしょうか。病気の治療で行った先で、2週間後に、安倍総理と普天間基地の5年以内の運用停止を約束し、そして辺野古の埋立てを承認してしまいました。この2週間、一体何があったんでしょうか。知事の病気、休養ということで、その後の責任、まだ普天間基地はそのままです。一体誰が責任を取るんでしょうか。いつか機会があれば、仲井眞元知事からその2週間の行動をぜひ伺ってみたいものです。

よろしくお願いいたします。

それでは一般質問に入ります。

1、平和の緩衝地帯・沖縄創造のための女性サミツ

トについて。

(1)、アメリカで初の女性副大統領ハリス氏が就任する。画期的な誕生となり心からの祝福を送ります。ハリス氏の多様性・人権派としての期待感是世界からも注目されている。知事就任時から女性サミットの開催を計画していると認識しているが、サミットの開催を実現し沖縄から世界へ平和のメッセージを広げたい。見解を伺います。

2、基地問題について。

(1)、万国津梁会議の報告を今後どう結論づけ、基地問題解決へと展開していくのか方向性を伺います。

(2)、米シンクタンクの戦略国際問題研究所の報告書が報道され、完成する可能性が低い、工期延長や工事費増大など指摘がある。どのような認識を持っているのか。こうした動きや米国議会民主党議員の中には沖縄問題に積極的関与を示す議員が出てきた。米国へのアプローチの在り方をあらゆる観点から点検し強化していくことが必要だと考える。見解を伺う。

(3)、ジュゴンの有無を確認するため、大浦湾内のジュゴン環境DNA採取のための調査が必要だが、制限区域の立入調査の予定について伺う。

(4)、安和、塩川からの土砂搬出状況について、県の監視体制はどのように行われているのか伺う。

3、コロナウイルス感染症対策の影響について。

(1)、コロナの診療の陰で診療控えの実態があるようだが、コロナに伴う二次被害と捉え、がん診療など様々な医療にどのような影響を及ぼしているのか把握する必要があると考えるが計画はあるか、伺います。

(2)、全国的に第3波が始まり、専門家の予測どおりこれまで以上の感染拡大が危惧される。その予防対策は万全に行わなければならない。

ア、不足しがちだった医療機材のマスク・消毒液・防護服・手袋等の備えは大丈夫でしょうか。

イ、全国的な感染拡大の状況で、医療現場・施設で前回不足した看護師、医師の応援派遣は厳しいと考えるが、その体制構築について伺う。

ウ、インフルエンザワクチン接種により医療体制の逼迫予防につながると言われているが、接種状況はどうか伺う。

エ、感染者が出た学校の消毒・防除対策は文科省通知どおり職員任せでなく、外部専門家の配置が必要だと考えるが、各自治体の教育委員会との連携はできているのか伺う。

オ、休校や自粛により児童生徒の精神的ストレスがさらに悪化されると思うが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人員配置の増員が求め

られるが計画を伺う。

カ、航空便の減便・運休が続き、航空貨物輸送力の低下は多くの産業、県民生活に影響を与える。県の航空物流機能回復事業等継続した支援、予算の確保が必要である。計画を伺う。

4、経済・産業振興について。

(1)、日本総合研究所発刊の全国幸福度ランキングの発表があった。沖縄県は総合で45位と徐々に順位を上げているが、分野別に見ると仕事47位、生活47位、教育46位と下位が続いている。どう認識し評価しているのか、データに基づく対応を伺う。

(2)、コロナ禍の観光の落ち込みで今年度の観光消費額はとなると想定するか。また観光関連の失業率はどれほどになるのか伺う。

(3)、観光産業の回復にはまだ時間を要するとの予想だが、その間の観光振興には国内観光と県内観光・ワーケーションが重要だと言われている。取組状況と支援体制を伺う。

(4)、厳しい経済状況が続いているが、次年度の県経済の見通しは今年度と比較してどのように予測しているのか、税収はどうか伺う。

(5)、沖縄県の所得が全国最低水準にとどまっている。1人当たりの所得だけでなく、企業所得も最低である。その実態から脱却する施策を伺う。

(6)、O I S Tについてです。

O I S Tの検討委員会の中で、御尽力をいただきました有馬先生がお亡くなりになりました。検討委員会のときから、本当に沖縄振興に寄与するものだと力強く明言をしていたことが忘れられません。御冥福をお祈りいたします。

新たな沖縄振興計画の制度について、O I S Tを活用した地域の多様な生物・生態系の環境保全・教育の充実を図る人材育成等の体制強化を目的とした沖縄県・市町村との協定の締結の取組が求められているが計画について伺う。

(7)、冬場の沖縄観光の目玉としてプロ野球キャンプや各種スポーツキャンプ・イベントがある。今年の開催状況はどうか伺う。

5、社会福祉行政について。

(1)、全国一高い若年齢出産は沖縄県の子供の貧困環境の原因の一つになっていると言っても過言ではない。実態把握・環境整備が急がれる中、民間団体の設立に期待がかかる。県との連携・役割分担について伺う。

(2)、望まぬ出産・望む出産のバトンの整備のための特別養子縁組制度の充実整備についての現状と課題

を伺う。

(3)、産後鬱、若年者の自死が全国的に増加しているようだが、県の実態と全国比・対策について伺う。

(4)、子宮頸がんワクチンの後遺症による問題について、県の現状と課題・対策について伺う。

(5)、性暴力・性被害・セクシャルハラスメントの被害状況と防止対策について伺う。

6、エネルギー政策について。

(1)、沖縄で期待されるバイオマス発電所の沖縄電力系統に接続されている最新の発電所件数と総発電能力を伺う。

(2)、電力小売の自由化の進捗を表す新電力企業最新のスウィッチング件数・新電力販売電力量シェアを伺う。販売量シェアは全国平均値も伺う。

7、警察行政について。

(1)、青色パト警備の整備状況と実績、課題を伺う。

(2)、女性警察官の評価、課題、配備体制の状況、併せて全国比についても伺う。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 山内末子議員の御質問にお答えいたします。

4、経済・産業振興についての中の(3)、国内観光、県内観光及びワーケーションの取組状況と支援体制についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、防疫面と受入体制の強化を図り、沖縄の強みである自然、歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、選ばれる観光地になる必要があります。国内観光は、Go Toトラベル事業と連動し、需要の取り込みを図ってまいります。県内観光は、現在、おきなわ彩発見バスツアー促進事業にてさらなる需要喚起に取り組んでおります。ワーケーションにつきましては、沖縄の新たな観光ツールとして確立するため、今年度は沖縄県のワーケーション創世期として、モデルプランの作成、プロモーションの実施に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、平和の緩衝地帯・沖縄創造のための女性サミットについての御質問の中の(1)、女性サミットの開催についてお答えいたします。

今回の米国大統領選でカマラ・ハリス氏が副大統領

へ就任されることは、多くの女性に希望と勇気を与えていると考えております。

県においては、個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に向け取り組んでいるところであり、今後、海外で活躍されている女性をお招きした会議の開催なども視野に考えてまいります。

次に5、社会福祉行政についての御質問の中の(2)、特別養子縁組制度の現状と課題についてお答えいたします。

新たな法律の施行で、特別養子縁組のあっせんが許可制となったところであり、県では、県内で活動する1事業者の運営を支援しております。児童相談所による特別養子縁組は、家庭復帰が困難な場合に検討することから時間を要するのに対し、民間事業者は望まない妊娠相談の早い段階から特別養子縁組につなげることができ、比較的短期間での成立が可能であります。

県としましては、引き続き児童相談所と民間事業者の連携を図り、制度の活用に努めてまいります。

同じく5の(5)、性暴力被害の被害状況と防止対策についてお答えいたします。

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける令和元年度の相談実績につきましては、新規相談者数が141人、延べ相談件数が1438件となっております。被害の種類としましては、強制的性交等・準強制的性交等が41.1%と最も多い状況にあります。

県においては、各小・中・高等学校、特別支援学校、子供の支援団体及び医療機関等へ、相談窓口啓発カードを配布し、周知に努めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、基地問題についての(1)、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言は、アジア太平洋における近年の安全保障環境や米軍の戦略の変化等の軍事的合理性を踏まえ策定されており、米軍に関する新たな知見であり、県の主張を補強する重要な政策提案と受け止めております。

県としては、米軍基地問題の解決に向けて、同提言を論拠の一つとして活用し、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るよう政府に働きかける等、県の政策や取組に反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきたいと考えております。

同じく2の(2)、CSIS報告書と米国へのアプローチについてお答えいたします。

C SIS 報告書が、辺野古新基地について完成する可能性が低そうだと指摘していることは承知しております。これは、県が設置した米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言の中の、技術的にも財政面からも完成が困難との内容にも合致するものであり、有識者の間で辺野古新基地建設が困難との認識が広がりつつあると受け止めております。

県としましては、引き続きワシントン駐在員を活用した情報発信と、県系米国民をはじめ沖縄問題に関心の高い米国の方々と連携した問題提起に取り組むなど、国内外における世論喚起に努めてまいります。

次に7、警察行政についての(1)、沖縄・地域安全パトロール隊の整備状況と実績・課題についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によると、現在、沖縄・地域安全パトロール隊は、19時から22時までは75台、23時から5時までは25台の計100台の車両で運用しているとのことです。同パトロール隊は、平成28年の発足以来、今年9月末までに、泥酔、交通関係、少年補導など、警察に1469件の通報を行っているとのことであります。

なお、課題として、米軍関係者の通報が少なく、米軍絡みの事件抑止から活動目的が変化しているとの報道がなされていることは承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 2、基地問題についての(3)、ジュゴンに関する環境DNA調査についてお答えいたします。

ジュゴンの環境DNA調査については、令和2年4月に名護市大浦湾周辺の安部・嘉陽海域で海水を採取し、現在分析中であります。同調査の結果を踏まえ、今後立入制限区域内での調査について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、基地問題についての御質問のうち(4)、安和、塩川における監視体制についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局に対して、埋立土砂の性状等について照会を行っております。沖縄防衛局から提出された埋立土砂の試験結果等については、性状等に疑義が生じていたことから、文書で複数回にわたり土砂の投入の停止を求めてきたところであります。しかしな

がら沖縄防衛局は、埋立材について必要な確認を行っており、埋立材の投入を中止すべき理由はないとし、埋立工事を継続しております。

県としては、必要に応じて、土砂の性状等の確認及び指導等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、コロナウイルス感染症対策の影響についての御質問の中の(1)、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えについてお答えいたします。

沖縄県国民健康保険団体連合会で審査された市町村国保の医療費の動向を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる4月診療分以降の医療費で、前年同月と比較した減少割合が、5月分においてはマイナス14.8%となっており、受診控えの影響が大きかったと考えられます。一方で、6月以降は、医療費の減少割合は縮小し、10月においては、0.4%の増加となっております。

県としましては、必要な診療は早めに受けさせていただきたいと考えており、引き続き医療費の動向を注視し、県民の受診の状況の把握に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症によるそのほかの影響についても、医師会をはじめ関係機関と意見交換してまいります。

同じく3の(2)のア、医療資材の備蓄状況についてお答えいたします。

県は11月19日現在、国からのマスク等医療資材の支給、民間企業等からの寄附及び購入により、サージカルマスク約15万8000枚、N95マスク約18万枚、消毒用アルコール約400個、ガウン約11万8000着、防護服約2000着、手袋約13万3000枚を備蓄しております。今後も感染症指定医療機関等において医療資材の不足が生じないように、2か月分の備蓄を行い、適宜対応していくこととしております。

同じく3の(2)のイ、医療現場への応援派遣体制の構築についてお答えいたします。

県では、夏の感染拡大以降、国や全国知事会等の協力を得て7つの医療機関に対して人的支援を行ってまいりました。今後の看護師の応援派遣については、県看護協会の協力の下、県内医療機関に所属する看護師を登録いただき、必要な施設に対して支援を行う体制を整備したところです。さらに、感染症対策について助言が必要な医療機関に対して感染症の専門医や認定看護師等の専門家を派遣する体制の整備を進めてお

り、関係医療機関に専門家の登録を呼びかけることとしております。

同じく3の(2)のウ、インフルエンザワクチンの接種状況についてお答えいたします。

県では、10月より季節性インフルエンザワクチンの接種が行われており、10月末日までの1か月間の速報値で定期接種対象者である65歳以上の高齢者の約4割が接種しております。しかし、例年は高齢者の5割の方が接種しており、それに加えて今季は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念され、ワクチンの必要数が増えることが想定されております。そのため、11月20日付で厚生労働省へワクチン供給の追加を求める要望書の提出を行うとともに、全国知事会を通して必要量の確保について要望しております。

次に5、社会福祉行政についての御質問の中の(1)、県との連携、役割分担についてお答えいたします。

県内の若年妊婦の割合は、全国に比べ2倍以上の水準で推移しており、虐待の防止や母体の負担軽減の観点から早期に把握し適切な支援機関につなぐことが必要であると考えております。そのため、予期せぬ妊娠などにより身体的、精神的悩みを抱えた若年妊婦を支援するため、SNS等による相談支援、緊急の一時的な居場所を確保するなどの役割を民間支援団体と調整し、早い段階で支援機関へつなぐことができるよう取り組んでまいります。

同じく5の(3)、産後鬱、若年者の自殺の実態と対策についてお答えいたします。

産後鬱については、国や県の数値的把握が難しい状況にありますが、国内研究者においては、産後鬱の可能性の割合が2倍になっているとの報道があり、県内産科医療機関からは、里帰りの中止や面会制限等のため、産婦が平時より不安を訴える等の報告を受けております。県では、市町村が妊娠中から産後鬱の把握や予防ができるよう、妊娠届出時間診票や地域連絡票様式を統一し、産婦健診及び産後ケア事業の促進を図っております。若年者の自殺については、全国の全自殺者数に占める未成年者の割合が、平成27年の2.3%から平成31年は3.3%と増加しております。一方、県内については、平成27年2.1%、平成31年は0.8%で、全国のような増加傾向は見られませんが、若年者向けの自殺対策としてSNSや若者がよく見る媒体を使った普及啓発などを行っております。

同じく5の(4)、子宮頸がんワクチンの後遺症についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種者は、平成21年12

月から令和元年度までに全国で約340万人、沖縄県では3万7700人となっております。県内においては、予防接種後の副反応疑い報告書にて重篤と報告された方は12名、そのうち7名が未回復、2名が後遺症と報告されています。副反応に関する県民からの相談については、医療機関あるいは、予防接種の実施主体である市町村が相談窓口となっており、現在は16市町村において相談窓口が設置されております。また、県においても保健医療部及び教育庁に相談窓口が設置されております。県は、子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応者が、県内で診療できるよう、協力医療機関である琉大病院と地域の医療機関の連携、さらに、治療困難な症例に関する専門医療機関との連携について支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、新型コロナウイルス感染症対策の影響についての御質問の中の(2)のエ、感染者が出た学校の消毒等についてお答えします。

県教育委員会では、公立小中学校において、新型コロナウイルス感染者が発生し、市町村教育委員会から学校消毒に関する相談があった場合には、消毒日時、範囲、手順等について助言を行っております。また、小中学校等の管理職及び養護教諭に対しては、消毒作業に関する説明や専門医による感染症対策の講義を行っております。今後とも、文部科学省衛生管理マニュアルにのっとり適切な消毒作業に努め、教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

同じく(2)のオ、コロナ禍におけるスクールカウンセラー等の増員についてお答えします。

今年度、スクールカウンセラーは昨年度より15人増の129人、スクールソーシャルワーカーは2人増の22人を配置しております。

県教育委員会としましては、通常配置とは別に、学校からの要請に応じスクールカウンセラーの派遣を行っております。また、今後のスクールカウンセラー等の増員につきましては、全国都道府県教育長協議会を通して国に要望しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、新型コロナウイルス感染症対策の影響についての御質問の中の(2)のカ、航空物流機能回復事業についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響による航

空便の減便に対処するため、航空会社に対し貨物輸送の確保について要請するとともに、臨時便の就航を図るため、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の特例を設け、航空輸送体制を確保したところであります。現在のところ、航空便は復便基調であります。今後の情勢に注視するとともに、6月補正予算で計上した航空物流機能回復事業により、臨時便就航を支援し、県産生鮮品の円滑な航空輸送体制の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 4、経済・産業振興についての(1)、幸福度ランキングについてお答えいたします。

日本総合研究所による幸福度調査ランキングでは、沖縄県は総合で45位となっており、分野別では、仕事や生活、教育の分野で最下位となっています。一方、ブランド総合研究所が公表した幸福度ランキングでは、満足度や愛着度などのアンケートを基に都道府県のランキングを行っており、これによると沖縄県は宮崎県に次いで全国第2位となっております。日本総合研究所における主な指標項目としては、1人当たり県民所得、正規雇用者比率、待機児童率、大学進学率など、本県の課題である指標が多数含まれており、結果としてランキングの総合順位に影響していると思われれます。

県としては、こうしたデータも参考に県政の各分野の重要課題に一つ一つ丁寧に対応することで、これら指標の改善を図っていきたいと考えております。

同じく4の(4)のうち、県経済の見通しについてお答えいたします。

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動の縮小等により、大変厳しい状況が続いております。こうした中、今後の見通しについては、感染拡大が終息する時期や県経済に与えたダメージの大きさを正確に推定し、精度を保った見直しを行うことは困難な状況であります。

県としては、深刻な影響を受けた県経済の一日も早い回復に向け、必要な対策を講じていくとともに、労働力調査など各種統計に基づく経済分析を進めてまいります。

同じく4の(5)、県民所得を全国最下位から脱却する施策についてお答えいたします。

県としては、県民所得を引き上げるには企業の稼ぐ力を高めていくことが重要と考えており、ウイズコロ

ナからアフターコロナの観点から、中長期的なコロナチェンジの経済政策を進めるとともに、デジタル技術の導入等によるビジネスモデルの変革や企業規模の拡大、新たな生活様式に対応した働き方改革など、産業全体の生産性を底上げするための有効な対策について検討しているところです。

同じく4の(6)、新たな振興計画におけるOISTの活用についてお答えいたします。

現在、OISTにおいては、世界的課題となっている海洋マイクロプラスチックの抑制や赤土流出の低減化に関し、地域と協働して実態調査や実証実験等を行っているところです。新たな沖縄振興計画の科学技術分野においては、OISTをはじめ県内大学等を活用したイノベーション創出とOIST等の知見を生かした社会・地域課題の解決に向けた取組について盛り込むことを検討しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 4、経済・産業振興についての(2)、今年度の観光消費額及び関連失業率についてお答えいたします。

令和2年4月から10月までの観光消費額の試算値は、1115億円となり、対前年同期比で3759億円の減、率にして77%の減少となっております。今年度の観光消費額につきましては、入域観光客数の見込みとともに、現在、推計作業を行っているところであります。また、関連失業率につきましては把握しておりませんが、観光関連産業は多くの雇用を創出していることから、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、雇用環境の悪化が懸念されます。

同じく4の(7)、各種スポーツキャンプ・イベントの今年度の開催状況についてお答えいたします。

例年、冬場を実施されるプロ野球やサッカー等のキャンプについては、今年度も実施の方針と聞いておりますが、県としましては、確実な実施につなげるため、各球団やクラブの要望も踏まえながら、受入市町村と連携し、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図るべく準備を進めているところです。また、イベントについては、多くの大会で延期や中止があるものの、一方では開催に向けた準備を進める動きもあると聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 4、経済・産業振興につ

いての(4)のうち、次年度の県税収入の見通しについてお答えします。

令和3年度の県税収入については、新型コロナウイルス感染症に係る経済活動への影響により、大幅に落ち込むことが予想されます。現在、数百社の法人を対象に決算見込額に関するアンケートを実施しているほか、各機関が公表している経済指数等を参考に、県税収入額の見込作業を慎重に進めております。今後は、国が公表する地方財政計画等も参考にしながら、適正な税収見込に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 5、社会福祉行政についての御質問の中の(5)、セクシャルハラスメントの被害状況と防止対策についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和元年度の男女雇用機会均等法に関する相談246件のうち、セクシャルハラスメントに係る相談は62件で、前年度に比べ16件増加しております。今年6月には男女雇用機会均等法の改正に伴い、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、職場におけるセクシャルハラスメント防止対策が強化されたところであります。

県としましては、その周知啓発を行うとともに、セミナーの開催や労働相談の実施により、その対策に努めてまいります。

次に6、エネルギー政策についての御質問の中の(1)、バイオマス発電所の件数等についてお答えいたします。

沖縄電力によると、令和2年9月末時点の沖縄電力系統に接続されているバイオマス発電施設は8件、最大出力は約1万9000キロワットとなっております。さらに、来年7月末には民間事業者により、一般家庭の約11万世帯分の電力消費量に相当する年間発電量約35万メガワットアワー、最大出力4万9000キロワットの大規模バイオマス発電所がうるま市で稼働予定となっております。

同じく6の(2)、新電力へのスイッチング件数と販売電力量シェアについてお答えいたします。

電力広域的運営推進機関が公表している県内の500キロワット未満の契約切替え、いわゆるスイッチングの累計数は、令和2年8月末時点で約4万4300件となっております。また、電力・ガス取引監視等委員会が公表している新電力の販売電力量シェアは全国の約19.7%に対して、県内は約8.3%となっており、電力全面自由化が開始された平成28年4月当時の1.2%と

比べ、約7.1ポイント増加しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 宮沢忠孝君登壇]

○警察本部長(宮沢忠孝君) 7、警察行政についての御質問のうち(2)、女性警察官の評価、課題、配備体制等についてお答えいたします。

県警察における女性警察官数は、出向者を除くと、241人となっており、その割合は条例定員に対して8.3%で全国の10.2%に比べ低い水準にあります。また、警部以上の数は出向者を含め2人であり、全国の数には611人で本県の定員割合は1%強ですので、これも低い水準にあります。このような現状を踏まえ、県警察としては今後の女性活躍をさらに強力に推進していく必要があると認識しております。こうした観点から、女性活躍モニター会議を本年10月に3回開催し、女性警察官の意見、要望を本部長以下で聞いたところです。同会議の結果も踏まえ、職員の意識、人事配置、仕事のやり方、教育訓練など、多方面にわたり改革を進めていくこととしています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 山内末子さん。

○山内 末子さん 御答弁ありがとうございます。

残時間が少なくなっておりますので、少し簡潔に皆さんお願いいたします。

公室長、万国津梁会議の提言は大変多岐に富んでいて、また的を射た形で評価しております。これからの沖縄の基地問題、特に辺野古の問題もそうですけど、米国の調査会議の中でも、議会の調査会の中でも気候変動の問題であったり、海面の上昇だったり、こういった問題も向こうからこういうことも入れたらどうだ、きちっとやったらどうかとかいろんな提言が出てきているんですね。そういう意味では、先ほどもこの中でもたくさんあります、米国の軍事戦略も変わってきます。コロナの後でもっと変わってくるかもしれません。そして辺野古の問題については、工事の難しさっていうことも米国下院でも提起もしておりますし、シンクタンク等でもしっかりと分かっているんですよ。ですからそれをどういう形で、きちっともっとさらに広げて、的を絞っていくのかということはやっぱりもちろんシンクタンクであったり、それからワシントン事務所の——これからワシントン事務所もこれまでの活用ではなくてもう少し見直しをしながら、もっと軸に入るような——もちろんいろんなことやっておりまして評価もしておりますけど、もう少し多岐に富んだ形で突っ込んでいくことも必要かと思えます

けど、その辺どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

国が唯一の解決策として進めています辺野古新基地建設につきまして、国内でも国会議員やあるいは学識経験者等から様々な意見があるというふうに承知しております。また今般、万国津梁会議の提言においても辺野古新基地建設について、完成が難しいという認識を示されたほか、米国内においても米軍事委員会の下院の即応力小委員会において、軟弱地盤等に対する懸念が示されていると。今般、C S I Sにおいても、こういった形で完成が難しいという認識が示されておりますので、県といたしましてもこうした様々な意見を論拠の一つとして、今後の米軍基地の整理縮小、辺野古新基地建設問題について先生から御提言のありますワシントン事務所の活用等も含めて、辺野古の新基地建設問題あるいは米軍基地の整理縮小について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 県内の中では、裁判でもずっと負け続けだし、民意を示しても国はどんどん工事を進めているし、なすすべがないんじゃないかとそういうようなことを言うてくる人たちもいますけど、私はそうは思っていません。いろんなものが1つずつ出てきましたし、そういう意味では津梁会議が出したこと、今年はキャラバンをやってないんですけど、オンラインだったりいろんな形でもっとその辺をしっかりと全国や世界に向けてやっていく、駒の使い方、ネットワークの使い方をもう少し工夫すべきだとは思ってますけど。その辺について、これはもう副知事のほうで、私は次年度は大変大きな沖縄の勝負の年だと思っております。そういう意味での駒はたくさんそろっているんだと思っています。それをどう動かすかっていうのが、沖縄県庁の今の大きな課題になっていると思っておりますので、ぜひその辺の決意について副知事のほうからお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 万国津梁会議の提言、それからワシントン駐在の活用の仕方について我々もほぼ同様な考えを持っています。

それから、今米国において新しい大統領に替わるという流れの中で、今度のバイデン大統領は多様性とかそういった人権問題、様々な視点を持っておられます。また、ハリス副大統領の存在というのも大きいと思います。そういった観点から玉城知事は早速祝電を打ち

ました。米国には多くの県人の方々もいらっしゃいます。そういった方々の活用なども視野に入れて、様々なネットワークを活用してグローバルな形で沖縄の基地問題について今後対処していくことが重要だということで、様々な取組を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 女性サミットについてですけど、先ほど検討するというような答弁がありました。これ知事の公約でもあります。そういう意味では、アジアの女性の皆さんたち大変元気ですよ。台湾の総統であったり、それからいろんな皆さんたちの元気なアジアを特化したとか、そういうことで別に沖縄に来なくてもいいと思ってます。幸いというか、リモートで世界中で世界会議が開かれているので、工夫すればいろんなことがこの沖縄から発信できる。女性サミット、ぜひ検討していただきたいんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 答弁も申し上げたところですけども、今回のハリス氏の就任は女性にとって大きな励みになるとともに、性別に関わりなく個性や能力が発揮できる社会の実現を後押しすることにつながっているものと考えております。どのような会議をこれから考えていくかにつきましては、具体的な人選ですとか、参加の手法等については今後になることですけども、何らかの形で海外で活躍されている女性をお招きし、あるいは手法を工夫しながら参加していただき、普遍的な価値に基づく、幅広いテーマの中からふさわしいテーマを検討して、そういったことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん エネルギー政策についてですけども、今日の沖縄電力の発表はすごい画期的なことだと思っております。沖縄電力はこれまで自由化についても少し消極的だったかなというイメージがあったんですけども、この発表によりまして、全国の中でもトップクラスの取組だということになりますので、その評価と、それと沖縄県がこのエネルギー政策について、やっぱりビジョンもそうですけれども、経済もいろんな形で電力の電気料金、コスト、そして経済発展にもそのコストの削減ということにつながりますし、環境から経済、全て含んできておりますので、そういう意味でもう電力さんと一緒になって、2050、ぜひ達成していただきたいと思っております。もう一度決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず、沖縄電力の発表に対する評価ということがございましたので、県は電気のユニバーサルサービスを担っている沖縄電力と連携しまして、電気の安定的かつ適正な供給を確保しつつ、再生可能なエネルギーの利用拡大に取り組んでおります。

今回の沖縄電力のゼロエミッションの取組については、これまで県とともにカーボンニュートラル等の議論を重ねてきた中で非常に前向きでチャレンジングな目標の発表というふうを受け取っております、脱炭素化を目指す県の方針と一致するもので大変有意義なものと考えております。今後も沖縄電力を含めた民間事業者等と連携しまして、エネルギービジョン2020——これ現在策定中ですけれども——それを着実に実行に移すことで、脱炭素社会の実現に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 どうも御苦労さまです。

順番を入れ替えながら質問します。

まず1番はそのままですが、新型コロナウイルス対策について、まず県の方針の柱についてです。私はこの新型コロナウイルスの一番の特徴は、無症状者が感染を広げるといふことだと思います。ですから今の一番の課題は、検査、保護、追跡そして医療機関への支援、これが大事だと思いますが、県の見解をお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では毎年、冬場は救急医療のニーズが増えまして病床利用率が高くなる傾向にあります。今年は新型コロナウイルスの影響も重なりまして、感染拡大防止対策を徹底しなければ、医療提供体制の逼迫を招くことが懸念されています。

そこで県としましては、検査体制の拡充を図っておりまして12月中には1日最大で約3400検体のPCR検査と約3600検体の抗原検査が可能となる見込みです。それから重症者用病床も含めた医療提供体制を確保するとともに、医療・介護施設等へのクラスター対策を進めたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 特に、今医療機関の疲弊問題が話題になって、大変重要な問題、深刻になってはいますが、やっぱり資金的な支援がとても求められていま

すが、最新の今日時点の執行状況についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回、11月補正予算で特に空床確保についての予算ですけれども、増額がございましたので予算総額は166億に増えております。そのうち交付額が25億8000万円で、現段階では執行率は16.0%なんですけれども、年内には48億3000万円まで支給できると見込んでおまして、執行率は29.1%に上がる見込みでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ医療機関への支援を強めていただきたいと思っております。

次に、エッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査ですけれども、介護、医療施設についての定期的な検査、私の聞くとこではこれは全国で初めてということで大変評価しています。部長はこれまでの答弁で、先行的なモデル事業として今後充実させるという答弁をしています。先行モデル事業というのは、後からまたやるのが出てくるわけで私はその次に障害者施設、保育所、学校、そういう順序で、この冬が山場だから急いでやる必要があると思っておりますが、どういう計画ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県民の生活を支えるという意味で、エッセンシャルワーカーの検査については必要だということでこの事業に取り組んでおります。特に今回は、クラスターなどが発生した高齢者施設、それから医療機関等の従事者について検査をするということでこの事業に組んでおります。

モデル的、先行的と申し上げましたのは、エッセンシャルワーカーはほかにもいらっしゃいますので、今回の検査を検証しながら、どういうふうな進め方がいいのかも含めて検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは1月から3月まで3回やるわけよね。それを見て4月からやったら間に合わないんです。今がとても大事だと思うので、これは今日、補正予算を新たにやると思いますが、国がさらに補正予算をやって、追加の補正予算が年内かあるいは年始めに出てくると思っています。そのときにしっかり

と障害者施設なり、そこからやる。学校なのか保育所なのか、今から方針を出して市町村と協議して県が全部やるのか。それもいいでしょうけれども、私は市町村との分担もあっていいと思うんです。そこをしっかりと今から議論してやっていくという点では、早めにやるという方針をまず打ち出すということが大事だと思いますけれども、副知事どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 御指摘の——方向性になると思います。ただやはり財源が一番肝要でして、今般約5億8000万の予算を使いますが、本来もう少し臨時交付金に余裕があれば幅も広げてということも当初考えたんですが、やはり範囲内ということでこういう形になっております。

政府におかれても、介護施設などの必要性——エッセンシャルワーカーへの対応の必要性については議論がなされているようですので、ぜひそういったことをしっかり全国知事会を通して申し上げて、エッセンシャルワーカーへの拡充について実施していきたい。その際の市町村との連携についても、今回の実施を踏まえてしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 政府は、大型補正ということが報道もされていますので。この障害者施設、学校、保育所をどうやるかという点で保健所とか、あるいは市町村とかでいろんな意見があるんですよ、どこを優先するかという点では。だからこれが決まってからやったら遅いので、今から議論をして、1月にでもすぐこれが動けるようにやっていただきたいと思います。

次に順番を変えて、子供の通院医療費について。

これは、中学校まで一気に無料化した玉城デニー知事の英断を、私は高く評価します。そこで副知事に伺いますけれども、知事が決断した、そして皆さん方が決断した思いというものをぜひ聞かせていただきたい。これまでも経緯は聞いてきているので経緯はいいから、思いを聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） このこども医療費の中学校までの無料化というのは、玉城知事の公約でございました。そういったことを受けて保健医療部では、鋭意市町村のほうと調整をずっと続けてまいりまして、毎年毎年市町村との意見交換を事務的に進めてまいりました。そういった中で今経緯の話になりますが、おおよそ県の動きに対応していただけたというところになったということで今般の発表になったということです。

県としましては、やはり子供の貧困問題などにも関連いたしますので、中学生までの無料化についてはしっかりと市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは県民みんな喜んでいると思います。ところで、償還払いだとこれまでも議論があったように一旦払わないといけないということで、ここを何とか解決したいなど。お金がなくて病院に行きたくても行けないという子供を、絶対一人も残してはいけないという立場からお尋ねします。

教育長、今回拡大する小学校1年から中学校3年までの児童生徒は何名になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 令和元年度の数字になりますけれども、小学校9万9714人、中学校4万5678人となっております。

○渡久地 修君 合計。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（金城弘昌君） それぞれで持っているんですけれども、約15万4000くらいになります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 15万1976人。

それで子ども生活福祉部長、子供の貧困率は全国の倍と言われてはいますけれども、この中で現在——さっきの15万の貧困、困窮している層というのは何%になって、その数はどれだけになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県が平成30年度に小学1年生、小学5年生、中学2年生を対象に実施した小中学生調査では、困窮世帯の割合は25%となっております。

○渡久地 修君 人数は分からない。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 15万1000人のうち、25%が困窮ということになると。それで皆さんが同じく調査した中で、困窮層で子供を病院に受診させなかったと答えたのは何%になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 同じく30年度の小中学生調査でございますが、受診抑制の経験ありと答えたのが小学校1年生で困窮世帯30.4%、非困窮世帯18.2%、5年生が困窮世帯34.2%、非困窮世帯17.5%、中学2年生が困窮世帯30.3%、非困窮世帯が22.6%ということで、全ての学年において経験ありは非困窮世帯より困窮世帯のほうが多い状況となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この困窮世帯が、平均で31.6%。困窮世帯の中で、病院を受診させなかった理由と割合についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 困窮世帯の34.5%が「忙しくて、医療機関に連れて行く時間がなかったため」と回答しておりまして、これが一番割合の多い回答となっております。

○渡久地 修君 2番も言わないと。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） また、困窮層では非困窮層と比べて医療機関での自己負担金を支払うことができなかったためとの割合が高くなっており、16.7ポイントの差が生じているところです。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 26.4%でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 26.4%がお金がなくて病院にかかれなかったと言っているわけよね。これはとても大きなあれなんです。

今回、皆さん方が無料化をやった。やはり僕はこの26%の多くが解決できると思う。これは本当に高く評価する。しかし、お金がないために——一時払うお金がなくて行けない子供が何%かその中で残されてしまうというのもあると思う。それを何としても防がな

ければならないと思う。それをどうするかという点で、昨日、謝花副知事は翁長雄治議員の質問に「やっぱり現物給付がいいというのはおっしゃるとおりだと思います。どの程度の負担があるのかないのか、この部分が肝要だと思いますので、この部分はしっかりと確認してみる必要がある」ということを答弁しました。

それで県は国保のペナルティーを計算していないということだったので、私、試算しました。1つは、那覇市に行ってきました。那覇市は、これは国保に関わるあれだから那覇市の国保の児童に7歳から15歳までで、5717名が国保加入者です。県に聞いたら、県は14歳までしかないから出せませんということなんだよ。14と15は人数はそんなに変わらないですよ。だから出そうと思えば大まかな数字は出せる。それを私は試算した。そうすると県の国保加入全体の人口は、3万6558。那覇市の5717の国保世帯のうち、今ペナルティーになる額は幾らですかということで那覇市の担当課で調査してきたら、2813万8000円。これを全県に当てはめると沖縄県でどれだけになるかというと、1億7990万、約1億8000万。これは、無料化するとちょっと上がるでしょうということであるけれども1億8000万、これは県が半分負担して全県でやる。県がやったらやりますよという市町村が出ているというのは新聞でも報道されています。だからこれは、絶対できないという額ではないと思う。むしろ積極的に僕はやるべきだと思います。昨日の答弁も含めて、これまでも代表質問、一般質問にも出ているので、謝花さん、副知事。これはやらないという答弁はできないと思う。ぜひ、ぜひ検討していただきたい。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 一番の課題だったペナルティーの額が、昨日調べますと言ったその翌日にこういう形で、およそ1億8000万という数字を示していただきました。この件について、県もしっかり確認をしながら——ただこの件につきましては、やはり知事の重要な公約でもありますので知事とも調整しながら、また市町村との関係もございまして、ここのほうをしっかりと確認を取りながら検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 全県で1億8000万、医療費が無料になって上がるかもしれないけれども、その半分としても県が1億、あるいは1億5000万になるかもしれないけれども、これは半額にした場合。だからこれはぜひ副知事、知事とも相談して子供たちのためにぜひやっていただきたいと思えます。

次に、首里城再建・復元について。

今回の首里城の復元・再建については前回と違って、多くの県民の皆さんが自らのいろんな思いを持って参加してきているというのが大きな特徴なんです。だからこの思いを本当に結集していくというのはとても大事だと思うんですけども、そういう意味では意見をまとめる——再建復興会議になるのか、名前はどのようなのかは別にして、その思いを全部酌み取るような仕組みをぜひつくってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

○政策調整監（島袋芳敬君） お答えいたします。

首里城復興については、正殿の復元だけでなく中城御殿、御茶屋御殿、歴史まちづくりということで伝統技術、琉球文化の復興等について幅広い意見が寄せられています。そういう意味では、令和元年度首里城復興基本方針をつくったわけですが、今年度はこの基本方針を基に有識者懇談会を開催し、首里城復興基本計画をつくっています。その際、多くの方々に御参加いただいて今策定中で、年度内にはちゃんと発表できるようにしたいと思っています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 正殿の大龍柱の向きについて、これまで代表質問、一般質問で土建部長の答弁を聞いてきました。国の検討委員会で検討されるということを知っていて、僕はちょっと違うんじゃないですかと思ったんです。県がどういう立場でそこに臨むかというのが、今問われているんです。この龍柱の向きについてはいろんな議論があります。これまでこう向かい合っていたと、これが一級資料ですという寸法記が出てきたり、今度はフランスの写真で正面だというのが出てきて、活発な議論が交わされている。そういうときに、この検討委員会で出ている県の3名の代表が県はこう考えていますとか、県の知見を集めて県の意見を言わんといかぬ。最終的には、知事も意見を言わんといかぬわけです。だからそのためにはしっかりと知事も意見を言えるような研究チームなり、検討委員会なりをしっかりと開いて、国任せではなくて県独自の調査をして、県としての見識をしっかりと示すということは大事だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

大龍柱の向きにつきましては、首里城正殿の復元が国営公園事業で実施されるため国の首里城復元に向けた技術検討委員会で検討されることになっておりま

す。これは事業主体である国が国営公園事業で実施するというので、責任を持って技術検討委員会を運営しながらその結論を得るまで十分な議論をしていくということだと思います。県としては、協力委員になっておりますので、それについて議論に加わることができるという状況でございます。この大龍柱の向きにつきましては、意見を申し上げるというよりも学術的な意味において、それがどうあるべきかということを専門的な立場からしっかりと議論がなされるものだというふうに考えておりますので、技術検討委員会での議論をしっかりと見守りながら結論が得られるのを見届けたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 副知事、今の国の議論を見守りたいということについていいんですか。首里城というのは沖縄のものだよ。だからそういういろんなものが出ているときに、沖縄側でもしっかりと議論して沖縄県としては、資料をあれた結果こう思いますということと言えるようにせんといかぬ。別に国と対立しろとは言っていない。本当に沖縄側としてしっかりと意見が言えるようにならないといけませんよ。だから研究チームなり立ち上げないといけませんよ。だから研究チームなり立ち上げないといけませんよ。何で検討しないんですか、国任せですか。それじゃ駄目ですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） この件につきましては、私は那覇市議会からも要請を受けましたけれども、やはり国の技術検討委員会は高良倉吉先生が委員長になられてしっかりと歴史的な資料、歴史的な事実に基づいて検討を行うというような発言をなさっております。今般フランスの方々の写真などについてもこれはしっかりと検討するというような発言もしてございます。

県がまた別途県の立場として研究してやったらどうかという御指摘ですけれども、私としましてはこの分についてはやはりこれまでの蓄積もありますので、技術検討委員会の高良先生を中心とする場で様々な資料が今集まってきていると思いますので、その場でしっかりと検討していただくことが大事だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 さっき学術的な問題と言っていましたけれども、文化財を所管する学術的なもの、教育長も同じ見解ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

前回正殿の復元の際、昭和60年から61年にかけ

て行いました正殿の発掘調査がございました。その際に大龍柱、小龍柱の破片25点が出てきたところがございますが、ただ龍柱の台座となる材石がその当時確認されなかった、いろいろ判然としなかったところがございます。大龍柱は当然ながら正殿の一部でございますので、先ほど副知事からもございましたが、首里城復元に向けた技術検討委員会において、県出身の専門家もいらっしゃいますので、学術的な議論が行われるというふうに認識しております。

教育委員会のほうとしましては、大龍柱の向きについては、技術検討委員会のほうで検討されるということですが、委員や研究者に対して私どもの持っている出土品であったりとか出土状況の情報などをしっかり提供して協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私は、今の答弁では納得できないですね。これは県として、私は何も国に反対意見を言えとは言っていないですよ。県としてしっかり歴史を検証をなささい、文化も検証をなささいと言っているんですよ。県の知見も含めて。これは今のままでは県民の納得が得られない。県として研究チームなり検討委員会を県の内部ででもいいからつくるべきだと思います。これはもう指摘しておきます。

旧日本軍32軍壕について。

これ何度も私質問、提案してきました。検討委員会が今度設置されたことは大いに評価します。

副知事、この検討委員会というのは、これは保存・公開が前提ということでよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） そのとおりでございます。保存・公開、そして歴史的事実についての継承まで含めてやりたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、沖縄の自然環境保全についてですけれども、戦後と復帰後の埋立面積と割合、全国比についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

復帰後の埋立面積等についてでございます。国土交通省国土地理院が公表している資料によりますと、県土面積は、昭和47年から令和元年までに3664ヘクタール、1.6%の増加に対しまして、国土面積は5万8624ヘクタール、0.16%の増加となっております。そのうち土木建築部が所管する埋立件数は442件、免

許面積は約2438ヘクタールでありまして、その内訳は港湾区域が338件、約1211ヘクタール、それ以外の区域が104件、約1227ヘクタールとなっております。また、その他の港湾管理者による埋立件数が83件、免許面積は約519ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

復帰後の埋立面積、それから件数等について、農林水産部が所管する公有水面埋立免許の件数は366件、面積が536.4ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 国土地理院の増加率0.16、全国、沖縄県言っていましたけれども、沖縄県は全国の何倍になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

面積の違いはございますけれども、増加率という面で言いますと1.6%と0.16%、約10倍の増加ということになってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 自然海岸ですけれども、沖縄で現在残されている自然海岸というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県が実施している生物多様性保全利用指針OK IN AWAに関する調査で、空中写真などを活用して海岸線分類図を作成しております。同海岸線分類図では、1988年の環境庁自然保護局の報告書を参考に、自然海岸を人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸と定義しており、沖縄本島について同定義を基に自然海岸の割合を算出した場合、37%程度と推計されます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 またこれ次やりますけれども、次、振興計画について。

これまで沖縄振興計画を進めてきましたけれども、その中で県民の暮らしの分野から見て残された課題などについて指標も含めてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県民生活分野においてなお残された課題としましては、1人当たりの県民所得、全国が330万に対して、沖縄県は平成29年度、234万円。非正規雇用割合、平成29年全国38%、沖縄県43%。子供の貧困率、全国、平成27年度で13.9%、沖縄は平成26年度で29.9%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この残された課題はあるけれども、コロナとの関係でそういった指標というのは私は急激に悪化していると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新型コロナウイルス感染症の拡大で特に観光が大きなダメージを受けております。令和元年度のトップシーズン8月が102万1200人、今年の8月が20万2800人で、対前年同月比ではマイナス80.1%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これらの問題を解決していくというのが振興計画の中で特に大事だと思いますけれども、次に次期振興計画、1次から5次までやってきましたけれども、この間に世界と人間社会は激変していると思います。

まず地球温暖化、気候変動なんですけれども、一言で言い表しているのが——今月2日に国連のグテーレス事務総長が、ニューヨークの大学で、「地球は壊されている」と大変な危機感を演説しておりますが、県はこの演説、この指摘について知っていますか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国連の事務総長が、ロンビア大学で行った演説が報道されたというのは承知しております。その中で事務総長の演説の中身ですけれども、「私たちは破壊的なパンデミック、記録的な地球温暖化、記録的な生態系の悪化、より公平かつ包括的で持続可能な開発を目指す世界的目標の新たな後退に直面している」と述べて、「単純に言って、この惑星の状態は壊れている」と発言されています。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 事務総長はこうも述べています。「環境に打撃を与える活動までの経済的な積極面だととらえる国内総生産（GDP）といった従来の基準について、ますます多くの人々が限界を認識しつつある」ということを述べています。

これは何も国連だけ述べているんじゃないくて、日本経団連が11月17日に「。新成長戦略」という報告書

を出していますけれども、その中でも新自由主義の限界について述べていますが、その辺は県はどのように認識していますか。そして、これにはどう書かれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新沖縄発展戦略において、アメリカでは1970年頃までは経済成長に伴い格差は縮小したが、それ以降格差が広がっている。ほぼ同様の現象が世界で起こっており、所得再分配機能が劣化していると世界的な問題が示されているところです。

すみません。休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 経団連の「。新成長戦略」における新自由主義に関する記述は、「資本主義は、「大転換期」を迎えている。」「1980年代以降に台頭した「新自由主義」、「「小さな政府」のもとでの自由かつ活発な競争環境の確保は、経済の一層の発展に一定の貢献を果たした。しかしながら、利潤追求のみを目的とした各種フロンティアへの経済活動の拡大は、環境問題の深刻化や、格差問題の顕在化等の影の部分をもたらしたことを忘れてはならない。」とされています。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 その次が肝腎なんだよ。「「新自由主義」の流れをくむ、わが国を含む主要国での資本主義は、行き詰まりを見せている。」ということを経団連がここで報告しているんですよ。だからこういったものも含めて、今変わらないといけないということで、これから10年後のものをつくろうとするときに、世界と日本、そして沖縄が変わらないといけない。そして今回のパンデミックですよ、決定的なのは。だから、そういったものを取り込んでいくというのは、僕は非常に至難の業だと思うんだけど、これまで積み重ねてきた作業もがらっと変えないといけないという困難があると思うんですが、どう取り組んでいくかという、これ決意になるんですか。富川副知事、どうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、非常にグローバルなシステムの問題で難しい面がありますけれども、沖縄県としましては、新沖縄発展戦略、新たな振興計画に向けた提言の中で、SDGsの概念を取り込んでいくということをしております。御承知のように、経済界も経団連はじめ、経済行動において社会的な解決、気候変動に対する対応がなければもう企業行動そのものが危なくなるということで、ESG投資等も出てきている中で世界的な認識は始まっておりますが、沖縄県としても新たな振興計画の中に、こういう理念を盛り込みながら策定をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 僕はこれは急激な時代がこれからさらに急激に、現在進行形で進むと思うんですよ。だから大変だと思うのよ。10年計画というのも、本当に固め切れるかというのがあるので、これはやっぱり在り方として途中の修正とかいろんなものも考えないといけないと思うんですけど、これはどんな仕組みになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画については、今10年単位で策定しております。それで、5年単位で見直しを図る。その時々々の社会経済情勢の変化を踏まえて見直しを図ることとしているところで、来る計画にあっても、その計画期間中の見直しというのは図るべきというふうに今考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この、10年で5年の見直しというのがあるんだけど、今言ったような急激な現在進行形で進むので、5年というのも間尺に合うかどうか分からない。だから3年、あるいは1年とかいろんな仕組みを取り入れていかないと、逆に追いついていけないと思う。その辺いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 5年の場合、施策効果が十分に発現するかどうかというのを見極めるのが難しいという点もございますし、加えて大型プロジェクト等の場合、その5年の枠に収まるかということもあるかと思えます。

ただ議員おっしゃるように、大幅な社会情勢が変化すると、外部要因が大分変わるとかそういう大きな変化があれば、それは随時見直すこともあり得るという

ふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 あと、次の振興計画策定への県民の参画についてなんだけど、これは世界でも全国的にもそうだけど、いかに国民、住民の視点を取り入れるかというのが今とても大事になって、このパンデミックとの関係でも大事になっています。そういう意味で、今回のものは県が主体となってということだったけど、そこに県民がもっと参画できるような——例えば、働く人々、福祉の人々、若者、女性、そしてジェンダー、そういった人たちの意見も出来上がってからじゃなくて取り込んでいくようなそういう体制、ぜひつくってほしいんですが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 来る新たな振興計画については、まずは骨子案を取りまとめますが、骨子案を取りまとめた後、圏域別に意見交換会を開催するなど県民の皆様からも幅広く御意見を伺いながら策定していきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひお願いします。

次、基地問題について。

私は辺野古は不可能だと思うんだけど、6月にアメリカの軍事小委員会が困難という指摘を4つ出しました。この4つ、紹介してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

米下院軍事小委員会即応力小委員会、6月23日にこれを出しておりますけれども、この5項目として改善報告項目といたしまして、建設予定地地下のN値、強度の検証結果、海洋哺乳類やサンゴを含む環境全体の影響、それから海溝に関連する活断層及び海底地層の危険性の評価等について国防総省に対して意見を、報告を求めるというふうな内容だったというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 僕は項目について具体的に示してくださいと聞いたんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えをいたします。

まず1点目として、「建設予定地地下のN値の検証結果を含む海底の詳細な状況」と、それから2点目として、「海底の地盤強化を含む懸案事項に対する改善策」、3点目といたしまして、「環境全体、サンゴ礁そして特に海洋哺乳類などへの影響に対する解決策の提案などのパブリックコメントの機会を含むさらなる環境計画、それから4点目といたしまして、50メートルの海溝に関連する活断層及び海底地震の危険性の評価、さらに5点目といたしまして、当該施設の軍事目的に鑑みた海底と地震活動に関する評価を求めるという内容でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

○渡久地 修君 質問の仕方が悪かったと思う。僕は上段の4つのことについて指摘していることを言ってくださいと聞いたんです。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会はこのプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。さらに、軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。よって、」としまして、「委員会は、国防総省長官に対し、下院軍事委員会に普天間代替施設に関する報告書を2020年12月1日までに提出するよう指示する。」という内容でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これはアメリカの議会が困難だと指摘したという、とても大事なんです。そして今回CSISが指摘したけれども、CSISというのはどんな機関ですか。ここには日本の防衛省の職員を常駐させると聞きましたけれども、その辺はどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えをいたします。

CSISは、安全保障、防衛関連分野の研究等を行っている米国の有力シンクタンクであり、米国ペン

シルベニア大学の研究所が発表する、世界のシンクタンクランキングの防衛安全保障部門で繰り返し1位になっているものと承知しております。このCSISには、防衛省からこのCSISの知見を得るため、平成25年度から平成30年度までの間、毎年1名または2名の職員を派遣しているものと承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このCSIS——日本政府と関わりの深いCSISが、今回報告書を出しました。具体的にどんな指摘をやってますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 今回のCSISの報告書でございますけれども、CSIS国家安全保障プログラムの上級顧問であるマーク・カンシアン氏が執筆したもので、内容については詳細を確認中でございますけれども、全体といたしましては、米海兵隊の戦略見直し等について論じているものであり、その中で辺野古の新基地建設計画にも触れ、この計画は困難続きで、完成予定日が2030年に再度延期され、費用も跳ね上がっていると。これが完成することなどないように思われるといったことが指摘されているものと承知しております。

なお、報道によれば執筆したマーク・カンシアン氏は取材に対し、最終的には政府が計画を中止あるいは縮小するのではないかと予測しているとのことでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

○渡久地 修君 そこが困難だと指摘しているわけです。それで今とても僕は大事な時期だと思います。知事はコロナが収まったら訪米すると言った。それは大いに結構ですけれども、それ以前に軟弱地盤の状況とか沖縄県の考え方をしっかり資料も添えて、次期政権の幹部に、そして議会の幹部に書簡、資料を直ちに送ってほしい。

副知事、どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) これまでも沖縄県はそういった軟弱地盤の存在など様々な資料を米政府または連邦議員にもお配りしたところなんです。今度新しい政権ができる前に、そういった書簡を送ること、これは知事とも相談の上、しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

○渡久地 修君 来年の1月20日の発足までにぜひやっていただきたい。そうでないと固まってからでは遅いですから、これ直ちに知事と相談してやってくだ

さい。

あと県警本部長、県道29号線と那覇市道鳥堀12号線交差点への信号機の設置についてお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

御質問の交差点ですが、平成30年に整備をされたもので、交通量が増加したことから、地元の自治会等から交通信号機の設置要望がなされております。

県警察では、交通量や交通事故の発生状況、交通環境等を検討した結果、同交差点から首里駅向け70メートル先の交差点に設置してある既存の信号機を改造して、2つの交差点を1つの信号機で制御する信号機改良工事を行うこととしました。この工事は来年3月までには完了する見込みです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 最後に、沖縄戦の風化を防いでこの実相を正しく継承していくために、僕は県庁職員への学習研修制度というのはとても大事だと思いますが、それについてどのようにしているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 本県の歴史と文化等の理解を深めるとともに、郷土愛のある職員の育成を図ることは重要だというふうに考えております。このため現在は、新規採用職員を対象に平和祈念資料館職員による沖縄戦の研修などを実施しております。私も10月に那覇市識名にある県庁壕を視察しまして、戦時下の困難な状況、そして県民の生命と財産を守るべく職務を全うされた先輩たちへの敬意と平和の尊さを改めて認識した次第です。

沖縄戦の実相を正しく継承できる取組としまして、県庁壕等を視察先に取り入れた研修について今後検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

会派沖縄・平和の次呂久成崇です。

昨日の仲宗根悟議員の前段のネタは落ちがなかったので、小ネタは絶対挟むなと言われておりますので、早速質問したいと思います。

まず県立八重山病院隣接の暫定ヘリポート設置と運

用についてですが、先月11日に供用開始いたしました。急患ヘリ搬送対象の竹富町、与那国町、多良間村住民からも安心だ、心強いという喜びの声が届いております。県の迅速な対応に感謝申し上げたいと思います。

改めて設置されました暫定ヘリポート、概要と運用について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

暫定ヘリポートにつきましては、20メートル四方の着陸帯を舗装厚が35センチメートルのアスファルト敷で整備をいたしました。安全確保のため着陸帯の周り50メートル四方をフェンスで囲っております。また八重山病院への搬送のための進入路及び救急車待機場も併せて整備をいたしたところでございます。

それから運用につきましては……。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 暫定ヘリポートの運用につきましては、石垣市消防本部や八重山病院をはじめとする関係機関と連携して実施しており、今後とも安定的かつ継続的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 夜間搬送なんですけれども、約4割が夜間搬送ということで自民党会派の大浜一郎議員のほうからもありましたが、照明の設置、今回可搬式ということで——持ち運びということになっているんです。これは設置にも10分ほどかかるということなんですけれども、この設置主体というのはどこがやるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） これにつきましては、現在八重山病院の警備の方にお問い合わせをして実施することにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今警備ということでしたが、八重山病院のほうは警備員2名体制でやっております。これは夜間の受付業務もやっているわけなんです。今後またインフルエンザ流行期であったりとか、天候不良の場合などに本当にこの2人で対応ができるのかというふうに私は強い懸念を抱いているんですが、こちら

辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘の件につきましては、私たちも課題といたしまして今病院事業局含めて対応を検討中でございます。

次呂久議員御指摘のとおり、2人体制というところで新たにヘリの対応というところがございますので、その部分につきましてしっかりと安定的、持続的に対応できるように調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 供用開始当初と言っても先月ではあるんですが、そのときに可搬式の照明、早速不具合があったというふうに聞いております。石垣島は平均湿度が80%近くあるわけなんです。その中で今回の照明に結露が発生してしまって、不具合を起こして照明がつかなかったというふうに聞いています。竹富町などのほかのヘリポートなどでも、照明というのは固定式が多いんです。なので私は今回暫定ヘリポートということだから可搬式にしているのかということもお尋ねしたいんです。ですが人材確保も難しいところですので、やはり固定式の照明設置というのを考えないといけないと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 次呂久議員御指摘の今回整備しました部品、一部スイッチの部分で、今照明17個ございますけれども、そのうちの1つに不具合があったということで全ての機器を交換しているところでございます。加えて故障した場合に備えて、予備の照明機器の購入手続を進めており、今年度中にあとワンセット追加で整備をすることとしております。

それから常設化の御質問でございますけれども、常設の場合約2000万ぐらいの費用がかかるということもございまして、現在導入している可搬型につきましては購入費用が約140万ということで、これにつきましてはヘリポート用の夜間照明として専用に開発をされた運用実績のある機器であるということで、運航者である第11管区海上保安本部石垣航空基地にも説明をした上で、了解が得られているところでございます。

次呂久議員からの非常に湿度が高いということも、まずは運用してみて実際に支障が生じるのかも含めて検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 常設の照明設置なんですけれども、私はやはり金額ではないと思います。一番大事なのは、安心・安全なヘリポート運用だと思いますので、

ぜひ常設の照明設置についても取組を継続していただきたいというふうに思います。

次に、恒久ヘリポート整備についてなんですけれども、現段階での暫定ヘリポートの使用期限というのはいつまでと考えているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 暫定ヘリポートの具体的な使用期限というのは特に打ってはないわけでございますけれども、現在石垣市が土地区画整理事業を行っておりますので、その土地区画整理事業の進捗も見ながら暫定ヘリポートの運用に土地区画整理事業の影響が生じる時期とも勘案しながら整備の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 恒久ヘリポートを設置する際、この事業主体、また予算というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 暫定ヘリポート含めて、恒久について基本的には県の事業ということになるかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほど公室長がおっしゃいましたけれども、石垣市の区画整理事業、このスケジュールにも関連するんですが、搬送対象となっている竹富町、与那国、多良間村という関係機関のほうから、今の暫定ヘリポートの設置場所が望ましいと。こちらを恒久的に使用できないのかということもありますので、もちろんこれは石垣市との調整も必要かと思えます。ぜひ関係機関と今後の協議スケジュール調整して、引き続き調整をお願いしたいと思います。

次に、宮古・八重山圏域のドクターヘリ配備についてです。

八重山圏域の急患搬送で使用している救難救助用の海保のヘリ、また自衛隊機もあるんですが、これは通常ドクターヘリと言われているヘリの機材や機能とどう違うのか、説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） ちょっと休憩で。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 宮古・八重山のヘリによる急患搬送につきましては、陸上自衛隊と第11管区海上保安本部がその機能を担っておりまして、県としましては、沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業によりまして、ヘリに医師が添乗し、救急患者の救命率の向上を図っているところで。

ドクターヘリとの違いは、ドクターヘリは海上保安庁のような大きな構造ではございませんので、その辺の違いも大きいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 11日の供用開始式に私も出席したんですけれども——海保のヘリなんですけれども今回感染者も搬送しました。そのときにアイソポット、それを使用して感染者を搬送するので終わった後に消毒、そして再利用する。アイソポットのほうも全て自前で整えているということでした。私は今後こういう感染症のことを考えたときに、やはりドクターヘリというのは、宮古・八重山を網羅するように設置すべきじゃないかなと。または海保さんにその維持管理もお願いするというような、何かそういう医療体制にもっとしっかりと取り組めるようなドクターヘリの設置というものをもうそろそろ考えていかなければいけないのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 宮古・八重山地域へのドクターヘリの配備につきましては、大きな課題といたしまして同地区にヘリポートがある救命救急センターというのが必要な条件となります。ですので、搬送件数とか事例を検証する必要などの課題があると考えておりまして、救急医療の関係者等から意見聴取を行っていく必要があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 夜間の急患搬送は、どうしても自衛隊機であったり海保のヘリということは私も重々承知はしているんですけれども、今県が行っているドクターヘリ——浦添総合病院のほうにあります。これは鹿児島県の与論島のほうまでカバーするんですよ。ところが同じヘリでも、先島のほうはドクターヘリはない。やはり我々としたら同じ沖縄県民なのにといいいもあるわけなんです。ですからこれは、今後しっかり構想も含めて取り組んでいかなければいけないのではないかなと思えます。

次に、地域救命救急センター設置についてなんですけれども、まず地域救命救急センターについて説明の

ほうお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 沖縄県内では、現在、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院の3病院が救命救急センターとして指定を受けております。また、救命救急センターの運営は、厚労省が定めました救急医療対策事業実施要綱におきまして、「原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる」体制を確保すること、それから2つ目に救急専用病床及び専用の集中治療室を設置すること、3つ目に必要な医療機器を整備すること、4つ目に3次救急医療の専門的知識と技能を有した専任の医師及び救急患者の看護に必要な専任の看護師等を配置することなどが要件となっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県立八重山病院も新しくなりました。医師確保を離島の医療提供体制の中でずっと課題として取り組んでいるのは分かるんですが、将来的にやはりこの八重山地域の医療提供体制の拡充を考えたときに、八重山病院にも地域救命救急センターとして設置、指定することの検討が必要じゃないかなというふうに思います。

県の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げましたとおり、救命救急センターを整備するに当たっての課題等も多々ございますが、保健医療部としては離島の医療提供体制を確保することは大変重要と考えております。宮古・八重山圏域で救命救急センターの整備を行うに当たってどういう課題があるかということ把握しながら病院事業局とも意見交換を行っていきたくて考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ検討のほうお願いしたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、まず介護施設そして介護サービス従事者等への対応と取組について。

今回、介護施設職員と医療機関職員対象に1月から3月まで職員1人当たり毎月1回定期的な検査を実施

するということなのですが、その対象者というのはどのように把握をいたしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 介護従事者につきましては、市町村に協力をお願いしましてリストアップなどに協力いただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これまでの議会答弁の中でも従事者3万3000人、対象者。これはきちっと1月からスタートするためには市町村との連携というのは本当に大事だと思いますので、ぜひ速やかに実施できるようにお願いしたいと思います。

この検査なんですけれども、医療機関でどのように実施するのか。実際に検査するときには介護施設とか医療機関というのは、人がその分いなくなってしまうということもありますので、そうすると運営にもやはり影響が出てくるのかなと思います。そこら辺の協力体制とか協議というのも今後市町村とやっていくということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この検査につきましては、唾液を採取する方法を考えておまして、福祉施設でまとめて取っていただいて集める方法を今考えております。そのときにリストアップとか日程の問題、この検査を介護の場合は3万3000人を予定しておりましたけれど、それが集中してしまうと検査体制がうまく回りませんので、その日程の確保であるとか調整を市町村のほうにぜひお願いしたいというふうには考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、今は従事者なんですけれども、今度は介護保険事業の介護サービス利用者について、現在利用者なんですけど65歳以上、75歳以上、85歳以上の要介護3以上の認定の割合というのは把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年7月現在の国の統計では、暫定値ではありますが、沖縄県内で要介護3以上で介護サービスを受けている高齢者は、2万5484人で全体の50.2%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 50.2%もう半数ですね。65歳以上の要介護認定3以上で、施設に入所している人数とかは把握されていますか。割合とか、この50.2%の中です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） サービス別の要介護3以上の人数割合でございますが、施設につきましては7654人……。

すみません。ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 大変失礼いたしました。

令和元年10月末現在の特別養護老人ホームの入所者の数でお答えさせていただきますが、要介護3以上は4734人となっております。

○次呂久 成崇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ということは、在宅の方が圧倒的に多いということですよ。

もう一つ、県内の介護費総額に占めている通所介護の割合は全国と比較しても高いというふうにお聞きしているんですけれども、こちらの状況はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年7月サービス分の介護給付費の合計が約83億7700万円でございますが、そのうち通所経営サービスの給付費が約36億180万円となっており、全体の43%を占めております。一方、全国につきましては約21.3%となっておりますので、沖縄県はデイサービスの利用が全国よりも多くなっているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

在宅での介護、要介護認定3以上も5分の4は在宅ですね。全国に比べてもデイサービスを利用している方が2倍ほどいると。今後国や県の警報レベルが上がって、例えば通所施設の受入れがストップした場合

とか、在宅介護の方のほうに人の出入りがある程度規制されてきますので、そうなったときにこの方たちというのは、やはり社会とのつながりが分断されるんじゃないかなと思うんですよ。いろんなケースというのが考えられると思うんですけれども、今現在の対応というのは、この介護保険事業を実施主体である市町村が判断をしてやっています。ですが他県では、介護支援専門協会のほうが新型コロナウイルス感染症予防対策の手引またはマニュアルをきちっと作成をして、市町村と県が連携してその対応をきちっとしている。今国からもいろんなマニュアル、手引が示されているようなんですけれども、今現在沖縄県の市町村との連携というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） マニュアルにつきましては、議員がおっしゃいましたように国で各種つくられていたり、動画を配信されていたりしているところですよ。

県内の取組といたしましては、県立中部病院の感染症内科のほうで新型コロナウイルスが発生した——これは施設における感染症対策の内容にはなっているところなんですけれども、その内容が詳細に濃厚接触者への対応等書かれてございますので、在宅の高齢者やその御家族への対応についても十分参考になると思われれます。今後こうしたものの周知を強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、離島の病床確保及び搬送体制の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 離島における病床確保につきましては、宮古地域及び八重山地域において県立病院による確定患者の入院病床を確保しまして、そのほかの医療機関が疑い患者やコロナ以外の患者を受け入れる等の役割分担を調整します。その調整により入院患者の受入体制を整備しているところでございます。また、入院医療施設のない離島において新型コロナの感染者が発生した場合には、島内での感染拡大を防ぐために感染症指定医療機関のある沖縄本島、宮古島または石垣島へ搬送する方針としております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 石垣でもかりゆし病院で55人のクラスターがありました。今与那国でも数名出ているんですが、やはり離島の離島でさらにこういったクラ

スター発生というのも十分考えられると思いますので、ぜひそこは関係機関との連携をしっかりとやっていただきたいと思います。今12名の医師派遣ということで、たしか今議会でもいろいろ答弁があったと思うんですがこれについて間違いはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先日、答弁いたしました専門医の派遣につきましては、当初6名の予定でしたけれども追加で6名ということで12名派遣することになります。ただこれはコロナに関しての派遣ではなくて、あくまでも専門医の派遣ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 医師確保のほう、これもしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、県内肉用牛の血統不一致問題の再発防止の取組について伺います。

家畜人工授精業務マニュアルを作成して公表したということなんです、この内容と目的について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

家畜人工授精師業務マニュアルは、適正な人工授精の在り方を示したものであります。家畜人工授精師と生産者の取り組むべき内容を取りまとめて、家畜人工授精時における間違いの発生などを防ぐことを目的として策定をしたところであります。これまでの血統不一致の事案では、記録の不備、子牛の取り違いなどが確認されていることから、これらのことを防止するために家畜人工授精師、生産者が確実に遵守する事項として、1つ目には生産者は家畜人工授精時には必ず立ち会うこと、双方で母牛の登録書、個別識別番号を確認することなど、家畜人工授精師それから生産者が必ず人工授精時に行うことを明記した内容となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県内で実働する家畜人工授精師294人、立入調査も実施したということなんです、再発防止の指導はこの294人に義務的に行う必要はないと。——私はあると思うんですが、いかが考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 県内で実働する人工授精師につきましては、今回全県で立入りしておおむね適正な授精業務が行われているということは確認しておりますが、やはり今回の久米島のような一人工

授精師の事案については、今後二度と起こってはならないという考えでありますので、今回、沖縄県家畜人工授精師適正化実施要領の策定をしてこの要領の中で人工授精師への定期的な立入検査の頻度を高めていくということと、帳簿等の確認を確実に行っていきたいと考えております。

それから併せて家畜改良協会による抜き打ちのDNA検査とかそういうものも行いながら、再発防止をさらに強化していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、獣医師養成の取組なんですけれども、県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書で平成32年度までに151名確保することを目標としているということなんです、現在の実績そして見通しについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

まず令和2年度の産業動物診療獣医師の目標の数値については、先ほどありました151名となっておりますが、今統計にあります平成30年12月時点の獣医師の数が134名となっております、17名の不足という状況となっております。全国的にも産業獣医師の確保については課題となっておりますが、主産県である宮崎、鹿児島と獣医師1人当たりが診る肉用牛の数についても同等という状況ではあります。特に沖縄県は島嶼県ということで離島がございます。離島の中でも八重山・宮古というのは肉用牛の一大産地であるということで、島嶼県であるがゆえの獣医師確保のしにくさというところもありますので、県としては大学への修学資金の給付、大学訪問での説明会、インターシップの受入れ、そういったことを実施しながら獣医師の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 離島では畜産は本当に基幹産業なんです。そこでやはり口蹄疫のような家畜伝染病が発生するともうこれは壊滅的ですので、今やっている事業がきちっと目標も達成できないということであれば、私は今後は関係機関とも調整をしてこの事業の見直しというのやっつけていかないといけない。そして獣医師確保をしていかなければならないというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） まず修学資金の給付についても、平成29年度が2名、令和元年度2名ということで給付をして修学した方々を将来的に県内で獣医師として勤めていただくような取組も今しており

ます。先ほどもお話ししましたインターシップ等も含めて強化をしていく必要はあると考えております。

また、いわゆる県内の学生が獣医学部のある学校に編入する制度とか、遠隔診療ができるような規制緩和、そういったものをもろもろ研究していきながら獣医師の確保にも勤めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

ちょっと順番を変えて、環境行政のほうに行きたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 県の海洋プラスチックごみ問題の取組と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

プラスチックごみによる海洋汚染については、近年、国際的に対策の必要性が指摘されており、本県の海岸漂着ごみについても約6割がプラスチック製品であり、その対策が課題となっております。

県では、国の補助事業を活用し、市町村等と連携した海岸漂着ごみの回収・処理、漂着量やマイクロプラスチック分布状況の調査を行うとともに、環境教育や海外団体との意見交換を行い、海洋ごみ発生抑制対策に取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、離島の漂着ごみ及び産業廃棄物の回収と取組について伺います。

今コロナ禍の中でビーチクリーンなども激減しております。その中で、この海岸の漂着ごみというのはどんどんどんたまっていつている状況なんです。タブレットのほうを御覧いただきたいと思えます。このようなごみです。これ西表島です。沖縄県の漂着ごみの半数——約半分です——は、この八重山の離島にみんな来ます。ここも西表島です。この島が自然遺産登録されるんですよ。

私は、県がきちっとこの漂着ごみの問題にしっかり対策しないといけないと思うんですが、伺いたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 県では、国の補助事業を活用し、市町村等と連携して海岸漂着ごみの回収処理

を実施しており、令和元年度は離島地域において約2700立方メートル、約240トンを回収処理しております。また、産業廃棄物については、処理コストの高さが課題となっており、そのため本年度、県において小型焼却炉を多良間村や久米島町に設置し、農業用廃プラスチック等を島内で効率的に処理するための焼却実証実験を行っております。

引き続き、離島での適正処理を推進するために必要な支援方策の検討を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 引き続きタブレットのほうを御覧いただきたいんですけども、この大きい丸太もあります。ちょっとスクロールしますけれども、浜にある流木などはこのように海岸の1か所に集められるんです。これがまたしばらく放置されると近くの防潮林とかに行きます。近くにはこういうパレットもどんどんどんどん集まってくるわけなんです。そうすると海岸の管理は県、防風林・防潮林は市、そういう区別になりますよね。ところが処理するのは全て産業廃棄物です。これはどこが負担するのかというと、市町村です。市町村がほぼ出しているわけなんです。だから私はやはり県、観光立県でもあります。漂着ごみ問題には真剣に取り組んで、この産業廃棄物処理の費用負担というのも検討をしっかりとやっていかないといけないんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

海岸漂着物の処理につきましては、国の補助事業がございまして10分の9の補助率になっております。この補助事業を活用して海岸漂着ごみの処理を行うことは可能となっておりますので、市町村と連携しまして海岸漂着物の回収処理の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ボランティアとか市町村じゃなくて私はリーダーシップを取るの県だと思います。ですからそこはしっかりと認識して取り組んでいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 すみません。

観光行政のところ、実は黒島のほうにウミガメの研究所があるんです。この建物が老朽化に伴って今閉

館の危機に直面しているんですけども、この黒島は人口は230人ほどで牛はその10倍ぐらいます。人を探すより牛が普通なんです。その中で唯一の観光施設でもあります。私も今回初めて知ったんですけども、やはり存続に向けて何ができるかというのを自治体も一緒に考えていかないといけないんじゃないかなと。唯一の観光施設ですので、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

黒島研究所は1973年の設立以降、ウミガメやサンゴ礁に関する調査研究を行っていることは承知しておりますけれども、施設の現状や老朽化の程度については現時点で把握できておりません。そのため、施設の現状、運営団体の考え、地元の意見等を把握した上でどのような支援の在り方が可能か検討していきたいと考えております。

○次呂久 成崇君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 会派の代表質問の関連でですけども、補正予算、今8次までやっておりますが、その総額、執行額、執行率、各部局ごとに伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

県におきましては、今回の11月補正を含め8次にわたる補正予算で総額約1411億円を計上しております。県単融資事業を除いた全体での執行率は、10月末時点で約64%となっております。主な部局の執行額及び執行率ですが、保健医療部が約75億円で34%、子ども生活福祉部が約302億円で87%、そのほかが約79億円で55%となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 私も一瞥見しましたがけれども、特に6月の4次補正で保健医療部のほうが171億ですか、金額忘れたんですけども、執行率が29%とあったんです。これについて詳細を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 保健医療部のコロナ関係の予算の中で、特に主なものということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

特に空床確保の補助につきましては、執行率が非常に低い状況でございました。重点医療機関の考え方であるとかそのような調整に非常に時間がかかったというところもございますが、今回の11月補正でも多くの予算をつけていただきまして総額166億になっている状況です。その中で交付済が今25億8000万円で、執行率は16%ということでございます。しかしながら医療機関との申請等も次々と調整を続けておりますので、年内には48億3000万円を交付予定でございまして、執行率は年内には29%まで持っていきえるものと考えているところでございます。

○次呂久 成崇君 頑張ってください。

土建部長、どうもすみませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 沖縄・平和、仲村未央です。

どうか最後ですので、もう少しのお付き合いをお願いいたします。

知事の体調も気になるところです。その回復、またこのコロナ禍にあって病床にいらっしゃる皆さんの回復を心から祈りながら、一般質問に入っていきたいと思えます。

1、日米地位協定第3条が規定する米軍の排他的管理権は、環境や交通基盤、都市整備など県民の生活と健康に重大な支障をもたらしています。

以下、伺います。

(1)、支障のある公共事業、環境調査等について。

公共事業に関し、米軍基地への立入り、共同使用、一部返還等が許可されないために工事が滞っています。主要地方道沖縄環状線ではコザ運動公園利用者の安全確保のための歩道整備ができません。それから2級河川白比川では昨年11月、記録的な豪雨で未改修区間から氾濫をして床上浸水が起こるなど深刻な被害が起きました。

ア、米軍の許可が得られず、測量、設計、工事等に支障がある公共事業は、県、市町村それぞれ何件あるのか伺います。

イ、同じく、実施できない環境調査、文化財調査等について県、市町村の件数を伺います。

ウ、立入りや共同使用等の要請から最も長い事案というのは何年経過しているのか伺います。

(2)、嘉手納基地の立入調査について。

県企業局がPFOS汚染を指摘してから約5年がたちます。当局の要請にもかかわらず、立入調査はいまだ実現していません。この間、日米で合意された取決めや環境補足協定はこの問題に何らの貢献もしていません。

ア、米軍が立入調査を拒否する理由、根拠は何でしょうか。

イ、米軍の日常的な運用が環境汚染をもたらしている場合について、どのように解決がなされるべきなのか。政府への要求、新たな制度提言について伺います。

ウ、県民の最大の水がめである北部ダム群は、北部訓練場における訓練や流域周辺での墜落事故など度々汚染の危機に瀕しています。また、これに次ぐ水源としての比謝川は嘉手納基地からの有害物質にさらされています。ダム共同使用の解除等を含め、より強い姿勢で県民の命の水を守る必要があると考えますが、見解を伺います。

2、高レベル放射性廃棄物、核のごみの最終処分に関する沖縄県の姿勢について伺います。

資源エネルギー庁が示す科学的特性マップでは、沖縄県も核のごみ処分場の「適地」とされ、この12月19日には同庁が主催する対話型説明会が県内でも予定されています。知事は公約において原発建設に反対する立場、これを明確にしていますので、受け入れる余地はないものと考えますが、改めて県の考えを伺います。

再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

1、米軍の排他的管理権についての中の(2)のウ、県民の命の水を守ることにしてお答えいたします。

北部5ダムは、企業局全取水量の半分以上を占める貴重な水源です。このため、今年9月及び10月に行った関係大臣への要望や軍転協から国に対する要望の中で、ダム上空での飛行訓練中止等を含めた米軍の演習の在り方の見直しに加え、福地、新川及び漢那ダムの共同使用を解除することなどを求めたところです。

沖縄県としましては、水道水の安全性を確保する観点から、嘉手納基地への立入調査の実現やダム共同使用の解除等について、国と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、米軍の排他的管

理権についての御質問のうち(1)のア、米軍の立入許可等が得られず支障のある公共事業等についてお答えいたします。1の(1)のアと1の(1)のウは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

米軍施設・区域内において、一般県道24号線バイパス街路事業や億首川河川改修事業など6事業について、工事着手などに向けた協議が進展しないため、事業進捗が滞る事例が発生しております。このうち、主要地方道沖縄環状線については、平成17年度の要請から約15年が経過しております。

県としては、進捗が滞っている事業について、立入調査や工事着手等への協力を求め、毎年度、沖縄防衛局及び米軍等へ要請を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、米軍の排他的管理権についての(1)のイ及び(1)のウ、米軍の許可が得られず実施できていない環境調査の件数及び経過年数についてお答えします。1の(1)のイと1の(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

平成28年度以降、米軍の許可が得られず実施できていない環境関連の調査は2件あります。1件目は、東村高江のCH53不時着事故関連で、牧港補給地区内に保管された汚染土壌を調査するため、平成30年3月27日に行った立入申請が同年4月4日付で不許可となったことから、4月20日に再度申請し、その後約2年7か月経過しておりますが、まだ回答がありません。2件目は、普天間飛行場内のPFOS調査で、平成31年2月に立入申請し、約1年10か月経過しておりますが、まだ回答がありません。なお、米軍泡瀬ゴルフ場移設事業について、平成28年6月に立入調査を申請しましたが、米軍から施設の営業時間内は調査に対応できないことを理由に、調査に不適な早朝の時間帯が指定されたため、立入調査を実施していない事例が1件あります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 1、米軍の排他的管理権についての御質問の中の(1)のイ及びウ、米軍の許可が得られず実施できない文化財調査と立入申請の期間についてお答えします。1の(1)イと1の(1)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県教育委員会では、平成11年度から普天間飛行場の文化財調査を実施しております。これまで、一時的

に立入りができない時期がありましたが、現在は米軍と調整の上、環境補足協定に基づき立入りを申請し調査を実施しております。立入りの申請は、許可が下りるまで約8か月と長期間を要することが課題としてありますが、早めに申請することで対応しております。

県教育委員会としましては、今後も環境補足協定に基づき適切に調査を行い、文化財の保護に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 1、米軍の排他的管理権についての(2)のア、米軍が立入調査を拒否する理由、根拠についてお答えします。

企業局では平成28年に米軍に対し立入調査を申請しましたが、米軍からは日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、実現しておりません。許可されない理由は明らかにされていませんが、国内に基準値等がないことも理由の一つと考え、昨年国に対して水道水質基準値等の設定を要請しました。その後、本年4月に暫定目標値が設定されたことから、5月に立入調査を再度申請しました。引き続き立入調査の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、米軍の排他的管理権についての(2)のイ、米軍の運用による環境汚染に係る政府への要求についてお答えをいたします。

日米地位協定においては、米軍に原則として国内法の適用がなく、また、米軍基地内への立入りについて、日米合同委員会合意で申請手続が定められているものの、その許可は米側の裁量に委ねられております。

県としては、日米地位協定において、環境保全に関する日本国内法の適用や地方公共団体に対し、基地への立入りを含め、必要な援助を与えることなどの明記を求めているところであり、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに関する要請を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、高レベル放射性廃棄物、核のごみの最終処分についての御質問の中の(1)、高レベル放射性廃棄物の処分場に対する県の考

えについてお答えいたします。

国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分を実現するため、対話型説明会を全都道府県で開催しております。資源エネルギー庁が公表した科学的特性マップは、火山活動や断層活動等を客観的に整理したものであり、実際の適地とは異なるものと認識しております。

沖縄県としましては、最終処分場の立地は原子力発電による電力供給を受けている地域が国と協議の上で決定していくものと認識していることから、当該電力供給を受けていない本県で受け入れる考えはありません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 3条、施設・区域に関しては、いわゆる構築、運営、維持利用、占有、警備及び管理ということで、何でもできるというのが基本的なその3条に基づく管理権ですから、これが自治体の現場では特に今質問をしました立入りの問題、それから国内法の適用をめぐる、いつでも地位協定改定の最大の要求に上がってくる大きな管理権の問題ですね。

それで今回環境部は新たな制度設計の中で、提言をしています。その背景と内容について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 制度概要としましては、米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のある事故が発生し、人の健康や自然環境に係る被害が生ずるおそれがある場合の国による環境調査や浄化等の実施の義務づけ、米軍活動に起因する環境汚染が疑われる事象が発生し、県や市町村が環境等調査を実施した場合におけるその経費に対する国の財政支援を制度概要として提言しております。その必要性としましては、汚染原因者責任の原則により、米軍活動に起因する環境問題は米軍の責任により解決すべきであるが、現行の法体系では環境調査や浄化等の実施が米軍の判断に委ねられ、十分な対策が講じられていないというようなことが理由でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そのとおりですね。原因者負担、汚染原因者の負担が問えれば、これは通常的环境浄化に乗るわけですが、そもそも地位協定の立てつけ自体が原状回復義務まで免除をしているという状況の中では、一向に原因者にその汚染の負担がいか

ないと。企業局はこのP F O Sの件では北谷浄水場2億円負担をしながら、その負担もまだなお政府のほうには負担がいかないという状況の中でやっておりますから、今回のこの制度提言、新規で非常に強力で進めていただきたいというふうにも思います。

それで、水環境について伺いますけれども、ヤンバルのダム、私たちは北部ダムを県民の飲み水として最大の水源としています。その中で中部の水源、比謝川それから嘉手納の井戸群をはじめとする補完水源の重要性について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 北谷浄水場の水運用については、中部水源、比謝川とか長田川の水源は非常に重要になっています——地下水も含めてですね。1日当たり約4万トン——以前でしたら取水して、供給していたところですよ。沖縄県は離島県ということで、国ダムが増えて最近は湧水がなくなりましたけれど、やはり安定的な供給という意味では中部の水源も貴重なものだと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうですね。5割強、北部の水源ですけども、中部の水源というのは4割を超えた供給があるというふうに思いますので、このどちらか一方が潰れると途端に水環境に影響を及ぼすというふうに理解をしています。この間、北部のダムをめぐるには2000年代に入ってから例えば福地ダムにペイント弾が捨てられたり、湖面周辺も含めて手りゅう弾、照明弾、こういうのが放置をされたこともあります。それから2017年には福地ダム流域まで400メートルわずかのところで墜落事故もあって、これがストロンチウムとかベンゼン、こういったものも検出されるという非常に水環境に途端に影響を及ぼしかねないというような状況です。

ですので、先ほどおっしゃった答弁の中でもありましたけれども、北部ダムの実際の運用は今共同使用の中にありますので、いつでも米軍がキープをして使用できる環境にあるわけですね、訓練等で。その解除というのは非常に重要な要求だと思いますけど、いま一度解除に関する見解をお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 副知事が答弁したように、北部のダムは水源として沖縄県民にとって非常に重要です。それが何らかの事故で中断されることがないよう、我々としては引き続きしっかり国を通して米軍にも求めていくし、そういう意味で国と連携して引き続き頑張っていきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでもう一つ重要な嘉手納かいわいの中部水源の件ですけれども、これ先ほどどちらからも答弁ありましたように、立入調査をしてその原因究明をしようにもその立入りすら認められないということで、5年が経過しようとしているわけですが、そういう中であって、同じように在外に基地を置く米軍の対応というのがあまりにも違うという意味では、同じようにドイツの陸軍基地でこのPFOS問題が起きているというような情報がありますけれども、この辺り公室長いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） ドイツのカッターバツハ基地で、米軍による環境汚染が発生をしているという事実がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう少し詳しく説明をいただきたいんですが、昨年その対応があったと思うんですが、いつからその問題が発覚して、米軍がどのように対応している状況なのか、情報があればお知らせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

星条旗新聞によると、米軍はドイツのカッターバツハ陸軍基地がPFOS等による土壌及び地下水の汚染源であったことを認め、米軍が主体的に調査をした上で、予算を計上した上で浄化作業を行っているというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん すみません。ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん そうなんですよ。2014年に同じようにPFOSの汚染が発覚して、早々と昨年には米軍の予算が入って調査が行われて、環境浄化の取組まで今進もうとしているってこういうような同じ時期の話です。ところが沖縄の基地では、調査どころか立入りすら認められないというあまりの違いがその両者に実際に起きているわけですね。そういう中で、先ほど補足協定これは文化財調査には補足協定改善があって、対応が今なされるようになりましたという教育長の答弁だったんですが、この間の立入りの状況を見ると、現に事故が起こった場合という制約があったり、そういう意味では特に嘉手納のPFOSの県の立入りに関しては、この補足協定もそれから例えば1973年

の合同合意もあります。2000年のいろんな共同発表もありました。これが適用されるはずのものが適用できないというような状況ではないかと思うんですが、その辺りどのように理解をしたらよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

議員御質問のとおり嘉手納飛行場においては、企業局が平成28年6月と令和2年5月に立入調査の申請を行っておりますけれども、防衛省と在日米軍で調整中とのことで、いまだ立入りの実現していないという状況でございます。これにつきまして、県が行っております他国地位協定調査では、受入国側の米軍への立入りに関する基地の管理権について、例えばドイツであればボン補足協定の署名議定書により地方自治体の立入権が明記をされているという違いがあるということ、それから地位協定の環境に関する規定の違いでもドイツではボン補足協定の第53条で国内法の適用が明記され、同協定第54条Aにおきまして、米軍のあらゆる活動に環境保護の重要性を認識させるなど、環境保全を目的とする規定が設けられているという違いがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 環境部長、ちょっとお尋ねしたいんですが、今年の4月にPFOSに関する環境の暫定基準、それから飲用については厚生労働省の基準もほぼ同時期に設定をされました。これはJEGS等でこの環境基準については取り入れられたのか、その辺りはどのような知らせがあるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

文献によりますと、国防省訓令4715.05、米国外での施設における環境コンプライアンスによりまして、米国外での施設における最終環境管理基準——日本で言いますとJEGSのことでございますけれども——に適用される基準は国の法令の中の法的執行力のある基準に限定されていると記載されてございます。厚生労働省の暫定目標値及び環境省の指針値は暫定的な基準でありまして、いわゆる法的執行力を持った規制基準ではないというふうに理解しております。このことから、JEGSには現時点で反映されていないものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん JEGSも従来からこちらがチェックしようのない、監視がどのようにされているのかが日常的に捉えようがないということで、あくま

でこれ米軍の内部規定ですよっていう限界をそもそも持っていました。それから今回設定された暫定基準も法的な効力を拘束力を持たないという意味では、今のJEGSに取り入れられない戦略的な目標にはならないというような今まだそういう状況が続いている。それが立入りをさせない根拠になっているのかっていうのは今憶測というか推測はできるんですけど、その辺りの弱さが非常にこの問題を滞らせているなという感じもしています。一方ではアメリカの国防省においては、このPFOSに関するタスクフォースが立ち上がっています。そのタスクフォースの取組ってというのはどういうことをするのがタスクフォースなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

政府によりますと、米側は昨年7月に国防省にPFOS等の問題を取り扱うタスクフォースを設置いたしまして、今年3月にはその報告書が公表されております。同報告書によりますと、米軍施設における有機フッ素化合物を含む泡消火剤の使用停止、2点目として人体に与える影響の把握、それから浄化責任を果たすことの3点を主に目標に掲げておりまして、一方で米国外にある米軍基地については米国防省におけるさらなる検討を行うと、今後対処する方法を模索するというふうな内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうですね。軍の施設における泡消火剤の交換とかその時期の設定とか期限を設けてとか具体的にかなり取組を促すような非PFOS化ということで、取組を強く進めていこうということになっているようです。それから国防権限法でもこのほど具体的に国防省の予算、それにPFOSが具体的に設定をされたということで、報道にもありました。

こういった中でこのタスクフォースにしる、国防権限法にしる、アメリカの議会においては与野党を超えて、共和党、民主党、双方からの強い働きかけの中で、この動きが非常に強まっているというふうに理解をしています。そういう意味では、県の地位協定の改定、あるいはこのような立入現場でのいろんな課題も含め、要請というのは政府のみならず国会、各政党、ここにも強力に働きかけをするその取組が非常に重要なのではないかと、これは議会側からのリーダーシップというのが非常に問われる課題でもあります。おのおのの日米合意の取り決めはいつでも——何て言うんでしょうか、地域の環境に影響があるおそれがあるときにも立入りをさせるというような条文はみんなきれいに並

んでいるんです。それが先ほど来言うように、一つもその効力を発効するまでには至らないということに実際はなっていて、掲げている文言と全く違っているというのが沖縄の実態、課題なんですよ。そういう意味では各政党に対する働きかけ、この辺り副知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 本当にこのPFOSについては、沖縄県民の貴重な水源地からも出ているということで、県も大変重要視しておりました。企業局等からのいろんな要請も重ねてやってきたところなんです。そういった中において今議員御指摘の動きがあるというのは、一定の成果が出ているかなと思います。またPFOSを使用しないというようなことについては、実は負担軽減推進の作業部会においても発言がございまして、泡消火剤の漏出に関連して泡消火剤の速やかな交換のプロセスを加速させていくというような話もございました。

米国本土の話もございましたけれども、ぜひそういった方向性で泡消火剤の切替えをお願いしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 政治サイドへのその働きかけを強めていくというのも非常に重要な課題であると同時に、県の主体的な取組としてなおできることがあるというふうに私は思います。というのも、今回この質問通告に当たって——環境部は国の基地内の調査、いわゆる施設調査がこの間ずっと何十年と1970年代から環境部が受託をして、基地の立入りをしながら調査をしてきたはずなんです。それが2014年あたりから止まって、何で止まっているかも分からない。それを聞いたのかということと言ったら特に聞いてもないような感じで、その再開を求めるというアクションも含めてどういうふうに国が基地の立入調査を途端にやめているのか。その辺りの現場の変化についてはどのように対応をしましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 議員御指摘の調査は環境省からの委託を受けまして、基地の周辺あるいは基地の中の処理施設の排水を調査する事業でございます。平成25年までは、基地の中に立入りまして排水を採取しまして調査ができておりましたけれども、26年

度以降立入りができなくなっております。これにつきましては、環境省のほうから合同委員会の話合いの中でそう決まったという説明があったと理解しております。

沖縄県のほうとしましては、毎年どういう調査をするかという考えを環境省のほうに提出しておりますけれども、その中では基地の中の排水処理施設の採水も加えてほしいということで、要望は出しているというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これ本当に毅然と再開を求めていることを明確に立場としてしないと。この間、沖縄県がどういうふうなことを言ってきたかっていうと沖縄県の環境、基地の中からは国内法では捉えていない、例えば土壤汚染対策法でも調査項目に入っていないような汚染物質が基地の中から度々出てくる。これが返還されて何十年たってからも出てくると。こういうことがあるから調査項目自体も国内法の適用のないところまで含めて調査を入れてくださいというのが皆さんのこれまでの要求だったはず。現場で立ち入るチャンスを得て、受託としてそれを続けてきたのに、何十年と。これが止まっているということに対してあまりにも鈍感ではないかというふうに思うわけです。

それも含めて我々は議会側からいわゆる沖縄県の生活環境保全条例、これ実は全会一致で改正をして、基地環境汚染の取組に生かしてほしいということで、それは県民の要求として執行部は嫌だったけれども、つまり米軍に対しては、条例は及ばないんだと、国内法令は適用されないんだと言ったが、我々はそうではない。これは県の取組を規定するものだというので、議会は全会一致で皆さんに改正を要求してその条例があるはずですけど、その条文改めて読んでもらえますか、3条の2です。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 沖縄県生活環境保全条例第3条の2「県は、県民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境を保全するため、市町村と連携協力して、米軍基地の管理責任者に対し、公害予防の観点から、米軍基地に起因する航空機騒音等環境問題の軽減のための協定の締結を申し入れることができる。」という条文でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん どうぞ2項、3項も読まれてください。3条の2の2、3です。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 第2項「県は、米軍基地

の返還に当たって、米軍基地として提供されている土地の再利用を速やかに進めるため、市町村と連携協力して、米軍基地の管理責任者に対し、前項に規定する協定に、当該返還される米軍基地に係る土地の利用の履歴と土壤の汚染状況等に関する情報について公表する（返還時の情報開示に向けた事前準備作業も含む）旨の条項を盛り込むよう申し入れることができるものとする。」、第3項「県は、1973年に日米合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会をいう。）において合意された合意事項に基づき、米軍基地に起因すると思われる大気、水、土壤の環境の汚染により、県民の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境の汚染の実態把握及び原因究明のため、米軍基地の管理責任者に対し立入調査を求めるものとする。」。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この3条の2項で規定したのは協定の締結の申入れ、それから立入調査ですね。このことを具体的に県としてアクションを起こしてくださいと、その担保としてこの条文を生かしてくださいというのが我々10年ほど前、議会の中で皆さんに改正を通じてその取組を促してきたわけですね。そういう意味では副知事、海外の調査をしながら、例えばドイツには騒音軽減委員会なるものがあって、地元の自治体や市民団体も含めて、米軍関係者、ドイツ軍関係者共に一つの協議をする場をつくっている。それが運用されているということも学んだはず。そういう意味で私たちがこの3条の2を協定の締結を申し入れることができるということも含めて、このことを取組をどう具体化していくかということなしには、地位協定の改定に迫る迫力、現場の重層的な動きが不断に行われないことには、非常に説得力がやっぱり弱いというように思うんです。その意味でこの保全条例の使い方も含めて、この現場からの米軍に対する働きかけということについて取組を強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

ただいま環境部長が読み上げましたように、また議員からも御指摘のように、米側には確かにこの条例の適用ってというのは難しいと思うんですが、むしろこの条例の趣旨といいますのは県のほうにはある意味促すと、こういった対応をしてくれというのが意味県

民の思い、そして議会の総意というふうには捉えませんでした。そういった意味合いにおいてやはりこの地位協定——先ほどドイツの話もございましたけれども、自治体のほうで、県のほうでしっかりとした取組を求めるんだというそういった主体的な意思が重要だということ、今再度認識いたしましたので、これはまた今後関係部局としっかりと議論して、その条例の趣旨に合うような対応を今後県として取る必要があるのではないかと、そういうふう感じたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひ具体的な取組を期待しております。

それから最初に聞いた道路関連で、主要地方道宜野湾北中城線、また県道24号バイパス、それから勝連半島の南側道路、県道104号線、恩納、宜野座村、それから主要地方道沖縄環状線、いずれも県民の生活にとって本当に主要な必要な事業が立入りできないために滞っているということについて、改めて取組を強く発信していただきたく質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

諮問第1号「軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について」は、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託されました議案を除く甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第29号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 甲第6号議案を議題といたします。

副知事から提案理由の説明を求めます。

富川副知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 令和2年第7回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出しました議案は、予算議案1件であります。

甲第6号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第9号）」は、低所得の独り親世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費につきまして、歳入歳出予算額に3億4851万円を追加するものであります。

甲第6号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入ります。

甲第6号議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 質疑の前に御報告を申し上げます。

今日の新聞です。「過疎法18市町村継続へ」、新聞報道であります。

沖縄・自民党は、実はこれ内々に知っておりました。ところが12月11日の最終決定後に報告したい、そのようなことを考えておりました、大変重要なことから控えておりましたけれども、やっぱり報道機関のほうが先ですね。報道機関は確かな情報、取材とそのような形で報道がされます。私どもは結果責任が伴いますから、そこは慎重に対応したというふうなことです。

私ども自民党の過疎対策特別委員会で検討して、議員立法で年明けの国会で成立を目指しているわけです。過疎法の継続は国では決めません。それは法律の制定が伴うからであります。自民党を中心に法案をつくり……（発言する者あり）

○議長（赤嶺 昇君） 照屋議員。

○照屋 守之君 国会で決めて国はその法律に沿っ

て実行する。それが成立し、実行されると……（発言する者あり）

○議長（赤嶺 昇君） 照屋議員、質疑をしてください。

○照屋 守之君 全国の市町村やあるいは沖縄県の過疎法の適用される市町村の役に立つこととなります。これが……（発言する者あり）

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 ちょっと中途半端な報告になりましたけれども、あとは新聞報道でぜひ御理解をお願いします。

私は沖縄県全体に係ることですから、それは県民に対してしっかりと御報告申し上げるといふそういう立場でさせていただきます。

それでは補正予算の質疑に入ります。

①、国の補正予算が決まるまでの経緯の説明をお願いします。

②、以前にも同様な趣旨の予算が計上されたとのことですが、当時の予算額と執行状況と今回の予算の関係ををお願いします。

③、今回の補正予算について、国と沖縄県との協議、市町村との調整、世帯当たりの給付額をお願いします。

④、沖縄県は平成31年3月に独り親世帯の調査を行って公表しております。これは平成30年8月1日現在の独り親世帯の状況でありますけれども、今回の補正予算、この全世帯が給付の対象になるのか伺います。

⑤、県下41市町村への対応、市町村ごとの給付額、市町村ごとの対象世帯。

⑥、給付される予算はもう既に準備をされているのか伺います。

⑦、全市町村で年内に給付されるのか伺います。

⑧、これまでのコロナ予算の執行率は10月末現在で64%との報告がございました。保健医療部においては34%とのこととあります。仮に執行残となったときに最終的に国に返すことになるのか。あるいはまた今回の予算はどのようになるのか伺います。

⑨、これまでコロナ対策の予算は国の行動計画に沿ったものだと考えております。今回もその理解でよいか伺います。

⑩、今回の補正予算について、国の責任が問われることがあるのか伺います。

⑪、今回支援に漏れた独り親世帯の支援をどのよう

にするか伺います。

⑫、今回の補正予算は全て国からの予算に伴うものであります。なぜそれに合わせて県予算も組み、コロナ対策をしないのか伺います。

⑬、今回の補正予算は独り親世帯の支援の予算でありますけれども、これまでの補正予算で社会福祉施設や障害者の支援については既に実施されているものと思います。御説明をお願いします。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 照屋守之議員の御質問にお答えしたいと思います。

1番、国の補正予算が決まるまでの経緯についてという御質問でございますが、国においては、独り親家庭の厳しい生活実態を踏まえ、12月4日の菅首相の会見において、緊急的な手当てとして独り親世帯に対し予備費により、臨時特別給付金の支給を行うことを表明したものであります。

2番目、以前にも同様な趣旨の予算が計上されたとのことだが、当時の予算額と執行状況、今回の予算の関係についてという御質問でございます。

1回目の臨時特別給付金の県の予算額は、6億545万円でございます。執行済額でございますが、11月末時点で4億7718万円となっております。今般、補正予算を計上している臨時特別給付金につきましては、1回目の給付金の受給者に再支給を行うという趣旨でございますので、これまでに支給を行った1回目の臨時特別給付金の実績額3億4891万円に基づき、ほぼ同額の3億4851万円を計上しているところでございます。

御質問の3番目、補正予算について、国と県との調整、市町村との調整、世帯当たりの給付額についてお答えいたします。

12月4日、菅首相が会見において臨時特別給付金の支給を表明しておりますが、それ以前においては国から県への当該給付金の再支給について事前の通知等はなく、12月4日の会見後に情報提供がございました。

県におきましては、これを受け、同日中に市町村へ年内に確実に支給が行われるよう連絡をしております。1世帯当たりの給付額でございますが、1世帯第1子5万円、第2子以降は一人につき3万円が支給をされます。

次に御質問の4番目、平成31年3月の独り親世帯調査の全世帯が給付の対象になるのかという御質問で

ございますが、今般の臨時特別給付金は1回目の臨時特別給付金の受給者に再支給を行うものでございまして、その対象は令和2年6月分の児童扶養手当の受給者を主な対象者としております。その他の対象者としたしましては、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受け直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者、あと令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者ということになります。

次に5番目、県下41市町村への対応ということで、市町村ごとの給付額、市町村ごとの対象世帯についてでございますが、今般の臨時特別給付金の支給対象となる世帯数及び支給額は令和2年11月末時点において、県が所管する町村部では、4888世帯、3億4851万円、県内11市の支給分は1万8609世帯、12億4786万円、県全体で2万3497世帯、15億9439万円を見込んでいただいております。

次に御質問の6番目、給付される予算は準備されているかという御趣旨の御質問でございますが、県が所管する町村部につきましては、今定例会で計上している補正予算により給付を行います。県内各市については、年内支給に向け既決予算補正の計上、または予備費による予算措置を検討していると聞いております。

次に7番目、全市町村で年内に給付されるのかという御質問でございますが、町村を所管する県におきましては、年内支給に向けたいま準備を進めております。県内11市につきましても、年内支給に向け今後予算措置を講じ、準備をしているというふう聞いております。

次に御質問の10番目、今回の補正予算について国の責任が問われることがあるのかというような御趣旨の御質問でございますが、今般の臨時特別給付金につきましては、国において独り親家庭の厳しい生活実態を踏まえた緊急的な手当として支給が決定されたものと理解しております。

県におきましては、このような趣旨を踏まえ年内支給を確実に実行するよう努めますとともに、給付を必要としている独り親世帯に確実に給付されるよう周知を図ってまいります。

次に御質問の11番目、今回支援に漏れた独り親世帯への支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大による独り親世帯への影響につきましては、収入の減少ですとか食事等の不安、養育に対する不安などが関係団体に寄せられていると聞いております。

県におきましては、独り親を含む生活困窮世帯を対

象に生活福祉資金の特例貸付でありますとか、住宅確保給付金の御紹介などを行っているところでございます。また、独り親向けには就職に有利な資格取得講座の拡充なども行っているところでございます。引き続き独り親世帯の支援に取り組んでまいります。

次に御質問の13番目、これまでの補正予算で実施されている社会福祉施設や障害者の支援についてお答えいたします。

子ども生活福祉部では、今回の11月補正を含めたコロナ関連補正予算として約347億円を計上し、様々な支援をしております。これまで社会福祉施設等への支援といたしまして、介護、障害者福祉施設等の職員に対する慰労金の支給をはじめ、高齢者介護、障害者福祉施設、児童福祉施設に対し衛生用品の購入や事業継続に必要な係り増し経費等への支援を行っております。さらに生活困窮者への住居確保給付金や生活福祉資金の特例貸付等、生活困窮者への支援等につきましても取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 御質問の8番目、コロナ対策関連予算に執行残が生じた場合の取扱いについてお答えいたします。

コロナ対策関連予算につきましては、主に包括支援交付金、臨時交付金を活用して対応しているところでございますが、両交付金につきましても執行残が見込まれる予算をコロナに対応した新たな事業に組み替えるなど、限られた財源を効率的・効果的に活用できるよう取り組んでいるところでございます。また、今回の補正を含めまして交付金を翌年度に繰り越して活用できるよう、全国知事会等とも連携して国に求めてまいりたいと考えております。

次に12番目、国の追加経済対策と連動した補正予算の計上についてお答えいたします。

県におきましては、12月8日に決定された追加経済対策を踏まえ、現在2020年度第3次補正予算案の編成が進められておるところであり、今後閣議決定を経て来年1月召集の通常国会冒頭に補正予算案を提出、速やかな成立を目指す方針であると承知しております。

今回の12月補正は、12月4日に菅内閣総理大臣が年内に再支給をすることを表明いたしました、低所得の独り親世帯等に対する給付金に要する経費を計上するものであります。速やかに年内支給を実現するため事務を進める必要があることから追加提案を行って

るものでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 照屋守之議員の御質問の9番目、国の行動計画についての御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第6条に基づきまして、政府は新型インフルエンザ等の発生に備えて新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定め、その政府行動計画の中で国民生活及び国民経済の安定に関する措置を定めるものとされております。新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、国民の生命及び健康を保護するための都道府県の役割として、市町村と緊密な連携を図り、住民の生活支援等を的確に実施することが求められております。今回の補正予算、これまでの補正予算につきましても、政府の行動計画に沿ったものであると認識をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時35分休憩

午後6時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 再質問を行います。

総務部長、先ほどこれまでのコロナ予算執行残は返すことなく翌年にとということも含めて対応できるというふうなことですけれども、そうなるとこのコロナの予算で国からそれぞれの都道府県しっかり使ってくださいよというふうに予算を組んでも、沖縄県がそれに対応せずにどんどん逃して、挙げ句の果ては翌年に繰り越すということになると何のためのコロナ対策になっていくんですか。本来は国がそういうふうな予算を組む、国は全責任を負って予算を組んでそれぞれの市町村も対応するということですから、そこは県は事前にきちっと国から出てくる予算に見合うような対策を講じてその期限内に執行していく、予算を残さない、ましてや翌年に繰り越してやっていく。これはおかしいんじゃないですか。こういうような予算の活用というのは県民の立場からすると、理解できませんよ。ですから改めてそうなるとコロナ関係の予算のチェックをしっかりやらないといけないんじゃないですか。そこをまずお答え願います。

先ほど、国の責任についてという問いをいたしましたけ

れども、年内に給付、それぞれの市町村も含めてそういう対応でやると、これまでこのような国の対策、例えばそれぞれの市町村の対応ができていないとかというようなこともある中で、とどのつまりはこれは国の責任だという、そういうようなことになりかねません。濃厚接触者のそういう判定も結局国の基準が曖昧だという形になって、あたかも国が悪いかのような形になっています。ですから、このような予算の活用、例えば年内にしっかりそれが対応できないときの責任はどうするのか。どう対応するのか。国に対する批判が出たときに県はどうするのか。そこは非常に重要なことだと思いますよ。

よろしくをお願いします。

先ほど社会福祉施設の障害者への支援についての御報告ありましたけれども、この障害者支援あるいは障害福祉サービス事業所、施設、そこに対する支援。特に障害者については基礎疾患を持っている障害の皆様方は大変ですね。ですからそのこれまでの取組、先ほど御報告ありましたけれども、再度その確認と社会福祉施設で働く人を対象にコロナ検査を実施するということがあったと思うんですね。これは介護施設、障害者施設あるいは保育施設、そういう検査とか支援体制がもう既に終わったのか。そこも含めて改めて御説明をお願いします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時40分休憩

午後6時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 繰越しに関する再質問にお答えいたします。

包括交付金、臨時交付金など国の補助金、交付金などにつきましては、制度として繰越しが認められている部分がございます。ただ、この臨時交付金、包括交付金についてどうなるかについてはまだ政府から具体的な方針は示されておらず、私どももその情報収集に当たっているところでございます。

一方で12月8日に政府が閣議決定いたしました総合経済対策、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策ですが、その中には臨時交付金1.5兆円、そして包括支援交付金につきましても病床の確保でありますとか、宿泊療養施設の確保のために増額をするという項目が入っております。それは令和3年度に向けてのものということで、制度的に恐らくは国

としても切れ目のない感染対策をやるために何らかの形で次年度にも使えるような形を検討しているものと思っております。

いずれにしても執行できるものについてはしっかりと執行していき、感染対策の状況も踏まえまして、国の3次補正の内示等も踏まえましてきちんと感染対策に万全を期するようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 年内に給付できなければどうするのかというような御趣旨の再質問にお答えしたいと思います。

今回の臨時特別給付金は町村部につきましては、県がまとめて支給事務を行います。したがって、支給事務を行うのは11市と県ということになっております。

県におきましては、年内の支給に向け今回予算を御審議いただきまして給付のための準備も進めているところでございます。先ほども答弁申し上げましたが、11市におきましてもその方向で作業を進めているところでございます。年内に支給をするというような今回の趣旨を踏まえまして、しっかりと支援を届けられるように準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、障害者支援について、あと障害福祉サービス事業所への支援についてどうなっているかというような御趣旨の御質問でございました。

今回の新型コロナウイルスへの影響を受けまして、例えば障害者の就労支援事業所等におきましては、生産物の売上げが落ちたりというようなことが起こっているようでございます。通常ですと給付費を工賃に充てることはできないわけですが、その辺りの柔軟な取扱いが認められているということに加えて、また相当額減収している一定の要件を満たす就労支援事業所に対しましては、また事業所当たりの支援等も予算措置をしたところであり、支援に取り組んでいるところでございます。

また障害者の皆様に対しましては、生活に困窮をされている場合でしたら生活困窮者の自立支援窓口等を御案内しているところでございまして、引き続きコロナの影響を受けてお困りの方々への支援について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第6号議案については、総務企画委員会に付託いたします。



○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第4 議員提出議案第1号 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大城憲幸君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 お疲れさまです。

それでは提案理由を御説明するにあたり、まずこの場をお借りして、今なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中において、その最前線で従事されている医療従事者の皆様をはじめ、感染拡大のさなかにあっても県民生活が滞りなく進むよう御尽力をされている全ての関係者の皆様に対し、深く感謝を申し上げますとともに、このたびの新型コロナウイルス感染症の罹患により亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、来訪者等に対する新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施、その他必要な措置等を定める必要があるためであります。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

初めに第3条、第6条及び第6条の2において、議会への報告として、知事は、新型コロナウイルス感染症等対策本部等を設置または廃止したときはその旨を同対策本部等を設置している間においては県内における新型コロナウイルス感染症等の流行状況、対策の概要及びその成果等を、それぞれ議会へ報告しなければならないこととしています。

第7条第1項において、患者等の人権尊重として、

県は、新型コロナウイルス感染症等の患者等の人権を尊重しなければならないこととしています。

第8条の2において、検査及び医療体制の整備等として、県は、的確かつ迅速な新型コロナウイルス感染症等対策その他の措置等を実施するため、検査及び医療体制の整備拡充に努めることとしています。

第8条の3において、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施として、県は、離島及び僻地の実情に応じた新型コロナウイルス感染症等対策の実施その他必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

第8条の4及び第7条の第3項において、来訪者等に対する検査体制の整備等として、県は、島嶼に来訪する者に対する新型コロナウイルス感染症等に係る検査体制と来訪者等に係る新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集や提供体制の整備、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとし、併せて、県の責務として県民や事業者のほか来訪者からの相談に応じること、その他必要な措置を行うよう努めることとしています。

第8条の5において、積極的な情報公開として、県は、新型コロナウイルス感染症等対策に関する情報を積極的に公表しなければならないこととしています。

最後に、施行期日については、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延し、その対策を強化することが喫緊の課題であることに鑑み、公布の日より施行することとしています。

以上、提案理由を御説明させていただきました。慎重に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 質疑を行う前に、私は昨日、条例の改正についての質疑をすることになって、今の県条例とか改正案を勉強させていただきました。特に人権の尊重、議会への報告、積極的な情報の公開など、現在の条例で進められているコロナ対策の実務と照らして様々なことを考えさせられました。今改めて県民の代

表としての議会の在り方も含めて考えるいい機会になりました。

それでは、伺います。

条例の改正案に至った理由の説明をお願いをします。

2番目に、提案理由に感染症対策を強化するためとありますけれども、改正部分、①、議会への報告、②、検査及び医療体制の整備等のための措置、③、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施、④、島嶼に代表するものに対する措置、⑤、積極的な情報の公開について説明を願います。

この説明は、なぜこれが出てきたかというその背景、それをお願いをします。

3点目、県条例の改正に伴う予算との関係を説明願います。

4、コロナ対策条例は県がつくったものであります。今回の改正案はそれを補うものとして捉えていいのか伺います。

5、改正案を提案する過程において、国の関係法令や有識者等の意見聴取も行ったのか伺います。

6、法的な専門家の判断、これは条例改正についてですけれども伺います。

7、今沖縄県のコロナ対策の実施について、対策本部の議事録がなく、概要での記録となっております。マスクや議会でも指摘をされておりますけれども、改善がされておられません。今回の改正案の議会への報告、あるいは積極的な情報公開によって改善をされるのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

[當間盛夫君登壇]

○當間 盛夫君 照屋守之議員、ありがとうございます。

それで、まず条例案の改正に至った理由の説明ということで、必要性についてからお答えをさせていただきます。

今回提出させていただきました条例案は、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、今後の本県の新型コロナウイルス感染症対策の在り方を示し、感染症対策を強化する必要があることから提出をさせていただきます。

次の2点目、部分の概要についての説明ということですのでよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時58分休憩

午後6時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 今回提出させていただきます条例は、まず議会の報告として知事に対し第3条において沖縄県対策本部を置いたときには、その旨を議会に報告することとしております。そして、また第6条の2においては、沖縄県対策本部等が設置されたときから廃止されるまでの間、招集された定例会において県内における新型コロナウイルス感染症の現状、状況に関する事実等を報告することを定めております。

次に、検査及び医療体制の整備として、第8条の2において、県は新型コロナウイルス感染症等対策及び関係法令の規定により措置等を的確かつ迅速に実施するため、検査及び医療体制の整備拡充に努めることとしております。

次に、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施として、第8条の3において、県は医療体制が脆弱な離島及び僻地において地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

次に、来訪者に対する検査体制の整備として、第8条の4において県は島嶼に来訪する者に対する新型コロナウイルスの検査の提供体制と来訪者に係る新型コロナウイルスに関する情報の収集、提供体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

次に、積極的な情報公開として、第8条の5において県は新型コロナウイルス感染症対策及び関係法令の規定による措置等に関する情報を積極的に公表しなければならないこととしております。

本条例の改正の予算との関係ということで、予算措置の必要についてではありますが、今回提出した条例はこれまで実施されている新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を条例で明確に示し、根拠づけをしたものであり、直ちに予算措置を義務化するものではないと考えております。

コロナ対策、県がつくった——今回の改正案は補うものなのかということで現行の条例を改正することの分については、現行の条例は、議員御承知のとおり県対策本部の設置要件、県、県民及び事業者の責務を定めております。

今回提出させていただきました条例案は、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、今後の本県の新型コロナウイルス感染症対策の在り方を示し、感染症対策を強化することを目的としております。その内容といたしましては、現在の条例に新型コロナウイルス感染症その他の感染症の

急速な蔓延に対し、島嶼で構成され、観光産業を柱とする県経済を含め本県の置かれている状況等を踏まえた医療体制の整備拡充や離島地域等の事情に応じた対策など必要な措置等の規定を設けるものであり、現行の条例に現在必要とされている規定を補うというものになっております。

国の法令等との整合性で法的な専門家の判断については関連しますので一括でお答えしますが、本条例案の作成に至っては、新型コロナウイルス等対策特別措置法や感染症法令の関係法令の規定を精査し、その解釈及び適用範囲の確認等を行っております。また、条例化するに当たっては、法的問題点の把握及び条例案の条文の作成についても整備を行ってきたところであります。

議事録がなく概要での記録となり、マスクミに指摘され改善されていない、積極的な情報公開についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供が県民等の同感染症等に対する正しい理解、予防、対策等への協力を得るために、重要な役割を果たすものと認識をしております。そこで条例案では、県が実施する新型コロナウイルス感染症等対策その他の趣旨等に関する情報について、例えば、県対策本部の議事録のようなある特定の文書に限らず、可能な限り積極的に公開されるべきものと考えております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ありがとうございます。

再質疑、改正案7条の1項に係る部分、患者等の人権の尊重を加えております。

私はこのコロナ条文に人権の尊重を入れ込むことは非常に重要なことだと思っております。特に私は陽性になり迷惑をかけたという立場でもありますけれども、やっぱりこれは人権の尊重は必要だろうと思ってるんですね。現在のコロナ対策の条例に人権の尊重という文言がありますか。それを教えてもらえませんか。同時に国のコロナ対策法、その国の法律には人権や権利に関する条文、これがあるか提案者はお願いできますか。

次に、県議会への報告ですけれども、国の法律では議会との関係はどうなっておりますか。伺います。

私は国の法律では沖縄県が行動計画をつくったら議会に報告するという、国の法律にその条文があると思っております。今の県の条例を見るとそれがないですね。その整合性も含めて提案者はどのように考えて

いるのかお願いをします。

議会での報告です。

これも国の法律ではそういう議会の対応もありますけれども、我が沖縄県の条例では議会への対応が入っていない。入ってなくて議事録の公開もなされておりませんから、なかなか我々は県民の代表としてコロナ対策がどのように行われているかということを知るよしもない。一般質問でやる、委員会でやるということをやっても限られています。

ですから、今回の条例、議会への報告というのは、先ほどから申し上げておりますように、議事録の整備がされていないということも考え合わせていくと、やっぱりそこはコロナ対策の対応としてこの条例に議会への報告という条文というものが必要ではないのかなと考えておまして、議会への対応を入れた提案者のほうからも再度またお願いをしたいと思えます。

もう一つ、情報公開があります。

これは今県も本庁ではそういうふうな下でやっておりますけれども、事コロナ対策に対してはそういうものが弱いような感じがするんですね。県民の命と暮らしに係る緊急事態と言ってもいいこのコロナ対策の取組で、やっぱり対策本部を中心とするその対策がなかなか公表されていないという、こういう事態はやっぱり変えていく必要があるのかなという思いがしておまして、その点から情報公開について再度お願いします。

同時にまた、離島や僻地への対応です。

これ大変重要であります。私どもも与那国も石垣も宮古も行ってきましたけれども、それぞれの課題を何とか聞き取って、あるいはまた沖縄振興計画は来年終わりますから、次の振興計画に向けて様々なことを勉強しようということで対応してきました。もう離島は逃げ場がないんですよ、逃げ場がない。ですから改めてこの条文にこのような離島・僻地ということを書いて対応するということは、やっぱり必要かなというふうな思いがします。

楽天イーグルスが久米島でキャンプを張る、コロナの影響で沖縄本島でやらざるを得ないという状況になりました。そのことによって、久米島の島自体がどうなっていくかということですよ。やっぱり経済的にも非常にその影響はあるわけです。ですからやっぱり我々はそういう離島とか僻地をこのコロナから守っていくという、そういうことに力を入れて取り組むというためには、この条例というものについてしっかり考えてみる必要があるのかなという、今回そのような形で今考えております。

質疑になったかどうか分かりませんが、思いは伝えました。思いで返してください。

お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時10分休憩

午後7時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 照屋守之議員、ありがとうございます。

再質問について、抜けていたら指摘をしていただければというふうに思いますが、人権尊重の件に関してであります。人権尊重の規定を設けることについて及び法に関する人権尊重規定については、関連しますので一括で答えさせていただきますが、現行の条例では第8条第3項において県民及び事業者の責務として患者等に対して不当な差別等をしてはならないという定めがあります。一方で県が実施する新型コロナウイルス感染症等対策は法に定めるもののほか県条例を根拠に行われるものもあることから、その点においては条例においても改めて人権尊重規定を整備する必要があると考え、人権尊重規定を設けることとしております。また新型コロナウイルス感染症対策特別措置法においては、第5条において新型インフルエンザ等対策を実施する際の人権尊重の規定が設けられております。

次に、国の法律、議会の関係、現状の条例、議会の報告、議会の対策の成果がどう反映されるかということであるんですが、位置づけ、報告、3点関連してありますので、議会は知事とともに地方公共団体を構成する組織の一つであり、県民生活や県経済に多大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の在り方などを議論することは県民から直接選挙で選ばれた議員の果たすべき重要な役割の一つであると認識しております。その上で、新型コロナウイルス感染症等に関する情報が議会として議論するための基礎資料となること。2点目、一方で実際に事務を執行する知事、執行部と比べ議会自らが把握できる情報が極めて少ないことなどに鑑みると、知事、執行部から議会への情報提供は県民の負託に応えるためにも極めて重要であることから、県を挙げて新型コロナウイルス感染症対策を実施するためにも、議会への情報提供を含め、報告は重要であると考えております。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法では都道府県行動計画を作成したときの議会への報告規定があり、現行の条例では議会の報告等に関する規定はご

ざいませぬ。

積極的な情報公開、この分は所見というところもあるかと思うんですけども、お答えをしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供が県民等の同感染症に対する正しい理解、予防・対策等への協力を得るために重要な役割を果たすことに鑑み、感染症の病原性の程度等、感染病症に規定される情報にはもとより、県が実施するコロナウイルス感染症対策に関する情報については、積極的に公開する必要があるというふうに思っております。

離島における対策を求める規定の必要性については、離島・僻地や医療体制が脆弱であり、周辺の医療機関へのアクセスも容易でないことから、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されると短時間で急速に蔓延するおそれがあります。また、感染者への医療提供のために脆弱な医療体制の中で多大な医療資源を用いる必要があることから、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者等への医療の提供に大きな影響を与えることが考えられますので、離島等の状況に応じた対策を取ることは不可欠であることから、今回の条例案で新たに離島と僻地ということで規定を設けさせているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時14分休憩

午後7時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 すみませぬ。

一番最初の人権の部分で最後になるんですが、新型コロナウイルスと言ったらしくて、新型インフルエンザ等対策特別措置法においてはと、5条において新型インフルエンザ等の対策を実施するための人権尊重の規定が設けられていると。インフルエンザ等にこの人権のものがあるということですので訂正いたします。

おわびいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時15分休憩

午後7時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 お疲れさまです。

今、新型コロナウイルスの感染拡大をどのように防いでいくのか。今大切なのは行政、医療機関、そして関係者の皆さん、県民が力を合わせてその対策に取り組むことだと思います。その上で、ただいま提案されています条例案について、幾つかの疑問について確認をさせていただきます。

最初に1番、県議会は今年の7月に、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、県の責務などを定めた現行の条例を全会一致で可決しております。現行条例の第5条では、この新型コロナ対策は「対処方針に基づき総合的に実施する」と規定されております。検査体制や医療体制、離島への対応、そして人権の尊重などの方針も既にこの対処方針の中に書かれております。なぜこの対処方針に基づき総合的に実施されているのかということ、例えばこれから有効な感染防止対策やあるいはワクチン接種が始まる場合においても、条例改正の手續を得なくても臨機応変、迅速に対策が取れるように、こうしたことでこの対処方針に基づきということが第5条で書かれております。そういうことを踏まえた上で、今回条例改正となっておりますが、対処方針に基づく実施のほうが柔軟な対応ができるのではないかと、この点が1点目です。

2点目、御提案されております改正案の第8条の4を読ませていただきました。これは島嶼の来訪者について、本土から沖縄に来る場合、あるいは離島から沖縄に来る場合、離島から離島に渡る場合、こうした島嶼の来訪者について全ての県民と観光客を対象に、沖縄県が検査を実施すべきという規定なのか。これを確認させていただきます。

3点目、もしそうであるとすれば、この空港での検査体制について現在も国の那覇検疫所に御協力いただいております。しかし、これ全て県が対応するとなるとこうした検査体制はどうするのでしょうか。またその医療体制も逼迫している中で医療現場に混乱をもたらさないか、これが心配であります。条例改正案について医療関係者や那覇検疫所の意見はどのようなものだったのでしょうか。

4点目、もしそうであればその検査に係る試算はどのようなものなのか。財源問題はどのようにお考えなのかお聞かせください。

最後5点目ですが、地方自治法222条では予算を伴う条例案のときは、必要な予算上の措置が見込まれるまでの間は提案してはならないと解されております。執行部との調整はどのような意見があったのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

[新垣光荣君登壇]

○新垣 光荣君 比嘉瑞己議員の質問にお答えいたします。

まず1問目、現行条例の規定により対処方針に基づき実施することが適切ではないか、との御質問についてお答えいたします。

今回提出をさせていただきました条例案は、御指摘の対処方針に基づく臨機応変かつ迅速な対策を妨げる趣旨ではなく、これまでに実施されている医療提供体制の整備拡充等の取組を含む新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を改めて条例で明確に示し、根拠づけをしたものであります。

次に質疑の2、第8条の4の趣旨についてお答えいたします。島嶼県に来訪する者に対する趣旨であります。

条例案では、安心して観光等の活動が行えるよう、県外から本県に来訪し、または県内の離島を来訪する県民及び来訪者に対する支援の一環として、来訪者等による自発的な検査の受診の意向がある場合に、適切に検査を受けられる機会を提供する体制の整備を求めたものであります。

続きまして御質問の3、関係機関の意見についてどのような意見だったのかということにお答えいたします。

観光業を主要産業とする県経済の立て直しと県民の生命・健康の保護の両立を図るためには、来訪者等に対する検査体制等の整備を含め、これまでに整備された体制を維持しながら、さらに新型コロナウイルス感染症対策の強化に取り組む必要があり、対策の強化のためには、今後、医療機関や那覇検疫所等の関係機関との調整が必要と考えております。

次に質問の4について、検査に要する費用と財源について、そして質問の5、地方自治法第222条との関係については、関連いたしますので一括してお答えいたします。

御指摘の地方自治法第222条については、議員提出条例案の提出の際には、その趣旨を尊重することとされております。しかしながら今回提出した条例案は、これまでに実施されている新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を条例で明確に示し、根拠づけをしたものであり、直ちに予算措置を義務化するものではないものと考えております。

その中で新型コロナウイルス感染症対策の強化に要する予算としては、これまでに8回、今回の定例会を含めて9回にわたって補正予算が計上されておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な予

算上の措置が適切に執行部で講じられているとの認識を持っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

[比嘉瑞己君登壇]

○比嘉 瑞己君 どうもありがとうございます。

2回目の質疑です。

この水際対策についてなんです、提案者もこの改正案の大きな目的の一つになっていると思います。この水際対策は私たちも重要だと考えています。このコロナ対策の基本はやっぱり徹底した検査体制を整備することだと思う。これは沖縄だけではなく、日本全体にとっても共通した課題です。しかし今、日本の現状は行政検査を増やせば自治体の財政負担も増えていく。地方の財政負担が大きな壁となっています。コロナ対策の基本である、徹底した検査体制については自治体任せにするのではなく、政府が責任を持って全額国庫負担の検査の仕組みをつくるのが重要だと考えております。それを踏まえて質問をいたします。

先ほどこの改正案の8条の4についてお尋ねしましたら、条例改正案が基本的には今ある条例をさらに強化したいということでした。8条の4については、今後自発的な検査を移行していく場合ってということで新たな取組になると思います。やはりそうした検査をするに当たっては、それなりの財政が必要になってくると思います。この条例改正の目的でもある来訪者への検査について実施した場合の検査費用の試算とかは行ってないのか、この点を改めてお聞かせください。その場合、県の財政負担はどのようになるとお考えなのかを聞かせていただきたいと思います。そしてまたこの財源問題で国が検査体制を支援するのであれば、知事も知事会を通して訴えているように、私はこの来訪者への検査よりも出発地で検査をする方法が有効だと考えています。この点については皆さんはどうでしょうか。

それと今後、那覇検疫所や医療機関の皆さんとの意見交換は今後行っていきたいということなんです、やはり私たち議会と執行する側の執行部は車の両輪だと思います。今その実施に当たって奮闘されている県の対策本部の意見はどのようなものだったのか、お聞かせください。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時27分休憩

午後7時29分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣 光栄君 ありがとうございます。

再質問にお答えいたします。

まず再質問の1つ目、検査体制の費用はどう見積もってるかということに対してお答えいたします。

今回提出した条例案は、これまでに実施されている新型コロナウイルス感染症対策にさらなる強化をするために必要な措置を条例で明確化し、根拠づけるものとしており、直ちに予算措置を義務化するものではないということをお答えいたします。

そして、2番目の質疑ですが、検査体制に対して出発地で行うべきではないかということに対してお答えいたします。

本条例は、新型コロナウイルス感染症対策の強化の一環として来訪者に対する検査体制を整備することを求めているものであるが、いわゆる到着地主義を採用する趣旨のものではなく、出発地においても検査することを妨げるものではないと考えております。ですので、いわゆる水際対策として、来訪者が出発地で検査を行うべきか、そして到着地で行うべきかはそれぞれの意見があると思っておりますけれども、この検査体制に対しては、出発地も到着地も検査においては妨げるものではないと考えております。

3番目に、検査体制の主体性についてお答えいたします。

来訪者に対する検査の実施主体についてはこれまで国において行うべきとの意見と都道府県で行うべきとの意見があることは理解しております。本条例案は、新型コロナウイルス感染症対策の強化の一環として来訪者に対する検査体制を整備することを求めるものにとり、検査の実施について必ずしも国や民間部門の協力を得ながら整備等に努めることを排して県だけで直接体制を整備することを求める趣旨でないということから、その検査の実施方法や実施主体を含む体制整備の在り方について何ら特定するものではないと考えております。

最後に、4番の執行部や医療機関等の関係団体からの意見を聞くべきではないかということの再質問にお答えいたします。

条例案の提出に当たっては、新型コロナウイルス対策の現状と課題について、新型コロナウイルス感染症に係る取組検討小委員会における審議や会派における勉強会を通して把握に努めてきたところだと考えております。執行部の意見に関しては、そう考えていま

す。その上、今回検査及び医療体制の整備等を強化する必要があるとの考えから、条例の改正案を提出するに至っております。

また今度委員会等も開かれると思っておりますので、その中でまた執行部の意見等を聞いていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時33分休憩

午後7時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩いたします。

午後7時34分休憩

午後7時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 今答弁漏れということで、対策本部からの意見は聞いたかということの質疑にお答えさせていただきます。

知事を本部長とする委員会において、新型コロナウイルス感染症に係る取組検討委員会の小委員会では、いろいろ対策本部からの意見を聞いたんですけども、条例に関しては聞いてませんので、これからお聞きしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん ていーだネットを代表しまして、条例の改正案について質問をいたします。

まずその前に、夏頃からこの条例案を提案されていてそのときには残念ながら提案までには至らなかったんですが、何か月も後になってこの改正案を提案してくるとこの粘り強さに心服いたしております。私も新型コロナウイルスへの対策として、島嶼県沖縄だからこそ取り組まなければならない検査体制の拡充と、観光県だからこそ求めたい来訪者への安心・安全な沖縄、この問題意識を共有しているということは冒頭に申し上げます。その上で条例改正案を拝見しまして、幾つか確認をさせていただきます。

1、検査体制についてです。

第8条の4と第7条3項にも係りますこの改正案では、沖縄本島、その他の島嶼に来訪する県民及び来訪者などへの検査提供を規定しようとしているように私は読みました。離島を含めた沖縄県内への来訪者数をどのように見込んでいるのでしょうか。

(2)、さきの沖縄県内への来訪者数を全員行政検査にする場合の検査費用、幾らになるのか試算はございますか。

(3)、また行政検査とする場合、この検査体制に係る人員とその費用をどう見積もっておられるのかお尋ねいたします。

そして2番目です。

この条例改正に当たってのプロセスについてなんですけれども、先ほども同じような質問ございましたが、繰り返して恐縮です。この改正案の提出に当たって、どうしてもやはり財源を措置するというふうに読める文言があるものですから、この財源の見通しなど執行部当局との意見調整はありましたでしょうか。ありましたらその内容についてお聞かせください。

そして(2)、パブリックコメントの必要性についてです。

条例を改正する際にも県民にこの条例をこのような内容で改正しますよというパブリックコメントが必要になるのではないかと考えておりますが、この点どのようにお考えでしょうか。

そして最後、財源の見通しについてです。

先ほどから答弁の中で予算を伴うものではないという答弁と、直ちに予算措置を伴うものではないという言葉が入り交じっておりまして、結果を言うと今は必要ないけど、後でお金出るかもねというふうに読めるんです。そうしますとやはり財源の話はくどいようですけれども、どのような試算をされたのかお聞かせいただきたいと思っております。

答弁の後、また再質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

[平良昭一君登壇]

○平良 昭一君 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち1の(1)、離島を含めた県内への来訪者の見込みについてであります。今定例会における文化観光スポーツ部長の答弁にもありましたとおり、観光関連団体の代表者等で構成されますアドバイザリー会議において検討される令和3年度の入域観光客数の目標値が一つの参考になるかと思っております。

御質問の1の(2)、来訪者等に対する行政検査の費用の試算、それと1の(3)、行政検査とする場合の人員及び費用について、関連しますので一括してお答えを申し上げたいと思っております。

今回提出した条例案は、これまでに実施されている新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を条例で明確に示し、根拠づけをしたものであり、直ちにいわゆる予算措置を義務化するものではないと理解をしているつもりです。

そして御質問の2の(1)、執行部との調整状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症など対策の現状と課題については、各派代表者会の下に設置された新型コロナウイルス感染症に係る取組検討小委員会における執行部からの意見聴取や定例会などでの各議員からの質疑、各会派での勉強会などを通して把握に努めてきたところであります。条例案は、これまでに実施されている医療提供体制の整備拡充などの取組を含む新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を改めて条例で明確に示し、根拠づけをするものとして提出をさせていただいております。

財源の見通しなどを明確にということでありましたけど、先ほど申し上げましたとおり、地方自治法第222条の第1項では、普通地方公共団体の長は、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、予算を伴う条例案を議会に提出してはならないとされているところであります。私たちは議員による条例案の提出に当たっては同条の規定の趣旨を尊重するべきでありますけど、直接適用されるものではないと考えております。

御質問の2の(2)、パブリックコメントの必要性についてであります。パブリックコメントは県民の多様な意見及び情報を把握してその形成過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に行われるものであり、パブリックコメントを実施することは意義のあることだと考えております。今後委員会などの審議を経て、パブリックコメントの実施について適切に判断されるものと考えております。

そして御質問の3、財源の見通しについてであります。

先ほど新垣議員からも説明がございましたが、今回提出した条例案はこれまでに実施されている新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化するために必要な措置等を条例で明確に示す根拠づけをしたものであり、直ちに予算措置を義務化するものではないということでもあります。新型コロナウイルス感染症対策の強化に要する予算としては、これまでに8回、追加議案でもありましたとおり、補正予算が計上されておりますし、今後も新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な予算上の措置は適切に講ぜられてくるものだというふうな認識をしております。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

[喜友名智子さん登壇]

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

た。

今の答弁をお伺いしまして、現行条例でも十分に可能ではないかなと考えます。しかし、いま一度この条例改正案の目指すところを改めてお尋ねさせていただきます。今の県条例ではできないことがこの改正でどう実現できるのか、それについて改めてお尋ねをいたします。

特に先ほどから島嶼県、島嶼地域の追加をしたいということ、人権尊重をより強化したいという意図を受け止めております。この点については私も賛成でございます。ハンセン病、水俣病、こういった病気に関する差別、私たちも過去から学ぶべきです。しかし、この条例を改正しなくとも十分に今の県の条例にも反映されておりますし、そもそも人権尊重は感染症法の根幹であります。人権に配慮した規定が盛り込まれているので、ここを特出しする理由というのも追加でお聞きしたいです。

それからやはり繰り返し予算措置を伴うものではないという答弁がありました。私も財源が幾ばくかは必要なのではないかと思ひまして、自分なりに数字を集めてみました。先ほど答弁の中では、文化観光部が答弁したアドバイザー会議の出した数字が参考になるということでしたけれども、数字のほうがちよっと答弁でありませんでしたので、私のほうで集めた数字で恐縮ですが、出させていただきます。これ、試算条件としては次年度の観光客の——沖縄に訪れる方の次年度の目標入域数700万と見積もっております。従来は1000万を目標にしておりましたけれども、コロナのせいで3割方下がるのではないかという見込みです。これが700万、それから離島—沖縄本島間の空路移動が280万人、離島—沖縄本島間の海路移動で370万人、そうしますと合計で1350万人となります。検査としては、行政検査としてのPCR検査だとやはり単価が高うございますので、検査時間が短く、単価も安いと言われる抗原検査、抗原定量検査を想定して1人当たり6000円、そうしますと1350万人掛けるの6000円で810億円必要になります。これをどうやって財源確保するのかというところが私聞きかかったところでございました。

実は検査費用以外にも、空港の設置場所の費用、検査に係る人員、事務要員など、それから交替要員も合わせますとやはり100名規模で必要ではないかと。特にこの条例でこだわっておられる島嶼地域まで含めるとなると、空港ですと那覇、宮古、新石垣、久米島、下地。港湾ですと泊、運天、石垣も含めてやはり100名規模置かないと皆様がこだわっておられる体制はで

きませんというのが私が昨日短い時間ではございますが、情報を集めたところの数字でございます。やはりあえて条例改正案を出すのであれば、こういったところまでぜひお示しいただきたいと考えます。

それから——何か回答が想定したのと違っていたので、私も質問考えるのに手間取っております。恐縮です。

あと最後に、来訪者に対する検査体制を強化したいという思いは私も一緒です。しかし、県の条例でこれを規定してしまいますと、県民ですら私たちも検査を受けたいという要望が多い中で、県民よりも先に観光客、来訪客に検査をする条例になるのかと受け取られかねない危険性はないでしょうか。やはり医療体制が逼迫しているこの状況と検査要員にも係る人員が必要と見込まれる中で、この来訪者に対して県が検査をしますと受け止められるような意図の条例ではなかろうかと思うのですけれども、こちらのほうはどのようにお考えでしょうか。

以上が再質問になります。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時51分休憩

午後7時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 喜友名智子議員の再質問にお答えいたします。

まず現条例の中で十分可能じゃないかということでもありますけど、今回の私たちが考えている条例の改正というのは、来訪者に対する新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備をしっかりとっていくということと、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施、そのほか必要な措置等の規定を定めていくということをしないと改めてその県民の立場の中での感染防止は務まらないだろうという観点の中で新しく付け加えた条例を改正していきたいということでございます。

そして人権問題に関してでありますけど、当然いろんなこれまでのそういう感染症に対して人権が守られなかった事例等もあったというふうに記憶をしております。今回この新型コロナウイルス感染症等対策は、法に定められるもののほか県条例を根拠に行われるものもあることから、その点においては条例において改めて人権尊重規定を整備する必要があるという認識に立っております。

そして来訪者という位置づけだというようなことだと思いますが、今回あらゆる人の移動は感染拡大の原因になり得るということで、専門家の御意見もあり、来訪者に対する検査体制が不十分なまま引き続き県外から感染症の流入を容認することになれば、結果として全県において、感染症の蔓延につながるということになりかねないということで、この来訪者等をしっかりと手当てをしていきたいというような状況でございます。

そして、財源の問題でありますけど、先ほど地方自治法第222条の第1項ということで、これはあくまでも普通地方公共団体の長に与える権限だというふうに議会は議会で直接適用されるものではないというふうに私は理解しております。またこれまで国からの予算等も逐次来ておりますし、今回で9回目になりますので、そのような状況の中で、しっかりと財源を確保していくことは可能だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時58分休憩

午後7時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 皆さん、こんばんは。

お疲れさまです。

今年に入りましてから、新型コロナウイルスの感染状況が拡大して、そして本当に私たちが経験したことのないウイルスに対して、どのようにして抑えていくかということが様々な方策で考えられている。そして、今議会でも、私たち、このような提案をいただいて、大変考えさせられたいい機会ではないかなというふうに思っています。

まず初めに、条例を提案するという基本的なことだろうと私は思ってるので、1番目にこれをお聞きしたいと思います。

まず、県の所管の担当者の方々からの意見聴取、それからコロナウイルス感染症の専門家や学識経験者等からの意見聴取、そういうことがまずなされてきたのかどうか。これ非常に、条例改正のための手続としては基本中の基本だと思いますので、まずはそこからお聞きをしたいと思います。

それから、もうお二方が聞いておられますが、まだ私分からないのは、この改正によって、対策を強化するという言葉が何度か出てきたのと、それから、離島も含めて強化をしていくんだというふうなお話があ

りましたけれども、どういう策を持ってといいますか、具体的などのような策を持って強化をしようとしておられるのかということが2番目でございます。

その次ですけれども、改正案の8条の4項、この中を見てみますと、こんなふうに取りられるというふうに思っているんです。8条の4項を見てみますと、本島—離島間、離島と離島間の空輸、それから海路で移動する際における来訪者全員を——全員かどうか分かりませんが、先ほど自発的な検査という言葉がありましたけれども、そういう方々を検査をすることでウイルスの流出を防ぎたい。そういうふうには受け取れるんですけれども、それでいいかどうか。つまり、どこの誰を対象にどういうことをするのかということがちょっといまだ見えておりません。

それから、4番目ですけれども、先ほどから自発的な検査人数ということになると、例えば、これぐらいの来訪者がいたらこれぐらいの人は希望するだろうと、そういう人々をどれぐらいの人数で見込んでおられるのか、まず人数がなければ、この改正案というのは、具体的に動き出せないんじゃないかと思うんですよ。何をしたいか変えるのかということが明確でないということにつながるの。自発的な来訪者でも構いませんから、検査人数をどれぐらい見込んで今この提案をされているのかということがあります。そうすると、例えば、その人たちが、1日当たり検査件数はどれぐらいになり、そしてそのためには配置人数をどれぐらいにしなければならぬのかということにつながっていくんだろうと思います。それを知るためにも、まずどれぐらいの人数を見込んで、そして、検査件数を何件と見込んで、そしてそこに対して配置人数をどう考えて、最後に、配置する場所ですけれども、例えば、空港は何か所を予定しているのか。そして、港湾は何か所を予定しているのかも教えてください。

それから、検査をするためには検査機器が必要になるんです。ですから、どうしてもその見込みの人数がないと対策の強化ということをやるとすれば、そのためには、まず見込みの人数があって、場所があって、それからそれを支援する人員があって、その次にはというと、次の質問は、検査機器、何機必要なのか。そのための人件費は幾らかかるのか。そして検査体制にかかる、検査にかかる費用はどれぐらいなのか。こういうことにつながっていかねばいけない。

そして、次には、検査技師や看護師等というのが、私は非常に心配になっています。といいますのは、今、非常に医療人員が逼迫しているわけなんです。逼迫している中において、言ってみればそこに人員を取られ

ていく。そういうことが、本当に本県で可能なのかどうか。そういうことが検査をしていく上で、検査技師や看護師等の医療人材の確保という点で、非常に一番私が気にしているところです。それをどれぐらいの人数が必要と試算しておられるのか。こういうことで、本当に現場の医療人員に影響がないのかどうか。ここら辺を確認させていただきたいと思います。

それから、もっと追加をすれば、陽性者が出た場合にどこで隔離をしてもらうのか。ここには部屋が必要になるかも分かりません。そして誰が搬送するのか。車両は、人は、こういうところまで条例っていうことになる私は提案をすべきではないというふうに思っております。

さらには、来訪者にこれぐらいの検査をするためにどれぐらいの待ち時間を与えてしまうのか。それはどの場所でやるのか。ここも見えていない。

多くを申し上げてきましたけれど、皆さんがこのコロナ対策を強化したい、離島にウイルスを持ち込まないでもらいたい、またそれを防ぎたい。そう思う気持ちがよく伝わっておりますので、そこを具体的にお示しをいただかないとなかなか条例の議論ができないというふうに思いますので、ぜひそこをよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時7分休憩

午後8時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 ありがとうございます。

7点か8点ぐらいだったと思います。足りていなければ後で指摘をしてください。

条例の議論をするときには、通告にないものも質疑が出たりして、非常に緊張感があっていいなと思いつながら聞いておりました。

まず1点目は、県の所管、専門家の意見は聞いたのか。そういうのも聞かないで条例をつくるのかという意見ですけども、それは先ほど来話しているように、我々は小委員会で議論をたくさん重ねてきました。その中で、やっぱりコロナウイルスの今、課題とか現状というのは、我々この議会の場でも足りない、こういうものがあるべきじゃないかって議論をしてきたし、小委員会でも具体的に議論を詰めてきたんですね。だから、今この7月に制定した元の条例に何が足りないかっていうのは、我々議員はみんな会派でも勉強しているし、その小委員会の中でも議論をしてきたつも

りです。だから我々はそれに基づいて今ある条例に不足しているもの、具体的に明記しないといけないもの、そういうようなものを足したと、補完したというようなイメージで今回提案させてもらっているというのが1つです。

それで、先ほど来ある専門家の意見が必要じゃないかっていう話であれば、それはさっきも答弁したように、付託する委員会の中で議論してもらえればいいのかというふうに思っています。

2点目、どのような策で強化するのか。この離島対策とか、そういうなかなか具体策が見えてこないという話があります。

皆さんも分かる通り、この小委員会の中でもともと全検査というような部分も議論をしましたので、それに比べると具体的な策もないかもしれません。ただ我々はずっと議論している、やっぱりより具体的に予算も提案しながらこうするべきだということも出したんですけども、先ほど来、この予算の部分も含めて知事の予算の編成権、あるいは自治法の222条の予算の部分、そういうようなものもあって、なかなか具体的なものがない。ただ今のままじゃいけないというのは我々非常に痛感しているものですから、今沖縄県議会として、県民の代表としてできるもの、そしてそこは後は沖縄県の執行部の皆さんと相談しながら、具体的なものはこれに基づいてお互いで詰めていけばいいんじゃないかというような発想ですので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、8条の4の全員検査と取れるんだけれどもどうなのと、この離島とか、船も飛行機も含めて全部やるのかと。ちょっとその部分とこの3番目と4番目と5番目、費用の部分が重なりますから一括でさせていただきたいんですけども、8条の4は、全員検査と取れるけれども、どれぐらいお金かかるかも分からなくて大丈夫かと。あるいは、4番目の質問は、人数も把握していませんけれども、どれぐらい人員がかかるのか。予算がかかるのか出ていませんよねと。

それからもう一つは、検査機器も必要なのにそういう見込みもないんじゃないかという話ですけども、まさにここも我々も悩みました。これまさに先ほど言った知事の予算権は侵害できないという部分と222条の部分もあります。

それから、先ほど来、観光客数の試算もありましたけれども、あれもなかなか今担当部局さえ明確な数字は出てこない。見込みしかない。それプラスのあした東京駅の前に理化学研究所が開発したPCRの検査で、1人1980円のPCR検査センターがオープンす

るそうです、東京駅の前に。そういう形で、検査にしても抗原検査にするのか、PCR検査にするのか。PCR検査も先ほど来800億の話がありましたけれども、2万、3万だったのが1万円になって、それがもう1980円というものも出てくる。だから我々は、国にやってもらうもの、あるいは民間にやってもらうもの。それを否定するものじゃないんです。今のままでは足りないから、県民の不安があるから、やはりそこはしっかり我々県議会として、我々の権能の中で提案をさせていただきたい。そういう中で予算権については侵害できませんから、具体的なものは申し訳ない、今持ち合わせていませんけれども、やっぱりそれは共につくっていきましょうねと、提案していきましょうねと。議会基本条例の中にある政策提案をさせていただいているというようなイメージですから、御理解をお願いしたいというのがこの予算、あるいは費用の部分です。

後は、技師や看護師が不足している。あるいは、検査を増やせば陽性者が出てくると危惧されるのはそのとおりです。それは先ほどもあったと思います。だからこそ我々は、今回の条例のメインは、この来訪者、これまでこの条例の中に観光客等来訪者の位置づけがありませんでしたので、それを7条の中に、やっぱり県の責務として来訪者、観光客の相談にも乗るという位置づけをしっかりと、そして、そこに対する水際対策の部分がメインになっています。ただ、これとともに、今危惧される部分については、8条の2の中で、この検査体制、あるいは医療体制については、やっぱり必要な措置に努めるものというようなものはしっかり明記させていただいています。これは、とにかく我々はこの水際対策をしっかりとやりたい。そのために、セットで医療体制についても予算措置も含めてしっかりやりましょうねという部分も我々の権能の中で明記させていただいているというような発想であります。

私のメモによると以上ですけれども、足りないところがあれば、また御指摘をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 何か、やはりこの改正によって対策の強化ということがメインになっているので、何をもちえて対策の強化とするのかということは、せめてしっかり答えていただきたい。これが1つ。

それから、先ほど私、陽性者が出た場合の搬送体制をどうするかというお話しましたが、搬送する人やそれから車についての話をしました。じゃそのバックヤードで受け入れる宿泊療養施設、こういうこ

とについてはどう考えておられるのが2番目です。

それから、検査をするということはそういうことだと思うんですよ。検査をすることを対策の強化に据え置くわけですから、そうするならばどれぐらいの人を見込んで検査をするのかということが必要になるんだろうと思うんです。

もう一つは、先ほど瑞己さんも話しましたが、水際対策は、やっぱり到着地より出発場所で行うことが効果的だと思います。なぜなら、到着後に陽性が判明すれば、県内の患者に加えて県外の患者も見ないといけなくなる。沖縄県の中です。今こういう逼迫した状況が続いている中において、外から来た人を受皿として、さらに医療機関に送っていくということは、果たして沖縄県民のコロナ対策に合致するんだろうかというふうに考えます。

それから、今医療従事者は、本当に自らも感染の危機と隣り合わせにして、非常に苛酷な労働環境の中に置かれていると同時に、自分の家族の中から感染者が出たら、自分は即座に休まないといけないという、家族も含めて、親族も含めて、医療従事者や介護従事者や保育園の保育士はみんな大変緊張しているんです。こういう中において、そういう精神的に追い込まれている中において、来訪者の水際検査で医療人材が相当抜かれていくということが、果たして私たちどう考えるのか。こういうことについての御意見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時16分休憩

午後8時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 ありがとうございます。

4点ぐらいだったと思いますので、何かあれば御指摘ください。

対策の強化が見えないということですが、少し繰り返しになるかもしれませんが——ならないようにします。

一番大きいのは、水際対策をどう強化するかなんですよ。

我々は、残念ながら同僚の議員が12名も離島で感染して、今TACOで6月から11月までずっとやっていますけれども、そこが全く水際対策が不十分だったというのを経験したわけです。それプラスの、今議会でも議論ありましたけれども、この条例ができてから11月まで半年間、158日、ずうっとTACOの職

員が座って検査した。数百万人が行き来するけれども、熱センサーにかかったのは16名。検査したのは2人しかいない。この状況に対して、やっぱり県民からも水際対策これでいいのかという議論はあるわけです。そこを具体的に我々が財源も示して、検査方法も示してなるとなかなかこれ、もう年が明けてしまいます。これやっぱり時間との勝負。今ある資源で、今ある人材で、何とか強化しないといけない。そういう部分で大きく水際対策を強化しないといけないし、この今の条例の中ではざっくりと対処方針の、先ほどあった5条の中で示されていますけれども、この半年やっていく中では、離島は本当に脆弱だよねと。本島と同じ基準では駄目だから、やっぱり離島ももう一回別の視点でも強化しないといけないんじゃないかというような部分を今後も強化するために条例の中に明文化すべきだというのが我々の考えです。

それから、陽性が増えたら受入体制の施設をどうしますかという部分と、それと少し医療関係者が逼迫している、保育関係者も非常に緊張感の中で今やっている中で、そこに人が割かれるのはどうなのという話なんですけれども、まさにその危惧はそうだと思います。ただ、知事は明確に感染対策もやりながら経済も動かすと言っているんです。国にもGOTOキャンペーンを止めないと明確に発信しているんです。だからもうこれ、今両立させると言っているわけですから、この中で両立させるためには、経済を動かすためには、どうしてもこの水際対策を含めた検査体制を強化しないといけない。だって、水際体制がこんな中で人は動くわけですから。県の有識者会議の中でも、人が動いたら感染者が増えますよと明確に言っているわけです。それを承知の上で、沖縄県の現時点の方針というのは、両方やらないといけないわけです。だからこそ、我々はさっき言ったような、今ある中で水際対策をやる方法をしっかりと考えましょうと。予算権を侵害しない状況の中で措置をしてくださいと、努めてくださいと、そういう条文。本当はもっと踏み込んだ表現もしたかったんですけれども、今の我々の権能の中ではそれが最大限だろうということであの条文になりましたので御理解ください。

後は、水際対策はやっぱり到着地じゃなくて出発地でやるべきじゃないかというのは、私もそれができたら一番いいと思います。我々も、当然県も、知事も、関係者も国にもお願いします。我々もお願いしていいでしょう。ただ、やっぱり我々は沖縄県の145万県民の最高の意思決定機関として、国にお願いする部分と今我々ができること、今やらないといけないことがあ

と思うんです。だからこそ、今できることは何かというと、条例の中にしっかりと水際対策の書ける部分までをしっかりと書いて、それに基づいて政策をしっかりとこの場で議論をしていく、提案をしていく。その基になるのがこの条例だと思うんです。そういうような視点で、今回は提案をさせていただきました。

十分でしたでしょうか。何かありましたら、またお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後8時21分休憩

午後8時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、文教厚生委員会に付託いたします。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 陳情第205号及び第208号から第210号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情4件のうち、陳情第208号から第210号までの3件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第205号については、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月10日は休会といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月10日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月11日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和2年12月11日（金曜日）午前10時1分開議

議事日程第8号

令和2年12月11日（金曜日）

午前10時開議

第1 甲第6号議案（総務企画委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第6号議案

甲第6号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第9号）

出席議員（46名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光荣君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	仲宗根悟君
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

欠席議員（2名）

5番	上里善清君	33番	大浜一郎君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 勝連盛博君 次長 知念弘光君

議事課長 平良 潤 君
副参事兼 佐久田 隆 君
課長補佐
主査 宮城 亮 君

主査 親富祖 満 君
政務調査課長 上原 貴志 君
副参事 中村 守 君
主査 幹 下地 広道 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 甲第6号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第6号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第6号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第9号）」は、新型コロナウイルス感染症に係る対策の実施に要する経費について補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4851万円で、補正後の改予算額は、8927億8331万6000円である。

歳入の内容は、母子家庭等対策費補助金の国庫支出金である。

歳出の内容は、低所得の独り親世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、当該給付金のこれまでの支給実績と内訳はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当該給付金については12月4日時点で78.8%の執行率となっている。内訳としては、児童扶養手当受給世帯が4583世帯で3億2602万円、そのうちコロナ感染症の影響により家計が急変し上乗せ給付を受けている世帯が2495世帯で1億2475万円、公的年金給付等により児童扶養手当の支給がない世帯が178世帯で1187万円、そのうち家計が急変し上乗せ支給した世帯が118世帯で590万円、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯が127

世帯で864万円、合計で7501世帯に4億7718万円を支給済みであるとの答弁がありました。

次に、今回の給付金について年内執行のめどはあるのか、また、それに向けた執行体制の強化も必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、再支給分について、県が関わる町村分は12月25日の支給を目指して取り組んでおり、その他の市においても、補正予算等の措置を講じて年内の支給に向けて取り組んでいることを確認している。

また、今回の臨時給付金は第1回目の再支給という形になるため、関係機関と連携しつつ現在の体制で対処する予定としているが、状況を見ながら必要であれば他の部署からの応援も含めて、全力を挙げて年内支給に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、当該予算を年度内で執行できなかった場合の対応、給付対象者への周知方法、児童扶養手当の受給基準の現状と本給付金の支給条件緩和の可能性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第6号議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月12日から20日までの9日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月12日から20日までの9日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、12月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時6分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月16日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）

令和2年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開議

議事日程第9号

令和2年12月16日（水曜日）

午前10時開議

第1 甲第7号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第7号議案

甲第7号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	総務部長	池田竹州君
副知事	富川盛武君	商工労働部長	嘉数登君
副知事	謝花喜一郎君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	勝連盛博君	主査	宮城亮君
次長	知念弘光君	主査	親富祖満君
議事課長	平良潤君		
副参事兼 課長補佐	佐久田隆君		

○議長(赤嶺 昇君) 去る12月11日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。

○議長(赤嶺 昇君) 日程第1 甲第7号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

[知事追加提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

追加議案の提案理由の御説明に入ります前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、私がコロナウイルス由来ではない細菌性の肺炎に罹患をし、その治療と療養のために12月2日から9日まで本会議を欠席し、赤嶺議長をはじめ議員の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしましたことについては、改めて深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

また、提出させていただいております重要な議案につきまして、現在、議員の皆様には御審議をいただいているところであり、併せて感謝を申し上げる次第であります。

療養中は多くの県民の皆様から、そして議員の皆様からも心温まるお見舞いと励ましをいただき、おかげさまで肺炎からは回復することができました。まだ喉

の調子など注意が必要かと思いますが、なお一層健康に留意をし、県政運営に努めてまいる所存でありますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年第7回沖縄県議会(定例会)に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案1件であります。

甲第7号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第10号)」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費につきまして、歳入歳出予算額に20億8240万円を追加するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第7号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、12月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊

令和2年12月21日

令和2年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和2年12月21日（月曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第10号

令和2年12月21日（月曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第5号議案から乙第7号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第4号議案及び議員提出議案第1号（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第8号議案（土木環境委員長報告）
- 第5 乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議案及び乙第29号議案（総務企画委員長報告）
- 第6 乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第7 乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案（土木環境委員長報告）
- 第8 諮問第1号（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
- 第9 甲第7号議案（総務企画委員長報告）
- 第10 甲第2号議案（経済労働委員長報告）
- 第11 甲第3号議案及び甲第4号議案（土木環境委員長報告）
- 第12 王毅中華人民共和国國務委員兼外交部長の発言に対する意見書
（又吉 清義君 島尻 忠明君
仲村 家治君 花城 大輔君
仲田 弘毅君 当山 勝利君
仲宗根 悟君 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第2号
渡久地 修君 國仲 昌二君
山里 将雄君 平良 昭一君
當間 盛夫君 上原 章君）
- 第13 王毅中華人民共和国國務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議
（又吉 清義君 島尻 忠明君
仲村 家治君 花城 大輔君
仲田 弘毅君 当山 勝利君
仲宗根 悟君 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第3号
渡久地 修君 國仲 昌二君
山里 将雄君 平良 昭一君
當間 盛夫君 上原 章君）
- 第14 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書
（末松 文信君 小渡良太郎君
新垣 淑豊君 仲里 全孝君
石原 朝子さん 照屋 大河君 提出 議員提出議案第4号
比嘉 京子さん 瀬長美佐雄君
玉城ノブ子さん 喜友名智子さん
上原 章君 平良 昭一君）
- 第15 米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める意見書
（照屋 守之君 小渡良太郎君）

}	仲里 全孝君	仲村 家治君	}	
	又吉 清義君	上里 善清君		
	照屋 大河君	瀬長美佐雄君		提出 議員提出議案第5号
	比嘉 瑞己君	玉城健一郎君		
	山里 将雄君	新垣 光栄君		
	金城 勉君	當間 盛夫君		

第16 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める抗議決議

}	照屋 守之君	小渡良太郎君	}	
	仲里 全孝君	仲村 家治君		
	又吉 清義君	上里 善清君		
	照屋 大河君	瀬長美佐雄君		提出 議員提出議案第6号
	比嘉 瑞己君	玉城健一郎君		
	山里 将雄君	新垣 光栄君		
	金城 勉君	當間 盛夫君		

第17 請願第3号及び陳情第148号（経済労働委員長報告）

第18 請願第5号及び陳情第61号（文教厚生委員長報告）

第19 陳情第67号、第102号及び第130号（米軍基地関係特別委員長報告）

第20 陳情第190号（新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第21 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

第22 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案

乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第5号議案から乙第7号議案まで

乙第5号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

乙第6号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

乙第7号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第3 乙第4号議案及び議員提出議案第1号

乙第4号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

議員提出議案第1号 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第8号議案

乙第8号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議案及び乙第29号議案

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 当せん金付証票の発売について

乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第6 乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

- 乙第26号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第27号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて
 乙第28号議案 公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて
- 日程第7 乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案
 乙第10号議案 工事請負契約について
 乙第11号議案 工事請負契約について
 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第16号議案 訴えの提起について
 乙第17号議案 損害賠償請求事件の和解について
 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 日程第8 諮問第1号
 諮問第1号 軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について
- 日程第9 甲第7号議案
 甲第7号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 甲第2号議案
 甲第2号議案 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 甲第3号議案及び甲第4号議案
 甲第3号議案 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
 甲第4号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 王毅中華人民共和國國務委員兼外交部長の発言に対する意見書
 日程第13 王毅中華人民共和國國務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議
 日程第14 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書
 日程第15 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める意見書
 日程第16 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める抗議決議
 日程第17 請願第3号及び陳情第148号
 請願第3号 軽油引取税の課税免除措置の期間延長ないし恒久化に関する請願
 陳情第148号 沖縄県内の製糖工場に就労する県外及び島外季節労働者に対するPCR検査の実施に関する陳情
- 日程第18 請願第5号及び陳情第61号
 請願第5号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願
 陳情第61号 小・中・高教育機関におけるオンライン授業導入に関する陳情
- 日程第19 陳情第67号、第102号及び第130号
 陳情第67号 外来機のパループ使用禁止並びに地上騒音及び悪臭被害の増大に関する陳情
 陳情第102号 嘉手納基地内の危険物取扱施設火災の原因究明及び再発防止等を求める陳情
 陳情第130号 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情
- 日程第20 陳情第190号
 陳情第190号 旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・恒久化に関する陳情
- 日程第21 議員派遣の件
 日程第22 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光荣君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	勝連盛博君	副参事	中村守君
次長	知念弘光君	主幹	下地広道君
議事課長	平良潤君	主幹	城間旬君
主査	宮城亮君	主幹	比嘉猛君
主査	親富祖満君	主幹	嘉陽孝君
政務調査課長	上原貴志君		

○議長(赤嶺昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月18日、又吉清義君外13人から、議員提出議案第2号「王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書」、議員提出議案第3号「王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議」、末松文信君外11人から、議員提出議案第4号「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書」、照屋守之君外13人から、議員提出議案第5号「米軍人

に対し綱紀粛正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第6号「米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める抗議決議」の提出がありました。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長(赤嶺昇君) 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長又吉清義君。

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案の条例議案4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例」は、令和3年度の税務組織の再編により、県民サービスの向上及び効率的な税務行政の運営の確保等を図るため、自動車税事務所で行っている自動車税種別割の定期賦課業務の一部を各県税事務所に移管し、法人県民税及び法人事業税の賦課業務を那覇県税事務所に集約するとともに、全ての税目について知事が収納事務を委託した者に対して徴収金を納付または納入することができることとする等の必要があるため条例等を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、税務組織の再編に至った背景は何か、また、県民サービスの向上は具体的にどのような形で図られるのかとの質疑がありました。

これに対し、再編に至った背景は、自動車税事務所に業務が集中することによる事務運営の効率性の問題や、税務専門職員の減少による人材育成の問題等に対応する必要があったため組織改編を行った。また、具体的な県民サービスの向上としては、例えばこれまで自動車税事務所のみで行っていた自動車税種別割の定期課税業務を那覇、コザ、名護の県税事務所でも行えるように改正することで、住民の身近な県税事務所ですべての自動車税の免税申請等が行えるようになるとの答弁がありました。

そのほか、那覇県税事務所へ法人県民税等の業務を集約することによる中北部住民への影響、これまでの県民からの苦情と今回の対応への反映状況、徴収金の収納事務を委託する民間事業者の範囲、宜野湾市等の3市町に係る自動車税徴収業務が自動車税事務所に移管された理由などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県税の課税免除及び不均

一課税に関する条例の一部を改正する条例」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び同法第25条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、同法及び同令を引用する条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、地域未来投資促進法の概要及び同法の活用による課税免除の実績などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、沖縄県産業廃棄物税条例附則第5項の規定に基づく検討を行ったところ、産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向けた取組及び廃棄物処理計画を着実に推進するために必要な財源であり、課税方式の変更等は行わず継続することが望ましいとの結論を得たことから、その結果を踏まえ、同条例の一部を改正する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、同税による年間当たりの税収はどれくらいか、また、産業廃棄物の処理費用の高騰が不法投棄の増加につながるおそれはないかとの質疑がありました。

これに対し、税の導入当初は約1億円の税収があったが、最終処分量の減少に伴い、このところおおむね3000万円台で推移している。また、令和元年度の不法投棄の総量は1880トンで前年度の2002トンから減少しているところである。具体的な廃棄物処理の費用は把握していないが、業界の意見も聞きながら実際の相場的なものを調査しつつ、排出事業者や廃棄物処理業者に対する講習会等も通じて廃棄物処理が適正に行われるよう努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、県内の中間処理施設及び最終処分場における廃棄物処理の状況及び米軍基地から排出される産業廃棄物への課税の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第9号議案「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例」は、アルコール関連犯罪の防止に関する施策の基本となる事項を定め、事業者等と連携しながら当該施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正により具体的にどのような取組を行っていくのか、また、本条例と飲酒運転根絶条例との関連はどのように整理しているのかとの質疑がありました。

これに対し、具体的な取組として、県警では、各種

広報媒体を活用したアルコール関連犯罪の発生防止に関する啓発や、事件・事故の関係者にアルコール依存症の疑いがある場合は保健所や市町村への情報提供等を行う。知事部局では、不適切な飲酒により心身の健康障害や暴力、虐待、自殺等の重大な社会問題を生じさせる危険性の周知、関連団体と連携してアルコール関連問題の相談、治療及び回復に向けた支援等を行う。教育委員会では、児童生徒の年齢に応じた教育の実施や、教員及び保護者等への周知・啓発を行う。また、本条例は犯罪全般の防止を目的とするものであり、アルコール関連問題の改善に向けた取組を加え、改正するものである。飲酒運転の防止に特化した飲酒運転根絶条例と重複する事項がないよう、今回の改正に当たり飲酒運転に関する事項を除いているとの答弁がありました。

そのほか、他都道府県における同様な条例の制定状況について質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案の条例議案4件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第5号議案から乙第7号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第5号議案から乙第7号議案までの条例議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第5号議案「沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、県からの出資等に係る財産のうち、地方独立行政法人が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認める場合において、知事の認可を受けて納付等をする重要な財産を定める等の必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、帳簿価額が50万円以上、適正な見積価額が7000万円以上の重要な財産とは具体的にどのようなものか、また、必要がなくなったと認める場合とは、独立行政法人の芸術大学が廃校になった場合を指すのかとの質疑がありました。

これに対し、重要な財産で50万円以上のものについては備品等が該当し、7000万円以上のものについては主に不動産の土地・建物が該当する。必要がなくなったと認める場合とは、例えば備品が老朽化して使えなくなった場合、要らなくなったから処分するのではなく出資した県に納付する、つまり返却しなければならないとの意味であるとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在、県立芸術大学には正規教員、非常勤教員を含めて403名いるが、教職員等の身分はどこまで保障されて、どこまで引き継がれるのかとの質疑がありました。

これに対し、県立芸術大学は非公務員型の地方独立行政法人となるが、非常勤職員の雇用についても職員と同様に、労働基準法や労働組合法をはじめとする一般の労働法規が適用され、法人の就業規則に基づき雇用されることとなっている。現在、就業規則について

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

も定めているところであるが、人員の削減等については考えていない。また、給与体系についても現在とほとんど変わらないものになるものと理解しているとの答弁がありました。

次に、乙第7号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、関係する条例を整備する必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第5号議案から乙第7号議案までの条例議案3件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案から乙第7号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案から乙第7号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第4号議案及び議員提出議案第1号を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第4号議案及び議員提出議案第1号について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等

について申し上げます。

まず、乙第4号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法施行令の一部改正により、営業許可業種等が見直されたことを踏まえ、食品衛生法施行条例の一部を改正する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、参酌基準に沿った営業施設の基準の設定、営業許可業種の改正及び手数料の見直しを行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、乳酸菌飲料製造業が今回乳処理業等に変更になることに伴い、手数料が1万4000円から2万1000円に上がる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、従前の法律では乳酸菌飲料製造業と乳処理業等の両方の許可をそれぞれ取得する必要があるものが、今回の改正で統合されることで、乳処理業等の許可一つで取り扱える品目が増え、範囲が広がることになる。手数料は業種が統合されることによって、トータルの金額としては従来より下がることになるとの答弁がありました。

そのほか、食品営業の許可を要する施設数及び要しない施設数、食品の取扱いに関する許可と届出の違い、温かい状態で販売する豆腐のみを製造している業者に対し沖縄独自の基準を設けた根拠などについて質疑がありました。

次に、議員提出議案第1号は、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、来訪者等に対する検査及び情報収集体制のほか新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備、離島及び僻地における地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症等対策の実施その他必要な措置等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症対策を強化する必要があるとの理由で12月9日の本会議に上程され、同日、文教厚生委員会に付託された議案であります。

本案については、提出者であり委員外議員である大城憲幸議員、平良昭一議員、新垣光栄議員及び當間盛夫議員に出席を求め審査を行いました。

提案理由の説明は、省略することを決定し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、乙第4号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議員提出議案第1号については、全会一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第1号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 ただいまの議員提出議案第1号「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例」に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例の一部改正は、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、来訪者等に対する検査及び医療体制の整備、離島及び僻地における新型コロナウイルス感染症対策の実施、その他必要な措置などを定める必要があるためであります。

条例の一部改正案のポイントは、県内における検査及び医療体制の整備拡充、離島及び僻地の実情に応じた対策の実施、来訪者に対する検査、情報提供体制の整備に努めるよう県に求める規定とし、今後の県の感染症対策の方向性を県民に明確に示すことや患者の人権の尊重、県を挙げて新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、その基盤づくりとして議会への報告と積極的な情報公開を求めているものである。

これまでの県内の新規感染者の状況は、7月7日までの連続68日間、県内における新規感染者数は0人であったが、その後8月1日時点で累計453人が12月20日時点で累計4968人と4か月余りで4515人増加している状況である。沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例が施行された7月31日の翌日には、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者が15.31人となり、全国ワースト1位となった。また、沖縄県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者は、7月10日から12月20日までの162日間において全国ワースト1位を71日間記録する状況にもなった。

そしていわゆる第2波以降、宮古島や石垣島でも多数のクラスターが確認され、西表島をはじめ、与那国島、久米島、伊平屋島など医療供給体制が脆弱な離島地域において感染者が確認されるなど、感染症の流行

期である冬場を前に新型コロナウイルス感染症に係る病床とその他の医療提供に係る病床のいずれも満床に近づいている状況である。実際、比較的落ち着いていた北部地域においても感染症の拡大が始まり、県立北部病院の中等症・重症のコロナ患者の病床が満床となり、僻地が多い北部地域の住民の医療体制は逼迫している状況である。

そして判明している新規感染者の感染経路で会食等が多くを占める中、年末にかけて会食する機会が多くなり、感染者がますます増える可能性がある。そのことを踏まえ県は11月20日から12月11日までの間、沖縄コロナ警報として職場や会食、家庭での感染対策の徹底を呼びかけ、発信し、12月17日以降は、那覇市、浦添市、沖縄市所在の飲食店などに対し朝5時から夜10時までの短縮営業を呼びかけるほか、本島—離島間への往来は必要最小限とするなどの要請を行うこととした。しかしながら感染者の動向は現状として終息する気配はなく、これまで感染症が確認されなかった離島などにおいても感染者が確認されたことを踏まえ、医療体制が脆弱なことを踏まえた対策が求められるものであり、入域観光客数が徐々にではあるが回復している中で、観光業を主要産業とする県経済の立て直しと県民の生命、健康の保護の両立を図り、来訪者が安全・安心に観光の活動ができる環境の整備が求められております。また県の対策本部の議事録をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の公開が不十分でもあり、これまでの議会において各議員からも指摘されているように、議員の照会に対する資料提供の遅れ、マスコミ公表資料を議員へ共有しないことなど議会への情報提供・共有が不十分なことも指摘されている。

県外から容易に医療等の支援を受けることができない島嶼県で構成されている本県において、今後の県の感染症対策の方向性を県民に明確に示すことや、県を挙げて新型コロナウイルス感染症対策を実施するための基盤を整備することは、県としての感染症対策を講ずる以上、当然求められることであります。

離島県である本県の水際対策は、離島住民を守るために絶対的に必要であり、特に那覇空港での検査体制の充実、離島住民への安心を講ずる極めて効果的な措置であり、陸続きでない環境だからこそ検査実施が効果的な状況を生むものと考えます。離島及び僻地は、医療体制が脆弱であり、周辺の医療機関へのアクセスも容易でないことから、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されると短期間で急速に蔓延する可能性が大きいと考える。また感染者への医療

提供のために、脆弱な医療体制の中で多大な医療資源を用いる必要があることから、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者等への医療提供に大きな影響を与えることが考えられ、離島の状況に応じた対策は不可欠であると考えます。

なお、今回の条例改正案では、来訪者による自発的な検査受診の意向がある場合に、適切に検査を受けられる機会を提供する体制の整備を求めるものであって、来訪者に対する強制的な検査を一律に求める趣旨ではありません。また、検査の実施方法についても特定の手法、例えばPCR検査に限定しておらず、かつ検査の実施主体も県、行政検査に限定していないものでもあります。

以上のことから、特に離島における対策実施の必要性に鑑み、早急に現状の条例を改正・強化する必要があると考え、また沖縄県議会基本条例第16条第1項の定めるところにより、議員提案による条例制定を通じた積極的な政策立案を行う目的でもあります。

以上のことから、議員提出議案第1号「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例」に対しまして賛成するものであります。

なお、今回の条例改正案におきましては、所管の文教厚生委員会において質疑がなく、否決されたことは大変残念ではありますが、今日の本会議では反対討論も出ておらず私は安心しております。それは恐らく各党派が熟慮の上、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行っていこうということで、全会一致で賛成するものと推察をいたします。

議員の皆さん、ぜひとも御賛同いただき、本島はじめ離島・僻地の医療体制を守っていきましょう。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

〔新垣光荣君登壇〕

○新垣 光荣君 皆さん、こんにちは。

「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例」に関し、ただいま議案となりました議員提出議案第1号について、原案に賛成する立場から討論を行います。

先ほども委員長から報告がありましたとおり、委員会では質疑もなく、今回の本会議でも反対討論もなく、私も平良議員と同様、皆さんが賛成してくれるものだと思います。しかし、この間、私たちは本当に委員会でも議案の説明もいと言われ、そして与党からも野党からも一切質疑もなく、本当に不安で、何を私たちはやったんだろうかと。この面構えでは心臓に毛が生えているように皆さんは思うんですけども、私

の心はコルゲートです。すみません。デリケートです。それぐらいデリケートである私たちがこの問題を提起し、県民の命と財産を守るために真剣に提案した条例改正案が、本当に審議もなく質疑もなく——皆さんに御理解をしていただけていると思っておりますので、ただいまから状況を読み上げて賛成討論に行きたいと思えます。

よろしくお願いします。

令和2年7月31日に公布された条例は、「新型コロナウイルス感染症等から県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症等が県民の生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにし、もって安全安心の島沖縄を実現されるため、」に制定されました。

今回の条例改正案は、県や国が様々な施策を講じている中、新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症の対策を強化するために、来訪者等に対する新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備、離島及び僻地における感染症対策の実施、その他必要な措置を定めるために提案してきました。

その概要は、次の6つであります。

まず1つ、定例会において県内における新型コロナウイルス感染症の現在の状況に関する事実等を報告することを定めるもの。次に、感染者の人権尊重として県は新型コロナウイルス感染症等の患者や家族の人権を尊重しなければならないことを提案しております。次に3つ目、県は新型コロナウイルス感染症等対策及び関係法令に規定する措置を的確に迅速に実施するため、検査及び医療体制の整備充実に努めることを提案をさせていただき、次に4つ目、県は医療体制の脆弱な離島及び僻地において、その地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策の実施、その他の必要な措置を講ずるよう努めることを提案しました。次に5つ目、県は島嶼圏、離島等を来訪する者に対する新型コロナウイルス感染症等の検査体制に必要な措置を講ずるよう努めることとしております。次に6つ目、県は新型コロナウイルス感染症に関する情報を積極的に公表しなければならないとして提案をさせていただきました。

以上の6項目が、一日も早くこのコロナウイルス感染症の事態が終息してほしいという思いから追加提案したものであります。

何とぞ皆さんの理解を賜り、原案に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

さて皆さん、これまでの議論の中で皆さんの意見を

多く聞かせていただきました。

1つ目は議会への報告、6つ目の情報公開については、県は議事録をつくっていない、県の議事録が公開されていないという問題もあって多くの議員からはこの提案に対して御理解が得られているものだと思っております。

2つ目は人権に関してであります。6月12日の記者会見では、知事も基地従業員やその家族に対する偏見や差別的な発言、取扱いを絶対に行わないようにと心からお願いをしております。その件に関しても私たち議員は全員が人権問題に関しては賛同していただいているものだと思います。

残りの3番、4番、医療体制の強化、そして離島対策の強化、5番目の来訪者に対する検査体制の強化、県民の命と暮らしを守ることを考えると反対する皆さんはいらっしゃらないと思います。

問題は、執行部の意見は聞いたのか、そして各関係者の意見は聞いたのかどうか、そして予算措置はどうか、執行部の人制的な体制はどうなるのかということだったと思います。これを解決するために私たち議会はあるのではないのでしょうか。そのために私たちは代表者会を行い、小委員会を設置しました。しかし、この小委員会で議論してきたことが議員全員に伝わったのかという疑問さを感じております。その小委員会で議論されたことも踏まえて私たちはこの小委員会を継続すべきだと訴えてきました。しかし、その小委員会もどこでどう間違ったのかなくなってしまいました。そして、その意見を述べる場も失い、今沖縄県で感染者が増えていく中で、議論の場も失われている現状の中で私たちは様々な対策をどのように打っていくのでしょうか。このようにその問題に対して私たちは1つずつ丁寧に解決していかないといけない。

そこで皆さんからの質疑、疑問があったことを少し調べてみました。この実施体制がどのように行われていくべきなのか、そして今実施されている地域はないのかと調べてみました。東京都の小笠原諸島に関しては、離島ということもあって今PCR検査を事前に行って離島に入域させているそうです。これも必ずしも強制的ではありません。しかし、東京では離島に関する入域に関していろんな制限をつけて離島の皆さんを守るために行っております。そして、予算に関しても今、東京駅では民間の企業が1980円だったと思えますけれども、こういうPCR検査施設を設けて実施した結果、不安に思う多くの方々が自費で検査をして田舎に帰りたい、故郷に帰りたいという思いの皆さんが自主的に検査を行っております。そういう施設を空

港に造っていかうという考えは、私はぜひ必要だと思います。そして、このPCR検査場が空港にあることによって、これからオリンピックを控え、海外から多くの観光客の皆さんが日本を訪れると思います。その中でPCR検査場をいち早く沖縄県が設置することによって、沖縄の経済を元に戻していくために様々な施策が打てるのではないのでしょうか。今東京や大阪、名古屋で国際線におけるPCR検査場を設置しているようであります。

私たちはこういう経験をして対策を行っていく上で、国際線のPCR検査場を造ることによって沖縄県の安全・安心な観光が行えることと思っております。

これは私たちが手を挙げて沖縄にPCR検査場を造ってほしいと政府に求めるべきだと思っております。そうしないと福岡がそういう体制になっていきますと、福岡を通して沖縄に海外からのお客さんが入ってくる。そういうことが行われると、もう沖縄に観光客は来なくなると思います。2倍も3倍も費用をかけて九州経由で沖縄に来る、東京経由で沖縄に来るということは、費用的にももう来なくなると思っております。そういう意味でも早く離島におけるPCR検査場、国内初の空港でのPCR検査場を設置することは、私は観光立県沖縄としては必要なものだと思っております。そしてこのような結果が感染者を抑えることとなると台湾の范振國領事も話しておりましたけれども、沖縄の感染者がゼロのときは、台湾と沖縄は交流をしていきたいと。JTBの社長も臨時便を出して、チャーター便を出して交流もできるんじゃないかという提案もいただきました。やはりそういった夢のある施策、私たち議会ではそういうのが必要だと私は思っております。

未来に向けて子供たちのために、ぜひ皆さん、このようにいろんな施策が県で行えるように、ぜひ今回の提案がきっかけになるように、ぜひ皆さんの御協力をいただきたい。

以上のことから、議員提出議案第1号は、沖縄県における新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に県を挙げて新型コロナウイルス感染症対策を強化実施するものであり、原案のとおり成立させるべき議案であると考えます。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り、原案のとおり賛成していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 おはようございます。

無所属の会の大城でございます。

議員提出議案第1号に対して、賛成の立場で討論を行います。

反対もない中で3人目ですので、重ならないように簡潔に行うようにしますので、しばらくお付き合いのほどをお願いします。

私からは3つの視点でお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほどの委員長報告の中で、慎重に審議した結果、全会一致で否決でした。この報告は非常に重いと思います。我々も皆さんも御存じのとおり、当然、委員会の中で議論をして、そしてそれを尊重しながらこの場で最終的な判断をするというのが流れですから、今の流れだと残念ながら否決の方向になるということになります。

ただ、私は先ほどもあったように、委員長を含めて11名の全会派、提案の2会派を除く全会派が入ったこの委員会の中で様々な質問が出るものと期待をしておりました。観光、医療現場、県民の不安の声、なぜ条例改正が必要なのか。我々、事務局と70項目にわたる想定質問に対する答弁を準備していました。残念ながら1つも質問、質疑が出ない中で、それならば我々の思いをお話しさせてくれという部分についてもそれも駄目だということで、4名の提案者がそして3名の事務局職員がずっと何日も準備をして出した提案にもかかわらず、一言も発言することが許されず委員会が終了してしまいました。

これが本当に慎重に審議をした結果と言えるんでしょうか、私は疑問に思っております。

そして、それを踏まえてこの場での討論なわけですから、やはりこの場での討論は当然このカメラの向こうで見ている県民に対しても、職員の皆さんに対しても、反対であれば何が反対なのかという反対意見を当然述べてくれると私は思っておりました。だからこの討論にかける思いというのも、私の中ではしっかりその討論を聞きながら説明をさせていただきたいという思いでこの場に臨むつもりだったわけですがけれども、賛成討論が3名出て、この場になってしまいました。非常に寂しい限りであって、我々はこの少数会派合わせて4名での提案ですがけれども、数でこの少数の会派からの提案を——久しぶりにこの議員提案の政策条例が約5年ぶりに出されたのにもかかわらず、こういう議論もなく反対になるということであれば、まさに数の力で少数の意見を踏み潰すような話になるんじゃないかという思いであります。それが1点目です。

2点目、我々沖縄県議会は、平成24年の2月に沖縄県議会の最高の規範として、沖縄県議会基本条例の制定を全会一致で決めました。その前文の一番最後には「我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。」として、全会一致で決めました。この場にいらっしゃる先輩方もほとんどがそのとおりだということで賛成したことだと思えます。そしてその中の10条には、県民からの請願、陳情、それは県民からの政策提案として受け止めて対処していきなさいよというのがあります。16条には先ほどもあったように、「議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。」と、これが明記されております。そういう意味で、今回はこの議会側から提案するという条例なわけですから、先ほどの経過を見ても本当にこれが自由闊達な議論を通して県民の信頼と負託に応える沖縄県議会の姿なのかと疑問に思ったところであります。

3点目が本題です。

中身については先ほど来ありましたから、簡潔に行きますけれども、なぜ条例が必要か。なぜ今変える必要があるかっていう部分については、皆さん御存じのとおり元々沖縄県の条例については、7月の臨時議会で全会一致で可決をしました。この中では、緊急的、避難的につくった条例ですから、当然具体的なものは書かれておりません。何をするのかっていう部分については、この基の条例では第5条の対処方針を定めて、それに基づいて対処していきますというのが元の条例です。そういう意味でそれは認めますけれども、ただこの7月31日の制定施行後について、たくさんの県民からの悲鳴、これが足りない、あれが足りない、これをやってくれという声がたくさんあるわけですよ。条例制定後7月31日以降、直近で32件の請願と陳情がコロナに対するものだけで上がってきました。まさにこれは県民からの悲鳴だし、県民からの政策を強化してくれ、充実してくれっていう声じゃないですか。それに基づいて先ほど言った16条にある、県議会が県民の代表として条例を提案する。その手続をしたのが今回の条例であり、まさに今我々は県議会の声としてこの条例を変えていく責任がある。この条例の中に具体的な県民の声を明記していくことが施策を強化することにつながるというのが我々の思いなんです。

主な点は先ほどもありました。我々は8条に3つを加えるというのが今回、主な内容です。8条の2の部

分については、医療の整備、医療検査の整備あるいは拡充について頑張ってくれということ。8条の3については、離島の皆さんが本当に沖縄県と全体でオール沖縄の施策ではなくて、やはり今伊平屋でも発生して非常に大変な状況になっている。そういうような離島や僻地については、その地域に合わせた、実情に合わせた施策をやってくださいよってというのが8条の3です。そして8条の4については、まさに水際対策、それを強化してくれという話。知事も我々もそこは一致しています。感染対策も当然頑張らないといけませんけれども、どうしても経済も動かさないといけない。県民の命を守ること、そして生活を守ることが我々の責任です。生活を守ることが経済を動かすこと。いつまでも観光客を止めるわけにはいかない。そうなるとうちも水際対策を強化しないといけない。だからその検査数の増加に伴って、医療体制、検査体制も強化しないといけない。どんなに県民が頑張って県内の感染を抑えても、水際対策が今のままでは安心して観光業者、関連の飲食業者の皆さんは仕事ができない。そこを何とかするために、やはり最終的には8条の4にこの水際対策の強化を入れなければならないというのが我々の考えです。

るる申し上げましたけれども、我々は議会基本条例の中でも申し上げました単なる議決機関じゃないはず。ましてや執行部の追認機関でもないはず。本当に県民がこの未知のウイルスと必死で闘っているときに、沖縄県議会議員の我々に何ができるのか。これはやはり一般質問でやるのもいい、代表質問でやるのもいい。しかし最終的には我々も県の職員もこの法律に基づいて仕事をします。条例に基づいて施策をつくっていきます。そういう意味で何を変えるのかっていうのは、やはり今この県民の声に基づいて、沖縄県のコロナの施策の中心であるコロナ条例の中に、今言った3つを明記するっていうのは我々はどうしても必要なことだというふうに考えて、今回の提案に至りました。

今回、財政が示されていないじゃないかという声もありますけれども、だからこそ知事だけをお願いするんじゃなくて、我々議員も県政与党も野党も含めて、全部で国にお願いするところは国にお願いする、民間にお願いするところは民間の力も借りる、そして足りなければ我々の給料を削減してでも県民のために施策を講じましょうと。そういうような基になるのがこの条例、県議会議員の思いにおいて条例の中に必要な施策を明記するっていうのは今必要なことだと考えておりますので、ぜひとも政党を超えて、会派を超えて、そ

れぞれの立場を超えて、県民とともに今この条例の改正が必要だとの強い思いで我々は提案をさせていただきました。今こそ県民の負託と信頼に応えるための条例改正です。

議員各位の皆さんの賛同を心からお願いして賛成討論に代えます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第4号議案及び議員提出議案第1号の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、議員提出議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は、否決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案1件について、以

下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額等を改める必要があるため条例を改正するものである。

施行期日は、令和3年4月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、経過措置の根拠について質疑がありました。

採決の結果、乙第8号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議案及び乙第29号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議

案及び乙第29号議案の4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県公文書館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は公益財団法人沖縄県文化振興会で、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、指定管理料上限額は11億3029万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理への応募が一団体しかなかった要因は何か、また、応募がなく指定管理ができなくなるおそれがあるがどのような手だてがあるかとの質疑がありました。

これに対し、応募が一団体となったのは、業務が公文書を取扱う専門的な内容である点や、公文書館は入館料無料のため集客による収益が望めず収入を指定管理料に頼らざるを得ない等の特殊性があるためと考えている。

また、運営を担える団体は限られているものの、団体内部での人材育成も含め民間による効率的で柔軟な運営ができており、現状で指定管理者制度はうまくいっているとの認識だが、今後の長期的な観点からは何らかの研究も必要であると考えているとの答弁がありました。

次に、次期振興計画に向けて公文書館の果たす役割をどう位置づけているか、また、民間や市町村が有する戦前や戦中の公文書も積極的に収集すべきと考えるかどうかとの質疑がありました。

これに対し、歴史的な公文書を収集・整理・分析することにより、過去の沖縄の歴史的、文化的な様々な特殊事情等を浮かび上がらせ、これを県民や研究者等に提供し後世に伝えていく意味で、公文書館の果たす役割は非常に大きいと考えている。

また、現在、民間が有する戦前の文書等を収集してはいないが、広く呼びかける方法の研究も含めて、個人からの寄贈を受けること等を通じながら、収集できるものは積極的に収集していきたいとの答弁がありました。

そのほか、琉球政府文書デジタルアーカイブ推進事業と公文書館との関わり、指定管理料の減少による運営体制への影響の有無、米軍戦闘機に搭載されたカメ

ラ映像の収集に対する考え方などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体はイノベーションサポート沖縄株式会社で、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、指定管理料上限額は1881万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者制度導入当初からこれまでに、受皿となる県内企業の育成はどのように図られてきたのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者において、建物管理や警備、高度な研究機器の保守管理等に関し県内企業と積極的な連携が行われており、県出身者の採用に関しては4名の職員全員が県内在住10年以上である。また、県内企業とJVを組んで指定管理を行うことにより県内企業へのノウハウの移譲も進んでおり、今回は沖縄科学技術振興センターも単独で指定管理に応募しているところであるとの答弁がありました。

次に、現在の施設の入居率は100%で入居期限は特にないとのことだが、次に続くベンチャー等のことも考えるとある程度の区切りも必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、当該施設は研究開発の支援が目的であることから、入居企業には事業化等に伴い転出してもらうことが望ましいが、企業体力をつけるまである程度入居し続けることもやむを得ないと考えている。今後は、近隣の類似施設の例も参考に、入居企業の転出を促す仕組みづくりも検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、収益の一部を県に納付する仕組みの内容、高度な研究機器の更新に係る方向性及びOISTとの連携の在り方などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「当せん金付証券の発売について」は、公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため令和3年度において本県が発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売限度額を153億円とすることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、昨年度との比較で令和2年度の発売額の見込みはどうなっているか、また、今回、限度額を10億円ほど増やした理由は何かとの質疑がありまし

た。

これに対し、今年度の発売額について、春先のコロナの影響があった時期は昨年度比で約85%程度で推移していたが、10月末時点ではほぼ同額の売上げとなっており、このままいけば昨年度を上回る可能性も十分にある。

また、発売額が発売限度額を超えた場合は宝くじが発売できなくなるため、好調な売行きも勘案しながら、一定の幅を持たせた形で実際の販売額が限度額の90%程度に収まるよう、10億円の増額を設定したとの答弁がありました。

そのほか、全国自治宝くじ事務協議会等と県の関係や沖縄県市町村振興協会の役割などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員一人が令和2年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の選任に係る団体からの推薦の経緯について質疑がありました。

採決の結果、乙第18号議案、乙第19号議案及び乙第25号議案の議決議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第29号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第18号議案、乙第19号議案、乙第25号議案及び乙第29号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第18号議案、乙第19号議案及び乙第25号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案、乙第19号議案及び乙第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第29号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの議決議案6件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンであり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の指定管理者選定の審査に当たっての妥当性や客観的な評価はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者の候補者の選定については、

民間の有識者4名で構成される指定管理者制度運用委員会の中で、公募要領や候補者のプレゼンテーションを受けた上で選定を行っている。選定基準については、申請団体の適格性審査と事業計画性審査で採点しており、適格性審査は40点中39点、事業計画性審査は60点中53点、合計で100点中92点という評価になっているとの答弁がありました。

そのほか、当該地区における令和元年度の立地企業数や雇用者数及び売上額などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄IT津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンであり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、当該地区における経済効果と企業における正規雇用の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、IT津梁パークは企業誘致の核となっており、全体で490社、雇用者数は2万9748名、立地企業数から波及する産業全体の売上高として、推計値で4407億円となっている。また、正規雇用率は3割程度と言われており、雇用の質を高めることは非常に大事であることから、引き続きそういった事業に取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者となる株式会社沖縄ダイケンの業種や職員数などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立奥武山総合運動場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、奥武山パークマネジメント共同企業体であり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回指定管理となる団体が共同企業体になることによって、どのように県民の利便性の向上を図るのか、また、どういう提案があったのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは株式会社トラステック1社で運営していたが、今回はそれに加え株式会社KEI・LINERと沖縄開発株式会社が加わって、奥武山パークマネジメントとなっている。

内容については、奥武山プール横の試掘井から水浴

性天然ガスを引いて電気に変え、プールの循環に関する部分や公園内の街灯等の電力としての利用、公園内のイルミネーション、バーベキューパーティーなどのイベント計画といった提案があったとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「国営土地改良事業に係る負担金の徴収について」は、国営土地改良事業により利益を受ける市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、国営土地改良事業の完了のめど及び宮古島市の負担金の割合はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国営施設応急対策宮古地区の国営かんがい排水事業については、平成29年度から事業を開始し、令和3年3月に完了予定となっている。また、宮古島市の負担金の割合は、3.33%となっているとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めるには、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、中期目標は知事が策定することになっているが、法人化の大きな柱となる自主的・自立的な運営との関わりについてはどう考えるのかとの質疑がありました。

これに対し、自主性を重んじるということから言えば、中期目標は公立大学法人が自ら定めることも考えられるが、一方で県の関与をなくしてしまっているかという考えもある。よって、中期目標を定めるに当たっては公立大学法人の意見を聞き、知事はこれに配慮することとしている。さらに、中期目標に従って中期計画を法人のほうで定めることとなっているので、県の関与にも配慮しつつ、法人の自主性を担保するというバランスを取ったものになっているとの答弁がありました。

そのほか、法人化以降、議会の議決が必要な事項の有無について質疑がありました。

次に、乙第28号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めるには、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、宅地や学校用地などの所有権移転があ

るが、トータルでどれだけの財産を承継させることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、県から法人へ承継させる土地及び建物の不動産鑑定評価について、土地は約36億8000万円、建物は約29億円となっており、合計で65億8000万円となっているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの議決議案6件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案の議決議案10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め

慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案及び乙第11号議案の「工事請負契約について」の2件は、高度衛生管理型荷さばき施設新築工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事（建築1工区）の契約金額が10億8460万円、契約の相手方は、株式会社基土木、株式会社山口建設及び有限会社明城建設の3者で構成する特定建設工事共同企業体である。同工事（建築2工区）の契約金額が11億2076万8000円、契約の相手方は、株式会社仲本工業、株式会社野原建設及び米元建設工業株式会社の3者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

乙第11号議案に関し、当該施設は長期間使用できるよう配慮されているかとの質疑がありました。

これに対し、津波対策として、2階部分に電気室を設けて、災害時に即座に再開できるような設計にしているとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、令和元年第5回沖縄県議会（9月定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の契約金額を4383万5000円増額し、20億8983万5000円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、工期や契約年月日などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案から乙第15号議案までの「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、いずれも令和元年第5回沖縄県議会（9月定例会）で議決された県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、乙第13号議案が同工事（建築1工区）の契約金額を4046万9000円増額し、15億7914万9000円に変更、また乙第14号議案が同工事（建築2工区）の契約金額を2072万4000円増額し、11億7129万8700円に変更、また乙第15号議案が同工事（建築3工区）の契約金額を1857万9000円増額し、9億5511万9000円にそれぞれ変更するものであり、

変更の理由は、いずれも設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

これらの議案について、乙第13号議案に関し、国道から右折して学校に入ることになると、朝はバスレーンがあり交通面で心配があるがどのような対策を講じるのかとの質疑がありました。

これに対し、通学時間帯における右折の侵入は制限する必要があると考えており、県警本部において実施したバスレーンの変更に関するパブリックコメント等の結果も踏まえながら、学校への右折進入の在り方を検討していくとの答弁がありました。

次に、今国において特別支援学校の設置基準をつくる動きが始まっているがどのような観点で工事を進めていくのかとの質疑がありました。

これに対し、現在は公立学校の国庫負担等に関する国の補助基準を参考にしながら、特別支援教育に配慮した施設整備の観点で工事を進めており、子供たちの特別支援教育の環境の充実を図り、国の動向も踏まえながら学校の施設整備等に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、財源の内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今後の流れとしては契約を解除してから法的措置を取ることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、最終催告後、契約解除をした後に法的措置を取ることになるが、最終催告の時点で家賃の支払いや分納計画書の提出があれば、契約は解除しないで入居を継続できるとの答弁がありました。

次に、家賃の支払い等に関し、コロナウイルス感染症の影響はあるかとの質疑がありました。

これに対し、今年の相談窓口における相談件数は例年に比べて増加しており、また減免制度を活用する人も昨年度に比べて増えていることから、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第17号議案「損害賠償請求事件の和解について」は、係争中の損害賠償請求事件について和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、識名トンネル工事契約の不適正な会計

処理に関し、県が元土木建築部長及び元南部土木事務所長を被告として提起した損害賠償請求事件について、裁判所の提案に基づき和解をするものであり、和解内容は被告らが県に解決金として1000万円をそれぞれ支払うものであるとの説明がありました。

本案に関し、仮にこの和解案を否決した場合はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、和解が成立しないと、そのまま裁判所の判決を待つことになるとの答弁がありました。

次に、和解が成立すると、残り5178万円は結局、県民の負担になるということに関してどのように考えるかとの質疑がありました。

これに対し、司法の判断に従ったということになるので、その点については損害とは考えていないとの答弁がありました。

そのほか、識名トンネルの当初の契約金額、住民監査請求に対する監査委員の勧告内容、財産の保全措置の有無、和解案の評価理由、被告の資力の確認方法などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「指定管理者の指定について」は、奥武山公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は奥武山パークマネジメント（共同企業体）で、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理をする目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者を置くことによって、民間の能力活用により多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上や経費節減を図ることが目的であるとの答弁がありました。

次に、共同企業体の出資割合とそれぞれの役割はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、出資割合は代表である株式会社トラステックが60%、株式会社KEI・LINERが20%、沖電開発株式会社が20%であり、トラステックが公園の管理、KEI・LINERがイベント、沖電開発が自家発電を行う役割となっているとの答弁がありました。

次に、乙第24号議案「指定管理者の指定について」は、中城公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、おきなわスポーツイノベーション協会株式会社で、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までで

あるとの説明がありました。

本案に関し、周辺整備事業の進捗状況及び完成時期、収益性の提案内容などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案の議決議案10件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第17号議案まで、乙第23号議案及び乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 諮問第1号を議題といたします。

本諮問に関し、委員長の報告を求めます。

新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（諮問） 巻末に掲載〕

〔新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長 中川京貴君登壇〕

○新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました諮問第1号について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

諮問第1号「軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見については、沖縄都市モノレールの車両3両化に伴い、車両基地の新設等を行うことについて、軌道経営者から線路及び工事方法書記載事項変更認可申請が提出されていることから、軌道法施行令第6条第3項において準用する同令第2条第2項の規定に基づき議会の意見を求めるものである。

主な内容は、工事施行許可申請者は沖縄都市モノレール株式会社であり、モノレールの3両編成への車両変更や3両化することで既存の車庫に収容できなくなることから、車両基地の新設等に伴い県道那覇空港線上へ連絡線、連絡通路、引込線、分機器等を整備するため、軌道法に基づく手続を行う必要があるとの説明がありました。

本案に関し、既存の車両基地に新たな基地を整備することが効率的であり経済的だと思うが、なぜ計画では既存の車両基地と離れた場所にしたのか、また、以前からトンネル方式にすることで上部に敷地が発生することも分かっていたと思うが、なぜ今の段階でこの敷地を利用した計画を提案しているのかとの質疑がありました。

これに対し、当初は現基地の拡張案と西原新基地案で検討を行ってきたが、2ヘクタールの土地確保が必要であること、モノレールの3両化の加速化事業を進めるためには、経費及び時間もかかることから、国道のトンネルの上部を選定したところである。

また、モノレールの3両化事業は喫緊の課題でもあり、当初陸上自衛隊が利用する予定のあった場所を車両基地とすることの同意を得ることができたため場所が決定したとの答弁がありました。

そのほか、国道整備事業と車両基地事業のスケジュール、モノレール事業が優先されることによる既存の道路整備事業の遅れへの対応、今回諮問された対象事業の範囲などについて質疑がありました。

採決の結果、諮問第1号については、全会一致をもって本件に異議がないものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、本件に異議はない旨答申すべきというものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 甲第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第7号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第7号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）」は、新型コロナウイルス感染症に係る対策の実施に要する経費について、補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8240万円で、補正後の改予算額は、8948億6571万6000円である。

歳入の内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫支出金及び令和元年度決算剰余金の繰越金である。

歳出の内容は、12月14日に発出した、営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、国の予算との関係で全県的な実施は検討できなかったのか、また、どのような理由で対象地域を那覇市等の3市に限定したのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の協力要請枠は、対象エリアや業種について事前に国と協議をしながら予算額が決定さ

れたものであり、最初から決まった金額に応じてエリア等を決定したわけではない。対象エリアについては、営業時間の短縮を求める厳しい内容であるため、経済団体からできるだけ対象を絞り効果的に実施してほしいとの意見等もあり、飲食関係で感染が広がっている状況と、発生率が高い地域についてデータを基に対象を絞った結果、当該3市に決定したものであるとの答弁がありました。

次に、今回の時短要請に係る協力金の対象は飲食業であるが、その飲食業へ食材等を供給する関連業者等への支援についてはどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、飲食業以外の業者等に関しては、県内外の企業や団体における県産品の共同購入事業の実施、テークアウトやデリバリー、Eコマース等の情報を集約した特設サイト「まいにちに。おきなわ」の開設等の取組のほか、12月29日からプレミアムつきクーポン券の発行により地域事業者の需要喚起を図る事業を予定するなど、総合的な事業を展開する中で関連業者等の事業継続や雇用の維持を支援していきたいとの答弁がありました。

そのほか、営業時間短縮に協力したことの証明方法、今回の措置に関する医師会の意見内容、営業時間短縮要請に係る協力金の周知方法などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第7号議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第10 甲第2号議案を議

題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第2号議案「令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）」は、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為の追加を行うものである。

主な内容は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区指定管理料で、期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は4億7484万円であるとの説明がありました。

本案に関し、国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の収支はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、令和元年度の歳入決算額は7億2929万7000円、歳出決算額が3億9859万9000円で、3億3069万8000円の黒字になっているとの答弁がありました。

次に、行政改革による財源抑制のため、前回よりも指定管理料を切り下げて公募をかけるということが続いていたようだが、現状はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理料の算定については、過去4年間の指定管理の実績をベースにそれプラス過去5年間の人件費、最低賃金の伸び率を掛け合わせて算出しており、例年基本的には上がってきている。

また、指定管理料の妥当性については、毎年指定管理者から報告を受けている収支決算は、過去3年間で見ると数十万程度の事業収支の黒字があるとの答弁がありました。

採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第11 甲第3号議案及び甲第4号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました甲第3号議案及び甲第4号議案の予算議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第3号議案「令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）」は、大型MICE施設関連の宿泊施設用地としてゾーニングされている住宅用地における不法投棄等への対策として設置するフェンスについて、住民からのフェンス設置追加要望に係る調整や設置条件検討及び資材の調達に時間を要するため、繰越明許費7707万円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、海側にあるテトラポットに侵入する人がいて危険であるため、地元住民からフェンスを設置してほしいとの要望があるが対策はどうなっているか、また、このフェンスを設置することによる住民への影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、侵入防止のフェンスを海側に延ばして

テトラポットのところには行けないような対策を検討したい、また、フェンスを設置することにより、これまで使用していた道路も通行できなくなる予定であるとの答弁がありました。

次に、甲第4号議案「令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、国及び沖縄県が埋め立てた土地のうち、沖縄市へ譲渡する土地については必要となる地盤改良を県が行うこととなっており、地盤改良の程度について沖縄市との調整に不測の時間を要していることから、今年度予定している検討業務の所要期間を確保するため、繰越明許費4000万円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ県がそのまま譲渡せずに地盤改良をやらなければいけないのか、また、地盤改良の事業費が膨らんで、県の財政負担にならないかとの質疑がありました。

これに対し、地域開発事業債等の取扱いに係る通知文に基づき、臨海部土地造成事業においては、県が用地を取得し、何らかの造成等を行わずに、他に転売するような場合には、原則として起債事業の対象としないことから、県が地盤改良を行うことになる。また、地盤改良にかかる経費については、沖縄市に売却する土地の単価に上乘せされとの答弁がありました。

そのほか、土地利用計画の概要、埋立ての進捗状況及び完了時期などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第3号議案及び甲第4号議案の予算議案2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案及び甲第4号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案及び甲第4号議案は、原案の

とおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第12 議員提出議案第2号 王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書及び日程第13 議員提出議案第3号 王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義君。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び同第3号の2件につきましては、12月15日に開催した総務企画委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容の前半部分は意見書と同じであるため、意見書と異なる後半部分のみを朗読いたします。

〔王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議の後半部分朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第2号「王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書」及び議員提出議案第3号「王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第14 議員提出議案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元することを求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

末松文信君。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元することについて関係要路に要請するためであります。

議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元することを求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第4号「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◆・◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第15 議員提出議案第5号 米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める意見書及び日程第16 議員提出議案第6号 米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第5号及び第6号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました議員提出議案第5号及び同第6号の2件につきまして、12月17日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人に対し綱紀粛正の徹底について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同

じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号及び第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第5号「米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第6号「米軍人に対し綱紀粛正の徹底を求める抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◆・◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第17 請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願及び陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました請願1件及び陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情1件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第18 請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願及び陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文教厚生委員長（末松文信君） 失礼しました。

ただいま議題となりました請願1件及び陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情1件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第19 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第20 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長中川京貴君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員

長 中川京貴君登壇]

○新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第22 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、本年の議会活動も全て終わることになります。

さて、去る6月の一般選挙から6か月の月日が流れ、今年もあと10日を残すのみとなりました。

この1年の本県議会の活動を顧みますと、4回の定例会と3回の臨時会が開催され、年間を通しての会期日程の合計は132日でありました。

特に、今年には100年に一度の事象とも言われる新型コロナウイルス感染症の拡大により、県経済や県民生活を一変させるこれまでに経験したことのない激動の年となりました。

このような危機的状況を打開するため、本県議会は、3月と5月の2度にわたり国に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書」を提出するとともに、今期定例会までに10次に及ぶ補正予算を可決し、県民の安心・安全な生活を確保するため取り組んでまいりました。

また、さらなる感染拡大防止対策の一助とするため、5月の臨時会においては、議員報酬の一部を減額する条例を全会一致で制定したところであります。

その間、県政の課題解決に向け、3月には首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書及び北部基幹病院の早期整備に関する決議を、改選後の初議会となった6月定例会においては、新たな過疎対策法「過疎地域持続的発展支援特別措置法（仮称）」に関する意見書及び尖閣諸島周辺海域における本県漁業者及び宮古・八重山地域住民をはじめとする県民の生命・安全並びに領土・領海を守る立場から、尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書

を、また、本日、王毅中華人民共和國國務委員兼外交部長の発言に対する意見書及び同抗議決議を可決し、県民の意思を強く内外に発信するとともに、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会を設置し、令和4年3月末に期限を迎える沖縄21世紀ビジョン基本計画の次なる新たな沖縄振興計画の策定に向けた議論をスタートさせました。

その一方で、米軍基地から派生する事件・事故は後を絶たず、年明け早々の1月には米海軍MH60ヘリコプター墜落事故、2月には米軍F A18戦闘攻撃機部品落下事故及び米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの構造物落下事故、さらに4月に入ってから普天間飛行場からの泡消火剤流出・飛散事故などが頻発しました。

そのため、相次ぐこのような事故に対し、県民の生命財産を守る立場から、その都度意見書・抗議決議を可決してまいりました。

このように議員各位が県民の福祉の向上を図るべく、県政の様々な課題の解決に向け、活発な議論や政策提言などを行ったことは、県民から高い評価と支持

を得たものと確信する次第であります。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、普天間飛行場をはじめとする米軍基地問題、県経済の振興並びに子供の貧困対策等、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決に向け、県民を代表する機関として県民の負託に応じて邁進してまいりたいと思います。

終わりに、令和2年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第7回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 島 袋 恵 祐

会議録署名議員 新 垣 淑 豊